

# 内子町地域防災計画

平成27年3月修正

内子町防災会議



## 〔目 次〕

## 風水害等対策編

第1章 総 論 .....	1
第1節 計画の主旨 .....	1
第2節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 .....	3
第3節 内子町の地勢等及び災害の概要 .....	9
第2章 災害予防対策 .....	12
第1節 気象予警報等の伝達 .....	12
第2節 防災思想・知識の普及 .....	19
第3節 住民の防災対策 .....	22
第4節 自主防災組織の防災対策 .....	24
第5節 事業者の防災対策 .....	29
第6節 業務継続計画の策定 .....	31
第7節 ボランティアによる防災活動 .....	32
第8節 防災訓練の実施 .....	34
第9節 火災予防対策 .....	36
第10節 林野火災予防対策 .....	40
第11節 水害予防対策 .....	42
第12節 地盤災害予防対策 .....	44
第13節 避難対策 .....	46
第14節 緊急物資確保対策 .....	53
第15節 医療救護対策 .....	55
第16節 防疫・衛生体制の整備 .....	57
第17節 保健衛生活動体制の整備 .....	58
第18節 要配慮者の支援対策 .....	59
第19節 広域応援体制の整備 .....	62
第20節 ライフライン災害予防対策 .....	67
第21節 道路災害予防対策 .....	71
第22節 農地・農林業施設災害予防対策 .....	73
第23節 文化財の保護 .....	74
第24節 建築物災害予防対策 .....	75
第25節 危険物等災害予防対策 .....	77
第26節 毒物劇物による災害予防対策 .....	78

第27節	資材・機材等の点検整備	79
第28節	防災情報通信システムの整備	80
第29節	孤立地区対策	82
第30節	災害復旧・復興への備え	83
第3章	災害応急対策	85
第1節	各機関応急措置の概要	85
第2節	防災組織及び編成	87
第3節	通 信 連 絡	99
第4節	災害情報の報告	102
第5節	広 報 活 動	107
第6節	災害救助法の適用	109
第7節	避 難 活 動	111
第8節	緊急輸送活動	120
第9節	交通応急対策活動	123
第10節	孤立地区に対する支援活動	127
第11節	消 防 活 動	128
第12節	水 防 活 動	133
第13節	人命救助活動	140
第14節	遺体の捜索・処理・埋葬	144
第15節	食料及び生活必需品等の確保・供給	147
第16節	飲料水の確保・供給	151
第17節	医療救護活動	154
第18節	防疫・衛生活動	158
第19節	保健衛生活動	161
第20節	廃棄物等の処理	162
第21節	障害物の除去	165
第22節	動物の管理	167
第23節	応急住宅対策	169
第24節	要配慮者に対する支援活動	172
第25節	応援協力活動	174
第26節	ボランティア等への支援	178
第27節	自衛隊災害派遣要請の要求等	179
第28節	ライフラインの確保	183
第29節	危険物施設等の安全確保	188
第30節	豪雪災害防止活動	190
第31節	応急教育活動	192
第32節	消防防災ヘリコプターの出動要請	195
第4章	災害復旧復興対策	197

第1節	公共施設災害復旧対策 .....	197
第2節	復興計画 .....	199
第3節	災害復旧資金 .....	202
第4節	被災者等に対する支援 .....	204

## 震災対策編

第1章 総 論 .....	211
第1節 計 画 の 主 旨 .....	211
第2節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 .....	213
第3節 地震発生の条件 .....	219
第2章 地震災害予防対策 .....	227
第1節 想定される地震の適切な設定と対策の基本的考え方 .....	227
第2節 防災思想・知識の普及 .....	228
第3節 住民の防災対策 .....	232
第4節 自主防災組織の防災対策 .....	234
第5節 事業者の防災対策 .....	238
第6節 業務継続計画の策定 .....	238
第7節 ボランティアによる防災活動 .....	238
第8節 地震防災訓練の実施 .....	239
第9節 地震災害予防対策 .....	240
第10節 水 害 予 防 対 策 .....	245
第11節 地盤災害予防対策 .....	248
第12節 孤 立 地 区 対 策 .....	250
第13節 町民生活の確保対策 .....	250
第14節 要配慮者の支援対策 .....	258
第15節 広域応援体制の整備 .....	258
第16節 防災情報通信システムの整備 .....	258
第17節 ライフラインの耐震対策 .....	259
第18節 公共土木施設等の耐震対策 .....	263
第19節 危険物施設等の耐震対策 .....	268
第20節 災害復旧・復興への備え .....	271
第3章 地震災害応急対策 .....	273
第1節 町の災害応急活動 .....	273
第2節 通 信 連 絡 .....	278
第3節 情 報 活 動 .....	279
第4節 広 報 活 動 .....	285
第5節 災害救助法の適用 .....	286
第6節 避 難 活 動 .....	287
第7節 緊急輸送活動 .....	289
第8節 交通応急対策活動 .....	290

第9節 孤立地区に対する支援活動 .....	291
第10節 消 防 活 動.....	292
第11節 水 防 活 動.....	296
第12節 人命救助活動.....	297
第13節 遺体の捜索・処理・埋葬 .....	297
第14節 食料及び生活必需品等の確保・供給 .....	297
第15節 飲料水の確保・供給 .....	297
第16節 医療救護活動.....	297
第17節 防疫・衛生活動 .....	297
第18節 保健衛生活動 .....	297
第19節 廃棄物等の処理 .....	298
第20節 動物の管理.....	299
第21節 応急住宅対策.....	299
第22節 要配慮者に対する支援活動 .....	300
第23節 応援協力活動.....	300
第24節 ボランティア等への支援 .....	300
第25節 自衛隊災害派遣要請の要求等 .....	300
第26節 消防防災ヘリコプターの出動要請 .....	300
第27節 ライフラインの確保 .....	301
第28節 公共土木施設等の確保 .....	305
第29節 危険物施設等の安全確保 .....	308
第30節 応急教育活動.....	309
第31節 ボランティアの受入れ .....	309
第32節 社会秩序維持活動 .....	310
第4章 地震災害復旧・復興対策 .....	311
第1節 災害復旧対策.....	311
第2節 復興計画.....	313
第3節 被災者の生活再建支援 .....	316
第5章 南海トラフ地震防災対策 .....	325
第1節 総 則 .....	325
第2節 関係者との連携協力の確保 .....	326
第3節 円滑な避難の確保に関する事項 .....	328
第4節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画.....	331
第5節 防災訓練計画.....	332
第6節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画.....	333

## 原子力災害対策編

第1節	計画の主旨	335
第2節	原子力災害対策重点区域	336
第3節	緊急事態区分及び重点区域区分等に応じた防護措置の準備及び実施	338
第4節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	342
第5節	広域的な活動体制	347
第2章	原子力災害事前対策	348
第1節	発電所における予防措置等の責務	348
第2節	災害応急体制の整備	349
第3節	通信連絡体制の整備	352
第4節	環境放射線モニタリング協力体制の整備	354
第5節	緊急被ばく医療体制の整備	356
第6節	防災対策上必要とされる防護資機材等の整備	359
第7節	避難収容活動体制の整備	360
第8節	緊急物資の確保	366
第9節	緊急輸送路の確保体制の整備	368
第10節	飲食物の出荷制限、摂取制限	369
第11節	防災知識の普及	370
第12節	原子力防災訓練の実施	373
第13節	広域応援体制の整備	375
第14節	県消防防災ヘリコプターの運航	376
第15節	防災対策資料の整備	377
第16節	核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応急体制の整備	379
第17節	複合災害対応に係る体制整備	381
第3章	緊急事態応急対策	383
第1節	応急措置の概要	383
第2節	町災害対策本部の設置	385
第3節	各機関の活動体制	397
第4節	情報活動	401
第5節	通信連絡	404
第6節	広報・広聴活動	407
第7節	緊急時モニタリング等の実施	411
第8節	住民避難等の実施	415
第9節	立入制限、交通規制の実施並びに災害警備の実施	423
第10節	飲料水・飲食物の摂取制限等	424



第1 1 節	緊急被ばく医療の実施	426
第1 2 節	防災業務関係者の防護対策	436
第1 3 節	緊急輸送	437
第1 4 節	消火活動	438
第1 5 節	救助・救急活動	439
第1 6 節	ボランティアの受入れ	439
第1 7 節	応援協力活動	440
第1 8 節	県消防防災ヘリコプターの活動	442
第1 9 節	核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する迅速かつ円滑な応急対策	443
第2 0 節	複合災害時における応急対策	445
第4 章	原子力災害中長期対策	447
第1 節	緊急事態解除宣言後の対応	447
第2 節	原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定	447
第3 節	汚染の除去等	447
第4 節	復旧期モニタリングの実施と結果の公表	447
第5 節	各種指示、制限措置の解除	448
第6 節	災害地域住民に係る記録等の作成	448
第7 節	風評被害等の影響の軽減	450
第8 節	被災者等の生活再建の支援	450
第9 節	物価の監視	451
第1 0 節	復旧・復興事業からの暴力団排除	451
第1 1 節	原子力事業者の災害復旧対策	451
第1 2 節	災害対策本部等の解散	452

## 資料編

[防災関係機関等]	453
○防災関係機関連絡先一覧	453
[救援物資・施設関係]	456
○食料、生活必需品等備蓄状況	456
○指定緊急避難場所一覧(平成26年10月28日指定)	456
○指定避難所施設等一覧(平成26年10月28日指定)	458
○指定福祉施設避難所一覧(平成26年10月28日指定)	460
○指定緊急避難場所所在地等一覧(平成26年10月28日指定)	460
○指定避難所施設所在地等一覧(平成26年10月28日指定)	462
○指定福祉施設避難所所在地等一覧(平成26年10月28日指定)	464
○医療機関一覧	464
○町内飛行場外臨時離着陸場一覧	464
○緊急輸送道路一覧	465
○町道路線名称一覧(避難路)	466
○町道橋一覧	472
[通信関係]	474
○防災行政用無線局設置場所一覧	474
○災害時優先電話登録回線一覧	480
[消防関係]	482
○大洲地区広域消防事務組合保有救助資機材一覧	482
○消防団の現勢	484
○消防団保有機械	485
○消防水利の現況	485
○危険物施設一覧	486
○町内液化石油ガス販売事業者一覧	486
[水防関係]	487
○水防資器材保有状況一覧	487
○水防資材調達業者名一覧	488
○水防危険箇所一覧	489
○ため池一覧表	490
○町内雨量、水位観測所	493
[災害危険箇所]	494
○地すべり防止区域指定箇所一覧	494
○地すべり危険箇所一覧表	495

○土砂災害（特別）警戒区域 指定箇所一覧	496
○急傾斜地崩壊危険箇所一覧表	498
○土石流危険溪流	502
○山地災害危険地区一覧表（崩壊土砂流出）	505
○山地災害危険地区一覧表（山腹崩壊）	507
[協 定 等]	509
○災害時の医療救護に関する協定（（社）愛媛県医師会）	509
○災害時の医療救護に関する協定（（社）愛媛県歯科医師会）	512
○災害時の医療救護に関する協定（（社）愛媛県薬剤師会）	515
○災害時の医療救護に関する協定（（社）愛媛県看護協会）	518
○愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定	521
○愛媛県消防広域相互応援協定	525
○南予地区広域消防相互応援協定書	530
○大洲市・内子町における消防相互応援協定書	532
○伊予、大洲、久万高原広域消防相互応援協定書	534
○大洲市、西予市、内子町広域消防相互応援協定書	536
○真弓トンネル内における消防活動に関する覚書	538
○松山自動車道消防相互応援協定書	539
○ヘリテレ映像の提供に関する協定	541
○四国西南サミット災害時相互応援協定	542
○環境自治体会議を構成する市区町村の災害等における相互支援に関する協定	544
○環境自治体会議災害支援協定締結宣言	545
○環境自治体会議を構成する市区町村の災害等における相互支援に関する協定（略称 環境自治体会議災害支援協定）	546
○災害時における情報交換及び支援に関する協定書	548
○災害時における応急対策業務に関する協定	550
○災害時における支援協力に関する協定	552
○災害時の減災活動に関する協力協定書	554
○災害時における応急対策業務の協力に関する協定	555
○災害時における応急対策業務の協力に関する協定書	557
○災害時における救援物資提供に関する協定書	559
○災害支援協力に関する協定	560
○災害時等における物資供給協力に関する協定書	562
○災害時における家屋被害認定調査に関する協定書	565
○内子町と豊島区との非常災害時における相互応援に関する協定	567
○災害時における救援物資提供に関する協定書	569
○災害時の協力に関する協定書	570
[様 式]	571

○災害情報報告様式 .....	571
○災害情報受発信記録表 .....	580
○水防情報受付（処理）票 .....	582
○自衛隊派遣要請依頼様式 .....	583
○自衛隊撤収要請依頼様式 .....	585
○消防防災ヘリコプター緊急運航要請書 .....	587
[条 例 等] .....	589
○内子町防災会議条例 .....	589
○内子町災害対策本部条例 .....	591
[そ の 他] .....	592
○過去の災害履歴 .....	592
○災害救助法による救助の程度、方法及び期間 .....	595
○災害の被害認定基準 .....	598
○町内指定文化財一覧 .....	601

# 風水害等対策編



# 第1章 総論

## 第1節 計画の主旨

### 1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、内子町の地域に係る災害対策について定め、これを推進することにより、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

### 2 計画の性格

この計画は、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者並びに住民が、防災対策に取り組むための基本方針となるものであり、地域における生活者の多様な視点を反映するため、防災会議の委員への任命など、計画決定過程における男女共同参画、その他の多様な主体の参画に配慮しながら、状況の変化に対応できるよう必要に応じ見直しを行うものである。

### 3 計画の構成

本編の構成は、次の4章による。

#### (1) 第1章 総論

この計画の主旨、防災関係機関の業務、地形・気象災害の概要など計画の基本となる事項を示す。

#### (2) 第2章 災害予防対策

平常時の教育、訓練、施設の災害予防対策、住民生活の確保方策などの予防対策を示す。

#### (3) 第3章 災害応急対策

災害が発生した場合の応急対策を示す。

#### (4) 第4章 災害復旧復興対策

災害発生後の復旧、復興対策を示す。

なお、この風水害等対策編によるもののほか、地震災害、原子力災害に対応するため、震災対策編、原子力災害対策編を定める。

### 4 基本方針

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、衆知を集めて効果的な災害対策を講じるとともに、町民一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済への影響を最小限にとどめるものとする。

なお、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせ、一体的に災害対策を推進するとともに、最新の科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず災害対策の改善を図るこ

とが必要である。

また、防災対策は、町民が自らの安全は自らで守る「自助」を実践した上で、地域において互いに助け合う「共助」に努めるとともに、町及び県がこれらを補完しつつ「公助」を行うことを基本とし、町民、自主防災組織、事業者、町及び県がそれぞれの責務と役割を果たし、相互に連携を図りながら協力して着実に防災活動を実施していくことが重要である。

特にいつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済的被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による防災対策の充実はもとより、町民自らが災害への備えを実践し、災害に強い地域社会づくりを実現させることが不可欠であることから、愛媛県防災対策基本条例（平成18年12月19日条例第58号）（以下「防災条例」という。）及びこの計画に基づき、個人や家庭、地域、企業、団体等が日常的に減災のための行動と投資を息長く行う「町民運動」を展開し、これら多様な主体が自発的に行う防災活動を促進するため、時期に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等との連携を図る。

さらに、災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、公共機関及び地方公共団体は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておく。相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な風水害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。



## 第2節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

### 1 内子町

- (1) 町地域防災計画（風水害等対策編）の作成
- (2) 防災に関する組織の整備
- (3) 防災思想・知識の普及
- (4) 自主防災組織の育成その他住民の災害対策の促進
- (5) 防災訓練の実施
- (6) 防災のための施設等の整備
- (7) 災害に関する情報の収集、伝達、広報及び被害調査
- (8) 被災者の救出、救護等の措置
- (9) 高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害を含む。）、難病患者、妊産婦、乳幼児、その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の避難支援対策の促進
- (10) 避難準備情報の提供、避難勧告、避難指示、屋内での待避等の安全確保措置の指示及び避難所の開設
- (11) 消防、水防その他の応急措置
- (12) 被災児童生徒の応急教育の実施
- (13) 清掃、防疫その他の保健衛生の実施
- (14) 災害時における社会秩序の維持に必要な対策の実施
- (15) 災害時における町有施設及び設備の点検・整備
- (16) 食料、医薬品その他物資の備蓄及び確保
- (17) 緊急輸送の確保
- (18) 災害復旧の実施
- (19) その他災害の発生防止又は拡大防止のための措置

### 2 大洲地区広域消防事務組合

- (1) 救急、消防防災活動に関すること
- (2) 住民の避難、誘導等に関すること

### 3 県

- (1) 県地域防災計画の作成
- (2) 防災に関する組織の整備
- (3) 防災思想・知識の普及
- (4) 自主防災組織の育成指導その他県民の災害対策の促進
- (5) 防災訓練の実施
- (6) 防災のための装備・施設等の整備

- (7) 災害に関する情報の収集、伝達、広報及び被害調査
- (8) 被災者の救出、救護等の措置
- (9) 避難行動要支援者の避難支援対策の促進
- (10) 避難勧告、避難指示又は屋内での待避等の安全確保措置の指示に関する事項
- (11) 水防その他の応急措置
- (12) 被災児童生徒の応急教育の実施
- (13) 清掃、防疫その他の保健衛生の実施
- (14) 犯罪の予防、交通規制その他災害時における社会秩序の維持に必要な対策の実施
- (15) 災害時における県有施設及び設備の点検・整備
- (16) 食料、医薬品その他物資の備蓄及び確保
- (17) 緊急輸送の確保
- (18) 災害復旧の実施
- (19) 市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の災害応急対策の連絡調整
- (20) その他災害の発生防止又は拡大防止のための措置

#### 4 指定地方行政機関

- (1) 中国四国農政局
  - ア 災害時における食料の供給の実施準備について関係団体に協力を求める措置に関すること。
  - イ 自ら管理又は運営する施設・設備の保全に関すること。
  - ウ 農林漁業関係金融機関に対する金融業務の円滑な実施のための指導に関すること。
  - エ 防災上整備すべき地すべり防止施設、農業用排水施設並びに農地の保全に係る海岸保全施設等の整備に関すること。
  - オ 防災に関する情報の収集及び報告に関すること。
  - カ 災害時の食料の供給に関すること。
  - キ 災害時の食料の緊急引渡措置に関すること。
- (2) 四国森林管理局（愛媛森林管理署）

災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること。
- (3) 四国地方整備局（大洲河川国道事務所）

管轄する道路等についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。

  - ア 災害予防
    - (ア) 応急復旧用資機材の備蓄の推進
    - (イ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施
    - (ウ) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の制定の運用
  - イ 応急・復旧
    - (ア) 防災関係機関との連携による応急対策の実施
    - (イ) 路上障害物の除去等による緊急輸送路の確保
    - (ウ) 所管施設の緊急点検の実施
    - (エ) 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施
  - ウ 公共土木施設の災害復旧についての指導に関すること。

## (4) 大阪管区気象台（松山地方気象台）

- ア 気象警報・注意報の通知及び気象情報の伝達に関すること。
- イ 気象及び気象災害に関する啓蒙活動及び防災訓練に対する協力に関すること。
- ウ 異常な自然現象（異常水位、潮位、地すべり、土地の隆起等）に関する情報が発見者又は行政機関から通報されたとき、適切な措置を講じること。

## 5 自衛隊（陸上自衛隊第14特科隊、航空自衛隊西部航空方面隊）

- (1) 被害状況の把握に関すること。
- (2) 避難の救助及び遭難者等の捜索に関すること。
- (3) 水防活動、消防活動、道路等の啓開に関すること。
- (4) 応急医療、救護及び防疫に関すること。
- (5) 通信支援、人員及び物資の緊急輸送に関すること。
- (6) 炊飯・給水及び宿泊支援等に関すること。
- (7) 危険物の保安及び除去に関すること。

## 6 指定公共機関

## (1) 日本郵便株式会社（町内各郵便局）

- ア 郵便業務の運営の確保に関すること。
- イ 郵便局の窓口業務の維持に関すること。

## (2) 日本赤十字社（愛媛県支部）

- ア 応援救護班の派遣又は派遣準備に関すること。
- イ 被災者に対する救援物資の配布に関すること。
- ウ 血液製剤の確保及び供給のための措置に関すること。
- エ 赤十字奉仕団等に対する救急法の講習等の指導に関すること。

## (3) 日本放送協会（松山放送局）

- ア 県民に対する防災知識の普及に関すること。
- イ 県民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること。
- ウ 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関すること。
- エ 社会福祉事業団体義援金品の募集、配分に関すること。

## (4) 西日本高速道路株式会社（四国支社）

西日本高速道路株式会社が管理する道路等の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理に関すること。

## (5) 四国旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社（松山営業所）

- ア 鉄道施設等の保全に関すること。
- イ 災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関すること。
- ウ 災害時における旅客の安全確保に関すること。
- エ 災害発生後に備えた資機材、人員等の配備手配に関すること。

## (6) 西日本電信電話株式会社（愛媛支店）、株式会社NTTドコモ（四国支社）、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

- ア 電気通信施設の整備に関すること。

- イ 災害時における通信の確保に関すること。
  - ウ 災害時における通信疎通状況等の広報に関すること。
  - エ 警報の伝達及び非常緊急電話に関すること。
  - オ 復旧用資機材等の確保及び広域応援計画に基づく人員等の手配に関すること。
- (7) 日本通運株式会社(西予支店)、福山通運株式会社(四国福山通運株式会社 大洲営業所)、佐川急便株式会社(大洲店)、ヤマト運輸株式会社(愛媛主管支店)  
災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関すること
- (8) 四国電力株式会社(松山支店)
- ア 電力施設等の保全に関すること。
  - イ 電力供給の確保に関すること。
  - ウ 被害施設の応急対策及び復旧用資機材の確保に関すること。
  - エ 電力施設の災害予防措置及び広報の実施
- (9) KDDI株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社  
重要な通信を確保するために必要な措置に関すること。

## 7 指定地方公共機関

- (1) 伊予鉄道株式会社(伊予鉄南予バス)
- ア 災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関すること。
  - イ 災害時における旅客の安全確保に関すること。
  - ウ バスの運行状況、乗客の避難状況等の広報に関すること。
- (2) 一般社団法人愛媛県医師会、一般社団法人愛媛県薬剤師会、公益社団法人愛媛県看護協会  
救護所、救護病院等における医療救護活動の実施の協力に関すること。
- (3) 一般社団法人愛媛県歯科医師会
- ア 検案時の協力に関すること。
  - イ 救護所、救護病院等における医療救護活動の実施に関すること。
- (4) 南海放送株式会社、株式会社テレビ愛媛、株式会社あいテレビ、株式会社愛媛朝日テレビ、株式会社エフエム愛媛
- ア 防災に関するキャンペーン番組、防災メモのスポット、ニュース番組等による住民に対する防災知識の普及に関すること。
  - イ 災害に関する情報の正確、迅速な提供に関すること。
  - ウ 住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること。
  - エ 災害時における広報活動及び被害状況等の速報の協力に関すること。
  - オ 報道機関の施設、機器類等の整備の事前点検と災害予防のための設備の整備に関すること。
- (5) 一般社団法人愛媛県バス協会、一般社団法人愛媛県トラック協会、石崎汽船株式会社(愛媛県旅客船協会)
- ア 防災関係機関の要請に基づく、協会加盟事業所からの緊急輸送車両等の確保に関すること。
  - イ 災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関すること。
- (6) 社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会
- ア 災害ボランティア活動体制の整備に関すること。

イ 被災者の自立的な生活再建支援のための生活福祉資金の融資に関する事。

## 8 その他公共的団体及び防災上重要な施設等の管理者

### (1) 輸送機関 (町営バス)

ア 安全輸送の確保に関する事。

イ 災害対策用物資等の輸送に関する事。

### (2) 農業協同組合、森林組合

ア 共同利用施設等の保全に関する事。

イ 被災組合員の援護に関する事。

ウ 食料、生活必需品、復旧資材等の援護物資の供給の協力に関する事。

### (3) 商工会

ア 被災商工業者の援護に関する事。

イ 物価安定についての協力に関する事。

ウ 食料、生活必需品、復旧資材等の援護物資の供給の協力に関する事。

### (4) 危険物施設管理者、プロパンガス取扱機関

ア 危険物施設等の保全に関する事。

イ プロパンガス等の供給の確保に関する事。

### (5) 内子町社会福祉協議会

ア 災害ボランティア活動体制の整備に関する事。

イ 被災者の自立的な生活再建支援のための生活福祉資金の融資に関する事。

### (6) 社会福祉施設等管理者

ア 施設利用者等の安全確保に関する事。

イ 福祉施設職員等の応援体制に関する事。

### (7) 社団法人愛媛県トラック協会

防災関係機関の要請に基づく、協会加盟事業所からの緊急輸送車両等の確保に関する事。

## 9 町民・事業者

### (1) 町民

ア 町民

(ア) 自助の実践に関する事

(イ) 地域における自主防災組織等の防災活動への参加に関する事

(ウ) 食料、飲料水、その他の生活必需品の備蓄に関する事。

イ 自主防災組織

(ア) 災害及び防災に関する知識の普及啓発に関する事

(イ) 地域における安全点検、防災訓練その他の災害応急対策の実施に関する事

(ウ) 避難、救助、初期消火その他の災害応急対策の実施に関する事

(エ) 町又は県が実施する防災対策への協力に関する事

### (2) 事業者

ア 事業者

(ア) 来所者、従業員及び事業所の周辺地域に生活する住民の安全確保に関する事

- (イ) 災害時において事業を継続することができる体制の整備に関すること
- (ウ) 地域における自主防災組織等の防災活動への協力に関すること
- (エ) 災害応急対策の実施に関すること
- (オ) 町又は県が実施する防災対策への協力に関すること

資料編 ◦ 防災関係機関連絡先一覧

### 第3節 内子町の地勢等及び災害の概要

#### 1 自然的条件

##### (1) 位置、地勢

本町は、愛媛県のほぼ中央に位置し、北部は伊予市、砥部町、西部は大洲市、南部は大洲市、西予市、東部は久万高原町に接しており、本町の中心部は、県都松山市から約40kmの地点にある。町の中央部を一級河川・肱川の支流である小田川が流れている。

交通、経済の中心となる内子地区は、小田川、中山川、麓川の3つの流域に沿って集落が形成され、中心部は交通の要衝となってきた。また、近年は100万人を超える観光客が訪れ、県内でも屈指の観光地となっている。

行政の中心となる五十崎地区は、田園地帯を形成しており、町の中心を貫流する小田川は、自然環境に配慮した川づくりがなされている。

小田川の源流がある小田地区は、標高1,300m級の四国山系に抱かれた山村であり、面積の90%弱（町全体では約78%）を山林が占める県下有数の林業地帯である。

##### (2) 面積

本町の面積は、299.50km<sup>2</sup>、その広がり東西30.0km、南北17.9kmとなっている。

また、地目別に見ると、全体の約78%が山林原野、約7%が農地（田・畑）、約1%が宅地となっている。

区 分	面 積	田	畑	宅 地	山林原野	河川・ 道路等	そ の 他
内 子 町	299.50 (100.0%)	5.91 (2.0%)	13.50 (4.5%)	3.96 (1.3%)	234.28 (78.2%)	16.46 (5.5%)	25.39 (8.5%)

(資料：「平成22年度土地利用現況調査」)

##### (3) 気象

内子地区の平均気温は、近隣市町と比較すると気温が低く、特に冬季の低温が著しい。平均日較差も大きく、内陸盆地特有の気候特性が顕著である。

五十崎地区の気候は、山間の盆地型で、年間を通じて湿度もかなり高く霧の発生が多いが、気温はおおむね温暖である。

小田地区の気候は、小田深山を除くと温暖であり、年平均気温は、15度前後ある。

内子町の年間平均降雨量は、1,810mm(平成14年から平成23年までの平均)である。

(参考：町内で一番降雨量の多い獅子越観測所は、2,260mm)

##### (4) 地質

四国地方の地質は、東西方向に走る中央構造線を境に、北側の西南日本内帯と、南側の西南日本外帯に大区分される。西南日本外帯は北から中央構造線、仏像構造線の東西に走る2大地質構造線があり、地質は、それら構造線に画されて北から順に三波川帯、秩父累帯及び四万十帯の3地帯に大別される。

本町のうち主に内子、五十崎地区が属する三波川帯は、白亜紀の高圧変成岩類からなる地質体で、塩基性（緑色）片岩及び泥質（黒色）片岩が広く分布する。また南部には斑れい岩質岩石が特徴的に分布するゾーンがあり御荷鉾緑色岩類と称されている。

本町のうち主に小田地区が属する秩父累帯は、ジュラ紀の付加体堆積岩類からなる地質体で、ほとんどが粘板岩・砂岩及びそれらの互層によって占められ、輝緑凝灰岩、チャート、石灰岩が散在する。

## 2 社会的条件

### (1) 人口

本町の人口は年々減少傾向にあり、平成22年の国勢調査では18,045人となっている。世帯数は、平成17年以降減少傾向にある。また、人口に占める高齢者人口の割合34.4%となり、県の割合26.6%を大きく上回り、全体として核家族化、高齢化が目立っている。

人口等の推移

		昭和 60年	平成2年	平成7年	平成 12年	平成 17年	平成 22年
人	内子町	12,760	12,147	11,802	11,231	19,620	18,045
	五十崎町	6,338	6,043	5,718	5,720		
	小田町	4,981	4,497	4,158	3,831		
	計	24,079	22,687	21,678	20,782		
口 増減	数	—	▲1,392	▲1,009	▲896	▲1,162	▲1,575
	率 (%)	—	94.2	95.6	95.9	94.4	92.0
世	内子町	3,596	3,601	3,642	3,688	7,000	6,704
	五十崎町	1,808	1,827	1,804	1,867		
	小田町	1,612	1,557	1,523	1,507		
	計	7,016	6,985	6,969	7,062		
帯 増減	数	—	▲31	▲16	93	▲62	▲296
	率 (%)	—	99.6	99.8	101.3	99.1	95.8
1世帯当たり人口		3.43	3.25	3.11	2.94	2.80	2.69
高 齢 者 人 口	内子町	2,052	2,425	2,965	3,264	6,467	6,204
	五十崎町	993	1,167	1,378	1,506		
	小田町	962	1,128	1,392	1,476		
	計	4,007	4,720	5,735	6,246		
増減	数	—	713	1,015	511	221	▲263
	率 (%)	—	117.7	121.5	108.9	103.5	95.9
人口に占める割合	町割合 (%)	16.7	20.8	26.5	30.1	33.0	34.4
	県割合 (%)	12.9	15.4	18.5	21.4	24.0	26.6
	全国割合 (%)	10.3	12.0	14.5	17.3	20.1	23.0

注 国勢調査



## (2) 交通

交通は、国道56号、379号が町内を縦横断し、国道56号に並行してJR予讃線が通っている。松山市までの所要時間がJRで25分程度と通勤通学圏内となっている。また、平成12年7月には四国縦貫自動車道が大洲市まで開通し、内子五十崎インターが整備され、ますます生活圏域、経済圏域が拡大している。

## 3 過去の災害履歴

内子町における災害の主なものは、梅雨前線、台風来襲に伴う暴風・豪雨である。

資料編 ○過去の災害履歴
--------------

## 第2章 災害予防対策

災害の発生を未然に防止するためには、防災に関する施設の整備・点検、防災に関する物資・資材の備蓄整備や防災訓練等のほか、住民の防災意識の高揚が重要であるため、本章では、災害の予防活動及び対策について定める。

### 第1節 気象予警報等の伝達

気象、地象、水象、火災に関する予報・警報及び情報の発表基準並びに伝達は、本計画の定めるところによるものとする。

なお、地震に関する情報の発表、伝達は、震災対策編の定めるところによる。

#### 1 定義

##### (1) 特別警報

特別警報とは、大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であることによって重大な災害の起こるおそれ著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報をいう。

##### (2) 警報

警報とは、大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合に、その旨を警告して行う予報をいう。

##### (3) 注意報

注意報とは、大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報をいう。

##### (4) 気象情報

気象情報とは、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表するものをいう。

##### (5) 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報とは、県と松山地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、市町長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町ごとに発表するものをいう。

##### (6) 水防警報

水防警報とは、水防法第16条の規定に基づき、国土交通大臣又は知事が指定した河川、湖沼又は海岸について、洪水又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、国土交通大臣又は知事が、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

##### (7) 火災気象通報

火災気象通報とは、消防法第22条の規定に基づき、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに松山地方気象台が県知事に対して通報し、県を通じて市町や消防本部に伝達されるものをいう。

## (8) 火災警報

火災警報とは、消防法第22条第3項の規定に基づき、町長が知事から火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であるとき、必要に応じ発表するものをいう。

## 2 特別警報・警報・注意報の種類、発表基準及び伝達系統

## (1) 種類及び発表基準

松山地方気象台が県内に発表する特別警報・警報・注意報の種類及び発表基準は、別表のとおりである。

## (2) 細分区域

災害が起こると予想される地域を技術的に特定することができ、それが防災上必要と考えられる場合には、警報・注意報を東予（東予東部・東予西部）・中予・南予（南予北部・南予南部）の区域及び沿岸の海域に細分して発表される。

この場合、区域名は、警報・注意報のタイトルの前に付して表示される。

東予 東予東部 ～ 四国中央市、新居浜市、西条市の地域

東予西部 ～ 今治市、上島町の地域

中予 ～ 松山市、伊予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町の地域

南予 南予北部 ～ 大洲市、八幡浜市、西予市、内子町、伊方町の地域

南予南部 ～ 宇和島市、松野町、鬼北町、愛南町の地域

なお、大雨、洪水、高潮の警報・注意報は、各市町を対象区域として発表する。

## (3) 伝達系統

特別警報・警報・注意報の伝達系統は、別図のとおりである。

## 3 気象情報の種類及び伝達系統

## (1) 気象情報の種類

ア 気象情報は、対象とする地域によって次の種類に分けられる。

(ア) 全国を対象として気象庁が発表する「全般気象情報」

(イ) 四国地方を対象として高松地方気象台が発表する「地方気象情報」

(ウ) 愛媛県を対象として松山地方気象台が発表する「府県気象情報」

イ 情報は、目的によって次の種類に分けられる。

(ア) 特別警報、警報、注意報に先立って注意を喚起するためのもの。

(イ) 特別警報、警報、注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意点を解説するもの。

(ウ) 記録的な短時間の大雨を観測したときに、より一層の警戒を呼びかけるもの。

(エ) 少雨、長雨、低温など平年から大きくかけ離れた気象状況が数日間以上続き、社会的に影響の大きな天候について注意を喚起又は解説するためのもの。

ウ 気象情報の対象となる現象別の種類

台風に関する情報、大雨に関する情報、低気圧に関する情報、少雨に関する情報、潮位に関する情報、黄砂に関する情報、※1 記録的短時間大雨情報、※2 竜巻注意情報などがある。

記録的短時間大雨情報	県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表する。具体的には、100mm以上の1時間雨量を観測又は解析した場合に発表する。
竜巻注意情報	雷注意報発表後、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、県単位で発表する。この情報の有効期限は、発表から1時間である。。

(2) 伝達系統

2 (3)に掲げる伝達系統に準ずるものとする。

4 土砂災害警戒情報の発表・伝達

土砂災害警戒情報の発表は、次の基準に達したとき県と松山地方気象台が協議して行い、その伝達系統は、特別警報・警報・注意報の伝達系統に準ずる。

(1) 発表基準

大雨警報（土砂災害）発表中において、気象庁が作成する60分間積算雨量と土壌雨量指数が土砂災害警戒情報発表基準を超過すると予想された場合に、市町ごとに発表する。

(2) 解除基準

60分間積算雨量と土壌雨量指数が発表基準を下回り、かつ短時間で再び監視基準を超過しないと予想されるとき、市町ごとに解除する。

5 火災気象通報及び火災警報の発表・伝達

(1) 火災気象通報

気象の状況が次のいずれかの条件に該当するときに、県から町に火災気象通報が伝達される。

- |  |
|--|
| <p>① 実効湿度が60%以下で、最小湿度が40%以下となり最大風速7m/s以上の風が吹く見込みのとき。</p> <p>② 平均風速12m/s以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。</p> <p>ただし、降雨、降雪中は通報しないこともある。</p> |
|--|

(2) 火災警報

消防法第22条第2項の規定により愛媛県知事から火災気象通報を受けたとき、又は気象状況が火災の予防上危険である場合は、町長は必要により火災警報を発令し、火災予防の万全を期するものとする。

ア 火災警報発令基準

火災気象通報の基準に準ずる。

イ 火災警報解除

火災の予防上危険な気象状況でなくなったときには、解除するものとする。

ウ 火災警報の周知及び連絡

火災警報を発表したとき、又は解除したときは、住民及び関係機関に周知徹底を図るとともに、県（消防防災安全課）に連絡するものとする。

## 6 伝達体制

特別警報・警報・注意報及び土砂災害警戒情報を受信したときの伝達体制は、以下の通りとする。このうち、特別警報については、人命にかかわる可能性が高いため、迅速かつ確実な伝達がなされるよう、特に留意する。

### (1) 内部への伝達

ア 特別警報・警報・注意報及び土砂災害警戒情報は、総務課において受信し、直ちに総務課長に報告する。

イ 総務課長は、受信した特別警報・警報・注意報及び土砂災害警戒情報が災害対策を必要とすると認める場合には、本部長に報告する。

ウ 休日又は退庁後にあつては、第3章第2節6「(3) 動員の伝達系統」により関係者に連絡する。

エ 町災害対策本部からの伝達は、総務課から口頭又は庁内放送並びに電話により行う。

### (2) 外部への伝達

原則として町防災行政無線により伝達するものとするが、必要により次の方法もとる。

ア 電話による方法

イ サイレン、警鐘等による方法

ウ 自治会長からの口頭による方法

エ マイク、広報車等を利用する方法

オ 徒歩、自動車、自転車等を利用した伝言による方法

カ 放送機関等を利用する方法

また、さまざまな環境下にある住民等及び職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、町防災行政無線（J-A L E R T導入済み）のほか、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メールを含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。

## 7 緊急伝達方法

本町の通信施設による伝達が災害のため困難を有する場合には、防災関係機関に対しては駐在所の警察無線の利用等を要請し、住民に対しては広報車等の利用又は消防団、自主防災組織に伝達の要請を行うなど、確実に伝達が行えるように配慮する。

別表

平成22年5月27日現在

内子町 警報・注意報発表基準一覧

内子町	府県予報区		愛媛県	
	一次細分区域		南予	
	市町村等をまとめた地域		南予北部	
警報	大雨	(浸水害)	雨量基準	1時間雨量60mm
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	128
	洪水		雨量基準	1時間雨量60mm
			流域雨量指数基準	小田川流域=39、中山川流域=21、麓川流域=24
			複合基準	—
	暴風		平均風速	20m/s
	暴風雪		平均風速	20m/s雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平野部	24時間降雪の深さ30cm
			山沿い	24時間降雪の深さ40cm
			山地	24時間降雪の深さ40cm
波浪		有義波高		
高潮		潮位		
注意報	大雨		雨量基準	1時間雨量40mm
			土壌雨量指数基準	89
	洪水		雨量基準	1時間雨量40mm
			流域雨量指数基準	小田川流域=21、中山川流域=17、麓川流域=19
			複合基準	—
	強風		平均風速	12m/s
	風雪		平均風速	12m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平野部	24時間降雪の深さ10cm
			山沿い	24時間降雪の深さ20cm
			山地	24時間降雪の深さ20cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	
	雷		落雷等により被害が予想される場合	
	融雪			
	濃霧		視程	100m
	乾燥		最小湿度40%で実効湿度60%	
	なだれ		①積雪の深さ20cm以上あり降雪の深さ30cm以上 ②積雪の深さ50cm以上あり最高気温8℃以上又はかなりの降雨*1	
低温		平野部 最低気温-4℃以下 山沿い 最低気温-8℃以下		
霜		3月20日以降の晩霜 最低気温3℃以下		
着水				
着雪		24時間降雪の深さ：20cm以上 気温：-1℃～2℃		
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm	

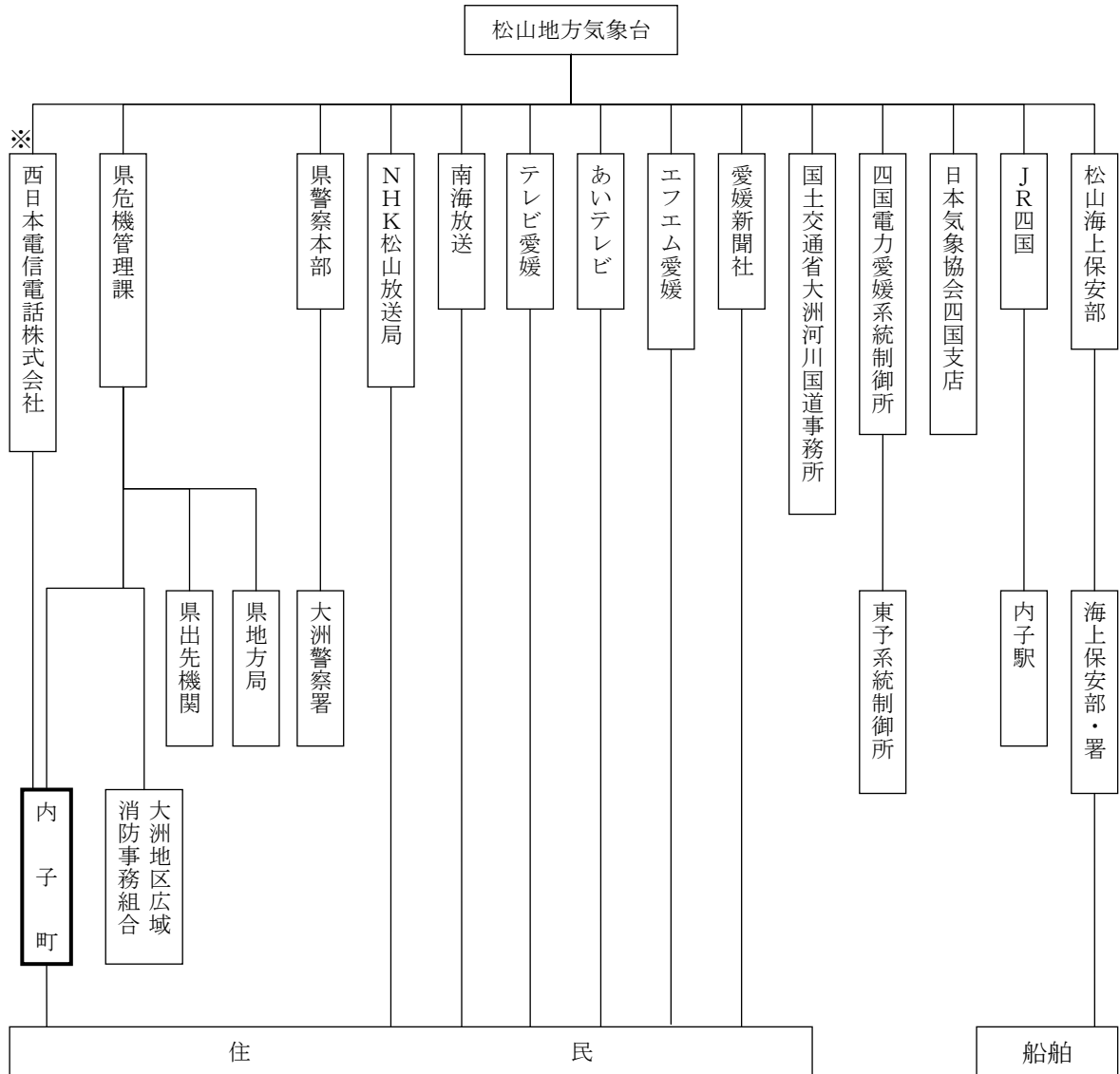
\*1 気温は松山地方気象台の値。

土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。

流域雨量指数：流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。

別図

気象等警報・注意報の伝達系統



※印は警報のみとする。

別表

特別警報の発表基準

(1) 気象等に関する特別警報の発表基準

気象庁：平成26年8月30日運用開始

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

(2) 津波・火山・地震(地震動)に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準
津波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合 (大津波警報を特別警報に位置づける)
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 (噴火警報(居住地域)*を特別警報に位置づける)
地震 (地震動)	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合 (緊急地震速報(震度6弱以上)を特別警報に位置づける。)

(\*) 噴火警戒レベルを運用している火山では「噴火警報(居住地域) (噴火警報レベル4または5) を、噴火警戒レベルを運用していない火山では「噴火警報」(キーワード：居住地域 厳重警戒)を特別警報に位置づけています。



## 第2節 防災思想・知識の普及

町は、防災対策の円滑な実施を確保するため、町職員のほか、学校教育、社会教育等を通じて、住民等に対し災害予防又は災害応急措置等防災に関する知識の普及・啓発に努める。

### 1 町職員に対する教育

町職員としての確かつ円滑な防災対策を推進するとともに、地域における防災活動に率先して参加させるため、次の事項について、研修会等を通じ教育を行う。

- (1) 気象災害に関する基礎知識
- (2) 災害の種別と特性
- (3) 町地域防災計画と町の防災対策に関する知識
- (4) 災害が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- (5) 職員として果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担）
- (6) 家庭及び地域における防災対策
- (7) 自主防災組織の育成強化対策
- (8) 防災対策の課題その他必要な事項

なお、上記(4)及び(5)については、毎年度、各課室等において、所属職員に対し十分に周知する。

また、各課室等は、所管事項に関する防災対策について、それぞれが定めるところにより所属職員の教育を行う。

さらに、専門的知識を有する防災担当職員の確保及び育成に努める。

### 2 教職員及び児童生徒等に対する教育

町教育委員会及び学校長は、前記1に掲げる町職員に準じて教職員への教育を行うとともに、「愛媛県学校安全の手引き」（県教育委員会編）等を参考にして、学校安全計画に災害に関する必要な事項（防災組織、分担等）を定め、学校における体系的な防災教育の実施及び防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努め、児童生徒等が風水害等に関する基礎的・基本的事項を理解し、思考力・判断力を高め、自ら危険を予測し、「主体的に行動する態度」を育成するよう安全教育等の徹底を指導する。また、学校において、外部の専門家や保護者等と協力しながら、「愛媛県学校安全の手引き」（県教育委員会編）等をもとに、学校安全計画及び災害に関する必要な事項（防災組織・分担等）を定めたマニュアルを策定する。

- (1) 各教科、学級活動、ホームルーム活動、学校行事等、教育活動全体を通じて、災害に関する基礎知識を修得させるとともに、風水害等発生時の対策（避難場所、避難経路、避難方法等の確認等）の周知徹底を図る。
- (2) 住んでいる地域の特徴や過去の風水害等について継続的な防災教育に努める。
- (3) 中学校、高等学校の生徒を対象に、応急手当の実習を行うとともに、地域の防災活動や災害時のボランティア活動の大切さについて理解を深めさせる。

高等学校段階の生徒には、地域の防災活動や災害発生時のボランティア活動にも参加できるような態度を育てる。

(4) 学校教育はもとより様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者の参画の下で開発するなどして、自然災害と防災に関する理解向上に努める。

### 3 住民に対する防災知識の普及

町は、災害発生時に住民が的確な判断に基づき行動できるよう、大洲地区広域消防事務組合消防本部、大学等地域学術機関等と連携した防災講座の開催等により、防災に関する知識の普及・啓発を図る。

その際には、要配慮者への対応や、被災時の男女のニーズの違い等にも留意する。

#### (1) 一般啓発

##### ア 啓発の内容

- (ア) 気象災害に関する基礎知識
- (イ) 災害が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- (ウ) 防災関係機関等が講じる防災対策等に関する知識
- (エ) 地域及び事業所等における自主防災活動の基礎知識
- (オ) 山・崖崩れ危険予想地域等に関する知識
- (カ) 避難場所、避難所、避難路その他避難対策に関する知識
- (キ) 住宅の補強、火災予防、非常持出し品の準備等、家庭における防災対策に関する知識
- (ク) 応急手当等看護に関する知識
- (ケ) 避難生活に関する知識
- (コ) 要配慮者や被災時の男女のニーズの違い等に関する知識
- (サ) コミュニティ活動及び自主防災組織の活動に関する知識
- (シ) 早期自主避難の重要性に関する知識
- (ス) 防災士の活動等に関する知識
- (セ) 災害時の家庭内の連絡体制の確保

##### イ 啓発の方法

- (ア) 町防災行政用無線等放送施設の利用
- (イ) インターネット（町ホームページ）の活用
- (ウ) 広報紙、パンフレット、ポスター等の利用
- (エ) 映画、ビデオテープの利用
- (オ) 講演会、講習会の実施
- (カ) 広報車の巡回
- (キ) 防災訓練の実施
- (ク) 各種ハザードマップの利用

#### (2) 社会教育を通じての啓発

町及び町教育委員会は、PTA、女性団体、青少年団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて防災に関する知識の普及・啓発を図り、各団体の構成員がそれぞれの立場から地域の防災に寄与する意識を高める。

##### ア 啓発の内容

住民に対する一般啓発に準ずるほか、各団体の性格等に合わせた内容とする。

#### イ 啓発の方法

各種講座・学級、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。

また、文化財を災害から守り、後世に継承するため、文化財巡視活動、文化財保護強調週間や文化財防火デーの実施等の諸活動を通じ、防災指導を行い、防災知識の普及を図る。

#### (3) 「えひめ防災の日」及び「えひめ防災週間」における啓発

町は、「えひめ防災の日（12月21日）」を含む「えひめ防災週間（12月17日～12月23日までの一週間）」においては、その趣旨にふさわしい事業の実施に努める。

### 4 普及の際の留意点

#### (1) 防災マップ等の活用

防災マップ、ハザードマップについては、住民の避難行動等に活用されることが重要であることから、配布するだけにとどまらず、認知度を高めていく工夫が必要である。また、防災マップが安心材料となり、住民の避難行動の妨げにならないような工夫も併せて必要である。

#### (2) 災害教訓の伝承

町は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

## 第3節 住民の防災対策

災害による被害を軽減するためには、住民一人ひとりが、災害や防災に関する正しい知識をもち、家庭、地域、職場等で自ら防災対策を実践するとともに、地域における自主防災組織等の防災活動に積極的に参加することが重要である。

このため、町及び県は、防災意識の啓発及び防災情報の提供等に努める。

### 1 住民の果たすべき役割

住民は、災害から自らを守る「自助」とともにお互いに助け合う「共助」という意識と行動のもとに、平常時及び災害発生時において、概ね次のような防災対策を実践する。

#### (1) 平常時の実施事項

- ア 防災に関する知識の習得に努める。
- イ 地域の危険箇所や避難場所、避難所、避難経路、避難方法及び、家族との連絡方法を確認する。
- ウ 土砂災害や洪水、高潮等地域の危険箇所の把握に努める。
- エ 家屋の補強を行う。
- オ 家具の固定等落下倒壊危険物の対策を講じる。
- カ 飲料水、食料、携帯トイレ、トイレットペーパー、日用品や医薬品等生活必需品を備蓄するとともに、避難の際に必要な物資を持ち出すことができるように準備をしておく。(飲料水、食料については最低7日分、うち3日分は非常用持出し。) また、動物飼養者にあっては飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養について準備をしておく。
- キ 地域の防災訓練に進んで参加する。
- ク 家族で災害時の役割分担及び安否確認方法を決めておく。
- ケ 隣近所と災害時の協力について話し合う。
- コ 消火器その他の必要な資機材を備えるよう努める。
- サ 避難行動要支援者は、市町及び自主防災組織等に対し、避難の際に必要な自らの情報を提供するよう努める。

#### (2) 災害発生時の実施事項

- ア まず我が身の安全を図る。
- イ 適時、適切な早めの避難を実施する。
- ウ 地域における相互扶助による被災者の救出活動を行う。
- エ 負傷者の応急手当及び軽傷者の救護に努める。
- オ 自力による生活手段の確保を行う。
- カ 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。
- キ 秩序を守り、衛生に注意する。
- ク 自動車、電話の利用を自粛する。
- ケ 避難所では、相互に協力して自主的に共同生活を営み、避難所が円滑に運営するよう努める。

## 2 町、県の活動

### (1) 防災意識の啓発

町は、住民への災害及び防災に関する知識の普及に努める。県は、町に協力する。

### (2) 防災情報の提供

町及び県は、災害発生現象、災害危険箇所、避難場所、避難所、過去の災害状況その他の災害及び防災に関する情報を収集するとともに、住民に提供する。

### (3) 災害時応援協定の締結

町は、県や市町村、団体等と災害時の応援協定を締結している。今後は、必要な協定を精査し、協定の締結促進に努める。

## 第4節 自主防災組織の防災対策

災害による被害を軽減するためには、住民が相互に協力し、地域や職場において自発的に活動することが、より効果的である。

このため、町は、自主防災組織の育成強化に努め、住民による自発的な防災活動を促進する。

### 1 自主防災組織の編成及び活動

本町では、平成24年9月30日現在、42組織、7,342世帯の自主防災組織が結成されており、各自主防災組織は、災害発生時に効果的な防災活動が行えるよう平常時から準備、訓練に努めている。

### 2 自主防災組織の育成強化

住民の自主的な防災活動は、住民が団結し組織的に行動することがより効果的であり、地域における防災対策上、自治会等を中心とした自主防災組織の活動が極めて重要である。

このため、町は、自主防災組織を活性化させ、要配慮者への支援や女性の参画促進にも配慮しながら、その育成強化を図る。

また、町は、本地域防災計画に自主防災組織の育成について定め、その役割及び活動、町の行う指導方針等を具体的に明らかにするとともに、各種の助成事業等を活用して、必要な活動の拠点となる施設の整備及び資機材の充実を図る。

#### (1) 組織の編成単位

自主防災組織がその機能を十分に発揮するため、組織の編成単位については、地域の実情に応じ、次の点に留意する。

ア 自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要とされるので、住民が連帯感をもてるよう適正な規模で編成するものとし、大規模な組織にあっては、いくつかのブロックに分ける。

イ 他地域への通勤者が多い地域は、昼夜間の活動に支障のないよう組織を編成する。

ウ 地域内の事業所と協議のうえ、事業所の自衛消防組織等も自主防災組織に位置づける。

#### (2) 組織づくり

既存の自治会等の自治組織を自主防災組織へ育成することを基本に、次のような方法により組織づくりを行う。

ア 自治会長等を対象にリーダー養成のための研修会等を開催し、組織の核となる人材を育成する。

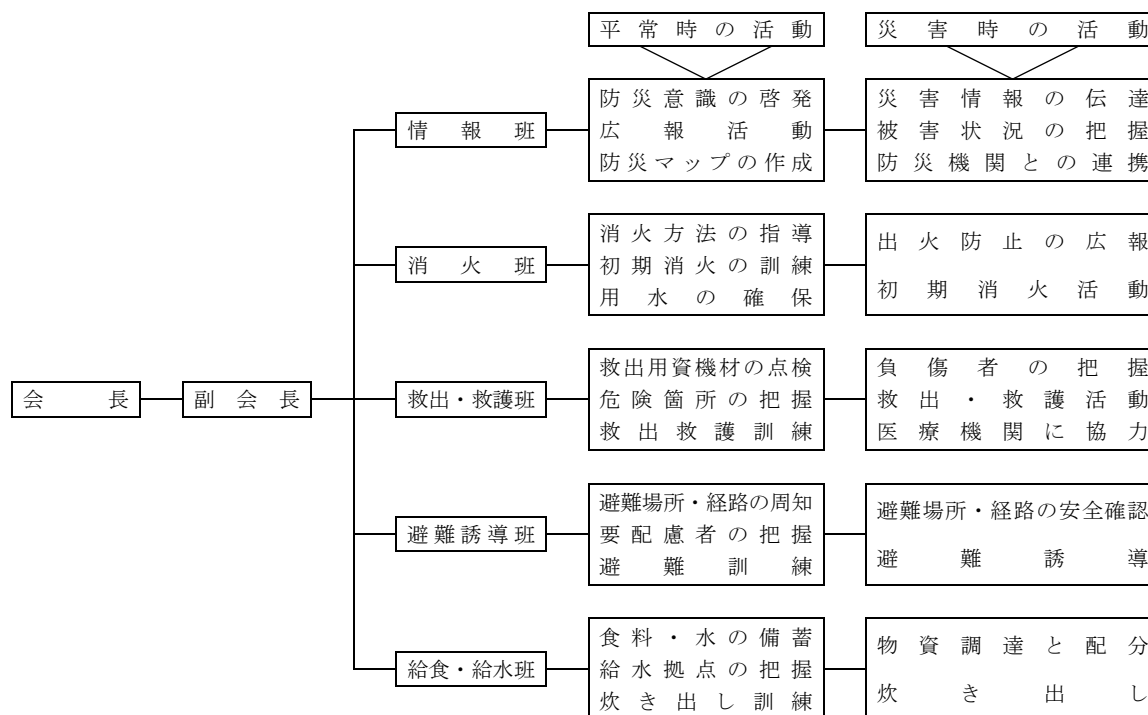
イ 自治会等の自治組織に、活動の一環として防災活動を組み入れることにより、自主防災組織として育成する。

ウ 女性団体、青年団、PTA等その地域で活動している組織を活用することにより、自主防災組織として育成する。

エ 自主防災組織が、災害時に最も効果的に活動するためには、誰が何を受け持つかをしっかりと決めて、お互いの役割や関係を体系づけておく。

また、自主防災組織の編成については、それぞれの規約で定めるところによるが、一般的には、次のような組織編成が考えられる。

### 自主防災組織と役割



### 3 地域における自主防災組織の果たすべき役割

自主防災組織は、町と連携し、「自分たちの地域は自分たちで守る」という精神のもとに、災害発生に備えて、平常時において次の活動を行う。

#### (1) 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備えと災害時の的確な行動が重要であるため、防災講座、講習会、研究会、映写会、その他集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

また、要配慮者や女性を含む住民の参加による定期的な防災訓練の実施などにより、防災意識の普及に努める。

#### 主な啓発事項

- ① 平常時における防災対策
- ② 災害時の心得
- ③ 南海地震等の知識
- ④ 地震情報の性格や内容
- ⑤ 自主防災組織が活動すべき内容
- ⑥ 自主防災組織の構成員の役割等

#### (2) 「自主防災マップ」の作成

自主防災組織は、町が作成する総合防災マップ等をもとに身近に内在する危険や、避難所等災害時に必要となる施設等を表わす地図を作成し、掲示、あるいは各戸に配布することにより、住民一人ひとりの防災意識の高揚と災害時の避難行動の的確化を図る。

#### (3) 「自主防災組織の防災計画書」の作成

地域を守るために必要な対策や自主防災組織構成員ごとの役割をあらかじめ防災計画書などに

定めておく。

(4) 「自主防災組織の台帳」の作成

自主防災組織は、的確な防災活動に必要な組織の人員構成や活動体制、資機材等装備の現況、災害発生時の避難行動等を明らかにしておくため、自主防災組織ごとに次に掲げる台帳を作成しておく。

なお、作成にあたっては、個人情報の取扱いに十分留意する。

- ア 世帯台帳（基礎となる個票）
- イ 避難行動要支援者名簿
- ウ 人材台帳

(5) 「防災点検の日」の設置

家庭と地域の対策を結びつける効果的な防災活動を行い、また、防災活動用の資機材及び備蓄物資の整備、点検を定期的に行うため「防災点検の日」を設ける。

(6) 防災訓練の実施

総合防災訓練、地域防災訓練、その他の訓練において、災害発生時の対応に関し次の事項を主な内容とする防災訓練を実施する。この場合、他の地域の自主防災組織、職域の防災組織、防災士や町等と有機的な連携を図る。

- ア 情報の収集及び伝達の訓練
- イ 出火防止及び初期消火の訓練
- ウ 避難訓練
- エ 救出及び救護の訓練
- オ 炊き出し訓練

(7) 地域内の他組織との連携

地域内事業所の防災訓練や地域におけるコミュニティ組織と連携を密にし、総合的な自主防災活動の推進に努める。

(8) 情報の収集・伝達体制の整備

自主防災組織は、災害発生時には地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して町等へ報告するとともに、防災関係機関から提供される情報を住民に迅速に伝達し、不安の解消や的確な応急活動を実施するため、あらかじめ次の事項を決めておく。

- ア 防災関係機関の連絡先
- イ 防災関係機関との連絡手段
- ウ 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

(9) 避難行動要支援者の援護体制の整備

自主防災組織は、町及び関係機関等と連携しながら、避難行動要支援者の避難等の援護を円滑に行うため、あらかじめ地域における避難行動要支援者に関する情報を把握するよう努める。

(10) 資機材等の備蓄

自主防災組織は、初期消火、負傷者の救出及び救護その他の応急的な措置に必要な資機材及び物資を備蓄するよう努める。



#### 4 町の活動

##### (1) 自主防災組織づくりの推進

町は、県の協力を得て自主防災組織づくりを推進する。

##### (2) 自主防災に関する意識の高揚

町は、住民の自主防災に関する認識を深めるため、講座や研修会等を開催する。

また、大洲地区広域消防事務組合消防本部は、消防の分野に係る知識・技能研修の実施や企業等が行う研修に対する講師の派遣などの協力を行う。

##### (3) 組織活動の促進

町は、消防団等と有機的な連携を図りながら職員の地区担当制等による適切な指導を行い、自主防災組織が行う訓練、その他の活動の充実化を促進する。

町は、自主防災組織が行う防災活動が効果的に実施されるよう、防災リーダー（自主防災組織が行う防災活動において指導者的役割を担う者）の育成に努める。

#### 5 自主防災組織と消防団等との連携

消防団は、地域住民により構成される消防機関であることから、自主防災組織の訓練に参加し、資機材の取扱いの指導を行う。また、消防団、警察、自衛隊のOBや防災士などに自主防災組織活動への積極的な支援を求めるなど、組織同士の連携や人的な交流等を積極的に図る。

#### 6 事業所等における自主防災活動

##### (1) 自主防災組織

町内に立地する事業所等は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域に被害が拡大することのないよう的確な防災活動を行う必要がある。

特に、大規模な災害が発生した場合には、行政や住民のみならず、事業所等における組織的な初期対応が被害の拡大を防ぐうえで重要である。

このため、事業所等においては、自衛の消防組織等を編成するとともに、町や地域の自主防災組織と連携を図りながら、事業所及び地域の安全の確保に積極的に努める。

事業所等における自主防災活動は、概ね次の事項について、それぞれ事業所等の実情に応じて行う。

ア 防災訓練

イ 従業員等の防災教育

ウ 情報の収集・伝達体制の確立

エ 火災その他災害予防対策

オ 避難対策の確立

カ 応急救護

キ 飲料水、食料、生活必需品、医薬品など災害時に必要な物資の確保

ク 施設及び設備の耐震性の確保

##### (2) 浸水想定区域内の活動

河川はん濫による浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のため、水防法第15条の規定により本地域防災計画に名称及び所在地を定められた事業者等は、以下の活動を行う。

ア 本地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等の計画の作成、当該計画に基づく自衛水防組織の設置に努め、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について町長に報告する。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努める。

イ 本地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画の作成及び当該計画に基づく自衛水防組織の設置に努め、作成した当該計画、自衛水防組織の構成員等について市町長に報告する。また、当該計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努める。

## 7 地域における自主防災活動の推進

### (1) 地区防災計画

内子町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、要配慮者の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町に提案する。

町は、本地域防災計画に地区防災計画を位置付けるように提案を受けた場合、必要があると認めるときは本町地域防災計画に当該地区防災計画を定める。

### (2) 地域防災力の充実強化に関する計画

町は、地区防災計画を定めた地区について、地区居住者等の参加の下、地域防災力を充実強化するための具体的な事業に関する計画を定めるほか、本地域防災計画において、当該地域に係る地域防災力の充実強化に関する事項を定め、その実施に努める。

## 第5節 事業者の防災対策

災害による被害を軽減するためには、企業などの事業者が、災害時に果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、来所者、従業員及び事業者の周辺地域に生活する住民の安全確保をはじめ、災害時において事業を継続することができる体制を整備するとともに、地域の防災活動に協力することが重要である。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する事業者は、町が実施する事業者との協定締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

町及び県は、事業者が行う防災対策への支援に努める。

### 1 事業者の果たすべき役割

事業者は、災害から身を守る「自助」とともにお互いを助け合う「共助」という意識と行動のもとに、平常時及び災害発生時において、概ね次のような防災措置を行う。

#### (1) 平常時の実施事項

- ア 災害時における来所者、従業員等の安全を確保するための計画及び災害時に重要事業を継続するための計画（以下「事業継続計画」という。）の作成に努める。
- イ 防災訓練及び研修等の実施に努める。
- ウ 事業継続計画に基づき、災害時において、事業を継続し、又は中断した事業を速やかに再開することができる体制を整備するよう努める。
- エ 所有、占有又は管理する建築物及び工作物等の耐震性又は耐火性を確保するよう努める。
- オ 災害時に交通網が途絶した際などに、来所者、従業員等が一定期間事業所等内に留まることができるようにするため、応急的な措置に必要な資機材、食料、飲料水、医薬品等を確保するよう努める。
- カ 所有、占有又は管理する建築物及び工作物等の耐震化・耐浪化、耐火性の確保に努める。
- キ 地域の防災対策について、地域住民及び自主防災組織等に積極的に協力するよう努めるとともに、これらの者が行う防災活動に参加するよう努める。
- ク 予想災害に対する復旧計画の策定に努める。
- ケ 事業継続計画や復旧計画等の点検、見直しに努める。

#### (2) 災害発生時の実施事項

- ア 来所者、従業員等の安全の確保に努める。
- イ 地域住民及び自主防災組織等と連携して情報の収集及び提供、救助、避難誘導等を行い、地域住民の安全を確保するよう努める。
- ウ 帰宅困難者に対し、連絡手段及び滞在場所の提供その他の応急措置に必要な支援に努めるとともに、協定に基づき、水道水、トイレ、情報等の提供を行う。
- エ 要配慮者に配慮した情報提供、避難誘導に努める。

### 2 町、県の活動

#### (1) 防災意識の啓発

[内子町防災]

町は、事業者への災害及び防災に関する知識の普及に努める。県は、町に協力する。

また、町及び県は、事業継続計画策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられるよう、環境整備に取り組む。

このほか、県は、消防学校において事業者の自衛消防隊員を対象とした防災教育を推進する。

(2) 防災情報の提供

町及び県は、災害発生現象、災害危険箇所、避難場所、避難所、過去の災害状況その他の災害及び防災に関する情報を収集するとともに、事業者に提供する。

## 第6節 業務継続計画の策定

町は、基礎的自治体として、住民の身近な日常生活に直結する行政サービスを提供する役割を担っている。

大規模な災害の発生時において、直ちに参集できる職員は制限され、停電や断水等予期しない事態が発生する可能性のもとで業務執行環境は、著しく制約されることが予測され、平常時の業務執行環境とは大きな隔たりが生ずると考えられる。しかし、多様な分野で住民の生活を支えており、災害発生時においても中断することのできない通常業務を確保する必要がある。

このようなことから、町は、避難所の確保や運営、応急住宅などの応急・復旧業務のみならず、福祉などの通常業務を早期に復旧して、住民の生命、生活及び財産を保護するため、業務継続計画を策定する。

### 1 業務継続計画の策定

町は、国が示すガイドラインに基づき、災害においても通常業務に支障をきたすことのないよう、町業務継続計画を策定する。

業務継続計画は、非常時優先業務に位置付けるべき業務を特定し、さらに非常時優先業務の業務継続が迅速により高い水準でなされるようにするための短期的取り組み及び中期的取り組みを定める。

### 2 基本的方針

町は、大規模災害が発生した場合においても、各部は必要最小限の住民サービスを維持するため、業務を継続するために、あらかじめ想定しうる事態に対応した業務継続計画を策定し、住民生活に直結する行政サービスの確保に努める。

被災時の非常時優先業務は、災害予防業務、災害応急対策業務、災害復旧・復興業務であるが、非常時優先業務を速やかに実施するためには平常時からの準備が重要であり、本町においては、業務継続計画を災害対策の一部として位置付ける。

### 3 計画策定の考え方

町は、業務継続計画の整備に当たり、以下の事項を考慮して策定に当たる。

- (1) 各種の資源を非常時優先業務に優先的に配分
- (2) 人、物、情報、移動手段及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下において、非常時優先業務を特定
- (3) 非常時優先業務の業務継続に必要な資源の確保・配分
- (4) 手続きの簡素化
- (5) 指揮命令系統の明確化
- (6) 業務立ち上げ時間の短縮
- (7) 災害発生直後の業務レベル向上

上記(1)から(7)の事項を通して、業務継続を行える状況に変えることを目的とした計画とする。

## 第7節 ボランティアによる防災活動

大規模な災害が発生した場合に、円滑な応急対策を実施するため、ボランティアやNPOの自主性・主体性を尊重しつつ、ボランティアの能力が効果的に発揮されるよう、平常時から、ボランティア、コーディネーター等の養成や地域のボランティア団体、NPOのネットワーク化など幅広いボランティア等の体制整備に努める。

### 1 災害救援ボランティアの養成・登録等

町は、内子町社会福祉協議会が行うボランティアセンター事業等を通じ、次のことを行う。

#### (1) 意識の啓発・知識の普及

内子町社会福祉協議会と連携して、情報誌の発行等を通じ、住民のボランティアに関する意識啓発や知識の普及に努める。

#### (2) 災害救援ボランティア等の養成・登録

災害が発生した場合に被災地において救援活動を行う災害救援ボランティア等の養成・登録を行う。あわせて、そのボランティア登録者について、個人、グループの別、手話通訳、介護福祉士等の専門技能の有無、あるいは希望する活動内容等について調査する。

#### (3) ボランティアコーディネーターの養成・登録

ボランティア活動を組織的に行うことができるよう、その中核となるボランティア・リーダーや災害発生時にボランティアの斡旋等を行うボランティアコーディネーターの養成・登録を行う。

#### (4) ボランティア団体相互間の連絡体制等ネットワーク化の推進

ボランティアが被災地において相互に連携し、迅速かつ機能的な活動が行えるよう、平常時から研修や交流の機会を提供し、ボランティア団体相互間の連絡体制等ネットワーク化を図る。

#### (5) ボランティア保険制度の周知・加入促進

ボランティアが安心して活動できるよう、ボランティア保険制度の周知を図るなど、加入促進に努める。

### 2 災害救援ボランティアの活動拠点の確保

町は、災害に備えて避難所を指定する際に、災害救援ボランティアの活動拠点の確保についても、配慮する。

### 3 ボランティアの果たすべき役割

ボランティアが行う活動内容は、主として次のとおりとする。

#### (1) 被害情報、安否情報、生活情報の収集・伝達

#### (2) 要配慮者の介護及び看護補助

#### (3) 外国人、災害の発生により帰宅することが困難となり、又は移動の途中で目的に到達することが困難となった者（以下「帰宅困難者」という。）、旅行者等土地不案内者への支援

#### (4) 清掃

#### (5) 炊き出し

#### (6) 救援物資の仕分け及び配布

- (7) 消火・救助・救護活動
- (8) 保健医療活動
- (9) 通訳等の外国人支援活動
- (10) ボランティアのコーディネート

## 第8節 防災訓練の実施

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、各防災機関が相互に緊密な連携を保ちながら、本地域防災計画に定める災害応急対策を迅速かつ適切に実施できるよう、技能の向上と住民に対する防災意識の啓発を図るため、図上又は実地で、総合的かつ効果的な訓練を実施する。

その際、自衛隊など国の機関の協力を得るとともに、水防協力団体、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体及び要配慮者を含めた地域住民等とも連携した訓練を実施する。

また、訓練の実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明らかにし、中山間地域における孤立地区の発生など、地域の実情も考慮しながら、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。

なお、訓練後に評価を行い、課題を明らかにし必要に応じて体制等の改善を行い、次回からの訓練に反映させる。

### 1 防災訓練の実施責務又は協力

- (1) 町は、単独又は他の災害予防責任者と共同して、必要な防災訓練を行う。
- (2) 町及び災害予防責任者の機関に属する職員、従業員、使用人は、防災計画に定めるところにより、防災訓練に参加する。
- (3) 住民その他関係ある団体は、町及び災害予防責任者が行う防災訓練に協力する。

### 2 防災訓練の種別

町及び各防災関係機関が実施する訓練は、次のとおりとする。

訓練の種別	時期	訓練内容	参加機関
総合防災訓練	年1回	風水害、火災、南海トラフ地震等大規模災害を想定した総合訓練	町、消防署、消防団、自主防災組織、住民、警察署
県・市町災害対策本部合同運営訓練	年1回	南海トラフ地震等の大規模災害を想定した災害対策本部運営に関する図上訓練	県、県内市町、防災関係機関
消防訓練	随時	大規模な火災を想定しての応援、消火訓練	町、消防署、消防団、自主防災組織、住民
水防訓練	年1回	各種水防工法の実施訓練	町、消防署、消防団
教養訓練	随時	防災活動上必要な教養訓練	〃
消防団教養訓練	〃	一般教養、水防法、消防法、災害対策基本法、実技	消防団初任者、現任者、幹部
	〃	ポンプ操法、予防、火災防御	消防団
危険物等防災訓練	〃	危険物、高圧ガス等、災害防止訓練	県、県警、消防署、関係事業所
通信連絡訓練	〃	予警報の伝達、各種災害報告、感度交換、伝	町、消防署、消防団



		達、送達、非常用電源設備を用いた訓練	
非常参集訓練	〃	災害関係課、災害担当者又は全職員の非常招集	町、消防団
避難訓練	〃	町地域防災計画、学校、事業所計画による避難訓練	園児・児童・生徒、住民、自主防災組織、町、消防署、消防団、事業所
災害救助訓練	〃	住民のほか要配慮者の救助訓練	自主防災組織、住民、社会福祉施設等職員、入居者、町

### 3 訓練の時期

防災週間、水防月間、土砂災害防止月間等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練等を実施することを基本とし、訓練の種類により、最も訓練効果のある時期を選んで実施する。

### 4 訓練の方法

町は、関係機関と相互に連絡をとりながら、単独に若しくは他の機関と共同して、上記の訓練を個別に又はいくつかの訓練を合わせて、最も効果ある方法で訓練を行う。

なお、訓練にあたっては、広報に努め、住民等の積極的な参加を求めるほか、訓練に伴う混乱防止に努め、要配慮者に対する救出・救助・自主防災組織と事業所等との連携、非常用電源設備を用いた通信連絡手段の確保など、地域の特性等による地震災害の態様等を十分に考慮し、実情に合ったものとする。

特に、避難訓練については、あらかじめ作成した避難計画に基づき実践的な訓練を行う。

- (1) 職員の動員
- (2) 気象情報、地震情報、その他防災上必要な情報の収集及び伝達
- (3) 災害発生時の広報
- (4) 災害発生時の避難誘導、避難の勧告・指示及び警戒区域の設定
- (5) 避難所運営
- (6) 食料、飲料水、医療その他の救援活動
- (7) 消防、水防活動
- (8) 救出・救助
- (9) 道路啓開
- (10) 応急復旧

## 第9節 火災予防対策

各種火災に対処するため、消防職員、消防団員の教養訓練と消防諸施設の拡充強化を図るとともに、消防相互応援を密にして火災予防の実を挙げ、消防思想の普及徹底に努め、もって住民の生命・身体・財産を保護し、火災による被害を軽減する。

### 1 組織

#### (1) 大洲地区広域消防事務組合消防本部

大洲地区広域消防事務組合は、大洲市及び内子町の1市1町で構成され、大洲市及び内子町域の消防・救急活動を行っている。消防本部は大洲市に設置され、本町の内子地区に内子消防署、小田地区に内子消防署小田出張所が設置されている。

#### (2) 内子町消防団

内子町消防団は、内子、五十崎、小田のそれぞれに方面隊を組織し、各地区の消防活動等に当たっている。

消防団の機構及び構成人員等については、資料編掲載のとおりである。

資料編 ○ 消防団の現勢
--------------

### 2 消防職員、消防団員の教育・育成

町及び大洲地区広域消防事務組合消防本部は、消防職員、消防団員に対して消防・救助業務等に関する知識、活動技術の習得又は向上を図れるよう、定期的に教育実習を行うとともに、愛媛県消防学校への入校を推進し、より専門的な知識・技能の習得又は向上を図る。また、消防団は、消防機関の活動を補充し、地域の実情に応じた火災予防活動が期待されていることから、町は消防団員の確保に努め、活性化対策を積極的に推進する。

### 3 消防施設の拡充強化

「消防力の整備指針」に基づき、本町の消防施設の拡充強化を図り、消防の機動化、科学化を行い、有事即応体制の確立に努める。

#### (1) 機械器具の整備

消防団の所有する機械器具の整備は、資料編に掲載のとおりである。必要とする機械器具については、計画的に整備を図る。

資料編 ○ 大洲地区広域消防事務組合保有救助資機材一覧 ○ 消防団保有機械
--

#### (2) 消防水利の整備

消防水利の現況は、資料編に掲載のとおりである。なお、消防水利の不足する地域については、順次耐震性貯水槽等の整備を図る。

資料編 ○ 消防水利の現況
---------------

### 4 防火思想の普及

生活様式の変化により、火気の使用が激増し、これに伴う防火思想の高揚が急務であることから、町は、春秋2回の火災予防運動を軸として各種団体の協力を求め、警火心の喚起と防火思想の

普及に努める。

(1) 一般家庭に対する指導

- ア ガスコンロや石油ストーブ等の一般火気器具からの出火、とりわけ油鍋等を使用している場合の出火防止のため、地震時にはまず火を消すこと、火気器具周辺に可燃物をおかないこと等の指導を行う。
- イ 対震自動遮断装置付きガス器具や石油ストーブ等の使用並びに管理の徹底を図る。
- ウ 家庭用消火器、住宅用火災警報器、消防用設備等の設置並びにこれら器具の取扱い方法について指導する。
- エ 家庭用小型燃料タンクは、転倒防止装置を施すよう指導する。
- オ 防火ポスター・パンフレットなどの印刷物の配布、その他火災予防期間中の広報車による呼びかけ、各家庭への巡回指導等を通じて火災予防の徹底を図る。
- カ 特に、寝たきりの高齢者、独居高齢者、障害者等のいる家庭については、家庭訪問を実施し、出火防止及び避難管理について指導を行う。

(2) 職場に対する指導

- ア 消防用設備等の維特点検と取扱い方法の徹底を図る。
- イ 終業時における火気点検の徹底を図る。
- ウ 避難、誘導體制の総合的な整備を図る。
- エ 災害発生時における応急措置要領を作成する。
- オ 自主防災組織の育成指導を行う。
- カ 宿泊施設、建築物の地階等の不特定多数の者が出入りする施設においては、特に出火防止対策を積極的に指導する。
- キ 化学薬品を保有する学校等においては、混合発火が生じないよう適正に管理し、また出火源となる火気器具等から離れた場所に保管するとともに、化学薬品の容器や保管庫、戸棚の転倒防止措置を施すよう指導する。
- ク 危険物施設等については、自主点検の徹底を指導するとともに、立入り検査等を通じて安全対策の促進を図る。

(3) 家庭及び事業所の貯溜水の活用

家庭における風呂水、事業所におけるビルの貯溜水等の活用等について啓発・指導するものとする。

## 5 自主防災組織等との連携体制の整備

町は、各地区の初期消火能力を高めるため、自主防災組織等の民間団体の育成を図り、連携体制の整備に努めるものとする。

また、地域ぐるみで行う初期消火に関する訓練を次の要領で実施する。

- (1) 住民参加による地域ぐるみの防火訓練を実施し、初期消火に関する知識、技術の普及を図る。
- (2) 計画的かつ効果的に防災教育、防災訓練を行い、住民の防災行動力を一層高めていくとともに、家庭、自主防災組織及び事業所等の協力・連携を促進し、地域における総合防災体制の充実強化を図る。

## 6 火災予防

[内子町防災]

消防法第8条に定める防火管理体制と消防用設備の設置並びに大洲地区広域消防事務組合火災予防条例に基づく消火施設、火気施設、大量可燃物の規制、器具等の整備点検を確実に行之、火災予防の徹底を図る。

また、消防法第22条第2項の規定により愛媛県知事から火災気象通報を受けたとき、又は気象状況が火災の予防上危険である場合は、必要により町長は火災警報を発令し、火災予防の万全を期する。

#### (1) 火災警報発令基準

- ① 実効湿度が60%以下で、最小湿度が40%以下となり最大風速7m/s以上の風が吹く見込みのとき。
  - ② 平均風速12m/s以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。
- ただし、降雨・降雪中は、通報しないこともある。

#### (2) 火災警報解除

火災の予防上危険な気象状況でなくなったときには、解除するものとする。

#### (3) 火災警報の周知及び連絡

火災警報を発表したとき、又は解除したときは、住民及び関係機関に周知徹底を図るとともに、県（消防防災安全課）に連絡するものとする。

#### (4) 火災予警報発令時の火の使用制限

火災警報発令時には火を使用制限するものとする。

- ア 山林、原野等において火入れをしないこと。
- イ 煙火を消費しないこと。
- ウ 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- エ 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。
- オ 残火（たばこの吸い殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること。
- カ 屋内において裸火を使用するときは、窓・出入口等を閉じて行うこと。

### 7 火災予防査察

消防長は、火災を予防し、警戒し及び鎮圧し、住民の生命、身体及び財産を火災から保護する目的のため、消防法第4条及び第16条の5の規定に基づき予防査察を実施する。

査察は、年度当初に樹立した査察計画に基づき実施するものとする。なお、査察の種類は、次のとおりである。

#### (1) 定期査察

防火対象物、危険物製造所等及びそれ以外で特に必要があると認められる消防対象物に対して行い、その回数は、年1回以上とする。

#### (2) 臨時査察

申請、届出、投書、陳情等を受理したとき、及び催物の開催等で査察を必要と認めるときに、その都度行う。

#### (3) 特別査察

緊急に査察を行う必要があると認められるとき、その都度行う。

### 8 消火活動体制の構築

広報紙、町ホームページ等を活用して、平素から火災に対処して通報、応急消火の義務、緊急自

動車の優先通行の主旨を普及啓発し、消火活動について消防と一般住民の一体化を図る。

#### 9 特殊防火対象物の警戒

危険物等貯蔵所、大量火気使用所等及び文化財等について、防火管理者の協力により特別警戒体制がとれるよう、あらかじめ協議のうえ、所要の警戒計画を定めておく。

資料編 ○危険物施設一覧
--------------

#### 10 災害防御の措置

消防組織法第43条の規定による非常事態に際し、火災防御の措置について必要な指示を行い、防御措置の早期確立を期する。

## 第10節 林野火災予防対策

林野火災は、ひとたび発生すると地形、水利、交通等の関係から消火作業は困難を極め、大規模火災となるおそれがある。

このため、次のとおり林野火災消防計画を策定し、火災の未然防止と被害の軽減を図る。

### 1 林野火災予防思想の普及、啓蒙

本町は、町域の約78パーセントが山林であり、住民の林野に対する愛護精神の高揚、火災予防思想の普及啓蒙に努める。特に、林野火災の危険性の高い地域には、注意心を喚起する標識等により住民に注意を呼びかけるとともに、喫煙所、吸い殻入れ等を設置する。

また、林野火災の多発する時期には、横断幕、立看板、広報、ポスター等有効な手段を通じて住民に強く防火思想の普及、啓蒙を図る。

### 2 林野火災消防計画の確立

町長は、関係機関と密接な連絡をとり、森林の状況、気象条件、地理、水利の状況、森林作業の状況等を調査検討のうえ、次の事項について林野火災消防計画を策定する。

#### (1) 特別警戒実施計画

特別警戒の実施区域、時期、実施要領等について定める。

#### (2) 消防計画

消防分担区域、出動計画、防御・鎮圧要領等について定める。

#### (3) 資機材整備計画

林野火災用消防水利及び消防施設の整備・拡充について定める。

#### (4) 啓蒙運動の推進計画

山火事予防のポスター、立看板、横断幕等各種広報等の実施について定める。

#### (5) 林野火災防御訓練の実施計画

町単独若しくは県及び関係機関と連携した訓練の実施等について定める。

### 3 林野所有（管理）者の予防対策

町は、林野所有（管理）者に対し火災防止に努めるよう指導するとともに、林野所有（管理）者は、次のような予防対策の実施を推進するものとする。

#### (1) 防火帯としての役割を加味した林道網の整備

#### (2) 防火帯、防火樹帯の設置及び造林地への防火樹の導入

#### (3) 自然水利の活用等による防火用水の確保及び防火用工作物の整備

#### (4) 事業地の防火措置の明確化

#### (5) 森林法、内子町火入れに関する条例（平成17年条例第189号）及び大洲地区広域消防事務組合火災予防条例等の厳守

#### (6) 消防機関等との連絡方法の確立

#### (7) 火災多発期（12月～3月）における見回りの強化

### 4 林野火災対策用資機材の整備

町及び林野所有（管理）者は、林野火災対策用資機材（トラック、ジープ、工作車、チェーン

ソー、鋸、鋏、鎌、トランシーバー等)の整備に努める。

## 5 県消防防災ヘリコプター等の要請

町は、大規模林野火災に対処するため、県に対して「愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定」に基づく県消防防災ヘリコプターの出動要請や自衛隊ヘリコプター派遣要請の依頼体制を確立する。

また、他県や自衛隊のヘリコプターの派遣には時間を要することから、町は、火災状況を的確に把握し、早期に派遣要請を行う。

資料編 ○愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定

## 第11節 水害予防対策

梅雨期の豪雨や、近年、多発する風水害を防ぐため、危険地区の把握を行うとともに災害発生原因を制御し、災害を予防するための防災事業の実施を図る。

### 1 水防危険地区

本町における水防危険箇所（重要水防区域）は、資料編に掲げるとおりである。

出水期前には、水防危険箇所等の重要区間を重点的に、異常がないか点検パトロールを行い、災害の未然防止に努める。

資料編 ○水防危険箇所一覧
---------------

### 2 治水対策

浸水想定区域の指定を受けた場合は、本地域防災計画に、当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所、その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めるとともに、浸水想定区域内の主として要配慮者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設の名称及び所在地を明記するとともに、本地域防災計画において、水防等第15条の規定に基づき浸水想定区域内に次に掲げる施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時に浸水の防止を図る必要があると認められるものがある場合は、その施設の名称及び所在地を本地域防災計画に明記するとともに、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。

ア 要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要するものが利用する施設をいう。）

イ 大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として町が条例で定める用途及び規模に該当するもので、その所有者又は管理者から申出があった施設をいう。）

また、町は、浸水想定区域の指定を受けたときは、本地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、並びに浸水想定区域内の要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

なお、同一水系に位置する市町と、相互に河川の状況や避難勧告等の情報が共有できるよう連絡体制を整備する。

### 3 砂防対策

本町は、町土の78%を山林原野が占め、溪流も多いため、土石流危険溪流を多く有している。

このため、土石流の発生が予想される溪流を重点的に、県に必要な土砂災害対策の実施を要請するとともに、町は警戒避難体制の確立等を推進し、集中豪雨により発生する土石流による土砂災害の未然防止に努める。

#### (1) ハード対策

土砂災害危険箇所のうち、次に掲げるものについて重点的に事業（ハード対策）を展開するよう、県に要請する。



- ア 保全人家30戸以上の土砂災害危険箇所
- イ 高齢者福祉施設、幼稚園等の要配慮者利用施設が存在する土砂災害危険箇所
- ウ 幹線道路、鉄道施設等に隣接する土砂災害危険箇所
- エ 災害時に重要となる緊急輸送道路をはじめ、地域の避難道路や避難場所が存在する土砂災害危険箇所
- オ 土砂災害により甚大な被害を受けた場合、再度災害防止のための緊急防災対策を要する土砂災害危険箇所

以上のほか、その他の溪流であっても風水害等によって荒廃を生じ土砂災害を防止する必要があると認められるものは、適宜対応するよう、働きかける。

## (2) ソフト対策

総合的な土砂災害対策を推進するためのソフト対策として、次のことを実施する。

- ア 土砂災害情報相互通報システムの整備を推進する。
- イ 土砂災害危険箇所図の公表等を通じて土砂災害危険箇所情報の住民への周知徹底を図る。
- ウ 指定された土砂災害警戒区域内の危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制を推進する。

現在、町には土砂災害警戒区域が98箇所指定されている。このため、警戒区域毎に情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定める。

(ア) 土砂災害警戒区域内に主として要配慮者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

(イ) 本地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法や避難場所に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を記載した印刷物の配布等により住民に周知する。

**資料編** ○土砂災害（特別）警戒区域 指定箇所一覧

## 4 水防資機材の点検配備

町は、平素から水防倉庫内の水防資材を点検し、必要な資機材の調達を行うとともに、出水時に迅速に使用できるよう水防作業に便利な位置に配備しておく。

**資料編** ○水防資器材保有状況一覧

## 第12節 地盤災害予防対策

地すべり、山崩れ、崖崩れ等による災害を未然に防止し、また被害を最小限にとどめるため、危険区域の把握を行い、災害を防除するための防災事業を実施する。

さらに、危険区域の住民に対しその周知を図り、警戒避難体制の確立を図る。

### 1 危険地域の現状把握

本町内には、地すべり防止区域指定箇所、土砂災害危険箇所、急傾斜地崩壊危険区域及び山地災害危険地区等が存在し、その状況は資料編に掲げるとおりであるが、危険を事前に察知し、被害の拡大を防ぐために、町担当班、消防団その他自主防災組織や一般住民等の協力によって、災害発生が予想される危険区域（箇所）を巡視し、警戒する。

#### (1) 地すべり防止区域

本町では、地すべり等防止法第3条の規定に基づく地すべり防止区域が77箇所指定されており、ひとたび地すべりが発生すると、多くの人家、農耕地、公共施設等に被害を与える直接被害にとどまらず、その後の降雨等により重大な二次災害の発生が予想される。このため、県に対して地すべり防止区域のうち、滑動が著しい地区の防止工事を重点的に実施するなど、災害防止に必要な地すべり防止の諸施策の実施を要請していく。

町は、県が大規模な地滑りによる土砂災害が窮迫している状況において緊急調査を実施した場合、調査によって得られた被害の想定区域等に関する情報を速やかに入手し災害対策に活用するとともに、地域住民に情報を周知する。

#### (2) 急傾斜地崩壊危険区域

町内では、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条の規定に基づき急傾斜地崩壊危険区域が24箇所指定されている。この指定がなされた区域内では、次の措置がとられており、今後ともこの促進を図っていく必要がある。

なお、未指定の急傾斜地崩壊危険箇所については、関係住民の理解と協力を得ながら、県に対して指定の促進を図っていく。

また、土地所有者が崩壊防止工事を施行することが、困難又は不相当と認められるものについては、緊急度の高いもの及び地域住民の協力が得られるものから順次、急傾斜地の崩壊を防止する工事施工等を県に対して積極的に働きかけるものとする。

ア がけ崩れを助長したり誘発したりする行為の規制

イ 標識の設置等による住民への周知

ウ 防災パトロール等によるがけ地の保全や管理についての住民指導

エ 必要に応じた防災措置の勧告や改善命令

オ 住民自身が施行することが困難又は不相当な箇所の崩壊防止工事の実施

#### (3) 山地災害危険地区

山崩れ、地すべり又はこれらによって発生した崩壊土砂により、人家・公共施設等に被害を与えるおそれのある山地災害危険地区については、崩壊土砂流出危険地区137箇所、山腹崩壊危険地区105箇所、地すべり危険地区3箇所を把握している。

これらの地区について調査点検し、保安林又は保安施設地区への指定を推進して、治山事業を積極的に推進する。

- |     |   |
|-----|---|
| 資料編 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○地すべり防止区域指定箇所一覧</li> <li>○土砂災害（特別）警戒区域 指定箇所一覧</li> <li>○急傾斜地崩壊危険箇所一覧表</li> <li>○土石流危険渓流</li> <li>○山地災害危険地区一覧表（崩壊土砂流出）</li> <li>○山地災害危険地区一覧表（山腹崩壊）</li> </ul> |
|-----|---|

## 2 土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備

現在、本町では土砂災害警戒区域に指定された区域が98箇所ある。このため、本地域防災計画において警戒区域毎に情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定める。

- (1) 土砂災害警戒区域内に主として要配慮者が利用する施設がある場合は、本地域防災計画において、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。
- (2) 本地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保するうえで必要な事項を記載した印刷物の配布等により住民に周知する。

- |     |                      |
|-----|----------------------|
| 資料編 | ○土砂災害（特別）警戒区域 指定箇所一覧 |
|-----|----------------------|

## 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進

町は、地域の土砂災害警戒区域等や避難所等を網羅した総合防災マップ等を作成し、配布等により住民へ周知する。

## 4 農地保全

風水害等の異常な自然現象に際し、崩壊の危険のある農地農業用施設の保全を図る。

## 5 治山事業の実施

林地の保全に係る治山施設の積極的な設置を関係機関に要請し、流域の保全及び土砂崩壊等による災害の防止を推進する。

また、荒廃地及び荒廃の兆しのある山地災害危険地区のうち地況、林況、地質特性、保全対象等から判断し、緊急を要するものから治山事業の実施を関係機関に要請する。

## 第13節 避難対策

町及び学校、病院、社会福祉施設、工場等防災上重要な施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、避難場所、避難所、避難路、避難方法及び避難誘導責任者等を定めた避難計画を作成し、住民等に周知徹底を図るとともに、計画に基づいた訓練を行う。

なお、避難計画の作成にあたっては、避難情報等の確実な伝達手段の確保のほか、あらかじめ避難場所、避難所、避難路を指定するとともに、避難所に必要な設備、資機材の配備を図る。また、避難住民の健康状態の把握等のため、保健師等による巡回健康相談等を実施することを定める。

特に、避難勧告、避難指示のほか、避難行動要支援者等特に避難行動に時間を要する者に対して、避難の開始を求める避難準備情報を提供するとともに、関係住民への伝達も含めた避難支援体制の充実・強化を図る。

なお、町は、避難所施設の管理者や自主防災組織等と避難所の開設や運営方法、役割分担等について協議等を行うとともに、情報を共有する。

さらに、町及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

### 1 避難場所及び避難所の指定

町は、住民の生命・身体の安全を確保するため、あらかじめ避難所等を指定しているが、施設の老朽化、人口動態の変化、また災害種別等により見直す場合には、次の基準により避難所を指定緊急避難場所及び指定避難所に区分して選定・整備し、本地域防災計画に定める。

また、避難所に速やかに避難できるよう平素から関係地域住民に周知を図る。

なお、要配慮者に配慮して、旅館やホテル等を借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるとともに、プライバシーの確保のほか、被災時の男女のニーズの違いにも配慮するほか、動物の同行避難が可能な避難所の設置も検討する。

#### (1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の定義

指定緊急避難場所	災害から一時的、緊急的に避難する場所で、災害種別対応可能を明示
指定避難所	指定緊急避難場所からの緊急避難者や救出者を応急的に収容避難するための施設で、災害種別対応可能を明示

(2) 指定の基準

指定緊急避難場所、指定避難所の基準

指定緊急避難場所	指定避難所
<p>① 災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものであること。</p> <p>② 被災が想定されない安全区域内に立地していること。</p> <p>③ 安全区域外に立地する場合は、災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有するものであること。</p> <p>④ 要避難地区のすべての住民（昼間人口も考慮する。）を収容できるよう配置すること。なお、避難場所の必要面積は、避難者1名につき0.5㎡以上を目安とする。</p> <p>⑤ 地区分けは、自治会等の単位を原則とし、主要道路、鉄道、河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避けること。</p> <p>⑥ 地震、洪水、土砂災害、大火事、原子力災害の災害種別対応の適否を明示。</p>	<p>① 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。なお、避難者の必要面積は1名につき2㎡以上を目安とする。</p> <p>② 速やかに被災者等を受け入れ、生活関連物資を配布することが可能な構造又は施設を有すること。</p> <p>③ 想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。</p> <p>④ 主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、相談等の支援を受けることができる体制が整備されていること。</p> <p>⑤ なるべく被災地に近く、かつ集団的に収容可能</p> <p>⑥ 地震、洪水、土砂災害、大火事、原子力災害の災害種別対応の適否を明示。</p>

(3) 福祉避難所の指定

災害時に高齢者、障害者等の援護が必要となる要配慮者については、町内の社会福祉施設と連携し、一時的に収容保護を行うこととするが、要配慮者が多数に及ぶときは、次の施設を指定福祉避難所として開設できるよう、必要な設備の整備やヘルパー、福祉ボランティア等の協力体制の確立を図る。

指定福祉避難所一覧

地区	施設名	所在地	電話番号
内子地区	特別養護老人ホーム「みどり苑」	内子町立山4740	(0893) 45—0141
五十崎地区	特別養護老人ホーム「神南荘」	内子町五十崎甲881	(0893) 43—1901
小田地区	特別養護老人ホーム「緑風荘」	内子町小田149—1	(0892) 52—3101

資料編 ○ 指定緊急避難場所一覧  
 ○ 指定避難所等一覧

2 避難路の指定

町は、避難場所の指定にあわせ、町の現状を踏まえたうえで、次の基準により一級・二級町道及びその他の町道を避難路に選定する。

なお、河川周辺等による危険が予想される地域については、浸水等を考慮して避難路の選定・整

備を図る。

また、外国人、旅行者等に対しても、標識板の設置等によりこれらの周知に努める。

- (1) 避難路は、緊急車両の通行等を考慮し、必要な幅員を有するものとする。
- (2) 避難路は、相互に交差しないものとする。
- (3) 避難路には、火災、爆発等の危険の大きい工場等がないよう配慮する。
- (4) 避難路の選択にあたっては、住民の理解と協力を得て選定する。
- (5) 避難路については、複数の道路を選定するなど、周辺地域の状況を勘案して行う。

資料編 ○ 町道路線名称一覧 (避難路)
----------------------

### 3 避難所、避難路の周知徹底

避難活動が円滑かつ的確に行われるよう、平常時から避難場所、避難所等の周知、夜間照明施設等の整備並びに広報紙への掲載、防災マップの配布等に努める。また、避難訓練の実施により避難所、避難路の周知徹底を行う。

### 4 避難所の設備及び資機材の配置

町は、要配慮者及び被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点にも配慮のうえ、必要な次の設備及び資機材をあらかじめ避難所に配備し、又は必要なとき直ちに配備できるよう準備しておく。

- (1) 衛星携帯電話・無線LAN等の通信機材・設備
- (2) 放送設備
- (3) 照明設備 (非常用発電機を含む。)
- (4) 炊き出しに必要な機材及び燃料
- (5) 給水用機材
- (6) 救護施設及び医療資機材
- (7) 物資の集積所
- (8) 仮設の小屋又はテント
- (9) 仮設トイレ
- (10) 防疫用資機材
- (11) 清掃用資機材
- (12) 工具類
- (13) 非常電源
- (14) 日用品
- (15) 備蓄食料及び飲料水
- (16) テレビ、ラジオ等の災害情報の入手機器
- (17) その他粉ミルクや紙おむつ、生理用品等

### 5 避難計画の作成

町は、災害時に安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織等の協力も得ながら避難体制の確立を図る。

また、計画作成にあたっては、洪水、土砂災害等の災害事象の特性を踏まえるものとする。

避難計画作成時の留意事項
(1) 避難準備情報、勧告又は指示を行う客観的基準及び伝達方法 (2) 避難場所、避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口 (3) 避難場所、避難所への経路及び誘導方法（特に、要配慮者に配慮） (4) 避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項 ア 給水措置 イ 給食措置 ウ 毛布、寝具等の支給 エ 衣料、生活必需品の支給 オ 負傷者に対する応急救護 (5) 避難所の管理に関する事項 ア 避難生活中の秩序保持 イ 避難民に対する災害情報の伝達 ウ 避難民に対する応急対策実施状況の周知徹底 エ 避難民に対する相談業務 (6) 災害時における広報 ア 防災行政無線放送、広報車による周知 イ 避難誘導員による現地広報 ウ 住民組織を通ずる広報 (7) 夜間及び休日、荒天時等あらゆる条件下における避難誘導体制の整備 (8) 不特定多数の人が利用する地下道・地下駐車場等における地下空間施設の円滑かつ迅速な避難体制

## 6 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの策定

国の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」に基づき、的確に避難勧告等を行うため、次の事項に留意して「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成する。

なお、作成にあたっては、洪水、土砂災害等の災害事象の特性を踏まえるとともに、住民への周知徹底を図る。

### (1) 対象とする災害及び地域

洪水、土砂災害等の災害事象ごとに、住民が避難行動をとる必要がある地域を特定

### (2) 避難対象区域

災害事象や地域ごとに、避難が必要な区域を特定

### (3) 避難勧告等の客観的な発令基準

ア 住民が避難所等への避難を完了するまでの時間を把握

イ 避難すべき区域ごとに避難準備情報、避難勧告、避難指示の客観的発令基準を策定

ウ 国又は県に避難勧告等について必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡方法を決定

### (4) 避難勧告等の伝達方法

ア 災害ごとの避難勧告等の伝達文を設定

イ 伝達方法、伝達先を設定

### (5) その他留意すべき災害特性

ア 想定される災害の特性（危険性）の周知

イ 災害時の状況等に応じ、屋内での待避等の安全確保措置を講ずべきこと

## 7 防災上重要な施設の管理者の留意事項

学校、病院、工場その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練の実施などにより避難対策を整える。

- (1) 学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮したうえで、避難場所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法等のほか、児童生徒等の保護者への引渡し方法及び地域住民の避難場所、避難所となる場合の受入方法等をあらかじめ定める。
- (2) 義務教育及び高等学校の児童生徒等を集団的に避難させる場合に備えて、学校においては、避難場所の選定、収容施設の確保並びに保健、衛生及び給食等の実施方法について定める。
- (3) 町内の医療機関においては、患者を他の医療機関等の安全な場所へ集団的に避難させる場合に備え、収容施設の確保、移送の方法、保健、衛生及び入院患者に対する実施方法等について定める。

## 8 避難所運営マニュアルの策定

町は、避難所における必要な情報の入手や、暑さ寒さ対策、健康・衛生管理、心のケアなど長期にわたる避難所運営を円滑に行うため、要配慮者や男女のニーズの違いに配慮し、マニュアルを策定するよう努める。

また、動物同行避難が可能な避難所については、避難所における動物飼養に関する事項についてもマニュアルに定めるよう努める。

### 別表 1

#### 避難の行動パターン

安全確保行動	避難場所の例		説明
	屋内	屋外	
待避	自宅などの居場所	安全を確保できる場所	自宅などの居場所や安全を確保できる場所に留まること
垂直移動	自宅の2階 居住建物の高層階		切迫した状況において、屋内の2階以上に避難すること
水平移動 (一時的)	避難所 知人宅など	公園・広場 高台・高所	その場を立ち退き、近隣の少しでも安全な場所に一時的に避難すること
水平移動 (長期的)	避難所 知人宅など		住居地と異なる場所での生活を前提とし、指定避難所などに長期間避難をすること

#### 市町村長の避難に関する権限等

類型	内容	根拠条文等
警戒区域の設定	警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。	災害対策基本法 第4節 応急措置 第63条《罰則あり》
避難指示	被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、居住者等を	災害対策基本法



	避難のため立ち退かせるための行為	第3節事前措置及び避難 第60条《罰則なし》
避難勧告	その地域の居住者等を拘束するものではないが、居住者等がその「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立退きを勧めまたは促す行為	
避難準備情報 (避難行動要支援者 避難情報)	・避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始(避難支援者は支援行動を開始) ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始	避難勧告等の判断・伝達マニュアル作ガイドライン (平成17年3月)
自主避難 の呼びかけ	(各市町村で独自に行っているもの)	地域防災計画等

別表2

内子町は、平成20年6月に設定した避難勧告等の判断基準を基に、洪水及び土砂災害の避難命令マニュアルを作成し、運用するものである。

浸水

浸水に対する避難勧告等は、以下の基準を参考にし、今後の気象予測や河川巡視等からの勧告を含め、避難勧告・指示等の対象となる「避難すべき区域」を総合的に判断して発令する。

○洪水に対する避難基準

避難準備情報	避難勧告	避難指示	避難発令の決定
避難判断水位(警戒水位)を越え、河川はん濫のおそれがある場合	はん濫危険水位(危険水位)を越え、河川はん濫のおそれがある場合	堤防決壊等で河川はん濫が発生したとき	水防本部長及び副本部長で協議決定
その他 本部長が必要と認めたとき			

○基準となる河川水位

河川名	観測位置	避難判断水位 (警戒水位)	はん濫危険水位 (危険水位)
小田川	知清橋下右岸(国土交通省内子計測所)	3.00m	4.50m
	豊秋橋下	3.00m	4.50m
	内子町大瀬 新成屋橋下	6.00m	7.50m
	内子町寺村 小田町橋	2.50m	3.00m

※避難判断水位(警戒水位)とは、避難等の判断の目安となる水位をいう。

※はん濫危険水位(危険水位)とは、洪水により、はん濫の起こるおそれがある水位をいう。

別表3

土砂災害(土石流・がけ崩れ・地すべり)

① 避難すべき区域

内子町の土砂災害発生のおそれのある箇所は、ほぼ全域に点在していることから、下表の基準、消防団員や町職員等による危険箇所の巡回情報、町民からの通報、国土交通省、地方気象台、県砂防関係機関等の情報を基に、避難勧告・指示等の対象となる「避難すべき区域」を総合的に判断する。

② 判断基準

避難勧告・指示等は、以下の基準を参考に、今後の気象予測や土砂災害危険箇所の巡回情報を含めて総合的に判断して発令する。

区分	大雨警報が発表された後、土砂災害警戒情報による基準	積算雨量等による基準		
		前日までに連続雨量が100mmあった場合	前日までの連続雨量が40mm～100mmの場合	前日までの連続雨量が0mm～40mmの場合
避難準備情報	*土砂災害警戒判定メッシュ情報により、約2時間後に「レベル3(土砂災害警戒情報の発表基準超過)」に到達する	*当日の日雨量が50mmを超えたとき	*当日の日雨量が80mmを超えたとき	*当日の日雨量が100mmを超えたとき
避難勧告	*現在の降雨指標値が土砂災害警戒判定メッシュ情報「レベル3(土砂災害警戒情報の発表基準超過)」に達し、土砂災害の前兆現象が発生したとき	*当日の日雨量が50mmを超え、時間雨量が30mm以上の強い雨が予想されるとき	*当日の日雨量が80mmを超え、時間雨量が30mm以上の強い雨が予想されるとき	*当日の日雨量が100mmを超え、時間雨量が30mm以上の強い雨が予想されるとき
避難指示	*近隣で土砂災害が発生又は災害発生の危険が切迫しているとき			

※「土砂災害情報」とは、大雨や土砂災害のおそれがあるときに、町長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難を支援する目的として、愛媛県と松山気象台が共同して市町単位で発表する防災情報をいう。(平成19年6月発表基準)

※「前兆現象」とは、山鳴りがする。雨が降り続けているのに川の水位が下がる。川の水が急に濁ったり、流木が混ざり始める。腐った土のおいがる等の現象をいう。

## 第14節 緊急物資確保対策

町は、災害が発生した場合の住民の生活や安全を確保するため、平素から食料、生活物資、医薬品等の備蓄に努めるとともに、民間企業や民間団体との協定の締結等により流通備蓄を推進する。

また、備蓄を行うに当たって、大規模な風水害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

### 1 食料及び生活必需品等の確保

#### (1) 町の活動

##### ア 備蓄の推進

災害が発生した場合の生活を確保するため、平常時から食料及び生活必需品等の確保に努める。備蓄にあたっては、住民のほか、旅行者等も含めた必要量を勘案のうえ、行うものとする。本町における食料、生活必需品等の備蓄状況は、資料編のとおりである。

##### イ 緊急物資の調達

町の備蓄では不足する場合に備え、平素から緊急物資流通在庫調査を実施するとともに、農業協同組合、商工会、業者等と協定を締結する等、緊急物資調達体制の整備を図る。また、大規模災害発生に備え、町外の大量調達が可能な小売業者との協定の締結を検討する。

##### ウ 確保困難な物資の備蓄の推進

通常の配給食料を受け付けることのできないアレルギー性疾患等の患者のために必要な食料、粉ミルク等の調査を行い、備蓄若しくは入手経路等の確立を図る。また、その際にはプライバシーの保護に留意するものとする。

##### エ 緊急物資の集積所の整備

災害時に他市町村から搬送されてくる救援物資の集積所を次のとおり定めている。災害時に迅速に救援物資の受入れ、配分等が実施できるよう、平素から集積スペースの確保、配分要員の指名等、必要な整備を行っておく。

#### 救援物資集積所

施設名	所在地	電話番号
内子スポーツセンター	内子町五百木192番地	(0893) 43-0136
五十崎体育館	内子町平岡甲682番地1	(0893) 43-1221 (五十崎自治センター)
小田自治センター	内子町寺村251-3	(0893) 52-3117

##### オ 家庭内備蓄等の促進

家庭内における7日間程度の最低生活を確保できる緊急物資の備蓄を促進する。特に、孤立が想定される地区については、重点的に周知徹底を図る。

**資料編** ○食料、生活必需品等備蓄状況

(2) 住民の活動

住民は、災害時に備え、平素から次の準備の活動を行う。

- ア 7日間程度の最低生活を確保できる緊急物資の備蓄
- イ アのうち、3日分程度の非常食料を含む非常持出し品の準備
- ウ 自主防災組織等による助け合い活動の推進
- エ 緊急物資の共同備蓄の推進

2 飲料水等の確保

(1) 町の活動

- ア 飲料水の備蓄
- イ 給水設備復旧資材の備蓄
- ウ 他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水計画の策定
- エ 給水タンク、トラック等応急給水資機材の整備
- オ 飲料水兼用耐震性貯水槽の整備
- カ 井戸水等の把握
- キ 老朽化した配水管の布設替え
- ク 住民及び自主防災組織等に対する貯水や応急給水についての啓発
- ケ 水道事業指定給水装置工事事業者等との協力体制の確立

(2) 住民及び自主防災組織の活動

住民及び自主防災組織は、災害時に備え、平素から次の準備等の活動を行う。

- ア 住民（家庭）における貯水
  - (ア) 貯水量は、1人1日3リットルを基準とし、世帯人数の7日分以上を目標とする。(うち3日分程度を非常持出用として準備)
  - (イ) 貯水には、水道水等衛生的な水を用いる。
  - (ウ) 貯水に用いる容器は、衛生的で、安全性が高く、水漏れ、破損しないものとする。
- イ 自主防災組織を中心とする飲料水の確保
  - (ア) 応急給水を円滑に実施するために、給水班を編成する。
  - (イ) 災害発生時に利用が予定される井戸、泉、河川、貯水槽等の水は、水質検査を実施して、町の指導のもとに利用方法をあらかじめ検討しておく。
  - (ウ) 応急給水に必要なとされるポンプ、水槽、ポリタンク、次亜塩素酸カルシウム等の資機材を整備する。

## 第15節 医療救護対策

町は、災害時の医療体制について、愛媛県医師会等と連携して実施できるよう、医療資機材及び傷病者の救護体制の整備を図る。

### 1 実施方針

- (1) 被災者に対する医療救護は、町が町内医療機関の協力を得て実施するものとするが、町のみで実施困難な場合は、近隣市町、県、その他の医療機関に応援を得て行う。
- (2) 町は、自然災害や大規模事故の発生に備え、救護所の設置、救護班の編成、救護病院等の患者受入れ、医薬品・医療資機材等の確保等に係る諸体制の充実を図る。
- (3) 町は、医療救護活動の実際にあたっては、被災者のメンタルヘル스에配慮する。

### 2 初期医療体制の整備

町は、災害発生後の電話、道路交通等の混雑、不通により、緊急医療体制が十分に機能しない事態に対処するため、町内医療機関及び愛媛県医師会に協力を要請するとともに、災害医療コーディネータ、県及び関係機関と連携し、災害時の被災地内の医療ニーズの収集・把握方法や救護班の受入れ・派遣方針等について、予め検討を行い、初期医療体制の確立を図る。

- (1) 救護所は、原則として避難所、被災地の中心点に開設する。また、救護所を開設した場合は、防災行政用無線、CATV放送等により広報を行うほか、救護所を開設した旨の標識を掲げ住民に周知する。
- (2) 救護所等への医療救護用の資機材の備蓄を検討する。
- (3) 町内の医療機関及び愛媛県医師会の協力により、救護班を編成する。
- (4) 救護班の派遣要請の方法、重症者の搬出方法等を定める。
- (5) 応急手当等の家庭看護の普及を図り、自主防災組織等による自主救護体制の整備に努める。

### 3 後方医療体制等の整備

県は、救護所等に配置された救護班の医療で対処できない重症者及び中等症者を収容するため、救護病院又は救護診療所（以下「救護病院等」という。）を選定するとともに、災害時における広域的な地域医療の拠点として災害拠点病院を、また災害基幹拠点病院を指定している。

区 分	指 定 基 準
救 護 病 院	全ての病院を選定
救 護 診 療 所	旧町村の区域で病院がなく、かつ公立の診療所がある場合に1か所程度選定（本町においては「済生会小田診療所」が選定）
災 害 拠 点 病 院	二次医療圏ごとに1か所指定
災 害 基 幹 拠 点 病 院	県内に1か所指定

災害基幹拠点病院、災害拠点病院及び町内医療機関は、資料編に掲載のとおりである。

町は、町内医療機関又は救護所での処置が不能な重症者が発生した場合は、大洲地区広域消防事務組合消防本部と連携し救急艇による搬送を行う。

また、災害時に重症者の迅速な対応ができるよう、大洲地区広域消防事務組合消防本部と連携し

平素から搬送体制、連絡体制の整備を図る。

**資料編** ○医療機関一覧

#### 4 災害情報の収集・連絡体制の整備

町は、医療機関の被害状況や負傷者の収容状況、医療従事者の活動状況を把握するため、消防、医療機関等をネットワーク化した愛媛県広域災害・救急医療情報システム（えひめ医療情報ネット）の活用を図るなど情報通信手段の充実・強化に努める。

#### 5 難病患者等の状況把握

町は、平常時の保健医療活動を通じて、難病患者、精神疾患等の慢性疾患患者、人工呼吸器や人工透析等の在宅医療を受けている患者の状況と医療を提供できる機関に関する情報の把握に努める。

#### 6 医薬品、医療資機材等の確保

町は、避難生活に必要な医薬品の備蓄に努める。

また、災害時には、医薬品、医療資機材等は、医療機関から確保するものとするが、状況によっては業者等から調達する。

#### 7 災害医療に関する普及啓発

大洲地区広域消防事務組合消防本部は、一般住民に対して普通救命講習への受講を促し、緊急蘇生法などの家庭看護、トリアージの意義やメンタルヘルスなどの災害時における医療救護、献血者登録等に関する普及啓発に努める。

#### 8 住民及び自主防災組織が実施すべき事項

- (1) 住民及び自主防災組織は、医療救護を受けるまでの応急手当の技術の習得、軽度の傷病に対応できる医薬品等の備蓄に努める。
- (2) 住民は、献血者登録に協力する。

## 第16節 防疫・衛生体制の整備

災害の発生に伴う感染症の発生と流行を未然に防止するため、防疫体制を確立するほか、災害時における防疫活動が迅速にできるよう、町の行う消毒方法及び清潔方法、住民が行う防疫及び保健活動の指導方法等の防疫実施計画を作成しておく。また、食品の衛生監視に係る総合的な体制を整備する。

### 1 実施体制

#### (1) 防疫班の編成

防疫については、知事又は八幡浜保健所長の指示、指導により実施する。実施にあたっては、保健福祉課を中心に防疫班を編成し行うものとし、人員が不足する場合は、臨時に作業員を雇い上げ、又は隣接市町、県へ応援要請を行う。

(2) 上水道等の供給が不能となる場合に備えて、仮設トイレの備蓄を検討し、また調達体制の整備を図る。

(3) 一時的に大量に発生するゴミ又はがれきの処理の仮置場や避難所等、優先して防疫措置の必要な箇所を想定した防疫実施計画を立案するとともに、事前に作成する計画については、発生する季節ごとに重要事項を整理する。

### 2 防疫用薬品等の調達

防疫用薬品については、日常から備蓄に努めるとともに、調達先業者の把握を行っておく。

### 3 住民への指導

避難所又は各家庭においては、被災者による衛生対策が重要となるため、被災者自身が行うトイレ、ゴミ置場等における衛生対策について事前に留意事項の整理を行う。

## 第17節 保健衛生活動体制の整備

災害の発生に伴う被災者の健康保持のために必要な保健衛生活動を行うための体制を迅速に整備する。

### 1 情報収集体制の整備

町は、災害時の保健衛生活動に必要な情報の迅速かつ正確な収集・連絡等を行うための体制整備に努める。

### 2 保健衛生活動に関する体制整備

町は、発災後迅速に保健師等による保健衛生活動が行えるよう体制を整備する。また、必要に応じ、保健師等の派遣・受入が可能となる体制の整備、災害時保健衛生活動マニュアルの整備、研修、訓練の実施等体制整備に努める。併せて、県や保健所との連携体制の強化に努める。



## 第18節 要配慮者の支援対策

大規模災害発生時には、要配慮者が災害の発生時において犠牲になる場合が多い。

このため、町及び社会福祉施設管理者は、要配慮者の安全を確保するため、地域住民、自主防災組織、関係団体等の協力を得ながら、平常時から要配慮者に関する情報の把握や情報伝達体制を整備するとともに、総務課と保健福祉課等が連携して、災害時要配慮者の避難支援計画の策定など避難誘導体制の整備に努める。

また、計画等の策定にあたっては、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるほか、プライバシーの確保や男女のニーズの違い等に配慮する。

### 1 災害時要援護者の実態把握

町は、平素から総務課と保健福祉課等が連携のうえ、介護職員や民生児童委員等の協力を得ながら、個人情報取り扱いにも配慮のうえ、自主防災組織や自治会等の範囲ごとに、災害時要援護者の実態把握に努める。

#### (1) 避難行動要支援者名簿の作成

町は、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿「避難行動要支援者名簿」を作成する。名簿には、①氏名、②生年月日、③性別、④住所又は居所、⑤電話番号その他の連絡先、⑥避難支援等を必要とする事由、⑦その他、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項。町長は、名簿作成にあたり、関係都道府県知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

#### (2) 名簿情報の利用及び提供

町長は、避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。町長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な範囲で、消防機関、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者に対し、名簿情報を提供する。ただし、本人の同意が得られない場合は、この限りでない。町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、生命又は身体を保護するために特に必要と認めるときは、名簿情報を提供することができる。この場合においては、本人の同意を得ることを要しない。

#### (3) 名簿情報を提供する場合における配慮

町長は、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために、必要な措置を講ずるよう努める。

#### (4) 秘密保持義務

名簿情報の提供を受けた者若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

## 2 緊急連絡体制の整備

町は、自主防災組織及び関係機関等と連携して避難行動要支援者ごとに避難支援者を定めるなど、避難行動要支援者一人ひとりの避難支援プランを作成する。

なお、町は、65歳以上の独居高齢者等を対象として緊急通報システムを導入しているところであるが、災害時に迅速に安全確保が図れるよう、なお一層の整備・拡充を促進する。

## 3 救出・救護体制の充実

大規模災害時には、災害の同時多発等により、警察、消防等の防災関係機関による救出・救護活動が大幅に制約されることが予想されるため、独居高齢者など災害時要援護者に対し、自主防災組織を中心とした住民相互の連携による地域ぐるみの救出・救護体制の整備・充実を図る。

## 4 避難体制の確立

自主防災組織の整備を推進する中で、避難行動要支援者当事者からの意見の収集、避難支援者の指名や避難誘導班を設けるなど、地域ぐるみの避難誘導體制等の整備に努める。

また、避難所や避難路の指定にあたっては、地域の特性を踏まえるとともに、高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害を含む。）、難病患者、妊産婦及び乳幼児、病弱者等避難生活に特別の配慮を要する者のための福祉避難所の設置を検討するなど、要配慮者の利便性や安全性にも十分配慮する。

資料編 ○ 指定緊急避難場所一覧  
○ 指定避難所等一覧

## 5 要配慮者の受入体制の整備

被災者が多数にのぼり、避難所において一般の避難者との共同生活が困難な要配慮者については、次の施設に一時入所できるよう施設管理者と協議しておくものとする。

地区	施設名	所在地	電話番号
内子地区	特別養護老人ホーム「みどり苑」	内子町立山4740	(0893) 45—0141
五十崎地区	特別養護老人ホーム「神南荘」	内子町五十崎甲881	(0893) 43—1901
小田地区	特別養護老人ホーム「緑風荘」	内子町小田149—1	(0892) 52—3101

## 6 防災教育・訓練の充実

要配慮者が自らの対応能力を高めるために、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

訓練には、要配慮者が参加できるよう環境の整備を推進するとともに、要配慮者の積極的な参加を促す。

## 7 要配慮者の措置

要配慮者自身が介護方法、医療データ（通院先、常備薬等）、日常生活に必要な用具、補装備、特定の医療品等の入手方法、非常時の連絡先等を記したものを携帯するように助言を行う。

## 8 社会福祉施設管理者の活動

### (1) 組織体制の整備

社会福祉施設管理者は、災害の発生に備え、あらかじめ施設内の防災体制の整備、動員計画や

緊急連絡体制等の確立に努める。

また、町や他の類似施設、地域の自主防災組織等と連携を図りながら災害時の協力体制づくりに努める。

(2) 緊急連絡体制の整備

町の協力を得て、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間の緊急連絡体制の整備・強化に努める。

(3) 防災教育・訓練の充実

町の協力を得て、災害時において施設等利用者が適切な行動がとれるよう防災教育を行うとともに、利用者の実態に応じた防災訓練を定期的実施するよう努める。

(4) 物資等の備蓄

災害時に施設等利用者の生活維持に必要な食料、飲料水、介護用品等の備蓄を行うほか、予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機等の整備に努める。

## 第19節 広域応援体制の整備

町は、大規模災害が発生した場合に、円滑な広域応援活動が行えるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するとともに、具体的な応援活動を実施できる体制の整備を進める。

相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な風水害や地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

### 1 応援協定締結状況

協定名	協定締結先	応援の種類
災害時の医療救護に関する協定	(社)愛媛県医師会	重症者の応急手当等の医療救護活動
災害時の医療救護に関する協定	(社)愛媛県歯科医師会	傷病者への歯科医療等の医療救護活動
災害時の医療救護に関する協定	(社)愛媛県薬剤師会	傷病者への調剤業務等の医療救護活動
災害時の医療救護に関する協定	(社)愛媛県看護協会	傷病者への応急看護等の医療救護活動
愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定	県下市町及び消防一部事務組合	大規模災害・火災等発生時における消防防災ヘリコプターによる消防支援活動
愛媛県消防広域相互応援協定	県下市町及び消防一部事務組合	大規模災害・火災、集団救急救助事故等に対する鎮圧、被害の軽減措置
南予地区広域消防相互応援協定	宇和島市・八幡浜市・大洲市・内子町・伊方町・西予市・鬼北町・松野町・愛南町・大洲地区広域消防事務組合・宇和島地区広域事務組合・愛南町消防本部・八幡浜地区施設事務組合・西予市消防本部	大規模火災、その他特殊災害発生時における応援活動
大洲市・内子町における消防相互応援協定	大洲市	大規模災害発生時における応援活動
伊予、大洲、久万高原広域消防相互応援協定	大洲市・伊予市・砥部町・久万高原町・伊予消防等事務組合・大洲地区広域消防事務組合	大規模災害及び産業災害等の予防、鎮圧の応援活動
大洲市、西予市、内子町広域消防相互応援協定	大洲市・西予市・大洲地区広域消防事務組合	大規模災害及び産業災害時の予防、鎮圧の応援活動
真弓トンネル内における消防活動に関する覚書	久万高原町消防本部・久万高原町消防団・大洲地区広域消防事務組合	真弓トンネル内の火災その他災害時における応援活動
松山自動車道消防相互応援協定	伊予市・大洲市・伊予消防等事務組合・大洲地区広域消防事務組合	松山自動車道における消防応援活動

ヘリテレ映像の提供に関する協定	愛媛県	愛媛県警ヘリコプターテレビ電送システム映像（ヘリテレ映像）の提供
四国西南サミット災害時相互応援協定	愛媛県宇和島市・八幡浜市・大洲市・西予市・松野町・鬼北町・愛南町、高知県宿毛市・土佐清水市・四万十市・大月町・三原村・黒潮町	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 食糧、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供</li> <li>② 被災地の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供</li> <li>③ 救援活動に必要な車両及び舟艇等の提供</li> <li>④ 被災者を一時収容するための施設の提供</li> <li>⑤ 被災児童、生徒等の一時受入れ</li> <li>⑥ ①～④までに規定する物資等の提供に係る職員及び災害対策本部の運営に必要な職員の派遣</li> <li>⑦ その他特に要請があった事項</li> </ul>
環境自治体会議災害支援協定	北海道ニセコ町・斜里町・士幌町、山形県高島町、茨城県古河市・那珂市、東京都足立区・日野市・福生市、新潟県湯沢町、福井県敦賀市・勝山市・若狭町、長野県飯田市、岐阜県多治見市、静岡県三島市、三重県松阪市、大阪府豊中市・枚方市・交野市、奈良県生駒市、山口県宇部市、愛媛県新居浜市、高知県梶原町、福岡県筑後市・古賀市、熊本県天草市、宮崎県綾町、鹿児島県日置市	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 食糧、飲料水及び生活必需品及び並びにその供給に必要な資機材及び物資の提供</li> <li>② 被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供</li> <li>③ 救援及び救援活動に必要な車両の提供</li> <li>④ 救援、医療、防疫、応急復旧活動等に必要の職員の派遣</li> <li>⑤ ボランティアの呼びかけ・斡旋</li> <li>⑥ 児童生徒の受入れ</li> <li>⑦ 被災者に対する住宅の斡旋</li> <li>⑧ 地元企業、団体等への被災地支援の呼びかけ・斡旋</li> <li>⑨ その他特に要請があった事項</li> </ul>
内子町と豊島区との非常災害時における相互応援に関する協定	東京都豊島区	災害時における相互応援協力
災害時における情報交換及び支援に関する協定書	国土交通省 四国整備局長	<p>国土交通省四国地方整備局による</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 被害状況の把握及び提供</li> <li>② 情報連絡網の構築</li> <li>③ 災害応急措置</li> <li>④ その他必要と認められる事項</li> </ul>
災害時における応急対応業務に関する協定	内子町商工会 建設部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 道路、橋りょう等公共土木施設の被災、浸水対応及びがけ崩れ等の応急対策並びに土砂及び流木等の撤去及び搬送</li> <li>② ①の業務の実施に必要な資機材及び物資の搬送</li> </ul>

		③ 林野火災等消火用の水の搬送 ④ その他町が必要とする業務
災害時における支援協力に関する協定	内子町商工会 商業部会	町民への飲料・食料品、日用品、その他町が必要とする物資の提供
災害時の減災活動に関する協力協定書	内子町森林組合	労務職員、資機材を無償で派遣、提供
災害時における応急対策業務の協力に関する協定	えひめ中央農業協同組合	① 避難所への食料品、日用品等の供給に関すること。 ② ガソリン、灯油等の供給に関すること。 ③ その他町が必要とする業務で組合が協力可能な業務に関すること。
災害時における応急対策業務の協力に関する協定書	(社)愛媛県エルピーガス協会 大洲支部	① 避難所等に対する必要なLPガスボンベ等関係資器材の供給 ② 協会大洲支部が所有する炊き出し用資器材の貸出し ③ LPガスボンベ等関係資器材の撤去、移転及び点検等の支援活動 ④ その他町が必要とする事業で協会大洲支部が可能な支援協力 上記支援の数量の上限について、協会大洲支部が可能な範囲で実施
災害時における救援物資提供に関する協定書	四国コカ・コーラボトリング(株)	① 地域貢献型自動販売機(メッセージボード搭載型など)の機内在庫の製品を町に無償提供 ② フォロー体制の整備など
災害支援協力に関する協定	愛媛ゴルフ(株)	① 被災者のクラブハウス、宿泊施設への収容 ② 飲料水、食事場所の提供等 ③ 臨時ヘリポートの設置
災害時等における物資供給協力に関する協定書	生活協同組合コープえひめ	災害発生時における生活物資の供給
災害時における家屋被害認定調査に関する協定書	愛媛県土地家屋調査士会	災害時における家屋被害認定調査の協力
災害時における救援物資提供に関する協定書	四国キャンティーン(株)	災害発生時における自動販売機の飲料水の無償提供
災害時の協力に関する協定書	四国電力(株)宇和島支店	災害時に大規模停電等が発生した場合の電力供給等

※ 「協定締結先」欄の市町名は、協定締結当時のもの

- |     |  |
|-----|--|
| 資料編 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害時の医療救護に関する協定 ((社)愛媛県医師会)</li> <li>○ 災害時の医療救護に関する協定 ((社)愛媛県歯科医師会)</li> <li>○ 災害時の医療救護に関する協定 ((社)愛媛県薬剤師会)</li> <li>○ 災害時の医療救護に関する協定 ((社)愛媛県看護協会)</li> </ul> |
|-----|--|

- 愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定
- 愛媛県消防広域相互応援協定
- 南予地区広域消防相互応援協定書
- 大洲市・内子町における消防相互応援協定書
- 伊予、大洲、久万高原広域消防相互応援協定書
- 大洲市、西予市、内子町広域消防相互応援協定書
- 真弓トンネル内における消防活動に関する覚書
- 松山自動車道消防相互応援協定書
- ヘリテレ映像の提供に関する協定
- 四国西南サミット災害時相互応援協定
- 環境自治体会議災害支援協定
- 災害時における情報交換及び支援に関する協定書
- 災害時における応急対応業務に関する協定
- 災害時における支援協力に関する協定
- 災害時の減災活動に関する協力協定書
- 災害時における応急対策業務の協力に関する協定
- 災害時における応急対策業務の協力に関する協定書
- 災害時における救援物資提供に関する協定書
- 災害支援協力に関する協定
- 災害時等における物資供給協力に関する協定書
- 災害時における家屋被害認定調査に関する協定書
- 内子町と豊島区との非常災害時における相互応援に関する協定
- 災害時における救援物資提供に関する協定書
- 災害時の協力に関する協定書

## 2 協定の充実等

### (1) 協定内容の見直し

町は、協定締結市町等と、締結している相互応援協定内容を適宜見直すとともに、新たに締結先の確保に努めるなど、内容の充実を図る。

### (2) 防災訓練等の実施

平常時から協定締結市町等との間で、防災訓練、情報交換等を実施し、災害時における協力・連携体制の強化を図る。

### (3) 協定締結の推進

町は、近隣市町と応急活動及び復旧活動に関する相互応援協定の締結促進に努めるとともに、大規模災害発生時には近隣市町も同時に被災するおそれが高いため、同時に被災する可能性の少ない県内外の市町村との相互応援協定の締結について、今後検討を図っていく。

## 3 応援要請等の整備

### (1) 応援要請手続等の周知

災害時において、協定締結市町等への応援要請等の手続が円滑に行えるよう、あらかじめ関係職員に要請手続、要請内容等の周知を図っておく。

### (2) 受入体制の整備

他市町村からの応援部隊が効率的に応援活動を実施できるよう、総務課は、平素から応援部隊の受入施設、資材置場の検討、連絡責任者の選任など、受入体制の整備を図る。





## 第20節 ライフライン災害予防対策

ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、電気、ガス、電話等ライフラインにおける災害を未然に防止し、また被害を最小限にとどめるため、町及び関係機関は次の事業を実施する。

### 1 水道施設（建設デザイン課）

町は、災害による水道施設の被害を軽減するため、次の措置を行う。

- (1) 応急給水及び応急復旧活動に関する行動指針の作成
- (2) 災害時の住民への広報体制及び情報伝達手段の整備
- (3) 水道施設の広域化を推進し、水源の多元化、施設の多系統化、施設間の連絡管等の整備促進
- (4) 他の市町や民間企業等と災害援助協定を締結するなど、相互協力体制の整備
- (5) 応急給水及び応急復旧に必要な資機材の備蓄のほか、その調達を迅速かつ円滑に行う体制の整備

### 2 下水道施設（建設デザイン課）

#### (1) 下水道管理者の活動

町は、安全で安心なまちづくりのため、市街地において、浸水防除を図り、雨水の排除のほか、貯留・浸透などの流水抑制策も含めた下水道雨水対策施設の整備を図るとともに、浸水するおそれのある地域については、浸水被害の軽減を図るため関係機関等への情報提供に努める。

また、豪雨の発生が予想される場合には、ポンプ場等の適切な操作を行うとともに、ポンプ場等の適切な操作を行うためのマニュアルの作成、人材の養成を行う。

#### (2) 代替性の確保

町は、下水道施設が損傷を受け、下水処理が不能となる場合を想定し、その早急な復旧や代替性の確保が可能となるよう処理系統を多様化するとともに、計画的な下水道施設の整備に努める。

#### (3) 雨水貯留浸透

町は、市街地における雨水の流出量を抑制する雨水浸透・貯留施設の整備を促進し、浸水防除に努める。

### 3 電力施設（電気事業者）

電気事業者は、災害を未然に防ぐため、日常の保安点検等により施設の機能維持を図るとともに、施設の新設・改良の際には、設計・施工に留意する。

#### (1) 電力施設の災害予防措置

各設備とも、施設の新設・改良の際には、「建築基準法」及び「電気設備の技術基準」等により各種災害対策を考慮するとともに、過去に発生した災害及びこれに伴う被害の実情等を加味するなど、設計・施工に留意する。

#### (2) 災害復旧用設備

電力施設の災害復旧を円滑に行うため、必要に応じて移動用発電設備等を整備する。

(3) 電気事故の防止

ア 巡視・点検・調査等

電気設備を法令に定める技術基準に適合するよう保持し、さらに事故の未然防止を図るため、電気工作物の巡視点検並びに調査を行い、保安の確保を図る。

イ 電気事故防止PR

災害による断線、電柱の倒壊・折損等による公衆感電事故や電気災害を未然に防止するため、住民に対し必要な広報活動を行う。

(4) 要員の確保

夜間、休日に災害発生のおそれのある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象・地象情報その他の情報に留意し、防災体制の発令に備える。

(5) 復旧資機材の確保

ア 災害に備え、平常時から復旧用資機材、工具、消耗品の確保に努める。

イ 災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、入念な整備点検を行い、非常事態に備える。

4 ガス施設（液化石油ガス販売業者）

液化石油ガス販売業者は、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に基づき、災害によって被災した家屋等においても、液化石油ガス施設による災害が発生しないように、常日頃から消費者に対し次の対策を講じるとともに、緊急時の連絡体制及び緊急資機材の整備を図る。

町は、販売業者が実施する対策等に対して協力をする。

(1) 災害対策としての日常業務

液化石油ガス販売業者は、災害に対して的確な対応を行うため、日常の事業活動の中で以下の取組みに努める。

ア 災害発生の緊急事態に備え、従業員の非常招集方法等について、予め定めておく。

イ 顧客リストや配管図面等について、整備は当然のこと、保管体制の周知徹底を図り、どのような状況においても速やかに活用できるよう心掛ける。

ウ 保安業務用機器並びにラジオ、携帯電話等情報収集機器を整備する。

エ 通常時から消費者に災害発生時にとるべき対応についての啓発を図っておく。

(2) 災害に有効な設備対策

液化石油ガス販売業者は、日常の事業活動の中で以下の取組みに努める。

ア S型保安ガスメータの設置

イ ガス放出防止器等の設置

ウ 業務用設備に対する耐震連動遮断装置の設置

エ 容器転倒防止対策の徹底強化

オ 高・低圧ホースの使用

カ 燃焼器用ホースの使用

キ 可能な限り露出配管での施工

ク 可とう性に優れた配管材料の選定と施工

## ケ その他有効な設備対策

## 資料編 ○ 町内液化石油ガス販売事業者一覧

## 5 電信電話施設（西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、KDDI(株)、ソフトバンクテレコム(株)、ソフトバンクモバイル(株)）

西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社は、災害時においても可能な限り電気通信を維持し、重要通信を疎通させるよう平素から設備自体を強固にし、信頼性の高い通信設備を構築するとともに、防災対策の推進と防災体制の確立を図る。

## (1) 防災体制の確立

## ア 防災対策組織の編成

災害の発生又は発生のおそれがある場合は、非常事態の情勢に応じた体制で対処するとともに、非常態勢に対応する災害対策組織をあらかじめ編成しておき、情勢に応じた体制の運用を行う。

また、災害対策本部等に必要な要員については、非常招集伝達の経路、交通機関の運行状況等を勘案し、短時間に可能な限り必要要員を確保する。

## イ 防災に関する社外機関との協調

応急対策活動が効果的に講じられるよう、国、県及び市町その他社外防災関係機関と密接な連携を保ち、相互協力に努める。

## ウ ライフライン事業者との協調

電力や燃料、水道等のライフライン事業者と協調し、商用電源の供給、自家発電用エンジンの燃料及び冷却水等の確保並びに緊急輸送等の協力体制を整備する。

## (2) 防災に関する教育及び総合防災訓練への参加

災害の発生又は発生のおそれがある場合において、社員が迅速かつ適切な防災業務を遂行するため、社内において防災に関する教育及び訓練を実施するとともに、県や市町等が主催する総合的な防災訓練に積極的に参加、協力を行う。

## (3) 電気通信設備等に対する防災対策

## ア 電気通信設備等の高信頼化

(ア) 洪水等のおそれがある地域の電気通信設備等について、耐水構造化を行う。

(イ) 暴風又は豪雪のおそれのある地域の電気通信設備等について、耐風又は耐雪構造化を行う。

(ウ) 火災に備えて、主要な電気通信設備等について、耐火構造化を行う。

## イ 電気通信システムの高信頼化

(ア) 主要な伝送路を多ルート構成あるいはループ構成とする。

(イ) 通信ケーブルの地中化を推進する。

(ウ) 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。

## (4) 重要通信の確保

災害時に備え、重要通信に関するデータベースを整備するとともに、常時疎通状況を管理し、

通信リソースを効率的に運用する。

また、災害時には、設備の状況を監視しつつトラフィックコントロール（通信制限）を行い、電気通信の疎通を図り、重要通信を確保する。

(5) 災害対策用機器及び車両の配備

ア 通信の全面途絶地域、避難所等との通信を確保するため、衛星通信無線車や災害対策用無線機、移動無線車等を配備する。

イ 所内通信設備が被災した場合、重要通信を確保するため、代替交換装置として非常用交換装置を広域配備する。

ウ 災害時の長時間停電に対して、通信用電源を確保するため、主要局に移動電源車を配備する。

エ 所外通信設備が被災した場合、応急用措置として、各種応急ケーブル及び特殊車両等を配備する。

## 第21節 道路災害予防対策

町は、町の管理する道路施設等の防災点検等を実施し、他の道路管理者と連携・協力してその機能や目的に応じた防災対策や改良整備に努めるとともに、道路の冠水事故防止対策や通行規制措置等を行い、風水害等に対する安全性の確保を図る。

また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図るものとする。

さらには、発災後の道路啓開、応急復旧等に必要となる人員、資機材等の確保について（一社）愛媛県建設業協会等と協定を締結し、体制の整備を図る。また、道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開計画等を立案するものとする。

### 1 道路施設等の整備

#### (1) 緊急輸送道路の確保

道路交通の確保は、大規模災害発生後において、避難や救助をはじめ、物資の輸送や諸施設の復旧など応急対策活動を実施するうえで必要不可欠である。

町においては、県指定の緊急輸送道路と町の防災活動拠点（本庁舎、分庁舎、支所、避難収容施設、救援物資集積所等）を結ぶ道路は特に重要となるため、関係機関と連携をとり、前記道路及びそれにつながる町道の改良整備を推進し、これらを有機的に連結させて緊急輸送ネットワークを形成し、諸活動の円滑化に努める。

緊急輸送道路の役割は次のとおりであり、また町内における指定状況は資料編に掲げるとおりである。

第一次緊急輸送道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主要な都市間及び他県と連絡する広域的な幹線道路</li> <li>・ 諸活動の拠点と上記の道路を結ぶ道路及び拠点を相互に連絡する道路</li> </ul>
第二次緊急輸送道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第一次緊急輸送道路を補完する道路</li> </ul>

#### 資料編 ○ 緊急輸送道路一覧

#### (2) 定期点検等の実施

道路管理者は、諸施設の防災点検や耐震点検を定期的の実施し、防災対策等の必要な箇所の把握に努める。また、通常のパトロール等においても目視等による点検を実施する。

#### (3) 道路施設の防災対策及び改良整備

道路管理者は、防災点検等で対応が必要とされた箇所（区間）及び未改良区間について、緊急性の高い箇所（区間）及び路線から順次、防災対策や改良整備を実施する。

#### (4) 道路の冠水事故防止対策の実施

道路管理者は、道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等必要な施設の整備を図るとともに、警察及び消防等との連携の下で、適切な道路管理に努める。

### 2 河川管理施設

[内子町防災]

(1) 河川管理施設の確保

河川管理者は、豪雨等による河川堤防の決壊や耐震性に配慮した河川改修等治水事業を実施し、河川管理施設の整備促進に努める。

(2) 耐震点検の実施

河川管理者は、耐震点検を定期的の実施し、震災対策の必要な箇所を把握に努める。

また、通常パトロールにおいても目視等による点検を実施する。

(3) 施設の補強・整備

河川管理者は、耐震点検で対応が必要とされた施設について、緊急度の高い箇所から順次、補強や整備を実施する。

## 第22節 農地・農林業施設災害予防対策

農地・農林業施設における災害を未然に防止し、また被害を最小限にとどめるため、次の事業を実施する。

### 1 農地

本町は、四国山脈の支脈に囲まれ、総面積の約78パーセントが山林原野で占められた平地の少ない峡谷型山村である。町の中央部を南北に肱川の支流である小田川が貫流しており、その両河川に面した傾斜地と山腹面の段丘地帯に農地と集落が散在しているため、梅雨期や台風時の集中豪雨により古くから多くの水害が発生している。

町は、集中豪雨等による被害の発生を未然に防止するため、危険予想箇所の把握に努めるとともに、農業農村整備事業等により基盤整備を推進する。

### 2 農林業施設

町は、集中豪雨等による被害の発生を未然に防止するため、防災パトロール等を通じて危険箇所の把握に努めるとともに、農業農村整備事業等により基盤整備を推進する。

農林道については、県の指導のもとに林道網や作業道などの整備事業や危険箇所の改良・舗装事業を実施する。

### 3 老朽ため池

本町は、瀬戸内海の寡雨地帯に位置し、慢性的な水不足地域であることから、古来より農業用水源としてため池が築造されてきた。現在町内には、101箇所のため池があり、築造後100年以上経過しているため池が大半を占めていることから、老朽化が著しい状況にある。

町は、農業用施設及び公共施設の災害を未然に防止し、町土保全に資するため、老朽化が著しく緊急に整備を要する小規模ため池から、県単独土地改良事業、小規模ため池整備事業等により整備を行う。

## 第23節 文化財の保護

### 1 文化財の保護

建築物及びその他の文化財並びに文化財が収蔵されている建築物（以下「文化財等」という。）の災害時の安全性を確保するため、文化財の所有者、管理責任者又は管理団体（以下「所有者等」という。）は、必要な次の対策を講じるものとし、町教育委員会は、県教育委員会と協力連携し、所有者等に対して適切な指導助言を行う。

- (1) 文化財等の補強工事の実施
- (2) 日常の維持管理による部分的・応急的な補修の実施
- (3) 安全な公開方法と避難方法・避難場所の設定
- (4) 災害発生時における連絡体制、関係機関に対する通報体制の確立
- (5) 安全性の確保された他の施設等への文化財の搬出と復旧のための支援体制の整備

資料編 ○町内指定文化財一覧
----------------



## 第24節 建築物災害予防対策

風水害等による建築物の被害を予防するため、老朽住宅密集市街地等防災上危険な市街地の解消を図るほか、各種法令・諸制度に基づく事業を推進することにより既成市街地を更新し、新規開発に伴う指導・誘導を行うことにより適正な土地利用を進め、災害に強いまちづくりを行う。

### 1 公共建築物の安全性の向上

公共建築物は、不特定多数の者に利用される施設であると同時に、災害時には避難所として、あるいは災害対策活動の拠点として利用される施設である。

このため、町は、次の措置を講じる。

#### (1) 施設の点検・整備

町は、定期的に施設の点検・整備を実施し、問題のある施設・箇所については、その修理、改修を推進する。

#### (2) 耐震化の推進

計画的に耐震診断を実施し、その調査結果をもとに補強工事等を行い、耐震化・不燃化を図る。

#### (3) 設備等の整備推進

大規模災害に備えて、計画的に本庁舎、避難収容施設等に、備蓄倉庫、耐震性防火水槽の設置、非常用自家発電機等の整備を図る。

#### (4) 連絡手段の構築

災害時に分庁舎や避難収容施設等へ迅速に連絡が図れるよう、重要施設への防災行政無線等の連絡手段の配備、災害時優先電話の登録等を推進する。

### 2 一般建築物の安全性の向上

町は、一般建築物について、その財産保全と居住者等の生命の安全が図られるよう、次の措置を講じる。

(1) 湿潤な土地、出水のおそれの多い土地に建築物を建築しようとする者に対し、安全上必要な措置を講ずるよう指導する。

(2) 災害危険区域等のがけ地に近接して住宅を建築しようとする者に対し、安全上必要な措置を講じるよう指導する。

また、がけ地崩壊により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある地域の危険住宅については、「がけ地近接等危険住宅移転事業」の補助制度を活用し、移転を促進する。

(3) 土砂災害警戒区域等の指定地域は、県と連携して当該地域住民に対する危険箇所の周知や警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進する。

(4) 県の助言等に従って、土砂災害危険箇所情報の周知を図るとともに、避難方法、避難場所などの警戒避難体制の整備を推進する。

(5) 水防法第15条の規定に基づき、浸水想定区域内に次に掲げる施設で、洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時に浸水の防止を図る必要があると認められる施設の名称及び所在地を本地域防災計画に明記するとともに、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成

員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。

ア 要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要するものが利用する施設をいう。）

イ 大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として町が条例で定める用途及び規模に該当するもので、その所有者又は管理者から申出があった施設をいう。）

### 3 工作物等の倒壊防止

建築物の外装材（屋根瓦、外壁、窓等）、看板等については、落下防止のための施工技術の向上、改修補強等を指導する。

## 第25節 危険物等災害予防対策

火薬類、高圧ガスや石油類等の危険物による災害を防止するため、次の対策を実施し、防災機能の強化を推進する。

### 1 予防査察等の強化

大洲地区広域消防事務組合消防本部は、火薬類、高圧ガス、石油類等の販売所及び貯蔵所等の施設並びに消費場所に対し、火薬類取締法、高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び消防法等の規定に基づく保安検査、立入検査を実施し、基準適合状況を確認するとともに、併せて危害予防の指導を行い、自主保安体制の確立を図る。

資料編 ○ 危険物施設一覧

### 2 予防教育の徹底

大洲地区広域消防事務組合消防本部は、次の事項を行う。

- (1) 危険物の販売所、貯蔵所等及び消費場所の作業主任者、保安係員、保安監督者及び取扱者に対し、保安講習等による教育を実施する。
- (2) 大洲地区広域消防事務組合消防本部は、関係事業者に対し、必要に応じて保安教育計画を作成させ、これに基づく従事者への教育を徹底させることなどを指導する。

### 3 防災訓練の実施

災害時の応急対策を迅速かつ的確に実施するため、関係保安団体及び事業所等との合同防災訓練を実施する。

## 第26節 毒物劇物による災害予防対策

毒物劇物の事故による災害は、保健衛生上の危害が極めて大きいことにかんがみ、毒物劇物災害防止のための対策を講じ、防災機能の強化を推進する。

### 1 製造業者等の活動

製造業者等は、日頃から災害予防のための措置を講じておく。

#### (1) 応急対策教育の徹底

毒物劇物の製造業者は、それぞれ自主的に作成している「危害防止規定」を順守するよう、職員に教育指導する。

#### (2) 毒物劇物の製造量及び同貯蔵量の把握

毒物劇物の製造量及び貯蔵量を定期的に調査し、その実態を把握する。

### 2 県（八幡浜保健所）の活動

県（八幡浜保健所）は、関係施設の自主保安体制の充実を指導する。

#### (1) 立入検査の実施

毒物劇物の製造や販売施設が、毒物及び劇物取締法に規定されている構造設備の基準に適合するよう、立入検査の際に構造設備に係る指導を強化する。

#### (2) 保護具の設置

八幡浜保健所に、毒物劇物用保護衣、防毒マスク等の保護具一式を配置して、所管内で緊急事態が発生した場合、即時、消防機関等に協力できる体制を確保する。町と県（八幡浜保健所）が協力して対応するものとする。

### 3 町の活動

町は、県（八幡浜保健所）及び製造業者等が実施する自主保安体制充実のための活動に対し、必要に応じて協力する。

## 第27節 資材・機材等の点検整備

町で保有している災害応急措置に必要な資材、機材並びに施設を、災害時にその機能を有効使用できるように常時点検整備を行う。

### 1 点検整備を要する資材・機材

次表に掲げるとおりであるが、町は計画的な備蓄・整備に努め、また不足するものについては、調達できる体制を構築しておく。

- (1) 水防用備蓄資材・機材
- (2) 食料及び飲料水
- (3) 救助用衣料生活必需品
- (4) 救助用医薬品及び医療器具
- (5) 防疫用薬剤及び用具
- (6) 防雪用機械
- (7) 通信機材
- (8) 災害対策用資機材
- (9) 給水用資機材
- (10) 消防用資機材
- (11) その他水道施設等復旧に必要な資機材

### 2 実施主体又は実施時期

点検整備は、保有する課等がそれぞれ行うものとし、その実施時期は、定期的な点検とともに、訓練実施時期等にあわせて行う。

飲料水、食料等保存期限のあるものについては、保存期限を考慮し、訓練に使用するなどして、確実に更新を行う。

### 3 点検整備実施内容

点検整備は、次のことに留意して実施する。

- (1) 資材・機材
  - ア 規格ごとの数量の確認、不良品の取替
  - イ 薬剤等については、効果の測定
  - ウ その他必要な事項
- (2) 機械類
  - ア 故障、不良箇所の有無の点検整備、不良部品の取替
  - イ 機能試験の実施
  - ウ その他必要な事項

### 4 留意事項

- (1) 実施結果は、記録しておく。
- (2) 資機材等に故障等の不良箇所が発見された場合は、直ちに修理等の措置を講じる。
- (3) 数量に不足が生じている場合は、補充の措置を講じ、あるいは調達できる体制を整備する。

## 第28節 防災情報通信システムの整備

町は、災害時における情報通信の重要性にかんがみ、平素から災害の発生に備え、災害情報を迅速かつ的確に把握し、的確な防災対策を実施できるよう、情報通信システムの高度化及び多重化を図るとともに、情報収集・連絡体制の整備に努める。

また、災害時において、通常の通信手段が確保できない場合を考慮し、平素から他機関等の通信手段が利用できるよう代替ルートについて検討しておく。

### 1 町の通信施設の現状

本町において利用可能な通信施設は、次のとおりである。

- (1) 県防災通信システム（地上系、衛星系）
- (2) 町防災行政無線（同報系、移動系）
- (3) 町ホームページ
- (4) 一般加入電話（災害時優先電話・携帯電話を含む。）

資料編 ○ 防災行政無線局設置場所一覧

### 2 情報収集・連絡体制の整備

町は、大規模災害時において迅速かつ的確な災害情報等の収集・連絡が行えるよう、平素から情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための連絡体制の明確化を図り、情報収集・連絡体制の整備に努める。その際、夜間休日等の勤務時間外においても対応できるように配慮する。

- (1) 防災行政無線をはじめ多様な通信手段の整備を図るとともに、その管理に努める。
- (2) 被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員確保体制の整備に努める。
- (3) アマチュア無線の活用体制の整備に努める。
- (4) 孤立地区対策として、防災行政無線による連絡体制のほか、衛星携帯電話や臨時ヘリポートの整備に努める。

### 3 通信施設の整備

町は、防災上重要な通信施設、設備等については、次により点検、整備等を行い、災害応急対策の円滑な実施を確保する。

また、被災者等への情報伝達手段として、特に町防災行政無線等の無線系（戸別受信機も含む。）のデジタル化整備を図るとともに、携帯電話を含め、災害時要援護者にも配慮した多様な通信手段の整備に努める。

なお、通信施設の設置の際には、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備等の保守点検の実施や的確な操作の徹底を図るほか、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所へ設置する。

- (1) 通信施設（予備電源を含む。）を点検するとともに、動作状態を確認し必要な措置を講じる。
- (2) 充電式携帯無線については、完全充電を行うとともに、予備電池を確保するなど、適正な維持管理に努める。
- (3) 浸水が予想される地域にある施設は、通信機及び発動発電機の高所への移設設置等必要な措置

を講じる。

(4) 中継局には定期的に保守要員を派遣し、点検を行い、必要に応じて待機させる体制を整える。

#### 4 災害時優先電話の周知徹底

町は、災害発生時に町内公共施設、関係機関との災害情報や被害状況を収集するため、町内公共施設、小・中学校等の電話をあらかじめ西日本電信電話株式会社に災害時優先電話として登録してある。

町は、平素から次の措置を行い、職員に周知を図るものとする。

- 「災害時優先電話」というシールを貼付し、当該電話機が災害時優先電話であることを明確にする。
- 災害時には、当該電話機は受信には使用せず、発信専用電話として活用することを徹底する。

資料編 ○災害時優先電話登録回線一覧

#### 5 職員参集システムの整備

勤務時間外に災害が発生した場合に、より迅速、確実な初動体制を確立するため、携帯電話等の活用による職員参集システムの整備を図る。

#### 6 情報システムの安全対策

町の情報や通信に係る各種情報システムについて、風水害等の発生時におけるシステム継続稼働を確保するため、災害に強いシステムを整備するとともに、データバックアップの実施を徹底するほか、重要データの複製を比較的被災しにくい場所に保管する措置の導入に努める。

## 第29節 孤立地区対策

平成16年の一連の台風災害や新潟県中越地震、東日本大震災では、電気、電話、道路等のライフラインが寸断されたことで孤立地区が発生し、被害状況の把握や救援物資の輸送等の面で大きな課題を残した。このため、町は、孤立するおそれのある地区に町防災行政無線、衛星携帯電話や臨時ヘリポート等を整備するほか、大規模災害時の情報伝達や物資輸送の手段を確保するなど、迅速な応急対策を可能にする体制を整備する。

町は、災害時の孤立地区発生に備え、次の措置を行う。

### 1 孤立予想地域の事前把握

町は、災害発生時に孤立が予想される地域を事前に調査し、実態の把握に努める。

### 2 孤立危険性に関する住民への周知

町は、孤立した場合に備え、当該住民に対して、平素から必要量の食料、飲料水の備蓄の推進、また携帯ラジオ等の備えなどを行うよう、広報紙等を通じて周知を図る。

### 3 通信設備等の整備

外部との通信手段を確保するため、町防災行政無線、衛星携帯電話の配備、通信設備等の非常用電源の確保に努める。

### 4 緊急救出手段の確保

孤立した場合に、緊急に救出できるよう、臨時ヘリポートの整備など、緊急救出手段の整備を推進する。

資料編 ◦ 町内飛行場外臨時離着陸場一覧

### 5 集団避難の検討

孤立状況が長期化した場合、孤立地域住民に対して集団避難の勧告・指示の実施基準等を検討しておく。

### 6 食料等の備蓄の推進

町は、五十崎小学校、大瀬の米蔵、役場小田支所、内子東自治センターに乾パン、アルファ米、飲料水等を備蓄しているが、孤立を想定した食料等の備蓄、また備蓄倉庫の設置を推進する。

資料編 ◦ 食料、生活必需品等備蓄状況



## 第30節 災害復旧・復興への備え

### 1 平常時からの備え

平常時から国、地方公共団体等関係機関間や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。

民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、現在締結している協定のほか、必要な業務について、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。

発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方をあらかじめ整えるように努める。

### 2 複合災害への備え

複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実する。

災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

様々な複合災害を想定した図上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

### 3 災害廃棄物の発生への対応

町は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立及び十分な大きさの仮置き場・処分場の確保に努める。

また、県の協力により、県内で一定程度の余裕を持った処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図る。

### 4 各種データの整備保全

復興の円滑化のため、あらかじめ各種データの総合的な整備保全（戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備）に努める。

公共土木施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

## 5 罹災証明書交付体制の整備

町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

## 第3章 災害応急対策

台風等による大規模な風水害等の災害が発生した場合、家屋の倒壊、床上・床下浸水、火災、崖崩れの発生、道路・橋梁の損壊にとどまらず、人命の損傷など多くの被害を被ることとなり、さらに、生活関連施設の機能停止等による被害も予想される。このような被害の拡大を防止し、又は軽減するため、町は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、災害発生の防御又は応急復旧対策に関する計画を樹立し、当該計画に基づき迅速かつ的確な活動体制のもと災害応急対策に万全を期する。

### 第1節 各機関応急措置の概要

町、県及び関係機関が行うべき応急措置の概要は、次のとおりである。

#### 1 町のとるべき措置

- (1) 災害発生又は災害発生のおそれがある場合の県に対する報告
- (2) 気象に関する予警報の周知徹底
- (3) 災害調査及び災害情報の県に対する報告
- (4) 避難の勧告・指示、屋内での待避等の安全確保措置の指示及び被災住民の収容
- (5) 消防団に対する出動命令又は警察官に対する出動要請
- (6) 警戒区域の設定と避難措置
- (7) 避難所の設置・運営
- (8) 自衛隊の派遣、緊急援護備蓄物資の供給等の県に対する要請  
(必要に応じて、その旨及び町内の災害の状況を自衛隊に通知)
- (9) 救援物資の配布
- (10) 被災者収容施設の供与
- (11) 応急文教対策の実施
- (12) 被災箇所への応急復旧
- (13) その他応急対策の実施

#### 2 県のとるべき措置

- (1) 市町、関係機関に対する防災上必要な措置の指示又は要請
- (2) 市町、関係機関からの災害発生等の報告受理
- (3) 被害状況の把握及び情報の収集
- (4) 関係機関への被害状況の通報
- (5) 関係機関との応急対策の協議・調整
- (6) 放送機関への緊急放送要請
- (7) 自衛隊の災害派遣要請
- (8) 医師会、日赤への救護班の派遣要請
- (9) 緊急援護備蓄物資の供給

- (10) 救援物資の調達、輸送
- (11) 応急仮設住宅の建設
- (12) 医療、助産、防疫、保健衛生、清掃等の措置の実施
- (13) 応急文教対策の実施
- (14) 被災地の警備、交通の確保及び規制
- (15) 人心安定のための広報
- (16) 被災地の応急復旧
- (17) その他応急対策の実施

### 3 住民のとりべき措置

- (1) 災害発生又は災害発生のおそれがあることを発見した場合の町長、警察官及び消防機関への通報
- (2) 地域の相互扶助に基づく初期消火、炊き出し等の応急措置
- (3) 救援隊の救助作業に対する協力
- (4) 安全地域への避難

### 4 関係機関のとりべき措置

- (1) 災害情報の県、町等に対する通報
- (2) 救援隊等の派遣、救助、資機材配布等の県、町に対する要請
- (3) 県、町等の要請に基づく救援の実施
- (4) 応急復旧作業の実施

## 第2節 防災組織及び編成

気象警報発表時から災害対策本部設置までの警戒時における情報収集活動体制を「災害警戒本部」、災害発生後に被害拡大を防止するための活動体制を「災害対策本部」とし、二段階体制とする。

### 1 内子町災害警戒本部

気象警報発表時から災害対策本部設置までの警戒時における情報収集活動体制のため災害警戒本部を設置するものとし、その運用については、概ね次のとおりとする。

#### (1) 災害警戒本部の設置基準

- ア 大雨、洪水警報が発令され、局地的な災害が発生するおそれがある場合。
- イ 町長が必要と認めたとき。
- ウ 小田川水位観測所の水位が基準値に達したとき。

### 2 内子町災害対策本部

災害発生後に被害拡大を防止するための対策等を総合的かつ迅速に行うため、町長が必要と認めるときは、災害対策基本法第23条及び内子町災害対策本部条例（平成17年条例第16号）の定めるところにより、災害対策本部を設置するものとし、その運用については、概ね次のとおりとする。

#### (1) 災害対策本部の設置基準

町内に災害対策基本法第2条1号に定める災害が発生した場合において、災害対策を総合的かつ統一的に実施する必要があると認められる場合

#### (2) 災害対策本部の廃止基準

- ア 予想される災害の発生がないとき。
- イ 災害応急対策措置が完了したとき。

#### (3) 災害対策本部設置及び廃止の公表

災害対策本部を設置し、又は廃止したときは、直ちにその旨を次の区分により通知及び公表するとともに、設置時には本部の標識を本部室前に掲示する。

通知及び公表先	通知及び公表の方法	責任者
各部	庁内放送、口頭、電話、電子メール	本部総合調整室長
大洲地区広域消防事務組合消防本部	電話、電子メール	庶務班長
内子町消防団	電話	庶務班長
一般住民	町防災行政無線（屋外子局）、町ホームページ、サイレン、警鐘、広報車	庶務班長
県南予地方局八幡浜支局	県防災通信システム、電話、FAX、電子メールその他迅速な方法	本部総合調整室長
大洲警察署	電話、FAX	本部総合調整室長
各駐在所	電話、伝達員	本部総合調整室長
報道機関	口頭、電話、文書	本部総合調整室長

#### (4) 災害対策本部の設置場所

[内子町防災]

役場本庁舎3階「第1会議室」に本部室を設置するものとするが、役場庁舎が被災し、使用不能のときは、内子分庁舎又は小田支所に設置する。

(5) 災害対策本部の分担任務

ア 本部長

町長を災害対策本部長（以下「本部長」という。）とし、本部長は、災害対策本部の事務を総括し、各部を指揮監督する。

イ 副本部長

副町長、教育長を災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）とし、副本部長は、本部長を補佐し、本部長が、不在の時は、その職務を代理する。本部長、副本部長が、不在の時は、総務課長が、その職務を代理する。

ウ 本部員

各課長、議会事務局長、小田支所長、各室長、その他本部長が必要と認める者を災害対策本部員（以下「本部員」という。）とし、本部員は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

エ 部長

(ア) 災害対策本部に部を置き、部長は総務課長、保健福祉課長、産業振興課長、建設デザイン課長、町並・地域振興課長、学校教育課長、議会事務局長、小田支所長をもってあてる。  
(イ) 部長は、本部長の命を受け、部に属する応急対策を掌理し、所属の部員を指揮監督する。

(6) 町長の職務代理者の決定

町長不在時の指揮命令系統の確立のため、職務代理者の順位を次のように定め、町長が事故や不在時等の非常時には、定めた順位により災害対策本部の設置を命令し、又は指揮をとる。

第1順位 副町長

第2順位 教育長

第3順位 総務課長

(7) 本部会議の開催

町長は、災害対策本部を設置した場合、必要に応じて本部会議を開催し、町の応急対策活動等の基本的事項について協議する。本部会議は、本部長、副本部長、本部員で構成する。

また、必要に応じてプレスルームを災害対策本部に近接する場所に設置し、報道機関との連携強化に努める。

(8) 現地災害対策本部の設置

ア 本部長は、災害の現地において、緊急に統一的な防災活動を実施するため、特に必要があると認めるときは、現地災害対策本部を設置する。

イ 現地災害対策本部は、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員をもって組織する。

ウ 現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員は、本部長が指名する者をもって充てる。

エ 現地災害対策本部長は、本部長の命を受け、現地災害対策本部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

オ 県現地災害対策本部との連携

大規模災害が発生し、県の現地災害対策本部が町内に設置された場合は、災害対策本部は、県の現地災害対策本部と連携を図り、適切な災害応急対策の実施に努める。

#### (9) 関係機関等との連携

災害予防及び災害応急対策の実施に当たっては、必要に応じて県や近隣市町、その他関係機関等との連携の確保に努める。

### 3 災害対策本部の組織及び事務分掌

(1) 災害対策本部の組織及び事務分掌は、別表のとおりとするが、災害対策本部が所掌する主な事務は、次のとおりである。

- ア 災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達
- イ 災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成
- ウ 災害予防及び災害応急対策の実施又は住民の混乱防止に必要な広報
- エ 消防、水防その他の応急措置
- オ 被災者の救助、救護、その他の保護
- カ 施設及び設備の応急復旧
- キ 防疫その他の保健衛生
- ク 避難準備情報の提供、避難勧告・指示、屋内での待避等の安全確保措置の指示
- ケ 緊急輸送の実施
- コ 被災者に対する食料、飲料水及び日用品の確保、供給
- サ 県災害対策本部（県災害警戒本部）への報告、要請
- シ 県災害対策本部（県災害警戒本部）との災害応急対策の連携
- ス 自主防災組織との連携及び指導
- セ ボランティア等への支援

なお、災害対策本部の置かれる役場本庁舎において十分な状況把握が行えない場合は、勧告等を行うための判断を風水害の被災地近傍の分庁舎又は支所において行うなど、適時適切な避難誘導に努める。

(2) 消防、水防機関は、特に次の事項を重点的に実施する。

- ア 消防署
  - (ア) 被害状況等の情報の収集と伝達
  - (イ) 消火活動、水防活動及び救助活動
  - (ウ) 地域住民等への避難の勧告又は指示の伝達
  - (エ) 火災予防の広報
- イ 消防団
  - (ア) 被害状況等の情報の収集と伝達
  - (イ) 消火活動、水防活動及び救助活動
  - (ウ) 避難場所の安全確保及び避難路の確保
  - (エ) 地域住民等の避難場所への誘導
  - (オ) 危険区域からの避難の確認
  - (カ) 自主防災組織との連携、指導、支援

#### 4 災害発生時の配備体制

災害対策本部は、被害を最小限度に防止するため、迅速かつ強力な非常配備体制を整える。非常配備の種別、内容等の基準は、次による。

なお、各部長は、次の配備基準に基づき配備計画をたて、これを部員に徹底しなければならない。

体制 配備	災害警戒本部設置		災害対策本部設置		
	事前配備	第1次配備	第2次配備 (警戒体制)	第3次配備 (相応体制)	第4次配備 (即応体制)
配備時期	大雨、洪水警報が発令され、局地的な災害が発生するおそれがある場合並びにこれらの災害が発生したときにおいて本部長が必要と認めるとき。		町の全域にわたって被害が発生するおそれのある場合、又は全域ではなくとも被害が特に甚大と予想される場合並びにこれらの災害が発生したときにおいて本部長が必要と認めるとき。		
	警報発令されたとき。	小田川水位観測所の水位が消防団待機水位に達したとき。	小田川水位観測所の水位がはん濫注意水位に達すると予想される場合。	小田川水位観測所の水位が避難判断水位に達すると予想される場合。	小田川水位観測所の水位がはん濫危険水位に達すると予想される場合。
配備内容	庁内各課、関係職員で情報連絡活動等が円滑に行える体制とする。		各班の必要人員をもって当たるもので事態の推移に伴い、速やかに第3次配備に切り替え得る体制とする。	第2次配備体制を強化するとともに、局地的な災害に対しては、そのまま対策活動ができる体制とする。	全職員をもって当たるもので、状況により直ちに救助応急対策活動を開始できる完全な体制とする。
配備要員	各課関係職員	各課関係職員	各課関係職員	各課関係職員	各課関係職員
総務課	防災担当	課長補佐級以上及び 防災担当	係長級以上及び 防災担当	全 員	全 員
建設デザイン課					
小田支所					
小田支所 (応援)		応援者 (係長級) ※1	応援者 (一般職含む) ※2		
地域医療・健康 増進センター		課長補佐級 以上	全 員		
その他の部局			係長級以上、 及び保健師		



消防団 (水防団)		消防団待機 水位に達した ときは、団員 にその旨を通 知する。	班長以上の出 動要請	全団員の出動
--------------	--	---	---------------	--------

※1：旧小田町出身の職員で係長の職員(総務課、建設デザイン課、地域医療・健康増進センター、自治センターは除く。)

※2：旧小田町出身の職員で係長以下の職員(総務課、建設デザイン課、地域医療・健康増進センター、自治センターは除く。)

なお、災害対策本部(2次配備体制以上)を設置した場合、分庁職員(窓口センターは除く)は、原則電話対応以外は本庁に集合。

災害対策本部設置後の配備体制は以下の通り。

(1) 第2次配備下の体制

- ア 本部長は、直ちに災害対策本部を設置する。
- イ 総務部長は、県及び関係機関と連絡をとって、気象その他災害に関する情報を収集し、本部長に報告するとともに、関係各部に連絡する。
- ウ 本部長は、必要に応じ関係課長から情報を聴取して、当該情勢に対応する措置を検討する。

(2) 第3次配備下の体制

- ア 災害対策本部の機能を円滑にするため、本部室を開設する。
- イ 各部長は、分掌事務にかかる情報の収集及び連絡体制を強化する。
- ウ 各部長は、次の措置をとり、その状況を本部長に報告する。
  - (ア) 災害の現況について部員に周知させ、所要の人員を非常配備につかせる。
  - (イ) 装備、物資、機材、設備、機械等を点検し、必要に応じて被害予想地へあらかじめ配置する。
  - (ウ) 災害対策に関係ある協力機関及び住民との連絡を密にし、協力体制を強化する。

(3) 第4次配備下の体制

第4次配備が指令された場合、各部長は災害対策活動に全力を集中するとともに、その活動状況を随時本部総合調整室を通じ本部長に報告する。

(4) 非常配備の開始及び解除

各部の非常配備体制の開始及び解除は、本部長が指令する。

**5 本部職員の腕章等**

本部長、副本部長、部長その他部員は、災害対策活動に従事するときは、法令等において特別の定めがある場合を除くほか、別図に定める腕章を着用する。

**6 職員動員計画**

- (1) 災害対策本部を設置した場合の職員の動員は、「4 災害発生時の配備体制」に定める配備基準に基づいて本部長が決定する。
- (2) 本部職員の動員方法

ア 本部長の配備体制の決定に基づき本部総合調整室は総務部庶務班を通じて各部長にその旨を通知し、各部長は部員に連絡し動員する。

イ 招集は、庁内放送、電話、防災行政無線、電子メール、連絡員などの方法により速やかに通知する。

消防団員の動員は、総務部庶務班から電話、サイレン、防災行政無線等により招集する。

ウ 伝達の際には、次の事項を明確に伝える。

(ア) 配備体制の種類

(イ) 災害対策本部開設又は招集の時間

エ 各部長は、配備状況について、本部総合調整室を通じて本部長に報告する。

(3) 動員の伝達系統

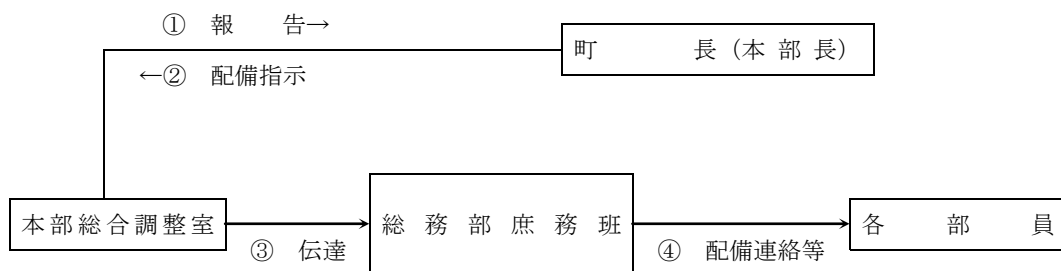
職員の動員は、町長の配備体制の決定に基づき次の系統で伝達し、動員する。

ア 勤務時間内における伝達

(ア) 災害発生が予想され、又は災害が発生した場合、本部総合調整室は総務部庶務班を通じて町長の決定した配備体制について各部長に伝達するとともに、庁内放送等によりこれを徹底する。

(イ) 各部長は、直ちに関係職員に連絡し、関係職員を所定の場所に配備し、事務又は業務に従事させる。

勤務時間内における伝達系統



イ 勤務時間外、休日における伝達及び配備

(ア) 宿日直者は、非常配備に該当する気象情報が防災関係機関から通知され、又は災害発生が予想される時は、直ちに本部総合調整室に連絡する。本部総合調整室は、町長(本部長)にその旨を報告し、配備体制の指示を受けた場合には各部長等に、各部長等は各部員に伝達する。

(イ) 各部長等は、各部に非常連絡員を置き勤務時間外の指令の伝達に当たらせ、所属職員への周知徹底を図る。

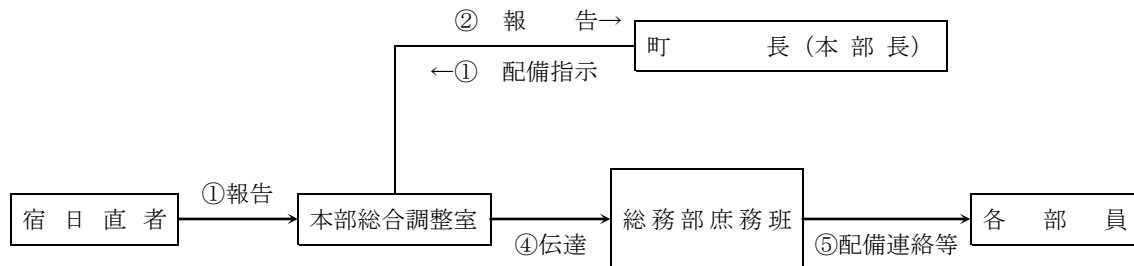
(ウ) 連絡を受けた職員は、以後の状況の推移に注意し、登庁する。

(エ) 職員は、動員命令がない場合であっても、ラジオ、テレビ等により災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあることを覚知したときは、直ちに登庁し、所属長の指示を受ける。

その他の職員は、近隣地域の被害状況の収集や被災者の救助、災害時要援護者の保護など応急活動に従事するとともに、登庁の連絡を受けた場合は、直ちに各所属機関に登庁し、配備体制につく。

(オ) 交通の途絶により所属機関への参集が不可能な場合には、最寄りの町の機関へ参集する。

#### 勤務時間外、休日における伝達系統



### 7 職員の応援

各部の所掌する災害応急対策の実施にあたって職員が不足するときは、各部長は、本部総合調整室に職員の応援を要請する。本部総合調整室は、本部会議で決定された応援方針に基づき必要と認める場合には、余裕のある部から人員調整を行い、不足する部に派遣する。

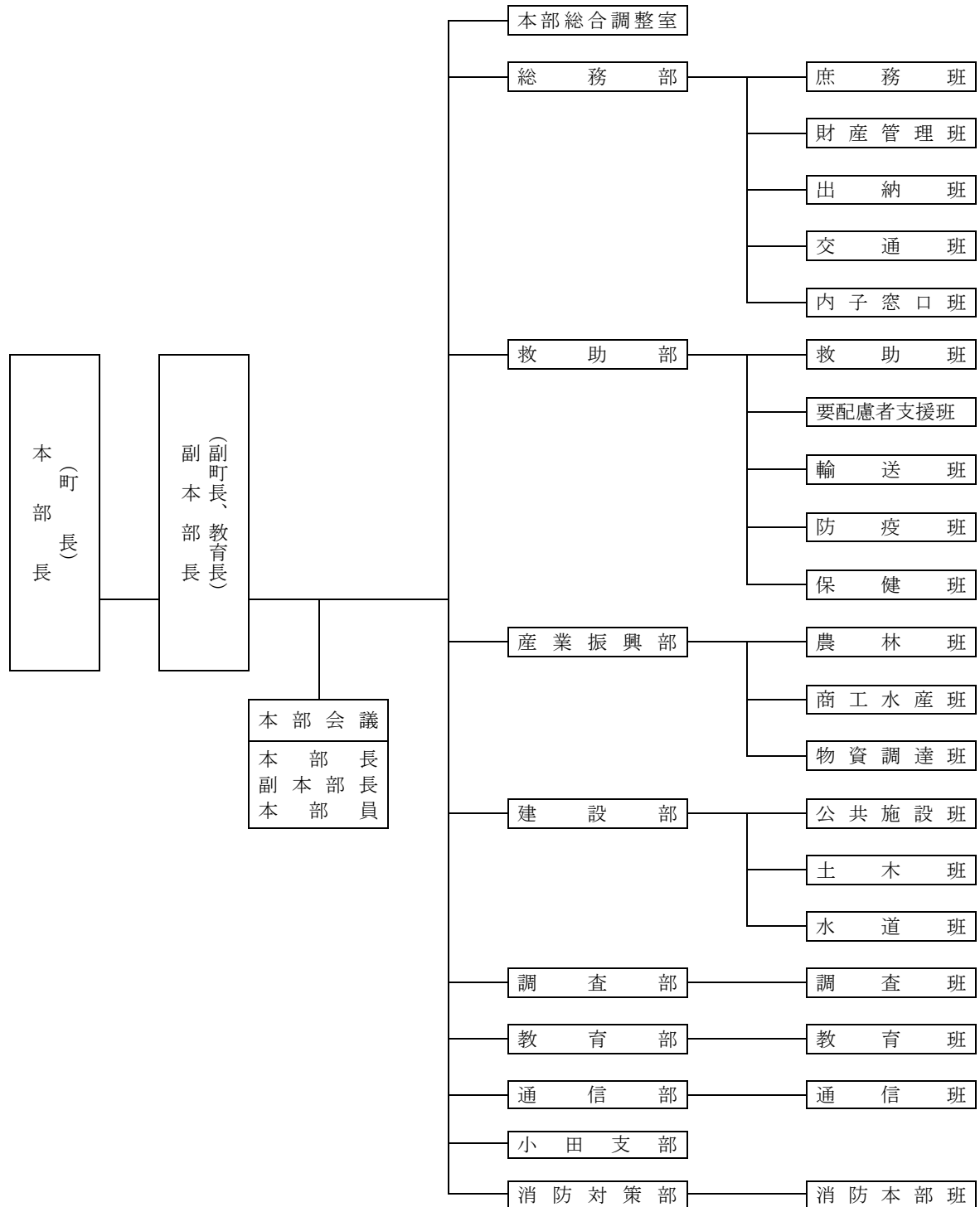
災害対策本部内における応援でもなお不足するときにあっては、県に対して南予地方局八幡浜支局を通じ職員の応援又は派遣を要請する。

その他県、指定地方行政機関又は他市町等への応援に関する計画は、本章第11節「消防活動」及び第24節「応援協力活動」に定めるとおりとする。

別表

内子町災害対策本部組織図及び事務分掌

1 組織図



2 事務分掌

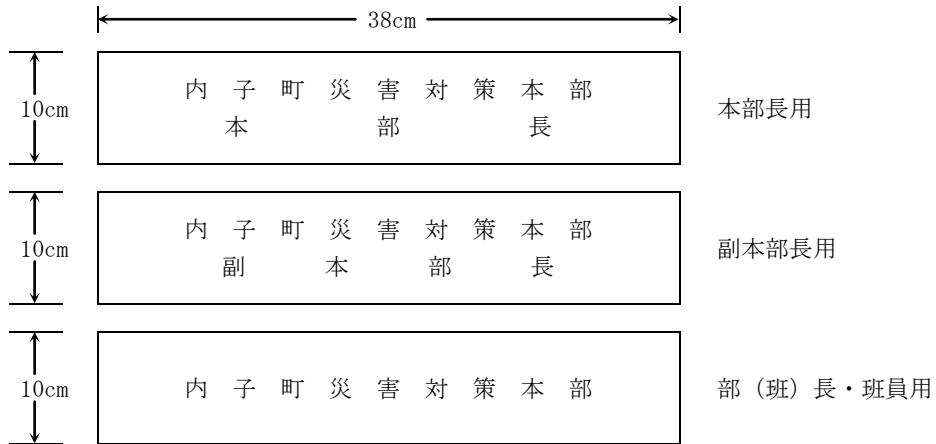
部(班)名	班名	事務分掌
本部総合調整室 (室長) 副町長 (副室長) 教育長		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各部に対する警告等の伝達及び被害報告資料の収集整理に関すること。</li> <li>2 防災会議及び本部員会議に関すること。</li> <li>3 特命事項に関すること。</li> <li>4 災害対策本部、各部その他関係機関との連絡調整に関すること。</li> <li>5 被害状況の取りまとめ、県等への報告に関すること。</li> <li>6 命令決定事項の伝達に関すること。</li> <li>7 自衛隊の災害派遣要請依頼に関すること。</li> </ol>
総務部 (部長) 総務課長 (副部長) 会計課長 危機管理班長 内子総合窓口センター 所長	庶務班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害関係職員の動員派遣に関すること。</li> <li>2 警報等の収集及び伝達に関すること。</li> <li>3 消防、水防に関すること。</li> <li>4 協力機関、各区及び関係事業所等の連絡調整に関すること。</li> <li>5 災害経費の予算、措置に関すること。</li> </ol>
	財産管理班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 庁舎、その他町有財産の災害応急対策に関すること。</li> <li>2 公用車等の配車に関すること。</li> </ol>
	出納班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 金銭、物品の出納に関すること(災害義援金を含む。)</li> </ol>
	交通班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 交通機関との連絡調整に関すること。</li> <li>2 建設部と共同して交通不能箇所調査及び対策に関すること。</li> </ol>
	内子窓口班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害対策本部との連絡調整に関すること。</li> <li>2 分庁管内の被害状況の取りまとめに関すること。</li> </ol>
救助部 (部長) 保健福祉課長 (副部長) 住民課長 税務課長	救助班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害救助法の運用及び計画実施に関すること。</li> <li>2 救助活動に必要な情報等の収集に関すること。</li> <li>3 避難所の開設、運営等に関すること。</li> <li>4 負傷者の救出、収容に関すること。</li> <li>5 遺体捜索及び処理に関すること。</li> <li>6 炊き出しに関すること。</li> <li>7 医師会、医療機関等との連絡に関すること。</li> </ol>
	要配慮者支援班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 要配慮者の安否、避難に関すること。</li> </ol>
	輸送班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害救助物資の輸送に関すること。</li> </ol>
	防疫班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 感染症予防に関すること。</li> <li>2 食品衛生及び飲料水の確保に関すること。</li> <li>3 汚物処理に関すること。</li> <li>4 防疫用薬品の整備補給に関すること。</li> <li>5 医薬品の整備補給に関すること。</li> <li>6 日赤その他医療機関との連絡調整に関すること。</li> </ol>
	保健班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 住民の健康保持に関すること。</li> <li>2 疾病及び精神保健の活動に関すること。</li> </ol>
産業振興部 (部長) 産業振興課長 (副部長) 農村支援センター所長	農林班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農林産物の被害状況調査に関すること。</li> <li>2 農協・森林組合との連絡調査に関すること。</li> <li>3 農林業被害者に対する融資斡旋に関すること。</li> </ol>
	商工水産班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 商工関係被害状況調査に関すること。</li> <li>2 水産物の被害状況調査に関すること。</li> <li>3 水産業関係被害状況調査に関すること。</li> </ol>

	物資調達班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被害応急対策物品の購入に関する事。</li> <li>2 食料、飲料、生活必需物資等の確保に関する事。</li> <li>3 物資の仕分け、配分に関する事。</li> </ol>
建設部 (部長) 建設デザイン課長 (副部長) 上下水道対策班長 環境政策室長	公共施設班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 公共施設の応急処理に関する事。</li> <li>2 地区内、飲料等の確保に関する事。</li> </ol>
	土木班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 土木施設の応急処理及び被害状況調査に関する事。</li> <li>2 交通機関との連絡調査に関する事。</li> <li>3 交通不能箇所の調査及び対策に関する事。</li> <li>4 災害応急対策に関する事。</li> <li>5 水門の管理・調整に関する事。</li> <li>6 障害物の除去に関する事。</li> <li>7 応急仮設住宅の建設に関する事。</li> <li>8 被災住宅の応急修理に関する事</li> <li>9 被災住宅の応急危険度判定に関する事。</li> <li>10 その他土木に関する事。</li> </ol>
	水道班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 簡易水道、上下水道施設の被害状況調査及び応急処理に関する事。</li> </ol>
調査部 (部長) 町並・地域振興課長 (副部長) 町並・地域振興課長補佐	調査班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 人的及び住家等一般被害状況調査に関する事。</li> <li>2 文化財保護に関する事。</li> </ol>
教育部 (部長) 学校教育課長 (副部長) 自治・学習課長	教育班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 学校教育施設の被害状況調査に関する事。</li> <li>2 社会教育施設の被害状況調査に関する事。</li> <li>3 学校、自治センター等の避難所の開設の協力に関する事。</li> <li>4 被害対策に協力する婦人会、青年団、生徒会等の連絡調査に関する事。</li> <li>5 学校用品、教科書等の調達に関する事。</li> <li>6 ボランティアに関する事。</li> </ol>
通信部 (部長) 議会事務局長	通信班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 警報、情報等の連絡調査に関する事。</li> <li>2 被害状況等報告の通信機関確保に関する事。</li> </ol>
小田支部 (部長) 小田支所長 (副部長) 小田支所課長補佐		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害対策本部との連絡調整に関する事。</li> <li>2 支所管内の被害状況の取りまとめに関する事。</li> <li>3 支所管内の災害応急対策に関する事。</li> </ol>
消防対策部班長 (消防団長)	消防本部班 (消防団副団 長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 関係機関等の連絡調整に関する事。</li> <li>2 消防団員の非常招集に関する事。</li> <li>3 消防関係機関への応援要請に関する事。</li> </ol>
		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防団員の非常招集及び解除に関する事。</li> <li>2 消防関係機関の応援要請に関する事。</li> <li>3 消防、水防に関する事。</li> <li>5 災害警戒の広報及び指導に関する事。</li> <li>6 災害警戒の広報及び指導に関する事。</li> </ol>

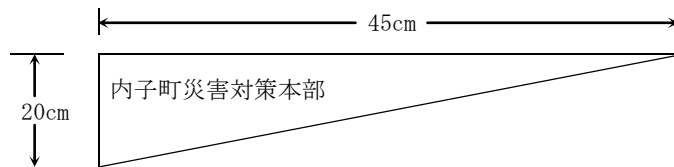
		<ul style="list-style-type: none"> <li>7 危険物の保安に関する事。</li> <li>8 防災、人命救助活動に関する事。</li> <li>9 行方不明者の捜索及び遺体の収容に関する事。</li> <li>10 災害の警戒通報及び連絡に関する事。</li> <li>11 人員、機材の輸送に関する事。</li> </ul>
--	--	---

別図

1 腕章



2 標旗





## 第3節 通信連絡

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、町は防災関係機関及び住民との間における気象等に関する予警報及び情報、その他災害応急対策に必要な指示、命令等の受理・伝達を迅速かつ確実に行うため、通信施設を適切に利用して通信連絡体制の万全を期する。

### 1 通信連絡手段

#### (1) 関係機関との連絡手段

町 ←→ 県	県防災通信システム（地上系、衛星系）、電話、FAX、電子メール
町 ←→ 大洲地区広域消防事務組合消防本部	電話、FAX、電子メール
町 ←→ 大洲警察署	電話、FAX
町 ←→ 消防団	町防災行政無線（屋外子局）、電話
町 → 自主防災組織（住民）	町防災行政無線（屋外子局）、町ホームページ

#### (2) 保有通信施設の現状

本町において保有する通信施設は、次のとおりであり、保有するあらゆる通信手段を用いて、通信の確保に努める。

ア 県防災通信システム（地上系、衛星系）

イ 町防災行政無線（移動系、固定系、同報系－屋外子局）

ウ 町ホームページ

エ 一般加入電話（災害時優先電話）

#### (3) 公衆通信設備の優先利用（非常通信）

町は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときに備えて、あらかじめ西日本電信電話（株）愛媛支社に申請し、町内公共施設、小・中学校等の電話を災害時優先電話に登録しているので、次の要領に従って活用する。

#### 災害時優先電話の利用

災害発生時に一般加入電話が輻輳し、利用が困難な状況でも、優先してつないでもらえるため、災害時優先電話は着信には使用せず、関係機関等に連絡をする際の発信用として利用するものとし、総務部は町職員のほか設置施設職員にその旨周知する。

なお、利用の際は「102番」にダイヤルし、オペレーターに「非常電話」又は「緊急電話」であること、及び必要とする理由を申し出る。

#### 資料編 ○ 災害時優先電話登録回線一覧

#### (4) 他の機関の専用通信設備の利用

災害対策基本法第57条、第61条の3、第79条、災害救助法第11条、水防法第27条、消防組織法第23条の規定により、使用できる他の機関の通信設備は、次のとおりである。

[内子町防災]

- ア 県防災通信システム（地上系・衛星系）
- イ 警察通信設備
- ウ 国土交通省無線設備
- エ 鉄道通信設備
- オ 電力通信設備
- カ 自衛隊通信設備

(5) 非常通信の利用

災害対策基本法に基づく各防災機関は、電波法第52条、同法第74条の規定により、無線局を開設している者に対し、非常通信を依頼することができるので、状況によって非常通信を利用し、通信の確保を図る。

非常通信ルート

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>①内子町役場——愛媛県庁（危機管理課）</li> <li>②内子町役場……大洲警察署～～県警察本部……愛媛県庁（危機管理課）</li> <li>③内子町役場……内子消防署——松山市消防局……愛媛県庁（危機管理課）</li> </ul> |
|--|

(注) ——「県防災通信システム」、……「使送区間」、～～「有線区間」

(6) 放送の要請

町長は、災害に関する予警報及び予想される災害の事態並びにこれに対しとるべき措置についての通知、要請及び警告のため、緊急を要する場合で特に必要があると認めたとき、又は避難勧告、避難指示、屋内での待避等の安全確保措置を指示する場合において緊急を要し、特に必要がある場合は、災害対策基本法第57条、第61条の3、災害対策基本法施行令第22条の規定に基づき、あらかじめ協議して定めた手続きにより、放送事業者に緊急放送を要請することができる。

なお、町長は、原則として知事を通じて放送を要請する。ただし、県に災害対策本部（災害警戒本部）が設置されていない場合で、特に緊急を要する場合は直接町長が要請する。

ア 放送要請事項

- (ア) 町の地域の大半にわたる災害に関するもの
- (イ) その他、広域にわたり周知を要する災害に関するもの

イ 放送要請内容

- (ア) 放送を求める理由
- (イ) 放送内容
- (ウ) 放送範囲
- (エ) 放送希望時間
- (オ) その他必要な事項

ウ 要請責任者

放送要請を行う場合は、責任者の職氏名を告げて行う。

(7) インターネットの利用

町長は、災害に関する予警報及び予想される災害の事態並びにこれに対しとるべき措置についての通知、要請及び警告のため緊急を要する場合で特に必要があると認めたとき、又は避難勧告、避難指示、屋内での待避等の安全確保措置を指示する場合において緊急を要し、特に必要が

ある場合は、災害対策基本法第57条、第61条の3、災害対策基本法施行令第22条の規定に基づき、あらかじめ協議して定めた手続きにより、ポータルサイト・サーバー運営者にインターネットを利用した情報の提供を行うことを要請することができる。

## 2 孤立地域との通信連絡

災害により通信や交通が途絶し、かつ徒歩による連絡が困難な孤立地区が発生した場合、町長は、衛星携帯電話やアマチュア無線を活用した通信の確保に努めるとともに、状況に応じて南予地方局八幡浜支局を通じて県（消防防災安全課）に県消防防災ヘリコプター（必要により自衛隊、警察）やバイク等を活用し、孤立地域との連絡に努める。

## 3 情報の収集・伝達手段の応急復旧

災害による通信機能の低下を最小限にとどめ早急な機能の回復を図るため、情報の収集・伝達手段については、迅速に応急復旧のための体制を確立する。

## 4 アマチュア無線通信施設又は携帯電話の活用

災害により通信連絡が困難となった場合には、町内アマチュア無線局の協力を求め、通信の確保を図る。また、各職員が保有している携帯電話についても通信手段のひとつとして活用する。

## 第4節 災害情報の報告

町は、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するために必要な情報及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達し、情報を共有する。

### 1 情報収集体制の確立・強化

- (1) 町は、災害が発生するおそれがあるとき、又は災害が発生したことを覚知したときは、速やかに南予地方局八幡浜支局（不通の場合又は緊急の場合は、県（危機管理課））に連絡を行い、県から情報等を入手する。
- (2) 119番通報の状況、災害の規模等を把握するため、大洲地区広域消防事務組合消防本部、駐在所等関係機関から必要な情報を積極的に収集する。
- (3) 被害が大規模になる恐れがある場合は、「ヘリテレ映像の提供に関する協定」に基づき、県に対して県警ヘリコプターからの映像の提供を求める。
- (4) 町は、被害状況を収集、把握するため、関係各機関・団体等と連携し、各種被害を確実、迅速に入手する（又は提供する）体制を整備する。

各種被害ごとの担当部は、次のとおりである。

被害等の区分	担当部 班
総合被害	本部総合調整室
住家等一般被害	総務部庶務班
町有財産被害	総務部財産管理班
医療施設被害	救助部救助班
農林産業関係被害	産業振興部農林班
商工関係被害	産業振興部商工水産班
水産業関係被害	産業振興部商工水産班
土木関係被害	建設部土木班
上水道関係被害	建設部水道班
下水道関係被害	建設部水道班
文教関係被害	教育部教育班
文化財被害	教育部教育班
通信施設被害	通信部通信班

注 上記のほか、ライフライン関係被害は、それぞれの事業者から入手するとともに、町の被害状況を伝達する。

資料編 ○ヘリテレ映像の提供に関する協定

### 2 災害発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

町は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害状況及び火災、土砂災害の発生状況、119番通報の殺到状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた情報から直ちに南予地方局八幡浜支局を通じ県（危機管理課）へ連絡する。

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、町内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は外務省）又は都道府県に連絡する。

ただし、県（危機管理課）へ連絡できない場合、直接消防庁へ連絡するものとするが、県（危機管理課）と連絡がとれるようになった場合は、県（危機管理課）に報告する。

なお、119番通報が殺到している状況を覚知した場合は、その状況を直ちに県（危機管理課）及び消防庁へ連絡する。

### 3 情報活動における連携強化

- (1) 情報の収集及び伝達は、消防、警察及び各防災関係機関と密接な連携のもとに行う。
- (2) 情報活動における連携強化のため、必要に応じて南予地方局八幡浜支局又は大洲警察署に対して職員の派遣を要請する。

### 4 被害状況等に関する情報の収集

災害対策本部は、災害による被害規模の早期把握のため、次の活動を行う。

#### (1) 自主防災組織等を通じた収集

各地区における初期の情報収集は、自主防災組織等に協力を求めて実施する。

#### (2) 災害調査班による収集

災害が発生したときは、直ちに消防団によって災害調査班を編成し、被害状況の調査を実施する。必要に応じて、職員を地域に派遣し、情報収集にあたる。また、建物の被害認定のために必要があるときは、協定に基づき愛媛県土地家屋調査士会に支援を要請する。

#### 資料編 ○災害時における家屋被害認定調査に関する協定書

#### (3) 警戒パトロールの実施

災害危険箇所については、関係課職員及び消防団体により警戒パトロールを行う。

#### (4) 参集時の被害状況等の収集

参集職員は、参集途上において被害の発生するおそれがある箇所又は被害状況等の情報を収集し、参集後、直ちに所属長に報告する。

#### (5) 参集不能時の措置

甚大な被害を受け、災害対策本部への参集が困難な職員は自宅待機させ、自宅、最寄りの指定避難収容施設周辺等の情報収集にあたらせる。

#### (6) 町が収集すべき災害発生直後からその後の段階の災害情報

災害が発生した直後に収集する情報、その後に収集する情報は、概ね次のとおりである。

災害発生直後	その後の段階
(1) 人命危険の有無及び人的被害の発生状況	(1) 被害状況
(2) 家屋等建物の被害状況	(2) 避難勧告、指示若しくは屋内での待避等の安全確保措置の指示又は警戒区域の設定状況
(3) 土砂災害等の発生状況及び危険性	(3) 避難所の設置状況
(4) 洪水の発生状況及び危険性	(4) 住民の避難生活状況
(5) 避難の必要の有無及び避難の状況	(5) 食料、飲料水、生活必需物資の供給状況
(6) 住民の動向	(6) 電気、ガス、水道、下水道、電話等ライフラインの復旧状況
(7) 道路、橋梁及び交通機関の被害状況	(7) 医療機関の活動状況
(8) 電気、ガス、水道、下水道、電話等ライフラインの被害状況	(8) 救護所の設置及び活動状況
(9) その他災害の発生拡大防止措置上必要な事項	(9) 傷病者の収容状況
	(10) 道路、橋梁及び交通機関の復旧状況

(7) ヘリコプターによる情報収集

甚大な被害により町の被害状況の全容が不明等の場合、町長は、南予地方局を通じて国土交通省四国地方整備局、県、県警察、自衛隊及びヘリコプターを所有する各機関に情報収集のための偵察活動を要請する。

(8) 県等への応援要請

被害が甚大で、情報の収集及び状況調査が不可能な場合や専門的な技術が必要とする場合は、県又は関係機関に応援を要請する。

(9) 防災関係機関からの収集

情報の収集、調査については、警察、県機関及び関係機関と十分連絡をとる。

(10) 災害情報の取りまとめ

各部で収集した情報は、本部総合調整室が取りまとめ、本部長に報告するほか、南予地方局八幡浜支局を通じ県（危機管理課）に報告する。

資料編 ○ 災害情報受信記録表

5 情報の伝達

県との情報の収集・伝達は、県防災通信システム（地上系・衛星系）をはじめ、多様な通信手段を活用して行う。また、住民への伝達は、町防災行政無線（屋外子局）、町ホームページ、広報車、緊急速報メール、Lアラート（公共情報コモンズ）等の情報伝達手段を活用するほか、自主防災組織等の協力を得て行う。

状況によっては、県を通じて報道機関に緊急放送を依頼し、住民への周知徹底を図る。

6 報告及び要請事項の処理

(1) 報告責任者

県への災害状況の報告は、本部総合調整室が行う。

(2) 県へ報告すべき災害の範囲

ア 災害救助法の適用基準に合致するとき。

イ 町が災害対策本部を設置したとき。

ウ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、特に報告する必要があると認められるとき。

エ その他特に県から報告の指示をされたとき。

(3) 町の活動

ア 報告手順

(ア) 災害対策本部は、被害状況のほか、要請事項や町の災害応急対策実施状況、災害対策本部設置状況等を速やかに県災害対策本部（災害警戒本部）に対し報告又は要請を行う。ただし、県災害対策本部（災害警戒本部）に報告できない場合は、一時的に消防庁へ報告する。

報告及び要請すべき事項の主なものは、次のとおりである。

- a 緊急要請事項
- b 被害状況
- c 町の災害応急対策実施状況

(イ) 消防機関への通報が殺到した場合は、直ちにその状況を県災害対策本部（災害警戒本部）及び直接消防庁へも、原則として、覚知後30分以内に可能な限り早く、把握できた範囲で報告する。この場合において、消防庁長官から要請があった場合は、町は第一報後も引き続き報告を行う。

県の連絡先

区 分	県 防 災 通 信 シ ス テ ム			N T T回線	衛星携帯電話
	系 統	電 話	F A X		
県庁危機管理課防 災情報係	地上系	6—5000—2318	6—5000—2327	(089)912— 2318	080—1993—0801 080—1993—0802
	衛星系	●—200—2318	●—200—2327		
南予地方局八幡浜 支局総務県民室	地上系	6—5700—207	6—5700—922	(0894)22— 4111	
	衛星系	●—620—207	●—620—219		

消防庁の報告先

回 線 別	区 分	平日（9：30～18：15） ※応急対策室		左記以外 ※宿直室
		電 話	F A X	
N T T回線	電 話	(03) 5253—7527		(03) 5253—7777
	F A X	(03) 5253—7537		(03) 5253—7553
地域衛星通信ネットワーク	電 話	●—048—500—90—49013	●—048—500—90—49102	
	F A X	●—048—500—90—49033	●—048—500—90—49036	

※ ●は発信特番、本庁及び分庁は「7」、小田支所は「15」

イ 報告手段

報告は次の方法により行う。ただし、これらの通信方法がいずれも不通の場合は、通信可能地域まで伝令により報告する等あらゆる手段をつくして報告しなければならない。

(ア) 県防災通信システム（地上系・衛星系）

(イ) 電話

(ウ) インターネット

ウ 報告の内容と時期

(ア) 発生報告

初期的なもので、被害の有無及び程度の概況についての報告とし、町が災害を覚知したとき直ちに即報する。なお、報告にあたっては、迅速を旨とし、概況を「災害発生報告」(様式1)に示す事項について報告することとし、特に人的被害、家屋被害を優先して報告する。

(イ) 中間報告

被害状況が判明次第、逐次詳細を報告するもので、「中間報告・最終報告」(様式2の1、2の2)に定める事項について、判明した事項から逐次報告し、即報が2報以上にわたるときは先報との関連を十分保持するため一連番号を付して、報告時刻を明らかにする。また、報告にあたっては、大洲警察署等と緊密な連絡をとりながら行う。

なお、報告の基準については、資料編の「災害の被害認定基準」による。

(ウ) 最終報告

被害確定報告であるので、正確な調査結果を、災害応急対策終了後10日以内に、「中間報告・最終報告」(様式2の1、2の2)により行う。

(エ) その他即報事項

次に掲げる事項が発生した場合、町は直ちに報告する。

- a 災害対策本部(水防本部等を含む。)を設置又は解散したとき。
- b 町長が自ら災害に関する警報を発したとき。
- c 避難準備情報、避難勧告、避難指示、屋内での待避等の安全確保措置の指示を行ったとき。

エ 報告様式

「災害発生報告」(様式1)、「中間報告・最終報告」(様式2の1、2の2)は、資料編に掲載の「災害情報報告様式」による。

資料編	○ 災害情報報告様式 ○ 災害の被害認定基準
-----	---------------------------

## 7 発見者の通報義務

災害の発生又は災害の発生が予測される異常現象を発見した者は、町長又は警察官に通報する。



## 第5節 広報活動

町は、防災関係機関と連携を密にして、民心の安定と円滑な応急対策活動の実施を図るため、地域住民等のニーズに応じた適切かつ迅速な広報を行う。

### 1 広報責任者

通信部通信班が町防災行政無線を活用し、町ホームページへの掲載、臨時広報紙の発行等により、住民への広報を行う。

### 2 広報内容

町は、町内の各防災関係機関が実施する広報を調整し、関係機関と連携して、住民生活に密接に関係ある事項を中心に適切かつ迅速な広報を行う。

なお、町は、住民における第一義的な広報機関として、本章第4節4「(6) 町が収集すべき災害発生直後からその後の段階の災害情報」に掲げる収集情報に基づき積極的な広報を行い、発災後の時間の経過とともに、変化する被災者ニーズに留意して実施する。

主な広報事項は、次のとおりである。

- (1) 災害対策本部の設置
- (2) 災害の概況
- (3) 避難準備情報、避難勧告、避難指示及び屋内での待避等の安全確保措置の指示
- (4) 避難場所及び避難所の指示、避難時の心得
- (5) 電気、ガス、水道、下水道、電話等（ライフライン）の被害状況
- (6) 交通機関の運行状況及び交通規制の状況
- (7) 食料及び生活必需品の供給に関する事項
- (8) 防疫に関する事項
- (9) 医療救護所の開設状況
- (10) 被災者等の安否情報
- (11) 不安解消のための住民に対する呼びかけ
- (12) 自主防災組織に対する活動実施要請
- (13) 防災関係機関の対応状況及び復旧見込み
- (14) 帰宅困難者に対する災害、避難情報等の提供
- (15) 災害復旧の見込み
- (16) 被災者生活支援に関する情報

### 3 広報実施方法

被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、あらゆる広報媒体（町防災行政無線、広報車、町ホームページ、緊急速報メール等）を利用して有効、適切と認められる方法により広報を行う。なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等にも配慮した広報を行い、特に、要配慮者に対する広報は、あらかじめ策定した支援プランに基づき、確実な情報伝達が可能な手段を確保する。

広報手段及びその特色

広報手段	特 色
広 報 車	地域の状況に応じて、伝達内容を変更することが可能
町防災行政無線放送	発災直後から即時に、大量の、また正確な情報提供が可能
町ホームページ	町の正確な情報を伝達できる有効な手段。聴覚障害者への広報にも有効。また遠隔地による親類・知人からも町の情報が入手可能
掲 示 板	各避難所や地域の拠点に設置。被災者同士の情報交換にも有効
広 報 紙	各避難所に配布。最も重要、確実な情報提供手段のひとつ
新 聞 折 り 込 み	避難所以外の被災者に確実に情報提供が可能
自主防災組織を通じたの連絡	要配慮者にも確実に伝えることができ、広報のみならず住民からの情報入手の手段にもなる。
報 道 機 関	各被災者に最も情報が伝わりやすく、広域的な被害の概要又は生活情報等の提供手段
緊急速報メール	災害発生直後から即時に、大量の、また正確な文字による情報提供が可能

4 広聴活動

町は、被災住民、関係者等からの問合せ、相談、要望、苦情等に対応し、適切な応急対策を推進するため、本庁舎、分庁舎、支所、避難所等に広報担当者等職員を派遣するなどして相談窓口等を開設する。

5 広報資料（写真）の収集

報告、記録用としての資料（写真）を収集する。ただし、交通途絶等により、写真班を現地に派遣できない場合は、あらかじめ当該地域の自主防災組織等に撮影等の協力を依頼する。

6 安否情報の提供

町は、被災者の安否について住民等から問い合わせがあったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県、関係地方公共団体、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

## 第6節 災害救助法の適用

一定規模以上の災害に際して、応急的な災害救助活動については、災害救助法の適用を受け、被災者の基本的生活権の保護と全体的な社会秩序の保全を図る。

### 1 実施責任者

災害救助法の適用に基づく応急救助活動は、知事が実施し、町長が補助する。ただし、災害の事態が急迫して、知事による救助活動の実施を待ついとまのない場合は、本部長（町長）は知事に代わって実施する。

また、知事の権限に属する事務の一部の実施を通知された場合は、通知された事項について、町長が実施責任者となって応急救助活動を実施する。

### 2 適用基準

町は、次の基準に基づき、災害救助法の適用に該当するかどうかの判定を行い、該当する又は該当する見込みがあると認めた場合は、直ちにその状況を記して知事に報告する。

なお、災害救助法による救助は、市町の区域を単位に、原則として同一の原因の災害による被害が一定の程度に達した場合で、かつ現に救助を要する状態にあるときに実施される。

#### (1) 基準1号（災害救助法施行令第1条第1項第1号）

町の住家滅失世帯数が、次表に示す世帯数以上に達したとき。

町の人口	住家滅失世帯数
18,045人（平成22年国勢調査）	50世帯

#### (2) 基準2号（災害救助法施行令第1条第1項第2号）

滅失世帯数が前記(1)の基準に達しないが、県内の滅失世帯数が1,500世帯以上で、町の滅失世帯が次表に示す世帯数以上に達したとき。

町の人口	住家滅失世帯数
18,045人（平成22年国勢調査）	25世帯

#### (3) 基準3号（災害救助法施行令第1条第1項第3号前段）

被害世帯数が、前記(1)又は(2)の基準に達しないが、県内の被害世帯数が7,000世帯以上に達した場合で、町の被害世帯数が多数であるとき。

#### (4) 基準4号（災害救助法施行令第1条第1項第3号後段）

当該災害が隔絶した地域に発生したものであるなど、災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合で、かつ多数の世帯の住家が滅失したとき。

#### (5) 基準5号（災害救助法施行令第1条第1項第4号）

多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合で、厚生労働省令で定める基準に該当するとき。

### 3 被害世帯数の換算基準

- (1) 住家の全壊、全焼、又は流失は、1世帯をもって滅失1世帯とする。
- (2) 住家が、半壊、半焼の場合は、2世帯をもって滅失1世帯に換算する。
- (3) 住家の床上浸水及び土砂の堆積等は、3世帯をもって滅失1世帯に換算する。

#### 4 適用手続

- (1) 町長は、町内における災害の程度が適用基準に達し、又は達する見込みがある場合は、直ちにその旨を知事に報告する。
- (2) 災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、町長は災害救助法による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指示を受けなければならない。

#### 5 救助項目及び実施期間

救助項目及び実施期間は、次のとおりである。

救助項目	実施期間	計画記載箇所 (すべて第3章)
避難所の設置	災害発生の日から7日以内	第7節 避難活動
炊き出しその他による食品の給与	災害発生の日から7日以内	第15節 食料及び生活必需品等の確保・供給
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	災害発生の日から10日以内	第15節 食料及び生活必需品等の確保・供給
飲料水の供給	災害発生の日から7日以内	第16節 飲料水の確保・供給
応急仮設住宅の供与	災害発生の日から20日以内着工	第22節 応急住宅対策
住宅の応急修理	災害発生の日から1か月以内	第22節 応急住宅対策
医療、助産	医療：災害発生の日から14日以内 助産：分べんした日から7日以内	第17節 医療救護活動
災害にかかった者の救出	災害発生の日から3日以内	第13節 人命救助活動
死体の捜索、処理、埋葬	災害発生の日から各10日以内	第14節 遺体の捜索・処理・埋葬
障害物の除去	災害発生の日から10日以内	第20節 障害物の除去
応急救助のための輸送	救助の実施が認められる期間以内	第8節 緊急輸送活動
応急救助のための賃金職員等雇上げ	救助の実施が認められる期間以内	第24節 応援協力活動
学用品の給与	教科書：災害発生の日から1か月以内 文房具等：災害発生の日から15日以内	第30節 応急教育活動

資料編 ○災害救助法による救助の程度、方法及び期間

## 第7節 避難活動

大規模災害発生時においては、土砂災害、家屋倒壊等が予想されるなか、迅速、的確な避難活動を行う必要があるため、町は、住民の避難のために可能な限りの措置をとることにより、生命、身体の安全の確保に努める。その際、要配慮者についても十分配慮する。

### 1 避難準備情報、避難の勧告・指示

町長は、災害時に土砂崩れによる家屋倒壊など、住民の生命及び身体を災害から保護するため必要と認められるときは、当該地域住民に対して避難のための勧告等を行う。

また、避難勧告等の解除にあたっては、十分に安全性の確認に努める。

#### (1) 避難勧告等の発令基準

避難の勧告等の基準は、災害の種類、地域、その他により異なるが、概ね次のとおりとする。

なお、町長は、避難指示や避難勧告の発令、避難準備情報の提供について、河川管理者及び水防管理者等の協力を得ながら、洪水や土砂災害等の災害事象の特性等を踏まえ、避難の対象となる区域や愛媛県・気象台が発令する「土砂災害警報情報」等を客観的な判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するとともに、避難場所や避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努める。

また、地滑りによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、町が適切に住民の避難勧告等の判断を行えるよう土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供する。

避難準備情報	避難行動要支援者など、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければ、人的被害の発生する可能性が高まったとき。
避難勧告	暴風の来襲、断続的な大雨により災害の発生が予想され、生命、身体の危険が強まってきたとき。 土砂災害警戒情報が発表されるなど土砂災害の危険が強まってきたとき。 水位周知河川等の水位がはん濫注意水位（警戒水位）を突破し、増水が予想され洪水等の危険が強まってきたとき。
避難指示	暴風、大雨、洪水その他災害発生となる事象が避難勧告の段階より悪化し、災害の発生が確実に予想されるに至ったとき。 また、突然、災害発生の諸現象が現われたときは、避難勧告等の処置を経ず、直ちに避難指示の処置を行う。
屋内での待避等の安全確保措置の指示	避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命、身体に危険が及ぶおそれがあるとき、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示する。

(2) 避難勧告・指示等の実施責任者

災害が発生した場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため必要があると認めるときは、実施責任者は、必要と認める地域の居住者・滞在者その他の者に対し、避難準備情報の提供、避難の勧告・指示をする。

なお、町長は、関係機関と連絡を密にし、住民の避難の的確な措置を実施するとともに、その際には、避難行動要支援者についても十分配慮する。

実施責任者	内 容	根拠法令等
町 長	避難行動要支援者など、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければ人的被害の発生する可能性が高まったとき避難準備情報を提供する。	災害対策基本法第56条
	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、住民の生命及び身体を保護するため必要があるとき、当該地区の住民等に対し避難の勧告を行う。 危険の切迫度及び避難の状況等により急を要するとき、避難の指示を行う。 避難のための立退きを行うことが危険なときは、屋内での待避等の安全確保措置を指示する。	災害対策基本法第60条第1項
知 事	災害が発生した場合で、当該災害により町長が避難のための勧告及び指示、屋内での待避等の安全確保措置の指示を発令できなくなったとき、町長に代わって行う。	災害対策基本法第60条第6項
警 察 官	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、避難の指示、屋内での待避等の安全確保措置の指示が必要と認められる事態において、町長が指示できないと認められるとき、又は町長から要請があったとき、当該地域の住民等に対し避難の指示、屋内での待避等の安全確保措置の指示を行う。	災害対策基本法第61条
警 察 官	災害の発生により危険な状態が生じ、特に急を要する場合には、その危険を避けるための避難の措置を行う。	警察官職務執行法第4条
知事又はその命を受けた職員及び水防管理者	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき、当該地域の住民等に対し、避難のための立ち退きを指示する。 水防管理者が指示をする場合は、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。	水防法第29条
知事又はその命を受けた吏員	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき、当該地域の住民等に対し、避難のための立ち退きを指示する。 この場合、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。	地すべり等防止法第25条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその現場にいないときは、その場の危険を避けるため、その場にいる者を避難させることができる。	自衛隊法第94条

(3) 避難準備情報、避難の勧告・指示の内容

避難準備情報の提供、避難の勧告・指示の発令は、次の事項を明示して行い、避難行動の迅速化と安全を図る。

ただし、指示の内容を明示するいとまがない場合、この限りではない。

## 避難勧告発令時等の明示事項

- |           |                |
|-----------|----------------|
| ① 要避難対象地域 | ④ 避難経路         |
| ② 避難先     | ⑤ 避難時の服装、携行品   |
| ③ 避難理由    | ⑥ 避難行動における注意事項 |

## (4) 避難勧告等の伝達方法

ア 避難準備情報の提供、避難勧告、避難指示又は屋内での待避等の安全確保措置の指示を行った場合、直ちに該当地域住民に対して、サイレン、警鐘、町防災行政無線放送、広報車等実状に即したあらゆる方法による呼びかけを実施するほか、警察官、自衛官、自主防災組織等の協力を得ながら、周知徹底を図る。

また、町は、帰宅困難者や旅行者に対する災害・避難情報の提供に努める。さらに、避難勧告等の情報伝達のため緊急を要し、特に必要があるときは、あらかじめ協議して定めた手続きにより、放送事業者、ポータルサイト・サーバー運業者等に協力を求める。

なお、必要に応じ報道機関による広報について協力を要請する。

イ 避難のための立退きを勧告若しくは指示したときは、直ちに立退き指示等の理由、地域名、世帯数、人員、立退き先等を南予地方局八幡浜支局を通じて知事に報告するとともに、大洲警察署長に通報する。

ウ 避難の必要がなくなったときは、直ちに公示するとともに、南予地方局八幡浜支局を通じて県に報告する。

## 2 避難の方法

災害の状況により異なるが、避難が必要になった住民は、可能な限り自主防災組織（自治会等）の単位ごとに集団避難方法により、町職員、消防団員又は警察官の誘導のもと避難場所に避難を行う。また、外国人、旅行者等に対し、災害・避難情報の提供に努め、確実な避難誘導を行う。

## (1) 避難勧告等が発令された要避難地区で避難する場合

ア 住民等は、自宅等の出火防止措置を講じた後、協力してあらかじめ定めた集合場所へ集合する。

イ 自主防災組織及び事業所等の防災組織（以下「自主防災組織等」という。）は、集合所を中心に組織をあげて救出・救護・消火・情報収集を行う。

ウ 住民等は、集合所の周辺地区の災害が拡大し危険が予想されるときは、自主防災組織等の単位ごとに可能な限り集団避難方法により避難場所、避難所へ避難する。

エ 避難場所へ避難した住民等は、当該場所にも危険が迫ったときは、自主防災組織等の単位ごとに町職員、警察官又は自衛官の誘導のもとに、他の安全な避難場所へ避難する。

なお、町が発令する避難勧告等に従わず要避難地にとどまる者に対し、町職員、警察官、自衛官等は、警告等を発するほか、避難の勧告等に従うよう出来る限り説得に努める。

## (2) その他の任意避難地区で避難する場合

住民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、自宅等の出火防止措置をとった後、自宅周辺の安全な場所等へ自主的に避難する。

## (3) 避難誘導

避難誘導については、次の点に留意して行う。

ア 避難誘導は、町職員、消防団員、警察官等があたり、自主防災組織等の協力を得て行うものとするが、できるだけ各地域ごとに責任者及び誘導員を定めておき、誘導にあたっては極力安全と統制を図る。

なお、避難誘導にあたって、要配慮者については、地域住民、自主防災組織、福祉事業者等の協力を得ながら、あらかじめ策定した避難行動要支援者支援プランに基づき、優先的に避難誘導を行う。

イ 誘導経路については、事前に検討し、その安全を確認し、危険箇所には標示、なわ張り等を行うほか、要所に誘導員を配置して事故防止に努め、特に夜間は照明を確保し、また浸水地等には必要に応じ舟艇、ロープ等の資材を配置して、誘導の安全を図る。

(4) 携行品の制限

避難誘導者は、住民に対して避難立退きにあたっての携行品を最小限度（現金、貴重品、印鑑、食料、着替え、懐中電灯、救急薬品、携帯ラジオなど）に制限し、円滑な避難が行われるよう適宜指導する。

(5) 避難道路の確保

町は、避難路の選定にあたっては、危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、職員の派遣及び警察官・自主防災組織等の協力により避難道路上にある障害物の排除に努め、避難の円滑化を図る。

(6) 避難者の確認

ア 避難の勧告、指示を発した地域に対しては、避難終了後速やかに警察官等の協力を得て巡回を行い、立退きの遅れた者などの有無の確認に努め、発見した場合は救出する。

イ 避難指示等に従わず要避難地にとどまる者に対しては、できる限り説得に努めるものとするが、なお説得に応じず、人命救助のために特に必要があるときは、警察官に連絡する等、必要な措置をとる。

(7) 移送の方法

避難は、避難者各自が行うことを原則とするが、避難者の自力による避難が不可能な場合は、担架又は車両等により行う。

(8) 広域災害による大規模避難移送

被災地が広域で、町単独では措置できないような場合、町長は、県災害対策本部に対し避難者移送（避難のための移送）を要請する。

3 警戒区域の設定

住民等の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときには、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

(1) 警戒区域の設定権者

設定権者	内 容 (要 件)	根 拠
町 長	災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第63条第1項



知事	災害の発生により町長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるとき。	災害対策基本法第73条第1項
警察官	災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合で、その必要が認められるが、町長若しくはその委任を受けた町の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。	災害対策基本法第63条第2項
	人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合	警察官職務執行法第4条
自衛官	町長若しくは町長の委任を受けた町の吏員又は警察官がその場にいない場合	災害対策基本法第63条第3項
消防吏員又は消防団員	火災の現場において、消防活動の確保を主目的に設定	消防法第36条において準用する同法第28条
水防団長、水防団員又は消防機関に属する者	水防上緊急の必要がある場所において、水防活動の確保を主目的に設定	水防法第21条

(注) 警察官は消防法第28条、水防法第21条の規定によっても、第1次的な設定権者が現場にいないか、又は要求があったときは、警戒区域を設定できる。

(2) 規制の内容及び実施方法

- ア 町長、警察官、知事又は自衛官は、警戒区域を設定したときは、立入の制限、退去又は立入禁止の措置を講じる。
- イ 町長及び警察官は、協力して住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

(3) 注意事項

- ア 町長の警戒区域設定権は、地方自治法第153条第1項の規定に基づいて町の吏員に委任することができる。
- イ 警察官又は自衛官が警戒区域を設定した場合は、直ちにその旨を町長に通知する。
- ウ 警戒区域内への立入禁止、当該住民の退去措置等の方法については、警察、消防等関係機関と協議して定めておく。
- エ 実際に警戒区域を設定した場合は、縄張り等により警戒区域の表示をしておき、避難等に支障のないよう措置しておく。

(4) 県、指定行政機関等への対応方法の相談

町は、避難勧告等の対象地域、判断時期等について、必要に応じて県、指定行政機関及び指定地方行政機関に対し、対応方法の相談を行うものとする。

4 避難所の設置及び避難生活

町は収容を必要とする被災者の救助のために避難所を設置するとともに、自主防災組織及び避難所の学校等施設の管理者の協力を得て、住民が必要最低限の避難生活を確保できるよう必要な措置を講じる。

また、避難所の運営にあたっては、要配慮者や男女のニーズの違いのほか、プライバシーの確保にも十分配慮する。

さらに、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。

#### (1) 避難所の開設

避難が必要になった場合、救助部救助班は直ちに職員を派遣して避難所を開設し、設置場所等を速やかに住民に周知するとともに、円滑な避難生活が行われるように、自主防災組織及び学校等避難施設の管理者の協力を得て、被災者が必要最低限の避難生活を確保できるよう必要な措置を講じる。

また、住民の自主避難にも配慮し、避難所の早期開設を検討する。

なお、災害の規模等にかんがみて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供のほか、町営住宅や民間賃貸住宅の空家等利用可能な既存住宅の斡旋及び活用、協定を締結している施設の活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

**資料編**

- 指定緊急避難場所一覧
- 指定避難所等一覧
- 災害支援協力に関する協定（愛媛ゴルフ（株））

#### (2) 避難生活及び設置場所

##### ア 避難生活者

避難所で避難生活をする者は、災害によって現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で、居住する場所を確保できない者とする。

##### イ 開設予定避難所の安全性の把握

避難所開設に先立って、予定避難所やそこへ至る経路が安全であるかどうか避難所管理職員が確認を行う。

##### ウ 設置場所

町は、資料編に掲げる施設に指定避難所を設置する。

また、必要に応じて、あらかじめ指定された施設以外の施設等についても安全性を確認のうえ、管理者の同意を得て避難所として活用する。

なお、設置場所としては、次の場所が考えられる。

(ア) 山・崖崩れ、浸水等の危険のない地域に設置する。

(イ) 避難所の設置にあたっては、避難所の被害状況及び安全性を確認のうえ、避難生活者の人数に応じて次の順位により設置する。

a 学校、体育館、自治センター、自治会館等の公共建築物

b あらかじめ協定した民間の建築物

c 避難場所等に設置する小屋又はテント等（自主防災組織等が設置するものを含む。）

(ウ) 状況に応じ、公的宿泊施設、民間宿泊施設やゴルフ場施設等を確保する。

##### エ 指定福祉避難所の設置

障害者、寝たきりの高齢者など一般の避難者との共同生活が難しく、介護が必要な者に対し

ては、必要により次の施設を福祉避難所として開設し、要配慮者を収容する。

また、状況によっては、旅館やホテル、民間賃貸住宅等を避難場所として借り上げるほか、心身の状態に配慮した応急仮設住宅の設置を検討するなど、多様な避難場所の確保に努める。

#### 指定福祉避難所一覧

地区	施設名	所在地	電話番号
内子地区	特別養護老人ホーム「みどり苑」	内子町立山4740	(0893) 45—0141
五十崎地区	特別養護老人ホーム「神南荘」	内子町五十崎甲881	(0893) 43—1901
小田地区	特別養護老人ホーム「緑風荘」	内子町小田149—1	(0892) 52—3101

#### (3) 設置期間

町長は、災害情報、降雨等による災害発生の危険性、住宅の応急修理の状況及び応急仮設住宅の建築状況等を勘案し、県と協議して設置期間を決める。

#### (4) 避難所の運営

町は、自主防災組織や学校等避難所施設管理者の協力を得て避難所を運営する。

##### ア 避難所管理職員の派遣等

避難所を開設し避難者を収容したときは、避難所管理・運営担当の町職員を配置し、避難住民との連絡に当たらせる。

##### イ 避難状況の把握

避難所管理職員は、避難住民の人数等避難状況について速やかに把握し、災害対策本部へ連絡する。

##### ウ 給食、給水、生活必需品その他の物資の供給

収容人数等を速やかに把握し、高齢者等の人数など収容実態に応じて備蓄物資又は必要な物資等を調達し、避難者に支給する。

なお、災害の規模等により必要があるときは、緊急援護備蓄物資の供給等を県災害対策本部に依頼する。

##### エ 負傷者に対する医療救護

負傷者数、負傷の程度を把握して応急救護を行うとともに、必要により医療機関へ搬送し、救護所の設置を行う。

##### オ 要配慮者への保健福祉サービスの提供

町は、要配慮者の保健福祉に対する要望を把握し、介護職員等の応援受入も図りながら保健福祉サービスの提供に努めるとともに、避難生活が困難な場合は要配慮者に対しては開設した福祉避難所への移送に努める。

#### (5) 避難所運営上の配慮及び協力

ア 避難所の運営は、関係機関の協力のもと町が適切に行う。避難生活の運営にあたっては、要配慮者に配慮する。

イ 町は、避難所ごとに収容されている避難者の状況を早期に把握し、避難場所における生活環境に注意を払うとともに、常に良好なものとするよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。

ウ 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、慢性疾患用医薬品等の服薬状況、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

エ 町は、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペース確保に努める。

オ 自主防災組織及びボランティア団体等は、避難所の運営に関して町に協力するとともに、相互扶助の精神により役割を分担するなど、避難者が自主的に秩序ある避難生活を送れるよう努める。

カ 町は、避難生活等に関する相談窓口の開設又は巡回相談等を実施する。

キ 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、男女別のトイレ、更衣室、物干し場や授乳室の設置、生理用品等の女性による配布、巡回警備等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

ク 町は、避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供、町営住宅や空家等利用可能な既存住宅の斡旋等により、避難所の早期解消に努める。

ケ 保健師等による巡回健康相談等を実施し、避難住民の健康管理（メンタルヘルスを含む。）を行う。特に、エコノミークラス症候群（深部下肢静脈血栓症）、生活不活発病（廃用症候群）、疲労、ストレス緩和、高齢者虐待の防止等について配慮する。

コ 避難所の安全確保と社会秩序維持のため、必要により警察官の配置を要請する。

サ 避難所の運営に当たっては、避難所で生活する避難者だけでなく、在宅にて避難生活を送る者も支援の対象とし、食料等生活関連物資の配布、巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等、これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講じるよう努める。

## 5 学校における災害応急対策

学校における災害は、いつ、どこで発生するか分からないことから、不測の事態に際しても、万全の対応策がとれるよう、日頃から教職員全員が危機管理意識をもって、備えをしておくことが重要である。

このため、「愛媛県学校安全の手引き」（県教育委員会編）等に基づき、安全教育を計画的に実施していくとともに、防災に関する計画や災害発生時のマニュアルを日頃から定めておく。また、町の関係部局や自主防災組織の指導・協力を得て、施設の利用方法等について、事前に学校の役割分担を協議しておく。

- (1) 危機管理マニュアルの作成
- (2) 災害対応に関する教職員の共通理解の促進
- (3) 保護者、地域、関係機関との連携
- (4) 防災上必要な設備等の整備及び点検
- (5) 災害発生時の連絡体制の確立と周知
- (6) 適切な応急手当のための準備
- (7) 緊急避難場所の確認
- (8) 登校・下校対策

## (9) 学校待機の基準と引き渡しの方法

以上の項目の他、特別支援教育諸学校については、その特殊性に配慮する。

## 6 避難状況の報告

町長は、避難所を開設した場合には、速やかに住民に周知するとともに、次の事項について南予地方局八幡浜支局を経由して県災害対策本部（災害警戒本部）をはじめ大洲警察署など関係機関に連絡を行う。

また、避難所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来る被災者等に係る情報の把握に努め、県を通じて国等への報告を行うものとする。

さらに、災害の規模等により必要があるときは、緊急援護物資の供給等を県災害対策本部（県災害警戒本部）に依頼する。

- (1) 避難所開設の日時及び場所
- (2) 箇所数及び収容人員（避難所ごと）
- (3) 開設期間の見込み

## 7 他市町村への避難者受入れの要請

町内に設置した避難所で、避難者の収容が困難な場合、県及び協定締結市町村に対して、避難者の受入を要請する。

## 8 他市町村からの避難者の受入れ

町は、県から他市町からの避難者の受入れの要請又は協定締結市町村からの避難者の受入れの要請を受けた場合、町営住宅や避難所等を活用し、可能な範囲で避難者の受入れに努める。

資料編 ○ 四国西南サミット災害時相互応援協定（愛媛県、高知県内13市町村）  
○ 環境自治体会議災害支援協定（環境自治体会議構成30市町村）

## 9 災害救助法に基づく措置基準

避難所設置における費用限度額、期間等については、資料編に掲載の「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」のとおりとする。

資料編 ○ 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

## 第8節 緊急輸送活動

緊急輸送の実施にあたっては、住民の生命の安全を確保するための輸送を最優先に行うことを原則とし、被災者の避難及び災害応急対策等の実施に必要な要員及び物資の輸送を応急復旧の各段階に応じて迅速、的確に行う。

### 1 実施体制

- (1) 被災者、災害応急対策要員の移送及び災害救助応急対策用資機材の輸送は、町が行い、道路交通が可能な限り自動車輸送によるものとするが、道路の遮断等で航空輸送、人力等によることが適当なときはその方法による。
- (2) 町は、運送業者とあらかじめ緊急輸送に関する協定の締結などにより、災害時における輸送車両等の運用計画又は調達計画を定めるとともに、車両や燃料等の調達先を明確にし、人員及び物資等の輸送手段を確保する。
- (3) 町において輸送の処理ができない場合は、次の事項を明示して、南予地方局八幡浜支局を通じ、車両、その他の確保又は輸送移送について、県災害対策本部に対し応援等の要請を行う。

### 2 輸送対象等

#### (1) 緊急輸送の対象

緊急輸送の対象とする人員、物資等は、次のものである。

- ア 災害応急対策要員として配備される者、又は配置替えされる者
- イ 医療（助産）救護を必要とする者
- ウ 医療品、医療資機材
- エ 食料、飲料水等の救護用物資
- オ 応急復旧資機材
- カ 公共施設、生活関連施設等の災害防止用及び応急復旧用資機材
- キ その他町長が必要と認めるもの

#### (2) 緊急輸送の段階別対応

輸送活動を行うにあたっては、①人命の安全確保、②災害の拡大防止、③災害応急対策の順に円滑な実施に配慮する。

第1段階 (被災直後)	災害応急対策要員及び災害応急対策に必要な医療従事者又は医療品、災害の拡大防止等の初期活動に必要な人員、資機材等を中心に輸送を行う。
第2段階 (被災後1～6日程度の間)	第1段階の輸送を続行するとともに、緊急処置を必要とする負傷者、食料等生命の維持に必要な緊急物資、旅行者等の輸送を行う。
第3段階 (被災後7日目程度以降)	第2段階の輸送を続行するとともに、災害復旧に必要な人員、資機材、生活必需品等の大量輸送を行う。

### 3 車両による輸送

#### (1) 車両の確保

災害の種別、程度により道路交通が不能となる場合以外は、災害対策本部所有の車両により迅速確実に輸送を行う。また、災害対策本部所有の車両で不足する場合は、公共的団体、輸送業者

等の車両を借り上げ、輸送の確保を図る。

災害対策本部各部署は、災害輸送のため、車両等の借上を要するときは、総務部財産管理班に車両等確保の要請をする。

車両確保等の要請を受けた総務部財産管理班は、輸送の緊急度、輸送条件、災害対策本部保有車両の活動状況等を総合的に掌握し、輸送の優先順位その他について調整を行う。

#### (2) 燃料の確保

災害対策本部は、緊急通行車両等の燃料を確保するため、町内業者等を把握しておくとともに、必要により協定の締結等を推進する。

### 4 人力による輸送

災害により車両等による輸送が不可能な場合は、賃金職員等を雇上げ、人力による輸送を行う。労務の確保は、本章第24節「応援協力活動」による。

### 5 ヘリコプターによる輸送

地上輸送がすべて不可能な場合は、南予地方局八幡浜支局を通じて県消防防災ヘリコプターの出動を要請し、又は県を通じて自衛隊の災害派遣出動の要請を要求し、空中輸送を行う。

町内のヘリポート適地は、資料編に掲載のとおりである。町は、町内のヘリポートの緊急点検及び保守管理を行い、使用可能状況を県に報告する。

**資料編** ◦ 町内飛行場外臨時離着陸場一覧

### 6 物資の一時集積場所の指定

災害が大規模である場合は、町における調達物資又は救援物資は大量となることが予想されるため、町内の次の施設を物資の一時集積場所と定め、産業振興部物資調達班を中心とする職員又はボランティア等の協力を得て、物資の仕分け、配送を行う。

救援物資集積所

施設名	所在地	電話番号
内子スポーツセンター	内子町五百木192番地	(0893) 43-0136
五十崎体育館	内子町平岡甲682番地1	(0893) 43-1221 (五十崎自治センター)
小田自治センター	内子町寺村251-3	(0893) 52-3117

### 7 緊急輸送路

災害時には、役場本庁舎、分庁舎、支所、ヘリポート及び避難所等の活動拠点を結ぶ道路は特に重要となる。

町は、迅速かつ効率的に緊急輸送が行われるよう、各道路管理者、大洲警察署等と連携し、上記の町の防災活動拠点間を結ぶ道路を最優先して啓開を行い、緊急輸送路の確保を図る。

町内における緊急輸送道路の指定状況は、資料編に掲げるとおりである。

**資料編** ◦ 緊急輸送道路一覧

### 8 記録等

車両、賃金職員等を借上げて物資及び人員を輸送したときは、次の書類、帳簿等を整備保管して

おくものとする。

- (1) 輸送記録簿
- (2) 輸送関係支払証拠書類
- (3) 輸送用燃料及び消耗品受払簿
- (4) 修繕費支払簿

## 9 応援要請

町は、緊急輸送の応援が特に必要であるときは、次の事項を明示して、南予地方局八幡浜支局を経由して県に対し調達、斡旋を要請する。

### 応援要請時の明示事項

- |               |              |
|---------------|--------------|
| ① 輸送区間及び借上げ期間 | ③ 車両等の種類及び台数 |
| ② 輸送人員又は輸送量   | ④ 集結場所及び日時   |

## 10 災害救助法に基づく措置基準

応急救助のための輸送費等については、資料編に掲載の「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」のとおりとする。

資料編 ○災害救助法による救助の程度、方法及び期間



## 第9節 交通応急対策活動

災害時に交通の混乱を防止し、災害応急対策に従事する人員及び資機材等の緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じ交通規制を実施するなど陸上交通の確保に努める。

### 1 交通規制措置

災害により道路損壊等が発生し、又は予想される場合、被災地における災害警備活動の円滑な推進を図るため、公安委員会、大洲警察署及び道路管理者等は、緊密な連携のもと被災地域及びその周辺地域において、速やかに車両等の通行禁止、制限及び迂回道路の設定、誘導等の交通規制措置をとる。

### 2 交通規制の実施責任者

実施責任者の区分は、次のとおりである。

	実施責任者	範 囲	根 拠 法
道路 管理 者	国土交通大臣 県 知 事 町 長	1 道路の破損、決壊その他の事由により危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合	道路法第46条第1項
警 察 等	公安委員会	1 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認められるとき。	災害対策基本法第76条第1項
		2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑等を図るため必要があると認める場合	道路交通法第4条第1項
	警察署長	道路交通法第4条第1項により、公安委員会の行う規制のうち、適用期間が短いものについて交通規制を行う場合	道路交通法第5条第1項
	警察官	道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において、交通の危険が生じるおそれがある場合	道路交通法第6条第4項

### 3 道路、橋梁の危険箇所の把握

建設部土木班を中心に消防団、自主防災組織の協力により、被害調査又は危険箇所の巡視警戒を行い、道路の破損、決壊、橋梁流失その他交通に支障を及ぼすおそれのある箇所を早急に把握する。

### 4 応急対策の実施

- (1) 道路の破損、決壊その他の事由により二次災害の発生や交通が危険であると認められる場合は、速やかに大洲警察署長に連絡し、二次災害の防止に努めるとともに、区間を定めて道路の通行禁止、制限又は迂回等の応急対策を講じる。
- (2) 公安委員会は、緊急輸送路について優先的にその機能を確保するため、原則として一般車両の通行を禁止又は制限するとともに、被災地域での一般車両の走行及び被災地への流入を原則として禁止する。
- (3) 町は、大洲警察署と緊密に相互に連絡を保ち、交通規制の適切な運用を図る。

### 5 緊急交通路確保のための交通規制

- (1) 緊急輸送道路の選定

[内子町防災]

知事は、道路被害状況の調査結果に基づいて、県警察及び道路管理者と協議し、緊急輸送にあてる道路を選定する。

この場合、県警察は、主要交差点等を中心とする交通要所に警察官等を配置し、交通整理、指導及び広報を行う。

(2) 交通規制の実施

公安委員会は、緊急交通路の円滑な運行を図るため、交通要点において緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する。この場合、当該区域内に在る者に対し、通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他必要事項を周知させる措置をとる。

また、県警察は、交通規制にあたって道路管理者等関係機関と相互に緊密な連携を保つとともに、交通規制を円滑に行うために、必要に応じて「愛媛県警備業協会」との協定に基づき、交通誘導の実施等を要請する。

(3) 路上放置車両等に対する措置

ア 県警察

県警察は、緊急交通路を確保するため、必要な場合には、放置車両の撤去や警察車両による緊急通行車両の先導等を行うとともに、緊急通行車両の円滑な運行を確保するため、必要に応じて運転者等に対し、車両移動等の措置命令等を行う。

イ 自衛隊

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、定められた通行禁止区域等において、警察官がその場にはいない場合に限り、自衛隊緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じ、又は自ら当該措置をとる。

ウ 消防吏員

消防吏員は、定められた通行禁止区域等において、警察官がその場にはいない場合に限り、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じ、又は自ら当該措置をとる。

6 道路交通確保の措置

(1) 道路交通確保の実施体制

道路管理者、公安委員会等は、他の防災機関及び地域住民等の協力を得て道路交通の確保を行う。

(2) 道路施設の復旧

町は、早急に被害状況を把握し、町内建設業者、協定を締結している団体等の協力を得て、道路啓開、応急復旧等に必要の人員、資機材等の確保に努め、被害状況に応じた効果的な復旧を行う。

なお、この場合、緊急輸送にあてる道路を優先して行う。

**資料編** ○災害時における応急対応業務に関する協定（内子町商工会 建設部会）

(3) 障害物等の除去

路上における著しく大きな障害物等の除去については、必要に応じて警察機関、消防機関、自衛隊等と協力して所要の措置をとる（本章第20節「障害物の除去」参照）。

(4) 応援要請

災害の状況により応急措置が不可能な場合あるいは大規模な対策を必要とするときは、南予地方局八幡浜支局を通じて県に自衛隊の派遣を要請して応急復旧を図る。

自衛隊の派遣要請は、本章第26節「自衛隊災害派遣要請の要求等」による。

#### (5) 交通安全施設の復旧

公安委員会は、緊急輸送道路の信号機等、輸送に必要な施設を最優先して交通安全施設の応急復旧を行う。

#### (6) 警察官等の措置命令

ア 警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命じることができる。

イ アによる措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命じることができないときは、警察官は、自ら当該措置をとることができる。また、この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。

ウ ア及びイについて、警察官がその場にはいない場合に限り、自衛隊法第83条第2項の規定により派遣を命ぜられた当該自衛官は、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

エ ア及びイについて、警察官がその場にはいない場合に限り、消防吏員は、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

### 7 道路占用工作物の保全対策

道路占用工作物（電力、通信、水道、下水道その他）等に被害を発見した場合又は被害があった旨の情報を受けた場合は、それぞれの関係機関又は所有者に安全対策を要請し、道路の保全を図る。

### 8 緊急通行車両の確認申請等

緊急輸送にあたっては、知事又は公安委員会から発行される標章及び証明書を掲示又は携行させて、迅速な緊急輸送を行う。

#### (1) 緊急通行車両の標章及び証明書の交付

町は、知事又は公安委員会に対し当該車両が緊急通行車両であることの確認を求め、災害対策基本法施行規則第3条に規定する標章及び証明書（別表参照）の交付を受ける。

#### (2) 緊急通行車両の確認事務

ア 災害対策基本法施行令第33条に基づく確認事務について、知事に対しては県危機管理課、公安委員会に対しては警察本部交通規制課及び大洲警察署交通課において行われる。

イ 確認の手続きの効率化・簡略化を図り、かつ、緊急輸送の需要をあらかじめ把握するため、緊急通行車両については、事前に必要事項の届出をすることができる。

このため、町は、町有車両のうち災害時に緊急通行車両として使用することが決定している車両については、事前に公安委員会に確認申請を行い、交付を受けておく。

別表

1 標章



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

2 証明書

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
		知 事	㊦
		公安委員会	㊦
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）			
使用者	住 所	( ) 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

備考：用紙は日本工業規格A5とする。

## 第10節 孤立地区に対する支援活動

町は、孤立地区が発生した場合、まず集落との連絡手段を早期に確保し、負傷者の緊急搬送に備えるとともに、被災状況等を把握のうえ、住民の集団避難、支援物資の搬送など孤立地区に対し、必要な対策を行う。

### 1 孤立地区の把握

町は、孤立予想地区に対して、一般加入電話、町防災行政無線等を活用し、また、状況に応じて南予地方局八幡浜支局を通じて県（消防防災安全課）に県消防防災ヘリコプター（必要により自衛隊、警察）による空中偵察の要請を行い孤立状況の実態の把握に努める。

### 2 外部との通信手段を確保

一般加入電話、県防災通信システム、衛星携帯電話等を活用し、外部との通信の確保を図る。

### 3 緊急救出手段の確保

孤立し、緊急に救出をする必要があると認める場合には、バイク等を活用し、あるいは県に県消防防災ヘリコプター、又は県を通じて自衛隊の災害派遣要請を求める。

**資料編** ○町内飛行場外臨時離着陸場一覧

### 4 集団避難の検討

孤立状況が長期化した場合、孤立地域住民に対して集団避難の勧告・指示の実施について、県等関係機関と検討する。

### 5 防犯パトロールの強化

集団避難等を実施した場合は、避難住民の不安を払拭するため、警察、消防等と連携しながら、住民不在地域における防犯パトロールを強化する。

### 6 緊急支援物資の確保・搬送

町は、本庁舎等に備蓄している物資を孤立地区に搬送するものとするが、町のみでは支援物資が不足、又は実施が困難な場合は、県及び近隣市町に緊急支援物資の調達・斡旋、また搬送手段の支援を要請する。

## 第11節 消 防 活 動

火災は一旦大規模化すると、極めて大きな被害となることが予想されるため、住民や自主防災組織、事業所等も出火防止と初期消火に努めるとともに、町、消防機関は、他の機関等との連携を図りながら、その全機能をあげて消火活動や人命救助活動等に取り組む。

### 1 消防活動の基本方針

火災は、発生時期及び時刻、気象条件、地域の人口密度、消防力の配備状況等により被害の様相が異なるため、臨機応変な応急対策をとる必要があるが、火災による被害を最小限に食い止めるため、町は、消防本部及び消防団の全機能をあげて、次の基本方針により消防活動を行う。

#### (1) 出火防止活動及び初期消火の徹底

住民、自主防災組織及び事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止活動及び初期消火に努めるとともに、協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大を防止する。特に、危険物等を取扱う事業所においては、二次災害の防止に努める。

#### (2) 人命救助の最優先

消防署及び消防団は、大洲地区広域消防事務組合消防計画の定めるところにより、人命救助を最優先にした消防活動を行う。

### 2 消防機関の活動

#### (1) 大洲地区広域消防事務組合消防本部の活動

消防長は、消防署及び消防団を指揮し、火災に関する情報を迅速かつ正確に収集し、消防活動及び救急救助活動の基本方針に基づき、次の活動を行う。

##### ア 火災発生状況等の把握

町内の消防活動等に関する次の情報を収集し、災害対策本部及び大洲警察署と相互に連絡を行う。

(ア) 延焼火災の状況

(イ) 自主防災組織の活動状況

(ウ) 消防ポンプ自動車等の通行可能道路

(エ) 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利などの使用可能状況

(オ) 要救助者の状況

(カ) 医療機関の被災状況

##### イ 消防活動の留意事項

次の事項に留意して消防活動を行う。

(ア) 同時多発火災が発生している地域では、住民の避難誘導を直ちに開始、必要に応じ避難路の確保等人命の安全を最優先した消防活動を行う。

(イ) 危険物の漏洩等により災害が拡大し、又はそのおそれがある地域では、住民の立入りを禁止し、避難誘導等の安全措置をとる。

(ウ) 同時多発火災が発生し、多数の消防隊を必要とする場合は、人口密集地及びその地域に

面する部分の消火活動を優先し、それらを鎮圧した後、部隊を集中して消防活動に当たる。

(エ) 救護活動の拠点となる医療機関、避難施設、幹線避難路及び防災活動の拠点となる施設等の消防活動を優先して行う。

(オ) 延焼火災の少ない地域では、集中的な消防活動を実施し、安全地区を確保する。

(カ) 住民及び自主防災組織等が実施する消火活動との連携、指導に努める。

## (2) 内子町消防団の活動

内子町消防団は、火災が発生した場合、原則として大洲地区広域消防事務組合消防本部消防長の指揮下に入り、消防隊と協力して次の消防活動を行う。ただし、消防隊が出動不能又は困難な地域では、消防団長の指揮のもと消火活動等を行う。

### ア 消火活動

幹線避難路確保のための消火活動等人命の安全確保を最優先に行う。

### イ 避難誘導

避難の指示・勧告が出された場合に、これを住民に伝達し、関係機関と連絡をとりながら住民を安全な場所に避難させる。

### ウ 救急救助活動

内子消防署による活動を補佐し、要救助者の救助救出と負傷者に対する止血その他の応急処置を行い、町内医療機関等へ搬送を行う。重傷者等が発生した場合は、大洲地区広域消防事務組合消防本部と連携し県で定めた拠点病院等への搬送を行う。

## 資料編 ○ 医療機関一覧

## 3 消防活動の応援要請

### (1) 県内の消防応援

町長又は消防長は、火災が発生し、町の消防機関の消防力のみでは火災の防御が困難な場合、又は困難が予想される規模の場合には、火災の態様、動向等を的確に判断し、速やかに県内の他の消防機関に対して、消防応援協定に基づく応援要請（消防組織法第39条）を速やかに行う。

本町の消防応援協定締結状況は、次のとおりである。

協 定 名	協 定 締 結 先	応 援 の 種 類
愛媛県消防広域相互応援協定	県下市町及び消防一部事務組合	大規模災害・火災、集団救急救助事故等に対する鎮圧、被害の軽減措置
南予地区広域消防相互応援協定	宇和島市・八幡浜市・大洲市・内子町・伊方町・西予市・鬼北町・松野町・愛南町・大洲地区広域消防事務組合・宇和島地区広域事務組合・愛南町消防本部・八幡浜地区施設事務組合・西予市消防本部	大規模火災、その他特殊災害発生時における応援活動
大洲市・内子町における消防相互応援協定	大洲市	大規模災害発生時における応援活動

伊予、大洲、久万高原広域消防相互 応援協定	大洲市・伊予市・砥部町・ 久万高原町・伊予消防等事 務組合・大洲地区広域消防 事務組合	大規模災害及び産業災害等の予防、 鎮圧の応援活動
大洲市、西予市、内子町広域消防相 互応援協定	大洲市・西予市・大洲地区 広域消防事務組合	大規模災害及び産業災害時の予防、 鎮圧の応援活動

※「協定締結先」欄の市町村名は、協定締結当時のもの

- |   |
|---|
| <p><b>資料編</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 愛媛県消防広域相互応援協定</li> <li>○ 南予地区広域消防相互応援協定書</li> <li>○ 大洲市・内子町における消防相互応援協定書</li> <li>○ 伊予、大洲、久万高原広域消防相互応援協定書</li> <li>○ 大洲市、西予市、内子町広域消防相互応援協定書</li> </ul> |
|---|

## (2) 他県への応援要請

町長は、災害の状況により消防の広域応援の必要があると認めるときは、消防組織法第44条の規定に基づき、次の事項を明らかにして、知事に対し緊急消防援助隊の応援出動等の措置を要請する。

- ア 災害の状況及び応援要請の理由
- イ 応援要請を行う部隊と人員、装備、資機材等
- ウ 応援部隊の進入経路及び集結場所
- エ 指揮体制及び無線運用体制
- オ その他必要事項

## (3) 県消防防災ヘリコプターの活用

火災が発生し、町長又は消防長が必要と判断した場合は、「愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定」に基づき、愛媛県防災航空事務所に対して消防防災ヘリコプターの緊急出動を要請する。

出動要請に関する必要事項については、本章第31節「消防防災ヘリコプターの出動要請」に定めるところによる。

## 4 事業所の活動

### (1) 火災予防措置

火気の消火及び危険物、高圧ガス等の供給の遮断確認及び危険物、ガス、毒劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講じる。

### (2) 火災が発生した場合の措置

- ア 自衛防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。
- イ 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

### (3) 火災拡大防止措置

危険物等を取り扱う事業所においては、異常事態が発生し火災が拡大するおそれのあるときは、次の措置を講じる。

- ア 周辺地域の居住者等に対し、避難など必要な行動をとるうえで必要な情報を提供する。



イ 大洲警察署、大洲地区広域消防事務組合消防本部又は消防団等に電話又は駆けつける等可能な手段により直ちに通報する。

ウ 事業所内への立入り禁止、避難誘導等必要な防災措置を講じる。

## 5 自主防災組織の活動

### (1) 初期消火活動

火災が発生したときは、消火器、可搬消防ポンプ等を活用して初期消火に努める。

### (2) 消防隊への協力

消防隊（消防署、消防団）が到着した場合は、消防隊の長の指揮に従う。

## 6 住民の活動

火災が発生した場合は、家庭用消火器や風呂のくみおきの水等で可能な限り初期消火活動を行う。また、地域における相互扶助活動により、要配慮者等の救助・救出を行う。

## 7 大規模火災発生時の応急活動

大規模な火災が発生し、又は大規模化が予測される場合、延焼拡大防止及び地域住民等の安全を確保するため、消火活動等の応急対策を行う。

(1) 大規模な火災が発生した場合は、火災の発生状況、人的被害の状況等を収集し、県及び関係機関に通報する。なお、消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災の場合は、直接消防庁にも連絡する。

(2) 直ちに現場に出動し、消火用資機材を活用して消防活動を行う。

(3) 火災の規模が大きく、町で対応できないときは、「愛媛県消防広域相互応援協定」他近隣市町との相互応援協定に基づき、応援を要請する。

(4) 火災の規模、被害状況等から、自衛隊の派遣要請が必要と判断した場合は、速やかに県に対して、要請を行う。

(5) 負傷者が発生した場合は、町内医療機関等で医療救護班を組織し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送するとともに、被害状況の把握に努める。

(6) 必要に応じて、警察、自主防災組織等の協力を得て、火災現場及びその周辺の住民等の避難誘導を行う。

## 8 林野火災の応急活動

林野火災が発生した場合、広範囲の林野の焼失防止及び地域住民等の安全を確保するため、消火活動等の応急対策を行う。

(1) 林野火災が発生した場合は、火災の発生状況、人的被害の状況、林野の被害状況等を収集し、県及び関係機関に通報する。

(2) 直ちに現場に出動し、消火用資機材を活用して消防活動を行う。

(3) 火災の拡大を防ぐための減災活動や消火用の水の搬送の必要があると認められるときは、協定を締結している団体に対して、協力を要請する。

(4) 火災現場の偵察又は空中消火活動の必要があると認められるときは、県に対して、速やかに消防防災ヘリコプターの出動を要請するとともに、消防防災航空隊と連携をとり水利等の確保を行う。

(5) 火災の規模が大きく、町で対応できないときは、「愛媛県消防広域相互応援協定」に基づき、

近隣市町等に応援を要請する。

- (6) 火災の規模、被害状況等から自衛隊の派遣要請が必要と判断した場合は、速やかに県に対して、災害派遣要請を行うとともに、自衛隊の集結地、自衛隊ヘリコプターの臨時場外離発着場の確保及び化学消火薬剤等資機材の準備を行う。
- (7) 負傷者が発生した場合は、町内医療機関等で医療救護班を組織し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送するとともに、被害状況の把握に努める。
- (8) 必要に応じて、警察、自主防災組織等の協力を得て、火災現場及びその周辺の住民等の避難誘導を行う。

資料編	○災害時における応急対応業務に関する協定（内子町商工会 建設部会） ○災害時の減災活動に関する協力協定書（内子町森林組合）
-----	--

## 第12節 水防活動

この水防計画は、水防法第4条の規定に基づき、愛媛県知事から指定された指定水防管理団体たる内子町が、同法第33条の規定に基づき、内子町の地域にかかる河川、池沼の洪水等の水災に対処しその被害を軽減することを目的とする。

### 1 水防事務の処理

洪水に際し水災を警戒し、防御し及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため、水防法第10条第3項による気象状況の通知等を受けたときから、洪水による危険が除去される間、この水防計画に基づいて水防事務を処理する。

### 2 水防本部の設置及び組織事務分担表

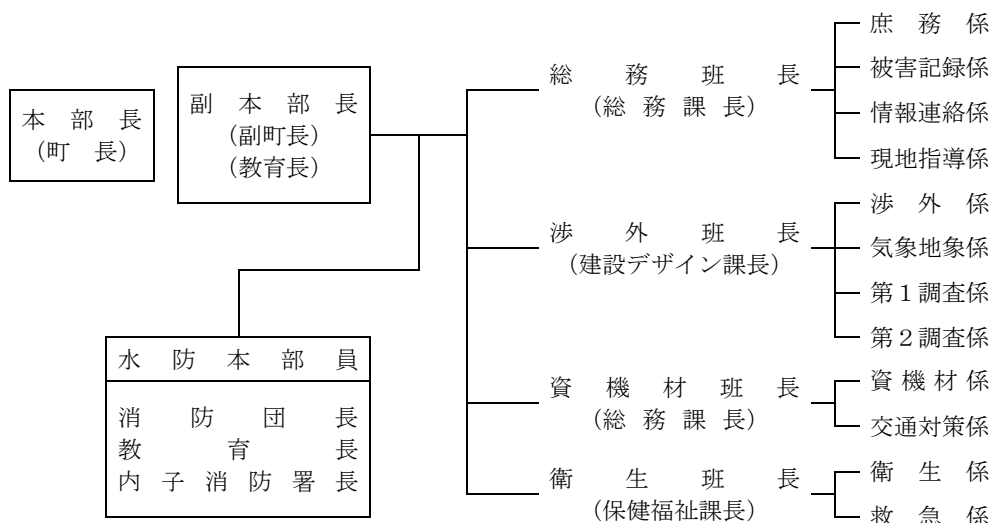
#### (1) 水防本部

ア 水防管理者は、洪水等についての水防活動の必要があると認めるときからその危険が除去するまでの間、町に水防本部を設置し、水防事務を処理する。

イ 水防本部の事務局は総務課におき、水防本部の組織は次のとおりとする。

#### (2) 本部組織

##### ア 組織



##### イ 水防事務分掌

本部の事務分掌は、次のとおりである。

総務班	庶務係	水防本部員の招集、水防信号、消防団との連絡、水防時における一般庶務、その他他に属さない事項
	被害記録係	水防時における河川、道路、農作物等の被害の収集取りまとめ及び関係諸機関への報告等
	情報連絡係	洪水予報等、気象情報の受信記録、テレビ、ラジオ情報記録、雨量水位、その他報告事項等の記録取りまとめ及び報告
	現地指導係	水防時における管内の巡視、雨量並びに水位記録の収集及び災害現場の応急処置等の指導、消防団、地元住民の現地指導等

渉外班	渉外係	公用負担の指導、現地連絡、対外的報道関係、資材要請事務等
	気象地象係	現地の気象と地象に関する調査、水位、雨量の調査
	第1調査係	土木、建築物災害被害の調査、被害写真の撮影、応急工事の測量、応急対策
	第2調査係	農作物、林産物、果樹等災害被害の調査、被害写真の撮影、応急対策
資機材班	資器材係	水防時における水防資材、器材等の調達及び現地輸送
	交通対策係	水防時における道路交通の情報及び収集並びに町有自動車の配置、一般車両の確保等
衛生班	衛生係	災害時における衛生に関すること。
	救急係	災害時における救急に関すること、消防署、福祉関係等の連絡

### 3 水防本部の係員の非常参集

事務分担する係員等は、水防本部の業務開始の指令を受けたときは、直ちに本部に参集し、水防本部長の指揮を受けるものとする。

### 4 水防巡視等

#### (1) 水防巡視

ア 水防本部長は、水防警報等の通知を受けたときは、直ちに各河川の水防受持区域の水防分団長(消防分団長)に対し、その通報を通知し、必要団員を招集し、河川及び池沼等の巡視を行うよう指示する。

イ 河川水位が次の表の水防団待機水位(通報水位)又ははん濫注意水位(警戒水位)に達した旨の通報があったときは、直ちに関係水防分団長(消防分団長)に通知するとともに次項に定める「水防信号」により周知し、さらに必要な団員を招集し、警戒、水防活動等に当たらせる。

河川名	量水標の名称	量水標の位置	水防団待機水位(通報水位)	はん濫注意水位(警戒水位)	管理者名
小田川	内子	知清橋下	2.50m	3.00m	内子町
	大瀬	新成屋橋下	4.00m	4.80m	

#### (2) 水防信号

水防信号は、愛媛県水防信号規則(昭和25年9月8日愛媛県規則第57号)の規定に基づき次により行う。

信号の種類	発するとき	措置事項	警鐘信号	サイレン信号
第1信号	河川の水位がはん濫注意水位(警戒水位)に達したとき。	一般住民に周知するとともに必要な団員を招集し、河川の警戒に当たる。	○休止 ○休止 ○休止	約5秒 ○—○—○—○— 約15秒休止
第2信号	各分団長より洪水のおそれがある旨の報告があったとき。	各分団員を招集するとともに水防活動に必要な資材を現場に輸送する。	○—○—○ ○—○—○	約5秒 ○—○—○—○— 約6秒休止
第3信号	堤防が決壊し又は、これに準ずべき事態が発生したとき。	各分団員の外、必要により、一般住民の出勤を求める。	○—○—○—○ ○—○—○—○	約10秒 ○—○—○—○— 約5秒休止
第4信号	洪水が著しく切迫し、区域内の住民を避難させる必要があると認められたとき。	大洲警察署に通報し、一般町民を避難場所に誘導する。	乱 打	約1分 ○—○—○—○— 約5秒休止

#### 備考

- 1 信号は適宜の時間継続すること。

- 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。
- 3 危険が去ったときは、口頭伝達及び防災行政無線による広報等により周知させる。

(参考) 愛媛県水防信号規則 (昭和25年県規則第57号)

<p><b>第1条</b> 水防法第13条第1項の規定による水防信号は、次の各号に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 第1信号 警戒水位に達したことを知らせるもの。</li> <li>(2) 第2信号 水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの。</li> <li>(3) 第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの。</li> <li>(4) 第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの。</li> </ul> <p><b>第2条</b> 水防信号は、別に定める区分及び方法に従って発する。</p> <p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p>
---

## 5 水防資材

### (1) 水防倉庫並びに備蓄資材

水防倉庫には、水防資材を常時備蓄しておく。

本町の水防倉庫及び水防資材は、資料編のとおりである。

資料編 ○水防資器材保有状況一覧

### (2) 水防資材の調達

水防資材確保のため、次の水防資材取扱業者とあらかじめ契約しておく。

なお、各分団において、状況の急変等により水防本部に要請するいとまがないときは、各分団長は当該地域の業者等により調達する。その場合は、その旨を水防管理者あて報告する。

資料編 ○水防資材調達業者名一覧

## 6 水防活動等

### (1) 水防団、消防団の活動

洪水に際し、水害を警戒し及びこれによる被害を軽減し、もって、公共の安全を保持するため、水防法第10条第3項の規定による気象状況の通知等を受けたときから洪水による危険が除去するまでの間、この計画に基づいて活動する。

### (2) 分団の水防受持区域

各分団の水防受持区域を次のとおり定める。(平成24年7月1日現在)

河川名	区域		警戒水位	担当分団	人員	集合場所	責任者
	位置	延長					
小田川	知清橋下右岸	700m	3m	内子分団第3部	21	内子水防倉庫	内子分団第3部長
清正川	8区～岡地区 左左岸	20m 20m		内子分団第4部	16	玉井石材店前	内子分団第4部長
麓川	城廻 麓橋左右岸	40m 130m		五城分団	82	五城1部詰所	五城分団長

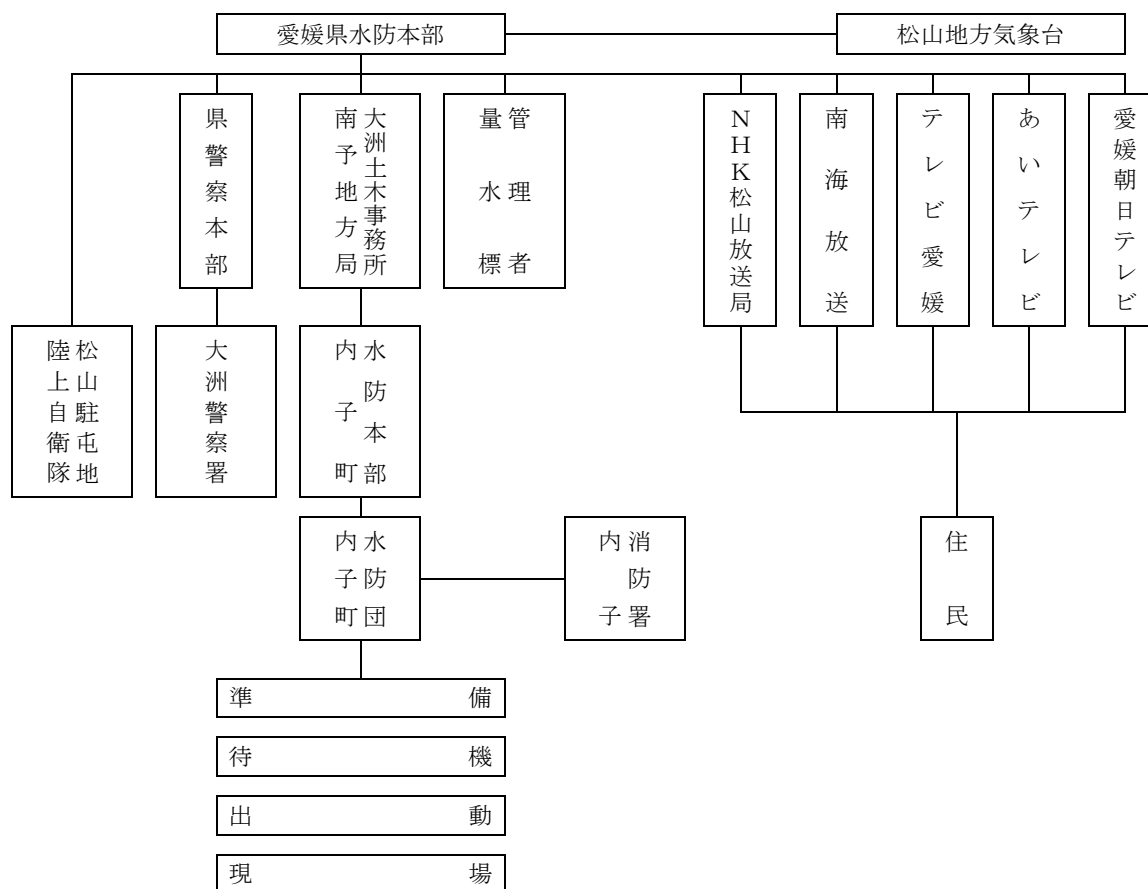
古橋川	石畳古橋 左右岸	100m 100m		満穂分団第3部	21	古橋正岡 第3部	満穂分団 第3部 団長
中山川	立川幟立 左岸	300m		立川分団第4部	16	立川4部 詰所	立川分団 第4部 団長
大久保川	大瀬成屋 右岸	500m		大瀬分団第1部	22	大瀬1部 詰所	大瀬分団 第1部 団長
百合ヶ谷川	大瀬路木 左右岸	400m		大瀬分団第3部	17	大瀬3部 詰所	大瀬分団 第3部 団長
村前川	大瀬村前 左右岸	100m		大瀬分団第4部	22	大瀬4部 詰所	大瀬分団 第4部 団長
程内川	大瀬程内 河崎左右岸	200m		大瀬分団第5部	17	大瀬5部 詰所	大瀬分団 第5部 団長
小田川	豊秋橋 上下左岸	1000m		五十崎分団	53	五十崎2部 詰所	五十崎分団長
門松川	中町、下町 妙見町	1000m					
小田川	平岡	400m		天神分団	62	天神1部 詰所	天神分団長
大久保谷川	東沖、西沖	1000m					
牛の谷川	平野	100m		平岡分団	46	平岡1部 詰所	平岡分団長
御祓川	川上、成内	500m		御祓分団	28	御祓1部 詰所	御祓分団長
小田川	上川左岸 上川右岸	30m 50m		参川分団	64	参川1部 詰所	参川分団長
小田川	寺村右岸	50m		小田分団	86	小田1部 詰所	小田分団長

団長は、必要に応じ分団の水防区域を変更し、他の分団の水防作業を応援せしめることがある。

(3) 重要水防区域

河川名	左岸 右岸 の別	位置及び延長			理由	被害予想区域
		位置	区	延長		
麓川	左岸 右岸	城廻	田中	40m 40m	溢水 決壊	田中区 30戸 95名
小田川	左岸 右岸		上川	30m 50m		上川 8戸 18名
小田川	右岸		寺村	50m		寺村 3戸 10名

(4) 水防に関する連絡系統図



(5) 河川、堤防の巡視等

ア 各分団長は、洪水予報の通知を受けたときは随時、河川、堤防を巡視し、量水標による水位の変化と水門の状況等を水防管理者に報告する。

なお、水位がはん濫注意水位（警戒水位）に達したときは、愛媛県水防信号規則、第1信号により地域住民に周知する。

イ 各分団長は、河川の水位がはん濫注意水位（警戒水位）に達したときは、常時、河川、堤防を巡視し、洪水のおそれを察したときは、直ちに、その状況を水防管理者に報告するとともに、第2信号を打鐘し団員を招集し水防作業に当らせ、その旨を水防管理者に報告する。

ウ 各分団長は、堤防の決壊又はこれに準すべき事態が発生し、水防のため地域住民の出勤を求める必要があるときは、直ちに第3信号を打鐘し、その旨を水防管理者に報告する。

エ 各分団長は、洪水の危険が切迫し、直ちに地域住民の避難立退きを必要と認めるときは、第4信号を打鐘し、安全な場所に避難誘導を開始するとともに、その旨を水防管理者に報告する。

7 応援要請

水防本部長は、水防上必要があるときは、他機関等と締結している消防応援協定に基づき応援を要請する。

8 水防活動報告

各分団長は、水防活動終了後2日以内に別記様式により、水防本部長に報告しなければならない

[内子町防災]

い。

## 9 避難計画

本章第7節「避難活動」を準用する。

## 10 水防訓練

### (1) 水防訓練実施要領

水防訓練は、次の項目について十分訓練を行うよう水防計画に定めるものとし、一般住民の参加を求め、水防思想の高揚に努めるものとする。

なお、水防訓練の実施にあたっては、県の水防担当職員の指導を受けること。

ア 観測（水位、潮位、雨量、風速）

イ 通報（水防団、消防団の動員、居住者の応援）

ウ 輸送（資材、器材、人員）

エ 工法（各水防工法）

オ 樋門（角落しの操作）

カ 避難、立退（危険区域居住者の避難）

### (2) 水防訓練の実施時期

ア 指定水防管理団体の水防訓練の実施は、最も効果のある時期を選び、毎年1回以上単独又は関係団体との連合あるいは合同で実施するものとする。

イ 非指定の水防管理団体においてもアに準じて実施するよう努めるものとする。



別記様式

水防活動実施報告書										
								平成 年 月 日		
								作成責任者	印	
出水の状況	警戒水位			m						
	川雨量			mm						
水防実施箇所	左岸									
	川右岸			地先			m			
日時	自 月 日 時 ~ 至 月 日 時									
出動及び人員	水防団員		消防団員		その他		合計			
	人		人		人		人			
水防作業の概況及び工法	・箇所			ヶ所			m			
	・工法									
水防の結果	効果・被害	堤防	田	畑	家	鉄道	道路	人口	その他	
		m	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	戸	m	m	人		
		m	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	戸	m	m	人		
使用資機材	品名及び数量					居住者の	出動状況			
						水防関係者の死傷				
						雨量、水位の状況				
※水防活動に関する意見										

(注) 水防を行なった箇所ごとに作成すること。

## 第13節 人命救助活動

救出を必要とする負傷者等に対する救助活動は、関係機関と連絡を密にし、可能な限り速やかに行う。

救助・救急活動を実施する各機関は、業務に従事する職員等の安全の確保に十分に配慮するとともに、惨事ストレス対策の実施に努める。また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

### 1 人命救助活動の基本方針

- (1) 救出を必要とする負傷者等（以下「負傷者等」という。）に対する救出活動は、町長が行うことを原則とする。
- (2) 県、県警察及び自衛隊は、町長が行う救出活動に協力する。
- (3) 県は、救出活動に関する応援について市町間の総合調整を行う。
- (4) 町は、町の区域内における関係機関による救出活動について総合調整を行う。
- (5) 自主防災組織や事業所等及び住民は、地域における相互扶助による救出活動を行う。
- (6) 救助・救急活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

### 2 町の活動

#### (1) 実施担当者

救出を必要とする負傷者等に対する救助活動は、原則として災害対策本部が救助部救助班及び消防団を中心に、また大洲警察署と連携して行い、救助活動に必要な資機材は、町及び大洲地区広域消防事務組合消防本部の保有機材のほか、必要に応じ自主防災組織、民間の協力等により資機材を確保し、効率的な救助活動を行う。なお、自らの救出活動の実施が困難な場合には、県又は他市町へ救出の実施及びこれに要する要員及び資機材等の応援を要請する。

#### (2) 救出の対象者、費用、期間等

災害救助法による災害にかかった者の救出は、次のとおりとする。

- ア 災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者に対して行う。
- イ 支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。
- ウ 災害にかかった者の救出を実施できる期間は、災害発生の日から3日以内とする。

#### (3) 救出方法

- ア 被災者の救出作業は、緊急を要するため、直ちに救出隊を編成し、救出作業に当たる。
- イ 救出作業に特殊機械器具及び特殊技能者を要する場合には、町内建設業者のほか必要により相互応援協定締結市町又は自衛隊、大洲警察署その他防災関係機関の協力を得て救出に当たる。
- ウ 救出後は、速やかに医療機関への収容等救出者の救護を行う。

#### (4) 救出活動

- ア 災害のため救出を要する者が生じた場合、本部長の指示により救助部救助班に救出隊を設置

するものとする。

(ア) 救出隊の人員は、災害の規模により本部長が指示する。

(イ) 救出隊は、消防署員及び消防団員をもって編成する。

(ウ) 救出隊に捜索班と収容班を設置する。

イ 救助部救助班長は、町本部及び防災関係機関と連絡を密にし、情報の収集に努め、救出隊を指揮して被災者の捜索及び収容を行わせるとともに、捜索及び収容の現況や氏名、人員を調査のうえ本部長に報告するものとする。

(ア) 捜索班

救助部救助班長の指揮のもとに被災現地における救出者の捜索を行う。捜索は発見のみにとどまらず、水害時の河川にある者を岸辺に、また救出を要する者を搬出し、収容班に引渡すものとする。

(イ) 収容班

救出された者を収容し、医療等を要する場合は、本章第17節「医療救護活動」に定める町内の病院又は救護所に搬送、収容し、救護措置を行い、また死亡と確認された者については、本部長が指示する場所へ転送するものとする。

(5) 応援の要請

ア 県への応援要請

(ア) 町長は、自ら負傷者等の救出活動を実施することが困難な場合、次の事項を示して知事に対し救出活動の実施を要請する。また必要に応じ民間団体の協力を求める。

— 応援要請時の明示事項 —

- ① 応援を必要とする理由
- ② 応援を必要とする人員、資機材等
- ③ 応援を必要とする場所
- ④ 応援を必要とする期間
- ⑤ その他周囲の状況等応援に関する必要事項

(イ) 町等は、広域的な応援を必要とする場合には、「愛媛県消防広域相互応援協定」に基づき、応援要請を行う。また要請を受けた場合は、必要な応援隊を派遣し、迅速かつ円滑に応援を実施する。

イ ヘリコプターの要請

救急・救助活動を迅速かつ的確に行い、救出者の搬送等のため必要があると認めたときは、「愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定」に基づき、県消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

また、状況によっては、県を通じて自衛隊の災害派遣要請を要求し、迅速な人命救助活動を実施する。

資料編 ○ 愛媛県消防広域相互応援協定

### 3 消防機関の活動

大洲地区広域消防事務組合消防本部及び消防団は、多数の負傷者の発生に対応するため、住民の協力を確保するとともに、愛媛県医師会、日本赤十字社愛媛県支部、大洲警察署との協力体制を整え、的確な人命救出活動にあたる。

### 4 救急計画

#### (1) 実施主体

救急活動は、消防署及び消防団が対応する。ただし、現有の救急車両や人員のみで実施が困難な場合は、近隣市町の消防機関に応援を要請する。

#### (2) 実施方法

##### ア 対象者

救急活動の対象者は、災害により負傷し、又は救護・治療を要し、医療機関等へ搬送すべき者又は現場で応急処置を行う必要のある者とする。

##### イ 救急の方法

救急搬送に当たっては、負傷者の状況、救護所・病院等に至る道路の状況を把握し、あらかじめ迅速に搬送できるよう準備体制を整える。

また、現場で救急処置を行う必要のある者が多数いるときは、あらかじめ医師会等による出動が可能となるような連携体制を整える。

### 5 自主防災組織の活動

#### (1) 救出・救護活動の実施

崖崩れや建物の倒壊等により下敷きになった者が発生したときは、救出用資機材を使用して速やかに救出活動を実施する。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とする者がいるときは、救護所等へ搬送する。

#### (2) 避難の実施

町長や警察官等から避難の勧告等が出された場合には、住民に対して周知徹底を図るとともに、迅速かつ的確に避難を行う。

避難の実施にあたっては、次の点に留意する。

ア 避難誘導責任者は、次のような危険がないかを確認しながら実施する。

(ア) 市街地……火災、落下物、危険物

(イ) 山間部、起伏の多いところ……崖崩れ、地すべり

イ 避難にあたっては、必要最低限のもののみ携帯する。

ウ 避難行動要支援者等の自力で避難することが困難な者に対しては、自主防災組織など地域住民が協力して避難させる。

#### (3) 給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要となるが、これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が不可欠であるため、自主防災組織としても食料等の配布を行うほか、町が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

## 6 事業所の活動

事業所の防災組織は、次により自主的に救出活動を行う。

- (1) 組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。
- (2) 救出活動用資機材を活用し組織的救助活動に努める。
- (3) 事業所の防災組織は、自主防災組織等と相互に連携し地域における救出活動を行う。
- (4) 自主救出活動が困難な場合は、消防機関、警察等に連絡し早期救出を図る。
- (5) 救出活動を行うときは、可能な限り町や消防機関、警察等と連絡をとり、その指導を受ける。

## 第14節 遺体の搜索・処理・埋葬

災害により行方不明又は死亡者が発生したときは、遺体の搜索、処理、埋葬を的確かつ迅速に実施する。

### 1 実施責任者

- (1) 遺体の搜索、処理及び埋葬は、町長が行う。ただし、災害救助法が適用されたときは、知事の委任に基づき町長が行う。
- (2) 大洲警察署は、遺体の見分、検視を行う。

### 2 行方不明者及び遺体の搜索

#### (1) 行方不明者

ア 行方不明者の届出の受理は、救助部救助班において取り扱う。

届出のあった際は、行方不明者の住所、氏名、年齢、性別、身長、着衣その他必要事項を聴取し、記録する。

イ 届出のあった者については、前号の事項を記載した書面により南予地方局八幡浜支局を通じ県に通知する。ただし、状況により書面をもって通知することが困難な場合は、電話、県防災通信システム等により連絡する。

ウ 搜索は、救助部救助班及び消防団が大洲警察署と協力し、搜索班（救出班）を編成し実施する。また、被災の状況により、自主防災組織、地域住民の協力を得て実施する。

#### (2) 遺体

ア 遺体の搜索は、災害により行方不明になった者のうち、災害規模、被災地域の状況等の事情により、既に死亡していると推定される者について行う。

イ 遺体の搜索活動は、(1)ウの要領により行い、防災関係機関の協力や車両、機械器具の借上げ等可能な限りの手段、方法により、早期収容に努める。

ウ 搜索中に遺体を発見したときは、救助部救助班及び大洲警察署に連絡するとともに、身元確認を行う。

### 3 遺体の検案

#### (1) 検案の実施

遺体の検案は、原則として救護班が死因その他について医学的検査を行うものである。

#### (2) 検案時の措置

遺体の検案は、死亡診断書のほか、洗浄、縫合、消毒等の必要な処置をあわせて行うとともに、検案書を作成する。

#### (3) 遺体の輸送

検案を終えた遺体は、町が指定する遺体収容（安置）所に輸送する。

### 4 遺体の収容、安置

#### (1) 身元確認

ア 身元が確認された遺体は、親族等に引き渡す。

イ 身元不明の遺体は、大洲警察署、地元住民等の協力を得て、遺体の身元引取り人の発見に努

める。

ウ 相当期間引取り人が判明しない身元不明者については、遺体及び所持品等を写真撮影するとともに、人相、所持品、着衣、特徴等を記録し、遺留品を保管する。

(2) 遺体収容（安置）所の開設

ア 救助部救助班は、被害現場付近の寺院、公共建物又は公園等、遺体収容に適切な場所を選定し、遺体収容（安置）所を設置する。ただし、遺体収容のための適切な施設が無いときは、天幕等を設置し、これを開設する。

イ 引取り人が判明しない焼骨は、納骨堂又は寺院に一時保管を依頼し、引取り人が判明次第、当該引取り人に引き継ぐ。

ウ 遺体収容（安置）所の開設にあたっては、納棺用品、ドライアイス等必要材料を確保する。

5 埋・火葬

(1) 遺体について、遺族等の引取り人がない場合又は遺族等が埋・火葬を行うことが困難な場合は、町内火葬場又は近隣市町の協力を得て火葬場を確保し、応急処置として火葬・埋葬を行う。

(2) 無縁の焼骨は、納骨堂に収蔵するほか、墓地に埋葬する。

町内火葬場

施設名	所在地	電話番号
小田斎場 藤華苑	内子町寺村2478—7	(0892) 52—3461

6 県への応援要請

町長は、遺体の搜索、処理、火葬及び埋葬について、町のみで対応できないときは、次の事項を示して県に応援を要請する。

応援要請時の明示事項

- ① 搜索、処理、火葬及び埋葬別とそれぞれの対象人員
- ② 搜索地域
- ③ 埋葬施設の使用可否
- ④ 必要な輸送車両の数
- ⑤ 遺体処理に必要な器材、資材の品目別数量

また、遺体収容（安置）所や遺体検案所が不足する場合には、県に必要な施設の設置を要請する。

7 記録

遺体の搜索、処理及び埋葬を行ったときは、次の書類、帳簿等を整理保管しておくものとする。

- (1) 遺体搜索記録簿
- (2) 遺体処理台帳
- (3) 埋葬台帳
- (4) 遺体搜索、遺体処理及び埋葬関係支払証
- (5) 遺体搜索用機械器具及び燃料等受払簿
- (6) 遺体搜索用機械器具修繕費支払簿

**8 住民及び自主防災組織の活動**

住民及び自主防災組織は、行方不明者についての情報を町や警察に提供するよう努める。

**9 災害救助法に基づく措置基準**

遺体の捜索・処理・埋葬における費用限度額、期間等については、資料編に掲載の「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」のとおりとする。

資料編 ○災害救助法による救助の程度、方法及び期間
---------------------------



## 第15節 食料及び生活必需品等の確保・供給

町は、被災者の食生活を保護するため、食料や被災者のニーズ等に応じた生活必需品等の応急供給を行うとともに、炊き出し等を実施する。

また、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。

さらに、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。

### 1 実施責任者

被災者に対する食料の確保・供給、また生活必需物資の確保・給貸与の実施は、町長が行う。ただし、災害救助法が適用されたときは、知事の委任に基づき町長が行う。

また、町から県への要請に時間を要し、被災地において救難・救助等の応急措置に支障をきたすおそれがあると認められた場合等は、県の判断により、物資等の供給が行われる場合がある。

### 2 供給対象者

#### (1) 食料

- ア 避難所に収容された者
- イ 住家に被害を受けて炊事のできない者
- ウ 旅行者等の帰宅困難者
- エ 住家に被害を受け、一時縁故地等へ避難する者
- オ その他本部長が必要と認める者

#### (2) 生活必需物資等

災害により住家が全壊（焼）、流失、埋没、半壊（焼）又は床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者

### 3 物資の供給

#### (1) 備蓄物資の供給

災害発生当初においては、町が備蓄している物資を必要とする被災者に供給あるいは貸与する。

資料編 ○食料、生活必需品等備蓄状況
--------------------

#### (2) 町内業者、協定締結団体等からの調達

備蓄されていない物資が必要な場合、又は被災者が多数で(1)のみでは不足する場合は、町内の小売販売業者、商工会等に協力を依頼し、食料、生活必需品等を調達し供給を行う。それでも不足する場合は、協定を締結している市町村や団体等に物資の提供を要請する。

資料編	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 四国西南サミット災害時相互応援協定（愛媛県、高知県内13市町村）</li> <li>○ 環境自治体会議災害支援協定（環境自治体会議構成30市町村）</li> <li>○ 災害時における支援協力に関する協定（内子町商工会 商業部会）</li> <li>○ 災害時における応急対策業務の協力に関する協定（えひめ中央農業協同組合）</li> <li>○ 災害時における応急対策業務の協力に関する協定書（（社）愛媛県エルピーガス協会 大洲支部）</li> <li>○ 災害時等における物資供給協力に関する協定書（生活協同組合コープえひめ）</li> </ul>
-----	---

(3) 県への応援要請

町は、必要とする緊急物資を町内で確保することができないときは、次の事項を示して県に調達又は斡旋を要請する。

<p><b>応援要請時の明示事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 調達又は斡旋を必要とする理由</li> <li>② 必要な緊急物資の品目及び数量</li> <li>③ 引き渡しを受ける場所及び引受責任者</li> <li>④ 連絡課及び連絡責任者</li> <li>⑤ 荷役作業員の派遣の必要の有無</li> <li>⑥ その他参考となる事項</li> </ul>
--

4 救援物資集積所

町は、次の施設を町の調達物資及び県等から輸送される救援物資の集積所とし、産業振興部物資調達班を中心とする職員並びに自主防災組織、ボランティアの協力を得て仕分け、配送作業を行う。

**救援物資集積所**

施設名	所在地	電話番号
内子スポーツセンター	内子町五百木192番地	(0893) 43-0136
五十崎体育館	内子町平岡甲682番地1	(0893) 43-1221 (五十崎自治センター)
小田自治センター	内子町寺村251-3	(0893) 52-3117

5 物資の輸送

物資の輸送手段については、本章第8節「緊急輸送活動」に基づき、災害の規模及び発生地域の状況に応じ、陸上輸送、航空輸送の方法により実施する。

また、必要な燃料は、地域別、生産数量及び販売業者予想手持量の把握に努めるとともに、関係機関及び販売業者と連絡を保ち、確保する。特に、役場各庁舎や避難所、病院等、防災対策上特に重要な施設、または、災害応急車両への燃料の安定供給体制の整備に努める。

6 炊き出しの実施

- (1) 炊き出しの必要があるときは、避難所、その他の要所に炊き出しの施設を設け、女性団体、日赤奉仕団、自主防災組織、ボランティア等の応援を求めて実施する。また、状況に応じて学校給食センター、自治センター等の調理設備の整備された施設を利用して行う。
- (2) 災害対策本部において直接炊き出しすることが困難な場合で、販売業者等に注文することが実情に即すと認められるときは、炊き出しの基準等を明示し、業者から購入して配給する。
- (3) 食品衛生

炊き出しにあたっては、常に食品の衛生に心がけ、特に次の点に留意する。

- ア 炊き出し施設には飲料適水を十分供給する。
- イ 供給人員に応じて必要な器具、容器を確保し備え付ける。
- ウ 炊き出し場所には、皿洗い設備及び器具類の消毒ができる設備を設ける。
- エ 供給食品は、防ハエ、その他害虫の駆除に留意する。
- オ 使用原料はできるだけ信用のある業者から仕入れを行い、保管に留意する。

## 7 生活必需物資の給貸与方法

被災者に生活必需品その他の物資を給与又は貸与するときは、冬季、夏季それぞれについて被害の状況、被災人員、被災世帯、構成人員を十分調査のうえ救助物資購入（配分）計画を立て、品名及び数量を決定する。

給与又は貸与を行う生活必需物資の品目は、概ね次のとおりである。

生活必需物資品目例

種別	品目
寝具	毛布、布団、タオルケット
外衣	洋服、作業衣、子供服
肌着	シャツ、パンツ、靴下
身の回り	タオル、手拭、サンダル、傘、使い捨てカイロ
炊事用具	炊飯器、鍋、包丁、カセットコンロ、ガス器具
食器	茶碗、皿、箸、コップ、缶切、哺乳瓶
日用品	石けん、ティッシュペーパー、トイレットペーパー、歯ブラシ、歯磨粉、ウェットティッシュ、トイレ衛生用品（洗剤、消臭剤、タワシ）、ポリ袋（ゴミ袋）、ビニールシート、生理用品、紙おむつ（小児用・大人用）
光熱材料	マッチ、使い捨てライター、ろうそく

## 8 住民及び自主防災組織の活動

- (1) 食料及び生活必需品等の確保は、家庭及び自主防災組織での備蓄並びに住民相互の助け合いによって可能な限りまかなうものとし、これによってまかなえない場合は、町に供給を要請する。
- (2) 自主防災組織は、町が行う緊急援護物資等の供給の配分に協力する。
- (3) 自主防災組織は、必要に応じ炊き出しを行う。

## 9 記録等

### (1) 炊き出しの記録

炊き出しの状況は、場所及び場所別給与人員（朝、昼、夕に区分）を南予地方局八幡浜支局を通じて県に報告するとともに、次の帳簿書類を整理保存しておく。

- ア 炊き出しの受給者名簿
- イ 食料品現品給与額
- ウ 炊き出し、その他による食品給与物受払簿
- エ 炊き出し用物品借用書
- オ 炊き出しの協力者、奉仕者名簿

### (2) 生活必需物資給貸与の記録

災害時の生活必需品等の給与又は貸与物資について記録するため、次の簿冊を整理保存する。

- ア 物資購入（配分）計画表
- イ 物資受払簿

ウ 物資給与及び受領簿

エ 物資購入関係支払証拠書類

オ 備品物資払出証拠書類

#### 10 災害救助法に基づく措置基準

炊き出しその他による食品の給与における費用限度額、期間等については、資料編に掲載の「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」のとおりとする。

資料編 ○災害救助法による救助の程度、方法及び期間
---------------------------

## 第16節 飲料水の確保・供給

災害により飲料水等を確保することができない者に対して飲料水等の供給を行い、被災者の生活を保護する。

### 1 実施責任者

被災者に対する飲料水の供給は、町長が行う。ただし、災害救助法が適用されたときは、知事の委任に基づき町長が行う。

### 2 被害状況の調査、確認

建設部水道班又は建設部公共施設班は、災害発生後に水道施設の被災状況を次により確認し、施設の供給能力、給水の実施が必要な地区等を把握する。

- (1) 本部総合調整室と連携し、住民からの被害情報、避難所となる各施設の被害情報等を収集する。
- (2) 浄水場施設の被害を確認し、稼働状況を考慮のうえ、給水車による運搬給水又は仮設給水栓の設置等給水計画を作成する。

### 3 給水方法

町は、次の方法により飲料水を供給する。

また、それでもなお不足する場合には、県が備蓄している飲料水の供給を南予地方局八幡浜支局に要請する。

#### (1) 備蓄物資の供給

災害発生当初においては、町が備蓄している飲料水を必要とする被災者に供給する。

資料編 ○食料、生活必需品等備蓄状況
--------------------

#### (2) 応急取水施設による給水

水道施設が損壊し、又は飲料水が汚染した場合は、供給人員、範囲等を考慮のうえ、比較的汚染の少ない井戸等を水源に選定し、ろ過消毒を行い、給水車又は容器等により搬送し給水する。

#### (3) 他市町からの搬送給水

復旧が困難で(1)による方法でも不足するときは、他市町から容器等により搬送し給水する。

#### (4) 仮設共用栓の設置

管路に被害がない場合又は仮復旧を行った場合は、仮設共用栓を設置して給水を行う。

#### (5) 給水場所

被災者に対する給水は、避難場所等で行うものとするが、医療機関又は社会福祉施設には優先的に給水を実施する。

### 4 給水施設の応急復旧

給水施設が破壊された場合には、指定給水装置工事事業者の応援を求め、迅速に応急復旧を行う。

なお、災害が大規模で水道施設に甚大な被害を受けた場合には、災害発生後約8日を目途に仮設

共用栓等を設置し、生活に必要な水を供給するよう努める。

その場合の供給水量は1人1日20リットルを目標とし、飲料水の供給期間については、水道施設の応急復旧ができるまでの期間とする。

## 5 広報の実施

建設部公共施設班、産業振興部物資調達班は、応急給水を実施する場合には、給水場所、時間帯、給水方法その他必要事項を広報車、町防災行政無線等により速やかに地域住民に対し広報する。

また、自己努力により飲料水を確保する住民に対し、衛生上の注意についても広報する。

## 6 住民及び自主防災組織の活動

- (1) 災害発生後3日間は、住民自ら貯えた水等により、それぞれ飲料水を確保する。
- (2) 災害発生後4日目から7日目までは、自治会等地域の住民組織による給水及び町の応急給水により飲料水を確保する。
- (3) 地域内の井戸、湧水等を活用し、飲料水の確保に努める。この場合は、特に衛生上の注意を払う。
- (4) 町が実施する応急給水に協力し、飲料水の運搬、配分を行う。

## 7 応援の要請

町は、町内で飲料水の供給を実施することができないときは、次の事項を示し南予地方局八幡浜支局を通じ県に調達斡旋を要請する。

### 応援要請時の明示事項

- ① 給水を必要とする人員
- ② 給水を必要とする期間及び給水量
- ③ 給水する場所
- ④ 必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量
- ⑤ 給水車両のみ借上げの場合はその必要台数

また、協定を締結している事業者に、地域貢献型自動販売機の機内在庫の製品の提供及び物資供給の支援を要請する。

さらに、協定締結市町村や団体等に対して、協定に基づき支援を要請する。

- |                   |  |
|-------------------|--|
| <p><b>資料編</b></p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 四国西南サミット災害時相互応援協定（愛媛県、高知県内13市町村）</li> <li>○ 環境自治体会議災害支援協定（環境自治体会議構成30市町村）</li> <li>○ 災害時における支援協力に関する協定（内子町商工会 商業部会）</li> <li>○ 災害時における応急対策業務の協力に関する協定（えひめ中央農業協同組合）</li> <li>○ 災害時における救援物資提供に関する協定書（四国コカ・コーラボトリング（株））</li> <li>○ 災害支援協力に関する協定（愛媛ゴルフ（株））</li> </ul> |
|-------------------|--|

## 8 記録等

飲料水の供給等を行ったときは、次の書類、帳簿を整理保存しておかなければならない。

- (1) 飲料水供給記録簿
- (2) 給水用機械器具、燃料及び浄水用薬品資材受払簿
- (3) 給水用機械器具修繕簿

9 災害救助法に基づく措置基準

飲料水の供給における費用限度額、期間等については、資料編に掲載の「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」のとおりとする。

資料編 ○災害救助法による救助の程度、方法及び期間
---------------------------

## 第17節 医療救護活動

災害のため、医療機関が混乱し、被災地の住民が医療を必要とする状態にもかかわらず医療の途を失った場合に、医療機関、愛媛県医師会等と緊密に連携し、被害の状況に応じた適切な医療（助産を含む。以下同じ。）救護を行う。

### 1 実施責任者

被災者に対する医療救護は、町長が行う。なお、町のみでは実施が困難なときは隣接市町、県、愛媛県医師会その他の医療機関の応援により行う。ただし、災害救助法が適用されたときは、県知事が実施する。

### 2 医療救護活動の実施方針

- (1) 医療救護活動の実施にあたっては、死亡者を一人でも少なくすることを最優先し、トリアージの実施等により効率的な活動に努める。
- (2) 町、県、日本赤十字社愛媛県支部、愛媛県医師会等、公的医療機関及び独立行政法人国立病院機構は、医療救護活動要領等に基づき、緊密な連携のもと災害の状況に応じ適切な医療救護を行う。
- (3) 町は、町内における医療救護を行うため、救護所を設置し、また、救護病院等に傷病者を収容する。
- (4) 県及び災害医療コーディネータは、医療施設の被害状況や医薬品等医療資機材の需給状況等の情報を収集・提供し、町の医療救護活動について広域的な調整を行う。
- (5) 八幡浜保健所は、被災地域における医療救護支援の拠点として、災害医療コーディネータと密接に連携し、地域の関係機関との調整を行う。
- (6) 町及び県は、災害により在宅医療等の継続が困難になる難病患者等に対する医療の確保に努める。
- (7) 医療救護活動の実施にあたっては、被災者のメンタルヘルスに配慮する。

### 3 情報の収集・提供

町は、消防機関、警察、医療機関等と連携して、次の事項について情報を収集し、県等への情報提供に努める。

- (1) 医療施設の被害状況、診療機能の確保状況
- (2) 避難所、救護所の設置状況
- (3) 避難所、救護所における医療ニーズ
- (4) 医薬品等医療資機材の需給状況
- (5) 医療施設、救護所等への交通状況
- (6) その他参考となる事項

### 4 町の医療救護活動

- (1) 医療救護体制の確立

ア 救護所開設予定施設及び救護病院の被災状況を調査するとともに、医薬品等の調達の実施などにより医療救護体制を確立する。



イ 被災により救護病院の機能が失われたときは、必要に応じて近隣市町の医療施設を救護病院として選定する。

**資料編 ○ 医療機関一覧**

(2) 救護所の設置

町は、大規模な災害が発生した場合には、次の施設から救護所開設予定施設を速やかに決定し、住民に周知する。

- ア 避難所
- イ 被災地の中心点
- ウ その他町長が指示する場所

(3) 救護班の編成

救護病院の医師等により救護班を編成し、救護所において医療救護活動を実施する。

(4) 喜多医師会への派遣要請

町の救護班のみでは、迅速かつ適切な医療救護の実施が困難な場合は、愛媛県医師会等と災害時の医療救護活動について締結した協定（以下「災害時の医療救護に関する協定」という。）に基づき救護班の派遣を要請し、救護班を確保する。

町の救護班のみでは、応急対策に不足を生じる場合又は医療機関の被害等によりその機能が著しく減少した場合は、愛媛県医師会と締結した「災害時の医療救護に関する協定」に基づき医師会の派遣を要請し、喜多医師会の派遣を受ける。

その場合、次の事項を明示する。

**派遣要請時の明記事項**

- |               |            |
|---------------|------------|
| ① 災害発生の日時及び場所 | ④ 派遣を要する班数 |
| ② 災害の原因及び状況   | ⑤ 救護班の派遣期間 |
| ③ 救護班の派遣先の場所  | ⑥ その他必要な事項 |

- 資料編**
- 災害時の医療救護に関する協定（(社)愛媛県医師会）
  - 災害時の医療救護に関する協定（(社)愛媛県歯科医師会）
  - 災害時の医療救護に関する協定（(社)愛媛県薬剤師会）
  - 災害時の医療救護に関する協定（(社)愛媛県看護協会）

(5) 救護所における活動

ア 救護所での医療活動は、町の指揮の下で救護班が実施する。災害発生直後は、大量の傷病者に対して限られた医療資源により救護にあたる必要があるため、傷病者のトリアージ、応急措置、重症者の搬送の指示・手配等を重点的に行う。

イ 救護班は、救護所において次の業務を行う。

- (ア) 傷病者の傷病の程度判定
- (イ) 重症者の応急手当及び中等症者に対する処置
- (ウ) 後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (エ) 転送困難な傷病者及び避難所等における軽症者に対する医療

- (オ) 助産活動
  - (カ) 遺体の検案
  - (キ) 医療救護活動の記録及び災害対策本部への収容状況等の報告
- (6) 町内医療機関の活動
- ア 施設・設備の被災状況、医薬品等の確保状況等を調査し、診療機能の確認を行う。必要に応じ、被害の応急修復を実施するとともに、ライフライン事業者等に応急復旧の要請を行う。
  - イ 被災により既存入院患者等の治療継続が困難であるときは、患者受入れ医療機関及び移送手段の確保に努めるとともに、必要に応じて県及び他市町に支援を要請する。
  - ウ 町からの救護班の派遣要請を受けて、又は通信の遮断等の際は自らの判断により、参集可能なスタッフによる救護班を編成し、町が設置する救護所へ派遣する。
  - エ 自らの施設で診療を行う場合は、救護所や他の医療機関で対処できない患者を受け入れ、治療に当たる。
- (7) 救護病院等の活動
- ア 救護所へ救護班を派遣する。
  - イ 救護所の医療で対応できない重症者及び中等症者を受け入れ、次の活動を行う。
    - (ア) 重症者及び中等症者の収容と処置
    - (イ) 助産
    - (ウ) 遺体の検案
    - (エ) 医療救護活動の記録及び災害対策本部への収容状況等の報告
    - (オ) 災害(基幹)拠点病院への患者移送手配
    - (カ) その他必要な活動
  - ウ 救護病院等のうち災害医療コーディネータの設置病院は、災害医療コーディネータと一体的に地域内の医療救護の調整を行い、実施する。

## 5 負傷者の搬送

- (1) 被災現場から救護所への負傷者の搬送は、救急車により行うものとするが、状況により町有車両等を活用して行う。救護所が設置されていない被災初期の段階においては、現場周辺の医療機関へ搬送する。
- (2) 道路が寸断されている場合、緊急を要する負傷者、また救護病院等では処置が困難な重症者等が発生した場合は、県に県消防防災ヘリコプターの出動を要請し、又は県を通じて自衛隊の災害派遣要請を求める。
- (3) 救護所・救護病院等における傷病者の収容状況等を把握するため、必要に応じて職員を配置する。また、救護所・救護病院等が効果的に機能するよう、必要な調整を行う。

## 6 医療資機材等の確保

医療の実施に必要な医療資機材は、原則として町内医療機関に備蓄されているものを使用し、不足する場合には医療機関を通じ業者から調達する。ただし、町内で調達不能な場合は、八幡浜保健所及び県に要請し、確保する。

## 7 県への応援要請

- (1) 救護所・救護病院等から、輸血用血液の調達・斡旋の要請を受けたときは、八幡浜保健所を通

じて県に調達・斡旋を要請する。

- (2) 救護所・救護病院等において医療救護活動に従事する医師等が不足したときは、次の事項を示し、八幡浜保健所や医療コーディネータを通じて県に救護班の派遣を要請する。

— 応援要請時の明示事項 —

- ① 派遣を必要とする人員（内科、外科、助産等別人員）
- ② 必要な救護班数
- ③ 医療救護活動を必要とする期間
- ④ 派遣場所
- ⑤ その他必要事項

## 8 協定締結市町村への応援要請

負傷者が多数にのぼり、救援・医療の人材が不足する場合は、協定締結市町村に対して、必要な技術をもつ職員の派遣を要請する。

- 資料編** ○ 四国西南サミット災害時相互応援協定（愛媛県、高知県内13市町村）  
○ 環境自治体会議災害支援協定（環境自治体会議構成30市町村）

## 9 住民及び自主防災組織の活動

- (1) 軽症者については、家庭又は自主防災組織であらかじめ準備した医療救護資機材を用いて処置する。
- (2) 傷病者を最寄りの救護所又は救護病院等に搬送する。

## 10 記録等

医療を実施した場合に整備する記録等は、次のとおりとする。

- (1) 医療助産券交付簿
- (2) 救護班診療記録
- (3) 救護班医薬品、衛生材料使用簿
- (4) 救護班の編成及び活動記録
- (5) 医薬品、衛生材料使用簿
- (6) 医療品、衛生材料使用簿
- (7) 医薬品、衛生材料購入関係支払証拠書類
- (8) 助産台帳
- (9) 助産関係支払証拠書類

## 11 災害救助法に基づく措置基準

医療及び助産の実施における費用限度額、期間等については、資料編に掲載の「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」のとおりとする。

- 資料編** ○ 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

## 第18節 防疫・衛生活動

災害の発生に伴う感染症の発生と流行を未然に防止するため、迅速かつ的確な防疫活動を実施するとともに、被災者の心身の健康保持に努める。

また、被災地における感染症の発生等環境悪化を防ぐため、町は、県と連携して食品の衛生管理等を行う。

### 1 実施体制

災害に伴う被災地の防疫は、知事又は八幡浜保健所長の指示、指導により町が実施するが、町のみで実施できないときは、県又は他の市町の応援を要請して行う。

### 2 防疫活動の実施

#### (1) 防疫班の編成

防疫業務を実施するため、救助部防疫班を中心とした職員により防疫班を編成し行う。人員が不足する場合には、臨時に作業員を雇い上げ、又は隣接市町、県（八幡浜保健所）へ応援要請を行い実施する。

その際必要な薬品等は、町の備蓄のほか、業者から調達する。

#### (2) 浸水地域の優先処理

浸水地域においては、他の箇所に優先して被災後速やかに状況に応じた防疫活動を行う。

#### (3) 避難所の防疫措置

ア 防疫班は、避難所開設後直ちにトイレ、ごみ置場等の要消毒場所の消毒を行い、以後適宜消毒を実施する。

イ トイレの衛生対策を次により実施する。

(ア) 手を洗うための消毒用アルコール、逆性石けんの備えつけ

(イ) 生理用品の備えつけ

(ウ) 乳幼児用・介護用紙おむつの確保

#### (4) 感染症発生時等の措置

町は、災害発生時において感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、本節において「法」という。）の規定に基づき、県の指導・指示に従って次の措置を実施する。

ア 感染症の病原体に汚染された場所の消毒（法第27条）

町は、感染症の病原体の性質その他の事情を勘案し、また消毒を行う者の安全並びに地域住民の健康及び環境への影響に留意して、次に定める場所を消毒する。

(ア) 感染症の患者がいる場所又はいた場所

(イ) 感染症により死亡した者の死体がある場所又はあった場所

(ウ) 感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いのある場所

イ ねずみ族、昆虫等の駆除（法第28条）

対象区域の状況、ねずみ族又は昆虫等の性質その他の事情を勘案し、また駆除を行う者の安全並びに地域住民の健康及び環境への影響に留意して、駆除を実施する。

**ウ 物件に係る措置 (法第29条)**

感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣料、寝具その他の物件について、対象物件の状況、感染症の病原体の性質その他の事情を勘案し、また消毒等を行う者の安全並びに地域住民の健康及び環境への影響に留意して、次により必要な措置を実施する。

(ア) 消毒にあつては、消毒薬、熱水消毒、煮沸消毒等により行うこと。

(イ) 廃棄にあつては、消毒、次の(ウ)に規定する滅菌その他の感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な処理をした後に行うこと。

(ウ) 物件措置としての滅菌にあつては、高圧蒸気滅菌、乾熱滅菌、火炎滅菌、化学滅菌、ろ過滅菌等により行うこと。

**エ 生活用水の供給 (法第31条)**

知事において、一定の期間、感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある生活の用に供される水の使用又は給水を制限し、又は禁止すべきことを命じたときは、町は、当該期間中、知事の指示に従い、生活の用に供される水の使用に対して、生活の用に供される水を供給する。

**(5) 飲料水の消毒及び衛生指導**

給水を行う飲料水については、検査・消毒を実施し、特に住民が井戸水等を使用する場合には、塩素剤等で消毒するよう周知させる。

**(6) 疫学調査及び健康診断への協力**

町は、住民の避難場所、冠水地域その他衛生条件が悪い地域を詳細に八幡浜保健所に報告し、八幡浜保健所が実施する疫学調査及びその結果に基づく健康診断に協力する。

**(7) 塵芥、し尿等の処理**

塵芥、汚泥等を仮集積場及び分別所を経て埋立又は焼却するとともに、し尿の処理に万全を期す。

**3 巡回健康相談の実施**

八幡浜保健所と協力して保健師等による巡回健康相談を実施し、避難所等における住民の健康状態を把握するとともに、感染症予防に係る指導と広報を行う。また、避難所の管理者等を通じて住民に自治組織の編成を指導し、その協力を得て健康管理等の徹底を図る。

**4 県への応援要請**

- (1) 防疫薬剤、資機材等が不足したときは、卸売業者等から調達するほか、県に対し調達を要請する。
- (2) 甚大な被害により防疫機能が著しく阻害され、町が行うべき防疫業務が実施できないとき、又は不十分であるときは、県に応援を要請する。

**5 県への報告**

感染症の発生状況及び防疫活動の状況を随時、県（八幡浜保健所）に報告する。

**6 食品衛生活動**

救助部防疫班は、八幡浜保健所の指示、指導のもとに、概ね次のような活動を行う。

- (1) 臨時給食施設（避難所の炊き出し施設等）の設置状況等について、県への情報提供
- (2) 飲料水の簡易検査

- (3) 冠水した食品関係業者の指導
- (4) 消毒薬等必要物資の配布
- (5) その他食料品に起因する危害発生の防止

## 7 住民の活動

住民は、町及び八幡浜保健所の指導を受けながら、食料品の汚染、腐敗、感染症の発生等の予防のため、次の活動を行う。

- (1) 住宅内の汚物の清掃、消毒等の実施
- (2) 避難所等における衛生状態保持
- (3) 手洗い、消毒の励行及び食器、器具の消毒
- (4) 食品関係業者の自主管理の強化

## 8 記録

防疫活動を行った場合は、次の書類、帳簿等を整備しておく。

- (1) 被害状況報告書
- (2) 防疫活動状況報告書
- (3) 検病調査及び健康診断状況記録簿
- (4) ねずみ族・昆虫駆除に関する書類
- (5) 家庭用水の供給に関する書類
- (6) 防疫薬品資材受払簿
- (7) 防疫関係支払証拠書類及び備蓄薬品払出し証拠書類
- (8) 防疫関係機械器具修繕支払簿

## 第19節 保健衛生活動

町は、災害に伴う被災者の健康管理を行うため、県と協力して保健衛生活動を行う。

### 1 保健衛生活動に必要な情報の収集・共有化

町は、県による避難所等の被災者の保健衛生活動の適切な実施のため、避難所等の衛生状況を要求に応じて速やかに報告する。なお、町が被災状況により、自ら情報収集ができない場合には、県が保健所と協力して情報収集を行う。

### 2 被災者等への保健衛生活動

- (1) 町は、愛媛県災害時保健衛生活動マニュアル等を活用し、公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等により、被災者のニーズ等に的確に対応した保健衛生活動を行う。
- (2) 被害が甚大で避難生活が長期化する場合や避難所が多数設置されている場合等、被災者等の保健衛生活動を計画的・組織的に行うことが必要と見込まれる場合には、被災者等の保健衛生活動のための計画を策定し計画的な対応を行う。

### 3 保健師等の応援・派遣受入

- (1) 町は、被災者等への保健衛生活動に際し、管下の保健師等のみによる対応が困難であると認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の規定により、その他の都道府県・市町村に保健師等の派遣を要請する。
- (2) 県は、被災者等の保健衛生活動に際し、管下の保健師等のみによる対応が困難であると認めるときは、必要に応じ、厚生労働省健康局に公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等の他の自治体の職員の派遣についてあっせんを要請する。

## 第20節 廃棄物等の処理

被災地域の環境衛生の万全を図るため、ごみの収集処理、し尿の汲取処分、がれき処理等を適切に行う。

### 1 し尿処理・清掃活動体制の確保

- (1) 近隣市町及び廃棄物関係団体等と調整し、災害時の相互協力体制を整備する。
- (2) 仮設トイレやその管理に必要な消臭剤、脱臭剤等の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。
- (3) 清掃及び防疫のための資機材の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。
- (4) 一般廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材の備蓄を行うとともに、収集車両や機器等を常時整備し、緊急出動できる体制を整備する。
- (5) 生活ごみや災害によって生じた災害廃棄物の一時保管場所である仮集積場所及び仮置場の配置計画、し尿、生活ごみ及び災害廃棄物の広域的な処理・処分計画を作成すること等により、災害時における応急体制を確保する。

### 2 下水処理・し尿処理の実施

- (1) 被害状況の把握
 

下水道施設の総点検を実施し、被災状況を速やかに県に連絡する。
- (2) 住民への広報
 

下水道施設の普及地域においては、下水道施設の被災状況を把握できるまでは、住民に水洗トイレの使用を控え、仮設トイレ等で処理するよう広報を行う。
- (3) 下水道施設等の応急復旧
 

ア 速やかに下水道施設、し尿処理施設の応急復旧に努めるものとし、住民に対して素掘り、仮設トイレ等で処理するよう指導する。

イ 下水道施設の復旧支援を必要とする場合には、速やかに県に連絡する。
- (4) し尿の収集
 

し尿の収集は、処理・処分計画に基づき、許可業者の協力を求めて速やかに収集する。
- (5) し尿の処理
 

し尿は、下水道施設の普及地区においては、内子町浄化センターにおいて処理する。その他の地区においては、大洲喜多衛生事務組合において処理する。町内で処理できない場合は、県及び他の市町村に応援を要請する。

#### し尿処理施設

施設名	所在地	電話番号	処理能力
内子町浄化センター	内子町知清100	(0893) 44—2459	4,200K/m <sup>3</sup> /日
大洲喜多衛生事務組合	大洲市米津乙1番の2	(0893) 26—0200	100k1/日

### (6) 仮設トイレの設置

下水道施設等が被災した場合は、直ちに仮設トイレを調達し、避難収容施設等に設置する。町



内で調達が困難な場合は、県に応援を要請する。

設置する際には、漏えい等により地下水を汚染しない場所に設定し、また、撤去にあたっては、消毒実施後、埋没する等の処理を行う。

なお、仮設トイレの設置については、要配慮者に配慮する。

(7) 住民及び自主防災組織の活動

ア 水洗トイレは町からの連絡があるまでは使用しないこととし、下水道施設の被災を発見したときは、町に連絡するとともに、町からの指示に従う。

イ 自主防災組織を中心に仮設トイレの建設、消毒、管理を行う。

3 生活系ごみ処理の実施

(1) 清掃班の編成

清掃作業を効果的に実施するため、清掃班を編成するなど収集・処理体制を確保する。

(2) 収集運搬

町内に数箇所のごみ集積場所を定め収集車等により、収集運搬する。なお、収集にあたっては、災害廃棄物の分別収集の徹底を被災住民に広報等を行い、ごみ収集を行う。

ア 速やかに収集方法、仮集積場所及び収集日時を定めて住民に広報する。

イ 住民によって集められた仮集積場所のごみを管理し、できるだけ速やかに次の施設に運搬処理する。なお、可能な限りリサイクルに努める。

ウ 消毒、防臭用の薬剤及びごみ袋等を住民に配布するとともに、特に腐敗しやすいごみについては、他と分離し優先的に処理し、又は処理するように指導・広報する。

エ 収集・処理に必要な資機材及び人員が不足する場合は、県に応援を要請する。

ごみ処理施設

施設名	所在地	電話番号	処理能力
内子町クリーンセンター	内子町五百木297他	(0893) 44-4574	21 t / 日

(3) 住民及び自主防災組織の活動

住民は、自主防災組織を中心として、町によるごみの収集及び処分が可能になるまでの間、次の対応をとることとする。

ア 可燃物等自分で処理できるものは努めて処理し、自分で処理できないものは、指定された最寄りの仮置場へ搬出する。

イ 地域ごとに住民が搬出するごみの仮置場を設定し、住民に周知する。

ウ 自主防災組織の清掃班を中心として、仮置場のごみの整理、流出の防止等の管理を行う。

エ 仮置場のごみは、町が定めた日時に仮集積場所へ搬出する。

4 処理施設の応急復旧

処理施設の被害による処理能力の低下を最小限にとどめるため、迅速な復旧体制方法について別に定めておくものとする。

5 災害廃棄物がれき処理対策

(1) 危険物、通行上支障がある物等を優先的に収集・運搬する。

また、選別・保管・焼却のできる仮集積場所の十分な確保を図るとともに、最終処分までの処理ルート確保を図る。

- (2) 損壊した建築物の残骸等持ち運びの困難な物を、仮集積場所及び処理場に運搬する。
- (3) 応急活動後は、処理・処分の進捗状況を踏まえ、がれきの破碎・分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図る。

また、アスベスト等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の規定に従い、適正な処理を推進する。

## 第21節 障害物の除去

災害に際して、全半壊家屋、土砂、立木等の障害物が日常生活に欠くことができない場所及び道路の機能上支障をきたす場所にある場合は、速やかにこれを除去し、被災者の日常生活と交通路の確保を図る。

### 1 実施主体

被災地における住宅関係障害物の除去は、町長（建設部土木班）が行う。ただし、災害救助法が適用されたときは、知事の委任に基づき町長が行う。

なお、道路、河川等の各種公共土木施設に生じた障害物は、県等の協力を得ながら、障害物の除去に必要な人員、資機材等の確保に努めるとともに、その管理者が障害物の除去を行う。

### 2 道路上の障害物の除去

道路管理者は、管理する道路について、路上障害物の有無も含めて、早急に被災状況等の把握に努め、道路上における著しく大きな障害物等の除去について、状況に応じて大洲警察署、消防機関、大洲土木事務所と協力して必要な措置を行うものとする。

なお、除去に当たって優先的に障害物を除去すべき道路は、次の順位を基準とする。

- (1) 地域住民の生命の安全を確保するために重要な道路（例：避難路）
- (2) 災害の拡大防止上重要な道路（例：延焼防止のために、防御線をはる道路）
- (3) 緊急輸送を行ううえで重要な道路
- (4) その他応急対策活動上重要な道路

### 3 河川の障害物の除去

河川管理者は、管理する河川について、障害物の有無も含めて、早急に被災状況等の把握に努め、水防のための緊急の必要があるときは、水防管理者（町長）、大洲地区広域消防事務組合消防本部消防長及び消防団長は、支障となる工作物その他障害物を処分する措置をとる。

### 4 住宅の障害物の除去

災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去は、次に該当する場合に行う。

- (1) 当面の日常生活が営み得ない状態にある場合
- (2) 居間、炊事場等日常生活に欠くことのできない場所に障害物が運ばれているか、又は屋敷内に運び込まれているため、家の出入りが困難な状態にある場合
- (3) 自らの資力をもっては、障害物の除去ができない場合
- (4) 住家が半壊又は床上浸水を受けた場合
- (5) 応急措置の障害になるもので緊急を要する場合

### 5 障害物の集積場所の確保

除去した障害物は、交通に支障のない、また住民の日常生活に支障のない公有地を選定し集積するものとするが、適当な場所がないときは、所有者の承認を得て私有地を使用する。その際には、後日問題が起こらないよう所有者との間で十分協議する。

## 6 応援の要請

町のみでは障害物除去の実施が困難な場合には、県及び隣接市町に協力を要請する。

## 7 記録等

障害物の除去を実施したときは、次の書類、帳簿等を整理保管しておく。

- (1) 障害物除去の状況記録
- (2) 障害物除去費支出関係証拠書類
- (3) 障害物除去用機械器具修繕費支払簿

## 8 災害救助法に基づく措置基準

障害物の除去における費用限度額、期間等については、資料編に掲載の「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」のとおりとする。

資料編 ○災害救助法による救助の程度、方法及び期間
---------------------------

## 第22節 動物の管理

災害の発生に伴う動物の適正な飼養及び保管を行い、動物の保護及び危害防止又は死亡した獣畜の衛生的な処理に努める。

### 1 町、県、住民の活動

災害の発生に伴う動物の適正な飼養及び保管は、その所有者又は占有者が行うべきものであるが、町は県又は住民と協力して動物の保護及び危害防止に努める。

区 分	活 動 内 容
町	(1) 被災動物の把握 (2) 飼養されている動物に対する餌の配布 (3) 危険動物の逸走対策 (4) 被災動物の一時収容、応急処置、保管、避難所における家庭動物のためのスペースの確保 (5) 被災動物救護センターの設置場所の斡旋 (6) 被災動物によるこう傷事故、危害防止の啓発 (7) 災害死した動物の処理 (8) その他動物に関する相談等
県	(1) 被災動物の広域的な把握 (2) 被災動物の一時収容、応急処置、保管 (3) 所有者及び里親探しの情報提供 (4) 市町等関係機関との連絡調整 (5) 被災動物救護センターの設置 (6) 被災動物によるこう傷事故、危害防止の啓発 (7) 愛媛県獣医師会へ負傷動物治療の協力依頼 (8) 災害死した動物の処理 (9) 動物用医薬品、動物用品等の確保及び配布 (10) ボランティアの確保、把握 (11) その他動物に関する相談等
住民・民間	(1) 被災動物の一時保護、応急処置、通報 (2) ボランティア獣医師による負傷動物の治療 (3) 危険動物の逸走対策 (4) ボランティアによる被災動物救護センターの管理、運営 (5) その他行政への協力

### 2 死亡獣畜・家きんの処理

災害の発生に伴って死亡した獣畜（牛、馬、豚等）及び家きんの処理は、原則として飼養者等が行うものとし、これが困難な場合には、町は県と協力体制を確立し、衛生的処理に努める。

#### (1) 町の活動

ア 飼養者等からの要請があったときは、処分方法を指導し、処理場所の確保について近隣住民へ協力を依頼する。

イ 処理場所の確保について、町のみで対応できないときは、県に協力を要請する。

(2) 県の活動

- ア 町からの要請があったときは、埋却及び焼却処理の処分方法を指導する。
- イ 町からの要請があったときは、死亡した獣畜及び家きんの処理について近隣市町及び近隣県へ協力を依頼する。
- ウ 八幡浜保健所長は、飼養者等から申請があったときは、処理場所が公衆衛生上適当かどうかを判断し、埋却及び焼却処理の許可（家きんの処理については、許可は不要）を与え、処理方法及び公衆衛生上必要な措置について指導する。

(3) 飼養者等の活動

- ア 処理場所を確保し、獣畜の処理については、八幡浜保健所長の許可を受ける。
- イ 処理場所を確保できないときは、町へ協力を要請する。
- ウ 処理方法及び公衆衛生上必要な措置について八幡浜保健所、町の指導を受け、適正に処理する。

## 第23節 応急住宅対策

災害により住宅を失い、又は破損等のため居住することができなくなり、自己の資力では住宅を得ることができない者を収容するための応急仮設住宅の設置、及び自己の資力では応急修理することができない者に対する住宅対策を実施する。

### 1 実施体制

被災者に対する応急仮設住宅及び応急修理の計画の樹立と実施は、町長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の建設は知事が行い、住宅の応急修理については、知事の委任に基づき町長が行う。

### 2 被害状況の把握

災害救助法の適用のための調査結果等を活用し、被災状況や全壊戸数、避難所生活世帯等を把握する。

### 3 体制の整備

町（建設部土木班）は、把握した被害状況に基づき、応急住宅対策に関する体制を整備する。

### 4 応急仮設住宅の建設

#### (1) 建設用地の選定

建設用地は、災害の状況に応じて町有地の中から選定する。選定が困難な場合は、所有者の了解を得て私有地に建設する。

学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

#### (2) 建設方法

ア 町内建設業者の協力を得て建設する。この場合において、被災者に関する世帯人員数や要配慮者に配慮した仕様の設定及び設計を行う。

イ 建設を県から委任された場合は、県が協定を締結している（一社）プレハブ建築協会及び（一社）全国木造建設事業協会の協力を得て建設する。

#### (3) 応急住宅の入居者の認定

ア 避難所生活世帯に対する入居意向調査等を実施する。

イ 入居者の認定を町長が行うこととされた場合は、自らの資力では住宅を確保できない者のうち、被災者の特性や実態を踏まえ、要配慮者にも十分に配慮しながら認定し入居させる。

#### (4) 応急住宅の管理

ア 住宅使用契約書と住宅台帳を作成し、応急住宅の入退去手続き・維持管理を行う。また、各応急住宅ごとに入居者名簿を作成する。

イ 入居者調査や巡回相談等を実施し、応急住宅での生活に問題が発生しないよう努める。

#### (5) 応急住宅の運営管理

各応急住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるもとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

## 5 応急的な住宅の確保

### (1) 町営住宅

#### ア 入居可能な町営住宅の確保

町は、速やかに入居可能な町営住宅の把握に努める。

#### イ 町営住宅への入居

町は、内子町営住宅条例（平成17年条例第24号）第4条第1号の規定に基づき、入居可能な町営住宅に被災者が応急住宅として入居を希望した場合に入居を認めるものとする。

### (2) 民間賃貸住宅

#### ア 入居可能な民間賃貸住宅の把握

町は、入居可能な民間賃貸住宅の情報収集、被災者への住宅情報等について、宅地建物取引業団体へ協力要請を行い、応急住宅の円滑な供給、早期確保に努める。

#### イ 民間賃貸住宅の借上げ

町は、状況に応じて民間賃貸住宅の居室の借上げを実施し、被災者を入居させる。

## 6 住宅の応急修理

(1) 建築業関係団体の協力を得て、住宅が半壊又は半焼した者のうち、自ら資力をもっては住宅の応急修理を実施できない者に対し、居室、炊事場及び便所等最小限度の日常生活を維持するために欠くことのできない部分について応急修理を行う。

(2) 町は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携し、被災しながらも応急対策をとれば居住を継続できる住宅の応急修繕を実施する。

## 7 県に対する建築資機材及び建築業者等の調達、斡旋要請

(1) 町長は、応急仮設住宅及び住宅の応急修理に必要な建築業者が不足し、又は建築資機材を調達できない場合は、次の事項を示して県に斡旋又は調達を要請する。

#### ア 応急仮設住宅の場合

- (ア) 被害戸数（全焼、全壊、流出）
- (イ) 設置を必要とする住宅の戸数
- (ウ) 調達を必要とする資機材の品名及び数量
- (エ) 派遣を必要とする建築業者数
- (オ) 連絡責任者
- (カ) その他参考となる事項

#### イ 住宅応急修理の場合

- (ア) 被害戸数（半焼、半壊）
- (イ) 修理を必要とする住宅の戸数
- (ウ) 修理を必要とする資機材の品目及び数量
- (エ) 派遣を必要とする建築業者数
- (オ) 連絡責任者
- (カ) その他参考となる事項

(2) 町は、住民が自力で実施する住宅の応急復旧を促進するため、町の地域において建築業者又は建築資機材の供給が不足する場合についても、県に斡旋又は調達を要請する。



## 8 住居等に流入した土石等障害物の除去

住宅等に流入した土石等障害物のため、日常生活に著しい支障を及ぼしている者に対し、必要な救援活動を行う。なお、町長は、町のみでは対応できないときは、次の事項を示して県に応援を要請する。

- (1) 除去を必要とする住家戸数（半壊、床上浸水別）
- (2) 除去に必要な人員
- (3) 除去に必要な期間
- (4) 除去に必要な機械器具の品目別数量
- (5) 除去した障害物の集積場所の有無

## 9 建築相談窓口の設置

建設部土木班は建築相談窓口を設け、住宅の応急復旧の技術指導及び融資制度の利用等について相談に応ずる。

## 10 記録等

応急仮設住宅を設置し、被災者を入居させたときは、次の帳簿等を整備し、保管する。

- (1) 応急仮設住宅入居者台帳
- (2) 応急仮設住宅用敷地貸借契約書
- (3) 応急仮設住宅建築のための原材料購入契約書、工事契約書、その他設計書、仕様書等
- (4) 応急仮設住宅建築のための工事代金支払証拠資料

### 11 災害救助法に基づく措置基準

応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理における費用限度額、期間等については、資料編に掲載の「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」のとおりとする。

資料編 ○災害救助法による救助の程度、方法及び期間
---------------------------

## 第24節 要配慮者に対する支援活動

町は、自主防災組織など地域住民の協力を得て、避難行動要支援者の避難誘導に努めるとともに、要配慮者一人ひとりの状況に応じた福祉サービスの提供等の援助活動を行う。

特に、避難行動要支援者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。

### 1 要配慮者の把握

災害が発生した場合、町は災害時の避難等一連の行動に対してハンディキャップを負う要配慮者に配慮する必要がある。要配慮者は、独居高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等が考えられるが、本町においても年々人口の高齢化が進みつつあり、対策の重要性が増しつつある。

このため、町は、災害発生後、直ちに在宅サービス利用者、独居高齢者、障害者の名簿を利用又は自主防災組織と連絡を行うなどして居宅に取り残された要配慮者の把握を行い、要配慮者の災害時における早期発見と安全確保を図る。

なお、把握にあたっては、要配慮者のプライバシーについて十分に配慮する。

### 2 避難行動要支援者の避難誘導

町は、あらかじめ作成した避難行動要支援者一人ひとりの避難支援プランに基づき、災害発生直後、速やかに避難誘導を行うほか、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。

また、民間賃貸住宅や旅館、民宿等を避難所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努めるほか、プライバシーの確保や男女のニーズの違い等にも配慮する。

### 3 避難所等への移送

(1) 町は、要配慮者を発見した場合は、速やかに負傷者の有無や周囲の状況等を総合的に判断して、次の措置を講じる。

なお、避難所へ移動した要配慮者については、その状況を把握し、適切な福祉サービスの提供に努める。

ア 避難所への移動

イ 病院への移送

ウ 施設等への緊急入所

(2) 災害により、避難所に収容が必要な事態となった場合で、一般の避難者との共同生活が困難な介護を必要とする者については、次の施設を福祉避難所として開設し、内子町社会福祉協議会、ヘルパー、ボランティア等の協力を得て介護を行う。

#### 指定福祉避難所一覧

地区	施設名	所在地	電話番号
内子地区	特別養護老人ホーム「みどり苑」	内子町立山4740	(0893) 45-0141

五十崎地区	特別養護老人ホーム「神南荘」	内子町五十崎甲881	(0893) 43—1901
小田地区	特別養護老人ホーム「緑風荘」	内子町小田149—1	(0892) 52—3101

#### 4 応急仮設住宅への優先的入居

町は、応急仮設住宅への収容にあたり、要配慮者の優先的入居に努める。

#### 5 在宅者への支援

町は、在宅での生活が可能と判断された要配慮者ややむを得ず避難所に滞在することができない要配慮者の生活実態を的確に把握し、次のとおり在宅福祉サービス等、被災障害者に対する援助を適宜提供する。

- (1) 災害により補装具を亡失又は毀損したものに対する修理又は交付
- (2) 被災障害者の更生相談

#### 6 応援依頼

町は、救助活動の状況や要配慮者の状況を把握し、適宜、県、隣接市町等へ応援を要請する。

## 第25節 応援協力活動

町内に大規模災害が発生した場合においては、広範な地域に被害が及び、社会機能が著しく低下するなかにあつて、消火活動や救命、救急、救助活動、被災者の生活対策をはじめとする多面的かつ膨大な対策を集中的に実施しなければならない。

このため、町は、平素から関係機関と十分に協議し、災害時にあつては相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施する。

### 1 知事に対する応援要請

町長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第68条の規定に基づき、南予地方局八幡浜支局を通じ県に対し次の事項を示して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。また、必要に応じて、「ヘリテレ映像の提供に関する協定」に基づき、愛媛県警ヘリコプターテレビ電送システム映像（ヘリテレ映像）の提供を要請する。

要請は、とりあえず県防災通信システム又は電話をもって行い、後に文書を送付する。

#### 応援要請時の明示事項

- ① 応援を必要とする理由
- ② 応援を必要とする人員、物資、資機材等
- ③ 応援を必要とする場所
- ④ 応援を必要とする期間
- ⑤ その他応援に関し必要な事項

また、県外への広域一時滞在が必要な場合には、知事に対し、他の都道府県知事と協議することを求める。

資料編 ○ヘリテレ映像の提供に関する協定

### 2 他の特別区長・市町長に対する応援要請

町長は、災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、あらかじめ応援協定を締結している特別区長・市町長に応援を要請する。また、状況によっては災害対策基本法第67条の規定に基づき、隣接県の他市町村長に応援を要請する。また、被災住民の居住の場所の確保が困難な場合には、広域一時滞在について、他の市町長と協議する。

なお、このうち、消防に関する応援要請（相互応援協定に基づく応援要請）については、本章第11節「3 消防活動の応援要請」に定めるとおりとする。

資料編 ○愛媛県消防広域相互応援協定  
 ○南予地区広域消防相互応援協定書  
 ○大洲市・内子町における消防相互応援協定書  
 ○伊予、大洲、久万高原広域消防相互応援協定書  
 ○大洲市、西予市、内子町広域消防相互応援協定書  
 ○四国西南サミット災害時相互応援協定（愛媛県、高知県内13市町村）  
 ○環境自治体会議災害支援協定（環境自治体会議構成30市町村）  
 ○非常災害時における相互応援に関する協定（東京都豊島区）

### 3 指定地方行政機関等に対する応援要請

町長は、災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、災害対策基本法第29条の規定に基づき、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。

また、町長は、南予地方局八幡浜支局を通じ知事に対し、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣について斡旋を求めることができる。

(1) 町長が直接派遣を要請する場合は、次に掲げる事項を記載した文書をもって行う（災害対策基本法施行令第15条）。

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他職員の派遣について必要な事項

(2) 町長が、知事に対し職員の派遣について斡旋を求める場合は、次に掲げる事項を記載した文書をもって行う（災害対策基本法施行令第16条）。

- ア 派遣の斡旋を求める理由
- イ 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他職員の派遣の斡旋について必要な事項

### 4 協定締結民間事業者等に対する応援要請

町は、次のとおり民間事業者等と応援協定を締結している。町は、災害の状況に応じて適切な応援協定先に応援を要請する。

- (1) 災害時の医療救護に関する協定（(社)愛媛県医師会）
- (2) 災害時の医療救護に関する協定（(社)愛媛県歯科医師会）
- (3) 災害時の医療救護に関する協定（(社)愛媛県薬剤師会）
- (4) 災害時の医療救護に関する協定（(社)愛媛県看護協会）
- (5) 災害時における応急対応業務に関する協定（内子町商工会 建設部会）
- (6) 災害時における支援協力に関する協定（内子町商工会 商業部会）
- (7) 災害時の減災活動に関する協力協定書（内子町森林組合）
- (8) 災害時における応急対策業務の協力に関する協定（えひめ中央農業協同組合）
- (9) 災害時における応急対策業務の協力に関する協定書（(社)愛媛県エルピーガス協会 大洲支部）
- (10) 災害時における救援物資提供に関する協定書（四国コカ・コーラボトリング（株））
- (11) 災害支援協力に関する協定（愛媛ゴルフ（株））
- (12) 災害時等における物資供給協力に関する協定書（生活協同組合コープえひめ）
- (13) 災害時における家屋被害認定調査に関する協定書（愛媛県土地家屋調査士会）
- (14) 災害時における救援物資提供に関する協定書（四国キャンティーン（株））
- (15) 災害時の協力に関する協定書（四国電力（株）宇和島支店）

資料編	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害時の医療救護に関する協定 ((社)愛媛県医師会)</li> <li>○ 災害時の医療救護に関する協定 ((社)愛媛県歯科医師会)</li> <li>○ 災害時の医療救護に関する協定 ((社)愛媛県薬剤師会)</li> <li>○ 災害時の医療救護に関する協定 ((社)愛媛県看護協会)</li> <li>○ 災害時における応急対応業務に関する協定 (内子町商工会 建設部会)</li> <li>○ 災害時における支援協力に関する協定 (内子町商工会 商業部会)</li> <li>○ 災害時の減災活動に関する協力協定書 (内子町森林組合)</li> <li>○ 災害時における応急対策業務の協力に関する協定 (えひめ中央農業協同組合)</li> <li>○ 災害時における応急対策業務の協力に関する協定書 ((社)愛媛県エルピーガス協会 大洲支部)</li> <li>○ 災害時における救援物資提供に関する協定書 (四国コカ・コーラボトリング (株))</li> <li>○ 災害支援協力に関する協定 (愛媛ゴルフ (株))</li> <li>○ 災害時等における物資供給協力に関する協定書 (生活協同組合コープえひめ)</li> <li>○ 災害時における家屋被害認定調査に関する協定書 (愛媛県土地家屋調査士会)</li> <li>○ 災害時における救援物資提供に関する協定書 (四国キャンティーン (株))</li> <li>○ 災害時の協力に関する協定書 (四国電力 (株) 宇和島支店)</li> </ul>
-----	--

## 5 県消防防災ヘリコプターの出動要請

災害の状況から県消防防災ヘリコプターの出動が必要と判断した場合は、「愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定」に基づき、県に出動を要請する。

出動要請に関する必要事項については、本章第31節「消防防災ヘリコプターの出動要請」に定めるところによる。

## 6 自衛隊の災害派遣要請

自衛隊の災害派遣に関する必要事項については、本章第26節「自衛隊災害派遣要請の要求等」に定めるところによる。

## 7 応援受入体制の確立

災害の状況により、県又は他市町村からの救援隊並びに自衛隊等の派遣要請をした場合の受入体制については、次のとおりとする。

### (1) 連絡窓口の明確化

県及び他市町等との連絡を速やかに行うため、本部総合調整室に連絡窓口を定めておく。

### (2) 受入体制の確立

動員された者の作業が効率的に行えるよう、作業内容、作業場所、休憩又は宿泊場所その他作業に必要な受入体制を整備しておく。

なお、救援隊等の宿泊施設は、避難収容施設としての施設の利用状況を考慮し、受入可能な学校体育館、運動場及び自治センター等を利用する。

### (3) 外国からの応援活動への支援

町は、県が受け入れた外国からの応援部隊が円滑に活動できるよう、県その他関係機関の支援活動に協力する。

## 8 労働力の確保に関する対策

災害応急対策の実施が災害対策本部員の動員では不足し、又は特殊作業のため技術的な労力が必要なときは、本部長(町長)の指示に基づき労働者を雇用する。

### (1) 労働者の雇用範囲

ア 被災者の避難

本部長の指示による避難で誘導労働者を必要とするとき。

イ 医療、救護の移送

救護班で処理できない重症患者若しくは救護班が到着するまでの間に医療措置を講じなければならない患者を医療機関に運ぶための労働者又は救護班の移動に伴う労働者を必要とするとき。

ウ 被災者の救出

被災者を救出するための労働者を必要とするとき、及び被災者救出に必要な機械器具、資材等の操作又は後始末に労働者を必要とするとき。

エ 飲料水の供給

飲料水供給のための機械器具の運搬操作あるいは飲料水を浄化するための医薬品の配布等に労働者を必要とするとき。

オ 救助物資の支給

被服、寝具その他生活必需品、学用品、医薬品、衛生材料及び炊き出し用品の整理、輸送又は配分に労働者を必要とするとき。

カ 遺体の捜索、処理

遺体の捜索に要する機械器具その他資材を操作し、又は遺体の洗浄、消毒等の処理、遺体を仮安置所まで輸送するための労働者を必要とするとき。

キ ア～カ以外の救助作業のため労働者の必要が生じたときは、次の事項を付し、南予地方局八幡浜支局を通じ県へ申請するものとする。

(ア) 労働者の雇用を要する目的又は救助種目

(イ) 労働者の所要人数

(ウ) 雇用期間及び理由

(エ) 地域

(2) 労働者雇用の期間

各救助の実施期間中

## 第26節 ボランティア等への支援

大規模な災害が発生した場合に、円滑な応急対策を実施するため、ボランティアやNPOの自主性・主体性を尊重しつつ、ボランティアの能力が効果的に発揮されるよう、災害救援ボランティア活動への支援体制の整備に努める。

### 1 内子町災害救援ボランティア支援本部の設置

町は、大規模災害が発生し、必要があると認めるときは、内子町社会福祉協議会と連携して、内子町災害救援ボランティア支援本部（以下「内子町支援本部」という。なお、必要に応じて支部を設置する。）を内子町社会福祉協議会内に設置する。

### 2 内子町支援本部の構成メンバー

内子町支援本部は、内子町社会福祉協議会、NPO、ボランティア関係団体、ボランティア・コーディネーター等で構成する。

### 3 内子町支援本部の任務

#### (1) ボランティア活動に関する情報収集

町、県、ボランティア団体や被災住民等からの情報を取りまとめ、町内の被災状況、ボランティアによる救援活動状況、ボランティアの不足状況等を的確に把握する。

#### (2) ボランティア・被災住民等に対する情報提供窓口の開設

被災地の状況や救援活動状況等の情報をボランティアや被災住民等に対して的確に提供する窓口を開設する。

#### (3) ボランティアの募集及びグループ化等活動体制の整備

ボランティアが不足すると考えられる場合等において、ボランティア参加者の募集を行うとともに、そのボランティア申出者と平常時から登録しているボランティアのグループ化を行うなどにより、機能的な活動が行われるよう活動体制の整備を行う。

#### (4) ボランティアの斡旋

被災住民、県支援本部や社会福祉施設等からボランティアの斡旋要請が出された場合、ボランティアグループ等の斡旋・派遣を行う。

#### (5) ボランティアの斡旋要請

必要とするボランティアが確保できない場合は、県ボランティアセンター内に設置されている県災害救援ボランティア支援本部に、ボランティアの斡旋要請を行う。

### 4 内子町支援本部等に対する情報、活動拠点及び資機材の提供

被災地の状況、救援活動の状況等の情報を内子町支援本部等に提供するとともに、役場本庁舎、分庁舎、支所その他所有施設等をボランティアの活動拠点として提供する。また、ボランティア活動に必要な資機材を、可能な限り貸し出すことにより、ボランティアが効率的に活動できる環境づくりに努める。



## 第27節 自衛隊災害派遣要請の要求等

大規模な災害が発生し、又は発生しようとしているとき、住民の生命、財産の保護のため必要な応急対策の実施が関係機関のみでは困難であり、自衛隊の活動が必要かつ効果的であると認められた場合、県に対して自衛隊の災害派遣要請を要求し、もって効率的かつ迅速な応急活動の実施を期する。

### 1 災害派遣要請基準

災害応急対策の実施が町の組織を活用してもなお事態を收拾することが不可能又は困難であり、自衛隊の活動が必要であり、あるいは効果的であると認めた場合に自衛隊の派遣を要請する。

災害派遣要請事項は、次のとおりである。

- (1) 車両、航空機等による被害状況の把握
- (2) 避難者の誘導、輸送等避難のための必要があるときの援助
- (3) 行方不明者、負傷者等が発生した場合の捜索援助
- (4) 堤防、護岸等の決壊に対する水防活動
- (5) 消防機関に協力して行う消火活動
- (6) 道路又は水路の確保の措置
- (7) 被災者に対する応急医療、救護及び防疫
- (8) 救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
- (9) 被災者に対する給食及び給水支援
- (10) 防災要員等の輸送
- (11) 連絡幹部の派遣
- (12) その他知事が必要と認める事項

### 2 災害派遣要請の要求の依頼手続

#### (1) 知事への要請

町長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは、知事に対し、自衛隊の派遣要請について、次の事項を明示した文書をもって、必要な措置を講じるよう要求する。

ただし、緊急の場合は、県防災通信システム（地上系）等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書をもって措置する。

#### 要求時の明記事項

- |                    |                   |
|--------------------|-------------------|
| ① 災害の情况及び派遣を要請する理由 | ③ 派遣を希望する区域及び活動内容 |
| ② 派遣を希望する期間        | ④ その他参考となるべき事項    |

#### 資料編 ○ 自衛隊派遣要請依頼様式

#### (2) 知事と連絡不能の場合

町長は、知事に対し連絡が不能で(1)に定める要求ができない場合には、その旨及び当該地域に関わる災害の状況を陸上自衛隊第14特科隊に通知する。

また、その際は、事後速やかに知事に通知する。

### 3 自衛隊の自主派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、自主的に部隊等を派遣する。

この場合においても、できる限り早急に知事に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するように努める。

自衛隊が自主派遣を行う場合の基準は、次のとおりである。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- (2) 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置を取る必要があると認められること。
- (3) 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が人命救助に関するものであると明確に認められること。
- (4) その他、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

### 4 要求連絡先窓口

#### (1) 県

区 分	県 防 災 通 信 シ ス テ ム			N T T回線	衛星携帯電話
	系 統	電 話	F A X		
県庁危機管理課防 災情報係	地上系	6—5000—2318	6—5000—2327	(089)912— 2318	080—1993—0801 080—1993—0802
	衛星系	●—200—2318	●—200—2327		
南予地方局八幡浜 支局総務県民室	地上系	6—5700—207	6—5700—922	(0894)22— 4111	
	衛星系	●—620—207	●—620—219		

#### (2) 自衛隊 (県と通信不能の場合)

機 関 名	電話番号	県防災通信システム (地上系)	F A X番号
陸上自衛隊第14特科隊	(089) 975—0911	(地上系) 6—6218	(089) 975—0099
海上自衛隊呉地方総監部	(0823) 22—5511	(衛星系) ●—034—101—158	(0823) 22—5692
航空自衛隊西部航空方面隊司令部	(092) 581—4031	—	(092) 581—4031

※ ●は発信特番、本庁及び分庁は「7」、小田支所は「15」

### 5 自衛隊の救援活動の内容

自衛隊が災害派遣時に実施する救援活動の具体的内容は、災害の状況や他の救援機関等の活動状況等のほか、知事等の要請内容や現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、次のとおりである。

区 分	救 助 活 動 内 容
被害状況の把握	車両、艦艇、航空機など状況に適した手段による偵察
避難の援助	避難者の誘導、輸送等
遭難者等の搜索救助	行方不明者、傷病者等の搜索救助
水防活動	堤防、護岸の決壊に対する土のうの作成、積込み及び運搬
消火活動	消防機関に協力して行う消火活動

道路、水路等交通上の障害物の排除	施設の損壊又は障害物の除去、道路、鉄道路線上の崩土等の排除
応急医療、救護及び防疫の支援	被災者に対する応急医療、救護及び防疫支援
通信支援	緊急を要し、他に適当な手段がない場合、被災地と災害対策本部間のバックアップ通信の支援
人員、物資の緊急輸送	緊急を要し、他に適当な手段がない場合、救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
給食及び給水の支援	被災者に対する炊飯、給食及び入浴支援
宿泊支援	被災者に対する宿泊支援
危険物等の保安、除去	能力上可能なものについての火薬類、爆発物等の保安措置及び除去

## 6 災害派遣部隊の受入れ体制

### (1) 自衛隊との連絡窓口の一本化

町長は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置がとれるよう、連絡交渉の窓口を本部総合調整室に設置する。

### (2) 他の災害救助復旧機関との競合重複排除

自衛隊の活動が他の機関と競合複合しないよう、効率的に作業を分担するよう配慮する。

### (3) 作業計画及び資機材の準備

自衛隊の作業の円滑な促進を図るため、可能な限り総合的な調整のとれた作業計画を作成し、資機材の準備及び関係者の協力を求め、支援活動に支障のないよう措置を講じる。作業計画の作成にあたっては、次の事項について配慮する。

- ア 作業箇所及び作業内容
- イ 作業箇所別必要人員及び資機材
- ウ 作業箇所別優先順位
- エ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
- オ 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

### (4) 派遣部隊の受入れ

派遣された部隊に対し、次の施設等を準備する。

- ア 宿泊施設
- イ 材料置場、炊事場（野外の適切な広さ）
- ウ ヘリコプター離発着場

なお、ヘリコプター離発着場（ヘリポート）については、資料編に記載されている飛行場外臨時離着陸場のほか、必要に応じて愛媛ゴルフ倶楽部の敷地内に臨時ヘリポートの設置を要請する。

資料編	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 町内飛行場外臨時離着陸場一覧</li> <li>○ 災害支援協力に関する協定（愛媛ゴルフ（株））</li> </ul>
-----	--

## 7 派遣部隊の撤収要請

町長は、災害派遣要請の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったときは、速やかに文書をもって県に対し、その旨報告する。ただし、文書による報告に日時を要するときは、口頭又は電話で要請しその後文書を提出する。

資料編 ○ 自衛隊撤収要請依頼様式

## 8 経費の負担区分

自衛隊が災害応急対策又は災害復旧作業を実施するために要した経費は、原則として派遣を受けた町が負担するものとし、複数の市町にわたって活動した場合の負担割合は、関係市町が協議して定める。

経費を負担する主なものは、次のとおりである。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料等
- (4) 派遣部隊の救援活動実施の際に生じた（自衛隊装備に関するものを除く。）損害の補償
- (5) その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義がある場合は、自衛隊と町長が協議し、必要に応じて県が協議する。

## 第28節 ライフラインの確保

ライフラインの復旧は、他機関の復旧作業や民生安定に大きな影響を及ぼすことから、町及び各ライフライン事業者等は、災害発生時において被害状況を迅速かつ的確に把握し、必要な要員及び資機材を確保するとともに、必要に応じ、広域的な応援体制をとるなど、機動力を発揮して応急復旧に努める。

また、町、国、県は情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じ、情報提供に努める。

なお、人命に関わる医療機関や避難所等の重要施設の応急措置及び供給ラインの復旧等を優先して行う。

### 1 水道施設（建設デザイン課）

#### (1) 緊急要員の確保

緊急要員の確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて他の水道事業者に応援を要請する。

#### (2) 応急復旧

災害の発生状況に応じて送水を停止する等、必要な措置を講じるとともに、応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。

また、配管の仮設等による応急給水に努める。

#### (3) 県への応援要請

町のみでは応急復旧が困難な場合は、県に対し応援要請を行う。

#### (4) 重要施設への優先的復旧

防災関係機関、医療機関について優先的に復旧を図る。

### 2 下水道施設（建設デザイン課）

下水道管理者は、下水道施設が被災したときは、重大な機能障害、二次災害の危険性を取り除くための措置を講じる。

#### (1) 管渠

周辺住民に対して、一時的に下水道の使用を中止するよう広報するとともに、管渠施設の構造物、設備等の被害程度を判断して、管渠、マンホール内部の土砂のしゅんせつ、可搬式ポンプによる下水の排除、仮排水路の設置などの応急復旧を実施する。

#### (2) 終末処理場、ポンプ場

本復旧までの一時的な処理機能の確保を目的として、水路の仮締切り、配管ルートの変更、仮設沈殿地などの応急復旧を実施する。

被害が甚大な場合は、住民に対して下水道の使用を中止するよう広報する。

### 3 電力施設（電気事業者）

電気事業者は、災害が発生した場合、その定める防災業務計画に基づき、電力施設の防護及びその迅速な復旧を図り、もって電力供給の確保に万全を期する。

#### (1) 災害対策組織の編成

災害が発生、又は発生のおそれがある場合に対処するため、災害対策本部及び災害対策隊の組織をあらかじめ定めておく。

(2) 情報の収集

災害が発生した場合は、電気施設の被害状況や停電による主な影響をはじめとする被害状況の収集を行うとともに、国や地方自治体等から収集した情報を集約し、総合的な被害状況の把握に努める。

(3) 災害時における広報

- ア 停電による社会不安除去のため、電力施設等の被害状況及び復旧状況の広報活動を行う。
- イ 電気事故を防止するために必要な広報活動を行う。

(4) 対策要員の確保

防災体制が発令された場合、対策要員は、速やかに所属する対策組織に出動する。  
なお、交通途絶等により出動できない者は、最寄りの事業所に出動する。

(5) 災害復旧用資機材の確保

電気事業者は、事業所に保有する応急措置用資材を優先使用するとともに、不足する場合は、本店、支店及び関係業者等から緊急転用措置をとる。

(6) 他電力会社間の電力融通

災害時において、電力供給が不足する事態が生じた場合は、負荷の重要度に応じた系統構成にするとともに、他電気事業者からの融通等により供給力を確保する。

(7) 危険予防措置

送電が危険な場合及び警察、消防機関等から要請があった場合、送電停止等適切な危険予防措置を講じる。

(8) 設備の応急復旧

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して迅速、適切に実施する。

ア 水力・火力・原子力発電設備

共通機器、流用可能部品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

イ 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力の活用により、仮復旧の標準工法に基づき迅速に行う。

ウ 変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

エ 配電設備

応急復旧工法標準マニュアルによる迅速確実な応急復旧を行うとともに、重要性の高い地区には、移動用発電機を設置する。

オ 通信設備

可搬型電源、移動無線機等の活用により、通信回線を確保する。

(9) 復旧の順位

各設備ごとにあらかじめ定めてある復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の

被害状況、各設備の復旧難易等を勘案して、供給上復旧効果の最も高いものから復旧を行う。

#### 4 ガス施設（液化石油ガス販売業者）

##### (1) 災害対策本部体制の確立

風水害により地域に甚大な被害が発生した場合、災害の応急復旧に取り組むため、事業者団体は災害本部体制を確立する。

##### (2) 緊急対応措置

災害発生後、次の職務を行う。

###### ア 被災状況の確認

被災状況の確認は、緊急度が高く、かつ、LPガス貯蔵量が大である施設を原則としてあらかじめ定められた順位に従って行う。

また、確認方法は、目視によって行う。

###### イ 二次災害防止のための措置

確認の結果、二次災害の恐れがある施設に対しては、供給停止又は容器の撤去を行う。

LPガス施設が冠水した地域では、目視による確認で異常が認められない場合でも、設備に異常がないと確認されるまでは、ガスの使用を中止するよう消費者に要請する。

###### ウ 供給再開のための安全点検

目視による確認の結果、さらに安全点検を行う必要が認められた設備及び冠水したLPガス設備すべてを対象に安全点検を実施する。

安全点検は、供給停止の及ぼす影響の大小を勘案し、あらかじめ定められた順位に従って行う。

##### (3) 消費者への周知

安全点検の結果について消費者に説明するとともに、新たに異常が発生したときや漏えい等の異常が認められた場合にとるべき措置についても、周知徹底を図る。

資料編 ○ 町内液化石油ガス販売事業者一覧  
○ 災害時における応急対策業務の協力に関する協定書

#### 5 電信電話施設

##### (1) 西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

災害の発生又は発生のおそれがあるときは、必要に応じ社外関係機関と災害対策に関する連絡をとるとともに、災害時に重要通信を疎通させるための通信手段を確保するなど、速やかに災害を受けた通信手段の応急復旧を行う。

###### ア 通信の非常疎通措置

災害に関し、次により臨機に措置をとり、通信の輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

(ア) 応急回線の作成、網措置等疎通確保

(イ) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法及び電気通信事業法施行規則の定めるところによる利用制限等の実施

(ウ) 非常、緊急通話又は非常、緊急電報の優先取扱

(エ) 警察、消防、その他の諸官庁等が設置する通信網との連携

(オ) 電気通信事業者及び防災行政無線等との連携

(カ) 災害救助法が適用された場合等の避難所への特設公衆電話の設置

(キ) 災害用伝言ダイヤル「171」の開設

イ 災害時における広報

災害の発生又は発生のおそれがある場合は、通信の疎通及び利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

また、広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車による巡回広報等により地域の顧客に対する広報も積極的に実施する。

ウ 対策要員の広域応援

広範囲な地域において災害が発生した場合、被災設備等の迅速な復旧を図り、通信の確保に万全を期するため、必要な組織において、グループ会社、工事会社等の稼働を含めた全国的規模による応援班の編成、応急復旧用資機材の確保と輸送体制、応援者等の前進基地の設営及び作業体制等を計画に基づき確立し、運用する。

エ 災害時における災害用資機材の確保

(ア) 災害用資機材は、予備品、貯蔵品の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は現地調達若しくは資材部門に要求する。

(イ) 災害対策用資機材の輸送は、ヘリコプター、車両等により行う。

(ウ) 必要に応じ、災害対策用資機材置場、臨時ヘリポート及び仮設用地等を確保する。この確保が困難と思われる場合は、県及び市町等の災害対策本部等に依頼して迅速な確保を図る。

オ 設備の応急復旧

(ア) 被災した電気通信設備等の復旧は、速やかに実施する。

(イ) 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当を行う。

(ウ) 復旧にあたっては、行政機関や他のライフライン事業者等と連携し、早期復旧に努める。

カ 災害復旧

(ア) 応急復旧工事終了後、速やかに被害の原因を調査分析し、その結果に基づき必要な改良事項を組み入れて災害復旧工事を計画、設計する。

(イ) 被災地における地域復興計画の作成・実施にあたっては、これに積極的に協力する。

(2) 株式会社NTTドコモ四国支社

通信の輻輳緩和及び重要通信を確保するため、次により必要な措置をとる。

ア 臨時回線を設定するほか、必要に応じ携帯電話の貸出しに努める。

イ 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要がある時は一般利用の制限等の措置をとる。

ウ iモード災害用伝言板の開設

(3) KDDI株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社

通信の輻輳緩和及び重要通信を確保するため、次により必要な措置をとる。



- ア 電気通信施設の整備及び保全
- イ 災害時における電気通信の疎通
- ウ 災害用伝言板サービスの提供

## 6 鉄道施設（四国旅客鉄道(株)）

鉄道事業者は、鉄道施設の大規模災害を未然に防止し、災害発生時には迅速、的確に応急対策を実施する。

### (1) 災害対策本部等の設置

鉄道事業者は、鉄道施設に係る災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合、本社等に災害対策本部を設置し、旅客の安全及び輸送の確保に努める。

### (2) 情報連絡体制の整備

鉄道事業者は、災害時の情報連絡体制の円滑化を図るため、情報の収集伝達に努める。

### (3) 災害応急措置及び復旧対策

鉄道事業者は、被害状況に応じて仮復旧を行うとともに、次の措置を可及的速やかに行う。

- ア 不通区間が生じた場合は迂回線区に対する輸送力の増強及び自動車等による代替輸送の確保に努める。
- イ 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を図る。
- ウ 早期運転再開を期するため、工事業者に出勤を求める等必要な措置を講じ応急復旧工事を行う。
- エ 非常緊急にかかわるものの輸送を速やかに行う。

### (4) 旅客等への広報

- ア 乗務員は、災害の情報等について、必要な事項を旅客に周知するとともに、今後の措置等できるだけ速やかに放送するなどして、混乱の防止を図る。
- イ 駅長は、災害による旅客及び公衆の動揺・混乱を防止するため、被害状況等について案内等を行う。

### (5) 避難誘導

- ア 乗務員は、列車又は線路構造物等の被害による危険が大きいと予測されるときや線路被害地の火災等により危険が迫ると判断したときは、旅客を安全な場所に誘導する。
- イ 駅長は、災害の規模、駅及び駅周辺の被害状況を考慮して、負傷者、老幼婦人等を優先誘導して混乱を招かないよう努める。

## 第29節 危険物施設等の安全確保

災害により危険物施設等が被害を受け、又は危険物の流出その他の事故が発生した場合は、災害の拡大を防止し、被害の軽減を図るため、適切かつ迅速な防災活動を実施し、事業所の関係者及び周辺住民等に被害を及ぼさないように努める。

町又は事業者は、有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

### 1 火薬類の保安

災害により火薬庫が危険な状態となった場合は、責任者は応急措置を講じるとともに、警察官、消防機関に通報する。

通報を受けた者は、直ちに関係機関に連絡するとともに、災害防止のため次の緊急措置を講じる。

- (1) 保管又は貯蔵中の火薬類を安全な場所に移動する場合は、必ず見張人を付け、関係者以外の者の立入を禁止する。
- (2) (1)の措置を講じる余裕がない場合は、火薬類を付近の水槽等の水中に沈める等、爆発防止の措置を行うとともに、盗難防止の措置を講じる。
- (3) 爆発による被害を受けるおそれのある地域は、立入禁止の措置を行うとともに、危険区域内の住民を避難させるための措置を行う。

### 2 高圧ガスの保安

災害により高圧ガス事業所が危険な状態となった場合は、責任者は応急措置を講じるとともに、知事（消防防災安全課）、警察官及び消防機関に通報する。

通報を受けた者は、直ちに関係機関に連絡するとともに、災害防止のため次の緊急措置を講じる。

- (1) 発災事業所に対し、一切の作業を中止させ、設備内のガスを安全な場所に移動させるとともに、放水による冷却等適切な措置を行う。
- (2) 発災事業所周辺の住民の安全を確保するため、危険区域を定め、必要に応じて区域の住民を避難させるための措置を行う。
- (3) 水害による高圧ガス容器の流失が認められた場合は、流出容器による災害防止のため町、警察官及び消防機関等相互の連絡を密にし、回収に努める。

### 3 石油類等の保安

石油類による災害を防止するため、町、県及び関係機関は、危険物貯蔵所、取扱所の火災、水害時に際し、各機関相互に緊密な連絡を図り、次の緊急措置を講じる。

- (1) 災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、施設の管理者及び保安監督者は、危険物の取扱作業を中止し、安全な場所へ移動させ、流出、出火等の防止措置を行うとともに、消防機関に通報する。
- (2) 通報を受けた者は、直ちに災害防止の緊急措置をとるほか、必要に応じ、付近の住民を避難させるための措置を行う。

#### 4 毒物劇物の保安

製造業者等は、毒物劇物等の施設が災害により被害を受けた場合、又は毒物劇物を運搬移送中において流出、飛散、漏洩等事故が発生した場合は、関係機関と連携を図り、応急対策を講じる。

##### (1) 製造業者等の活動

毒物劇物の製造業者、販売業者、電気めっき業者、金属熱処理業者及び運送業者又は毒物劇物取扱責任者は、毒物劇物が流出、飛散、漏洩等災害が発生した場合、直ちに保健所、警察及び消防機関に通報するとともに、毒物劇物の回収、その他危害防止のために必要な措置を講じる。

##### (2) 関係機関の活動

通報を受けた保健所、警察及び消防機関は、相互に連絡をとり、地域住民及び通行人等に対し、周知徹底を図り、危険又は汚染地域の拡大防止措置、警戒区域の設定、被災者の救出、避難誘導等の措置を講じる。

また、飲料水を汚染するおそれがある場合には、町に通報連絡するなど万全を期する。

## 第30節 豪雪災害防止活動

町内に、豪雪があった場合には、なだれ等危険箇所の把握に努めるとともに、物資輸送に必要な輸送手段や除雪等による交通路の確保などの応急対策を実施する。

### 1 道路の除雪対策

#### (1) 除雪路線

道路管理者は、特に緊急を要する区間について速やかに除雪を行い、交通の確保を図る。

#### (2) 除雪開始時期

交通に重大な支障をきたすと認められるときとする。

#### (3) 除雪体制の整備

道路除雪を迅速かつ円滑に行うため、町内全般の除雪用機械の配置状況、資機材の備蓄状況などを調査把握し、除雪活動における所要の体制の確立を図るものとし、各道路管理者との連絡調整を図る。また、あらかじめ町内の民間業者の保有する除雪機械を把握し、その調達、配置及び輸送方法について検討を加え、協力体制を確立しておく。

#### (4) 雪捨場の指定

家屋連たん地域の除雪にあたっては、町は各道路管理者と雪捨場及び除雪方法について相互に連絡し、除雪計画に支障をきたさないようにする。

#### (5) 災害発生時における広報活動

道路管理者は、安全で円滑な道路交通情報の確保のため、降雪時における道路通行規制箇所あるいは迂回路などの道路情報を町防災行政用無線等を活用して、正確かつ迅速に道路利用者に提供する。

### 2 なだれ対策

#### (1) 危険箇所の表示

なだれの発生が予想される場合は、町は町内の巡視を強化して危険地域の早期発見に努め、危険箇所を発見したときは、赤旗等により表示を行い、その旨を直ちに関係機関に通報するとともに、必要がある場合は、雪止めの編さくを設けるなど緊急措置を講じる。

#### (2) 退避

気温上昇によりなだれの危険が増大したときは、町は、関係機関と緊密に連絡をとり、危険世帯に対して警告、避難勧告あるいは避難指示を行う。

#### (3) 児童生徒等に対する措置

町長、学校長、その他関係機関は、なだれ危険箇所の周知徹底を図り、通常の経路以外の通行を避け、登下校は集団で行い、保護者、教員等が引率するよう指導する。

### 3 学校教育対策

#### (1) 施設の保全管理

老朽建物をはじめ、渡り廊下、ひさし等の補強に努め、屋根の雪下ろしを早めに行う等、雪ずりの危険を避けるとともに、施設保全に万全を期する。

#### (2) 関係機関との連携

学校長は、児童生徒等の自力での登下校が不可能と判断した場合は、その旨を直ちに各家庭に連絡し、交通機関等の協力を得て、安全な交通手段の確保に努める。

なお、次の事態が発生したときは、その状況を次の系統により速やかに報告する。

ア 臨時休校したとき

イ 児童生徒等に事故があったとき

ウ 学校施設に事故が発生したとき

(ア) 幼稚園、小中学校→町教育委員会→教育事務所→県教育委員会

(イ) 県立学校→県教育委員会

#### 4 主要食料の確保

##### (1) 生活必需物資及び家畜飼料の備蓄

町は、住民に対して平素から生活必需物資、家畜飼料の備蓄指導を行う。

ア 山間部等直接積雪の影響を受ける地帯はもとより、市街地の家庭に対しても極力相当量の応急用野菜、保存食品及び燃料等の生活必需物資を備蓄する。

イ 必要予定量の精米を米穀販売業者並びに各家庭に備蓄する。

ウ 家畜の購入飼料については、農家における貯蔵はもちろん、農業協同組合においても相当量の飼料確保を行い、農家需要に即応できるようにする。また、粗飼料については、降雪期に入る前にできる限り貯蔵する。

##### (2) 物資の緊急輸送

豪雪のため、食料品等生活必需物資が枯渇した場合における対策については、状況に応じて関係機関と協議のうえ、緊急輸送を行うなど適宜適切な措置を講じる。

#### 5 保健衛生及び医療措置

##### (1) 急患の措置

町は、緊急に医療を施さなければならない患者が発生した場合は、次の措置を実施する。

ア 救護病院（内山病院）の医師等により救護班を編成し、救護所において医療救護活動を実施する。

イ 町の救護班のみでは、迅速かつ適切な医療救護の実施が困難な場合は、「災害時の医療救護に関する協定」に基づき救護班の派遣を要請し、救護班を確保する。

ウ 特に緊急の場合は、県に県消防防災ヘリコプターの出動を要請し、搬送を行う。

##### (2) 医薬品の確保

血清やワクチン等について緊急需要に支障のないよう留意する。

##### (3) その他

住民の栄養障害の防止、食品の栄養障害の防止、食品の衛生的処理等について注意を喚起するとともに、雪どけによる飲料水、し尿処理対策に留意し、防疫の万全を図るよう指導する。

#### 6 交通規制

なだれの危険区域の道路、その他災害に関連する道路に対しては、必要に応じ通行規制又は規制を行って、交通事故防止及び交通の円滑を期する。

## 第31節 応急教育活動

学校施設等が被災し、又は児童生徒等の被災により通常の教育を行うことができない場合、教育委員会等は、学校施設等の応急復旧、児童生徒等の応急教育等必要な措置を行うとともに、文化財の保護の措置を実施する。

### 1 実施責任者

- (1) 町立学校及び幼稚園の応急教育は、町教育委員会が実施するが、各学校・幼稚園ごとの災害発生の場合に伴う適切な措置については、学校長及び園長が具体的な応急計画を立てて行う。
- (2) 県立学校の応急教育は、県教育委員会が実施するが、応急教育実施のための施設又は教職員の確保等について、町教育委員会又は各学校から要請があった場合には、必要な措置を講じる。

### 2 応急教育対策に関する事項

#### (1) 児童生徒及び園児への対応

学校長等は、災害が発生したとき又は関係機関から情報を受けたときは、児童生徒等の安全の確保を図るため、次の措置を講じるとともに、必要に応じて被害状況等を実施責任者へ報告する。

ア 在校時の場合は、災害の状況を的確に判断し、速やかに児童生徒等の避難の指示、誘導を行うとともに、負傷者の有無、被害状況の把握に努めるものとする。また、これらの状況を把握した後、速やかに保護者と連絡をとり、引渡し等の適切な措置を講じること。

イ 登下校時、夜間、休日等の在校外時の場合は、保護者等と連絡をとり、児童生徒等の安否確認及び状況把握に努めるほか、臨時休業等適切な措置を講じること。

ウ 災害の規模に応じて、児童生徒及び教職員並びに施設・設備の被害状況を速やかに把握するとともに、関係機関と連携し、災害対策について万全の体制を確立すること。

#### (2) 学校施設の確保

町教育委員会は、教育施設の被災により、授業が長期間にわたり中断することを避けるため、災害の程度に応じ、概ね次表のような方法により、あらかじめ応急教育の実施予定場所を選定する。

災 害 の 程 度	応 急 教 育 の 実 施 予 定 場 所
学校又は幼稚園の一部が被災したとき	① 特別教室、屋内運動場等の使用 ② 二部授業の実施
学校又は幼稚園の全部が被災したとき	① 自治センター、公共施設等の使用 ② 近隣学校の校舎の利用
特定の地区全体が被災したとき	災害を受けなかった地区又は避難先の最寄りの学校、幼稚園、自治センター、公共施設等の使用
町内の大部分が被災したとき	① 避難先の最寄りの学校、幼稚園、自治センター等の公共施設、民間施設等の使用 ② 応急仮校舎の建築

**(3) 教職員の確保**

町教育委員会は、災害により通常の教育を実施することが不可能となった場合の応急対策として、県教育委員会と連携して次により教員を確保する。

ア 欠員者の少ない場合は、学校内で操作する。

イ 近隣校との操作を行う。

ウ 短期、臨時的には退職教員等の協力を求める。

エ 欠員（欠席）が多数のため、アからウまでの方途が講じられない場合は、県教育委員会に要請し、県において配置するよう努める。

**3 学校が地域の避難所となる場合の留意事項**

(1) 学校長は、避難所に供する施設・設備の安全を確認し、災害対策本部から派遣される管理職員に対し、その利用について必要な指示を行う。

(2) 町教育委員会は、学校管理に必要な教職員を確保し、施設・設備の保全に努める。

(3) 避難生活が長期化する場合には、学校長は、応急教育活動と避難活動との調整について、町等と必要な協議を行う。

**4 教科書及び学用品の調達並びに支給****(1) 調達方法**

ア 教科書については、被災学校の学校別、学年別、使用教科書毎にその数量を速やかに調査し、県に報告するとともに、その指示に基づいて教科書供給書店等に連絡し、その供給を求める。不足する場合は、県に対し調達供与を依頼する。

イ 学用品については、県より送付を受けたものを配布するほか、県の指示により基準内で調達する。

**(2) 支給の方法**

教育部教育班は、学校長と緊密な連絡を保ち、支給の対象となる児童生徒を調査、把握し、支給を必要とする学用品の確保を図り、各学校長を通じて対象者に支給する。

**5 学校給食に関する基準**

災害救助法が適用された場合、教育部教育班は、応急給食の必要があると認めたときは、本章第15節「食料及び生活必需品等の確保・供給」に定める炊き出し基準により応急給食を実施する。

**6 記録等**

学校品の供与を実施したときは、次の書類、帳簿等を整備保管しておく。

- (1) 学用品の購入分配計画表
- (2) 学用品交付簿及び受払簿
- (3) 学用品購入関係支払証拠書類
- (4) 応急給食関係書類

**7 保健・衛生に関する事項****(1) 被災教職員、児童生徒の保健管理**

災害の状況により被災学校の教職員、児童生徒に対し予防接種や健康診断を実施する。

**(2) 被災学校の清掃、消毒**

学校が、浸水等の被害を受けた場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する

法律に基づき、保健所の指導又は協力により校舎の清掃、消毒を行う。

#### 8 高等学校生徒の災害応急対策への協力

県立高等学校の学校長は、登校可能な生徒を教職員の指導監督のもとに、学校の施設・設備等の応急復旧整備作業に可能な範囲で協力を求める。また、状況に応じ、地域における応急復旧又は救援活動等に協力するよう指導する。

#### 9 災害救助法に基づく措置基準

学用品の供与における費用限度額、期間等については、資料編に掲載の「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」のとおりとする。

資料編 ○災害救助法による救助の程度、方法及び期間
---------------------------



## 第32節 消防防災ヘリコプターの出動要請

各種災害又は事故等の際し、県所有の消防防災ヘリコプターによる迅速な活動を要請し、被害の最小化に努める。

### 1 支援活動の種類

消防防災ヘリコプターは、「愛媛県消防防災ヘリコプター運航管理要綱」に基づき、災害の状況に応じて次の活動を行う。

- (1) 災害応急対策活動
- (2) 救急活動
- (3) 救助活動
- (4) 火災防御活動
- (5) 広域航空消防防災応援活動

### 2 緊急運航の要件

消防防災ヘリコプターは、次の要件を満たす場合に緊急運航する。

- (1) 公共性
- (2) 緊急性
- (3) 非代替性

### 3 緊急運航要請手続

町長又は消防長若しくは関係行政機関の長は、災害の状況により消防防災ヘリコプターの緊急運航が必要と判断した場合には、「愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定」に基づき、県（消防防災安全課長）に対して要請を行う。

この要請は、愛媛県防災航空事務所（消防防災航空隊）に対して電話にて行うこととし、事後に要請書を提出する。

#### 航空隊及びヘリコプターの常駐場所及び連絡先

名 称	所 在 地	連 絡 先
愛媛県防災航空事務所	松山市南吉田町2731 (松山空港内)	緊急連絡用電話：089-965-1119 一般事務用電話：089-972-2133 ファクシミリ：089-972-3655

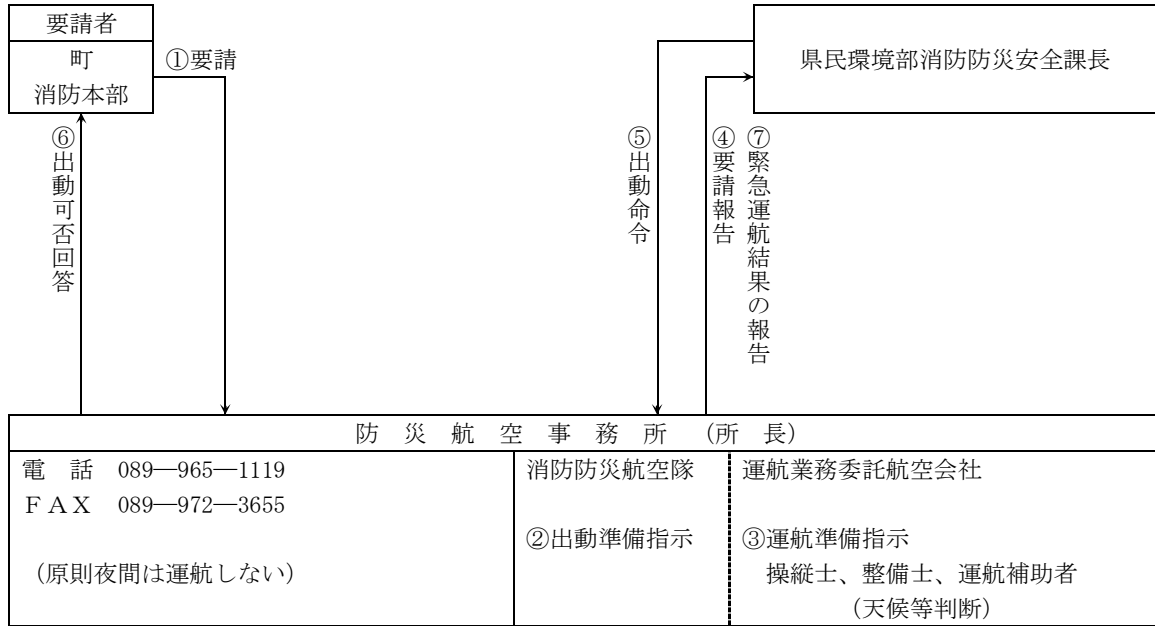
資料編	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定</li> <li>○ 消防防災ヘリコプター緊急運航要請書</li> </ul>
-----	---

### 4 自主出動

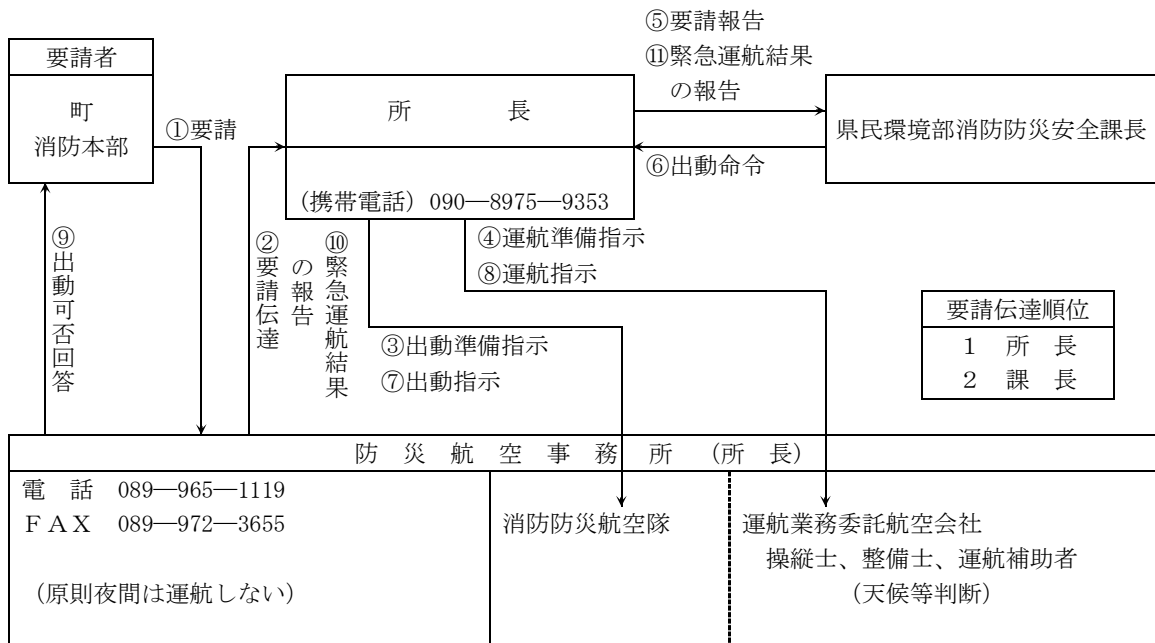
運航管理責任者が災害等の実態を勘案し、特に緊急を要する防災活動の実施について、要請を待ついとまがないときは、要請を待たず自ら緊急運航を決定することができる。

別表

1 平日の緊急運航連絡系統図



2 土・日・祝祭日緊急運航連絡系統図



(夜間の場合) 災害が発生し、翌朝、日の出とともに運航を希望する場合は、災害等の状況を所長に連絡し、所長は関係者に連絡する。(携帯電話等による)

特に、夜間運航を要する緊急の事態が生じた場合には、所長は運航業務委託航空会社と協議した結果を課長に報告し、課長より運航の可否について指示を受ける。

## 第4章 災害復旧復興対策

被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しながら県、町が主体的に取り組み、国や関係機関等の協力と適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すとともに、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るものとする。

また、町は、県の協力を受け、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定め、必要な場合には、これに基づき復興計画を作成する。

なお、復旧・復興にあたっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、要配慮者の参画を促進する。

### 第1節 公共施設災害復旧対策

指定地方機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者が実施する。

#### 1 被災施設の復旧等

災害により被災した公共施設の災害復旧は、原形復旧を基本にしつつも、再度災害防止の観点から可能な限り改良復旧を行うなどの事業計画を速やかに樹立し、社会経済活動の早急な回復を図るため迅速に実施する。

また、ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧にあたり、復旧予定時期を明らかにするよう努める。

公共施設の復旧事業は、概ね次の法律等に基づき、迅速かつ円滑に行う。

- (1) 農林水産業等施設については、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律、土地改良法を活用し実施する。
- (2) 道路、河川、下水道施設、都市公園については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法により実施する。
- (3) 砂防等施設については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律により実施する。
- (4) 都市施設（街路、公園、排水路、墓園等）の復旧及び堆積土砂排除事業については、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業事務取扱方針により実施する。
- (5) 公営住宅等については、公営住宅法により実施する。
- (6) 水道施設については、上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費の国庫補助金交付要綱により実施する。
- (7) 公立学校施設については、公立学校施設災害復旧費国庫負担法により実施する。

(8) 特定大規模災害その他著しく異常かつ激甚な非常災害として政令で指定する災害が発生し、円滑かつ迅速な復興が必要な場合は、大規模災害からの復興に関する法律に基づき、県を通じて、国に対して災害復旧事業等に係る工事の代行を要請する。

(9) 復旧に際して障害となる災害廃棄物が大量に発生したときは、県と協力し、迅速かつ環境負荷のできるだけ少ない処分方法を検討する。

## 2 激甚災害法に基づく激甚災害の指定促進

### (1) 基本方針

激甚災害発生後に、迅速かつ的確な被害調査を行い、当該被害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号、以下「激甚災害法」という。）に基づく激甚災害の指定基準に該当し、特別な地方財政援助又は被災者に対する特別な助成が必要と認められる場合は、政令指定を得るため適切な措置を講じる。

### (2) 県の活動

ア 県内に大規模な災害が発生した場合、知事は、町の被害状況等を検討のうえ、激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係各部局に必要な調査を実施させる。

イ 知事は、被災概要を内閣総理大臣に報告し、激甚災害の迅速な指定を要請する。

ウ 関係各部局は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他激甚災害法に定める必要な事項を速やかに調査し、国に提出する。

エ 激甚災害の指定を受けたときは、関係部局は、事業の種別ごとに激甚災害法及び算定の基礎となる法令に基づき負担金、補助金等を受けるための手続等を実施する。

### (3) 町の活動

ア 町長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して被害状況等を調査し、県知事に報告する。

イ 町長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係各部局に提出しなければならない。

## 3 災害査定促進

災害が発生した場合には、町並びに県は、速やかに公共施設の災害の実態を調査し、必要な資料を作成し、災害査定の実施が容易となるよう所要の措置を講じて、復旧事業が迅速になされるよう努める。

## 第2節 復興計画

多数の機関が関係し、高度かつ複雑な大規模事業となる被災地域の再建を速やかに実施するため、必要に応じて復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。

また、多くの人々が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性があることから、災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的に、関係機関の協力を得ながら被災者の生活支援の措置を講じる。

### 1 復興計画の作成

#### (1) 計画の策定

町長は、必要があると認めたときは、復興計画を策定する。

#### (2) 計画の構成

計画は、基本方針（ビジョン）と、市街地・農山漁村復興、住宅復興、産業復興などからなる分野別復興計画により構成する。

#### (3) 計画の基本方針

計画策定にあたっては、町の総合計画との調整を図る。

#### (4) 計画の公表

計画策定後は、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じ速やかに公表するとともに、臨時刊行物等を配布するなどにより、住民に周知し、被災地の復興を促進する。

#### (5) 国・県との調整

計画策定にあたっては、国や県等との調整を行う。

### 2 大規模災害からの復興に関する法律の活用

特定大規模災害が発生した場合は、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、復興を推進する。

(1) 町は、復興基本方針及び県復興方針に即して単独で又は県と共同で復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

(2) 町は、復興計画の作成等のために必要がある場合は、関係地方行政機関に対して職員の派遣を要請し、又は知事に対して職員の派遣のあっせんを求める。

### 3 防災まちづくりを目指した復興

(1) 町は、必要に応じて、再度災害防止とより快適な住環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。その際、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で地域のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるよう努める。併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

(2) 町は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施によ

り合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

- (3) 町は、防災まちづくりに当たっては、必要に応じ、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所等、避難路・避難階段などの避難関連施設の都市計画と連携した計画的整備等を基本的な目標とする。この際、都市公園、河川等のオープンスペースの確保等は、単に避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分住民に対し説明し理解と協力を得るように努める。また、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等については、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ進める。
- (4) 町は、既存不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、その問題の重要性を住民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努める。
- (5) 町は、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物の処理事業に当たり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的实施を行う。
- (6) 町は、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を、住民に対し行う。
- (7) 町は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。
- (8) 町は、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

#### 4 復興財源の確保

##### (1) 基本方針

復旧・復興対策を円滑に実施するため、被災後できるだけ早い時期に財源需要見込額を把握し、復興財源の確保を図る。

##### (2) 予算の編成

復旧・復興事業を迅速に実施するため、予算執行方針及び編成方針の策定などを行う。

##### (3) 町の活動

###### ア 財政需要見込額の算定

被災状況調査を基に、次の財政需要見込額を算定する。

###### (ア) 復旧・復興事業

###### (イ) その他

###### イ 発災年度の予算執行方針の策定

緊急度が高い復旧・復興事業を滞りなく実施するため、優先的に取り組むべき対策と執行を当面凍結すべき事業を抽出し、予算執行方針を策定する。

###### ウ 予算の編成方針の策定

復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施するための予算について、その編成方針を策定する。

##### (4) 復興財源の確保

復旧・復興対策を実施するためには、莫大な事業費が必要になるほか、災害の影響による税収の落ち込み等から、財政状況の悪化が懸念されることから、復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施するための財源確保に関し適切な措置を講じる。

ア 地方債の発行

町は、復旧・復興対策に係る莫大な財政需要と大幅な税収減に対応するため、県と調整を図りながら次の措置を講じ、財源を確保する。

(ア) 災害復旧事業債

(イ) 歳入欠かん等債

(ウ) その他

イ その他の財源確保策

復興を目的とした公営競技の開催等による復興財源の確保を検討する。

ウ 県への依頼

復旧・復興対策実施に係る財政需要に対応するため、財源確保に関する特例措置等を国に要望するよう、県に依頼する。

## 第3節 災害復旧資金

災害からの速やかな復旧を図るため、各機関は、災害時における復旧資金計画を作成する。

### 1 災害復興住宅の建設

県は、災害により滅失又は損傷した家屋に対し、低利で貸付条件の有利な住宅金融公庫の災害復興資金を利用して住宅の建設及び補修を行う災害復興住宅貸付資金制度の周知に努める。

### 2 中小企業を対象とした支援

#### (1) 基本方針

被災した中小企業の自立再建を図るため、中小企業を対象とした事業の場の確保及び資金の調達に関する支援等を実施する。

#### (2) 県の活動

##### ア 中小企業の被災状況の把握

町や商工団体・業界団体等へのヒアリング調査、アンケート調査及び電話照会等により中小企業の被災状況を把握する。

##### イ 支援制度・施策の内容の周知

(ア) 中小企業を対象とした支援制度・施策の内容を町、商工団体・業界団体等を通じ周知する。

(イ) 次の施策を必要に応じ実施する。

a 相談所の設置

b 電話相談の実施

c パンフレットの作成・配布

##### ウ 資金需要の把握

中小企業の被災状況を基に、再建資金等の需要を把握する。

##### エ 事業の場の確保

中小企業の事業の場を確保するため、共同仮設工場・店舗等の建設の支援及び民間賃貸工場・店舗情報の提供等を行う。

##### オ 金融面での支援

(ア) 中小企業の経営基盤等の復旧・復興を支援するため、災害融資を実施する。

(イ) 融資を円滑に実施するため、信用保証協会に対し協力を求める。

##### カ 金融機関等への協力の要請

中小企業を対象とする資金貸付手続の簡易・迅速化、既借入金の償還条件の緩和及び貸付金利の低減等の特例措置を、信用保証協会や金融機関等に要請し協力を求める。

##### キ 新たな支援制度の検討

被災中小企業の融資に対する利子補給制度等の新たな支援制度を検討する。

##### ク 国への要望

中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）の特例措置及び政府系金融機関による災害特別融資枠の確保等を国に要請する。



## (3) 町の活動

- ア 中小企業の被災状況の把握  
県が行う中小企業の被災状況調査に協力する。
- イ 事業の場の確保  
事業の場の確保に関する支援策を必要に応じ、実施する。
- ウ 支援制度・施策の周知  
中小企業を対象とした支援制度・施策を県と連携し周知する。

## 3 農林漁業者を対象とした支援

## (1) 基本方針

被災した農林漁業関連施設の迅速な災害復旧を図り、経営・生活の維持・安定を図るため、農林漁業者を対象とした支援を実施する。

## (2) 県の活動

- ア 農林漁業者の被災状況の把握  
町や協同組合等を通じ農林漁業関係者の被災状況を把握する。
- イ 支援制度・施策の内容の周知
  - (ア) 町や協同組合を通じ、支援制度・施策の内容を周知する。
  - (イ) 次の施策を必要に応じて実施する。
    - a 相談所の設置
    - b 電話相談の実施
    - c パンフレットの作成・配布
- ウ 天災融資法に関する措置の実施  
天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号、以下「天災融資法」という。）の地域指定を受けるため、必要な措置を講じる。
- エ 日本政策金融公庫資金に関する事業処理の迅速かつ的確な実施  
農林漁業セーフティネット資金等の災害対策資金に関する事業処理を迅速かつ的確に実施する。
- オ 金融面での措置  
県独自の災害対策に関する融資制度を、必要に応じて創設する。
- カ 金融機関への協力の要請  
資金貸付手続の簡易・迅速化、既借入金の償還条件の緩和、貸付金利の低減等の農林漁業者を対象とした特例措置を、融資機関等に要請し協力を求める。

## (3) 町の活動

- ア 農林漁業者の被災状況の把握  
農林漁業者の被災状況調査を県と連携し実施する。
- イ 支援制度・施策の周知  
農林漁業者を対象とした支援制度・施策を、県と連携して周知する。

## 第4節 被災者等に対する支援

災害からの速やかな復旧を図るため、県、町及び関係機関は、次のとおり被災者措置を講じる。

### 1 要配慮者の支援

#### (1) 基本方針

要配慮者は、災害による生活環境の変化等に対応することが困難である場合が多いことから、速やかに安定した生活が回復できるよう支援を行う。

#### (2) 町の活動

##### ア 被災状況の把握

次の事項を把握して県に報告する。

(ア) 要配慮者の被災状況及び生活実態

(イ) 社会福祉施設の被災状況

##### イ 一時入所の実施

県を通じて社会福祉施設や関係機関等と連絡のうえ、社会福祉施設等への一時入所が必要な要配慮者に対して一時入所を実施する。

##### ウ 健康管理の実施・巡回健康相談

県（保健所）と協力して保健師による巡回健康相談を実施し、避難所等における要配慮者の健康状態を把握する。また、避難所の管理者等を通じて住民に自治組織の編成を求め、その協力を得て健康管理等の徹底を図る。

##### エ 成年後見制度の利用

義援金の受け取りや今後の財産管理等に関連して成年後見制度の利用が必要となる方や、成年後見人等の被災によって必要な支援が受けられなくなった方がいる場合に、これらの方々が適切に成年後見制度を利用できるようにする。

### 2 義援物資、義援金の受入れ及び配分

#### (1) 義援物資の募集

町は、企業等からの義援物資を受け入れるため問い合わせ窓口を総務部出納班に設置し、受入れを希望するもの、受入れを希望しないもの等、被災地のニーズを迅速に調査把握するとともに、その内容のリスト及び送り先をマスコミに公表することにより、義援物資の送付を要請する。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努める。

また、義援物資の受入れにあたっては、被災地での仕分け等に非常に労力を要することについての理解を求め、被災地の求めるニーズに合致するもので、まとまった単位で送付されるもの等に限り義援物資として受け付ける。

なお、義援物資の提供者や企業等は、品名・品数を明示して梱包するなど被災地における円滑かつ迅速な仕分けや配送に十分配慮するよう努める。

#### (2) 義援金の募集

##### ア 県の活動

(ア) 県共同募金会及び日本赤十字社愛媛県支部、義援金募集関係機関と共同し、又は協力し

て募集方法、期間及び広報の方法等を定めて義援金の募集を行う。

(イ) 県への義援金を受け付けるため、必要に応じて、県庁内等に受付窓口を設置するとともに、銀行口座を開設する。

#### イ 町の活動

町への義援金を受け付けるために、町役場に受付窓口を設置するとともに、銀行口座を開設することを検討する。

#### (3) 義援金の配分

県は、統一的に義援金を配分するために、日本赤十字社、愛媛県共同募金会及び義援金募集機関等の関係団体から構成される配分委員会を設置し、公平かつ迅速な配分を行う。

#### (4) 配分委員会の活動

配分委員会は、次のことについて協議決定する。

##### ア 配分金額

##### イ 配分対象者

##### ウ 配分方法

##### エ 配分状況の公表

##### オ その他義援金配分に関すること。

### 3 災害弔慰金等の支給

#### (1) 基本方針

災害により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を、精神又は身体に著しい障害を受けた者に対し災害障害見舞金を、重傷を負った者及び居住している家屋が全壊等した世帯等に対し災害見舞金を支給する。

#### (2) 県

町の災害弔慰金等の対象者及び支給状況の把握

#### (3) 町

##### ア 支給対象者の把握

災害弔慰金、災害障害見舞金等の支給対象者を把握する。

##### イ 支給方法の決定及び支給

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）及び内子町災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年条例第132号）に基づき支給する。

### 4 被災者の経済的再建支援

#### (1) 基本方針

被災者が、災害による痛手から速やかに再起し、生活の安定を回復するため、被災者に対して金銭の支給及び資金の融資等の経済支援を行い、被災地の速やかな復興を図る。

#### (2) 県の活動

##### ア 被災状況の把握

(ア) 被災者の経済再建支援に関する調査等について町を支援・指導する。

(イ) 調査結果を集計し、県全体の被災状況を把握する。

##### イ 被災者に関する情報提供

[内子町防災]

災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

ウ 被災者生活再建支援金の支給

町からの被害状況を取りまとめ、国・被災者生活再建支援法人に対して被害状況の報告を行うとともに、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）適用の公示、書類の取りまとめなど必要な措置を行い、被災者生活再建支援法人に対して支援金の迅速な支給を要請する。

エ 租税の減免等

地方税法及び条例に基づき、県税の減免及び徴収猶予、申告等の期限の延長等の適切な措置を行う。

オ 資金の貸付等

県は、被災者のうち要件に該当する者に対して、町や社会福祉協議会の協力を得て、その趣旨の徹底を図り、次のうち適切な資金の融通措置を講じる。

(ア) 生活福祉資金

(イ) 母子福祉資金

(ウ) 寡婦福祉資金

(エ) 災害援護資金

カ 国への要望

国に対し、国税の減免や徴収猶予、社会保険関係の特例措置の実施等を要望する。

(3) 町の活動

ア 被災状況の把握

災害救助法の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。また、情報が不足している地域には補足調査を行う。

(ア) 死亡者数

(イ) 負傷者数

(ウ) 全壊・半壊住宅数 等

イ 罹災証明の交付

各種の被災者支援措置を早期に実施するため、被災者からの申請に基づき、遅滞なく、災害による住家の被害その他市町長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書を交付する。

ウ 災害援護資金の貸付

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき被災世帯を対象に災害援護資金の貸付を行う。

エ 被災者生活再建支援金の申請受付等

被災者に対する制度の説明、必要書類の発行、被災者からの申請書類の確認など必要な業務を行うとともに、被災者生活再建支援法人により委託された事務を迅速に実施する。また、迅速かつ的確に処理するための体制整備等も図る。

オ 租税の減免等

地方税法及び条例に基づき、住民税の減免及び徴収猶予、申告等の期限の延長等の適切な措置を行う。

## 5 被災者の生活確保

被災者の住居並びに職業を確保し、生活の安定を図るため、県及び町は、次の措置を講じる。

### (1) 恒久住宅対策

#### ア 基本方針

被災者の生活再建を支援するため、生活基盤である住宅については、被災者による自力再建を基本とした住宅再建支援を行うとともに、公的住宅の供給を行う。

また、災害危険区域等における被災者等の住宅再建に当たっては、防災集団移転促進事業等を活用しつつ、極力安全な地域への移転を推奨する。

#### イ 県の活動

##### (ア) 住宅復興計画の策定

必要に応じて、住宅復興方針等を定めた住宅復興計画を策定する。

##### (イ) 住宅再建支援

被災者の自力再建に関する経済的負担を軽減するため、住宅再建に関する融資の利用者に対し、必要に応じ支援策を検討する。

##### (ウ) 民間賃貸住宅の供給促進

民間賃貸住宅の供給を促進するため、建替や新規整備を行う事業者に対し、必要に応じ支援策を検討する。

##### (エ) 公的住宅に関する協議

公営住宅や特定優良賃貸住宅等の供給に関する役割分担について町と協議する。

##### (オ) 県営住宅等の供給

必要に応じ、災害公営住宅の整備や公営住宅、特定優良賃貸住宅等の県営住宅を供給する。

##### (カ) 住宅に関する情報提供

協定を締結した（公社）愛媛県宅地建物取引業協会からの民間賃貸住宅情報や公的住宅の入居等に関する情報等を提供し、自立再建を支援する。

#### ウ 町の活動

##### (ア) 住宅復興計画の策定

県の住宅復興計画を踏まえながら調整を図り、住宅復興方針等を定めた町住宅復興計画を策定する。

##### (イ) 県との協議

公営住宅や特定優良賃貸住宅等の供給に関する役割分担について県と協議する。

##### (ウ) 町営住宅等の供給

必要に応じ、災害公営住宅の整備や公営住宅、特定優良賃貸住宅等の町営住宅を供給する。

##### (エ) 住宅に関する情報提供

相談窓口等において自力再建支援及び公的住宅の入居等に関する情報等を提供する。

(2) 雇用対策

ア 県の活動

(ア) 雇用状況の把握

愛媛労働局・ハローワークと連携し、雇用状況を把握する。

(イ) 事業者支援の実施

県内の事業主や業界団体等に対し、雇用の維持を要請するとともに、各種雇用支援制度を事業主に迅速に周知し、制度の積極的な活用を促す。

(ウ) 離職者セーフティネットの拡充

雇用保険給付対象者の拡大、給付日数の延長及び手続の弾力的措置の実施等を国に要請する。

(エ) 再就職の支援

離職者の再就職を促進させるため、次の施策を講じる。

- a 愛媛労働局と連携したきめ細かな職業相談の実施
- b 公共職業能力開発施設等での職業訓練、能力開発の実施
- c 求人開拓の実施
- d 合同就職説明会等の開催

イ 町の活動

雇用に関する相談があった場合には、公共職業安定所に伝達する。

(3) 生活保護

被災者の恒久的生活確保の一環として、県及び町は、次の措置を講じる。

ア 生活保護法に基づく保護の要件を満たす被災者に対しては、その困窮の程度に応じて、最低生活を保障し生活の確保を図る。

イ 被保護世帯が災害のため、家屋の補修等住宅の維持を必要とする場合で、災害救助法が適用された場合において、県は、規定額の範囲内で特別基準があったものとして、家屋補修費の支給を行う。

6 生活再建支援策等の広報

(1) 基本方針

被災直後の応急復旧期から復興期にかけて継続的に生じる生活再建関連施策に関する情報提供のニーズに対応し、被災者の一日も早い生活再建を促進するため、生活再建に関する支援施策等の情報提供を積極的に行う。

また、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、避難先の地方公共団体と協力し、必要な情報や支援・サービスを提供する。

(2) 県の活動

ア 生活再建支援策等の広報・PRの実施

ラジオ・テレビ等のマスメディアやホームページ、広報紙等を活用し、次の事項を広報・PRする。

(ア) 義援金の募集等

(イ) 各種相談窓口の案内

- (ウ) 災害弔慰金の支給等に関する情報
- (エ) 公営住宅及び民間住宅への入居や住宅再建支援策等に関する情報
- (オ) 被災者生活再建支援金に関する情報
- (カ) ボランティアに関する情報
- (キ) 雇用に関する情報
- (ク) 融資・助成情報
- (ケ) その他生活情報 等
- イ 総合相談窓口の設置
 

被災者からの問い合わせを一元的に受け付ける窓口を設置する。
- ウ 外国人への広報
 

外国人を対象とした外国語の情報紙等を作成し、配布する。
- エ 県外疎開者への広報・PRの実施
 

全国紙や全国版のテレビ・ラジオや県外の地方公共団体の広報紙等を活用し、県外疎開者に対し災害関連情報を提供する。

(3) 町の活動

- ア 生活再建支援策の広報・PR
 

広報紙やホームページ等を活用し、災害関連情報や上記2(1)の内容を広報・PRする。
- イ 総合相談窓口の設置
 

被災者からの問い合わせを一元的に受け付ける窓口を設置する。

7 地域経済の復興と発展のための支援

地域経済の復興を迅速に軌道に乗せ、地域をより発展させるための支援策を講じる。

(1) 県の活動

- ア 企業誘致活動の実施
 

企業誘致促進のためのセミナー、イベントを開催する。
- イ 誘客対策の実施
 

被災観光地のイメージアップ、復興等をPRするため、必要に応じ町や関係団体などと連携し、次の施策を実施する。

  - (ア) 県内における観光地の復興イベント等の実施
  - (イ) 県外における誘客イベント等の実施
  - (ウ) マスコミを活用したPR
  - (エ) 大規模な会議等の誘致

(2) 町の活動

- ア イベント・商談会等の実施
 

必要に応じ、県や関係団体等と連携し、町独自のイベント・商談会等を実施する。
- イ 誘客対策の実施
 

必要に応じ、県や関係団体等と連携し、誘客対策を実施する。

## 8 被災者の援護を図るための措置

### (1) 罹災証明書の交付

町長は、内子町の地域に係る災害が発生した場合には、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他当該町長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面「罹災証明書」を交付する。

町長は、災害の発生に備え、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、前項の規定による調査について専門的な知識及び経験を有する職員の育成、内子町と他の市町村又は団体との連携の確保その他必要な措置を講ずるよう努める。

※「罹災証明書」の様式については、別途定める。

### (2) 被災者台帳の作成

町長は、内子町の地域に係る災害が発生した場合において、災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳「被災者台帳」を作成することができる。

被災者台帳には、被災者に関する次の掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

ア 氏名

イ 生年月日

ウ 性別

エ 住所又は居所

オ 住家の被害その他内子町長が定める種類の被害の状況

カ 援護の実施の状況

キ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由

町長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

町長は、被災者台帳の作成のため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

※「被災者台帳」の様式は、別途定める。

### (3) 台帳情報の利用及び提供

町長は、被災者台帳に記載された「台帳情報」を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。

ア 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

イ 内子町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。

ウ 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。



# 震災対策編



# 第1章 総論

## 第1節 計画の主旨

### 1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、内子町の地域に係る地震防災対策について定め、これを推進することにより、住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護することを目的とする。

特に、この計画の中で、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ地震特別措置法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等（以下、「南海トラフ地震防災対策推進計画」という。）を定め、本県における地震防災対策の一層の推進を図る。

### 2 計画の性格

この計画は、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者並びに住民が、地震防災対策に取り組むための基本方針となるものであり、地域における生活者の多様な視点を反映するため、防災会議の委員への任命など、計画決定過程における男女共同参画、その他の多様な主体の参画に配慮しながら、状況の変化に対応できるよう必要に応じ見直しを行うものである。

### 3 計画の構成

本編の構成は、次の5章による。

#### (1) 第1章 総論

この計画の主旨、防災関係機関の業務、愛媛県地震被害想定調査結果等の計画の基本となる事項を示す。

#### (2) 第2章 地震災害予防対策

平常時の教育、訓練、施設の耐震性確保、住民生活の確保方策などの予防対策を示す。

#### (3) 第3章 地震災害応急対策

災害が発生した場合の応急対策を示す。

#### (4) 第4章 地震災害復旧・復興対策

災害発生後の復旧、復興対策を示す。

#### (5) 第5章 東南海・南海地震防災対策

東南海・南海地震に関する対策を示す。

### 4 基本方針

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、衆知を集めて効果的な災害対策を講じるとともに、町民一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み

合わせて災害に備え、災害時の社会経済への影響を最小限にとどめるものとする。

なお、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせ一体的に災害対策を推進するとともに、最新の科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず災害対策の改善を図ることが必要である。

また、防災対策は、町民が自らの安全は自らで守る「自助」を実践した上で、地域において互いに助け合う「共助」に努めるとともに、町及び県がこれらを補完しつつ「公助」を行うことを基本とし、町民、自主防災組織、事業者、町及び県がそれぞれの責務と役割を果たし、相互に連携を図りながら協力して着実に防災活動を実施していくことが重要である。

特にいつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済的被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による防災対策の充実はもとより、県民自らが災害への備えを実践し、災害に強い地域社会づくりを実現させることが不可欠であることから、この計画に基づき、個人や家庭、地域、企業、団体等が日常的に減災のための行動と投資を息長く行う「町民運動」を展開し、これら多様な主体が自発的に行う防災活動を促進するため、時期に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等との連携を図る。

さらに、近い将来発生が懸念されている東南海・南海地震への対策については、南海トラフ地震特別措置法第3条第1項の規定に基づき、本町を含む愛媛県はその全域が南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されているため、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、円滑な避難の確保、迅速な救助、防災訓練に関する事項及び防災関係者の連携協力の確保に関する事項等を定め、地震防災対策の一層の推進を図る。

## 第2節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

### 1 内子町

- (1) 町地域防災計画（震災対策編）の作成
- (2) 地震防災に関する組織の整備
- (3) 防災思想・知識の普及
- (4) 人的被害等の軽減に向けた減災目標の設定
- (5) 自主防災組織の育成指導その他住民の地震災害対策の促進
- (6) 防災訓練の実施
- (7) 地震防災のための施設等の整備
- (8) 地震に関する情報の収集、伝達、広報及び被害調査
- (9) 被災者の救出、救護等の措置
- (10) 高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害を含む。）、難病患者、妊産婦、乳幼児、その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の避難支援対策の促進
- (11) 避難準備情報の提供、避難勧告、避難指示、屋内での待避等の安全確保措置の指示及び避難所の開設
- (12) 消防、水防その他の応急措置
- (13) 被災児童生徒の応急教育の実施
- (14) 清掃、防疫その他の保健衛生の実施
- (15) 災害時における社会秩序の維持に必要な対策の実施
- (16) 災害時における町有施設及び設備の整備又は点検
- (17) 食料、医薬品その他物資の備蓄及び確保
- (18) 緊急輸送の確保
- (19) 災害復旧の実施
- (20) その他地震災害の発生防止又は拡大防止のための措置

### 2 大洲地区広域消防事務組合

- (1) 救急、消防防災活動に関すること
- (2) 住民の避難、誘導等に関すること

### 3 県

- (1) 県地域防災計画（震災対策編）の作成
- (2) 地震防災に関する組織の整備
- (3) 防災思想・知識の普及
- (4) 人的被害等の軽減に向けた減災目標の設定
- (5) 自主防災組織の育成指導その他県民の地震災害対策の促進

- (6) 防災訓練の実施
- (7) 地震防災のための装備・施設等の整備
- (8) 地震及び津波に関する情報の収集、伝達、広報及び被害調査
- (9) 被災者の救出、救護等の措置
- (10) 避難行動要支援者の避難支援対策の促進
- (11) 避難勧告、避難指示又は屋内での待避等の安全確保措置の指示に関する事項
- (12) 水防その他の応急措置
- (13) 被災児童生徒の応急教育の実施
- (14) 清掃、防疫その他の保健衛生の実施
- (15) 犯罪の予防、交通規制その他災害時における社会秩序の維持に必要な対策の実施
- (16) 災害時における県有施設及び設備の整備又は点検
- (17) 食料、医薬品その他物資の備蓄及び確保
- (18) 緊急輸送の確保
- (19) 災害復旧の実施
- (20) 市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の地震災害応急対策の連絡調整
- (21) その他地震災害の発生防止又は拡大防止のための措置

#### 4 指定地方行政機関

- (1) 中国四国農政局
  - ア 災害時における食料の供給の実施準備について関係団体に協力を求める措置に関すること。
  - イ 自ら管理又は運営する施設・設備の保全に関すること。
  - ウ 農林漁業関係金融機関に対する金融業務の円滑な実施のための指導に関すること。
  - エ 防災上整備すべき地すべり防止施設、農業用排水施設並びに農地の保全に係る海岸保全施設等の整備に関すること。
  - オ 防災に関する情報の収集及び報告に関すること。
  - カ 災害時の食料の供給に関すること。
  - キ 災害時の食料の緊急引渡措置に関すること。
- (2) 四国森林管理局（愛媛森林管理署）

災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること。
- (3) 四国地方整備局（大洲河川国道事務所）

管轄する道路等についての計画・工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。

  - ア 災害予防
    - (ア) 所管施設の耐震性の確保
    - (イ) 応急復旧用資機材の備蓄の推進
    - (ウ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施
    - (エ) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用
  - イ 応急・復旧
    - (ア) 防災関係機関との連携による応急対策の実施
    - (イ) 路上障害物の除去等による緊急輸送路の確保

(ウ) 所管施設の緊急点検の実施

(エ) 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施

ウ 公共土木施設の被災による災害復旧等災害時における自治体等への応援・支援の推進

(4) 大阪管区气象台（松山地方气象台）

ア 大津波警報、津波警報、津波注意報の通知、津波予報、津波情報、地震情報等の伝達に関する事。

イ 地震、津波に関する啓蒙活動及び防災訓練に対する協力に関する事。

ウ 異常な自然現象（異常水位、潮位、地すべり、土地の隆起等）に関する情報が発見者又は行政機関から通報されたとき、適切な措置を講じること。

5 自衛隊（陸上自衛隊第14特科隊、航空自衛隊西部航空方面隊）

- (1) 被害状況の把握に関する事。
- (2) 避難の救助及び遭難者等の捜索に関する事。
- (3) 水防活動、消防活動、道路等の啓開に関する事。
- (4) 応急医療、救護及び防疫に関する事。
- (5) 通信支援、人員物資の緊急輸送に関する事。
- (6) 炊飯・給水及び宿泊支援等に関する事。
- (7) 危険物の保安及び除去に関する事。

6 指定公共機関

(1) 日本郵便株式会社（町内各郵便局）

ア 郵便業務の運営の確保に関する事。

イ 郵便局の窓口業務の維持に関する事。

(2) 日本赤十字社（愛媛県支部）

ア 応援救護班の派遣又は派遣準備に関する事。

イ 被災者に対する救援物資の配布に関する事。

ウ 血液製剤の確保及び供給のための措置に関する事。

エ 赤十字奉仕団等に対する救急法の講習等の指導に関する事。

(3) 日本放送協会（松山放送局）

ア 県民に対する防災知識の普及に関する事。

イ 地震情報及びその他地震に関する情報の正確迅速な提供による県民に対する災害応急対策等の周知徹底に関する事。

ウ 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関する事。

エ 社会福祉事業団体義捐金品の募集、配分に関する事。

(4) 西日本高速道路株式会社（愛媛支店）

西日本高速道路株式会社が管理する道路等の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理に関する事

(5) 四国旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社（松山営業所）

ア 鉄道施設等の保全に関する事。

イ 災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関する事。

- ウ 災害時における旅客の安全確保に関すること。
- エ 地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配に関すること。
- (6) 西日本電信電話株式会社(愛媛支店)、株式会社NTTドコモ(四国支社)、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
  - ア 電気通信施設の整備に関すること。
  - イ 災害時における通信の確保に関すること。
  - ウ 災害時における通信疎通状況等の広報に関すること。
  - エ 警報の伝達及び非常緊急電話に関すること。
  - オ 復旧用資機材等の確保及び広域応援計画に基づく人員等の手配に関すること。
- (7) 日本通運株式会社(西予支店)、福山通運株式会社(四国福山通運株式会社 大洲営業所)、佐川急便株式会社(大洲店)、ヤマト運輸株式会社(愛媛主管支店)
  - 災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関すること
- (8) 四国電力株式会社(松山支店)
  - ア 電力施設等の保全に関すること。
  - イ 電力供給の確保に関すること。
  - ウ 被害施設の応急対策及び復旧用資機材の確保に関すること。
  - エ 電力施設の災害予防措置及び広報の実施
- (9) KDDI株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社
  - 重要な通信を確保するために必要な措置に関すること。

## 7 指定地方公共機関

- (1) 伊予鉄道株式会社(伊予鉄南予バス)
  - ア 災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関すること。
  - イ 災害時における旅客の安全確保に関すること。
  - ウ バスの運行状況、乗客の避難状況等の広報に関すること。
- (2) 一般社団法人愛媛県医師会、一般社団法人愛媛県薬剤師会、公益社団法人愛媛県看護協会  
救護所、救護病院等における医療救護活動の実施の協力に関すること。
- (3) 一般社団法人愛媛県歯科医師会
  - ア 検案時の協力に関すること。
  - イ 救護所、救護病院等における医療救護活動の実施の協力に関すること。
- (4) 南海放送株式会社、株式会社テレビ愛媛、株式会社あいテレビ、株式会社愛媛朝日テレビ、株式会社エフエム愛媛
  - ア 地震防災に関するキャンペーン番組、地震防災メモのスポット、ニュース番組等による県民に対する防災知識の普及に関すること。
  - イ 地震、津波に関する情報の正確、迅速な提供に関すること。
  - ウ 県民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること。
  - エ 災害時における広報活動及び被害状況等の速報の協力に関すること。
  - オ 報道機関の施設、機器類等の整備の事前点検と災害予防のための設備の整備に関すること。
- (5) 一般社団法人愛媛県バス協会、一般社団法人愛媛県トラック協会、石崎汽船株式会社(愛媛県



旅客船協会)

- ア 防災関係機関の要請に基づき、協会加盟事業所からの緊急輸送車両等の確保に関する事。
- イ 災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関する事。

(6) 社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会

- ア 災害ボランティア活動体制の整備に関する事。
- イ 被災者の自立的生活再建支援のための生活福祉資金の融資に関する事。

**8 その他公共的団体及びその他防災上重要な施設等の管理者**

(1) 輸送機関（町営バス）

- ア 安全輸送の確保に関する事。
- イ 災害対策用物資等の輸送に関する事。

(2) 農業協同組合、森林組合

- ア 共同利用施設等の保全に関する事。
- イ 被災組合員の援護に関する事。
- ウ 食料、生活必需品、復旧資材等の援護物資の供給の協力に関する事。

(3) 商工会

- ア 被災商工業者の援護に関する事。
- イ 食料、生活必需品、復旧資材等の援護物資の供給の協力に関する事。

(4) 危険物施設管理者、プロパンガス取扱機関

- ア 危険物施設等の保全に関する事。
- イ プロパンガス等の供給の確保に関する事。

(5) 内子町社会福祉協議会

- ア 災害ボランティア活動体制の整備に関する事。
- イ 被災者の自立的生活再建支援のための生活福祉資金の融資に関する事。

(6) 社会福祉施設等管理者

- ア 施設利用者等の安全確保に関する事。
- イ 福祉施設職員等の応援体制に関する事。

**9 町民・事業者**

(1) 町民

ア 町民

- (ア) 自助の実践に関する事
  - (イ) 地域における自主防災組織等の防災活動への参加に関する事
  - (ウ) 食料、飲料水、その他の生活必需物資の備蓄に関する事
- イ 自主防災組織
- (ア) 災害及び防災に関する知識の普及啓発に関する事
  - (イ) 地域における安全点検、防災訓練その他の災害応急対策の実施に関する事
  - (ウ) 避難、救助、初期消火その他の災害応急対策の実施に関する事
  - (エ) 町又は県が実施する防災対策への協力に関する事

(2) 事業者

ア 事業者

- (ア) 来所者、従業員及び事業所の周辺地域に生活する住民の安全確保に関する事
- (イ) 災害時において事業を継続することができる体制の整備に関する事
- (ウ) 地域における自主防災組織等の防災活動への協力に関する事
- (エ) 災害応急対策の実施に関する事
- (オ) 町又は県が実施する防災対策への協力に関する事

資料編 ○ 防災関係機関連絡先一覧
-------------------

## 第3節 地震発生の条件

### 1 地質の特性

愛媛県の地質は、阿波池田から伊予三島、西条、松山南方の砥部を経て伊予灘・豊予海峡を横切って大分に至る「中央構造線」によって二分され、この構造線の北側を内帯、南側を外帯と呼んでいる。

内帯には、領家帯と呼ばれる領家変成岩類・領家花崗岩類・広島花崗岩類が北部に、中生代の和泉層群と呼ばれる堆積岸からなる地層が南部に分布しており、外帯には、北から順に三波川帯、秩父帯、四万十帯が帯状構造で分布する。

本町の小田地区の大部分及び五十崎地区の南部地区は秩父帯に属し、内子地区及び五十崎地区の大部分並びに小田地区の北部は三波川帯に属し、五十崎地区の大部分及び内子地区の南東部は御荷鉾帯に属している。秩父帯は、中・古生代の地層からなり、主に砂岩、頁岩、粘板岩、チャート、石灰岩、玄武岩質凝炭岩層からなっており、御荷鉾帯は、御荷鉾緑色岩類と呼ばれる火山砕屑岩、火山岩からなり、三波川帯は、結晶片岩類からなる地層で構成されている。この中でも、特に三波川帯は、主に粘土・砂等の堆積岩が地下の高い温度や圧力を受けてできたもので小さな鉱物の結晶が一定の方向に並び、また、複雑なうねりを生じており薄くはがれやすい性質であるため、地すべりが発生しやすい特徴がある。

### 2 活断層

愛媛県は、活断層調査を実施し、平成8年度から11年度までのトレンチ調査結果、大学等研究機関によるトレンチ調査結果、歴史資料などから、愛媛県内の中央構造線活断層系の活動履歴を総合的に評価し、各活断層の分布と長さ、活断層によって想定されるマグニチュード、活断層の最新活動時期と活動間隔、最新活動時期以降現在までの経過時間から想定した地震危険度（経過時間率）をとりまとめた。

中央構造線活断層系のように四国だけでも延長190kmに達する長大な活断層は、いくつかに分割して地震を発生させる可能性が高いと考えられている。しかし、一度に活動する区間（セグメント）の設定は、現在活断層研究の第一級の研究課題となっている。愛媛県では、右横ずれ断層に伴う隆起方向や活断層の枝分れの形態と最新活動時期などからセグメント区分を行い、西から伊予断層、川上断層、小松断層、岡村断層、石鎚-池田断層の各セグメントに区分した。

伊予断層、川上（重信・北方断層）、小松断層は個別にM7クラスの地震を発生させる可能性が高いと考えられる。しかしながら、これらの活断層が連動して活動する可能性も否定できない。特に、桜樹屈曲部を挟んだ川上断層と小松断層の連動については、肯定的見解、否定的見解の両論があるので、これを考慮して2つの活断層が連動する場合の地震規模も示した。岡村断層は、単独のセグメントとして活動する可能性が高く、地震規模はM7.5クラスと考えられる。石鎚・畑野・寒川・池田・三野断層では、個別のセグメントに区分しがたいため、1つのセグメントとして評価し、総延長82kmで地震規模はM8クラスと評価した。

セグメント区分と想定地震規模

セグメント名	伊予断層	川上断層	小松断層	岡村断層	石鎚-池田断層
構成断層	上灘沖・米湊・伊予	重信・北方・川上	川上東部・小松	岡村	石鎚・畑野・寒川・池田・三野
長さ (km)	23	21	22	30	82
		43			
マグニチュード	7クラス	7クラス 7.5クラス	7クラス	7.5クラス	8クラス
単位変位量 (m)	2	—	—	5～6	6～9 (推定)
		—			
最新活動時期 (T)	13世紀以降	10世紀以降	12世紀以降	9～13世紀以降	16世紀以降
		10～12世紀以降			
再来間隔 (R)	約2,000	3,500～4,000	1,400～1,600	約2,000年	約1,000年
		約1,500年			
経過時間率 (T/R)	<0.4	<0.3	0.5～0.6	0.5	0.4～0.5
		0.5～0.7			
断層面	高角度北傾斜 (ほぼ鉛直)				

3 南海トラフ

四国から駿河湾までの太平洋沿岸を含む南海トラフ沿いの地域では、ここを震源域として大地震が繰り返し発生していることが知られている。

(1) 南海トラフに発生する地震

南海トラフに発生する地震は、主に四国や紀伊半島が乗っている陸のプレートの下へ太平洋側からフィリピン海プレートが沈み込むことに伴って、これら2つのプレートの境界面 (以下「プレート境界面」という。) が破壊する (ずれる) ことによって発生する。また、時にはプレート境界面から枝分かれした陸のプレート内の高角の断層 (以下「分岐断層」という。) も含めて破壊し、海底での上下地殻変動を大きくすることや局地的に強い揺れを生じさせる可能性もある。

(2) 過去の地震について

過去の南海地震については、1498年以降現在までの約500年間に5回発生した可能性がある。史料に記述されている地震では、1605年以降、4回の地震があり、その発生間隔は92.0年から147.2年までの範囲にあり、平均発生 (活動) 期間は114.0年となる。最新の発生が1946年12月21日であることから、最新発生からの経過時間は2012年1月1日現在で65.0年となり、平均発生期間の半分以上経過したこととなる。

なお、684年以降現在までの間に、南海地震は東南海地震との同時発生も含めると、少なくとも8回M7.9～8.6の地震が発生した可能性がある。

(3) 次の地震について

次の南海地震と東南海地震の発生時期の関係は、過去の事例 (発生時期のずれは2年程度以内) を踏まえ、同時又は相互に近接して発生するかのどちらかである可能性が高いと考えられる。後者の場合には、東南海地震、南海地震の順番で発生する可能性が高いと考えられる。

また、次の南海地震発生までの1946年の地震からの間隔は、1946年の地震における応力の解放

量が過去の南海地震の平均的なそれに比べ小さいと考えられることから、時間予測モデル（限界応力値に達すると地震が発生するモデル）に基づき、過去の平均発生間隔114.0年よりは短いと推定される。

一方、次の東南海地震発生までの1944年の地震からの間隔は、過去の東南海地震が南海地震の発生と同時に又は相互に近接して発生してきていること、次の南海地震発生までの間隔が114.0年よりは短いと推定したこと、及び昭和東南海地震のマグニチュードがそれ以前のものより小さめであったことから、過去の平均発生間隔111.6年よりは短い可能性が高いと推定される。

地震調査研究推進本部の時間予測モデルによると、次の南海地震及び東南海地震の発生の可能性は年々高まっており、今後30年以内の発生確率は、南海地震で60%程度、東南海地震で60～70%程度に達すると推定される。

また、地震の規模は、個別に発生した場合では、南海地震はM8.4前後、東南海地震はM8.1前後となると考えられる。さらに、同時に発生した場合では、M8.5前後となる可能性が高いと考えられる。さらに、津波が発生する可能性もあると考えられる。なお、1946年の南海地震は過去の事例の中でもマグニチュードが小さかったことに注意する必要がある。

#### 4 地震想定

平成24年度から、県では大規模地震による被害想定調査を行い、平成25年6月には「愛媛県地震被害想定調査報告書」をまとめ、公表した。

本節は、県の報告書から本町の地震被害に関連する事項を抜粋し、まとめたものである。

##### (1) 前提となる地震の想定

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震を踏まえ、内閣府に設置された「南海トラフの巨大地震モデル検討会」は、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの地震・津波の想定を、平成24年8月29日に発表した。

平成25年3月には、愛媛県が、国の被害想定で使用された1次地下構造のモデルや四国地盤情報データベース、県内各所のボーリングデータ等を活用し、地盤地震の震度は125mメッシュ、津波は10mメッシュで想定を行った。

なお、浅部地盤（第四紀層）における地震動増幅計算は、内閣府では簡便な方法を用いていたが、愛媛県では詳細地盤モデルを設定したうえで、個別の地盤モデルごとに増幅計算を行っている。

##### (2) 想定地震

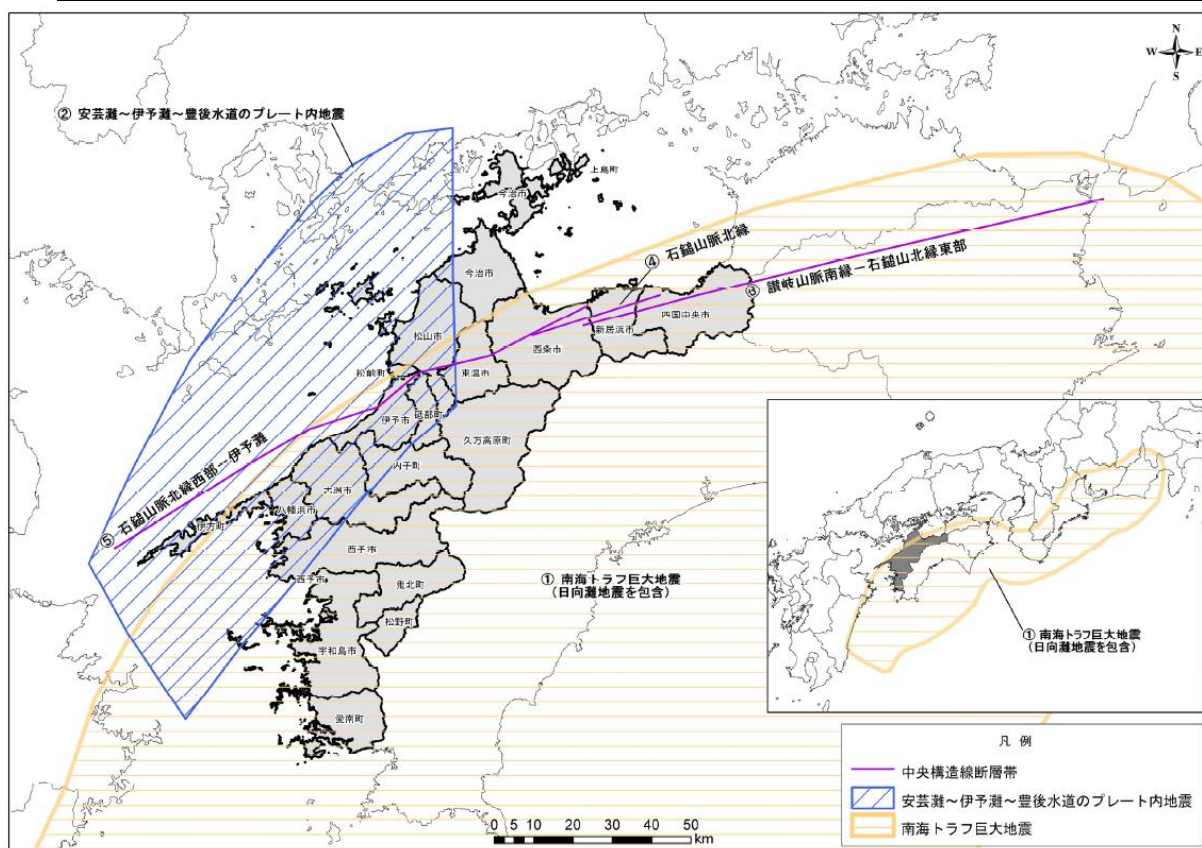
今回県が行った想定地震は、以下のとおり。

海溝型地震	①南海トラフ巨大地震 ②安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震
内陸型地震	③讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部（中央構造線断層帯）の地震 ④石鎚山脈北縁（中央構造線断層帯）の地震 ⑤石鎚山脈北縁西部－伊予灘（中央構造線断層帯）の地震

(3) 震度の想定

内子町における、各想定地震の最大震度は以下のとおり。

想定地震	想定震度 (最大)	
①南海トラフ巨大地震 (陸側ケース)	6強	
安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震	②北側	5強
	②南側	5強
③讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部 (中央構造線断層帯) の地震	4	
④石鎚山脈北縁 (中央構造線断層帯) の地震	4	
⑤石鎚山脈北縁西部～伊予灘 (中央構造線断層帯) の地震	6弱	



最も大きな揺れが想定される①のケースでは、最大震度が6強、町内のほぼ全域で震度6弱以上が想定されている。その中でも、町南西部の市街地や県道52号小田柳谷線等の小田川流域で震度6強が想定されている。

次いで大きな揺れが想定される⑤のケースでは、最大震度が6弱と想定されている。比較的揺れが大きい地域としては、町西部の市街地から北東方向に、中山川沿いで震度6弱が想定されている。

②のケースでは、最大震度が5弱と想定されている。比較的揺れが大きい地域としては、町西部の市街地が想定されている。

③、④のケースでは、小田川沿い、町東部の山間地で震度4が想定されている。

(4) 液状化危険度の想定

液状化の危険度について「液状化危険度は極めて高い」「液状化危険度はかなり高い」「液状化

危険度は高い」「液状化危険度は低い」「液状化危険度はかなり低い」の5段階に区分している。

想定地震	液状化の危険度 (最大面積比率)					
	極めて高い	かなり高い	高い	低い	かなり低い	
①南海トラフ巨大地震 (陸側ケース)	0.1%	2.9%	0.0%	0.1%	96.8%	
安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震	②北側 (南から破壊)	0.0%	0.0%	1.0%	2.0%	97.0%
	②南側 (北から破壊)	0.0%	0.0%	1.0%	2.1%	96.9%
③讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部 (中央構造線断層帯) の地震 (西から破壊)	0.0%	0.0%	0.0%	2.0%	98.0%	
④石鎚山脈北縁 (中央構造線断層帯) の地震 (東から破壊)	0.0%	0.0%	0.0%	1.9%	98.1%	
⑤石鎚山脈北縁西部～伊予灘 (中央構造線断層帯) の地震 (東から破壊)	0.0%	0.0%	0.2%	2.7%	97.1%	

(5) 土砂災害危険度の想定

土砂災害のうち、急傾斜地危険箇所、山腹崩壊危険地区、地すべり危険地区の各指定について、A～Cの3段階に区分した。最も危険度の高い危険度Aの箇所数は、以下のとおり。

想定地震	急傾斜地危険箇所 (県砂防課所管)	山腹崩壊危険地区 (県森林整備課所管)	地すべり危険箇所 (県砂防課所管)	地すべり危険地区 (県森林整備課所管)	地すべり危険地 (県農地整備課所管)
指定箇所総数	416	106	39	3	65
①南海トラフ巨大地震 (陸側ケース)	415	68	34	3	31
安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震	②北側	0	0	0	0
	②南側	15	0	0	0
③讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部 (中央構造線断層帯) の地震	0	0	0	0	0
④石鎚山脈北縁 (中央構造線断層帯) の地震	0	0	0	0	0
⑤石鎚山脈北縁西部～伊予灘 (中央構造線断層帯) の地震	122	14	4	1	3

5 被害想定

前述の想定地震のうち、最も大きな被害が想定される「南海トラフ巨大地震」(陸側ケース)の被害想定は下記の通り。

(1) 建物被害

建物被害については、揺れによる被害が最も多く、火災による焼失も438棟が想定されている。合計で、全壊1,873棟、半壊4,187棟、合計で6,060棟が被害を受けると想定される。これは町内の建物棟数20,648棟の29.3%に該当することから、3割近い建物が全壊・半壊の被害を受けると想定される。

	揺れ (棟)	液状化 (棟)	土砂災害 (棟)	地震火災 (焼失棟数) (棟)	合計 (棟)
全壊	1,333	65	37	438	1,873
半壊	3,994	107	86		4,187

(2) 屋外転倒・落下物の発生

屋外に設置されているブロック塀や自動販売機などの転倒が621件、窓ガラスや吊り看板等の落下が1,324件と想定される。

ブロック塀・自動販売機等の転倒				屋外落下物の発生	
ブロック塀 (件)	石塀 (件)	コンクリート塀 (件)	自動販売機 (台)	飛散物 (棟)	非飛散物 (棟)
352	189	75	5	662	662

(3) 人的被害

人的被害のうち、死者数は建物倒壊によるものが81人と最も多く、次いで土砂災害の3人となっている。また、負傷者数も同様に建物倒壊が1,010人と多数を占めている。死者・負傷者の合計は1,100人となることが想定される。これは、調査時点の夜間人口18,045人の6.1%に該当する。

建物等の揺れにより、自力での脱出が困難な者は、142人と想定される。

	建物倒壊 (人)	土砂災害 (人)	火災 (人)	ブロック塀倒壊等 (人)	合計 (人)
死者 (冬深夜)	81	3	0	0	84
負傷者 (冬深夜)	1,010	6	0	0	1,016

	揺れに伴う自力脱出困難者 (人)
自力脱出困難者・ 要救助者	142

(4) ライフライン

ライフラインについては、電力、通信（固定電話）の各施設において、災害発生直後は100%、下水道では92.6%、上水道では80.3%被害を受けることが想定される。

このうち、下水道、通信（固定電話）は1週間後には70%以上が回復するものの、上水道では断水率が61.7%と復旧は緩やかなものになると想定される。また、電力も停電率が67.4%となり、2/3程度の家庭で停電が1週間以上続くと想定される。

ア 上水道

給水人口 (人)	災害発生直後		1日後		1週間後		1ヶ月後	
	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)
15,410	12,374	80.3%	12,004	77.9%	9,508	61.7%	2,250	14.6%

イ 下水道

処理人口 (人)	災害発生直後		1日後		1週間後		1ヶ月後	
	支障人口 (人)	支障率 (%)	支障人口 (人)	支障率 (%)	支障人口 (人)	支障率 (%)	支障人口 (人)	支障率 (%)
5,127	4,747	92.6%	4,004	78.1%	1,446	28.2%	31	0.6%



ウ 電力

電灯軒数 (軒)	災害発生直後		1日後		1週間後		1ヶ月後	
	停電件数 (軒)	停電率 (%)	停電件数 (軒)	停電率 (%)	停電件数 (軒)	停電率 (%)	停電件数 (軒)	停電率 (%)
10,373	10,373	100.0%	9,108	87.8%	6,992	67.4%	643	6.2%

エ 通信 (固定電話)

回線数 (回線)	災害発生直後		1日後		1週間後		1ヶ月後	
	不通 回線数 (回線数)	不通 回線率 (%)	不通 回線数 (回線数)	不通 回線率 (%)	不通 回線数 (回線数)	不通 回線率 (%)	不通 回線数 (回線数)	不通 回線率 (%)
9,600	9,600	100.0%	8,842	92.1%	2,678	27.9%	1,617	16.8%

オ LPガス

消費戸数 (戸)	容器転倒戸数 (戸)	ガス漏洩戸数 (戸)
6,784	182	126

(5) 生活支障

避難者については、上水道の復旧が長期化し、困窮度が增大することから、災害発生から1週間後の避難所以外での避難者が多数発生するものと想定される。これにより、災害発生直後は災害発生の1日後には2,339人であるが、1週間後には4,762人に増加すると想定される。

帰宅困難者については、帰宅困難者(町外から来ていて帰宅できない人)が1,822人、居住ゾーン外への外出者(町外に出ていて帰宅できない人)が2,807人となり、合計4,629人となることが想定される。

生活物資については、食糧、飲料水、毛布のいずれも想定される避難者に対応するには相当量の不足が想定される。また、仮設トイレは、下水道の復旧まで、1ヶ月間にわたり一定量の不足が想定される。

医療機関については、入院で133人分、外来で649人分が不足すると想定される。

ア 避難者・帰宅困難者・仮設住宅必要世帯

避難者						帰宅困難者		仮設住宅 必要世帯 (世帯数)
1日後		1週間後		1ヶ月後		帰宅 困難者	居住ゾ ーン外への 外出者	
避難者計 (人)	避難所 (人)	避難者計 (人)	避難所 (人)	避難者計 (人)	避難所 (人)			
2,339	1,403	4,762	2,381	4,403	1,321	1,822	2,807	243

イ 物資不足・仮設トイレ不足

物資不足量				仮設トイレ不足量			
1～3日合計		4～7日合計		毛布	1日後	1週間後	1ヶ月後
食糧 (食)	飲料水 (リットル)	食糧 (食)	飲料水 (リットル)				
11,020	28,271	28,420	70,596	2,348	5	8	4

ウ 医療機能支障

転院 患者数 (人)	入 院			外 来		
	需要量 (人)	供給量 (人)	不足量 (人)	需要量 (人)	供給量 (人)	不足量 (人)
13	144	11	133	721	72	649

(6) その他被害

災害廃棄物については、建物倒壊等により13.56万トンが発生すると想定される。

要配慮者については、単身高齢者、要介護認定者、障害者、5歳未満の乳幼児、難病患者、妊産婦、外国人を対象とし、最大で554人と想定している。

ア 災害廃棄物・文化財の被害・エレベーター閉じ込め・要配慮者・孤立集落

災害廃棄物 (万トン)	エレベーター 閉じ込め		避難所に避難する 要配慮者			文化財の 被害 (棟)	孤立 集落 (集落)
	閉じ込 め者数 (人)	停止 台数 (台)	1日後 (人)	1週間後 (人)	1ヶ月後 (人)		
13.56	5	30	327	554	308	0	0

イ ため池被害・漁業施設被害・農業被害

ため池被害						農業被害
危険度ランクA		危険度ランクB		危険度ランクC		液状化 危険度が 高い農地 (㎡)
危険 箇所数 (箇所)	影響 世帯数 (世帯)	危険 箇所数 (箇所)	影響 世帯数 (世帯)	危険 箇所数 (箇所)	影響 世帯数 (世帯)	
2	74	19	257	20	269	1,321,626

## 第2章 地震災害予防対策

地震による被害を最小限にとどめるためには、日常における教育・訓練の実施、施設の耐震性確保及び住民の生活確保等に係る対策の実施が重要である。

本章においては、これらの災害予防活動及び対策について定める。

### 第1節 想定される地震の適切な設定と対策の基本的考え方

地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定し、その想定結果に基づき対策を推進する。

地震の想定に当たっては、古文書等の資料の分析、地形・地質の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、できるだけ過去に遡って地震の発生等をより正確に調査する。

想定した地震による被害想定は、今後県が行う想定結果によるものとする。

また、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには一定の限界があることに留意する。

なお、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせた一体的な災害対策が必要である。

## 第2節 防災思想・知識の普及

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、町民はその自覚を持ち、食料・飲料水等の備蓄など、平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、近隣の負傷者や避難行動要支援者の救助・支援、避難場所や避難所での自主的な活動、あるいは、国、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動への協力など、防災への寄与に努めることが求められる。このため、町、県及び関係機関は、町民等に対し、自主防災思想の普及、徹底を図る。

町は、地震防災対策の円滑な実施を確保するため、町職員の教育を行うとともに、学校教育、社会教育等を通じて、住民等に対し地震及び防災に関する知識の普及・啓発に努める。

### 1 町職員に対する教育

町職員としての確かつ円滑な地震防災対策を推進するとともに、地域における防災活動に率先して参加させるため、次の事項について、研修会等を通じ教育を行う。

- (1) 地震に関する基礎知識、一般的な知識
- (2) 町地域防災計画（震災対策編）と町の地震防災対策に関する知識
- (3) 緊急地震速報を覚知したときの具体的に取るべき行動に関する知識
- (4) 地震が発生した場合に、具体的に取るべき行動に関する知識
- (5) 職員として果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担）
- (6) 家庭及び地域における地震防災対策
- (7) 家庭の地震対策と自主防災組織の育成強化対策の支援
- (8) 地震対策の課題その他必要な事項

なお、上記(3)、(4)及び(5)については、毎年度、各課室等において、所属職員に対し十分に周知しておく。

また、各課室等は、所管事項に関する地震防災対策について、それぞれが定めるところにより所属職員の教育を行う。

さらに、専門的知識を有する防災担当職員の確保及び育成に努める。

### 2 教職員及び児童生徒等に対する教育

町教育委員会及び学校長は、前記1に掲げる町職員に準じて教職員への教育を行うとともに、「愛媛県学校安全の手引き」（県教育委員会編）等を参考にして、学校安全計画に地震等災害に関する必要な事項（防災組織、分担等）を定め、学校における体系的な防災教育の実施及び防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努め、児童生徒等が地震災害に関する基礎的・基本的な事項を理解し、思考力・判断力を高め、自ら危険を予測し、「主体的に行動する態度」を育成するよう安全教育等の徹底を指導する。また、学校において、外部の専門家や保護者等と協力しながら、「愛媛県学校安全の手引き」（県教育委員会編）等をもとに、学校安全計画及び災害に関する必要な事項（防災組織・分担等）を定めたマニュアルを策定する。

- (1) 各教科、学級活動、ホームルーム活動、学校行事等、教育活動全体を通じて、地震等災害に関する基礎的知識を修得させるとともに、地震等災害発生時の対策（避難場所・避難経路・避難方

法の確認、地震等防災知識の普及・啓発等)の周知徹底を図る。

- (2) 住んでいる地域の特徴や過去の地震等について継続的な防災教育に努める。
- (3) 中学校、高等学校の生徒を対象に、応急手当の実習を行う。
- (4) 学校教育はもとより様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画の下で開発するなどして、地震災害と防災に関する理解向上に努める。

### 3 住民に対する防災知識の普及

町は、地震発生時に町民が的確な判断に基づき行動できるよう、消防本部等と連携して防災講座の開催などにより、地震及び防災に関する知識の普及・啓発を図る。

その際には、要配慮者への対応や被災時の男女のニーズの違い等にも留意する。

#### (1) 一般啓発

##### ア 啓発の内容

- (ア) 地震・津波に関する基礎知識
- (イ) 緊急地震速報を覚知したときの具体的にとるべき行動に関する知識
- (ウ) 地震が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- (エ) 防災関係機関等が講じる地震防災対策等に関する知識
- (オ) 地域及び事業所等における自主防災活動の基礎知識
- (カ) 山・崖崩れ危険予想地域等に関する知識
- (キ) 避難場所、避難所、避難路、その他避難対策に関する知識
- (ク) 住宅の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止、火災予防、非常持出品の準備、家具・ブロック塀等の転倒防止対策等、家庭における防災対策に関する知識
- (ケ) 応急手当等看護に関する知識
- (コ) 避難生活に関する知識
- (サ) 要配慮者への配慮、男女のニーズの違い等に関する知識
- (シ) コミュニティ活動及び自主防災組織の強化に関する知識
- (ス) 早期自主避難の重要性に関する知識
- (セ) 防災士の活動に関する知識
- (ソ) 南海トラフ地震に伴う地震動に関する知識(地震被害想定調査等)
- (タ) 南海トラフ地震が時間差で発生することの危険性
- (チ) 災害時の家庭内の連絡体制の確保

##### イ 啓発の方法

- (ア) 町防災行政無線放送
- (イ) インターネット(町ホームページ)の活用
- (ウ) 広報紙、パンフレット、ポスター等の利用
- (エ) 映画、ビデオテープの利用
- (オ) 講演会、講習会の実施
- (カ) 広報車の巡回
- (キ) 防災訓練の実施
- (ク) 各種ハザードマップ等の利用

(2) 社会教育を通じた啓発

町及び町教育委員会は、PTA、青少年団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて地震防災に関する知識の普及・啓発を図り、各団体の構成員がそれぞれの立場から地域の地震防災に寄与する意識を高める。

ア 啓発の内容

住民に対する一般啓発に準ずるほか、各団体の性格等に合わせた内容とする。

イ 啓発の方法

各種講座・学級、集会、学習会、研修会等において実施する。

また、文化財を地震災害から守り、後世に継承するため、文化財巡視活動、文化財保護強調週間や文化財防火デーの実施等の諸活動を通じ、防災指導を行い、防災知識の普及を図る。

(3) 防災上重要な施設管理者に対する教育

大洲地区広域消防事務組合消防本部は、危険物を取り扱う施設や劇場など不特定多数の者が出入りする施設の管理者等に対し、緊急地震速報の活用や地震発生時における施設管理者のとりべき措置について知識の普及に努める。

(4) 「えひめ防災の日」及び「えひめ防災週間」における啓発

町は、「えひめ防災の日（12月21日）」を含む「えひめ防災週間（12月17日～12月23日までの一週間）」においては、その趣旨にふさわしい事業の実施に努める。

(5) 事業所等が実施する啓発

事業所は、災害時に果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献など）を十分に認識し、それぞれの事業所において、災害時に業務を継続するための事業継続計画を策定するよう努めるとともに、事業所施設等の耐震化の実施や、防災体制の整備、予想被害からの復旧計画の策定や各計画の点検・見直しのほか防災訓練などの防災活動の推進に努める。

また、事業所の防災に関する取組を事業所自身が積極的に評価等することなど、事業所の防災力の向上を図る。

このため、町は、県と連携して、事業所職員の防災意識の高揚を図るための啓発活動を行うとともに、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行うよう努める。

(6) 関係機関の活動

ア 指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関は、各所属職員に対し、所掌する事務又は業務に関する地震防災対策について教育を行うとともに、利用者等が実施すべき事項等について普及・啓発を行う。

イ 日本電信電話株式会社等の電気通信事業者は、災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努める。

4 普及の際の留意点

(1) 防災マップ等の活用

防災マップ、ハザードマップについては、住民の避難行動等に活用されることが重要であることから、配布するだけにとどまらず、認知度を高めていく工夫が必要である。また、防災マップが安心材料となり、住民の避難行動の妨げにならないような工夫も併せて必要である。

## (2) 災害教訓の伝承

町は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

## 第3節 住民の防災対策

地震による被害を軽減するためには、住民一人ひとりが、地震や防災に関する正しい知識を持ち、家庭、地域、職場等で自ら防災対策を実践するとともに、地域における自主防災組織等の防災活動に積極的に参加することが重要である。

このため、町及び県は、防災意識の啓発及び防災情報の提供等に努める。

### 1 住民の果たすべき役割

住民は、地震災害から自らを守る（自助）とともにお互いに助け合う（共助）という意識と行動のもとに、平常時及び地震発生時において、概ね次のような防災対策を実践する。

#### (1) 平常時の実施事項

- ア 地震防災に関する知識の習得に努める。
- イ 緊急地震速報を覚知したときの具体的にとるべき行動に関する知識の習得に努める。
- ウ 地域の避難場所、避難所、避難経路、避難方法及び地域住民相互の連絡方法を確認する。
- エ がけ崩れが発生するおそれのある地域の危険箇所の把握に努める。
- オ 建築物の所有者派家屋の耐震診断を行うとともに、その診断結果を踏まえ、耐震改修等適切な措置を講じる。
- カ 家具、ピアノ、冷蔵庫、窓ガラス等について、転倒、飛散等による被害の発生を防ぐための対策を講じる。
- キ 石油ストーブやガス器具等について、対震自動 소화装置等火災予防措置を実施する。
- ク 飲料水、食料、携帯トイレ、トイレットペーパー、日用品や衣料品等生活必需品を備蓄するとともに、避難の際に必要な物資を持ち出すことができるように準備をしておく。（飲料水、食料については最低7日分、うち3日分は非常用持出し。）また、動物飼養者にとっては飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養について準備をしておく。
- ケ ラジオ等の情報収集の手段を確保する。
- コ 地域の防災訓練に進んで参加する。
- サ 家族で災害時の役割分担及び安否確認方法を決めておく。
- シ 隣近所と地震発生時の協力について話し合う。
- ス 消化器その他の必要な資機材を備える。
- セ ブロック塀、広告板その他の工作物および自動販売機を設置しようとする者は、当該工作物の耐震性を確保するために必要な措置を講じるとともに、当該工作物等を定期的に点検し、必要に応じ、補強、撤去等を行う。
- ソ 避難行動要支援者は、自主防災組織等及び町に対し、あらかじめ避難の際に必要な自らの情報を提供するよう努める。

#### (2) 地震発生時の実施事項

- ア まず我が身の安全を図る。
- イ 出火防止及び初期消火に努める。
- ウ 適時、適切な早めの避難を実施する。



- エ 自力による生活手段の確保を行う。
- オ 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。
- カ 秩序を守り、衛生に注意する。
- キ 自動車、電話の利用を自粛する。
- ク 避難所では、相互に協力して自主的に共同生活を営み、避難所が円滑に運営するよう努める。

## 2 町、県の活動

### (1) 防災意識の啓発

町は、住民への災害及び防災に関する知識の普及に努める。県は、町に積極的に協力する。

### (2) 防災情報の提供

町及び県は、災害発生現象、災害危険箇所、避難場所、避難所、過去の災害状況その他の災害及び防災に関する情報を収集するとともに、住民に提供する。

### (3) 災害時応援協定の締結

町は、県や市町村、団体等と災害時の応援協定を締結している。今後は、必要な協定を精査し、協定の締結促進に努める。

## 第4節 自主防災組織の防災対策

地震による被害を軽減するためには、住民が相互に協力し、地域や職場において自発的に活動することが、より効果的である。

このため、町は、自主防災組織の育成強化に努め、住民による自発的な防災活動を促進する。

### 1 自主防災組織の育成強化

住民の自主的な防災活動は、住民が団結し組織的に行動することがより効果的であり、自治会等を中心とした自主防災組織の活動が極めて重要である。

このため、町は、自主防災組織を活性化させ、要配慮者への支援や女性の参画促進にも配慮しながら、その育成強化を図る。

また、町は、本地域防災計画に自主防災組織の育成について定め、その役割及び活動、町の行う指導方針等を具体的に明らかにするとともに、各種の助成事業等を活用して、必要な活動の拠点となる施設の整備及び資機材の充実を図る。

#### (1) 組織の編成単位

自主防災組織がその機能を十分に発揮するため、組織の編成単位については、地域の実情に応じ、次の点に留意する。

ア 自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要とされるので、住民が連帯感をもてるよう適正な規模で編成するものとし、大規模な組織にあっては、いくつかのブロックに分ける。

イ 他地域への通勤者が多い地域は、昼夜間の活動に支障のないよう組織を編成する。

ウ 地域内の事業所と協議のうえ、事業所の自衛消防組織等も自主防災組織に位置づける。

#### (2) 組織づくり

既存の自治会等の自治組織を自主防災組織へ育成することを基本に、次のような方法により組織づくりを行う。

ア 自治会長等を対象にリーダー養成のための研修会等を開催し、組織の核となる人材を育成する。

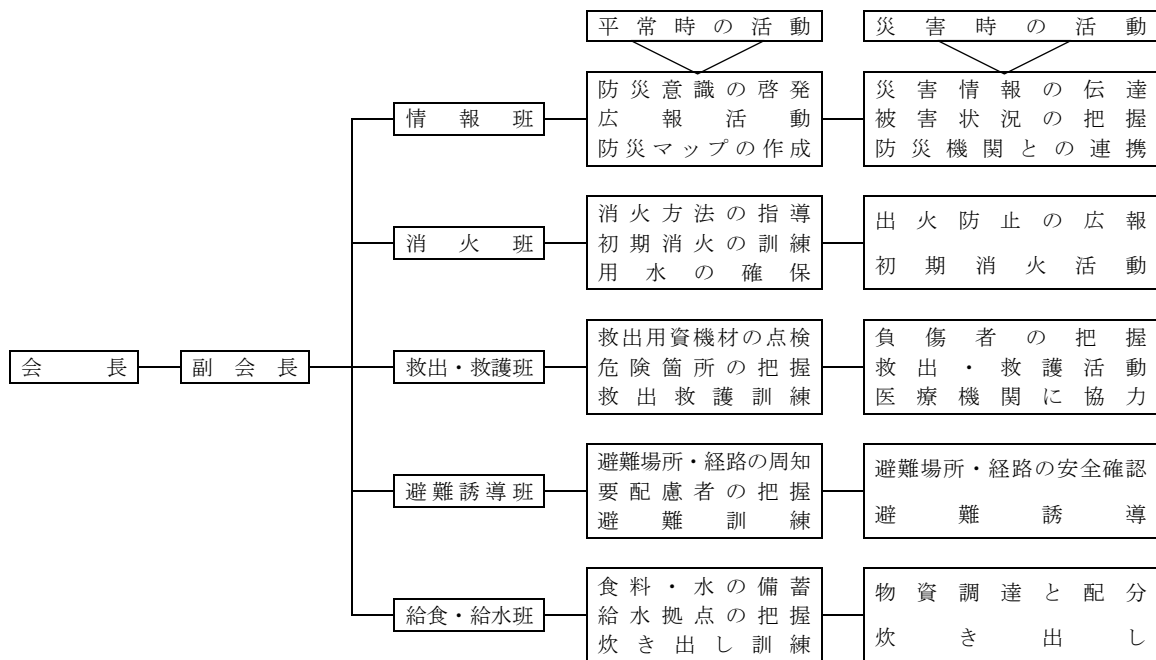
イ 自治会等の自治組織に、活動の一環として防災活動を組み入れることにより、自主防災組織として育成する。

ウ 女性団体、青年団、PTA等その地域で活動している組織を活用することにより、自主防災組織として育成する。

エ 自主防災組織が、災害時に最も効果的に活動するためには、誰が何を受け持つかをしっかり決めて、お互いの役割や関係を体系づけておく。

また、自主防災組織の編成については、それぞれの規約で定めるところによるが、一般的には、次のような組織編成が考えられる。

自主防災組織と役割



2 地域における自主防災組織の果たすべき役割

自主防災組織は、町と連携し、「自分たちの地域は自分たちで守る」という精神のもとに、災害発生に備えて、平常時において次の活動を行う。

(1) 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備えと災害時の的確な行動が重要であるため、防災講座、講習会、研究会、映写会、その他集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

また、要配慮者や女性を含む住民の参加による定期的な防災訓練の実施などにより、防災意識の普及に努める。

主な啓発事項

- ① 南海トラフ地震等の知識
- ② 地震情報の性格や内容
- ③ 平常時における防災対策
- ④ 災害時の心得
- ⑤ 自主防災組織が活動すべき内容
- ⑥ 自主防災組織の構成員の役割等

(2) 「自主防災マップ」の作成

自主防災組織は、町が作成する総合防災マップ等をもとに身近に内在する危険や、避難所等災害時に必要となる施設等を表わす地図を作成し、掲示、あるいは各戸に配布することにより、住民一人ひとりの防災意識の高揚と災害時の避難行動の迅速・的確化を図る。

(3) 「自主防災組織の防災計画書」の作成

地域を守るために必要な対策や自主防災組織構成員ごとの役割をあらかじめ防災計画書などに

定めておく。

(4) 「自主防災組織の台帳」の作成

自主防災組織は、的確な防災活動に必要な組織の人員構成や活動体制、資機材等装備の現況、災害発生時の避難行動等を明らかにしておくため、自主防災組織ごとに次に掲げる台帳を作成しておく。

なお、作成にあたっては、個人情報の取扱いに十分留意する。

- ア 世帯台帳（基礎となる個票）
- イ 避難行動要支援者名簿
- ウ 人材台帳

(5) 「防災点検の日」の設置

家庭と地域の対策を結びつける効果的な防災活動を行い、また、防災活動用の資機材及び備蓄物資の整備・点検を定期的に行うため「防災点検の日」を設ける。

(6) 防災訓練の実施

総合防災訓練、地域防災訓練、その他の訓練において、災害発生時の対応に関し次の事項を主な内容とする防災訓練を実施する。この場合、他の地域の自主防災組織、職域の防災組織、防災士や町等と有機的な連携を図る。

- ア 情報の収集及び伝達の訓練
- イ 出火防止及び初期消火の訓練
- ウ 避難訓練
- エ 救出及び救護の訓練
- オ 炊き出し訓練

(7) 地域内の他組織との連携

地域内事業所の防災訓練や地域におけるコミュニティ組織と連携を密にし、総合的な自主防災活動の推進に努める。

(8) 情報の収集・伝達体制の整備

自主防災組織は、災害発生時には地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して町等へ報告するとともに、防災関係機関から提供される情報を住民に迅速に伝達し、不安の解消や的確な応急活動を実施するため、あらかじめ次の事項を決めておく。

- ア 防災関係機関の連絡先
- イ 防災関係機関との連絡手段
- ウ 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

(9) 避難行動要支援者の援護体制の整備

自主防災組織は、町及び関係機関等と連携しながら、避難行動要支援者の避難等の援護を円滑に行うため、あらかじめ地域における避難行動要支援者に関する情報を把握するよう努める。

(10) 資機材等の備蓄

自主防災組織は、初期消火、負傷者の救出及び救護その他の応急的な措置に必要な資機材及び物資を備蓄するよう努める。

### 3 町の活動

#### (1) 自主防災組織づくりの推進

町は、県の協力を得て自主防災組織づくりを推進する。

#### (2) 自主防災に関する意識の高揚

町は、住民の自主防災に関する認識を深めるため、講座や研修会等を開催する。

また、大洲地区広域消防事務組合消防本部は、消防の分野に係る知識・技能研修の実施や企業等が行う研修に対する講師の派遣などの協力を行う。

#### (3) 組織活動の促進

町は、消防団等と有機的な連携を図りながら職員の地区担当制等による適切な指導を行い、自主防災組織が行う訓練、その他の活動の充実化を促進する。

町及び県は、自主防災組織が行う防災活動が効果的に実施されるよう、防災リーダー（自主防災組織が行う防災活動において指導者的役割を担う者）の育成に努める。

### 4 自主防災組織と消防団等との連携

消防団は、地域住民により構成される消防機関であることから、自主防災組織の訓練に参加し、資機材の取扱いの指導を行う。また、消防団、警察、自衛隊のOBや防災士などに自主防災組織活動への積極的な支援を求めるなど、組織同士の連携や人的な交流等を積極的に図る。

### 5 事業所等における自主防災活動

#### (1) 自主防災組織

町内に立地する事業所等は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域に被害が拡大することのないよう的確な防災活動を行う必要がある。

特に、大規模な災害が発生した場合には、行政や住民のみならず、事業所等における組織的な初期対応が被害の拡大を防ぐうえで重要である。

このため、事業所等においては、自衛の消防組織等を編成するとともに、町や地域の自主防災組織と連携を図りながら、事業所及び地域の安全の確保に積極的に努める。

事業所等における自主防災活動は、概ね次の事項について、それぞれ事業所等の実情に応じて行う。

ア 防災訓練

イ 従業員等の防災教育

ウ 情報の収集・伝達体制の確立

エ 火災その他災害予防対策

オ 避難対策の確立

カ 応急救護

キ 飲料水、食料、生活必需品、医薬品など災害時に必要な物資の確保

ク 施設及び設備の耐震性の確保

### 6 地域における自主防災活動の推進

#### (1) 地区防災計画

内子町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、要配慮者の避難支援体制の

構築等自発的な防災活動の推進に努める。必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町に提案する。

町は、本地域防災計画に地区防災計画を位置付けるように提案を受けた場合、必要があると認めるときは本町地域防災計画に当該地区防災計画を定める。

(2) 地域防災力の充実強化に関する計画

町は、地区防災計画を定めた地区について、地区居住者等の参加の下、地域防災力を充実強化するための具体的な事業に関する計画を定めるほか、本地域防災計画において、当該地域に係る地域防災力の充実強化に関する事項を定め、その実施に努める。

## 第5節 事業者の防災対策

風水害等対策編第2章第5節「事業者の防災対策」を準用する。

## 第6節 業務継続計画の策定

風水害等対策編第2章第6節「業務継続計画の策定」を準用する。

## 第7節 ボランティアによる防災活動

風水害等対策編第2章第7節「ボランティアによる防災活動」を準用する。

## 第8節 地震防災訓練の実施

地震災害に対して各防災機関が相互に緊密な連携を保ちながら、内子町地域防災計画（震災対策編）に定める地震災害応急対策を迅速かつ的確に実施できるよう、技能の向上と住民に対する防災意識の高揚を図るため、図上又は実地で総合的かつ効果的な訓練を実施する。

訓練の実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、地震及び被害の想定を明らかにし、中山間地域における孤立地区の発生など地域の実情も考慮しながら、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するとともに、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見する訓練の実施にも努める。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。

また、訓練後には事後評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

### 1 防災訓練の実施責務又は協力

- (1) 町は、単独又は他の災害予防責任者と共同して、必要な防災訓練を行う。
- (2) 町及び災害予防責任者の機関に属する職員、従業員、使用人は、防災計画に定めるところにより、防災訓練に参加する。
- (3) 住民その他関係ある団体は、町及び災害予防責任者が行う防災訓練に協力する。

### 2 訓練の時期

訓練の種類により、最も訓練効果のある時期を選んで実施する。

### 3 訓練の方法

町は、関係機関等と共同し、又は単独で、防災訓練を実施する。

訓練に当たっては、次の点に重点をおくとともに、避難行動要支援者に対する救出・救助、自主防災組織と事業所等との連携、非常用電源設備を用いた通信連絡手段の確保など、地域の特性等による地震災害の態様等を十分に考慮し、実情に合ったものとする。

特に、避難訓練については、あらかじめ作成した避難計画に基づき実践的な訓練を行う。

- (1) 職員の安否確認・動員
- (2) 地震情報、その他防災上必要な情報の収集及び伝達
- (3) 災害発生時の広報
- (4) 災害発生時の避難誘導、避難の勧告・指示及び警戒区域の設定
- (5) 食料、飲料水、医療その他の救援活動
- (6) 避難所運営
- (7) 消防、水防活動
- (8) 救出・救助
- (9) 道路啓開
- (10) 応急復旧

### 4 防災訓練の広報

訓練の実施にあたっては、広報に努め住民等の積極的参加を求めるほか、訓練に伴う混乱防止に努める。

## 第9節 地震災害予防対策

地震による火災の発生、建築物等の倒壊等災害の発生を予防し又は軽減するための対策、被災者の救出のための対策、生活確保のための措置等平常時の予防対策を定める。

### 1 火災予防

町は、住民をはじめ事業所等の関係者に理解と協力を求め、地震による火災を未然に防止するために、予防査察及び火災予防運動等のあらゆる機会をとらえ、次の指導を徹底する。

#### (1) 一般家庭に対する指導

ア ガスコンロや石油ストーブ等の一般火気器具からの出火、とりわけ油鍋等を使用している場合の出火防止のため、揺れが収まったら直ちに火を消すこと、火気器具周辺に可燃物を置かないこと等の指導を行う。

イ 対震自動遮断装置付きガス器具や石油ストーブ等の使用並びに管理の徹底を図る。

ウ 家庭用消火器、消防用設備等の設置並びにこれら器具の取扱い方法について指導する。

エ 家庭用小型燃料タンクは、転倒防止装置を施すよう指導する。

オ 防火ポスター・パンフレットなどの印刷物の配布、その他火災予防期間中の広報車による呼びかけ、各家庭への巡回指導等を通じて火災予防の徹底を図る。

#### (2) 職場に対する指導

ア 消防用設備等の維持点検と取扱い方法の徹底を図る。

イ 終業時における火気点検の徹底を図る。

ウ 避難、誘導體制の総合的な整備を図る。

エ 災害発生時における応急措置要領を作成する。

オ 自主防災組織の育成指導を行う。

カ 劇場、旅館、雑居ビル、建築物の地階等の不特定多数の者が出入りする施設においては、特に出火防止対策を積極的に指導する。

キ 化学薬品を保有する学校・研究機関等においては、混合発火が生じないように適正に管理し、また、出火源となる火気器具等から離れた場所に保管するとともに、化学薬品の容器や保管庫、戸棚の転倒防止措置を施すよう指導する。

ク 危険物施設、高圧ガス（プロパンガスを含む。）施設、電気施設については、自主点検の徹底を指導するとともに、立入り検査等を通じて安全対策の促進を図る。

#### (3) 初期消火

地震発生時には、同時多発火災が予想され、消防力にも限界があることから、家庭や職場などで地域住民が行う初期消火が極めて有効である。このため、家庭の初期消火能力を高めるとともに、地域や職場における自主防災体制を充実させるなど、消防本部と消防団等が一体となった地震火災防止対策を推進するため、町は、次のとおり活動体制を確立する。

ア 家庭、地域における初期消火体制の整備

(ア) 地域単位で自主防災組織の育成を図り、平素から地震時における初期消火等について具体的な活動要領を定めておく。



- (イ) 家庭防火思想の普及徹底を図るため、組織づくりの推進及び育成を図る。
- (ウ) 幼年期における防火教育を推進するため、幼稚園児、小学生及び中学生を対象とした組織の育成・充実を図る。
- イ 職場における初期消火体制の整備
  - (ア) 震災時には事業所独自で行動できるよう事業所における自衛消防組織等の育成強化を図る。
  - (イ) 職場の従業員及び周辺住民の安全確保のために、平素から地震時における初期消火等について具体的な対策を作成する。
- ウ 地域ぐるみの防災訓練等の実施
  - (ア) 住民参加による地域ぐるみの防災訓練を実施し、初期消火に関する知識、技術の普及を図る。
  - (イ) 計画的かつ効果的に防災教育、防災訓練を行い、住民の防災行動力を一層高めていくとともに、家庭、自主防災組織及び事業所等の協力・連携を促進し、地域における総合防災体制の充実強化を図る。

## 2 消防力の充実強化

同時多発火災、交通障害、消防水利の損壊等困難な特徴をもつ地震災害が発生した場合に、現有消防力を迅速かつ効果的に活用し、被害を最小限にするため、町は、消防計画を整備するとともに消防力の充実強化に努める。

### (1) 総合的な消防計画の策定

消防組織法に基づき、地域防災計画に基づく消防計画を次のとおり策定する。

#### ア 震災警防計画

震災時において、消防本部及び消防団が適切かつ効果的な警防活動を行うための活動体制、活動要領の基準を定める。

#### イ 火災警防計画

火災が発生し、又は発生するおそれがある場合における消防職員・消防団員の非常招集、出動基準、警戒体制等について定める。

#### ウ 危険区域の火災防御計画

木造建築物や老朽構造物等の密集地域、消防水利の未整備等火災が発生すれば拡大が予想される区域について火災防御計画を定める。

### (2) 消防資機材等の整備

ア 大洲地区広域消防事務組合消防本部においては、消防ポンプ自動車、はしご付ポンプ自動車、化学消防自動車等日常火災に対する資機材を整備しているが、今後震災対策として有効な小型動力ポンプ付水槽車、電源車等の整備を推進する。また、救助工作車、高規格救急車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。

イ 消防団においては、小型動力ポンプ及び小型動力ポンプ付積載車を中心に整備する。

ウ 建築物の密集地域には、移動が容易な可搬式動力ポンプを重点的に整備する。

資料編 ○ 大洲地区広域消防事務組合保有救助資機材一覧  
○ 消防団保有機械

(3) 消防団の育成

- ア 消防団は、震災時には消防機関の活動を補充し、地域の実情に応じた活動が期待されていることから、消防団員の確保に努めるとともに、活性化対策を積極的に推進する。
- イ 災害活動能力をさらに向上させるため、実践的な教育訓練を実施する。
- ウ 消防団を活用した地域住民への防災指導により一層努める。

3 消防水利の整備

地震時には、水道施設の被害や水圧の低下等により消火栓の使用が困難になり、防火水槽の破損も予想されるため、消火栓に偏らない計画的な水利配置を行うとともに、消防水利の耐震化及び自然水利等の確保を図る。

(1) 防火水槽の耐震化及び自然水利等の確保

今後は、耐震構造の防火水槽の整備を推進するとともに、密集市街地では初期消火が重要であることから、湖沼やため池用水の消火用水としての利用を促進するほか、河川水やプールなどの確保もより一層推進する。

(2) 耐震性貯水槽の整備促進

火災の延焼拡大の危険性が高い地域や消防活動の困難な地域等を中心に、耐震性貯水槽の整備を推進する。

資料編 ◦ 消防水利の現況

4 建築物等の耐震対策

(1) 建築主の責務

建築主は、自らの生命及び財産を守るため、次の事項を実施し、建物の耐震性の向上を図る。

- ア 軟弱地盤対策及び瓦等の落下物対策を講じる。
- イ 所有する建築物等の耐震性を建築物の耐震改修の促進に関する法律等に基づいて診断し、耐震性に欠けるものについては耐震補強等必要な措置を講じる。

(2) 町の役割

町では、次の実施基準に基づき「木造住宅耐震診断事業」を行い、民間建築物の耐震性の向上に努めている。また、防災拠点となる公共施設等の耐震化についても、計画的かつ効果的な実施に努める。

診断の対象となる 木造住宅	① 昭和56年5月31日以前に着工されたもの ② 在来軸組工法により建築されたもの（伝統構法、枠組み壁工法、丸太組工法、大臣等の特別な認定を得た工法は除く。） ③ 平屋又は2階建て住宅（併用住宅を含む。） ④ 延べ面積が500m <sup>2</sup> 以下の住宅
補助の対象者	対象住宅の所有者
対象となる耐震診断	「愛媛県木造住宅耐震診断事務所」の登録を受けた建築士事務所が「愛媛県木造住宅耐震診断マニュアル」に基づき実施する「耐震診断」（診断以外の「耐震補強計画」や「補強設計」等は助成の対象外）
補助金の額	補助対象経費の3分の2以内、かつ、最高2万円を限度に補助
備考	平成18年4月1日から施行

(3) ガラスの飛散防止

町は、県と連携して多数の人が通行する市街地の道路等に面する建物の窓ガラス、家庭内のガラス戸棚等の飛散防止による事故の防止及び安全対策等を指導する。

(4) ブロック塀の倒壊防止

町は、広報紙等を活用して安全なブロック塀の築造方法及び既存ブロック塀の補強方法等について指導する。

(5) 家具等の転倒防止

町は、広報紙等を活用してタンス、食器棚、冷蔵庫等の転倒による事故の防止及び安全対策等を指導する。

(6) 落下、倒壊のおそれのある危険構築物

地震の発生により、道路上及び道路周辺の構築物等が落下、倒壊することによる被害の予防、特に避難路、緊急輸送道路を確保するため、道路管理者、警察署長、電力会社及び西日本電信電話株式会社等は、次により、それぞれ道路周辺等の点検・補修・補強を行い、又は要請する。

物件名	対策実施者	措置等
横断歩道橋	道路管理者	耐震診断等を行い、落橋防止を図り道路の安全確保に努める。
道路標識、交通信号機等	公安委員会 管理者	施設の点検を行い、速やかに改善し、危険の防止を図る。
枯死した街路樹等	管理者	樹木除去等適切な管理措置を講じるよう努める。
電柱・街路灯		設置状態の点検を行い、倒壊等の防止を図る。
アーケード、バス停上屋等	設置者 管理者	新設については、安全性を厳密に審査する。既存のものは、各施設管理者による点検、補強等を進める。設置者又は管理者は、これらの対策・措置に努める。
看板、広告物		許可及び許可の更新に際し、安全管理の実施を許可条件とする。許可の更新時期に至っていないものについては、関係者の協力を求め安全性の向上を図る。設置者又は管理者は、許可条件を遵守するとともに、安全性の向上に努める。
ブロック塀	所有者	既存のブロック塀の危険度を点検し、危険なものについては、改良等をする。新設するものについては、安全なブロック塀を設置する。
ガラス窓等	所有者	破損、落下により通行人に危害を及ぼさないよう補強する。
自動販売機	管理者	転倒により道路の通行及び安全上支障のないよう措置する。
樹木、煙突	所有者	倒壊等のおそれがあるもの、不要なものは除去に努める。

5 情報システムの安全対策

町の情報や通信に係る各種情報システムについて、風水害等の発生時におけるシステム継続稼働を確保するため、災害に強いシステムを整備するとともに、データバックアップの実施を徹底するほか、重要データの複製を比較的被災しにくい場所に保管する措置の導入に努める。

6 被災建築物等に対する安全対策

(1) 被災建築物応急危険度判定

県は、被災建築物応急危険度判定士を育成するため、講習会を開催するとともに、「愛媛県地

震被災建築物応急危険度判定士資格認定制度要綱」に基づき、地震被災建築物応急危険度判定士の認定・登録を行っている。

町は、町職員、建築関係団体等の講習会の受講、地震被災建築物応急危険度判定士の登録を推進するとともに、地震発生時に被災建築物応急危険度判定を円滑に実施するため、平素から県及び(公社)愛媛県建築士会との連絡体制を整備する。また、災害対策本部や避難所等の防災活動の拠点となる建築物について、すみやかに判定を実施する体制を整備する。

#### (2) 被災宅地危険度判定

県は、被災宅地危険度判定士を育成するため、講習会を開催するとともに、「愛媛県被災宅地危険度判定実施要綱」に基づき、被災宅地危険度判定士の認定・登録を行っている。

町は、町職員、建築関係団体等の講習会の受講、地震宅地危険度判定士の登録を推進するとともに、地震発生時に被災建築物応急危険度判定を円滑に実施するため、平素から県との連絡体制を整備する。

### 7 都市防災不燃化促進対策

町は、地震火災から町民の生命を守るため、避難場所、避難路の周辺等にある建築物の不燃化を促進する。

- (1) 町は、避難場所及び避難路の周辺等に計画する建築物の不燃化を促進する。
- (2) 県と連携しながら、防火地域・準防火地域の指定を推進する。
- (3) 学校、病院、高層建築物等は、不特定多数の者に対する危険防止のため、建築物の適切な配置、不燃堅牢化を促進する。

## 第10節 水害予防対策

風水害等対策編第2章第11編「水害予防対策」の定めるところによるが、特に、大規模地震発生に伴う水害を予防するため、河川管理施設の整備を計画的に進めるとともに、消防力（水防）の強化等に努め、地震後の二次災害対策に万全を期す。

### 1 河川管理施設の整備等

- (1) 河川管理者並びに町は、地震が発生した場合は、直ちに水門及び閘門の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講じる。また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておく。
- (2) 河川管理者並びに町は、必要に応じ次の事項について別に定める。
  - ア 堤防、水門等の点検方針・計画
  - イ 堤防、水門等の自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等の方針・計画
  - ウ 水門や陸閘等の閉鎖を行う操作員等の安全管理に配慮しつつ、迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法
  - エ 孤立が懸念される地域のヘリコプター臨時発着場、河川等の整備の方針・計画
  - オ 同報無線の整備等の方針・計画

### 2 避難対策等

地震発生時においては、家屋倒壊、火災、崖崩れ等が予想されるなか、迅速、的確な避難活動を行う必要があるため、町等は、避難のための可能な限りの措置をとることにより、生命、身体の安全の確保に努める。その際、要配慮者についても十分考慮する。

また、避難対策の周知にあたっては、住民に対し避難の際は、自らの身の安全を確保しつつ、可能な限り出火防止措置を実施すること、及び地域の防災活動に参加することを啓発する。

なお、具体的な避難対策等については、風水害等対策編第3章第7節「避難活動」及び本編第3章第6節「避難活動」に定めるところによる。

### 3 消防機関等の活動

- (1) 町は、消防機関及び水防団が円滑な避難の確保等のために講じる措置について、次の事項を重点にその対策を定める。
  - ア 地震情報等の情報の的確な収集及び伝達
  - イ 避難誘導
  - ウ 土嚢等による応急浸水対策
  - エ 自主防災組織等の避難計画作成等に対する指導
  - オ 救助・救急等
  - カ 緊急消防援助隊等応援部隊の進出・活動拠点の確保
- (2) 地震が発生した場合は、町は、次のような措置をとる。
  - ア 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
  - イ 水門及び閘門の操作又は操作の準備並びに人員の配置
  - ウ 水防資機材の点検、整備、配備

#### 4 交通対策

町は、県公安委員会、道路管理者等と連絡をとり、水害のおそれがある箇所の交通規制や避難路に関する交通規制の内容をあらかじめ把握しておく。

#### 5 水道、電気、ガス、通信及び放送関係の活動

##### (1) 水道

町は、円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を講じるものとし、水道施設に被害が生じた場合にあっては、町内の管工事組合等に応援を要請するなどし、迅速な応急対策に努める。

また、町では対応が困難な場合は、県に応援を要請する。

##### (2) 電気

電気事業の管理者は、円滑な避難を確保するため、警報等の伝達や避難時の照明の確保等が必要なことから、電力供給のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施する。

##### (3) ガス

ガス事業の管理者は、円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施する。

##### (4) 通信

通信事業の管理者は、警報等の情報を確実に伝達するため、電源を確保する。

また、地震発生後、電波が輻輳した場合の対策等の措置を講じる。

##### (5) 放送

放送事業の管理者は、次の措置を講じる。

ア 放送事業者は、各計画主体と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報等、防災関係機関や居住者等及び観光客等が円滑な避難を行うために必要な情報の提供に努めるよう留意する。

イ 発災後も円滑に放送を継続できるよう、あらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置を講じるものとし、その具体的内容を定める。

#### 6 町自らが管理又は運営する施設に関する対策

##### (1) 不特定かつ多数の者が出入する施設

町が管理する庁舎、各総合支所、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、病院、学校等の管理上の措置は、概ね次のとおりである。

なお、具体的な措置内容は、施設ごとに別に定める。

##### ア 各施設に共通する事項

##### (ア) 地震情報等の入場者等への伝達

#### 留意事項

- ① 来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な避難行動をとり得るよう適切な伝達方法を検討すること。
- ② 避難所や避難経路、避難対象地区、交通規制状況その他必要な情報をあわせて伝達するよう事前に検討すること。

- (イ) 入場者等の安全確保のための退避等の措置
  - (ウ) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
  - (エ) 出火防止措置
  - (オ) 水、食料等の備蓄
  - (カ) 消防用設備の点検、整備
  - (キ) 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入手するための機器の整備
- イ 個別事項
- (ア) 病院、診療所等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置
  - (イ) 学校等にあつては、当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置
  - ウ 社会福祉施設等にあつては、重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のために必要な措置
- (2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置
- ア 災害対策本部が設置される本庁舎、また分庁舎、支所等の管理者は、前記(1)のアに掲げる措置を取るほか、次に掲げる措置を取る。
- また、災害対策本部等を町が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請する。
- (ア) 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
  - (イ) 無線通信機等通信手段の確保
  - (ウ) 災害対策本部等の開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保
- イ 指定避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力する。
- (3) 工事中の建築等に対する措置
- 工事中の建築物その他の工作物又は施設については、原則として工事を中断する。

## 第11節 地盤災害予防対策

地すべり、山崩れ、崖崩れ等による災害を未然に防止し、また被害を最小限にとどめるため、危険区域の把握を行い、災害を防除するための防災事業を実施する。

さらに、危険区域の住民に対しその周知を図り、警戒避難体制の確立を図る。

### 1 危険地域の現状把握

本町内には、地すべり防止区域指定箇所、土砂災害危険箇所、急傾斜地崩壊危険区域及び山地災害危険地区等が存在し、その状況は資料編に掲げるとおりであるが、危険を事前に察知し、被害の拡大を防ぐために、町担当班、消防団その他自主防災組織や一般住民等の協力によって、災害発生が予想される危険区域（箇所）を巡視し、警戒する。

#### (1) 地すべり防止区域

本町では、地すべり等防止法第3条の規定に基づく地すべり防止区域が77箇所指定されており、ひとたび地すべりが発生すると、多くの人家、農耕地、公共施設等に被害を与える直接被害にとどまらず、その後の降雨等により重大な二次災害の発生が予想される。このため、県に対して地すべり防止区域のうち、滑動が著しい地区の防止工事を重点的に実施するなど、災害防止に必要な地すべり防止の諸施策の実施を要請していく。

#### (2) 急傾斜地崩壊危険区域

町内では、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条の規定に基づき急傾斜地崩壊危険区域が24箇所指定されている。この指定がなされた区域内では、次の措置がとられており、今後ともこの促進を図っていく必要がある。

なお、未指定の急傾斜地崩壊危険箇所については、関係住民の理解と協力を得ながら、県に対して指定の促進を図っていく。

また、土地所有者が崩壊防止工事を施行することが、困難又は不相当と認められるものについては、緊急度の高いもの及び地域住民の協力が得られるものから順次、急傾斜地の崩壊を防止する工事施工等を県に対して積極的に働きかけるものとする。

ア かけ崩れを助長したり誘発したりする行為の規制

イ 標識の設置等による住民への周知

ウ 防災パトロール等によるかけ地の保全や管理についての住民指導

エ 必要に応じた防災措置の勧告や改善命令

オ 住民自身が施行することが困難又は不相当な箇所の崩壊防止工事の実施

#### (3) 山地災害危険地区

山崩れ、地すべり又はこれらによって発生した崩壊土砂により、人家・公共施設等に被害を与えるおそれのある山地災害危険地区については、崩壊土砂流出危険地区137箇所、山腹崩壊危険地区105箇所、地すべり危険地区3箇所を把握している。

これらの地区について調査点検し、保安林又は保安施設地区への指定を推進して、治山事業を積極的に推進する。



資料編	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地すべり防止区域指定箇所一覧</li> <li>○土砂災害（特別）警戒区域 指定箇所一覧</li> <li>○急傾斜地崩壊危険箇所一覧表</li> <li>○土石流危険渓流</li> <li>○山地災害危険地区一覧表（崩壊土砂流出）</li> <li>○山地災害危険地区一覧表（山腹崩壊）</li> </ul>
-----	---

## 2 土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備

現在、町には土砂災害警戒区域が98箇所指定されている。このため、警戒区域毎に情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定める。

- (1) 土砂災害警戒区域内に主として要配慮者が利用する施設がある場合は、本地域防災計画において、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。
- (2) 町域に土砂災害警戒区域を含む場合は、本地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保するうえで必要な事項を記載した印刷物の配布等により住民に周知する。

資料編	○土砂災害（特別）警戒区域 指定箇所一覧
-----	----------------------

## 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進

町は、地域の土砂災害警戒区域等や避難所等を網羅した総合防災マップ等を作成し、配布等により住民へ周知する。

### 4 農地保全

風水害等の異常な自然現象に際し、崩壊の危険のある農地農業用施設の保全を図る。

### 5 治山事業の実施

林地の保全に係る治山施設の積極的な設置を関係機関に要請し、流域の保全及び土砂崩壊等による災害の防止を推進する。

また、荒廃地及び荒廃の兆しのある山地災害危険地区のうち地況、林況、地質特性、保全対象等から判断し、緊急を要するものから治山事業の実施を関係機関に要請する。

## 6 液状化対策の推進

県が実施した地震被害想定調査によると、本町の五十崎地区において液状化の発生する可能性が高いとされており、中でも安政南海地震と同程度の地震が発生した場合には、五十崎地区内の8%の地域で極めて高い液状化の危険性が指摘されている。町は、これらの地域に関する概要の把握に努め、公共土木施設等の耐震点検及び施設の設計、計画時における活用に努める。

また、施設の設置にあたっては、地盤改良による液状化の発生を防止する対策を図るとともに、万一液状化が発生した場合においても施設の被害を防止するため、必要に応じ耐震補強に努める。

## 第12節 孤立地区対策

風水害等対策編第2章第29節「孤立地区対策」を準用する。

## 第13節 町民生活の確保対策

地震が発生した場合の住民の生活や安全を確保するため、あらかじめ町等において避難計画を作成するほか、食料や生活物資等の確保、医療救護・防疫体制等の確立などに努める。

また、町及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

### 1 避難計画の作成

町及び学校、病院、社会福祉施設、工場等防災上重要な施設の管理者は、震災時に安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、避難所、避難路、避難方法及び避難誘導責任者等を定めた避難計画を作成し、住民等に周知徹底を図るとともに、計画に基づいた訓練を行う。

町は、避難計画の作成にあたり、あらかじめ避難所、避難路を指定するとともに、避難所に必要な設備、資機材の配備を図る。

#### (1) 避難場所及び避難所の指定

町は、住民の生命・身体の安全を確保するため、あらかじめ避難所等を指定しているが、施設の老朽化、人口動態の変化、また災害種別等により見直す場合には、次の基準により避難所を指定緊急避難場所及び指定避難所に区分して選定・確保し、本地域防災計画に定めておく。なお、町は、避難所施設の管理者や自主防災組織等と避難所の開設や運営方法、役割分担等について協議等を行うとともに、情報を共有する。

また、これらの避難場所、避難所を平素から関係地域住民に周知を図り、速やかに避難できるようにしておく。

さらに、要配慮者に配慮し、旅館やホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるとともに、プライバシーの確保や男女のニーズの違い等にも配慮するほか、動物の同行避難が可能な避難所の設置も検討する。

#### ア 指定緊急避難場所及び指定避難所の定義

指定緊急避難場所	災害から一時的、緊急的に避難する場所で、災害種別対応可能を明示
指定避難所	指定緊急避難場所からの緊急避難者や救出者を応急的に収容避難するための施設で、災害種別対応可能を明示

イ 指定の基準

指定緊急避難場所、指定避難所の基準

指定緊急避難場所	指定避難所
<p>① 災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものであること。</p> <p>② 地震に対して安全な構造を有する施設又は周辺に地震が発生した場合において人の生命、身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であること。</p> <p>③ 要避難地区のすべての住民（昼間人口も考慮する。）を収容できるよう配置すること。なお、避難場所の必要面積は、避難者1名につき0.5㎡以上を目安とする。</p> <p>④ 地区分けは、自治会等の単位を原則とし、主要道路、鉄道、河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避けること。</p> <p>⑤ 地震、洪水、土砂災害、大火事、原子力災害の災害種別対応の適否を明示。</p>	<p>① 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。なお、避難者の必要面積は、1名につき2㎡以上を目安とする。</p> <p>② 速やかに被災者等を受け入れ、生活関連物資を配布することが可能な構造又は施設を有すること。</p> <p>③ 想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。</p> <p>④ 主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、相談等の支援を受けることができる体制が整備されていること。</p> <p>⑤ なるべく被災地に近く、かつ集団的に被災者等を収容できること。</p> <p>⑥ 地震、洪水、土砂災害、大火事、原子力災害の災害種別対応の適否を明示。</p>

ウ 福祉避難所の指定

災害時に高齢者、障害者等の援護が必要となる要配慮者については、町内の社会福祉施設と連携し、一時的に収容保護を行うこととするが、要配慮者が多数に及ぶときは、次の施設を指定福祉避難所として速やかに開設できるよう、必要な設備の整備やヘルパー、福祉ボランティア等の協力体制の確立を図る。

指定福祉避難所一覧

地区	施設名	所在地	電話番号
内子地区	特別養護老人ホーム「みどり苑」	内子町立山4740	(0893) 45—0141
五十崎地区	特別養護老人ホーム「神南荘」	内子町五十崎甲881	(0893) 43—1901
小田地区	特別養護老人ホーム「緑風荘」	内子町小田149—1	(0892) 52—3101

資料編	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 指定緊急避難場所一覧</li> <li>○ 指定避難所等一覧</li> </ul>
-----	--

(2) 避難路の指定

町は、避難場所の指定にあわせ、町の現状等に応じて次の基準により一級・二級町道及びその他の町道を避難路に選定する。

ア 避難路は、緊急車両の通行等を考慮し、必要な幅員を有するものとする。

イ 避難路は、相互に交差しないものとする。

- ウ 避難路には、火災、爆発等の危険の大きい工場等がないよう配慮する。
- エ 避難路の選択にあたっては、住民の理解と協力を得て選定する。
- オ 避難路については、複数の道路を選定するなど、周辺地域の状況を勘案して行う。

**資料編 ○町道路線名称一覧（避難路）**

(3) 住民等への周知のための措置

町は、住民等の円滑な避難のための立退きに資するよう、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他円滑な避難のための立退きを確保する上で必要な事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努める。

(4) 避難所の設備及び資機材の配備

町は、要配慮者及び男女のニーズにも配慮して、必要な次の設備及び資機材をあらかじめ避難所に配備し、又は必要なとき直ちに配備できるよう準備しておく。

- ア 衛星携帯電話・無線LAN等の通信機材・設備
- イ 放送設備
- ウ 照明設備（非常用発電機を含む。）
- エ 炊き出しに必要な機材及び燃料
- オ 給水用機材
- カ 救護施設及び医療資機材
- キ 物資の集積所
- ク 仮設の小屋又はテント
- ケ 仮設トイレ
- コ 防疫用資機材
- サ 清掃用資機材
- シ 工具類
- ス 非常電源
- セ 日用品
- ソ 備蓄食料及び飲料水
- タ テレビ、ラジオ等の災害情報の入手機器
- チ その他、粉ミルクや紙おむつ、生理用品等

(5) 町等の避難計画

ア 町の避難計画

町の避難計画は、次の事項に留意して作成するとともに、自主防災組織の育成等を通じて平素から避難体制の確立を図る。

避難計画作成時の留意事項
(ア) 避難の勧告又は指示の伝達方法
(イ) 避難場所、避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
(ウ) 避難場所、避難所への経路及び誘導方法（特に、要配慮者への配慮）
(エ) 避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項

- a 給水措置
- b 給食措置
- c 毛布、寝具等の支給
- d 衣料、生活必需品の支給
- e 負傷者に対する応急救護
- (オ) 避難所の管理に関する事項
  - a 避難収容中の秩序保持
  - b 避難民に対する災害情報の伝達
  - c 避難民に対する応急対策実施状況の周知徹底
  - d 避難民に対する相談業務
- (カ) 災害時における広報
  - a 防災行政無線、広報車による周知
  - b 避難誘導員による現地広報
  - c 住民組織を通じた広報
- (キ) 夜間及び休日、荒天時等あらゆる条件下における避難誘導體制の整備

#### イ 防災上重要な施設の管理者の留意事項

学校、病院、工場、その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図ると同時に、訓練等を実施することにより避難の万全を図る。

(ア) 学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮したうえで、避難の場所、経路、時期及び誘導、並びにその指示伝達の方法等のほか、児童生徒等の保護者への引渡し方法及び地域住民の避難場所、避難所となる場合の受入方法等をあらかじめ定める。

(イ) 学校及び町教育委員会においては、義務教育及び高等学校の児童生徒等を集団的に避難させる場合に備えて、避難場所の選定、収容施設の確保、並びに保健、衛生及び給食等の実施方法について定める。

(ウ) 病院等においては、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合における収容施設の確保、移送の方法、保健、衛生及び入院患者に対する実施方法等について定める。

#### (6) 避難所運営マニュアルの策定

町は、避難所における必要な情報の入手や、暑さ寒さ対策、健康・衛生管理、心のケアなど長期にわたる避難所運営を円滑に行うため、要配慮者や男女のニーズの違いに配慮し、マニュアルを策定するよう努める。

また、動物同行避難が可能な避難所については、避難所における動物飼養に関する事項についてもマニュアルに定めるよう努める。

## 2 食料及び生活必需品等の確保

地震災害が発生した場合の生活を確保するため、平常時から食料及び生活必需品等の確保について次の措置を行う。

### (1) 町の活動

ア 非常持出しができない被災住民や旅行者等に対する食料の備蓄

- イ 孤立が想定される地区における備蓄の推進
- ウ 町内における緊急物資流通在庫調査の実施
- エ 町内における緊急物資調達及び配分計画の策定
- オ 流通在庫がなく確保が困難な物資の備蓄の推進
- カ 大量調達が可能な小売業者等との災害時応援協定の締結促進
- キ 緊急物資の集積所の選定及び運営管理等の検討
- ク 住民が行う家庭内備蓄等の推進
- ケ 給食計画の策定

(2) 住民の活動

- ア 7日間程度の最低生活を確保できる緊急物資の備蓄
- イ アのうち、3日分程度の非常食料を含む非常持出し品の準備
- ウ 自主防災組織等による助け合い活動の推進
- エ 緊急物資の共同備蓄の推進

資料編 ○食料、生活必需品等備蓄状況
--------------------

### 3 飲料水の確保

(1) 町の活動

- ア 食料及び生活必需品等と同様に緊急援護物資備蓄の一環として、飲料水の備蓄に努めるほか、給水設備の復旧資材の備蓄を行う。
- イ 他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水計画を作成する。
- ウ 給水タンク、トラック等応急給水資機材を整備するとともに、貯水槽を設置する。
- エ 住民及び自主防災組織等に対し、貯水や応急給水について啓発・指導を行う。
- オ 水道工事業者等との協力体制を確立する。

(2) 住民及び自主防災組織の活動

- ア 住民（家庭）における貯水
  - (ア) 貯水量は、1人1日3リットルを基準とし、世帯人数の7日分以上を目標とする。（うち3日分程度を非常持出用として準備）
  - (イ) 貯水には、水道水等衛生的な水を用いる。
  - (ウ) 貯水に用いる容器は、衛生的で、安全性が高く、地震動により水もれ、破損しないものとする。
- イ 自主防災組織を中心とする飲料水の確保
  - (ア) 応急給水を円滑に実施するために、給水班を編成する。
  - (イ) 災害発生時に利用が予定される井戸、泉、河川、貯水槽の水は水質検査を実施して、町の指導のもとに利用方法をあらかじめ検討しておく。
  - (ウ) 応急給水に必要なとされるポンプ、水槽、ポリタンク、次亜塩素酸カルシウム等の資機材を整備する。

### 4 医療救護体制の確保

地震災害は複合的、広域的災害であり、医療機関の機能低下や交通の混乱による搬送能力の低下

等の事態が予想されるため、関係機関の協力により早期に広域的医療活動を実施し、傷病者の救護を行う。

#### (1) 実施方針

- ア 被災者に対する医療救護は、原則として町が行う。町だけでは対応が困難な場合は、隣接市町、県、国その他の関係機関の応援を得て行う。
- イ 災害の発生に伴い、住民の生命と健康の安全を脅かす事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、町は、町の被害状況及び救急・救助活動状況等の情報を収集・把握し、状況により県に対して健康被害の発生予防、拡大防止、治療等の広域的救護活動を迅速に実施するよう要請する。
- ウ 町は、県が実施した地震被害想定調査結果における死傷者数等を勘案しながら自然災害や大規模事故の発生に備え策定した医療活動要領に基づき、救護所の設置、救護班の編成、救護病院等の患者受入れ、医薬品・医療資機材等の確保等に係る諸体制の充実を図る。
- エ 医療救護活動の実施にあたっては、被災者のメンタルヘルスに配慮する。

#### (2) 初期医療体制

##### ア 内子町地域防災計画への記載事項等

町は、地震発生後の電話や道路交通等の混雑、不通により、緊急医療体制が十分に機能しない事態に対処するため、本地域防災計画に次の事項を記載するとともに、災害医療コーディネータ、県及び関係機関と連携し、災害時の被災地内の医療ニーズの収集・把握方法や救護班の受入れ・派遣方針等について、予め検討を行い、初期医療体制を確立する。

- (ア) 救護所の設置箇所を定め、住民に周知を図る。
- (イ) 救護所等に医療救護用の資機材を備蓄する。
- (ウ) 町内の医療機関の協力により、救護班を編成する。
- (エ) 救護班の派遣要請の方法、重症者の搬出方法等を定める。
- (オ) 応急手当等の家庭看護の普及を図り、自主防災組織等による自主救護体制の整備に努める。

##### イ 救護班の種類及び編成

- (ア) 町は、災害時に速やかに救護班を派遣する体制を整備するため、あらかじめ救護班の種類及び編成を定めるとともに、既に締結している協定に基づき、愛媛県医師会等の協力を得ながら医療救護活動を行う。
- (イ) 救護班の編成単位は、概ね医師1～2名、保健師、看護師4～5名、事務職員（自動車運転手を含む。）1～2名とする。

なお、災害及び救護業務の状況に応じて人員を増減し、また、薬剤師、助産師等の必要な技術要員を加えることができるほか、救護班の編成主体が別に定めることができる。

また、それぞれの救護班は、あらかじめ救護に必要な医薬品、衛生材料を整備し、招集連絡方法を定めておく。

#### (3) 後方医療機関

- ア 県は、救護所等に配置された救護班の医療で対処できない重症者及び中等症者を收容するため、救護病院又は救護診療所（以下「救護病院等」という。）を選定するとともに、災害

時における広域的な地域医療の拠点として災害拠点病院を、また災害基幹拠点病院を指定している。

区 分	指 定 基 準
救 護 病 院	全ての病院を選定
救 護 診 療 所	旧町村の区域で病院がなく、かつ公立の診療所がある場合に1か所程度選定 (本町においては「済生会小田診療所」が選定)
災 害 拠 点 病 院	二次医療圏ごとに1か所(松山圏域にあつては2か所)指定
災 害 基 幹 拠 点 病 院	県内に1か所指定

イ 救護病院等は、災害が発生した際に速やかに救護班を派遣できる体制を整備する。

ウ 救護病院等は、入院患者の移送及び通院患者への適切な対応を含めた災害対応マニュアル及び業務継続計画の作成に努めるとともに、職員に周知徹底を図るほか、防災訓練の実施や参加により実効性の向上に努める。

エ 救護病院等は、建物の耐震性の確保に配慮するとともに、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備、貯水槽等の整備を図り、停電時、断水時でも対応できるように努める。また、災害による交通・通信の遮断を想定し、他地域からの支援が得られるまでの間の救護活動に必要な医薬品、診療材料、医療機器等の備蓄に努める。

**資料編** ○ 医療機関一覧

(4) 災害情報の収集・連絡体制の整備

町は、医療機関の被害状況や外来患者の負傷状況、医療従事者の活動状況を把握するため、消防、医療機関等をネットワーク化した愛媛県広域災害・救急医療情報システム(えひめ医療情報ネット)の活用を図るなど情報通信手段の充実・強化に努める。

(5) 難病患者等の状況把握

町は、平常時の保健医療活動を通じて、難病患者や精神疾患等の慢性疾患患者、人工呼吸器や人工透析等の在宅医療を受けている患者の状況と医療を提供できる機関に関する情報の把握に努める。

(6) 医薬品、医療資機材等の確保体制の整備

町は、避難生活に必要な医薬品の備蓄等に努める。

(7) 災害医療に関する普及啓発、研修、訓練の実施

町は、大洲地区広域消防事務組合消防本部と連携し、一般住民に対して普通救命講習への受講を促し、緊急蘇生法などの家庭看護、トリアージの意義やメンタルヘルスなどの災害時における医療救護、献血者登録等に関する普及啓発に努めるとともに、医療及び行政関係者に対する災害医療に関する訓練の実施・参加を推進する。

(8) 住民及び自主防災組織が実施すべき事項

住民及び自主防災組織は、医療救護を受けるまでの応急手当の技術の習得、軽度の傷病に対応できる医薬品等の備蓄に努める。

また、住民は、献血者登録に協力する。



## 5 防疫・衛生活動の確保

地震災害の発生に伴う感染症の発生と流行を未然に防止するため、次により町は防疫体制の確立を図る。

- (1) 防疫実施計画を作成する。
- (2) 防疫用薬剤の調達計画を作成する。
- (3) 災害発生時に直ちに防疫活動が実施できる体制を整備する。
- (4) 住民が行う防疫活動及び保健活動について普及啓発を図る。

## 6 保健衛生活動体制の整備

地震災害の発生に伴う被災者の健康保持のために必要な保健衛生活動を行うための体制を迅速に整備する。

### (1) 情報収集体制の整備

町は、地震災害時の保健衛生活動に必要な情報の迅速かつ正確な収集・連絡等を行うための体制整備に努める。

### (2) 保健衛生活動に関する体制整備

町は、地震発災後迅速に保健師等による保健衛生活動が行えるよう体制を整備する。また、必要に応じ、保健師等の派遣・受入が可能となる体制の整備、災害時保健衛生活動マニュアルの整備、研修、訓練の実施等体制整備に努める。

## 7 し尿処理体制の確保

### (1) 町が実施すべき事項

- ア 県が実施した地震被害想定調査結果に基づき、発生するし尿の応急処理計画を定める。
- イ し尿処分地の選定及び仮設トイレの資機材を備蓄する。

### (2) 住民が実施すべき事項

- ア し尿の自家処理に必要な器具等を準備する。
- イ 自主防災組織の清掃班を中心として、資機材の点検を行い、必要に応じ仮設トイレの設置場所を選定する。

## 8 ごみ処理体制の確保

### (1) 町が実施すべき事項

- ア 県が実施した地震被害想定調査結果に基づき、発生する廃棄物の応急処理計画を定める。
- イ 住民及び自主防災組織に対し、廃棄物の応急処理方法や廃棄物を処理する上での役割分担を明示し、協力を求める。
- ウ ごみの臨時収集場所の選定及び清掃のための資材について準備する。

### (2) 住民が実施すべき事項

- ア ごみの自家処理に必要な器具等を準備する。
- イ 自主防災組織の清掃班が中心となり、地域ごとに住民が搬出するごみの仮置場を選定するとともに、ごみ処理資材の準備をする。

## 9 災害廃棄物の処理体制の整備

町は、災害時に発生する災害廃棄物の処理体制の整備及び仮置場の確保に努める。

## 第14節 要配慮者の支援対策

風水害等対策編第2章第18節「要配慮者の支援対策」を準用する。

## 第15節 広域応援体制の整備

風水害等対策編第2章第19節「広域応援体制の整備」を準用する。

## 第16節 防災情報通信システムの整備

風水害等対策編第2章第28節「防災情報通信システムの整備」を準用する。

## 第17節 ライフラインの耐震対策

大規模地震発生時においては、水道、電気、ガス等のライフラインの寸断による被害の発生が予想されるため、ライフライン事業者は、被害の防止及び軽減を図るため、施設等の耐震性の向上に努める。

また、ライフライン事業者は、あらかじめ被害状況の予測、把握及び緊急時の供給について計画を作成するとともに、応急復旧に関する事業者間の広域応援体制の整備に努める。

特に、第三次医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインについては、重点的に耐震化を進める。

### 1 水道施設（建設デザイン課）

町は、地震災害によって被災する箇所が生じても、それによってシステム全体の機能が麻痺することのないよう耐震性に配慮した水道施設の整備を図るとともに、被災した場合であっても、早急な復旧を行うことを基本に次の対策を講じる。

- (1) 災害発生時にも最低限必要な給水を確保できる施設整備を実施する。
- (2) 情報電送システム、監視・制御システムについては、災害時にも十分に機能が発揮できるように整備する。
- (3) 水道施設の広域化を推進し、水源の多元化、施設の多系統化、施設間の連絡管等の整備促進を図る。
- (4) 既存施設の耐震診断等を行って、耐震化計画を策定し、計画的に耐震化を推進する。

### 2 下水道施設（建設デザイン課）

#### (1) 下水道管理者の活動

町は、下水道施設の機能停止は一時的なものであっても生活者に多大の影響を与えることから、特に重要な管渠、終末処理場、ポンプ場について、耐震性を考慮して整備を促進する。

#### (2) 代替性の確保

町は、下水道施設が損傷を受け下水処理が不能となる場合を想定し、その早急な復旧や代替性の確保が可能となるよう処理系統を多様化するとともに、計画的な下水道施設の整備に努める。

#### (3) 耐震点検の実施

町は、幹線管渠、ポンプ場及び終末処理施設について、定期的に点検を実施し、耐震対策の必要な箇所の把握に努める。

#### (4) 施設の補強・整備

##### ア 管渠

軟弱地盤、液状化のおそれのある地盤においては、機能を確保させるために、可とう性管、可とう性継ぎ手、液状化しない埋め戻し材（碎石等）を採用して、緊急度の高い箇所から順次、補強や整備を実施する。

特に、老朽化している施設については、改築も含めて耐震対策指針に基づく施設の整備に努める。

##### イ 終末処理場、ポンプ場

終末処理場、ポンプ場の躯体との継ぎ手部分の配管については、可とう性と伸縮性を有するものを採用し、特に老朽化している施設については、改築も含めて耐震対策指針に基づく施設の整備に努める。

### 3 電力施設（電気事業者）

電気事業者は、地震災害予防のため、日常の保安点検等により施設の機能維持を図るとともに、電力設備等についても、十分な耐震性の確保に努めるほか、系統の多重化や拠点の分散等代替性の確保を進めるなど災害予防措置を講じる。

また、防災業務計画を策定して、電力施設の防護及び迅速復旧体制を確立する。

#### (1) 設備面の対策

##### ア 発・変電設備

過去に発生した地震災害及びこれに伴う被害の実態等を考慮した「発電用水力設備に関する技術基準」、「火力発電所の耐震設計指針」、「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」、「変電所等における電気設備の耐震対策指針」等に基づいて設計を行う。

##### イ 送・配電設備

地震により不等沈下や地すべり等が生ずるおそれのある軟弱地盤にある設備については、基礎の補強等による耐震対策を考慮するとともに、これらの地帯への設備の設置は極力避ける。

また、県等と連携を図りながら、電線共同溝の整備等を図る。

##### ウ 災害復旧用設備

電力施設の災害復旧を迅速に行うため、移動用の発電機、変圧器、遮断器、無線等を確保する。

#### (2) 体制面の対策

##### ア 保安の確保

設備の巡視・点検を行い、保安の確保を図る。

##### イ 要員の確保

従業員及び請負業者について、動員体制を確立する。

##### ウ 資機材等の確保

災害時のための資機材の確保及び輸送体制を確立する。

(ア) 応急復旧用資機材及び車両

(イ) 食料その他の物資

##### エ 電力融通

災害発生時に、一時的に供給力が不足することも考えられるので、他電力との電力融通体制を確立する。

### 4 ガス施設（液化石油ガス販売業者）

ガス事業者は、地震災害予防のため、ガス施設について耐震性に配慮した整備を行うとともに、平素から定期点検や防災訓練の実施、応急資機材の整備など災害予防対策を推進する。

#### (1) 施設の整備

液化石油ガス販売業者は、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に基づき、災害によって被災した家屋等においても、液化石油ガス施設による災害が発生しないように、

常日頃から消費者に対し次の対策を講じるとともに、緊急時の連絡体制及び緊急資機材の整備を図る。

町は、販売業者が実施する対策等に対して協力をする。

(1) 災害対策としての日常業務

液化石油ガス販売業者は、災害に対して的確な対応を行うため、日常の事業活動の中で以下の取組みに努める。

- ア 災害発生の緊急事態に備え、従業員の非常招集方法等について、予め定めておく。
- イ 顧客リストや配管図面等について、整備は当然のこと、保管体制の周知徹底を図り、どのような状況においても速やかに活用できるよう心掛ける。
- ウ 保安業務用機器並びにラジオ、携帯電話等情報収集機器を整備する。
- エ 通常時から消費者に災害発生時にとるべき対応についての啓発を図っておく。

(2) 災害に有効な設備対策

液化石油ガス販売業者は、日常の事業活動の中で以下の取組みに努める。

- ア S型保安ガスメータの設置
- イ ガス放出防止器等の設置
- ウ 業務用設備に対する耐震連動遮断装置の設置
- エ 容器転倒防止対策の徹底強化
- オ 高・低圧ホースの使用
- カ 燃焼器用ホースの使用
- キ 可能な限り露出配管での施工
- ク 可とう性に優れた配管材料の選定と施工
- ケ その他有効な設備対策

資料編 ○ 町内液化石油ガス販売事業者一覧

## 5 電信電話施設（西日本電信電話(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDDI(株)）

西日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ及びKDDI株式会社は、電信電話施設について建物、設備等に耐震・耐火措置を講じるとともに、災害対策用機器についても配備を充実するなど災害予防対策を推進する。

(1) 局舎の整備

耐震・耐火構造の局舎設計を行い、地震に起因する火災、浸水等の二次災害防止のため、防火扉、防潮板等を設置する。

(2) 局舎内設備の整備

- ア 局舎内に設置する電気通信設備の振動による倒壊、損傷を防止するため、支持金具等による耐震措置を講じる。
- イ 非常用予備電源として、蓄電池及び発動発電機を設置する。
- ウ バッテリー、予備エンジンの耐震強化を実施するとともに、相互応援給電網の実現に努める。

(3) 局外設備の整備

[内子町防災]

地下にある通信施設については、地震対策を実施する。

(4) 災害対策用機器の整備

ア 通信の全面途絶地域、避難所等との通信を確保するために、衛星通信無線車、災害対策用無線機、移動無線機等を配備する。

イ 局内通信設備が被災した場合、重要な通信を確保するため、代替交換装置として非常用移動電話局装置を主要地域に配備する。

ウ 震災時の長時間停電に対して、通信用電源を確保するために、主要局に移動電源車を配備する。

エ 局外通信設備が被災した場合、応急措置用として、各種応急用ケーブル、災害対策用機器等を配備する。

(5) 建物、鉄塔等の耐震診断の徹底と対策実施

ビル・鉄塔等の診断及び補強を実施するとともに、建物内の情報システムや端末の耐震対策を実施する。

(6) ネットワークの信頼性と柔軟性の確保

共通線、クロック回線等ネットワークの神経回線の2ルート化の推進及び回線増設等が柔軟にできるような対策を実施する。

(7) 通信ケーブルの地中化の推進

県等と連携を図りながら、電線類地中化計画に積極的に参画する。

(8) 運用監視センターや各種データベースの分散

県内の設備の監視・制御は、NTT西日本で一元的に行い、通信網異常時の影響度の把握とそれに必要な措置を迅速に行うため、コクピット化を図る。

また、重要な各種データ等については、分散して保管する。

## 第18節 公共土木施設等の耐震対策

道路、河川等の各種公共土木施設等は、ライフラインとともに、住民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものであり、また、地震発生後の災害復旧の根幹となるべき使命を担っている。

このため、それぞれの施設の目的に応じた整備促進に努めるとともに、(社)愛媛県建設業協会等に応援を要請しておくなど、応急復旧対策用人員及び資機材の確保と運用に係る体制の整備を図る。

また、余震や豪雨等に伴う二次災害を防止するための体制を整備するとともに、資機材の備蓄を可能な限り行う。

そのほか、災害発生時の緊急輸送活動のために、多重化や代替性を考慮しつつ確保すべき輸送施設(道路等)及び輸送拠点について把握し、緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、応急活動等を円滑に進めるためのマニュアルの作成に努める。

さらに、災害復旧・復興に備え、施設台帳等の各種データの整備・保存、重要な公共土木施設等の資料整備と複製保存に努める。

### 1 道路施設等の整備

#### (1) 緊急輸送道路の確保

道路交通の確保は、大規模災害発生後において、避難や救助をはじめ、物資の輸送や諸施設の復旧など応急対策活動を実施するうえで必要不可欠である。

町においては、県指定の緊急輸送道路と町の防災活動拠点(本庁舎、分庁舎、支所、避難収容施設、救援物資集積所等)を結ぶ道路は特に重要となるため、関係機関と連携をとり、前記道路及びそれにつながる町道の改良整備を推進し、これらを有機的に連結させて緊急輸送ネットワークを形成し、諸活動の円滑化に努める。

また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図るものとする。

さらに、発災後の道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について(一社)愛媛県建設業協会等と協定を締結し体制の整備を図る。また、道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開計画等を策定するものとする。

#### (2) 定期点検等の実施

道路管理者は、諸施設の防災点検や耐震点検を定期的実施し、防災対策等の必要な箇所の把握に努める。また、通常のパトロール等においても目視等による点検を実施する。

#### (3) 道路施設の耐震対策及び改良整備

道路管理者は、耐震点検等で対応が必要とされた箇所(区間)及び未改良区間について、緊急性の高い箇所(区間)及び路線から順次、耐震対策や改良整備を実施する。

### 2 河川管理施設

#### (1) 河川管理施設の確保

河川管理者は、豪雨等による河川堤防の決壊や耐震性に配慮した河川改修等治水事業を実施

し、河川管理施設の整備促進に努める。

(2) 耐震点検の実施

河川管理者は、耐震点検を定期的実施し、震災対策に必要な箇所の把握に努める。

また、通常パトロールにおいても目視等による点検を実施する。

(3) 施設の補強・整備

河川管理者は、耐震点検で対応が必要とされた施設について、緊急度の高い箇所から順次、補強や整備を実施する。

### 3 砂防等施設

(1) 砂防等施設の確保

砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設（以下砂防等施設）の管理者は、施設の耐震機能を高め、土砂災害危険箇所の解消を図るべく施設の整備促進に努めるとともに、地震発生後には、各施設に異状がないか点検パトロールを行うなど余震、豪雨等に伴う二次災害を防止する体制を整備する。

(2) 耐震点検の実施

砂防等施設の管理者は、施設の耐震点検を定期的実施し、震災対策に必要な箇所の把握に努める。

(3) 施設の補強・整備

砂防等施設の管理者は、耐震点検で対策が必要とされた施設について、緊急度の高い箇所から順次、補強や整備を実施する。

### 4 治山等施設

(1) 治山等施設の確保

林地荒廃防止施設及び地すべり防止施設（以下「治山等施設」という。）の管理者は、山地災害危険地区の解消を図るため、施設の耐震機能の向上や整備促進に努めるほか、地震発生時には、各施設に異状がないか点検パトロールを行うなど、余震、豪雨等に伴う二次災害を防止する体制を整備する。

(2) 耐震点検の実施

治山等施設の管理者は、施設の耐震点検を定期的実施し、耐震対策に必要な箇所の把握に努める。

(3) 施設の補強・整備

治山等施設の管理者は、耐震点検で対策等が必要となった施設について、緊急度の高い施設から順次、補強や整備を実施する。

### 5 鉄道施設

鉄道事業者は、橋梁、土構造物等の施設を主体に、必要により補強対策等を推進し、耐震性の向上を図るとともに、地震等による異常事態が発生したときは、運転規制等によって災害の防止を図る。

また、地震発生後の早期復旧を期するため、次により復旧体制を整備する。

(1) 復旧要員の動員及び関係機関との協力応援体制

(2) 復旧用資機材・機器の手配



## (3) 防災知識の普及

## 6 農地・農林業施設

本町は、瀬戸内海の寡雨地帯に位置し、慢性的な水不足地域であることから、古来より農業用水源の把握に努めるとともに、圃場整備、かんがい排水事業、土地改良総合整備事業、農村振興総合整備事業、中山間地域総合整備事業により基盤整備を推進する。

近い将来発生が予想される東南海・南海地震などの大規模な地震発生（震度5以上）により、対象となるため池が被害を受けて決壊した場合に、ため池の貯水状況、堤体の被害の程度、周辺の土地の利用状況等により、下流域の住宅や園芸施設への影響、道路や橋の損傷、がけ崩れ等の被害だけでなく、ため池がはん濫する危険性が想定される。

今後、ソフト面においては、ため池決壊時の被害が広域的かつ多大となる可能性があるため池を対象とし、航空レーザー測量により作成した地形図を基に、浸水被害想定区域図を作成し、ため池ハザードマップ（ため池等農地災害危機管理対策事業）を作成する。

なお、はん濫水が流下する可能性がある範囲や、安全な場所（指定緊急避難場所・指定避難所等）を設置するなど、ため池の危機管理区域について、県と連携しながら、自治会の自主防災組織やため池管理者、消防団等との協議を行い、地域住民に広く周知し、町内ため池の施設管理状況に努め、安心・安全なまちづくりに取り組む。

また、町は農業用施設及び公共施設の災害を未然に防止し、町土保全に資するため、老朽化が著しく緊急に整備を要する小規模ため池か、県単独土地改良事業、小規模ため池整備事業等により整備を行う。

農地等の防災・保全と農業用施設の維持管理のため、施設管理者は、管理、点検の一層の強化を図る中で、危険度の高いものから順次設計基準に基づき、必要に応じて耐震構造とした設計で整備促進を図る。

## 資料編 ○ため池一覧

## 7 防災上重要な施設

町は、庁舎、病院、学校、社会福祉施設等のうち、特に災害時に情報伝達、避難誘導及び救助等の防災業務の中心となる公共建築物の耐震性の向上を図り、倒壊防止に努めるとともに、自家発電設備等の整備により、停電時でも利用可能なものとするよう努める。

また、防災拠点となる公共施設の耐震化については、計画的かつ効率的な実施に努める。

## (1) 医療救護施設の整備

在院患者の安全と医療救護機能を維持するために必要な病院施設の耐震化の促進を図る。

## (2) 社会福祉施設等の整備

社会福祉施設等の収容者等を地震災害から守るため施設の耐震化を図る。

## (3) 学校等施設の整備

児童、生徒の生命の安全を確保するとともに、円滑な避難等の災害応急対策を実施するため、学校等の施設の耐震化を図る。

## (4) 不特定多数が利用する公的建物の整備

教養文化施設、集会施設、スポーツレクリエーション施設等不特定多数の者が利用する公共施

設の耐震化を図る。

(5) 庁舎、消防施設、警察施設等の整備

庁舎、消防施設、警察施設、緊急物資集積場所となることが予想される施設等災害対策の拠点となる施設の耐震化を図る。

(6) 地域防災拠点施設

地域の防災活動を円滑に実施するため、また平常時には防災に関する広報・訓練を実施するための拠点となる施設の整備を図る。

地震災害時に災害応急対策及び応急復旧工事の拠点として、自動車駐車場、交通広場等オープンスペースの整備を図る。

## 8 都市公園施設

(1) 都市公園施設の確保

都市公園は、震災時の延焼遮断空間、指定緊急避難場所、指定避難所、救急活動拠点として有効に利用されるため、町は、他の公共施設とも連携を図り、施設整備を促進する。

(2) 耐震点検の実施

都市公園施設は、特に安全性に配慮して整備されており、老朽施設を重点に定期的な点検を実施し、地震災害の防止に努める。

(3) 施設の補強・整備

耐震点検等に対応が必要とされた施設については、緊急度の高い施設から順次、補強や整備を実施する。

## 9 都市基盤施設

(1) 事業の目的

街路は、地震発生時の避難路、緊急輸送道路のみならず、阪神大震災の際には、幅員の広い道路がライフラインの確保とともに延焼防止に大きな効果を発揮しており、都市防災機能の向上を重視した効率的・効果的な整備に努める。

さらに、都市計画と連携して工業地域と住宅地域を分離することにより、大規模災害などから、既存市街地を保全する。また、建築物の倒壊や延焼火災の危険性が高い老朽住宅密集市街地の解消のため、土地利用誘導、市街地の面的な整備、建築物の耐震・不燃化等により地震に強い都市構造の形成を図る。

(2) 整備の水準

上記目的達成のため、町は県に積極的に協力し、街路の整備を進めるとともに、適切な用途地域の設定のほか、多くの人が集まる交通結節点や中心市街地における土地区画整理事業、市街地再開発事業及び地区計画による防災・減災まちづくりを推進する。また、整備については、緊急性が高く地元の熟度が高い箇所から優先して行う。

## 10 文化財施設

建築物及びその他の文化財並びに文化財が収蔵されている建築物（以下「文化財等」という。）の地震時の安全性を確保するため、文化財の所有者、管理責任者又は管理団体（以下「所有者等」という。）は、必要な次の対策を講じるものとし、所有者等に対して適切な指導助言を行う。

(1) 文化財等の補強工事の実施

- (2) 日常の維持管理による部分的・応急的な補修の実施
- (3) 安全な公開方法と避難方法・避難場所の設定
- (4) 地震発生時における連絡体制、関係機関に対する通報体制の確立
- (5) 安全性の確保された他の施設等への文化財の搬出と復旧のための支援体制の整備
- (6) 地震発生後の火災発生に対する防火施設の設置と防災訓練の実施

資料編 ○ 町内指定文化財一覧
-----------------

## 1 1 通信放送施設

災害時の情報伝達に重要な役割を担う通信放送施設については、運用に支障をきたさぬよう非常用電源施設の整備や耐震性のある堅固な場所への施設整備に努める。

### (1) 県防災通信システム施設（地上系・衛星系）

平常時において保守点検業者との連携を密にして、障害復旧の時間短縮に努めるなど保守管理体制の確立を図る。

### (2) 町防災行政無線施設

平常時において保守点検業者との連携を密にして、障害復旧の時間短縮に努めるなど保守管理体制の確立を図る。

資料編 ○ 防災行政用無線局設置場所一覧
----------------------

## 第19節 危険物施設等の耐震対策

地震発生時に、危険物施設等の火災や危険物の流出などがあった場合、周辺地域に多大の被害を及ぼすおそれがある。

このため、大洲地区広域消防事務組合消防本部は、これら施設の自主保安体制の充実・強化を指導し、地震対策と防災教育の推進を図る。

### 1 危険物施設

産業活動の進展に伴う石油類の需要の増加、石油化学製品の開発並びに利用の拡大により、危険物の取扱量の増加とともに施設及び設備の大規模化、大型化が進んでいる。

大規模な地震が発生した場合は、耐震設計で考慮された以外の要因や、地盤の液状化による要因で、危険物施設が損傷を受けることがあるため、大洲地区広域消防事務組合消防本部は、これらの実態把握に努めるとともに、法令に基づく規制や事業所に対する指導の強化及び普及・啓発を次のとおり行う。

#### (1) 安全指導の強化

危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者及び危険物保安監督者等の健全な育成を図るとともに、安全管理の向上を図るため、講習会等の保安教育を実施する。

#### (2) 自衛消防組織の充実強化

事業所における自衛消防組織等の育成を推進するとともに、隣接する事業所との相互応援に関する協定の締結を進め、効果的な自主防災体制の確立を図る。

#### (3) 防災車両、資機材の整備

大洲地区広域消防事務組合消防本部は、複雑多様化する危険物への備えとして化学消防自動車等の整備を図り、化学消防力の強化に努めるとともに、事業所に対しても防災車両や資機材の整備、備蓄の促進について指導する。

資料編 ○危険物施設一覧

### 2 高圧ガス施設

産業活動の進展に伴う高圧ガスの利用範囲の拡大により、高圧ガスは様々な分野で使用されており、また、家庭用燃料として使用される液化石油ガス（LPガス）も、その利便性により、多くの世帯で家庭用燃料として使用されている。

高圧ガス取扱事業所における高圧ガス施設は、過去の震災の教訓を生かし、高圧ガス保安法等関係法令により耐震設計基準が定められ、耐震性を考慮した設計・施工がなされ、地震に対する構造上の安全対策が講じられている。

しかしながら、大規模な地震が発生した場合は、想定を超える地盤の液状化等によって、高圧ガス施設が損傷を受けることがあるため、高圧ガス取扱事業所及び一般消費家庭は、県の指導等に基づき、次のとおり確認・調査を行い、設備の設置促進等を図る。

#### (1) 高圧ガス事業所

ア 耐震設計構造物について通達や耐震設計基準による評価を行い、自らの設備の耐震性能を

確認し、必要な対策の実施

イ 敷地が液状化の発生しやすい場所かどうかについて調査を行い、必要な対策の実施

ウ 高圧ガス貯槽等に設けられた緊急遮断弁の遠隔化や感震装置の設置による自動化の促進

エ 容器（ボンベ）によって高圧ガスを貯蔵している場合にあっては、チェーン止め等による  
転倒・転落防止措置の徹底

(2) 一般消費家庭

ア ガス放出防止器の設置促進

イ 容器（ボンベ）のチェーン止め等による転倒・転落防止措置の徹底

ウ 感震ガス遮断機能付きガスメータの設置の徹底及び使用期限管理の徹底

資料編 ○ 町内液化石油ガス販売事業者一覧
-----------------------

## 第21節 廃棄物等処理対策

町は、被害想定に基づき発生する廃棄物等の応急処理計画を策定し、処理体制の整備及び仮置き場の確保に努めるとともに、必要な資機材の備蓄に努める。

### 1 災害用仮設トイレ等の整備

災害発生時に、一時避難場所、収容施設に配備するために、簡易トイレの備蓄及び仮設トイレの調達体制の整備に努める。

### 2 し尿の搬送、処理体制の確立

避難所等のし尿の収集は優先的かつ早急に収集処理されるよう、必要な計画を作成する。災害が長期化した場合には災害用仮設トイレの貯蓄量に限界が生じることも予想されるので、し尿の搬送方法及び処理方法について、あらかじめ保健所、県、その他の関係機関と協議して、適切な処理計画の検討を進める。

### 3 ごみ等の一時集積場所の検討

災害時に大量のごみ等が発生する場合を想定して、その一時集積場所及び処分場等をあらかじめ検討し、必要な準備を行うなど、被害想定に基づき発生する廃棄物の応急処理計画を定める。

住民及び自主防災組織に対し、廃棄物の応急処理方法や廃棄物を処理する上での役割分担を明示し、協力を求める。

### 4 災害廃棄物の処理体制の整備

災害時の発生するがれき・残骸物の処理体制の整備及び仮置き場の確保に努める。県はその整備に協力する。

### 5 町民が実施すべき事項

- (1) し尿、ごみの自家処理に必要な器具等の準備を行う。
- (2) 仮設トイレの設置が可能な用地選定に協力するものとする。

## 第20節 災害復旧・復興への備え

### 1 平常時からの備え

町は、平常時から国、地方公共団体等関係機関間や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。

民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

町は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。

町は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。

### 2 複合災害への備え

町は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実する。

町は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

町は、様々な複合災害を想定した図上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

### 3 災害廃棄物の発生への対応

町及び県は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立及び十分な大きさの仮置き場・処分場の確保に努める。

また、県の協力により、県内で一定程度の余裕を持った処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図る。

### 4 各種データの整備保全

町は、復興の円滑化のため、あらかじめ各種データの総合的な整備保全（戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備）に努める。

また、各種情報システムについて、地震災害の発生時におけるシステム継続稼働を確保するため、災害に強いシステムを整備するとともに、データバックアップの実施を徹底するほか、重要データの複製を遠隔地に保管する措置の導入に努める。

公共土木施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

## 5 地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした、政府が再保険を引き受ける保険制度であり、被災者の生活再建にとって有効な手段の一つであることから、町はその制度の普及促進にも努める。

## 6 罹災証明書交付体制の整備

町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。



## 第3章 地震災害応急対策

地震災害は、他の災害と異なり、事前予知が困難であり、大規模地震の発生時には広範囲に甚大な被害が及ぶことから、その応急対策の基本方針を次のとおり定める。

### 第1節 町の災害応急活動

地震が観測されたとき、町は速やかに地震に関する情報を住民に伝達するとともに、震度にみあった体制の整備を行う。

震度5強までの地震発生から災害対策本部設置までの警戒期における情報収集活動体制を「災害警戒本部」、震度6弱以上の地震発生、災害発生後の被害拡大を防止するための活動体制を「災害対策本部」とし、二段階体制とする。

#### 1 地震発生直前の対策

町は、伝達を受けた緊急地震速報等を町防災行政無線等により、住民等への伝達に努める。

#### 2 内子町災害警戒本部

震度5強までの地震発生、災害対策本部設置までの警戒期における情報収集活動をするため災害警戒本部を設置するものとし、その運用については、概ね次のとおりとする。

##### (1) 災害警戒本部の設置

- ア 町内に震度5強までの地震が発生した場合
- イ 町長が必要と認めたとき

#### 3 内子町災害対策本部の設置

町長は、地震発生後に被害拡大を防止するための対策等を総合的かつ迅速に行うため、町長が必要と認めるときは、災害対策基本法第23条及び内子町災害対策本部条例（平成17年条例第16号）に定めるところにより、災害対策本部を設置するものとし、その運用については、概ね次のとおりとする。

##### (1) 町災害対策本部の設置基準

- ア 町内で最大震度6弱以上の揺れを観測した場合
- イ 震度5強以下であっても災害が発生した場合
- ウ 町長が必要と認めたとき。

##### (2) 災害対策本部の廃止基準

- ア 予想される災害の発生がないとき。
- イ 災害応急対策措置が完了したとき。

##### (3) 災害対策本部設置及び廃止の公表

災害対策本部を設置し、又は廃止したときは、直ちにその旨を次の区分により通知及び公表するとともに、設置時には本部の標識を本部室前に掲示する。

通知及び公表先	通知及び公表の方法	責 任 者
各 部	庁内放送、口頭、電話、電子メール	本部総合調整室長
大洲地区広域消防事務組合消防本部	電話	庶務班長
内子町消防団	電話	庶務班長
一 般 住 民	町防災行政無線（屋外子局）、町ホームページ、サイレン、警鐘、広報車	庶務班長
県南予地方局八幡浜支局	県防災通信システム、電話、FAX、電子メールその他迅速な方法	本部総合調整室長
大洲警察署	電話、FAX	本部総合調整室長
各 駐 在 所	電話、伝達員	本部総合調整室長
報 道 機 関	口頭、電話、文書	本部総合調整室長

(4) 災害対策本部の設置場所

役場本庁舎3階「第1会議室」に本部室を設置するものとするが、役場庁舎が被災し、使用不能のときは、内子分庁舎又は小田支所に設置する。

(5) 町災害対策本部の分担任務

ア 本部長

町長を災害対策本部長（以下「本部長」という。）とし、本部長は、災害対策本部の事務を総括し、各部を指揮監督する。

イ 副本部長

副町長、教育長を災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）とし、副本部長は、本部長が、不在の時は、その職務を代理する。本部長、副本部長が、不在の時は、総務課長が、その職務を代理する。

ウ 本部員

各課長、議会事務局長、小田支所長、各室長、その他本部長が必要と認める者を災害対策本部員（以下「本部員」という。）とし、本部員は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

エ 部長

- (ア) 災害対策本部に部を置き、部長は総務課長、保健福祉課長、産業振興班長、建設デザイン課長、町並・地域振興課長、学校教育課長、議会事務局長、小田支所長をもってあてる。
- (イ) 部長は、本部長の命を受け、部に属する応急対策を掌理し、所属の部員を指揮監督する。

(6) 町長の職務代理者の決定

町長不在時の指揮命令系統の確立のため、職務代理者の順位を次のように定め、町長が事故や不在時等の非常時には、定めた順位により災害対策本部の設置を命令し、又は指揮をとる。

- 第1順位 副町長
- 第2順位 教育長
- 第3順位 総務課長

(7) 本部会議の開催

町長は、災害対策本部を設置した場合、必要に応じて本部会議を開催し、町の応急対策活動等の基本的事項について協議する。本部会議は、本部長、副本部長、本部員で構成する。

また、必要に応じてプレスルームを災害対策本部に近接する場所に設置し、報道機関との連携強化に努める。

#### (8) 現地災害対策本部の設置

ア 本部長は、災害の現地において、緊急に統一的な防災活動を実施するため、特に必要があると認めるときは、現地災害対策本部を設置する。

イ 現地災害対策本部は、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員をもって組織する。

ウ 現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員は、本部長が指名する者をもって充てる。

エ 現地災害対策本部長は、本部長の命を受け、現地災害対策本部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

#### オ 県現地災害対策本部との連携

大規模災害が発生し、県の現地災害対策本部が町内に設置された場合は、町災害対策本部は、県の現地災害対策本部と連携を図り、適切な災害応急対策の実施に努める。

#### (9) 関係機関等との連携

災害予防及び災害応急対策の実施に当たっては、必要に応じて県や近隣市町、その他関係機関等との連携の確保に努める。

### 4 災害対策本部の組織及び事務分掌

(1) 災害対策本部の組織及び事務分掌は、風水害等対策編第3章第2節「防災組織及び編成」の別表に定めるとおりとするが、災害対策本部が所掌する主な事務は、次のとおりである。

ア 地震被害や、その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達

イ 災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成

ウ 災害予防及び災害応急対策の実施及び住民の混乱防止に必要な広報

エ 消防、水防その他の応急措置

オ 被災者の救助、救護、その他の保護

カ 施設及び設備の応急復旧

キ 防疫その他の保健衛生

ク 避難準備情報、避難の勧告・指示、屋内での待避等の安全確保措置の指示

ケ 緊急輸送の実施

コ 被災者に対する食料、飲料水及び日用品の確保、供給

サ 県災害対策本部（県災害警戒本部）への報告及び必要な要請

シ 県災害対策本部（県災害警戒本部）との災害応急対策の連携

ス 自主防災組織との連携及び指導

セ ボランティア等への支援

(2) 消防機関は、特に次の事項を重点的に実施する。

#### ア 消防本部

(ア) 被害状況等の情報の収集と伝達

(イ) 消火活動、水防活動及び救助活動

(ウ) 地域住民等への避難の勧告又は指示の伝達

(エ) 火災予防の広報

イ 消防団

(ア) 被害状況等の情報の収集と伝達

(イ) 消火活動、水防活動及び救助活動

(ウ) 指定緊急避難場所の安全確保及び避難路の確保

(エ) 地域住民等の避難場所への誘導

(オ) 住民等の危険区域からの避難の確認

(カ) 自主防災組織との連携、指導、支援

5 災害発生時の配備体制

災害対策本部は、被害を最小限度に防止するため、迅速かつ強力な非常配備体制を整える。非常配備の種別、内容等の基準は、次による。

なお、各部長は、次の配備基準に基づき配備計画をたて、これを部員に徹底しなければならない。

体制		事前配備	災害警戒本部設置 (第1次配備)	災害対策本部設置 (第2次配備)
配備時期		震度4の地震が発生し、災害の発生するおそれがあるとき	震度5弱又は震度5強の地震が発生(災害警戒本部設置)したとき。	震度6弱以上の地震が発生したとき。
参集基準		災害応急対策を実施するために必要な人員	職員の1/3	全員
配備要員	配備要員	各課関係職員	各課関係職員	各課関係職員
	総務課	係長以上 防災担当	全 員	全 員
	建設デザイン課			
	小田支所			
	小田支所(応援)		応援者(係長級) ※1	応援者(一般職含む) ※2
	その他の部局	課長補佐以上	係長以上	全 員
消防団		本部長(町長)から指示があった場合には、団長は状況により団員の招集を行う。	全 員	

※1：旧小田町出身の職員で係長の職員(総務課、建設デザイン課、地域医療・健康増進センター、自治センターは除く。)

※2：旧小田町出身の職員で係長以下の職員(総務課、建設デザイン課、地域医療・健康増進センター、自治センターは除く。)

なお、災害対策本部(2次配備体制以上)を設置した場合、分庁職員(窓口センターは除く)は、原則電話対応以外は本庁に集合。

6 職員動員計画

(1) 勤務時間内における伝達及び配備

ア 大規模な地震が発生した場合は、震度に応じた自動配置とし、該当職員は、速やかに所定の

場所へ配置につく。

本部総合調整室は、本部長（町長）に連絡するとともに、庁内放送、電話、防災行政無線、電子メール等により職員へ周知の徹底を図る。

イ 被害等の状況により、本部長が震度と異なった配備体制をとる決定をした場合は、本部総合調整室は、直ちに各部長に当該体制を通知するとともに、庁内放送、電話等により周知の徹底を図る。

各部長は、直ちに部員に必要とする業務に従事するよう指示するほか、所管する出先機関にも同様の指示を行う。

配備該当職員は、速やかに所定の場所に配備につき、指示された業務に従事する。配備該当職員以外の職員は、地震情報や被害情報、災害対策本部の活動状況等に留意しつつ、緊急招集に備える。

## (2) 勤務時間外における伝達及び配備

### ア 町職員の対応

勤務時間外における職員の配備は、発生した地震の震度に応じて、緊急参集あるいは自宅待機とする。

なお、甚大な被害が発生し、配備体制の引上げ等により職員を緊急招集する場合には、緊急連絡系統に基づき緊急招集する。

#### (ア) 震度4の地震発生

配備該当職員は、速やかに各所属機関に参集し、地震情報の収集及び被害状況等の把握に努める。

他の職員は、緊急参集命令に対応できるよう、自宅待機する。

#### (イ) 震度5弱又は5強の地震発生

配備該当職員は、速やかに各所属機関に参集し、災害警戒本部の設置、被害状況の把握、広報の実施、県への報告等を行う。

他の職員は、緊急参集命令に対応できるよう、自宅待機する。

#### (ウ) 震度6弱以上の地震発生

全職員は速やかに各所属機関に参集する。

### イ 宿日直者の対応

宿日直者は、参集職員が登庁するまで、地震災害の情報収集、関係機関との連絡等を行う。

### ウ 職員の自主参集

夜間に地震が発生した場合には、被害状況の把握等にも時間がかかり、また要員の参集も容易ではない。このため、被害の発生を覚知した場合、又は発生が予測される場合には、配備該当職員以外の職員も自主的に各所属機関に参集する。

### エ 初期活動の実施

夜間に大規模地震が発生した場合には、職員の参集率が低いことが予想される。この場合には、あらかじめ定められた各部の所掌事務にこだわらず、配備体制が整うまで順次参集した職員により緊急対策班を編成して必要な業務を行う。

初動期に必要な業務は、主に次のとおりである。

- (ア) 地震情報・被害状況等の収集、把握（県、消防本部、警察等と連絡）
  - (イ) 災害対策本部の設置準備（管内地図、ホワイトボード、テレビ・ラジオ、標識、腕章等）
  - (ウ) 住民への広報活動（余震等の二次災害の注意、デマへの注意等）
  - (エ) 応急対策資機材の確保（手持ち資機材の確認、調達先のリストアップ）
  - (オ) 避難所の開設（住民の避難状況、指定避難所の被災状況の把握）
  - (カ) ライフラインの供給状況の把握（電気、電話、上・下水道等）
- (3) 本部職員の腕章等

災害対策本部設置の際の腕章等については、風水害等対策編第3章第2節「4 本部職員の腕章等」に定めるところによる。

## 7 職員の応援

各部の所掌する災害応急対策の実施に当たって職員が不足するときは、各部長は、総務部庶務班に職員の応援を要請する。総務部庶務班は、本部会議で決定された応援方針に基づき必要と認める場合には、余裕のある部（課）から人員調整を行い、不足部に派遣する。

災害対策本部内における応援でもなお不足するときにあっては、県に対して南予地方局八幡浜支局を通じ職員の応援又は派遣を要請する。

その他県、指定地方行政機関又は他市町等への応援に関する計画は、風水害等対策編第3章第11節「消防活動」及び第25節「応援協力活動」に定めるとおりとする。

## 第2節 通信連絡

風水害等対策編第3章第3節「通信連絡」を準用する。

### 第3節 情報活動

町は、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するために必要な情報及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達し、情報を共有する。

#### 1 地震情報の種類

地震が発生した場合に、大阪管区気象台(松山地方気象台)が発表する情報は、次のとおりである。

##### (1) 地震情報等の種類(発表時刻順)

情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	震度3以上	地震発生約1分半後、震度3以上を観測した全国188に区分した地域名と地震の揺れの発生時刻を速報
震源に関する情報	震度3以上 (津波警報または注意報を発表しない場合は発表しない)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)に「津波の心配ない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」を付加して発表
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報または注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表。なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。

##### (2) 地震情報に使用される用語の解説

用語	説 明
震 度	ある地点での地震動の強さをいう。 「計測震度計」により観測される。地震が起こったとき、地震が同じ加速度で揺れたとしても、揺れの周期により人体の感じ方は違う。このため、計測震度計は測

	定した加速度を周期により補正し、計測震度を算出している。
震度観測点	計測震度計が設置されている場所をいい、原則として市町村に1か所程度設置されている。
地域震度	全国を188地域に分け、その地域内の震度観測点(市町村単位)で観測された最大震度をいう。 愛媛県では、愛媛県東予、中予、南予の3地域に分けて発表される。
震源要素	発生時刻、緯度、経度、深さ、地震の規模(マグニチュード)
震源	地震発生の際に、地球内部の岩石の破壊が開始した地点をいう。
震央	震源の真上にあたる地表の地点をいい、震源地ともいう。
マグニチュード	地震の規模の大きさを数字で示したのがマグニチュードで、一般には「M」という記号により示される。
群発地震	本震と呼べるような、とび抜けて大きな地震を含まず、観測される地震の数が多 い地震をいう。ある程度活動規模が大きく、単位時間当たりの発生頻度が高い場合 に使用される。

## 2 情報収集体制の確立・強化

- (1) 町は、地震が発生した場合は、速やかに南予地方局八幡浜支局(不通の場合又は緊急の場合は県危機管理課)と連絡を行い、県から情報等を入手する。
- (2) 119番通報の状況、災害の規模等を把握するため、大洲地区広域消防事務組合消防本部、駐在所等関係機関から必要な情報を積極的に収集する。
- (3) 被害が大規模になる恐れがある場合は、「ヘリテレ映像の提供に関する協定」に基づき、県に対して県警ヘリコプターからの映像の提供を求める。
- (4) 町は、被害状況を収集、把握するため、関係各機関・団体等と連携し、各種被害を確実に、迅速に入手する(又は提供する)体制を整備する。

各種被害ごとの担当部及び協力関係機関・団体等は、次のとおりである。

被害等の区分	担当部 班
総合被害	本部総合調整室
住家等一般被害	総務部庶務班
町有財産被害	総務部財産管理班
医療施設被害	救助部救助班
農林産業関係被害	産業振興部農林班
商工関係被害	産業振興部商工水産班
水産業関係被害	産業振興部商工水産班
土木関係被害	建設部土木班
上水道関係被害	建設部水道班
下水道関係被害	建設部水道班
文教関係被害	教育部教育班
文化財被害	教育部教育班
通信施設被害	通信部通信班

注 上記のほか、ライフライン関係被害は、それぞれの事業者から入手するとともに、町の被害状況を伝達する。

資料編 ○ヘリテレ映像の提供に関する協定



### 3 地震発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

町は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害状況及び火災、土砂災害の発生状況、119番通報の殺到状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた情報から直ちに南予地方局八幡浜支局を通じ県（危機管理課）へ連絡する。

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、町内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は外務省）又は都道府県に連絡する。

ただし、県（危機管理課）へ連絡できない場合、直接消防庁へ連絡するものとするが、県（危機管理課）と連絡がとれるようになった場合は、県（危機管理課）に報告する。

なお、119番通報が殺到している状況を覚知した場合は、その状況を直ちに県（危機管理課）及び消防庁へ連絡する。

### 4 情報活動における連携強化

- (1) 情報の収集及び伝達は、消防、警察及び各防災関係機関と密接な連携のもとに行う。
- (2) 情報活動の連携強化のため、必要に応じて災害対策本部に警察官の派遣を要請する。

### 5 被害状況等に関する情報の収集

町災害対策本部は、災害による被害規模の早期把握のため、次の活動を行う。

- (1) 自主防災組織等を通じた収集

各地区における初期の情報収集は、自主防災組織等に協力を求めて実施する。

- (2) 被害調査班による収集

災害が発生したときは、直ちに消防団によって災害調査班を編成し、被害状況の調査を実施する。必要に応じて、職員を地域に派遣し、情報収集にあたる。また、建物の被害認定のために必要があるときは、協定に基づき愛媛県土地家屋調査士会に支援を要請する。

**資料編** ○災害時における家屋被害認定調査に関する協定書

- (3) 警戒パトロールの実施

災害危険箇所については、関係課職員及び消防団員により警戒パトロールを行う。

- (4) 参集時の被害状況等の収集

参集職員は、参集途上において被害の発生するおそれがある箇所又は被害状況等の情報を収集する。

- (5) 参集不能時の措置

甚大な被害を受け、町災害対策本部への参集が困難な職員は、居住地周辺、また居住地の指定避難収容施設周辺等の情報収集に当たらせる。

- (6) 町が収集すべき災害発生直後からその後の段階の災害情報

地震が発生した直後に収集する情報、その後に収集する情報は、概ね次のとおりである。

災害発生直後	その後の段階
(1) 人命危険の有無及び人的被害の発生状況	(1) 被害状況
(2) 家屋等建物の倒壊状況	(2) 避難勧告、指示若しくは屋内での待避等の安全確保措置の指示又は警戒区域の設定状況
(3) 火災、土砂災害等の二次災害の発生状況及び危険性	(3) 避難所の設置状況
(4) 河川等の決壊の発生状況及び危険性	(4) 住民の避難生活状況
(5) 避難の必要の有無及び避難の状況	(5) 食料、飲料水、生活必需物資の供給状況
(6) 住民の動向	(6) 電気、水道、下水道、電話等ライフラインの復旧状況
(7) 道路、橋梁及び交通機関の被害状況	(7) 医療機関の活動状況
(8) 電気、水道、下水道、電話等ライフラインの被害状況	(8) 救護所の設置及び活動状況
(9) その他災害の発生拡大防止措置上必要な事項	(9) 傷病者の収容状況
	(10) 道路、橋梁及び交通機関の復旧状況

(7) ヘリコプターによる情報収集

甚大な被害により町の被害状況の全容が不明等の場合は、町長は、南予地方局を通じて国土交通省四国地方整備局、県、県警察、海上保安本部、自衛隊及びヘリコプターを所有する各機関に情報収集のための偵察活動を要請する。

(8) 県等への応援要請

被害が甚大で、情報の収集及び状況調査が不可能な場合や専門的な技術を必要とする場合は、県又は関係機関に応援を要請する。

(9) 防災関係機関からの収集

情報の収集、調査については、警察、県機関及び関係機関と十分連絡をとる。

(10) 災害情報の取りまとめ

各部で収集した情報は、総務部庶務班に集約し、本部総合調整室が取りまとめ、本部長に報告するほか、南予地方局八幡浜支局を通じ県（危機管理課）に報告する。

資料編 ○ 災害情報受発信記録表

6 情報の伝達

県との情報の収集・伝達は、県防災通信システム（地上系・衛星系）をはじめ、多様な通信手段を活用して行う。また、住民への伝達は、町防災行政無線（屋外子局）、町ホームページ、広報車、緊急速報メール、Lアラート（公共情報コモンズ）等の情報伝達手段を活用するほか、自主防災組織等の協力を得て行う。

状況によっては、県を通じて報道機関に緊急放送を依頼し、住民への周知徹底を図る。

7 報告及び要請事項の処理

(1) 報告責任者

県への災害状況の報告は、本部総合調整室が行う。

(2) 県へ報告すべき災害の範囲

ア 災害救助法の適用基準に合致するとき。

イ 町が災害対策本部を設置したとき。

ウ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、特に報告する必要があると認められるとき。

エ 地震が発生し、町内で震度4以上を記録したとき。

オ その他特に県から報告の指示をされたとき。

(3) 町の活動

ア 報告手順

(ア) 災害対策本部は、被害状況、要請事項や町の災害応急対策実施状況、災害対策本部設置状況等を速やかに県災害対策本部に対し報告又は要請を行う。

ただし、県災害対策本部（県災害警戒本部）に報告できない場合は、一時的に消防庁へ報告する。なお、連絡が付き次第、県災害対策本部（県災害警戒本部）にも報告する。

情報及び要請すべき事項の主なものは、次のとおりである。

- a 緊急要請事項
- b 被害状況
- c 町の災害応急対策実施状況

(イ) 消防機関への通報が殺到した場合及び町の区域内で震度5強以上を記録した場合（被害の有無を問わない。）は、直ちにその状況を県災害対策本部（県災害警戒本部）及び直接消防庁へも、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、把握できた範囲で、報告する。この場合において、消防庁長官から要請があった場合は、町は第一報後も引き続き報告を行う。

県の連絡先

区 分	県 防 災 通 信 シ ス テ ム			N T T回線	衛星携帯電話
	系統	電 話	F A X		
県庁危機管理課 防災情報係	地上系	6—5000—2318	6—5000—2327	(089)912— 2318	080—1993—0801 080—1993—0802
	衛星系	●—200—2318	●—200—2327		
南予地方局八幡浜支局 総務県民室	地上系	6—5700—207	6—5700—922	(0894)22— 4111	080-1993-0805
	衛星系	●—620—207	●—620—219		

消防庁の報告先

回 線 別	区 分	平日（9：30～18：15） ※応急対策室		左記以外 ※宿直室
		電 話	F A X	
N T T回線		(03) 5253—7527	(03) 5253—7537	(03) 5253—7777 (03) 5253—7553
		●—048—500—90—49013	●—048—500—90—49033	●—048—500—90—49012 ●—048—500—90—49036

※ ●は発信特番、本庁及び分庁は「7」、小田支所は「15」

イ 報告手段

報告は次の方法により行う。ただし、これらの通信方法がいずれも不通の場合は、通信可能地域まで伝令により報告する等あらゆる手段をつくして報告しなければならない。

(ア) 県防災通信システム（地上系・衛星系）

(イ) 電話

(ウ) インターネット

資料編	○ 災害情報報告様式 ○ 災害の被害認定基準
-----	---------------------------

## 第4節 広報活動

地震による災害の同時性、広域性、多発性という特殊性を考慮した広報体制を確立するとともに、防災関係機関との連携を密にして、地域住民等のニーズに応じた適切かつ迅速な広報を行う。

### 1 広報責任者

本庁においては、通信部通信班が町防災行政無線、町ホームページへの掲載、臨時広報紙の発行等により、住民への広報を行う。

### 2 広報内容

町は、町内の各防災機関が実施する広報を調整し、関係機関と連携して、住民生活に密接に関係ある事項を中心に適切かつ迅速な広報を行う。広報を行うにあたっては、発災後の時間の経過とともに変化する被災者ニーズに留意して実施する。

主な広報事項は、次のとおりである。

- (1) 災害対策本部設置に関する事項
- (2) 災害の概況（火災状況等）
- (3) 余震等に関する地震情報及び注意の喚起
- (4) 地震発生時の注意事項（特に出火防止）
- (5) 避難準備情報の避難勧告、避難指示及び屋内での待避等の安全確保措置の指示
- (6) 避難場所及び避難所
- (7) 電気、ガス、水道、電話等（ライフライン）の被害状況
- (8) 食料及び生活必需品の供給に関する事項
- (9) 防疫に関する事項
- (10) 医療救護所の開設状況
- (11) 被災者等の安否情報
- (12) 不安解消のための住民に対する呼び掛け
- (13) 自主防災組織に対する活動実施要請
- (14) 防災関係機関の対応状況及び復旧見込み
- (15) 帰宅困難者に対する災害、避難情報等の提供
- (16) 災害復旧の見込み
- (17) 被災者生活支援に関する情報

### 3 広報実施方法

被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、あらゆる広報媒体（町防災行政無線、広報車、町ホームページ、緊急速報メール等）を利用して有効、適切と認められる方法により広報を行う。なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等にも配慮した広報を行い、特に、要配慮者に対する広報は、あらかじめ策定した支援プランに基づき、確実な情報伝達が可能な手段を確保する。

広報手段及びその特色

広報手段	特 色
広 報 車	地域の状況に応じて、伝達内容を変更することが可能
町防災行政無線放送	発災直後から即時に、大量の、また正確な情報提供が可能
町ホームページ	町の正確な情報を伝達できる有効な手段。聴覚障害者への広報にも有効。また遠隔地による親類・知人からも町の情報が入手可能
掲 示 板	各避難所や地域の拠点に設置。被災者同士の情報交換にも有効
広 報 紙	各避難所に配布。最も重要、確実な情報提供手段のひとつ
新 聞 折 り 込 み	避難所以外の被災者に確実に情報提供が可能
自主防災組織を通じての連絡	要配慮者にも確実に伝えることができ、広報のみならず住民からの情報入手の手段にもなる。
報 道 機 関	各被災者に最も情報が伝わりやすく、広域的な被害の概要又は生活情報等の提供手段
緊 急 速 報 メール	災害発生直後から即時に、大量の、また正確な文字による情報提供が可能

4 広聴活動

町は、被災住民、関係者等からの問合せ、相談、要望、苦情等に対応し、適切な応急対策を推進するため、本庁舎、分庁舎、支所、避難所等に広報担当者等職員を派遣するなどして相談窓口等を開設する。

5 広報資料(写真)の収集

報告、記録用としての資料(写真)を収集する。ただし、交通途絶等により、写真班を現地に派遣できない場合は、あらかじめ当該地域の自主防災組織等に撮影等の協力を依頼する。

6 安否情報の提供

町は、被災者の安否について住民等から問い合わせがあったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

第5節 災害救助法の適用

風水害等対策編第3章第6節「災害救助法の適用」を準用する。

## 第6節 避難活動

風水害等対策編第3章第7節「避難活動」の定めるところによるが、特に地震が大規模である場合の避難方法、避難所の開設等について、次のとおり定める。

### 1 避難方法

#### (1) 住民の役割

地震は、いつ、どこで発生するか分からないため、また地震の規模、住家の建築年数等によっても被害の状況が異なるため、町の避難勧告・指示を待っている間は避難すべき時機を失することも考えられる。

このため、住民は、地震が発生し、避難が必要と認める場合には、自らの判断により避難することがなによりも重要であり、そのためにも日頃から指定緊急避難場所・指定避難所、避難方法等をよく熟知し、地震発生時にあっても落ち着いて避難できるよう努める。

#### (2) 町の役割

平素から避難のあり方を検証し、住民に対し地震発生時における避難方法の周知徹底を図る。また、地震発生時にあっては、火災の発生状況等被害状況の把握に努め、避難勧告又は指示の必要がある場合は、迅速にこれを決定するとともに、避難行動中における住民の安全が確保できるよう各防災関係機関、自主防災組織等との連携により、勧告・指示の周知徹底や、避難誘導に努める。

#### (3) 避難方法

大規模な地震が発生した場合は、同時に各所で火災が発生し、大火災に発展することが予測される。

地震が発生し、避難が必要と判断した場合は、住民は直ちにガスやブレーカー等の火の始末をした後、まずは近くの空き地や小公園等の指定緊急避難場所に避難して安否確認等を行い、その後に火災による輻射熱等から身の安全が確保できるスペースを有する学校のグラウンド等に避難し、正確な災害情報等の収集や不在者の確認等を行う。状況により、安全確認が得られた指定避難所に避難する。

特に、山・崖崩れの危険が予想される地域の住民は、出火防止措置を講じた後、直ちに自主的に安全な場所へ避難する。

### 2 避難所の開設、運営

#### (1) 避難状況等の把握

災害時優先電話等を活用して、施設管理者から被災者の避難状況、施設の被害状況等を把握する。また、休日、勤務時間外に地震が発生した場合は、参集職員が居住地の避難場所に立ち寄り、被災者の避難状況を把握する。

#### (2) 開設予定避難施設の安全性の確認

避難所開設に先立ち、開設予定避難施設が余震等の二次災害の危険のおそれがあるかどうか、次により施設の安全性を確認する。

##### ア 施設管理者によるチェック

[内子町防災]

開設予定避難所の管理者は、地震発生後速やかに目視等により施設の安全性を確認し、調査結果を災害対策本部に報告する。

なお、使用が困難な場合は、町災害対策本部への報告のほか次の措置を行う。

(ア) 立入禁止措置

(イ) 安全が確認された他避難所の案内図の貼付

イ 応急危険度判定士によるチェック

アのチェックでは、施設の安全性の確認に判断がつかねる場合は、施設管理者は、町災害対策本部に応急危険度判定士の派遣を要請する。

町災害対策本部は、施設の安全性を確認するため、直ちに県に対して応急危険度判定士の派遣を要請する。

ウ 避難住民への措置

既に避難所に避難住民が集まっている場合は、施設の安全が確認できるまで、とりあえずグラウンド等の安全な場所に待機させる。

(3) 職員の派遣

町災害対策本部は、安全が確認された避難所から順次、避難所管理職員を派遣させ、避難所の開設に必要な業務にあたらせる。

資料編 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 指定緊急避難場所一覧</li> <li>○ 指定避難所等一覧</li> </ul>
--

(4) 学校機能の早期回復

大規模な地震災害により避難所を開設した場合は、避難生活が長期化するおそれがある。

避難所が学校の場合は、避難者の立入禁止区域を設定するなど、避難者と児童生徒との住み分けを行い、あるいは応急仮設住宅を早期に建設して学校機能の早期回復に配慮する。

(5) 福祉避難所の設置

障害者、寝たきりの高齢者など一般の避難者との共同生活が難しく、介護が必要な者に対しては、必要により次の施設を福祉避難所として開設し、要配慮者を収容する。

また、状況によっては、旅館やホテル、民間賃貸住宅等を避難場所として借り上げるほか、心身の状態に配慮した応急仮設住宅の設置を検討するなど、多様な避難場所の確保に努める。

指定福祉避難所一覧

地区	施設名	所在地	電話番号
内子地区	特別養護老人ホーム「みどり苑」	内子町立山4740	(0893) 45—0141
五十崎地区	特別養護老人ホーム「神南荘」	内子町五十崎甲881	(0893) 43—1901
小田地区	特別養護老人ホーム「緑風荘」	内子町小田149—1	(0892) 52—3101



### 3 学校における災害応急対策

学校における災害は、いつ、どこで発生するか分からないことから、不測の事態に際しても、万全の対応策がとれるよう、日頃から教職員全員が危機管理意識をもって、備えをしておくことが重要である。

このため、「愛媛県学校安全の手引き」(県教育委員会編)に基づき、安全教育を計画的に実施していくとともに災害発生時の対応策を、日頃から定めておく。また、町や自主防災組織の指導・協力を得て、事前に学校の役割分担を協議しておく。

危機管理マニュアルの作成

- (1) 災害対応に関する教職員の共通理解の促進
- (2) 保護者、地域、関係機関との連携
- (3) 防災上必要な設備等の整備及び点検
- (4) 災害発生時の連絡体制の確立と周知
- (5) 適切な応急手当のための準備
- (6) 緊急避難場所の確認
- (7) 登校・下校対策
- (8) 学校待機の基準と引渡しの方法

以上の項目の他、特別支援教育諸学校については、その特殊性に配慮する。

### 4 帰宅困難者への対応

町、県及び民間事業者等は連携し、適切な情報提供、避難所の開設などにより帰宅困難者の不安を取り除き、社会的混乱を防止するよう努める。

- (1) 町は「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進めるものとする。
- (2) 町は、市街地において帰宅困難者が大量に発生することが予想される場合は、帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保対策等の検討を進めるものとする。
- (3) 民間事業者は、帰宅困難者に対し、連絡手段及び滞在場所の提供その他の応急措置に必要な支援に努めるとともに、協定に基づき、水道水、トイレ、情報等の提供を行う。

## 第7節 緊急輸送活動

風水害等対策編第3章第8節「緊急輸送活動」を準用する。

## 第8節 交通応急対策活動

大規模地震発生直後の道路は、自動車、落下物及び倒壊物等が散在していることが予想されることから、道路管理者等は、緊急輸送等の応急対策を円滑に行うため、これらの障害物を道路啓開により速やかに除去するとともに、必要に応じ交通規制を実施するなど陸上交通の確保に努める。

なお、この計画に定めのない事項は、風水害等対策編第3章第9節「交通応急対策活動」の定めるところによる。

### 1 緊急地震速報を覚知した時及び地震発生時の自動車運転者のとるべき措置

(1) 走行中の車両の運転者は、次の要領により行動する。

ア できる限り安全な方法により車両を道路の左側端に停止させる。

イ 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動する。

ウ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておく。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側端に寄せて停車し、エンジンを切り、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアロックはしない。その際、駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。

(2) 避難のために車両を使用しない。

(3) 災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、交通規制が行われている区域又は道路の区間（以下「通行禁止区域等」という。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域等内にある運転者は、次の措置をとる。

ア 速やかに車両を次の場所に移動させる。

(ア) 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

(イ) 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

イ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の妨害とならない方法により駐車する。

ウ 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において車両等を破損することがある。

### 2 陸上交通の確保

(1) 情報の収集

町は、県、近隣市町、大洲河川国道事務所、四国旅客鉄道(株)等に協力を求めて、道路及び鉄道の被害状況について情報の収集を行い、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

(2) 二次災害の防止

道路の破損、決壊、その他の事由により二次災害の発生や交通が危険であると認められる場合は、二次災害の防止に努めるとともに、区間を定めて道路の通行を禁止し又は制限する。

この場合、通行の禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設ける。

(3) 道路施設の復旧

早急に被害状況を把握し、町内建設業者等の協力を得て、道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努め、被害状況に応じた効果的な復旧を行う。

(4) 障害物の除去及び集積

ア 路上における著しく大きな障害物等については、必要に応じて、他の道路管理者、大洲警察署、大洲地区広域消防事務組合等の協力を得て、除去を行う。

イ 除去した障害物は、空地等の仮集積所、民間の土地所有者に対する協力依頼等によって確保した空地及び駐車場等に集積する。また、適当な集積場所が確保できない場合には、避難路及び緊急輸送道路以外の道路の路端等に集積する。

## 第9節 孤立地区に対する支援活動

風水害等対策編第3章第10節「孤立地区に対する支援活動」を準用する。

## 第10節 消防活動

火災は一旦大規模化すると、極めて大きな被害となることが予想されるため、住民や自主防災組織、事業所等も出火防止と初期消火に努めるとともに、町及び大洲地区広域消防事務組合は、他の機関等との連携を図りながら、その全機能をあげて消火活動や人命救助活動等に取り組む。

### 1 消防活動の基本方針

地震による火災は、地震の大きさ、震源の位置、発生時期及び時刻、気象条件、地域の人口密度、消防力の配備状況等により被害の様相が異なるため、臨機応変な応急対策をとる必要があるが、火災による被害を最小限に食い止めるため、町は、消防本部及び消防団の全機能をあげて、次の基本方針により消防活動を行う。

#### (1) 出火防止活動及び初期消火の徹底

住民、自主防災組織及び事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止活動及び初期消火に努めるとともに、協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大を防止する。特に、危険物等を取り扱う事業所においては、二次災害の防止に努める。

#### (2) 人命救助の最優先

同時多発火災が発生した場合は、人命の救助を最優先した消防活動を行うとともに、避難場所及び避難路確保の消防活動を行う。

#### (3) 危険地域優先

同時多発火災が発生した場合は、危険性の高い地域を優先に消防活動を行う。

#### (4) 人口密集地優先

同時多発火災が発生した場合は、人口密集地及びその地域に面する部分の消火活動を優先して行う。

#### (5) 重要建築物優先

重要建築物の周辺から出火し、延焼火災を覚知した場合は、重要建築物の防護上必要な消防活動を優先する。

#### (6) 消火可能地域優先

同時多発火災が発生した場合は、消防力の配備状況及び消防水利の配置状況等を踏まえ、消火可能地域を優先して消防活動を行う。

#### (7) 救命処置を要する要救助者優先

傷害の程度に応じ、救命処置を必要とする負傷者を優先し、その他の負傷者はできる限り自主的、又は住民による応急処置を行わせる。

#### (8) 火災現場付近の要救助者優先

火災が多発し延焼の危険がある場合は、火災現場付近を優先に救急救助活動を行う。

#### (9) 多数の人命救助優先

延焼火災が少なく、同時に多数の救急救助が必要な場合は、多数の人命を救助できる現場を優先に救急救助活動を行う。

## 2 大洲地区広域消防事務組合消防本部の活動

消防長は、消防署及び消防団を指揮し、地震災害に関する情報を迅速かつ正確に収集し、消防活動及び救急救助活動の基本方針に基づき、次の活動を行う。

### (1) 火災発生状況等の把握

町内の消防活動等に関する次の情報を収集し、災害対策本部及び警察署と相互に連絡を行う。

- ア 延焼火災の状況
- イ 自主防災組織の活動状況
- ウ 消防ポンプ自動車等の通行可能道路
- エ 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利などの使用可能状況
- オ 要救助者の状況
- カ 医療機関の被災状況

### (2) 消防活動の留意事項

地震火災の特殊性を考慮し、次の事項に留意して消防活動を行う。

- ア 同時多発火災が発生している地域では、住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等人命の安全を最優先した消防活動を行う。
- イ 危険物の漏洩等により災害が拡大し、又はそのおそれがある地域では、住民の立入りを禁止し、避難誘導等の安全措置をとる。
- ウ 同時多発火災が発生し、多数の消防隊を必要とする場合は、人口密集地及びその地域に面する部分の消火活動を優先し、それらを鎮圧した後、部隊を集中して消防活動にあたる。
- エ 救護活動の拠点となる病院、避難施設、幹線避難路及び防災活動の拠点となる施設等の消防活動を優先して行う。
- オ 延焼火災の少ない地域では、集中的な消防活動を実施し、安全地区を確保する。
- カ 住民及び自主防災組織等が実施する消火活動との連携、指導に努める。

### (3) 救急救助活動の留意事項

要救助者の救助救出と負傷者に対する止血、その他の応急処置を次により行い、安全な場所へ搬送する。

- ア 震災時は、搬送先医療機関そのものが被災し医療行為が実施できない可能性があるため、災害の状況を十分把握して、医療機関の選定及び搬送経路を決定する等被災状況に即して柔軟な対応を行う。
- イ 震災時には、外傷のほか骨折、失血及び火傷等傷害の種類も多く、また軽傷者から救命処置を必要とする者まで、緊急度に応じ迅速かつ確かな判断と様々な処置が要求されるため、救急救命士の有効活用、救急隊と他の消防隊が連携して出動するなど効率的な出動・搬送を行う。
- ウ 救急救助活動においては、負傷者や死者等の被害状況及び医療機関の被災状況等の情報をいかに速く正確に掌握できるかが、救命率向上のキーポイントとなるため、八幡浜保健所、喜多医師会等関係機関との情報交換を緊密に行いながら救急救助活動を行う。
- エ 震災時は道路交通確保が困難なため、消防署(所)、消防団詰所、警察署(駐在所)等において備蓄している救急救助資機材等を活用し、各地域の消防団等を中心として救急救助活動を行う。

オ 中高層建築物等に対する救急救助活動については、消防法に定める防火管理者による自主救護活動との連携を積極的に推進する。

### 3 内子町消防団の活動

内子町消防団は、地震災害が発生した場合、原則として消防本部の長の指揮下に入り、消防隊と協力して次の消防活動を行う。ただし、消防隊が出動不能又は困難な地域では、消防団長の指揮のもと消火活動等を行う。

#### (1) 出火防止活動

地震発生により火災等の災害発生が予測される場合は、居住地内の住民等に対し出火防止を呼びかけるとともに、出火した場合は、住民と協力して初期消火にあたる。

#### (2) 消火活動

幹線避難路確保のための消火活動等人命の安全確保を最優先に行う。

#### (3) 避難誘導

避難の指示・勧告が出された場合に、これを住民に伝達し、関係機関と連絡をとりながら住民を安全な場所に避難させる。

#### (4) 救急救助活動

内子消防署による活動を補佐し、要救助者の救助救出と負傷者に対する止血その他の応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

### 4 職員等の惨事ストレス対策

消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

### 5 事業所の活動

#### (1) 火災予防措置

火気の消火及び危険物、プロパンガス、高圧ガス等の供給の遮断確認、及び危険物、ガス、毒劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講じる。

#### (2) 火災が発生した場合の措置

ア 自衛防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。

イ 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

#### (3) 災害拡大防止措置

危険物等を取り扱う事業所においては、異常事態が発生し火災が拡大するおそれのあるときは、次の措置を講じる。

ア 周辺地域の居住者等に対し、避難など必要な行動をとるうえで必要な情報を提供する。

イ 警察、最寄りの消防機関等に電話又は駆けつける等可能な手段により直ちに通報する。

ウ 事業所内への立入り禁止、避難誘導等必要な防災措置を講じる。

### 6 自主防災組織の活動

#### (1) 火気遮断の呼びかけ、点検等

各家庭及び事業所等のガス栓の閉止、プロパンガス容器のバルブ閉止等の相互呼びかけを行うとともに、その点検及び確認をする。

#### (2) 初期消火活動

火災が発生したときは、消火器、可搬消防ポンプ等を活用して初期消火に努める。

(3) 消防隊への協力

消防隊（消防本部、消防団）が到着した場合は、消防隊の長の指揮に従う。

**7 住民の活動**

(1) 火気の遮断

使用中のガス、石油ストーブ、電気機器類等の火気の遮断を直ちに行うとともに、プロパンガスはボンベのバルブ、危険物のタンクはタンクの元バルブを締める。

(2) 初期消火活動

火災が発生した場合は、家庭用消火器や風呂のくみ置きの水等で消火活動を行う。

## 第11節 水防活動

地震による洪水に対する水防活動は、風水害等対策編第3章第12節「水防活動」の定めによるが、概要は次のとおりである。

### 1 水防管理団体の活動

水防管理団体は、県から水防に関する通報を受けたときは、町水防計画の定めるところによりその状況に応じ万全の体制を敷くとともに、次の場合、直ちに県に通知する。

- (1) 水防団、消防団が水防のために出動したとき
- (2) 堤防等に異状を発見したとき
- (3) 水防作業を開始したとき
- (4) 応援を求める場合
- (5) 立退避難を指示したとき
- (6) 水防本部を設置したとき

### 2 水防団、消防団の出動

水防管理者は、次に示す基準により、水防団、消防団の準備又は出動の命令を出し、水防活動を適切に行わなければならない。

#### (1) 出動準備

水防管理者は、次の場合、管内水防団、消防団に出動準備をさせる。

- ア 河川の水位が水防団待機水位（通報水位）に達し、なお、上昇の恐れがあり、かつ、出動の必要が予想されるとき
- イ 大雨等により堤防の決壊、漏水、がけくずれ等の恐れがあり、出動の必要が予想されるとき
- ウ 気象予報、洪水予報、水防警報等により、洪水等の危険が予想されるとき。

#### (2) 出動

水防管理者は、次の場合、管内水防団、消防団を出動させる。

- ア 河川の水位がはん濫注意水位（警戒水位）に達したとき
- イ 台風が本県若しくはその近くを通過する恐れがあるとき
- ウ その他気象予報、洪水予報、水防警報等により水防団の出動を要すると認められたとき

### 3 監視及び警戒

#### (1) 常時監視

水防管理者は、関係河川堤防等について常時巡視員を設け、随時分担区域内を巡視させるとともに、水防上危険であると認められる箇所があるときは、地方局建設部又は土木事務所へ通知する。

#### (2) 非常警戒

水防管理者は、水防体制が発動されたときから、重要水防区域の監視及び警戒を厳重にし、既往の被害箇所その他特に重要な箇所を中心に監視し、異状を発見した場合は、その状況及び見通しを直ちに県に報告するとともに水防作業を開始する。



#### 4 水防活動の応援要請

水防管理者は、水防上必要があるときは、別途締結している消防応援協定に基づき応援を要請する。

### 第12節 人命救助活動

風水害等対策編第3章第13節「人命救助活動」を準用する。

### 第13節 遺体の搜索・処理・埋葬

風水害等対策編第3章第14節「遺体の搜索・処理・埋葬」を準用する。

### 第14節 食料及び生活必需品等の確保・供給

風水害等対策編第3章第15節「食料及び生活必需品等の確保・供給」を準用する。

### 第15節 飲料水の確保・供給

風水害等対策編第3章第16節「飲料水の確保・供給」を準用する。

### 第16節 医療救護活動

風水害等対策編第3章第17節「医療救護活動」を準用する。

### 第17節 防疫・衛生活動

風水害等対策編第3章第18節「防疫・衛生活動」を準用する。

### 第18節 保健衛生活動

風水害等対策編第3章第19節「保健衛生活動」を準用する。

## 第19節 廃棄物等の処理

風水害等対策編第3章第20節「廃棄物等の処理」の定めるところによるが、大規模地震発生時に震災による建物の倒壊、焼失及び解体によって大量に発生するがれき・残骸物の処理について定める。

### 1 町の活動

#### (1) 災害廃棄物処理対策組織の設置

町災害対策本部に、災害廃棄物処理対策組織を設置するとともに、県が情報収集・提供及び相互の協力体制づくりを図るために協議会を設置したときはそれに参加する。

#### (2) 情報の収集

町内の情報を収集・把握し、次の内容を整理し県に報告する。

- ア 家屋の倒壊に伴う解体件数
- イ 廃棄物処理施設等の被災状況
- ウ 災害廃棄物処理能力の不足量の推計
- エ 仮置場、仮設処理場の確保状況

#### (3) 発生量の推計

収集した情報をもとに、災害廃棄物の発生量を推計する。

#### (4) 仮置場、仮設処理場の確保

推計した発生量を処理するのに必要となる仮置場及び仮設処理場を確保する。

#### (5) 処理施設の確保

中間処理施設、最終処分場等の災害廃棄物の処理施設を確保する。

#### (6) 関係団体への協力の要請

収集した情報や仮置場、仮設処理場及び処理施設の確保状況等をもとに、関係機関へ協力を要請する。

#### (7) 災害廃棄物の処理の実施

被災状況を勘案したうえで、県が示す処理指針や事前に策定したガれき・残骸物処理計画により、ガれき・残骸物の処理を実施する。

#### (8) 解体家屋の撤去

解体家屋の撤去の優先順位付けを行い、解体家屋の撤去事務手続きを実施する。

### 2 事業者の活動

自社の災害廃棄物は、自己処理責任の原則に基づき、環境保全に配慮した適正な処理を行う。また、町から災害廃棄物の処理について、協力要請があった場合は、積極的に協力を行う。

### 3 住民の活動

(1) 災害廃棄物の処理は、可燃物・不燃物等の分別を行い、町の指示する方法により搬出等を行う。

(2) 河川、道路、谷間等に投棄しない。

## 第20節 動物の管理

風水害等対策編第3章第22節「動物の管理」を準用する。

## 第21節 応急住宅対策

風水害等対策編第3章第23節「応急住宅対策」の定めるところによるが、特に大規模地震等が発生した場合に、余震等による被災建築物の倒壊、また被災宅地の二次災害の防止を図るため、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定について定める。

### 1 住宅対策

#### (1) 応急危険度判定

大規模な地震により被災した建物は、その後に発生する余震などで倒壊したり物が落下して、人命に危険を及ぼすおそれがあるため、被災建物の調査をし、その建物が使用できるか否かの判定を行う。

#### (2) 地震被災建築物応急危険度判定士の確保

町災害対策本部は、公共施設の震後における使用可否の必要がある場合は、直ちに建築関係団体の協力を得て、県に地震被災建築物応急危険度判定士の派遣を要請し、被災建築物等の危険度の把握を行うとともに、必要な措置を講じる。

### 2 宅地対策

#### (1) 被災宅地危険度判定

大規模な地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士を要請して危険度判定を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することによって、二次災害を軽減・防止し、住民の安全の確保を図る。

#### (2) 被災宅地危険度判定士の確保

町災害対策本部は、大規模な地震又は降雨等の災害により、必要と判断した場合は、住民の安全を確保するため、町職員により、又は県に被災宅地危険度判定士の出動を要請し、被災宅地等の危険度の把握を行うとともに、必要な措置を講じる。

### 3 住民への広報

町災害対策本部は、余震等により倒壊のおそれのある建築物等による事故防止を図るため、また被災宅地の二次災害の防止を図るため、住民に対して町ホームページ、臨時広報紙等により被災建築物に対する倒壊の危険性や事故防止措置、被災宅地の危険性等の広報活動等を行う。

## 第22節 要配慮者に対する支援活動

風水害等対策編第3章第24節「要配慮者に対する支援活動」を準用する。

## 第23節 応援協力活動

風水害等対策編第3章第25節「応援協力活動」を準用する。

## 第24節 ボランティア等への支援

風水害等対策編第3章第26節「ボランティア等への支援」を準用する。

## 第25節 自衛隊災害派遣要請の要求等

風水害等対策編第3章第27節「自衛隊災害派遣要請の要求等」を準用する。

## 第26節 消防防災ヘリコプターの出動要請

風水害等対策編第3章第32節「消防防災ヘリコプターの出動要請」を準用する。

## 第27節 ライフラインの確保

ライフラインの復旧は、他機関の復旧作業や民生安定に大きな影響を及ぼすことから、各ライフライン事業者等は、災害発生時において被害状況を迅速かつ的確に把握し、必要な要員及び資機材を確保するとともに、必要に応じ、広域的な応援体制をとるなど、機動力を発揮して応急復旧に努める。

また、町、県、国は情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じ、情報提供に努める。

なお、人命に関わる医療機関や避難所等の重要施設の応急措置及び供給ラインの復旧等を優先的に行う。

### 1 水道施設（建設デザイン課）

町は、災害の発生状況に応じて送水を停止する等、必要な措置を講じるとともに、応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。

また、配管の仮設等による応急給水に努める。

### 2 下水道施設（建設デザイン課）

下水道管理者は、下水道施設が被災したとき、重大な機能障害、二次災害の危険性を取り除くための措置を講じる。

#### (1) 管渠

周辺住民に対して一時的に下水道の使用を中止するよう広報するとともに、管渠施設の構造物、設備等の被害程度を判断して、管渠、マンホール内部の土砂のしゅんせつ、可搬式ポンプによる下水の排除、仮排水路の設置などの応急復旧を実施する。

#### (2) 終末処理場、ポンプ場

本復旧までの一時的な処理場機能の確保を目的として、水路の仮締切り、配管ルートの変更、仮設沈殿池などの応急復旧を実施する。

被害が甚大な場合は、住民に対して下水道の使用を中止するよう広報する。

### 3 電力施設（電気事業者）

電気事業者は、災害が発生した場合、その定める防災業務計画に基づき、電力施設の防護及びその迅速な復旧を図り、もって電力供給の確保に万全を期する。

#### (1) 災害対策組織の編成

震災時に、直ちに定められた防災体制を確立する。

#### (2) 電力供給の確保

電力供給施設に災害等が発生し、停電した場合は、迅速に復旧を行うとともに、速やかに電力供給施設等の被害状況の調査を行い、被害の拡大防止と応急復旧等電力供給に必要な措置を講じる。

#### (3) 他電力会社間の電力融通

震災時において、電力供給が不足する事態が生じた場合は、負荷の重要度に応じた系統構成にするとともに、他地域からの融通等により供給力を確保する。

#### (4) 災害時における広報

被害状況及び措置に関して関係機関に連絡するとともに、当該地域への広報を行う。

(5) 対策要員等の確保

防災業務計画による出動体制に基づき対策要員を確保するとともに、交通途絶等により出動できない者は、最寄りの事業所に出動する。

(6) 災害復旧用資機材の確保

事業所に保有する応急措置用資材を優先使用し、不足する場合は、本店、支店及び関係業者等から緊急転用措置をとる。

(7) 広域応援体制の確立

対策要員や復旧資機材の確保、電力の融通などの応急対策に関し、広域応援体制をとるよう努める。

(8) 危険予防措置

送電が危険な場合及び警察、消防機関等から要請があった場合には、送電停止等適切な危険予防措置を講じる。

(9) 設備の応急復旧

次のとおり各種設備の応急復旧を行う。

ただし、電力の供給再開までに長期間を要する場合は、緊急に電力を供給すべきところから必要な措置を講じ、応急復旧工事を行う。

なお、復旧にあたり、可能な限り地区別の復旧予定時期を明らかにするよう努める。

ア 水力・火力・原子力発電設備

共通機器、流用可能部品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

イ 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力の活用により、仮復旧の標準工法に基づき迅速に行う。

ウ 変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用により復旧する。

エ 配電設備

応急復旧工法標準マニュアルにより迅速確実な応急復旧を行うとともに、重要性の高い地区には、移動用発電機を設置する。

オ 通信設備

可搬型電源、移動無線機等の活用により通信回線を確保する。

4 ガス施設（液化石油ガス販売業者）

(1) 災害対策本部体制の確立

震度5弱以上の地震が発生した場合、災害の応急復旧に取り組むため、事業者団体は災害本部体制を確立する。

(2) 緊急対応措置

災害発生後、次の職務を行う。

ア 被災状況の確認

被災状況の確認は、緊急度が高く、かつ、LPガス貯蔵量が大である施設を原則としてあらかじめ定められた順位に従って行う。

また、確認方法は、目視によって行う。

#### イ 二次災害防止のための措置

確認の結果、二次災害の恐れがある施設に対しては、供給停止又は容器の撤去を行う。

震度6弱以上を観測した地域では、目視による確認で異常が認められない場合でも、設備に異常がないと確認されるまでは、ガスの使用を中止するよう消費者に要請する。

#### ウ 供給再開のための安全点検

目視による確認の結果、さらに安全点検を行う必要が認められた設備及び震度6弱以上を観測した地域の設備すべてを対象に安全点検を実施する。

安全点検は、供給停止の及ぼす影響の大小を勘案し、あらかじめ定められた順位に従って行う。

#### (3) 消費者への周知

安全点検の結果について消費者に説明するとともに、新たに異常が発生したときや漏えい等の異常が認められた場合にとるべき措置についても、周知徹底を図る。

### 資料編 ○ 町内液化石油ガス販売事業者一覧

## 5 電信電話施設

#### (1) 西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

震災時には、次により臨時的措置をとり、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図るとともに、被災した電気通信設備等の応急復旧工事を速やかに実施する。

#### ア 通信の非常疎通措置

(ア) 臨時回線の作成、中継順路の変更等疎通確保の措置をとるほか、必要に応じ、災害応急復旧用無線電話機等の運用、臨時公衆電話の設置等を図る。

(イ) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法の定めるところにより、臨時に利用制限等の措置を行うほか、災害用伝言ダイヤルサービスを提供する。

(ウ) 非常緊急通話又は非常緊急電報は、電気通信事業法、電気通信事業法施行規則の定めるところにより、一般の通話又は電報に優先して取り扱う。

(エ) 警察、消防、鉄道通信、その他の諸官庁が設置する通信網との連携をとる。

(オ) 携帯電話や他事業者網と固定網の優先接続の引継ぎの実施による重要通信の確保を行う。

#### イ 通信の途絶措置

(ア) 衛星通信無線車、可搬型無線機及び応急用ケーブル等を使用し、回線の復旧を図る。

(イ) 電力設備被災局には、移動電源車を使用し、復旧を図る。

(ウ) 幹線伝送路の被災については、マイクロ波可搬無線装置により復旧を図る。

#### ウ 被災地の情報伝達支援

(ア) 災害救助法が適用された地域については、特設公衆電話を設置するとともに、停電時には公衆電話の無料化を図る。

(イ) 行政やボランティア等から発信される情報や被災者からの情報を円滑に伝達させるた

め、日常使用しているコンピュータネットワークの復旧を図る。

エ 設備等の応急復旧

(ア) 被災した電気通信設備等は、被災状況に応じた復旧工事を実施し、優先的に重要通信を確保する。

(イ) 災害発生後、速やかに被害状況把握や緊急回線作成を行うため、西日本電信電話株式会社四国支店で400名程度のレスキュー隊が編成できるよう復旧要員を登録している。

(ウ) アクセス系の被災状況を半日間で大まかに推定、4日程度で被害設備を完全に把握できるようにしている。

(2) 株式会社NTTドコモ

通信の輻輳緩和及び重要通信を確保するため、必要な次の措置を講じる。

ア 臨時回線を設定するほか、必要に応じ携帯電話の貸出しに努める。

イ 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、一般利用の制限等の措置をとる。

ウ iモード災害用伝言板の開設

(3) KDDI株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社

通信の輻輳緩和及び重要通信を確保するため、必要な次の措置を講じる。

ア 電気通信施設の整備及び保全

イ 災害時における電気通信の疎通

ウ 災害用伝言板サービスの提供



## 第28節 公共土木施設等の確保

公共土木施設等における復旧対策のため、発災後、直ちに所管する施設・設備の調査を専門技術者により実施するとともに、これらの被害状況を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に速やかに応急復旧を行う。

また、余震あるいは降雨等による二次的な水害、土砂災害等の危険箇所の点検を行うものとし、その結果危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図るとともに、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事を実施する。

さらに、町内建設業者等の協力を得て、障害物の除去、二次災害の防止工事、応急復旧、通行規制等に必要な人員、資機材等の確保に努める。

なお、必要に応じ、報道機関や地域住民に対して、緊急物資の輸送拠点や緊急輸送路、公共土木施設等の状況等の情報を提供する。

### 1 道路施設

町は、管理する道路について、早急に被災状況を把握し、大洲河川国道事務所、大洲土木事務所、大洲警察署等へ報告するほか、復旧活動の支援のため、道路啓開による障害物の除去や応急復旧等を行い、道路機能の確保に努める。

また、被災の状況に応じ、通行止めや重量制限等の通行規制、迂回路の設定、二次災害の防止、応急工事など所要の応急措置を講じ、迂回路が確保できない場合は、仮道、仮栈橋の設置など早期に通行の確保が図れるよう必要な措置を講じる。

### 2 河川管理施設

河川管理者は、堤防や護岸の破壊等について、浸水被害及び雨水の浸透等による増破を防ぐ処置を講じるとともに、水門、排水機等の破壊については、故障や停電等により、運転が不能となることが予測されるため、土のうや矢板等により応急に締切りを行い、移動ポンプ車等を動員して内水の排除に努める。

また、河川管理施設が破壊、損壊等の被害を受けた場合には、特に、はん濫水による被害の拡大防止に重点を置き、速やかに施設の復旧に努める。

### 3 鉄道施設（四国旅客鉄道(株)）

#### (1) 応急復旧及び復旧対策

ア 不通区間が生じた場合は迂回線区に対する輸送力の増強及び自動車等による代替輸送の確保に努める。

イ 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を図る。

ウ 早期の運転再開を期するため、復旧工事を行う業者に協力を求める等必要な措置を講じ応急復旧工事を行う。

エ 非常緊急にかかわるものの輸送を速やかに行う。

#### (2) 旅客等への広報

ア 乗務員は、災害の情報等について、必要な事項を旅客に周知するとともに、今後の措置等できるだけ速やかに放送して混乱の防止を図る。

イ 駅長は災害による旅客及び公衆の動揺・混乱を防止するため、被害状況等について放送等を行う。

(3) 避難誘導

ア 乗務員は、列車又は線路建造物等の被害による危険が大きいと予測される場合や沿線被害地の火災等により危険が迫ると判断した場合は、旅客を安全な場所に誘導する。

イ 駅長は、災害の規模、駅及び駅周辺の被害状況を考慮して、負傷者、老幼婦人等を優先誘導して混乱を招かないように努めるとともに、消防救急機関等への早期通報を行う。

4 農業用ため池及び用水路

(1) 被害状況の把握

施設管理者は、農業用ため池及び用水路の被害状況を調査する。

(2) 応急措置の実施及び下流域住民又は警察署長への必要な措置の要請

施設等に破損又は決壊の危険が生じた場合は、速やかに被害の及ぶおそれがある下流域の市町長、警察署長及び消防署長に対し状況を連絡し、避難指示等必要な措置をとるよう要請するとともに迅速に応急措置を講じる。

5 砂防等施設

砂防設備や地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設（以下「砂防等施設」という。）の管理者は、砂防等施設の巡回（パトロール）を行うほか、砂防ボランティアによる現地調査報告や地域住民からの連絡等により、指定地等の被害情報を収集し、関係機関に連絡するとともに、施設の点検を行う。

また、余震や豪雨に伴う土砂崩壊等の二次災害が発生する恐れがある場合は、危険箇所への立入禁止措置や、ビニールシートで覆うなど必要な応急措置に努める。

砂防等施設が損壊したり、二次災害の恐れのある場合は、危険性を調査し、被害の拡大防止を図るとともに施設の機能復旧に努める。

なお、避難等が必要な場合は、速やかに当該町へ状況の連絡を行う。

6 災害応急対策の拠点となる重要な庁舎等

(1) 被害状況の把握

庁舎等の施設管理者は、地震後、早急に管理する施設（災害応急対策上重要な庁舎等）及び設備について点検し、被災状況を確認する。

(2) 緊急措置の実施

施設及び設備が破損した場合は、防災機関としての機能に支障のないよう緊急措置を講じる。

7 情報システム

町及びその他関係機関は、地震災害時の情報システム（町防災行政無線、インターネット、電話等）の確保対策として、次の措置を講じる。

(1) 速やかに情報システムの障害点検を行い、被害状況を把握する。

(2) 情報システムに障害が生じた場合には、保守会社等の協力を得て、速やかに復旧対策を講じ、運用の再開を図る。

8 都市公園施設

町長は、地震後、職員を現地に派遣して早急に被害状況を把握するとともに、状況に応じ使用や

立入を禁止する措置を行う。

## 第29節 危険物施設等の安全確保

大規模地震により危険物施設等が被害を受け、危険物の流出その他の事故が発生した場合は、被害の拡大防止と、軽減を図るため、適切かつ迅速な防災活動を実施し、事業所の関係者及び周辺住民等に被害を及ぼさないように努める。

町又は事業者は、有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

### 1 危険物施設

(1) 町は、関係事業所の管理責任者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講じるよう指導する。

ア 危険物の流出あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送の停止措置

イ 危険物の流出、出火、爆発等の防止措置

ウ 危険物施設の応急点検

エ 施設の管理責任者と連携し、災害を防止するための消防活動や救出、広報活動、避難の指示等必要な応急対策の実施

(2) 火災の防御は、大洲地区広域消防事務組合消防本部が保有する消防力を最大限活用して実施するとともに、必要に応じ、化学消防自動車等の派遣要請等他の機関の応援を受ける。

資料編	○ 大洲地区広域消防事務組合保有救助資機材一覧 ○ 危険物施設一覧
-----	--------------------------------------

### 2 毒物劇物貯蔵施設

(1) 毒物劇物の製造業者、販売業者、電気めっき業者、金属熱処理業者及び運送業者又は毒物劇物取扱責任者は、地震により毒物劇物が流出、飛散、漏洩等災害が発生した場合、直ちに保健所、警察及び消防機関に通報するとともに、毒物劇物の回収、その他危害防止のための必要な措置を講じる。

(2) 通報を受けた保健所、警察及び消防機関は、相互に連絡をとり、地域住民及び通行人等に対し、周知徹底を図り、危険又は汚染地域の拡大防止措置、警戒区域の設定、被災者の救出、避難誘導等の措置を講じる。

また、飲料水を汚染するおそれがある場合には、関係市町に通報連絡するなど万全を期する。

### 3 火薬類製造施設・貯蔵施設

火災その他の事情により危険な状態となったとき、事業者は、直ちに応急措置を講じるとともに、消防、警察等関係機関に連絡する。

消防等関係機関は、貯蔵施設等に被害が及ばないよう適切な措置を講じる。

## 第30節 応急教育活動

風水害等対策編第3章第31節「応急教育活動」を準用する。

## 第31節 ボランティアの受入れ

町及び関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう努める。また、ボランティアの受入れに際して、老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

## 第32節 社会秩序維持活動

大規模地震発生時には、多数の住民が生命又は身体に危害を受け、あるいは住居や家財が喪失して地域社会が極度の混乱状態にあるため、町は、県、県警察、関係機関・団体等と協力して、人心の安定と社会秩序の維持を図るための措置を講じる。

また、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び住民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

### 1 町の活動

#### (1) 住民への広報

町は、各種情報の不足や誤った情報等のため、町域に流言飛語等による混乱が発生し、又は発生するおそれがあるときは、速やかに地域住民に対して正確な情報を提供するとともに、住民のとるべき措置等について呼びかける。

#### (2) 生活物資の価格、需要動向、買い占め、売り惜しみ等の調査及び対策

ア 生活関連商品の価格及び需給状況の把握に努める。

イ 必要に応じ、物価の安定を図るための施策を実施する。

#### (3) 県に対する要請

町は、当該地域の社会秩序を維持するため必要と認めたときは、県に対し応急措置又は広報の実施を要請する。

### 2 大洲警察署の活動

#### (1) 警察独自及び自主防犯組織等との連携による安全の確保

ア 被災後の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所内でのトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行う。

イ 被災地において発生することが予想される悪質商法等の生活経済事犯、知能犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締りを重点に行い、被災地の社会秩序の維持に努める。

加えて、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び国民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

ウ 駐在所等において、地域の自主防犯組織等との安全確保に関する情報交換、住民等からの相談受けなどにより、住民等の不安の軽減に努める。

#### (2) 関係機関に対する協力

地域の平穏を害する不法行為を未然に防止するため、物資の配給、その他救援活動等を行う町、関係機関の活動に対し、可能な限り協力する。

## 第4章 地震災害復旧・復興対策

被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しながら町が主体的に取り組み、県や国、関係機関等の協力と適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すとともに、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るものとする。

また、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定め、必要な場合には、これに基づき復興計画を作成する。

なお、復旧・復興対策にあたっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、要配慮者の参画を促進する。

### 第1節 災害復旧対策

災害復旧対策は、被災した施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設的设计又は改良を行うなど将来の災害に備える事業計画を策定し、早期復旧を目標に実施する。その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、要配慮者の参画を促進する。

また、町の復旧・復興対策の組織の設置、職員の確保及び活動については、災害対策本部と調整を図りながら迅速に実施する。

#### 1 激甚災害の指定

##### (1) 基本方針

激甚災害発生後に、迅速かつ的確な被害調査を行い、当該被害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律150号）」（以下「激甚災害法」という。）に基づく激甚災害の指定基準に該当し、特別な地方財政援助又は被災者に対する特別な助成が必要と認められる場合は、政令指定を得るための適切な措置を講じる。

##### (2) 県の活動

ア 知事は、町の被害状況等を検討のうえ、激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係各部局に必要な調査を実施させる。

イ 知事は、被災概要を内閣総理大臣に報告し、激甚災害の迅速な指定を要請する。

ウ 関係各部局は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他「激甚災害法」に定める必要な事項を速やかに調査し、国に提出する。

エ 激甚災害の指定を受けたときは、関係部局は、事業の種別ごとに「激甚災害法」及び算定の基礎となる法令に基づき負担金、補助金等を受けるための手続き等を実施する。

##### (3) 町の活動

[内子町防災]

ア 町長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して被害状況等を調査し、県知事に報告する。

イ 町長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係各部局に提出する。

## 2 被災施設の復旧等

被災した公共施設の災害復旧は、原形復旧を基本にしつつも、再度災害防止の観点から可能な限り改良復旧を行うなどの事業計画を速やかに策定し、社会経済活動の早急な回復を図るため迅速に実施する。特に、地震に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次的な土砂災害防止の観点から対策を講じる。

また、ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧にあたり、復旧予定時期を明らかにするよう努める。

公共施設の復旧事業は、概ね次の法律等に基づき、迅速かつ円滑に行う。

- (1) 農林水産業等施設については、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律、土地改良法を活用し実施する。
- (2) 道路、河川、下水道、都市公園施設については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法により実施する。
- (3) 砂防等施設については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律により実施する。
- (4) 都市施設（街路、公園、排水路、墓園等）の復旧及び堆積土砂排除事業については、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業事務取扱方針により実施する。
- (5) 公営住宅等については、公営住宅法により実施する。
- (6) 水道施設については、上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費の国庫補助金交付要綱により実施する。
- (7) 公立学校施設については、公立学校施設災害復旧費国庫負担法により実施する。
- (8) 特定大規模災害その他著しく異常かつ激甚な非常災害として政令で指定する災害が発生し、円滑かつ迅速な復興が必要な場合は、大規模災害からの復興に関する法律に基づき、県を通じて、国に対して災害復旧事業等に係る工事の代行を要請する。

## 3 災害廃棄物の処理

地震等による土砂崩れ等によって、損壊家屋を始めとする大量の災害廃棄物が発生することから、広域的な処分など迅速かつ環境負荷のできるだけ少ない処分方法を検討する。

- (1) 県は、災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行う。
- (2) 災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努める。
- (3) 災害廃棄物処理に当たっては、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行う。また、環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。



## 第2節 復興計画

多数の機関が関係し、高度かつ複雑な大規模事業となる被災地域の再建を速やかに実施するため、必要に応じて復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。

また、多くの人々が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性があることから、震災時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的に、関係機関の協力を得ながら被災者の生活支援の措置を講じる。

さらに、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

### 1 復興計画の作成

#### (1) 計画の策定

町長は、必要があると認めたときは、震災復興計画を策定する。

#### (2) 計画の構成

計画は、基本方針（ビジョン）と、市街地・農山漁村復興、住宅復興、産業復興などからなる分野別復興計画により構成する。

#### (3) 計画の基本方針

計画策定にあたっては、町の総合計画との調整を図る。

#### (4) 計画の公表

計画策定後は、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じ速やかに公表するとともに、臨時刊行物等を配布するなどにより、住民に周知し、被災地の復興を促進する。

#### (5) 国・県との調整

計画策定にあたっては、国や県等との調整を行う。

### 2 大規模災害からの復興に関する法律の活用

特定大規模災害が発生した場合は、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、復興を推進する。

(1) 町は、復興基本方針及び県復興方針に即して単独で又は県と共同で復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

(2) 町は、復興計画の作成等のために必要がある場合は、関係地方行政機関に対して職員の派遣を要請し、又は知事に対して職員の派遣のあつせんを求める。

### 3 防災まちづくりを目指した復興

(1) 町は、必要に応じ、再度災害防止とより快適な住環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。その際、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で地域のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるよう努める。併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

- (2) 町は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。
- (3) 町は、防災まちづくりに当たっては、必要に応じ、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所等、避難路・避難階段などの避難関連施設の都市計画と連携した計画的整備等を基本的な目標とする。この際、都市公園、河川等のオープンスペースの確保等は、単に避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分住民に対し説明し理解と協力を得るように努める。また、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等については、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ進める。
- (4) 町は、既存不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、その問題の重要性を住民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努める。
- (5) 町は、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物の処理事業に当たり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的实施を行う。
- (6) 町は、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を、住民に対し行う。
- (7) 町は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。
- (8) 町は、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

#### 4 復興財源の確保

##### (1) 基本方針

復旧・復興対策を円滑に実施するため、被災後できるだけ早い時期に財源需要見込額を把握し、復興財源の確保を図る。

##### (2) 予算の編成

復旧・復興事業を迅速に実施するため、予算執行方針及び編成方針の策定などを行う。

##### (3) 町の活動

###### ア 財政需要見込額の算定

被災状況調査を基に、次の財政需要見込額を算定する。

###### (ア) 復旧・復興事業

###### (イ) その他

###### イ 発災年度の予算執行方針の策定

緊急度が高い復旧・復興事業を滞りなく実施するため、優先的に取り組むべき対策と執行を当面凍結すべき事業を抽出し、予算執行方針を策定する。

ウ 予算の編成方針の策定

復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施するための予算について、その編成方針を策定する。

(4) 復興財源の確保

復旧・復興対策を実施するためには、莫大な事業費が必要になるほか、災害の影響による税収の落ち込み等から、財政状況の悪化が懸念されることから、復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施するための財源確保に関し適切な措置を講じる。

ア 地方債の発行

町は、復旧・復興対策に係る莫大な財政需要と大幅な税収減に対応するため、県と調整を図りながら次の措置を講じ、財源を確保する。

(ア) 災害復旧事業債

(イ) 歳入欠かん等債

(ウ) その他

イ その他の財源確保策

復興を目的とした公営競技の開催等による復興財源の確保を検討する。

ウ 県への依頼

復旧・復興対策実施に係る財政需要に対応するため、財源確保に関する特例措置等を国に要望するよう、県に依頼する。

### 第3節 被災者の生活再建支援

被災者が新たな生活への意欲を持つことに重点を置きながら、町民生活の安定を図るための施策を講じるとともに、自力による生活再建を支援し、被災地の速やかな復興を図る。

#### 1 要配慮者の支援

要配慮者は、震災による生活環境の変化等に対応することが他の被災者より困難である場合が多いことから、速やかに安定した生活が回復できるよう支援を行う。

##### (1) 被災状況の把握

町は、直ちに次の事項を把握して、県に報告する。

- ア 要配慮者の被災状況及び生活実態
- イ 社会福祉施設の被災状況

##### (2) 一時入所の実施

県を通じ社会福祉施設や関係機関等と連絡のうえ、社会福祉施設等への一時入所が必要な要配慮者に対して一時入所を実施する。

社会福祉施設への入所が困難な場合は、次の施設を福祉避難所として開設し、要配慮者の一時入所を実施する。

指定福祉避難所一覧

地区	施設名	所在地	電話番号
内子地区	特別養護老人ホーム「みどり苑」	内子町立山4740	(0893) 45—0141
五十崎地区	特別養護老人ホーム「神南荘」	内子町五十崎甲881	(0893) 43—1901
小田地区	特別養護老人ホーム「緑風荘」	内子町小田149—1	(0892) 52—3101

##### (3) 健康管理の実施・巡回健康相談

町は、八幡浜保健所と協力して保健師による巡回健康相談を実施し、避難所等における要配慮者の健康状態を把握する。また、避難所の管理者等を通じて住民に自治組織の編成を求め、その協力を得て健康管理等の徹底を図る。

##### (4) 成年後見制度の利用

義援金の受け取りや今後の財産管理等に関連して成年後見制度の利用が必要となる方や、成年後見人等の被災によって必要な支援が受けられなくなった方がいる場合に、これらの方々が適切に成年後見制度を利用できるようにする。

#### 2 義援物資、義援金の受入れ及び配分

##### (1) 義援物資の募集

町は、義援物資を受け入れるため問い合わせ窓口を総務部出納班に設置し、受入れを希望するもの、受入れを希望しないもの等、被災地のニーズを迅速に調査把握するとともに、その内容のリスト及び送り先をマスコミに公表することにより、義援物資の送付を要請する。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努める。

また、義援物資の受入れにあたっては、被災地での仕分け等に非常に労力を要することに理解

を求め、被災地のニーズに合致し、かつ、まとまった単位で送付されるもの等に限り受け付ける。

なお、義援物資の提供者や企業等は、品名・品数を明示して梱包するなど、被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮するよう努める。

## (2) 義援金の募集

### ア 県の活動

(ア) 県共同募金会及び日本赤十字社愛媛県支部、義援金募集関係機関と共同し、又は協力して募集方法、期間及び広報の方法等を定めて義援金の募集を行う。

(イ) 県への義援金を受け付けるため、必要に応じて、県庁内等に受付窓口を設置するとともに、銀行口座を開設する。

### イ 町の活動

町への義援金を受け付けるために、町役場等に受付窓口を設置するとともに、銀行口座を開設することを検討する。

## (3) 義援金の配分

県は、統一的に義援金を配分するために、日本赤十字社、愛媛県共同募金会及び義援金募集機関等の関係団体から構成される配分委員会を設置し、公平かつ迅速な配分を行う。

## (4) 配分委員会の活動

配分委員会は、次のことについて協議決定する。

### ア 配分金額

### イ 配分対象者

### ウ 配分方法

### エ 配分状況の公表

### オ その他義援金配分に関すること。

## 3 災害弔慰金等の支給

### (1) 基本方針

災害により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を、精神又は身体に著しい障害を受けた者に対し災害障害見舞金を、重傷を負った者及び居住している家屋が全壊等した世帯等に対し災害見舞金を支給する。

### (2) 県

町の災害弔慰金等の対象者及び支給状況の把握

### (3) 町

#### ア 支給対象者の把握

災害弔慰金、災害障害見舞金等の支給対象者を把握する。

#### イ 支給方法の決定及び支給

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）及び内子町災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき支給する。

## 4 被災者の経済的再建支援

### (1) 基本方針

[内子町防災]

被災者が、震災による痛手から速やかに再起し、生活の安定を回復するため、被災者に対して金銭の支給及び資金の融資等の経済支援を行う。

## (2) 県の活動

### ア 被災状況の把握

(ア) 被災者の経済再建支援に関する調査等について町を支援する。

(イ) 調査結果を集計し、県全体の被災状況を把握する。

### イ 被災者に関する情報提供

災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

### ウ 被災者生活再建支援金の支給

町からの被害状況を取りまとめ、国・被災者生活再建支援法人に対して被害状況の報告を行うとともに、被災者生活再建支援法適用の公示、書類の取りまとめなど必要な措置を行い、被災者生活再建支援法人に対して支援金の迅速な支給を要請する。

### エ 租税の減免等

地方税法及び県条例に基づき、県税の減免及び徴収猶予、申告等の期限の延長等の適切な措置を行う。

### オ 資金の貸付等

被災者のうち要件に該当する者に対して、町や社会福祉協議会の協力を得て、その趣旨の徹底を図り、次のうち適切な資金の融通措置を講じる。

(ア) 生活福祉資金

(イ) 母子福祉資金

(ウ) 寡婦福祉資金

(エ) 災害援護資金

### カ 国への要望

国に対し、国税の減免や徴収猶予、社会保険関係の特別措置の実施等を要望する。

## (3) 町の活動

### ア 被災状況の把握

災害救助法の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。また、情報が不足している地域には補足調査を行う。

(ア) 死亡者数

(イ) 負傷者数

(ウ) 全壊・半壊住宅数 等

### イ 罹災証明の交付

各種の被災者支援措置を早期に実施するため、被災者からの申請に基づき、遅滞なく、災害による住家の被害その他市町長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書を交付する。

### ウ 被災者台帳の作成

被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成

する。

エ 災害援護資金の貸付

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、被災世帯を対象に災害援護資金の貸付を行う。

オ 被災者生活再建支援金の申請受付等

被災者に対する制度の説明、必要書類の発行、被災者からの申請書類の確認など必要な業務を行うとともに、被災者生活再建支援基金により委託された事務を迅速に実施する。

カ 租税の減免等

地方税法及び内子町税条例等に基づき、町税等の減免及び徴収猶予、申告等の期限の延長等の適切な措置を行う。

(4) 社会福祉協議会の活動

生活福祉資金の貸付を被災世帯を対象に実施する。

5 恒久住宅対策

(1) 基本方針

被災者の生活再建を支援するため、生活基盤である住宅については、被災者による自力再建を基本とした住宅再建支援を行うとともに、公的住宅の供給を行う。

また、災害危険区域等における被災者等の住宅再建に当たっては、防災集団移転促進事業等を活用しつつ、極力安全な地域への移転を推奨する。

(2) 県の活動

ア 住宅復興計画の策定

必要に応じて、住宅復興方針等を定めた住宅復興計画を策定する。

イ 住宅再建支援

被災者の自力再建に関する経済的負担を軽減するため、住宅再建に関する融資の利用者に対し、必要に応じ支援策を検討する。

ウ 民間賃貸住宅の供給促進

民間賃貸住宅の供給を促進するため、建替や新規整備を行う事業者に対し、必要に応じ支援策を検討する。

エ 公的住宅に関する協議

公営住宅や特定優良賃貸住宅等の供給に関する役割分担について町と協議する。

オ 県営住宅等の供給

必要に応じ、公営住宅や特定優良賃貸住宅等の県営住宅を供給する。

カ 住宅に関する情報提供

協定を締結した(社)愛媛県宅地建物取引業協会から民間賃貸住宅情報や公的住宅の入居等に関する情報等を提供し、自立再建を支援する。

(3) 町の活動

ア 住宅復興計画の策定

県の住宅復興計画を踏まえながら調整を図り、住宅復興方針等を定めた内子町住宅復興計画を策定する。

イ 県との協議

公営住宅や特定優良賃貸住宅等の供給に関する役割分担について県と協議する。

ウ 町営住宅等の供給

必要に応じ、災害公営住宅の整備や公営住宅、特定優良賃貸住宅等の町営住宅を供給する。

エ 住宅に関する情報提供

相談窓口等において自力再建支援及び公的住宅の入居等に関する情報等を提供する。

## 6 生活再建支援策等の広報

### (1) 基本方針

被災直後の応急復旧期から復興期にかけて継続的に生じる生活再建関連施策に関する情報提供のニーズに対応し、被災者の一日も早い生活再建を促進するため、生活再建に関する支援施策等の情報提供を積極的に行う。

また、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、避難先の地方公共団体と協力し、必要な情報や支援・サービスを提供する。

### (2) 県の活動

#### ア 生活再建支援策等の広報・PRの実施

ラジオ・テレビ等のマスメディアやホームページ、広報紙等を活用し、次の事項を広報・PRする。

(ア) 義援金の募集等

(イ) 各種相談窓口の案内

(ウ) 災害弔慰金の支給等に関する情報

(エ) 公営住宅及び民間住宅への入居や住宅再建支援策等に関する情報

(オ) 被災者生活再建支援金に関する情報

(カ) ボランティアに関する情報

(キ) 雇用に関する情報

(ク) 融資・助成情報

(ケ) その他生活情報 等

#### イ 総合相談窓口の設置

被災者からの問い合わせを一元的に受け付ける窓口を設置する。

#### ウ 外国人への広報

外国人を対象とした外国語の情報紙等を作成し、配布する。

#### エ 県外疎開者への広報・PRの実施

全国紙や全国版のテレビ・ラジオや県外の地方公共団体の広報紙等を活用し、県外疎開者に対し震災関連情報を提供する。

### (3) 町の活動

#### ア 生活再建支援策の広報・PR

広報紙やホームページ等を活用し、震災関連情報や上記(2)アの内容を広報・PRする。

#### イ 総合相談窓口の設置

被災者からの問い合わせを一元的に受け付ける窓口を設置する。

## 7 中小企業を対象とした支援



(1) 基本方針

被災した中小企業の自立再建を図るため、中小企業を対象とした事業の場の確保及び資金の調達に関する支援等を実施する。

(2) 県の活動

ア 中小企業の被災状況の把握

町や商工団体・業界団体等へのヒアリング調査、アンケート調査及び電話照会等により中小企業の被災状況を把握する。

イ 支援制度・施策の内容の周知

(ア) 中小企業を対象とした支援制度・施策の内容を町、商工団体・業界団体等を通じ周知する。

(イ) 次の施策を必要に応じ、実施する。

- a 相談所の設置
- b 電話相談の実施
- c パンフレットの作成・配布

ウ 資金需要の把握

中小企業の被災状況を基に、再建資金等の需要を把握する。

エ 事業の場の確保

中小企業の事業の場を確保するため、共同仮設工場・店舗等の建設の支援及び民間賃貸工場・店舗情報の提供等を行う。

オ 金融面での支援

(ア) 中小企業の経営基盤等の復旧・復興を支援するため、災害融資を実施する。

(イ) 融資を円滑に実施するため、信用保証協会に対し協力を求める。

カ 金融機関等への協力の要請

中小企業を対象とする資金貸付手続きの簡易・迅速化、既借入金の償還条件の緩和及び貸付金利の低減等の特例措置を、信用保証協会や金融機関等に要請し協力を求める。

キ 新たな支援制度の検討

被災中小企業の融資に対する利子補給制度等の新たな支援制度を検討する。

ク 国への要望

中小企業信用保険法の特例措置及び政府系金融機関による災害特別融資枠の確保等を国に要請する。

(3) 町の活動

ア 中小企業の被災状況の把握

県が行う中小企業の被災状況調査に協力する。

イ 事業の場の確保

事業の場の確保に関する支援策を必要に応じ、実施する。

ウ 支援制度・施策の周知

中小企業を対象とした支援制度・施策を県と連携し周知する。

8 雇用対策

(1) 基本方針

失業者の発生を未然に防ぎ、被災者の経済的な生活基盤を確保し、迅速な生活再建を図るため、雇用維持対策を実施する。また、震災により離職を余儀なくされた被災者の再就職支援策を実施する。

(2) 県の活動

ア 雇用状況の把握

愛媛労働局・ハローワークと連携し、雇用状況を把握する。

イ 事業者支援の実施

県内の事業主や業界団体等に対し雇用の維持を要請するとともに、各種雇用支援制度を事業主に迅速に周知し、制度の積極的な活用を促す。

ウ 離職者のセーフティネットの拡充

雇用保険給付対象者の拡大、給付日数の延長及び手続きの弾力的措置の実施等を国に要請する。

エ 再就職の支援

離職者の再就職を促進させるため、次の施策を実施する。

(ア) 愛媛労働局と連携したきめ細かな職業相談の実施

(イ) 公共職業能力開発施設等における職業訓練、能力開発の実施

(ウ) 求人開拓の実施

(エ) 合同就職説明会等の開催

(3) 町の活動

雇用に関する相談があった場合には、公共職業安定所に通知する。

9 農林漁業者を対象とした支援

(1) 基本方針

被災した農林漁業関連施設の迅速な災害復旧を図り、経営・生活の維持・安定を図るため、農林漁業者を対象とした支援を実施する。

(2) 県の活動

ア 農林漁業者の被災状況の把握

町や協同組合等を通じ農林漁業関係者の被災状況を把握する。

イ 支援制度・施策の内容の周知

(ア) 町や協同組合を通じ、支援制度・施策の内容を周知する

(イ) 必要に応じ、次の施策を必要に応じて実施する。

a 相談所の設置

b 電話相談の実施

c パンフレットの作成・配布

ウ 天災融資法に関する措置の実施

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（天災融資法）の地域指定を受けるため、必要な措置を講じる。

エ 日本政策金融公庫資金に関する事業処理の迅速かつ的確な実施

農林漁業セーフティネット資金等の災害対策資金に関する事業処理を、迅速かつ的確に実施する。

オ 金融面での措置

県独自の災害対策に関する融資制度を、必要に応じて創設する。

カ 金融機関への協力の要請

資金貸付手続きの簡易・迅速化、既借入金の償還条件の緩和、貸付金利の低減等の農林漁業者を対象とした特例措置を、融資機関等に要請し協力を求める。

(3) 町の活動

ア 農林漁業者の被災状況の把握

農林漁業者の被災状況調査を、県と連携して実施する。

イ 支援制度・施策の周知

農林漁業者を対象とした支援制度・施策を、県と連携して周知する。

10 地域経済の復興と発展のための支援

地域経済の復興を迅速に軌道に乗せ、地域をより発展させるための支援策を実施する。

(1) 県の活動

ア 企業誘致活動の実施

企業誘致促進のためのセミナー、イベントを開催する。

イ 誘客対策の実施

被災観光地のイメージアップ、復興等をPRするため、必要に応じ町や関係団体等と連携し、次の施策を実施する。

(ア) 県内における観光地の復興イベント等の実施

(イ) 県外における誘客イベント等の実施

(ウ) マスコミを活用したPR

(エ) 大規模な会議等の誘致

(2) 町の活動

ア イベント・商談会等の実施

必要に応じ、県や関係団体等と連携してイベント・商談会等を実施する。

イ 誘客対策の実施

必要に応じ、県や関係団体等と連携し、誘客対策を実施する。

イ 支援制度・施策の周知

農林漁業者を対象とした支援制度・施策を、県と連携して周知する。

10 地域経済の復興と発展のための支援

地域経済の復興を迅速に軌道に乗せ、地域をより発展させるための支援策を実施する。

(1) 県の活動

ア 企業誘致活動の実施

企業誘致促進のためのセミナー、イベントを開催する。

イ 誘客対策の実施

被災観光地のイメージアップ、復興等をPRするため、必要に応じ町や関係団体等と連携し、次の施策を実施する。

(ア) 県内における観光地の復興イベント等の実施

(イ) 県外における誘客イベント等の実施

(ウ) マスコミを活用したPR

(エ) 大規模な会議等の誘致

(2) 町の活動

ア イベント・商談会等の実施

必要に応じ、県や関係団体等と連携してイベント・商談会等を実施する。

イ 誘客対策の実施

必要に応じ、県や関係団体等と連携し、誘客対策を実施する。

## 第5章 南海トラフ地震防災対策

### 第1節 総 則

#### 1 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下、本章において「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項及び南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、町内における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

#### 2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本町の地域に係る地震防災に関し、町、県、本町の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び町内のその他公共的団体、防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、本編第1章第2節「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に定めるとおりである。

## 第2節 関係者との連携協力の確保

### 1 資機材、人員等の配備手配

#### (1) 物資等の調達手配

ア 地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）が確保できるよう、あらかじめ必要な物資の洗い出しを行い、物資の備蓄・調達計画を作成しておくものとする。それでも不足する場合は協定を締結している市町村、団体及び事業者からの物資調達を行うものとする。

イ 町は、県に対して地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給の要請をすることができる。

資料編

- 大洲地区広域消防事務組合保有救助資機材一覧
- 水防資器材保有状況一覧
- 四国西南サミット災害時相互応援協定
- 環境自治体会議災害支援協定
- 内子町と豊島区との非常災害時における相互応援に関する協定

#### (2) 人員の配備

町は、人員の配備状況を県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県に応援を要請するものとする。

#### (3) 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

ア 防災関係機関は、地震が発生した場合において、本町地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等の計画を作成するものとする。

イ 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

### 2 他機関に対する応援要請

町は、災害応急対策を実施するにあたり、必要と認める場合は、次により他機関に対して応援を要請する。

#### (1) 応援協定等に基づく応援要請

応援協定等に基づく応援については、風水害等対策編第3章第25節「応援協力活動」に定めるところによる。

#### (2) 自衛隊の災害派遣要請の要求

自衛隊の災害派遣要請の要求については、風水害等対策編第3章第27節「自衛隊災害派遣要請の要求等」に定めるところによる。

#### (3) 県消防防災ヘリコプターの出動要請

県に対する消防防災ヘリコプターの出動要請については、風水害等対策編第3章第32節「消防防災ヘリコプターの出動要請」に定めるところによる。

- 資料編
- 災害時の医療救護に関する協定 ((社)愛媛県医師会)
  - 災害時の医療救護に関する協定 ((社)愛媛県歯科医師会)
  - 災害時の医療救護に関する協定 ((社)愛媛県薬剤師会)
  - 災害時の医療救護に関する協定 ((社)愛媛県看護協会)
  - 愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定
  - 愛媛県消防広域相互応援協定
  - 南予地区広域消防相互応援協定書
  - 大洲市・内子町における消防相互応援協定書
  - 伊予、大洲、久万高原広域消防相互応援協定書
  - 大洲市、西予市、内子町広域消防相互応援協定書
  - 真弓トンネル内における消防活動に関する覚書
  - 松山自動車道消防相互応援協定書
  - ヘリテレ映像の提供に関する協定
  - 四国西南サミット災害時相互応援協定
  - 環境自治体会議災害支援協定
  - 災害時における情報交換及び支援に関する協定書
  - 災害時における応急対応業務に関する協定
  - 災害時における支援協力に関する協定
  - 災害時の減災活動に関する協力協定書
  - 災害時における応急対策業務の協力に関する協定
  - 災害時における応急対策業務の協力に関する協定書
  - 災害時における救援物資提供に関する協定書
  - 災害支援協力に関する協定
  - 災害時等における物資供給協力に関する協定書
  - 災害時における家屋被害認定調査に関する協定書
  - 内子町と豊島区との非常災害時における相互応援に関する協定
  - 災害時における救援物資提供に関する協定書
  - 災害時の協力に関する協定書

### 3 帰宅困難者への対応

- (1) 町は「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進めるものとする。
- (2) 市街地において帰宅困難者が大量に発生することが予想される場合は、帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保対策等の検討を進めるものとする。

## 第3節 円滑な避難の確保に関する事項

### 1 河川管理施設の整備等

- (1) 河川管理者並びに町は、地震が発生した場合は、直ちに水門及び閘門の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講じる。また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておく。
- (2) 河川管理者並びに町は、必要に応じ次の事項について別に定める。
  - ア 堤防、水門等の点検方針・計画
  - イ 堤防、水門等の自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等の方針・計画
  - ウ 水門や陸閘等の閉鎖を行う操作員等の安全管理に配慮しつつ、迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法
  - エ 孤立が懸念される地域のヘリコプター臨時発着場、河川等の整備の方針・計画
  - オ 防災行政無線の整備等の方針・計画

### 2 避難対策等

地震発生時においては、家屋倒壊、火災、崖崩れ等が予想されるなか、迅速、的確な避難活動を行う必要があるため、町等は、避難のための可能な限りの措置をとることにより、生命、身体の安全の確保に努める。その際、要配慮者についても十分考慮する。

また、避難対策の周知にあたっては、住民に対し避難の際は、自らの身の安全を確保しつつ、可能な限り出火防止措置を実施すること、及び地域の防災活動に参加することを啓発する。

なお、具体的な避難対策等については、風水害等対策編第3章第7節「避難活動」及び本編第3章第6節「避難活動」に定めるところによる。

### 3 消防機関等の活動

- (1) 町は、消防機関及び水防団が円滑な避難の確保等のために講じる措置について、次の事項を重点にその対策を定める。
  - ア 地震情報等の情報の的確な収集及び伝達
  - イ 避難誘導
  - ウ 土嚢等による応急浸水対策
  - エ 自主防災組織等の避難計画作成等に対する指導
  - オ 救助・救急等
  - カ 緊急消防援助隊等応援部隊の進出・活動拠点の確保
- (2) 地震が発生した場合は、町は、次のような措置をとる。
  - ア 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
  - イ 水門及び閘門の操作又は操作の準備並びに人員の配置
  - ウ 水防資機材の点検、整備、配備

### 4 水道、電気、ガス、通信及び放送関係の活動

- (1) 水道  
町は、円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を



講じるものとし、水道施設に被害が生じた場合にあっては、町内の管工事組合等に応援を要請するなどし、迅速な応急対策に努める。

また、町では対応が困難な場合は、県に応援を要請する。

(2) 電気

電気事業の管理者は、円滑な避難を確保するため、警報等の伝達や避難時の照明の確保等が必要なことから、電力供給のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施する。

(3) ガス

ガス事業の管理者は、円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施する。

(4) 通信

通信事業の管理者は、警報等の情報を確実に伝達するため、電源を確保する。

また、地震発生後、電波が輻輳した場合の対策等の措置を講じる。

(5) 放送

放送事業の管理者は、次の措置を講じる。

ア 放送事業者は、各計画主体と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報等、防災関係機関や居住者等及び観光客等が津波からの円滑な避難を行うために必要な情報の提供に努めるよう留意する。

イ 発災後も円滑に放送を継続できるよう、あらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置を講じるものとし、その具体的内容を定める。

5 町自らが管理又は運営する施設に関する対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入する施設

町が管理する庁舎、各総合支所、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、病院、学校等の管理上の措置は、概ね次のとおりである。

なお、具体的な措置内容は、施設ごとに別に定める。

ア 各施設に共通する事項

(ア) 地震情報等の入場者等への伝達

留意事項

- ① 来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な避難行動をとり得るよう適切な伝達方法を検討すること。
- ② 避難地や避難経路、避難対象地区、交通規制状況その他必要な情報をあわせて伝達するよう事前に検討すること。

(イ) 入場者等の安全確保のための退避等の措置

(ウ) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

(エ) 出火防止措置

(オ) 水、食料等の備蓄

(カ) 消防用設備の点検、整備

(キ) 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入手

するための機器の整備

イ 個別事項

（ア）病院、診療所等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置

（イ）学校等にあつては、当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置

ウ 社会福祉施設等にあつては、重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のために必要な措置

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

ア 災害対策本部が設置される本庁舎、また分庁舎、支所等の管理者は、前記(1)のアに掲げる措置を取るほか、次に掲げる措置を取る。

また、災害対策本部等を町が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請する。

（ア）自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

（イ）無線通信機等通信手段の確保

（ウ）災害対策本部等の開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

イ 指定避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力する。

(3) 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、原則として工事を中断する。

## 第4節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

以下の事業について、具体的な目標及び達成期間を明示した事業計画の策定に努める。

- (1) 建築物、構造物等の耐震化・不燃化・耐浪化
- (2) 避難場所の整備
- (3) 避難経路の整備
- (4) 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設

消防団による避難誘導のための拠点施設、緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設、平成25年総務省告示第489号に定める消防用施設

- (5) 緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾又は漁港の整備
- (6) 緩衝地帯として設置する緑地、広場、その他公共空地の整備

## 第5節 防災訓練計画

### 1 防災訓練の実施

- (1) 町は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施する。
- (2) (1)の防災訓練は、少なくとも年1回以上実施する。
- (3) (1)の防災訓練は、大規模地震発生時の災害応急対策を中心として実施する。
- (4) 町は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求める。

### 2 総合防災訓練の実施

町は、防災関係機関、自主防災組織等の参加を得て総合防災訓練を実施し、防災関係機関と連携した避難勧告・指示等の伝達訓練など、地域の実情に合わせて、より高度かつ実践的な訓練を行う。

- (1) 要員参集訓練及び本部運営訓練
- (2) 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
- (3) 災害の発生の状況、避難勧告・指示、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に都府県及び防災関係機関に伝達する訓練

## 第6節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

町は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

なお、今後、国や研究機関等から新しい情報が公表されることが予想されることから、教育及び広報にあたっては、必要に応じて最新の情報を反映した内容で行うものとする。

### 1 町職員に対する教育

災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行う。

なお、防災教育は、各課室、各出先機関ごとに行うものとし、その内容は次の事項を含むこととする。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- (2) 地震に関する一般的な知識
- (3) 緊急地震速報を覚知したときの具体的に取るべき行動に関する知識
- (4) 南海トラフ地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (5) 南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (6) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (7) 南海トラフ地震防災対策として今後地震対策として取り組む必要のある課題

### 2 地域住民等に対する教育

町は、関係機関と協力して、ハザードマップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催、防災訓練等の機会を通じて、地震発生時の避難に関する意識の啓発など、地域住民等に対する教育を実施する。

防災教育の内容は、次のとおりとし、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行う。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることに留意しながら、実践的な教育を行う。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- (2) 地震に関する一般的な知識
- (3) 緊急地震速報を覚知したときの具体的に取るべき行動に関する知識
- (4) 南海トラフ地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (5) 正確な情報入手の方法
- (6) 防災関係機関が講じる災害応急対策等の内容
- (7) 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (8) 各地域における避難場所及び避難路に関する知識
- (9) 避難生活に関する知識
- (10) 平素住民が実施しうる、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家

具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法

- (11) 木造住宅等の耐震診断と必要な耐震改修の内容
- (12) 地震発生時の道路交通の混乱を防止するための、自動車利用の自粛及び徒歩帰宅の推奨
- (13) 南海トラフ地震が時間差で発生することの危険性
- (14) 災害時の家庭内の連絡体制の確保

### 3 相談窓口の設置

町は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置し、その旨周知徹底を図る。

# 原子力災害対策編





# 第1章 総論

## 第1節 計画の主旨

### 1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者の原子炉の運転や事業所外運搬等により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることに係る原子力災害対策について定めるほか、原子力災害と自然災害等との複数の事象に対応する必要がある場合における複合災害対策について定め、これを推進することにより、町民等の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

### 2 計画の性格

この計画は、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者並びに町民が、防災対策に取り組むための基本方針となるものであり、地域における生活者の多様な視点を反映するため、防災会議の委員への任命など、計画決定過程における男女共同参画、その他の多様な主体の参画に配慮しながら、状況の変化に対応できるよう必要に応じ見直しを行うものである。

また、本計画において採用している原子力規制委員会の定める「原子力災害対策指針」における各種指標について、同委員会の見直しが実施された場合は、見直し後の指標を採用するものとする。

なお、この計画は「内子町地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については「内子町地域防災計画（風水害等対策編・震災対策編）」によるものとする。

### 3 計画の構成

本編の構成は、次の4章による。

#### (1) 第1章 総論

この計画の主旨、原子力災害対策重点区域、防災関係機関の業務など計画の基本となる事項を示す。

#### (2) 第2章 原子力災害事前対策

平常時の教育、訓練、施設の災害予防対策、町民生活の確保方策などの予防計画を示す。

#### (3) 第3章 緊急事態応急対策

災害が発生した場合の応急対策を示す。

#### (4) 第4章 原子力災害中長期対策

災害発生後の復旧対策を示す。

## 第2節 原子力災害対策重点区域

### 1 本町における原子力災害対策を重点的に実施すべき地域

本町は、この度の福島第一原子力発電所の事故における事態・対応と、原子力災害対策指針において示された新たな基準を踏まえて、講じるべき対策を定めておくこととする。

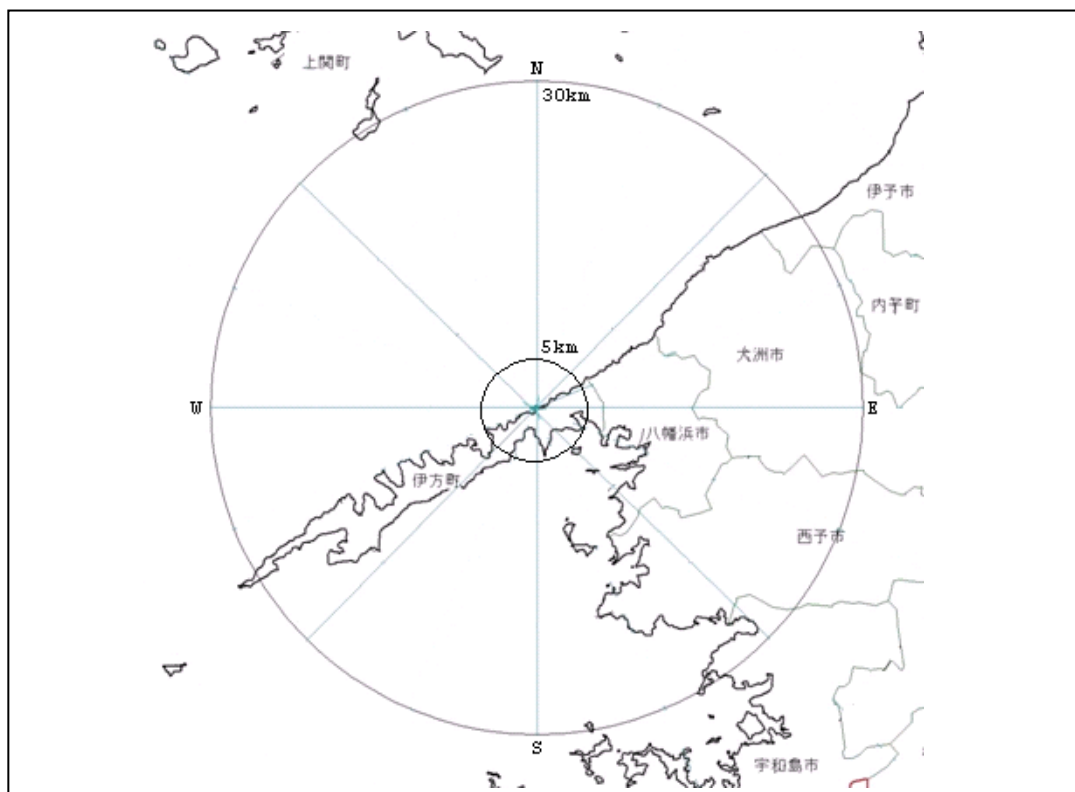
本町において原子力災害対策を重点的に実施すべき地域は、UPZの基準を踏まえて、伊方発電所から概ね半径30kmの範囲とし、具体的には下表の地域とする。

この地域においては、不測の事態に住民の避難が迅速に実施できるよう、緊急避難時の対応をあらかじめ検討する。

設定基準	伊方発電所の緊急時防護措置を準備する区域
集落数	1地区
人口	125人
世帯数	50世帯
避難対象地域 (行政区)	黒内坊地区

(人口、世帯数は平成22年国勢調査(10月1日現在))

#### 【四国電力伊方発電所における原子力対策重点区域】



(参考) 原子力災害対策指針において実施すべき対策に応じて設定された基準

【原子力発電所の場合】

基 準	概 要
予防的防護措置を準備する区域 (PAZ)	緊急事態において、重篤な影響等を回避するため、直ちに避難を実施する等、放射性物質の放出前段階から予防的に防護措置を準備する区域のこと。 区域の目安を「原子力施設から概ね半径 5km」とする。 PAZは、Precautionary Action Zone の略。 愛媛県内では、伊方町が該当する。
緊急時防護措置を準備する区域 (UPZ)	緊急事態において、確率的影響を実行可能な限り低減するため、緊急時防護措置を準備する区域のこと。 区域の目安を「原子力施設から概ね 30km」とする。 UPZは、Urgent Protective Action planning Zone の略。 愛媛県内では、伊方町、宇和島市、八幡浜市、大洲市、伊予市、西予市及び本町が該当する。

上記、PAZ、UPZを含む市町を「重点市町」という。

### 第3節 緊急事態区分及び重点区域区分等に応じた防護措置の準備及び実施

#### 1 原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施

P A Zにおいては、原子力施設において異常事態が発生した場合には、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、放射性物質の環境への放出前の段階から、原子力施設等の状態が原子力災害対策指針において定める以下の緊急事態区分のいずれに該当するかを判断し、該当する区分に応じて同指針に定める緊急時活動レベル（Emergency Action Level。以下「E A L」という。）に基づく避難等の予防的な防護措置を準備し、実施するものとする。

また、P A Z外においても、国の指示がある場合は、事態の規模、時間的な推移に応じて、段階的な避難措置等の予防的な防護措置を実施するものとする。

本町に設定されているU P Zにおいては、全面緊急事態となった際には予防的な防護措置（屋内退避）を原則実施するものとする。

緊急事態区分の概要

区分	対象事象等	概要
警戒事態	その時点では公衆への放射線による影響やその恐れが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はその恐れがあるため、情報収集や、緊急時の環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）の準備、施設敷地緊急事態要避難者（避難行動に通常以上の時間を要し、かつ、避難により健康リスクが高まらない要配慮者（高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害を含む。）、難病患者、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者、その他の特に配慮を要する者をいう。以下同じ。）並びに安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者をいう。以下同じ。）の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階	この段階では、原子力事業者は、警戒事態に該当する事象の発生及び施設の状況について直ちに国及び地方公共団体に通報しなければならない。 国は、原子力事業者の情報を基に警戒事態の発生の確認を行い、遅滞なく、地方公共団体、公衆等に対する情報提供を行わなければならない。 国及び地方公共団体は、P A Z内において、実施に比較的時間を要する防護措置の準備に着手しなければならない。

区分	対象事象等	概要
施設敷地緊急事態	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階	この段階では、原子力事業者は、施設敷地緊急事態に該当する事象の発生及び施設の状況について直ちに国及び地方公共団体に通報しなければならない。 国は、施設敷地緊急事態の発生の確認を行い、遅滞なく、地方公共団体、公衆等に対する情報提供を行わなければならない。 国、地方公共団体及び原子力事業者は、緊急時モニタリングの実施等により事態の進展を把握するため情報収集の強化を行うとともに、主にPAZ内において、基本的にすべての住民等を対象とした避難等の予防的防護措置を準備し、また、施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難を実施しなければならない。
全面緊急事態	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階	この段階では、原子力事業者は、全面緊急事態に該当する事象の発生及び施設の状況について直ちに国及び地方公共団体に通報しなければならない。 国は、全面緊急事態の発生の確認を行い、遅滞なく、地方公共団体、公衆等に対する情報提供を行わなければならない。 国及び地方公共団体は、PAZ内において、基本的にすべての住民等を対象に避難や安定ヨウ素剤の服用等の予防的防護措置を講じなければならない。 また、事態の規模、時間的な推移に応じて、UPZ内においても、PAZ内と同様、避難等の予防的防護措置を講じる必要がある。

## 2 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施

放射性物質が環境へ放出された場合、UPZ及びUPZ外においては、緊急時モニタリングによる測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル (Operational Intervention Level。以下「OIL」という。) と照らし合わせ、必要な防護措置を実施するものとする。

### 緊急事態区分の概要

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 <sup>*1</sup>	防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500µSv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>*2</sup> )	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β線：40,000cpm <sup>*3</sup> (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β線：13,000cpm <sup>*4</sup> 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 <sup>*5</sup> の摂取を制限すると	20µSv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>*2</sup> )	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実

		もに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準			施。	
飲食物摂取制限 <sup>※7</sup>	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μSv/h <sup>※6</sup> (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 <sup>※8</sup>	飲料水 牛乳・乳 製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000 Bq/kg <sup>※9</sup>	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg				

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I Lの初期設定値は改定される。

※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用にあたっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

※3 我が国において広く用いられているβ線の入射窓面積が20cm<sup>2</sup>の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm<sup>2</sup>相当となる。

他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm<sup>2</sup>相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの(例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳)をいう。

※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※7 IAEAでは、O I L 6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるO I L 3、その測定のためのスクリーニング基準であるO I L 5が設定されている。ただし、O I L 3については、IAEAの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、O I L 5については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

※8 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるO I L 6値を参考として数値を設定する。

※9 根菜、芋類を除く野菜類が対象

(参考)「避難」と「一時移転」について

災害対策基本法上の避難を、原子力災害対策指針に基づき、「避難」と「一時移転」の2類型に分類

- ・避難：空間放射線量率等が高い又は高くなる恐れのある地点から速やかに離れるため緊急で実施する防護措置
- ・一時移転：緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるために実施する防護措置

## 第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、内子町地域防災計画（風水害等対策編、地震災害対策編）第1章第2節に定める事務又は業務の大綱に基づき、特に主なものは次のとおりとする。

### 1 町

- (1) 町地域防災計画（原子力災害対策編）の作成
- (2) 原子力防災に関する組織の整備
- (3) 原子力防災知識の普及と啓発
- (4) 自主防災組織の育成とその他住民の災害対策促進
- (5) 原子力防災訓練の実施
- (6) 原子力防災活動資機材等の整備や保管場所の確保
- (7) 原子力災害に関する情報の収集、伝達、広報及び被害調査
- (8) 避難行動計画の作成
- (9) 災害時応援協定の締結
- (10) 緊急時モニタリングの協力
- (11) 避難等の指示及び避難所の開設
- (12) 緊急被ばく医療措置の実施及び協力
- (13) 飲料水・飲食物の摂取制限
- (14) 汚染の除去
- (15) 食料、医薬品その他物資の備蓄及び確保
- (16) 緊急輸送の確保
- (17) その他災害の発生防止又は拡大防止のための措置
- (18) 災害復旧の実施
- (19) 損害賠償の請求等に必要資料の作成

### 2 大洲地区広域消防事務組合

- (1) 救急、消防防災活動に関すること
- (2) 住民の避難、誘導等に関すること

### 3 県

- (1) 県地域防災計画（原子力災害対策編）の作成
- (2) 原子力防災に関する組織の整備
- (3) 原子力防災知識の普及と啓発
- (4) 原子力防災訓練の実施
- (5) 原子力防災活動資機材等の整備や保管場所の確保
- (6) 原子力災害に関する情報の収集、伝達、広報及び被害調査
- (7) 県広域避難計画の作成
- (8) 災害時応援協定の締結



- (9) 緊急時モニタリング
- (10) 住民の避難等及び立入制限
- (11) 被災者の救出・救護等の措置
- (12) 緊急被ばく医療措置
- (13) 飲料水・飲食物の摂取制限
- (14) 汚染の除去
- (15) 犯罪の予防、交通規制その他災害時における社会秩序の維持に必要な対策の実施
- (16) 食料、医薬品その他物資の備蓄及び確保
- (17) 緊急輸送の確保
- (18) 市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の原子力緊急事態応急対策の連絡調整
- (19) 国の災害対策本部等との緊急事態応急対策の連絡調整
- (20) その他災害の発生防止又は拡大防止のための措置
- (21) 災害復旧の実施
- (22) 損害賠償の請求等に必要な資料の作成

#### 4 指定地方行政機関

- (1) 中国四国農政局
  - ア 農林畜水産物等の安全性確認のための調査への助言及び協力に関すること。
  - イ 原子力災害時における食料等の支援に関すること。
  - ウ 農林漁業関係金融機関に対し金融業務の円滑な実施のための連絡調整に関すること。
- (2) 四国森林管理局（愛媛森林管理署）
  - 林野・林産物の汚染対策及び除染措置の指導に関すること。
- (3) 四国地方整備局（大洲河川国道事務所）
  - 原子力災害時における道路交通等の確保に関すること。
- (4) 大阪管区气象台（松山地方气象台）
  - 気象情報の伝達に関すること。

#### 5 自衛隊（陸上自衛隊第14旅団等）

- (1) 避難の援助等に関すること。
- (2) 原子力災害時における空中輸送支援に関すること。
- (3) 緊急時上空モニタリングの支援に関すること。
- (4) 通信支援、人員物資等の陸上輸送支援に関すること。
- (5) 炊飯・給水及び宿泊支援に関すること。
- (6) その他緊急事態応急対策の支援に関すること。

#### 6 指定公共機関

- (1) 日本郵便株式会社（町内各郵便局）
  - 原子力災害時における郵便業務の運営の確保及び郵便局の窓口業務の維持に関すること。
- (2) 日本赤十字社（愛媛県支部）
  - ア 応援救護班の派遣及び派遣準備に関すること。

- イ 被災者に対する救援物資の配付に関する事。
- (3) 日本放送協会(松山放送局)
  - ア 住民に対する緊急事態応急対策等の周知徹底に関する事。
  - イ 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関する事。
  - ウ 社会福祉事業団体義捐金品の募集、配分に関する事。
- (4) 西日本高速道路株式会社(四国支社)
  - 原子力災害時における道路交通等の確保に関する事。
- (5) 四国旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社(松山営業所)
  - ア 原子力災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関する事。
  - イ 原子力災害時における旅客の安全確保に関する事。
- (6) 西日本電信電話株式会社(愛媛支店)、株式会社NTTドコモ(四国支社)
  - ア 原子力災害時における公衆通信の確保、被災施設の応急対策と早期復旧に関する事。
  - イ 災害応急措置等の通信に対する通信設備の優先利用に関する事。
  - ウ 非常緊急通話に関する事。
- (7) 日本通運株式会社(西予支店)
  - 災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関する事。
- (8) KDDI株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社
  - 重要な通信を確保するために必要な措置に関する事。

## 7 指定地方公共機関

- (1) 伊予鉄道株式会社(伊予鉄南予バス)
  - 災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関する事。
- (2) 一般社団法人愛媛県医師会、一般社団法人愛媛県歯科医師会、一般社団法人愛媛県薬剤師会、公益社団法人愛媛県看護協会
  - 医療救護活動の実施の協力に関する事。
- (3) 南海放送株式会社、株式会社テレビ愛媛、株式会社あいテレビ、株式会社愛媛朝日テレビ、株式会社エフエム愛媛
  - ア 住民に対する防災知識の普及に関する事。
  - イ 原子力災害に関する情報の正確、迅速な提供に関する事。
  - ウ 住民に対する緊急事態応急対策等の周知徹底に関する事。
  - エ 原子力災害時における広報活動及び被害状況等の速報の協力に関する事。
- (4) 社団法人愛媛県トラック協会
  - 防災関係機関の要請に基づく、協会加盟事業所からの緊急輸送車両(貨物用)等の確保に関する事。

## 8 消防機関

大洲地区広域消防事務組合消防本部

- ア 救急、消防防災活動に関する事。
- イ 住民の避難、誘導等に関する事。

## 9 その他公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者

### (1) 輸送機関（町営バス）

災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関すること。

### (2) 農業協同組合、森林組合

ア 被災組合員の援護に関すること。

イ 農林物の採取及び出荷制限等に関すること。

ウ 食料、生活必需品、復旧資材等の援護物資の供給の協力に関すること。

### (3) 商工会

ア 被災商工業者の援護に関すること。

イ 食料、生活必需品、復旧資材等の援護物資の供給の協力に関すること。

### (4) 内子町社会福祉協議会

ア 災害ボランティア活動体制の整備に関すること。

イ 被災者の自立的な生活再建支援のための生活福祉資金の融資に関すること。

### (5) 社会福祉施設等管理者

ア 施設利用者等の安全確保に関すること。

イ 福祉施設職員等の応援体制に関すること。

### (6) 公益社団法人愛媛県診療放射線技師会

ア 避難住民等のサーベイランス、スクリーニング、除染、放射線に係る相談対応等の実施の協力に関すること。

イ 救護所等における放射線防護の実施の協力に関すること。

## 10 原子力事業者

### (1) 四国電力株式会社

ア 原子力事業者防災業務計画の作成に関すること。

イ 原子力発電所の防災管理に関すること。

ウ 従業員等に対する教育及び訓練に関すること。

エ 電力供給の確保に関すること。

オ 発災施設の応急対策及び復旧に関すること。

カ 原子力災害時における通報連絡体制の整備に関すること。

キ 緊急時モニタリングの実施又は協力に関すること。

ク 緊急被ばく医療の実施及び協力に関すること。

ケ 汚染拡大防止措置に関すること。

コ その他、県、重点市町及び防災関係機関等の行う原子力防災対策に対する全面的な協力に関すること。

## 11 重点市町を除く県下市町（以下「その他の市町」という。）

(1) 原子力災害発生時における広域避難者の受入計画の策定及び実施に関すること。

(2) その他重点市町における災害応急対策の応援に関すること。

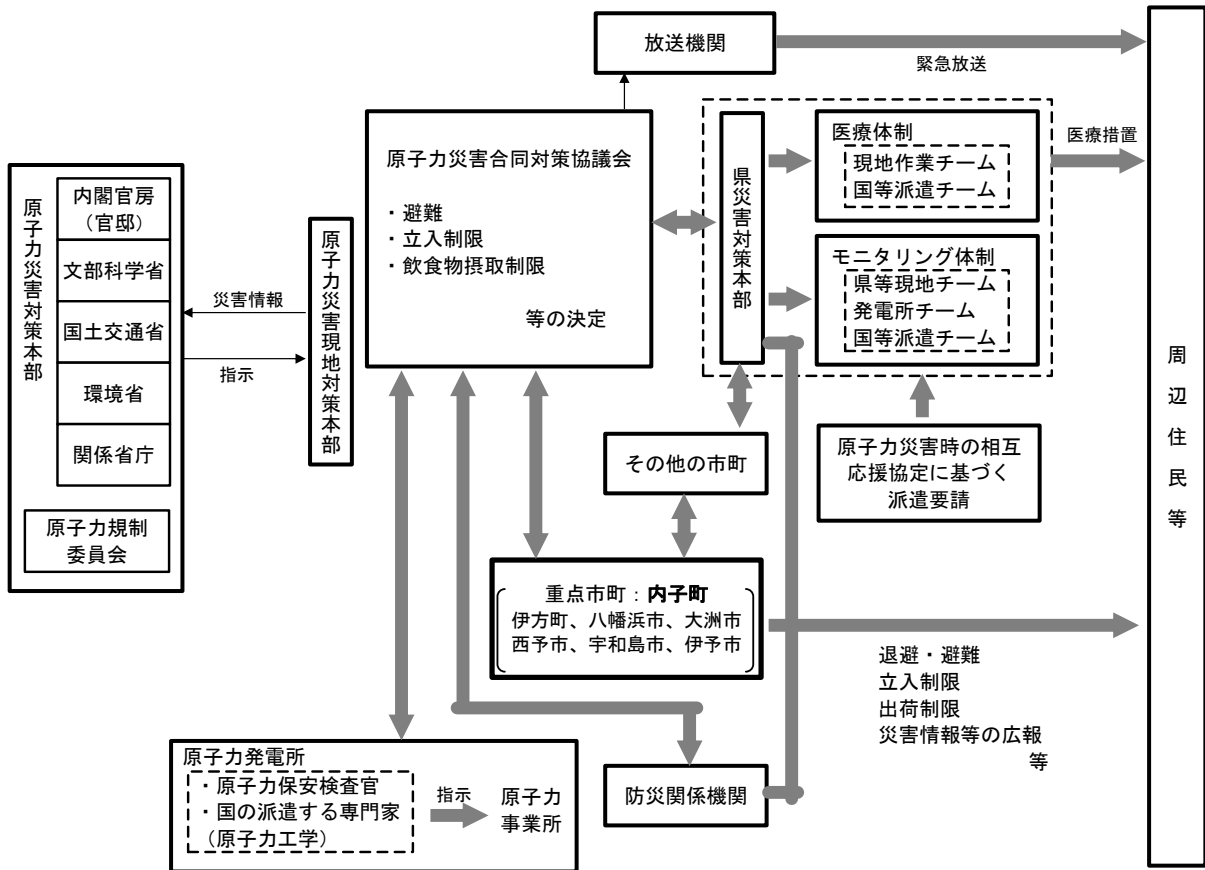
(3) 原子力災害に関する広報に関すること。

## 12 愛媛県警察本部(大洲警察署)

- (1) 交通規制の実施、指導調整に関する事。
- (2) 防災関係機関等との連携、協力及び連絡調整に関する事。
- (3) 防災関係機関等からの情報の収集、伝達の指導調整に関する事。
- (4) 民生の安定に関する事。
- (5) 警察通信の確保及び統制に関する事。

## 第5節 広域的な活動体制

### 1 原子力災害時における広域応援協力体制



## 第2章 原子力災害事前対策

原子力災害事前対策は、原子力災害の発生あるいは拡大を未然に防止するため、原子力防災に関する施設の整備点検及び物資・資機材の備蓄、整備、点検並びに原子力防災訓練等について定め、その実施を図るものとする。

### 第1節 発電所における予防措置等の責務

#### 1 発電所における安全確保

原子力事業者は、原子炉等規制法等関係法令並びに、県及び伊方町との間で締結している安全協定及び県と八幡浜市、大洲市、西予市との間で交わしている覚書を遵守し、発電所の運転に際しては、安全管理に最大限の努力を払い、放射性物質の放出により住民等に影響が及ぶことのないよう安全を確保する。

#### 2 発電所における防災体制の確立

原子力事業者は、万が一の原子力災害の発生に備え、原災法等に基づき、あらかじめ、防災組織を定め、必要な要員を確保するなど、原子力災害の予防のために必要な措置を講じるものとする。

また、原子力発電事業に係る業務に従事する者に対しては、従業員はもとより、原子力発電所に入出入りする業者等を含めて、原子力防災に関する資質の向上を図るための教育、訓練を積極的に行うとともに、県、重点市町及び防災関係機関との有機的な連携体制の強化を図り、原子力防災体制の整備に万全を図るものとする。

#### 3 発電所における立入検査の実施等

県及び伊方町は、国と連携して、原子力事業者に対する安全規制を徹底し、原子力事業所等の安全性の確保に努めるとともに、原子力事業者が行う原子力災害の予防のための措置が適切に行われていることについて、原災法第32条の規定に基づき適時適切に立入検査を実施するものとする。

立入検査の実施にあたっては、知事又は町長から、立入権限の委任を受けたことを示す身分証明書を携帯して立入検査を行うものとする。

また、国は、原子力事業所の運転状況、設備の保全状況、保安規定の遵守状況等について、巡視、検査等を行う。

## 第2節 災害応急体制の整備

町、国、県、関係機関及び原子力事業者等は、平常時から原子力災害時に備えた防災体制の整備を図るとともに、緊急時における迅速かつ円滑な応急体制が図られるよう、各機関の連携を日頃から密にしておくものとする。

### 1 原子力事業者の防災体制の整備

(1) 原子力事業者は、原子力事業所に原子力防災組織を設置し、原子力災害合同対策協議会への派遣、原子力事業所内外の放射線量の測定、その他異常事象に関する状況の把握、原子力災害の発生又は拡大の防止、放射性物質による汚染の除去等に必要となる防災要員について、原子力事業所の規模等に応じて十分な人数を配置するものとする。

(2) 原子力事業者は、原子力防災組織を統括する者として、原子力事業所長等から原子力防災管理者を選任するとともに、原子力防災管理者を補佐し、また、原子力防災管理者が不在の時にその職務を代行する副原子力防災管理者を選任するものとする。

また、副原子力防災管理者を複数名置く場合には、あらかじめ代行する順位などについても定めておくものとする。

(3) 原子力事業者は、原子力事業所に原子力災害事前対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策に関し、原子力事業者が講ずべき措置を定めた原子力事業者防災業務計画を作成するものとする。

(4) 原子力事業者は、放射線防護用器具、非常用通信機器、放射線測定設備・機器その他の応急対策に必要な防災資機材を整備するとともに、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策が迅速かつ的確に行われるよう、防災要員の派遣及び防災資機材の貸与その他必要な措置を講ずるために必要な体制を、あらかじめ整備するものとする。

(5) 原子力事業者は、消防計画等に基づき、平常時から発電所における火災等に適切に対処するため、消防設備、通報設備、自衛消防体制の整備に努めるものとする。

(6) 原子力事業者は、緊急時対策所、原子力施設事態即応センター等、原子力災害対応の重要拠点となる施設の整備を行うとともに、県、重点市町と協議した上で、後方支援拠点の候補地を選定しておくものとする。

(7) 原子力事業者は、重大事故への対応に当たり、必要に応じて他の原子力事業者等と連携し、高線量下での応急対策に必要な防災資機材を集中管理し、これを運用する常設の部隊（以下「原子力レスキュー部隊」という。）を整備するとともに、その能力を向上させるものとする。

また、必要に応じて他の原子力事業者と連携し、高線量下での応急対策に必要な資機材（ロボット等）の整備を行うものとする。

### 2 町及び県の防災体制の整備

(1) 町及び県は、原子力災害事前対策、緊急事態応急対策、原子力災害中長期対策を定めた地域防災計画（原子力災害対策編）を作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、緊急事態応急対策に係る活動体制、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、関係機関との連携等について徹底を図っておくものとする。

- (2) 町及び県は、地域防災計画（原子力災害対策編）の作成、原子力事業所の防災体制に関する情報の収集及び連絡、地域ごとの防災訓練の実施、緊急事態応急対策等拠点施設の防災拠点としての活用、住民等に対する原子力防災に関する情報伝達、事故等の連絡体制、防災対策などの緊急時対応等について、平常時より原子力防災専門官と密接な連携を図るものとする。
- (3) 県は、緊急時モニタリング計画の作成、事故時の連絡体制の準備、緊急時モニタリング訓練、緊急時モニタリングセンターの準備の協力、緊急時モニタリング、関係県等他組織との連携などの緊急時モニタリングの対応等について、平常時より、国の地方放射線モニタリング対策官と密接な連携を図るものとする。また、町も県を通じて、地方放射線モニタリング対策官と密接な連携を図るものとする。
- (4) 県は、応急対策全般への対応力を高めるため、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平時から構築することに努めるものとする。
- (5) 県は、原子力事業者から原子力事業者防災業務計画の修正について意見を求められた場合は、伊方町を除く重点市町の意見も求めるものとする。
- (6) 県は、原子力事業者からその原子力防災組織の原子力防災要員の現況についての届け出、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任の届け出、放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況の届け出があった場合、伊方町を除く重点市町に、当該届け出に係る書類の写しを速やかに送付するものとする。
- (7) 町及び県は、事態が長期化した場合に備え、職員動員体制をあらかじめ整備しておくものとする。
- (8) 県は、町、国、原子力事業者及び関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な体制整備（人員、航空機等の除染実施場所及び放射性物質に汚染された廃棄物などの保管等に必要な場所の確保等）を行うものとする。

### 3 緊急事態応急対策等拠点施設（オフサイトセンター）の活用

- (1) 町は、国、県及び重点市町と連携して、原子力災害合同対策協議会を組織し、国、県、重点市町及び原子力事業者等の関係者が一堂に会し、情報の共有化を図り、関係機関が一体となった緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策を実施するための緊急事態応急対策等拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）を、地域における原子力防災の拠点として、平常時から訓練等に活用するものとする。
- (2) 県は国と連携して、オフサイトセンターに非常用電話、ファクシミリ、テレビ会議システム、衛星電話その他非常用通信機器を整備・維持するものとする。
- (3) 国は、県等が行う情報の収集及び応急対策に係る指導・助言等を行うため、原子力防災専門官をオフサイトセンターに配置する。
- (4) 町、国、県及び原子力事業者等は、平常時より協力して、それぞれの役割と責任に応じて、過酷事故においても継続的に活動することのできるよう、オフサイトセンターにおける応急対策の実施に必要な設備、資機材及び資料等について適切に整備、維持及び管理するものとする。また、オフサイトセンター派遣職員の子備的な交代要員を確保しておくものとする。
- (5) 国はオフサイトセンター運営要領及び機能班活動マニュアルを整備するとともに、平常時から訓練等に活用するものとする。



- (6) 県は、国と連携し、オフサイトセンターが被災した場合の代替施設を予め複数定めるものとし、オフサイトセンターからの移転・立上げ体制を確保するとともに、搬送資機材の搬送計画をあらかじめ定めておくものとする。

### 第3節 通信連絡体制の整備

町、県、関係機関及び原子力事業者等は、災害時における情報通信の重要性にかんがみ、平常時から災害の発生に備え、各関係機関相互及び住民等との間における災害情報、その他緊急事態応急対策に必要な指示、命令等の受伝達の迅速・確実を図るため、通信連絡体制の整備を図るものとする。

#### 1 通信連絡網の整備

町、国、県、関係機関及び原子力事業者は、原子力災害時において、各機関内部及び各機関相互間並びに対住民等への迅速かつ的確な災害情報等の収集・連絡を円滑に行うため、平常時から次の通信連絡設備等を維持・整備するとともに機器等の耐震化や浸水に対する対応を考慮した非常用電源設備(補充用燃料や予備電源を含む)、通信回線の多重化を含めた必要な通信手段の整備、整備機器の保守点検及び操作の徹底理解に努めるものとする。

##### (1) 町

- ア 町防災行政無線(同報系、移動系)
- イ 町ホームページ
- ウ 携帯電話会社が提供する緊急速報メール
- エ その他災害時に有効な携帯電話、衛星電話等の移動通信系統等

##### (2) 県

- ア 国・県・重点市町・関係機関・対策拠点施設の間を結ぶ電話・FAX等の専用回線網(地上系・衛星系)
- イ 国・県・重点市町・原子力事業者の間を結ぶテレビ会議システム(地上系・衛星系)
- ウ 県・重点市町・関係機関・原子力事業者の間を結ぶ県防災通信システム(地上系)
- エ 県・重点市町・関係機関の間を結ぶ県防災通信システム(地上系・衛星系)
- オ 国・県・オフサイトセンターを結ぶ衛星固定電話の設備
- カ 原子力災害時における緊急事態応急対策要員の緊急呼出し用携帯電話
- キ その他災害時に有効な携帯電話、衛星電話等の移動通信系等

##### (3) 原子力事業者

- ア 原子力発電所と県、伊方町をそれぞれ電話・FAXで結ぶ有線専用回線
- イ 国、県、重点市町及び関係機関への一斉FAX(NTT一般回線を使用)
- ウ 原子力事業者内部を専用回線で結ぶ保安電話、PHS等の社内通信施設
- エ その他災害時に有効な携帯電話、衛星電話等の移動通信系等

#### 2 通信連絡体制の確立

(1) 各機関は、原子力災害時における各機関内部並びに各機関相互間の迅速かつ的確な通信連絡を確保するため、定期的に通信連絡訓練等を実施し、操作演習と通信連絡設備等の適正管理に努めるものとする。

また、各機関は、通信連絡体制の整備において、通常の通信手段が確保できない場合を考慮し、平常時より他機関等の通信手段が利用できるよう代替ルートについて検討し、愛媛県非常通信協議会との連携に努めるとともに、電気通信事業者により提供されている災害時優先電話、孤

立防止対策用衛星電話等の配備について確認し、その取扱い、運用方法等の習熟に努めるとともに、通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的実施すること。

- (2) 県は、被災市町から県への被災状況の報告ができない場合を想定し、県職員が情報収集のため被災地に赴く場合に、どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなど、次の項目などに係る要領を作成し、原子力事業者、関係機関に周知する。

ア 原子力事業者からの連絡を受信する窓口（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段や連絡先を含む。）

イ 防護対策に関係する社会的状況把握のための情報収集先

ウ 防護対策の決定者への連絡方法（報告内容、通信手段、通常的意思決定者が不在の場合の代替者（優先順位つき）を含む。）

エ 関係機関への指示連絡先（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段（衛星電話等非常用通信機器等）や連絡先を含む。）

- (3) 町及び県は、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。

- (4) 原子力事業者は、迅速かつ的確な情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる防災要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進するとともに、敷地境界付近における空間ガンマ線を測定するための放射線測定設備（敷地境界モニタリングポスト）及び空間ガンマ線、空間中性子線の測定を行うために必要な可搬式測定器等を整備するとともに、定期的に検査を行い、維持するものとする。

また、排気筒での放出放射性物質の測定等に必要な測定器についても定期的に検査を行い、維持するものとする。

### 3 住民等に対する情報伝達体制の整備

- (1) 町は、県、国、原子力事業者及び関係機関と連携し、原子力災害発生時からの経過に応じ、住民等に提供すべき情報の項目について整理するものとする。

- (2) 町は、県及び国と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。

- (3) 町は、原子力災害の特殊性に鑑み、県及び国と連携し、要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平時よりこれらのものに対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。

- (4) 町及び県は、放送事業者、通信社、新聞社等の報道関係の協力の下、コミュニティ放送局、ソーシャルメディア等インターネット上の情報、広報用電光掲示板、有線放送、CATV、携帯端末の緊急速報メール機能、ワンセグ放送の活用等の多様なメディアの活用体制の整備に努めるものとする。

## 第4節 環境放射線モニタリング協力体制の整備

国、県及び原子力事業者は、平常時及び緊急時における周辺環境の放射線及び放射性物質に関する状況を把握するため、環境放射線モニタリング体制を整備する。

### 1 環境放射線モニタリング資機材等の整備

- (1) 県は、平常時及び緊急時における周辺環境の放射線及び放射性物質に関する状況を把握するため、平常時から次の環境放射線モニタリング資機材等を整備・維持管理するものとする。
  - ア モニタリングステーション、積算線量計等の固定式観測局
  - イ ガンマ線サーベイメータ、中性子線サーベイメータ等の可搬型モニタリング用の設備及び機器
  - ウ 環境放射線監視テレメータシステム
  - エ モニタリングカー、携帯型無線機等の関連資機材
  - オ 環境試料分析装置
  - カ その他環境モニタリングに必要な資機材
- (2) 国(原子力規制委員会等)、放射線医学総合研究所、日本原子力研究開発機構は、原子力災害時に現地に派遣する緊急時モニタリング要員等が持参する資機材等を常時整備・維持管理するものとする。
- (3) 原子力事業者は、敷地境界モニタリングポストのほか、排気筒モニタ、ガンマ線サーベイメータ、中性子線サーベイメータ、積算線量計、ダストサンブラ、ヨウ素サンブラ等必要な測定用資機材を整備するものとする。

### 2 環境放射線モニタリング体制の整備

- (1) 平常時モニタリング(空間放射線量率、大気中の放射性物質の濃度、環境試料中の放射性物質の濃度)については、緊急時に原子力施設から放出された放射性物質又は放射線による周辺環境への評価に資する観点から、国の技術的支援の下、県、原子力事業者が実施するものとする。
- (2) 緊急時モニタリングについては、国(原子力規制委員会、全面緊急事態においては原子力災害対策本部)の統括の下、緊急時モニタリングセンターが設置され、原子力規制委員会、関係省庁、県、重点市町、原子力事業者等が連携して実施するものとする。また、国は、オフサイトセンター等に緊急時モニタリングセンターの組織を受け入れるための体制を整備し、県はその体制整備に協力するものとする。
- (3) 県は、原子力災害対策指針等に基づき、国、重点市町、関係機関及び原子力事業者と協力して、緊急時モニタリングの体制等を定めるため、「緊急時モニタリング計画」を策定するものとする。
- (4) 国、県、重点市町、関係機関及び原子力事業者は、平時から定期的な連絡会や操作訓練、操作講習会等を実施し、意思疎通を深めるほか、操作方法の習熟と資機材を適正に管理することにより、測定方法の質の維持・向上等に努めるものとする。
- (5) 国(原子力規制委員会等)は、緊急時に「緊急時モニタリング実施計画」が策定されるまでの初動対応や、緊急時モニタリングの広域化や長期化に備えた要員や資機材の動員計画をあらかじめ作成するほか、原子力施設立地地域に緊急時モニタリングの実施に必要な機能を集約した緊急

時モニタリングセンターの組織体制を整備する。

- (6) 国は、発災時に直ちに緊急時モニタリング実施計画を策定できるよう、緊急時モニタリング計画に基づき、必要な準備を行うものとする。
- (7) 県は、緊急時モニタリングに対応できるよう必要な人員等をあらかじめ定めておくものとする。
- (8) 原子力事業者は、敷地境界モニタリングポストのほか、排気筒モニタ、ガンマ線サーベイメータ、中性子線サーベイメータ、空間放射線積算線量計、ダストサンプラ、ヨウ素サンプラ等必要な測定用資機材を整備し、放射線量の測定及びその他の異常事象に関する状況の把握を行う防災要員をあらかじめ置くものとする。

また、自らもモニタリングを行うとともに、国等が実施する緊急時モニタリングが円滑に行われるよう、防災要員の派遣、モニタリング資機材の貸与等に必要な体制を整備するものとする。

- (9) 県は、モニタリング情報共有システム（以下「ラミセス」という。）を整備、維持するものとする。

### 3 緊急時予測

- (1) 国（原子力規制委員会）は、大気中放射性物質拡散計算システムの運用を行い、平常時から様々な事態を想定した運用訓練等を行うものとする。
- (2) 国（原子力規制委員会）は、大気中放射性物質拡散計算システムについて、自然災害等により情報が途絶することがないように、適切に整備、維持及び管理するとともに、対策拠点施設への接続等必要な機能の向上を図るものとする。また、運転・評価要員の非常参集体制の整備を図るものとする。
- (3) 原子力事業者は、放射能影響予測等を行うための機能を平常時から適切に整備するものとする。

## 第5節 緊急被ばく医療体制の整備

国、県、その他関係医療機関等は、原子力災害時における緊急被ばく医療に対応するため、災害の広域化や長期化を想定した緊急被ばく医療体制を整備する。

### 1 緊急被ばく医療体制の整備

- (1) 町は、実効的な緊急被ばく医療活動が実施されるよう、県を通じて国、県内市町、医療機関、原子力事業者等関係機関と連携を図るものとする。
- (2) 県は、汚染の有無にかかわらず初期診療や救急診療を行う初期被ばく医療体制及び専門的な診療を行う二次被ばく医療体制並びに、そのネットワークについて、医療関係機関等を積極的に関与させ、構築するよう努めるものとする。
- (3) 国は、高度専門的な診療を行う三次被ばく医療体制を構築するよう努めるものとする。
- (4) 県又は国は、緊急被ばく医療体制の構築にあたり、初期被ばく医療機関、二次被ばく医療機関、三次被ばく医療機関からなる緊急被ばく医療機関を指定するものとする。
- (5) 県は、初期、二次、三次被ばく医療機関との緊密な連携により緊急被ばく医療体制の強化を図るとともに、県外被ばく医療機関等との連携強化に努めるものとする。
- (6) 県は、原子力災害時における救護所等への医療従事者等の派遣体制を整備するため、必要に応じて関係機関と、災害時の医療救護に関する協定を締結するものとする。
- (7) 県は、原子力災害時における緊急被ばく医療活動の手順等を示した緊急被ばく医療活動実施要領を策定するものとする。
- (8) 県は、緊急被ばく医療に係る訓練、研修等の実施や、国、原子力関係機関等が実施する研修等に緊急被ばく医療に従事する医師等の参加を推進するなどにより、緊急被ばく医療に係る人材の育成・確保に努めるものとする。
- (9) 県は、被ばく医療に係る医療チームが中期的にも医療活動を展開できる体制の確立や、被ばく医療に係る医療チームから中長期的な医療を担うチームへの円滑な引継ぎを図るため、訓練等を通じて、派遣調整を行うスキームへの一層の改善に努めるものとする。  
また、慢性疾患患者の広域搬送についても、原子力事業者及び関係機関との合同訓練等を通じて、円滑な搬送体制の確保に努めるものとする。
- (10) 県及び緊急被ばく医療機関は、原子力災害時における緊急被ばく医療の迅速かつ的確な実施を確保するため、定期的に緊急被ばく医療資機材の操作訓練、講習会等を実施し、操作方法の習熟と資機材の適正管理に努めるものとする。
- (11) 県は、原子力災害時の医療機関、消防機関等関係機関間における連絡、情報の収集・提供・共有を円滑に行うため、愛媛県広域災害・救急医療情報システム（えひめ医療情報ネット）の整備及び平常時からの活用に努めるものとする。
- (12) 町及び県は、国（原子力規制委員会、環境省）及び指定公共機関の支援を得て、施設敷地緊急事態発生のお知らせされた場合、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、発災後1週間以内を目途に緊急時における放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくの把握を、1か月以内を目途に放射性セシウムの経口摂取による内部被ばくの把握を行うとともに、速やかに外部被ばく線量の

推計等を行うための行動調査を行うものとする。

## 2 緊急被ばく医療資機材等の整備

(1) 町、県、日本赤十字社、緊急被ばく医療機関及び原子力事業者は、国の情報提供等による協力のもと、それぞれの役割に応じ、緊急被ばく医療活動を実施するため、放射線測定機材、除染資機材、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備・維持管理を行うものとする。

(2) 県は、原子力災害時における緊急被ばく医療に対応できるよう、平常時から次の資機材等を整備・維持管理する。

ア 医療活動用サーバイメータ

イ 内部被ばく検査用ホールボディカウンター

ウ 甲状腺モニタ

エ 放射能除染室

オ 除染キット等関連資機材

カ 被ばく者（異常被ばく又は放射線物質による身体汚染を伴う者又はそのおそれのある者）治療用無菌室

キ その他緊急被ばく医療に必要な資機材

(3) 県は、原子力災害時における放射性ヨウ素による甲状腺被ばくを予防するため、安定ヨウ素剤を備蓄するほか、乳幼児が服用できる安定ヨウ素剤の調製に必要な資機材等を整備する。

また、本町を含むPAZ外においては、EALの設定内容に応じてPAZ内と同様に予防的な即時避難を実施する可能性のある地域、避難の際に学校や公民館等の配布場所で安定ヨウ素剤を受け取ることが困難と想定される地域等において、県が安定ヨウ素剤の事前配布を必要と判断する場合は、町と協力のうえ、事前に住民に配布することができる体制並びに緊急時に住民等に対して安定ヨウ素剤を配布することができる体制を整備する。

安定ヨウ素剤の事前配布を行うにあたっては、町と協力のうえ、対象となる住民向けの説明会を開催し、原則として医師による説明を行い、説明事項を記した説明書を付して必要量のみ配布するものとする。なお、配布に際しては、調査票や問診等により禁忌者やアレルギーの有無等の把握に努めるものとする。

県は、町と協力のうえ、転出者・転入者に対する速やかな安定ヨウ素剤の回収・配布に努めるものとする。また、事前配布した安定ヨウ素剤については、使用期限ごとに回収し、新しい安定ヨウ素剤を再配布するものとする。

県は、町と協力のうえ、安定ヨウ素剤の服用に伴う副作用の発生に備え、あらかじめ医療機関に受入れの協力を依頼するなど、救急医療体制の整備に努めるものとする。

なお、県は、平常時及び緊急時の安定ヨウ素剤の配布手順などを明確にしておくものとし、町が日頃から住民への周知徹底に努めるよう助言するものとする。

## 3 安定ヨウ素剤の配備体制

町及び県は、原子力災害時における放射性ヨウ素による甲状腺被ばくを予防するため、対住民等用の安定ヨウ素剤を備蓄する。

また、乳幼児が服用できる安定ヨウ素剤の調製に必要な資機材等を整備する。

安定ヨウ素剤の備蓄場所

管理者	安定ヨウ素剤の備蓄場所	数 量
愛媛県	愛媛県八幡浜保健所	60,000丸
	愛媛県原子力センター	21,000丸
	五十崎保健センター (地域医療・健康増進センター)	3,000丸
内子町	五十崎保健センター (地域医療・健康増進センター)	11,000丸



## 第6節 防災対策上必要とされる防護資機材等の整備

町、県、関係機関、原子力事業者は、緊急時や災害の長期化などに備え、災害対策活動を円滑に実施するため、原子力防災対策上必要とされる防護資機材等の整備・維持管理を行うものとする。

また、町、県等関係機関は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時から相互に密接な情報交換を行い、防災資機材の整備等に努めるものとする。

### 1 防災対策上必要とされる防護資機材等の整備

(1) 町及び県は、原子力災害時における緊急事態応急対策に従事する職員の安全を確保するための放射線防護資機材、また、住民避難誘導等に必要な資機材等を整備・維持管理する。

ア 防護服、マスク等の保護具類

イ デジタル式警報線量計、蛍光ガラス線量計等の個人被ばく測定器

ウ 広報車、輸送車両、拡声器等の住民避難誘導用資機材

エ その他原子力緊急事態応急対策に必要な資機材

(2) 原子力事業者は、原子力緊急事態応急対策を行う防災要員の安全を確保するため、汚染防護服、防護マスク、除染設備等放射線防護用器具の配備や応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるとともに、国、県、重点市町及び他の原子力事業者の実施する原子力緊急事態応急対策に対し、必要に応じて、除染等を行う防災要員の派遣、放射線防護用器具の貸与等を行うなど、相互に協力するものとする。

また、原子力事業者は、防災関係機関への通報に当たって、不要な放射線被ばくを防止するための適切な通報を行うものとする。

(3) 町、県、国、関係機関は、原子力緊急事態応急対策に必要な資機材を整備・維持管理する。

### 2 防災対策上必要とされる防護資機材等の操作演習等

町、国、県、関係機関、原子力事業者は、原子力災害時における緊急事態応急対策の迅速かつ的確な実施を確保するため、定期的に資機材等の操作訓練、操作講習会等を実施し、操作方法の習熟と資機材の適正管理に努めるものとする。

## 第7節 避難収容活動体制の整備

県は、重点市町の区域を越えて広域避難を円滑に行うため、広域避難計画を作成し、住民等に周知徹底を図るとともに、計画に基づいた訓練を行う。

町及び学校（町立小・中学校及び県立高校）、病院、社会福祉施設、工場等防災上重要な施設の管理者は、原子力災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、避難所、避難経路、避難方法及び避難誘導責任者等を定めた避難計画を作成し、住民等に周知徹底を図るとともに、計画に基づいた訓練を行う。

町は、避難計画の作成にあたり、関係機関と調整のうえ、あらかじめ避難所、避難経路を指定するとともに、避難所に必要な設備、資機材の配備を図るものとする。

### 1 避難所等の指定

(1) 県は、県警察及び関係機関と連携し、原子力災害時の風向等の気象条件に応じて、あらかじめ広域避難計画に基づき広域避難経路を選定し、円滑に利用できるよう整備する。

(2) 町は、公共の施設等を対象に、避難等を行うため、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。

なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での退避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。

ア 指定緊急避難場所については、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。なお、風向等の気象条件により、避難場所が使用できなくなる可能性を考慮するものとする。

イ 指定避難所については、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。また、指定にあつては、風向等の気象条件により避難所が使用できなくなる可能性を考慮するものとする。なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるものとする。

ウ 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

### 2 避難経路の指定

(1) 県は、県警察及び関係機関と連携し、原子力災害時の風向等の気象条件に応じて、あらかじめ広域避難計画に基づき広域避難経路を選定し、円滑に利用できるよう整備する。

(2) 町は、原子力災害時の風向等の気象条件に応じて、あらかじめ避難計画に基づき避難経路を選定し、円滑に利用できるよう整備する。

ア 避難経路は、バス等の大型車両が通行可能な幅員を有するものとする。

イ 避難経路は、相互に交差しないものとする。

ウ 避難経路の選択にあたっては、住民の理解と協力を得て選定する。

エ 避難経路については、できるだけ複数の経路を選定するなど、周辺地域の状況を勘案して行う。

### 3 避難所等の設備及び資機材の配備

町は、避難及び避難所に必要な次の設備及び資機材を必要なとき直ちに配備、輸送できるよう準備しておくものとする。

- (1) 通信機材（衛星携帯電話等）
- (2) 放送設備
- (3) 照明設備（非常用発電機を含む。）
- (4) 食料、飲料水、常備薬
- (5) 炊き出しに必要な機材及び燃料
- (6) 給水用機材
- (7) 救護所及び医療資機材
- (8) 物資の集積所
- (9) 仮設の小屋又はテント
- (10) 仮設便所（洋式トイレ）
- (11) マット、簡易ベッド、毛布
- (12) 防疫用資機材
- (13) 清掃用資機材
- (14) 工具類
- (15) テレビ、ラジオ、空調設備
- (16) 避難誘導用資機材、移送用資機材、車両等
- (17) その他必要と思われる資機材

また、要配慮者に配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるものとする。

県は、国、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材の供給可能性を把握するなど、調達・供給体制の整備に努めるものとする。

また、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の建設可能な用地を把握するなど、供給体制の整備に努めるものとする。

### 4 避難計画

#### (1) 町の避難計画

町は、避難先において、応急対策の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、あらかじめ計画を策定するなどし、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に配備するための事前の準備体制を整備する。

町の避難計画は、次の事項に留意して作成するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難

体制の確立を図るものとする。

ア 避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口

イ 避難所への経路及び誘導方法

ウ 避難に際しての注意事項

エ 避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項

(ア) 給水措置

(イ) 給食措置

(ウ) 毛布、寝具等の支給

(エ) 衣料、日用必需品の支給

オ 避難所の管理に関する事項

(ア) 避難所における住民登録の実施

(イ) 避難収容中の秩序保持

(ウ) 避難住民に対する災害情報の伝達

(エ) 避難住民に対する応急対策実施状況の周知徹底

(オ) 避難住民に対する相談業務

カ 災害時における広報

(ア) 広報車による周知

(イ) 避難誘導員による広報

(ウ) 住民組織を通ずる広報

## (2) 県の広域避難計画

ア 県は、市町と連携し、市町の区域を超えて避難する場合における避難先の調整や輸送手段の確保について、広域避難計画を作成する。

イ また、広域避難計画の作成にあたり、避難先からの新たな避難を避けるため、避難先は防護措置を原子力災害対策重点区域外とし、関係機関と調整のうえ、避難先の地域コミュニティの維持に着目し、同一地区を同一地域にまとめて指定するよう努めるものとし、あわせて、関係機関と協力して、避難の長期化に対応した、物資の確保、治安、環境衛生の維持を、図るものとする。

ウ 県は、県警察及び関係機関と協力し、重点市町に対し、あらかじめ住民が円滑に避難できる方法、避難経路及び避難先への誘導體制等、複数のパターンの行動計画の作成について支援するものとする。

エ 県は、国と連携し、居住地以外の市町に避難する被災者に対して、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在等の情報を避難元と避難先の市町が共有する仕組みを整備し、円滑な運用・強化を図るものとする。

オ 町、県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域避難に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入れ方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

カ 町は、庁舎が避難対象地域に含まれることとなる場合に備え、受入可能市町と調整し、行政拠点の移転場所の候補地をあらかじめ選定する。県は、行政拠点の移転場所の選定に当たり、

協力を行う。

(3) 防災上重要な施設の管理者の留意事項

学校、病院等、その他の不特定多数の者が利用する施設、その他防災上重要な施設の管理者は、多数の避難者の集中や混乱にも配慮し、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図ると同時に、訓練等を実施することにより避難の万全を図るものとする。

ア 学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮したうえで、避難の場所、経路、時期及び誘導、並びにその指示伝達の方法等のほか、児童生徒の保護者への引渡しに関するルール及び地域住民の避難場所、避難所となる場合の受入方法等をあらかじめ定めるものとする。

イ 学校及び教育行政機関においては、義務教育及び高等学校等の児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、避難場所の選定、収容施設の確保、並びに保健、衛生及び給食等の実施方法について定めるものとする。

5 避難行動要支援者名簿の作成等

町、県及び社会福祉施設等管理者は、要配慮者及び観光や仕事での一時滞在者の安全を確保するため、地域住民、自主防災組織、民生児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から要配慮者に関する情報の把握及び関係者との共有や情報伝達体制を整備するとともに、防災担当部局と福祉担当部局等が連携して、避難行動要支援者の避難支援計画の策定、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施に努めるものとする。

また、町は、計画等の策定にあたっては、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるほか、プライバシーの確保や男女のニーズの違い等に配慮するものとする。

なお、避難誘導にあたっては、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するものとする。

(1) 町の活動

ア 避難行動要支援者名簿の作成等

(ア) 町は、本計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。

(イ) 町は、本計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するものとする。

(ウ) 町は、避難支援等に携わる関係者として本計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

(エ) 町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移

送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

イ 緊急連絡体制の整備

町は、自主防災組織及び関係機関等と連携して避難行動要支援者ごとに避難支援者を定めるなど、避難行動要支援者一人ひとりの避難支援プランを作成するものとする。

ウ 避難体制の確立

町は、避難支援者をはじめ、自主防災組織など地域ぐるみの避難誘導等の方法を避難行動要支援者からの意見を踏まえ、事前に定めておくものとする。

また、避難所や避難経路の指定にあたっては、地域の特性を踏まえるとともに、高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害を含む。）、難病患者、妊産婦及び乳幼児、病弱者等避難生活に特別の配慮を要する者のための福祉避難所の設置を検討するなど、要配慮者の利便性や安全性を十分配慮したものとする。

エ 防災教育・訓練の充実

町は、要配慮者が自らの対応能力を高めるために、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や原子力防災訓練への参加などの充実強化を図るものとする。

オ 一時滞在者への配慮

町は、一時滞在者の安全確保にも十分配慮するものとする。

(2) 県の活動

ア 県は、市町及び社会福祉施設等管理者と連携して、施設利用者の受入れや介護職員等の派遣体制の整備など、広域的な観点に基づいた要配慮者の支援対策を行うものとする。

イ 県は、国の協力のもと病院等医療機関の入院患者等の避難に備え、医師会等の関係機関と連携し、転院先の調整方法について、あらかじめ定めておくものとする。

(3) 社会福祉施設等管理者の活動

ア 組織体制の整備

社会福祉施設等管理者は、災害の発生に備え、あらかじめ施設内の防災体制の整備、動員計画や緊急連絡体制等の確立に努めるものとする。

また、同管理者は、市町や他の類似施設、地域の自主防災組織等と連携を図りながら災害時の協力体制づくりに努める。

イ 緊急連絡体制の整備

社会福祉施設等管理者は、町の協力を得て、原子力災害に備え、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間の緊急連絡体制の整備・強化に努めるものとする。

ウ 防災教育・訓練の充実

社会福祉施設等管理者は、町の協力を得て、原子力災害時において施設等利用者が適切な行動がとれるよう防災教育を行うとともに、利用者の実態に応じた避難訓練等を定期的実施するよう努めるものとする。

エ 物資等の備蓄

社会福祉施設等管理者は、原子力災害時に施設等利用者最低限度の生活維持に必要な食料、

飲料水、介護用品等の備蓄を行うほか、予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機等の整備に努めるものとする。

オ 避難計画の作成

介護保険施設、障害者支援施設等の社会福祉施設管理者は、町、県、その他の市町と連携し、原子力災害時における避難場所、避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成するものとする。

(4) 病院等医療機関管理者の活動

ア 組織体制の整備

病院等医療機関の管理者は、町、県、その他の市町と連携を図りながら原子力災害時の協力的体制作りに努めるものとする。

イ 避難計画の作成

病院等医療機関の管理者は、町、県、その他の市町と連携し、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の搬送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持の方法等について、避難計画を作成するものとする。

## 第8節 緊急物資の確保

町、国、県等の防災関係機関は、原子力災害が発生した場合の住民の生活や安全を確保するため、備蓄の推進等により、食料、生活物資、医薬品等の緊急物資の確保に努めるものとする。

### 1 食料及び生活必需品等の確保

町、国、県等の防災関係機関は、原子力災害が発生した場合の住民の生活を確保するため、食料及び生活必需品等の確保について平常時から次の措置を行うほか、住民においても、自主的に食料等の備蓄に努めるものとする。

#### (1) 町の活動

- ア 非常持出しができない被災住民や一時滞在者等に対する食料の最低限の備蓄をしておくものとする。
- イ 町内における緊急に必要な食料及び生活必需品（以下「緊急物資」という。）の流通在庫調査を実施する。
- ウ 流通在庫方式による確保が困難な物資の一部を備蓄しておくものとする。
- エ 町内における緊急物資調達及び分配計画を策定する。
- オ 緊急物資の集積所の選定及び運営管理等を検討する。
- カ 住民が実施する緊急物資確保対策の指導を行う。
- キ 給食計画を策定する。

#### (2) 県の活動

- ア 県は、民間業者と協定を締結し、緊急援護物資の流通備蓄を行い、原子力災害発生時、重点市町が行う被災者援護等を支援する
- イ 県内における緊急物資の調達可能量調査を定期的実施する。
- ウ 県内における緊急物資調達計画を策定し、大量調達が可能な大手小売業者等及び製造業者を中心に、知事との間に調達に関する協定を締結する。
- エ 他の都道府県との緊急物資調達に関する相互応援協定を締結する。
- オ 流通在庫のない緊急物資備蓄を検討する。
- カ 重点市町及びその他の市町が行う緊急物資の備蓄を推進する。
- キ 緊急物資の拠点施設に運送事業者等の施設活用を検討する。
- ク 県民が実施する緊急物資確保対策の指導を行う。

#### (3) 四国経済産業局の活動

- ア 緊急に必要な生活必需品の調達先に関する情報提供を行う。
- イ 生活必需品の緊急輸送に係る防災関係機関等と調整し、情報提供を行う。

#### (4) 住民の活動

- ア 屋内退避に備え、7日間程度の最低生活を確保できる緊急物資の備蓄を行う。
- イ アのうち、3日分程度の非常食料を含む非常持出品を準備する。
- ウ 自主防災組織等を通じての助け合い運動を推進する。
- エ 緊急物資の共同備蓄を推進する。



## 2 飲料水等の確保

### (1) 町の活動

- ア 飲料水の備蓄を行うほか、復旧資材の備蓄を行う。
- イ 他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水計画を作成する。
- ウ 給水タンク、トラック等応急給水資機材を整備するとともに、貯水槽を設置する。
- エ 住民及び自主防災組織に対し、貯水や応急給水について啓発・指導を行う。
- オ 水道工事業者等との協力体制を確立する。

### (2) 県の活動

- ア 食料及び生活必需品等と同じく緊急援護物資備蓄の一環として、県は民間業者と協定を締結し、流通備蓄を行う。
- イ 住民及び重点市町が実施する水の確保対策の啓発・指導を行う。

### (3) 住民及び自主防災組織の活動

#### ア 住民（家庭）における貯水

- (ア) 貯水すべき水量は、1人1日3リットルを基準とし、世帯人数の7日分を目標とする。  
(うち3日分程度を非常持出用として準備)
- (イ) 貯水する水は、水道水等衛生的な水を用いる。
- (ウ) 貯水に用いる容器は、衛生的で、安全性が高く、水漏れ、破損しないものとする。

#### イ 自主防災組織を中心とする飲料水の確保

- (ア) 応急給水を円滑に実施するために、給水班を編成するものとする。
- (イ) 原子力災害発生時に利用予定の井戸、泉、河川、貯水槽の水は水質検査を実施して、町の指導のもとに利用方法をあらかじめ検討しておく。
- (ウ) 応急給水に必要なとされるポンプ、水槽、ポリタンク、次亜塩素酸ナトリウム等の資機材を整備する。

## 3 医薬品、医療資機材等の確保

- (1) 県は、緊急援護物資備蓄の一環として、医薬品等を県内5箇所の保健所に分散備蓄するほか、救護班及び緊急被ばく医療機関の行う救護医療活動のために必要な医薬品等の必要物資の確保に関して、関係機関と連携のうえ、流通在庫の調達に努める。
- (2) 町は、避難生活に必要な常備薬の備蓄に努める。

## 第9節 緊急輸送路の確保体制の整備

町は、多重化や代替性を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設及び輸送拠点・集積拠点について把握するものとする。また、町は、県、国と連携し、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。

県及び県警察は、国、重点市町及びその他の市町の道路管理者等と協力し、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う緊急輸送路を確保するため、被害状況や交通、気象等の把握のための装置や情報板などの整備を行い、緊急輸送の確保体制の充実を図るものとする。

### 1 町の活動

- (1) 町は、町内のヘリポートの緊急点検及び保守管理を行い、使用可能状況を県に報告する。
- (2) 町は、運送業者とあらかじめ緊急輸送に関する協定の締結などにより、災害時における輸送車両等の運用計画又は調達計画を定めるとともに、車両や燃料等の調達先を明確にし、人員及び物資等の輸送手段を確保する。

### 2 県の活動

- (1) 県は、施設の管理者と連携をとりつつ、あらかじめ、臨時ヘリポートの候補地を関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として指定するとともに、これらの場所を災害時に有効に利用し得るよう、関係機関及び住民等に対する周知徹底を図るものとする。
- (2) 県は国と連携し、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図るものとする。
- (3) 物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。
- (4) 輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図るものとする。

### 3 県警察の活動

- (1) 緊急時の交通規制を円滑に行うため、「災害時における交通誘導及び地域の安全確保等の業務に関する協定」に基づき、(社)愛媛県警備業協会の協力を得ながら実施するものとする。
- (2) 警察庁と協力し、P A Zなど緊急性の高い区域から迅速・円滑に輸送を行っていくための広域的な交通管理体制の整備に努めるものとする。
- (3) 緊急時において道路交通規制が実施された場合の運転者の義務等について周知を図るものとする。

## 第10節 飲食物の出荷制限、摂取制限

県は、国及び関係機関と協議し、飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制をあらかじめ定めておくものとする。

町は、飲食物の出荷制限、摂取制限等を行った場合に備えて、県の助言を受けながら、住民への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておくよう助言するものとする。

## 第11節 防災知識の普及

町は、所属職員をはじめ、住民等に対し災害予防又は災害応急措置等原子力防災に関する知識の普及・啓発に努めるものとする。

### 1 町の活動

#### (1) 町職員に対する教育

町は、職員に対し、的確かつ円滑な原子力防災対策を推進するため、独立行政法人日本原子力研究開発機構、公益財団法人原子力安全技術センター等が実施する原子力防災に関する研修会等に職員を派遣するほか、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修の開催等により防災教育を実施するなど、次の事項について、教育を行い、原子力防災に関し職員の資質向上に努める。

ア 放射線及び放射性物質の特性

イ 原子力発電所施設の概要

ウ 原子力災害とその特性

エ 町地域防災計画（原子力災害対策編）と町の原子力防災対策に関する知識

オ 原子力災害が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識

カ 職員として果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担）

キ 家庭及び地域における防災対策

ク その他必要な事項

なお、上記オ及びカについては、毎年度、各課等において、所属職員に対し、十分に周知するものとする。

また、各課等は、所管事項に関する防災対策について、それぞれが定めるところにより所属職員の教育を行うものとする。

#### (2) 教職員及び児童生徒に対する教育

町教育委員会及び学校長は、前記(1)に掲げる町職員に準じて教職員への教育を行うとともに、学校における体系的な防災教育の実施及び防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努め、児童生徒が災害に関する基礎的・基本的な事項を理解し、思考力・判断力を高め、自ら危険を予測し、「主体的に行動する態度」を育成するよう安全教育等の徹底を指導する。また、学校において、外部の専門家や保護者等と協力しながら、「愛媛県学校安全の手引き」（県教育委員会編）をもとに、防災に関するマニュアル及び災害に関する必要な事項（防災組織・分担等）を定めた学校安全計画を策定する。

なお、町内の小中学校、幼稚園、保育所、高等学校等において原子力災害時における児童生徒等の避難誘導が迅速かつ的確に行われるよう、教職員等に対して県が開催する原子力防災に関する研修会に参加し、原子力防災に関する理解・意識の向上に努める。

#### (3) 住民に対する防災知識の普及

町は、原子力災害発生時に住民が的確な判断に基づき行動できるよう、県及び教育機関等と協力し、原子力防災に関する知識の普及・啓発を図る。

## ア 一般啓発

## (ア) 啓発の内容

- a 原子力災害に関する一般的知識
- b 原子力災害が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- c モニタリング結果の解釈の仕方及び放射線防護方法等に関する知識
- d 防災関係機関等の防災対策に関する知識
- e 地域及び事業所等における自主防災活動の基礎知識
- f 避難所、避難路、その他避難対策に関する知識
- g 非常持出品の準備等家庭における防災対策に関する知識
- h 避難生活に関する知識
- i 要配慮者への配慮に関する知識
- j 災害復旧時の生活確保に関する知識
- k 被災時の男女のニーズの違い等に関する知識
- l 電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスに関する知識

## (イ) 啓発の方法

- a テレビ、ラジオ及び新聞の活用
- b 広報誌、パンフレット、ポスター等の利用
- c 映画、ビデオテープの利用
- d 講演会、講習会の実施
- e 原子力防災訓練の実施

## イ 社会教育を通じての啓発

町及び町教育委員会は、PTA、青少年団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて原子力防災に関する知識の普及・啓発を図り、各団体の構成員がそれぞれの立場から地域の防災に寄与する意識を高める。

## (ア) 啓発の内容

住民に対する一般啓発に準ずるほか、各団体の性格等に合わせた内容とする。

## (イ) 啓発の方法

各種講座・学級、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。

## ウ 各種団体を通じての啓発

町は、各種団体に対し、研修会、講演会、ビデオテープの貸出し等を通じて原子力防災知識の普及に努め、各団体の構成員である民間事業所等の組織内部における原子力防災知識の普及を促進させるものとする。

## エ 災害教訓の伝承

町は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

## 2 県の活動

県は、防災対策の円滑な実施を確保するため、県職員の教育を行うとともに、学校教育、社会教

育等を通じて、県民を対象に啓発活動を行う。

### 3 住民及び事業者の活動

町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、当該地区の市町と連携して防災活動を行うこととする。

町は、本計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、本計画に地区防災計画を定めるものとする。

## 第12節 原子力防災訓練の実施

放射性物質等の大量放出によって災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、各防災機関が相互に緊密な連携を保ちながら、町の地域防災計画（原子力災害対策編）に定める原子力緊急事態応急対策を迅速かつ適切に実施できるよう技能の向上と住民に対する防災意識の啓発を図るため、県が実施する原子力防災訓練に積極的に参加する。

訓練の実施に当たっては、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細なシナリオに基づき、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用するなど、現場における判断力の向上につながる実践的なものになるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。

また、町は、国が策定する訓練計画に基づき実施する国の原子力防災訓練に、県、原子力事業者等は共同して参加するものとする。

### 1 県原子力防災訓練への参加

#### (1) 県原子力防災訓練の参加実施責務又は協力

町は、国、重点市町、その他の市町及び関係機関との連携のもと、県原子力防災訓練に参加するものとする。

#### (2) 県原子力防災訓練の項目

県原子力防災訓練の実施項目は、次のとおりとする。

- ア 緊急時通信連絡訓練
- イ 緊急時モニタリング訓練
- ウ 災害広報訓練
- エ 災害対策本部設置訓練
- オ オフサイトセンター運営訓練
- カ 緊急被ばく医療活動訓練
- キ 自衛隊災害派遣要請訓練
- ク 住民避難・誘導訓練
- ケ 人命救助活動訓練
- コ その他緊急事態応急対策に必要な訓練

#### (3) 県原子力防災訓練の実施方法

県は、県原子力防災訓練を実施するにあたり、国の職員の派遣等実態に即したのものとするほか、最も効果ある方法で訓練を実施するものとする。

また、町は、県原子力防災訓練に住民を参加させるなど、住民の原子力防災に係る意識向上に努めるものとする。

なお、県公安委員会は、訓練の効果的な実施を図るため特に必要があると認めるときは、当該訓練の実施に必要な限度で区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限するものとする。

(4) 県原子力防災訓練実施後の評価等

町は、県原子力防災訓練に参加した後、事後評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制の改善等に活用するものとする。

**2 国の実施する原子力総合防災訓練への参加等**

国は、毎年度、防災訓練の対象となる原子力事業所を定め、実施する時期、共同して訓練を行う主体、施設敷地緊急事態発生の通報、全面緊急事態の想定、原子力緊急事態宣言及び原子力災害合同対策協議会の運用に関する事等を定めた総合的な防災訓練の実施についての計画を策定することとされているので、町は、県、原子力事業者等とともに、防災訓練の対象となる原子力事業所が伊方発電所と定められた場合には、国が行う総合的な防災訓練の実施についての計画策定に共同して参画するとともに、この計画に基づいて実施される国の原子力総合防災訓練に参加するものとする。



## 第13節 広域応援体制の整備

町、県、重点市町、関係市町及び関係機関は、原子力災害が発生した場合に、円滑な広域応援活動が行えるよう、あらかじめ相互応援及び広域一時滞在に関する協定を締結するなどして広域的な応援体制を確立しておくものとする。

### 1 全県的な防災相互応援体制の整備

町は、消防以外の分野について、県内の他市町に対する応援を求める場合を想定し、あらかじめ全県的な防災相互応援協定を締結するよう努めるとともに、迅速な応援要求のための手順、受け入れ体制の整備に努めるものとする。

### 2 県の広域支援体制の整備

県は、他県との広域応援体制、県内外の近隣市町や県内全市町による消防応援体制、被ばく医療に係る医療チーム派遣要請体制、自衛隊及び海上保安部への派遣要請を迅速に行うための準備など、各種体制の整備に努める。

町は、必要に応じてこれらの体制構築に協力するとともに、利用可能な支援や要請を受けた際の支援体制の整備に努めるものとする。

## 第14節 県消防防災ヘリコプターの運航

愛媛県消防防災ヘリコプター「えひめ21」の運航管理体制については、「愛媛県消防防災ヘリコプター運航管理要綱」によるものとするが、原子力災害時における運用については、特に次のとおりとする。

### 1 原子力災害時における活動の種類

県消防防災ヘリコプターの原子力災害時における活動の種類は、次のとおりとする。

- (1) 緊急事態応急対策要員の輸送
- (2) 緊急事態応急対策に必要な資機材の輸送
- (3) 被ばく者及び要治療者等の救急搬送
- (4) 被災状況、緊急事態応急対策実施状況等の情報収集活動並びにヘリコプター・テレビ電送システムによる同情報の伝達
- (5) その他緊急事態応急対策に必要な活動

### 2 ヘリコプター離着陸場の整備拡充

- (1) 町は、ヘリコプター離着陸場の整備拡充に努め、原子力災害時には臨時離着陸場として使用できるようあらかじめ関係機関と協議を行っておくものとする。
- (2) 県は、原子力災害時に備え、平常時から臨時離着陸場の調査を行っておくものとする。

## 第15節 防災対策資料の整備

町及び県、関係機関及び原子力事業者は、原子力災害時において放射性物質による汚染の影響範囲を予測し、的確な応急対策の樹立に資するための周辺地域の環境条件、人口分布など、防災対策上必要な資料を整備するものとする。

### 1 防災対策資料の整備

#### (1) 社会環境に関する資料

- ア 周辺地域の地図
- イ 周辺地域の人口、世帯数等（原子力事業所との距離別、方位別、要配慮者の概要、統計的な観光客数など季節的な人口移動に関する資料含む。）
- ウ 周辺地域の配慮すべき施設（幼稚園、学校、診療所、病院、社会福祉施設等）（原子力事業所との距離、方位に関する資料含む。）
- エ 周辺地域の一般道路、高速道路、林道、農道（道路幅員、路面状況、交通状況含む。）
- オ ヘリコプターの飛行場外離着陸場適地、空港（施設の付随設備、滑走路の長さ含む。）
- カ 避難場所及び屋内退避に適するコンクリート建物等（位置、収容能力、移動手段等の情報含む。）
- キ 医療機関の状況
- ク 鉄道（時刻表含む。）

#### (2) 放射能影響推定に関する資料

- ア 周辺地域の気象状況（過去10年間の風向、風速、大気安定度）
- イ 周辺地域の海象状況
- ウ モニタリングポスト配置図、空間放射線量率の予定測定地点図、及び環境試料の予定採取地点図
- エ 線量推定計算に関する資料
- オ 平常時環境モニタリングデータの状況（過去10年間の統計値）
- カ 周辺地域の水源地、飲料水の状況
- キ 農林水産物の生産及び出荷状況

#### (3) 原子力施設（事業所）に関する資料

- ア 原子力事業者防災業務計画
- イ 原子力事業所の施設の配置図

### 2 その他原子力防災対策上必要な資料の整備

県は、国、原子力事業者及び関係機関等と連携し、その他原子力防災対策上必要な資料の整備に努めるものとする。

- (1) 通報情報（関係機関間における通報様式、公式発表情報や国からの連絡事項等）
- (2) 資料情報（防災計画に関する資料、法令・規則等、防災関連委託調査等報告書等）
- (3) 資機材情報（資機材の保管・在庫・貸与等の状況管理）
- (4) 民間資機材情報（応急・復旧活動時に有用な資機材の備蓄・保有・事業者連絡先）

- (5) 機関情報（国、道府県、関係機関等の担当者及び連絡先等の情報）
- (6) 避難計画（地区ごとの避難計画、避難所運用体制）
- (7) 原子力事業者を含む防災業務関係機関の緊急時対応組織に関する資料（人員、配置、指揮命令系統、関係者名リスト）

## 第16節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応急体制の整備

核燃料物質等の運搬中の事故に係る防災対策について、原子力災害の発生及び拡大の防止のため、原子力事業者及び運搬を委託された者、国、県及び海上保安部は、運搬の特殊性、具体的な事故想定に係る輸送容器の安全性等を踏まえつつ、危険時の措置等を迅速かつ的確に行うための体制の整備を図るものとする。その際、原子力事業者は、核物質防護上問題を生じない範囲において、海上保安部等に必要な運搬情報の提供等の協力に努めるものとする。

### 1 原子力事業者等の活動

- (1) 原子力事業者及び運搬者は、事故時の応急措置、事故時対応組織の役割分担、携行する資機材等を記載した運搬計画書、迅速に通報を行うために必要な非常時連絡表等を作成するとともに、運搬を行う際には、これらの書類、必要な非常通信用資機材及び防災資機材を携行するものとする。また危険時の措置等を迅速かつ的確に実施するために、必要な要員を適切に配置するとともに、必要なマニュアルの整備を図るものとする。
- (2) 原子力事業者及び運搬者は、事故時に次の措置が迅速かつ的確にとれるよう体制の整備を図るものとする。
  - ア 国、県、海上保安部等への迅速な通報
  - イ 消火、延焼防止の措置
  - ウ 核燃料輸送物の安全な場所への移動、関係者以外の者の立ち入りを禁止する措置
  - エ モニタリングの実施
  - オ 運搬に従事する者や付近にいる者の退避
  - カ 核燃料物質等による汚染の拡大の防止及び除去
  - キ 放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置
  - ク その他放射線障害の防止のために必要な措置
- (3) 原子力事業者等は、運搬中の事故により特定事象が発生した場合、直ちに原子力防災管理者を通じ、国、県、海上保安部など関係機関に同時に文書で送信できるよう必要な通報・連絡体制を整備するものとする。

### 2 国の活動

国は、関係機関への連絡、放射性物質輸送事故対策会議（施設敷地緊急事態の発生に至った場合には、関係省庁事故対策連絡会議）の開催、事故情報の収集、国の職員及び専門家の現地への派遣、対外発表、応急対策等の危険時の措置を、原子力事業者と協力して、国及び原子力事業者が主体的に対応するために必要な体制の整備を図る。

### 3 海上保安部の活動

海上保安部は、事故の状況把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、海上保安職員の安全確保を図りながら、原子力事業者及び運搬を委託された者と協力して、現場海域への立ち入り制限、人命救助等に関する必要な措置を実施するために必要な体制を整備する。

#### 4 県及び市町の活動

県及び事故発生場所を管轄する市町は、事故の状況把握に努めるとともに、国の指示又は独自の判断により、事故現場周辺の住民避難等、一般公衆の安全を確保するために必要な措置を実施するための体制を整備するものとする。

#### 5 消防機関の活動

消防機関は、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等に協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施するものとする。

#### 6 県警察の活動

県警察は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するものとする。

## 第17節 複合災害対応に係る体制整備

原子力災害と自然災害等複数の事象に対応する必要がある場合（以下「複合災害時」という。）に備えて、必要な体制の整備を行うものとする。

### 1 複合災害に係る応急体制の整備

- (1) 県は、複合災害時に備え、現地への関係職員の派遣及び資機材の搬送等の手段を複数整備しておくものとする。
- (2) 町及び県は、連続して災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くの要員、資機材を動員し、後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意し、応急体制の整備に努めるものとする。
- (3) 町及び県は、自然災害等への対応により要員及び資機材が不足する場合に備え広域応援体制の整備に努めることとする。

### 2 情報の収集・連絡体制の整備

町は、複合災害時においても、国、県、防災関係機関及び原子力事業者との間で確実に情報の収集及び連絡を行うため、必要な情報収集・連絡体制及び通信手段の整備に努めるものとする。

### 3 緊急時モニタリング体制の整備

- (1) 県は、自然災害等による道路等の被災、自動観測局や資機材等の被災及び要員の不足等に備えて、代替手段や活動体制等の整備に努めるものとする。
- (2) 県は、複合災害時においても、緊急時モニタリングに支障がないよう電源の強化、耐震性が確保された自動観測局の整備に努めるものとする。

### 4 緊急被ばく医療体制の整備

- (1) 県は、自然災害等による医師及び機器等の不足に備えて、広域応援体制の整備や搬送路若しくは搬送手段の被災に備えた搬送体制の整備に努めるものとする。
- (2) 県は、複合災害時の救護所運営について、自然災害等への対応と混乱が生じないように、予め体制の整備に努めるものとする。

### 5 避難・退避実施体制の整備

#### (1) 避難誘導計画の整備

町は、避難誘導計画の作成にあたり、自然災害等による道路等の被災状況や放射性物質放出までの時間等を考慮し、複合災害時でも適切に避難誘導が行えるよう計画を作成するものとする。また、必要に応じて、県に作成の支援を求める。

#### (2) 避難所等の確保及び設置運営

ア 町は、県、重点市町やその他の市町と協力し、複合災害時の避難所等の確保及び設置運営方法について、情報の提供方法を含めた住民への応急対策が的確に行われるよう体制の整備を図るものとする。

イ 県は、広域的な避難に備え、その他の市町や他県等に対し、避難の受け入れ体制や避難所の運営方法等について、予め調整を図るなど、体制の整備を図るものとする。

### 6 原子力防災に関する知識の普及啓発

町は、県と協力し、複合災害時における住民の災害予防又は災害応急対応措置等原子力防災に関する知識の普及・啓発に努めるものとする。

#### 7 研修及び訓練の実施

県は、原子力防災研修及び訓練を実施するにあたっては、複合災害時の対応について考慮するものとする。

#### 8 緊急輸送活動体制の整備

県は、輸送路及び輸送手段の被災に備え、海上輸送やヘリ輸送による避難等の対応がとれるよう、防災関係機関と必要な体制整備に努めるものとする。

#### 9 周辺住民への的確な情報伝達体制の整備

県は、複合災害時においても、周辺及び県内外の住民等に対して正確な情報を迅速に伝達するため、必要な体制及び設備の整備に努めるものとする。

#### 10 避難路等の整備

道路管理者は、複合災害においても、防災要員の派遣、救助活動の円滑な実施及び原子力資機材等の物資輸送を行う緊急輸送路を確保するとともに、広域避難計画に基づく円滑な避難が行えるよう、避難路となる道路の整備や補強対策を実施する。

なお、震災点検等で対策が必要とされた橋梁、法面等について、緊急性の高い路線及箇所から順次、補強対策を実施する。



## 第3章 緊急事態応急対策

災害の拡大を防止し、又は軽減するため、町、県、国、関係機関及び原子力事業者は、原子力災害又は複合災害が発生し又は発生のおそれがある場合において、災害発生の防御又は応急復旧対策に関する計画を樹立し、それぞれの計画に基づき迅速かつ的確な活動体制のもと、緊急事態応急対策に万全を期するものとする。

### 第1節 応急措置の概要

原子力災害時において、町、県、関係機関及び原子力事業者が行うべき応急措置の概要は、次のとおりである。

#### 1 町のとるべき措置

- (1) 住民広報の実施
- (2) 緊急時モニタリングへの参画
- (3) 災害調査及び災害情報の県に対する報告
- (4) 避難の勧告、指示及び被災住民の収容
- (5) 消防団に対する出動命令
- (6) 防護対策区域及び警戒区域の決定と避難措置
- (7) 避難住民の輸送
- (8) 避難所の設置・運営
- (9) 自衛隊の派遣、緊急援護備蓄物資の供給等の県に対する要請
- (10) 救援物資の配布
- (11) 被災者収容施設の供与
- (12) 緊急被ばく医療措置の実施及び協力
- (13) 安定ヨウ素剤の配布
- (14) 被ばく者に対する除染
- (15) その他必要な応急対策の実施

#### 2 県のとるべき措置

- (1) 原子力事業者からの事故発生等の報告受理
- (2) 被害状況の把握及び情報の収集
- (3) 緊急時モニタリングの実施
- (4) 防災上必要な措置に関する国との協議
- (5) 重点市町、その他の市町、関係機関への放射能影響予測結果、被害状況等の通報
- (6) 重点市町、その他の市町、関係機関に対する防災上必要な措置の指示又は要請
- (7) 関係機関との応急対策の協議・調整
- (8) 放送機関への緊急放送要請
- (9) 住民広報の実施

- (10) 防護対策区域及び警戒区域の設定
- (11) 重点市町に対する屋内退避、避難等の指示
- (12) 避難者の避難先調整及びその他の市町への避難者受入れの要請
- (13) 被災者の救出・救護等の措置
- (14) 自衛隊の災害派遣要請
- (15) 医師会、日赤への救護班の派遣要請
- (16) 防災業務従事者に対する原子力防災資機材の準備
- (17) 緊急援護備蓄物資の供給
- (18) 救援物資の調達、輸送
- (19) 緊急被ばく医療措置の実施
- (20) 安定ヨウ素剤の配布指示
- (21) 被ばく者に対する除染
- (22) 飲料水・飲食物の摂取制限等
- (23) 被災地の警備、交通の確保及び規制
- (24) 被災地の応急復旧
- (25) 消防防災ヘリコプターによる緊急事態応急対策の実施
- (26) その他必要な応急対策の実施

### 3 住民のとるべき措置

町災害対策本部長の指示による避難行動等の実施

### 4 関係機関のとるべき措置

- (1) 災害情報の県、重点市町等に対する通報
- (2) 救援隊の派遣、救助、資機材配布等の県に対する要請
- (3) 県、重点市町の要請に基づく救援の実施
- (4) 県、重点市町と一体となった緊急事態応急対策の実施
- (5) その他必要な応急対策の実施

### 5 原子力事業者のとるべき措置

- (1) 災害情報の国、県、重点市町及び関係機関等に対する通報
- (2) 発災施設の応急対策及び復旧
- (3) 緊急時モニタリングの実施及び協力
- (4) 緊急被ばく医療措置の実施及び協力
- (5) 住民広報の実施
- (6) その他、県、重点市町及び関係機関等の行う緊急事態応急対策に対する全面的な協力

## 第2節 町災害対策本部の設置

### 1 町災害対策本部の設置等の基準

町長は、原子力発電所にかかる防災対策については、次の判断基準に基づき、国、県と協議のうえ、災害警戒本部又は災害対策本部の設置を行うものとする。

#### (1) 災害警戒本部

##### ア 設置及び廃止基準

###### (ア) 設置基準

- a 警戒事態が発生したとき（別表1）
- b その他知事が必要と判断するとき

###### (イ) 廃止基準

- a 原子力災害等の警戒にあたる必要がなくなったとき
- b 災害対策本部が設置されたとき

#### (2) 災害対策本部

##### ア 設置及び廃止基準

###### (ア) 設置基準

- a 施設敷地緊急事態が発生したとき（別表2）
- b その他知事が必要と判断するとき

###### (イ) 廃止基準

- a 予想される原子力災害の発生がないとき
- b 緊急事態応急対策措置が完了したとき

##### イ 災害対策本部の設置場所

役場本庁舎3階「第1会議室」に本部室を設置するものとするが、本庁舎が被災し、使用不能のときは、小田支所に設置する。

##### ウ 町災害対策本部の分担任務

###### (ア) 本部長

町長を災害対策本部長（以下「本部長」という。）とし、本部長は、災害対策本部の事務を総括し、各部を指揮監督する。

###### (イ) 副本部長

副町長、教育長を災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）とし、副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故等がある場合は、その職務を代理する。

###### (ウ) 本部員

各課長、議会事務局長、小田支所長、各室長、その他本部長が必要と認める者を災害対策本部員（以下「本部員」という。）とし、本部員は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

###### (エ) 部長

- a 災害対策本部に部を置き、部長は総務課長、保健福祉課長、産業振興課長、建設デザイ

ン課長、町並・地域振興課長、学校教育課長、議会事務局長、小田支所長をもってあてる。

b 部長は、本部長の命を受け、部に属する応急対策を掌理し、所属の部員を指揮監督する。

エ 町長の職務代理者の決定

町長不在時の指揮命令系統の確立のため、職務代理者の順位を次のように定め、町長が事故や不在時等の非常時には、定めた順位により災害対策本部の設置を命令し、又は指揮をとる。

第1順位 副町長

第2順位 教育長

第3順位 総務課長

オ 本部会議の開催

町長は、災害対策本部を設置した場合、必要に応じて本部会議を開催し、町の応急対策活動等の基本的事項について協議する。本部会議は、本部長、副本部長、本部員で構成する。

また、必要に応じてプレスルームを災害対策本部に近接する場所に設置し、報道機関との連携強化に努める。

町災害対策本部設置等の判断基準

判断基準	本部の設置等	町の主な対応
Aレベル (1) 警戒事態が発生したとき(別表1) (2) その他知事が必要と判断するとき	災害警戒本部の設置	①災害警戒本部会議の開催 ②県との対策協議 ③住民広報の実施 ④防災関係機関への連絡 ⑤緊急時モニタリングの準備 ⑥その他必要な緊急事態応急対策
Bレベル (1) 施設敷地緊急事態が発生したとき(別表2) (2) その他知事が必要と判断するとき	災害対策本部の設置	①災害対策本部会議の開催 ②県との対策協議 ③住民広報の実施 ④緊急時モニタリングの協力 ⑤その他必要な緊急事態応急対策
Cレベル (1) 全面緊急事態が発生したとき(別表3) (2) その他知事が必要と判断するとき	災害対策本部の設置	①原子力災害合同対策協議会への参画 ②災害対策本部会議の開催 ③住民広報の実施 ④環境調査の実施 ⑤避難の勧告・指示 ⑥各方面への応援要請 ⑦緊急時モニタリングの協力 ⑧緊急被ばく医療活動の実施 ⑨その他必要な緊急事態応急対策

別表1 警戒事態

警戒事態を判断するEAL	
1	敷地境界付近等の空間ガンマ線量率の上昇 (AL01) 四国電力伊方発電所の事故により、放射性物質が外部に放出され、四国電力株式会社、愛媛県が設置しているモニタリングステーションまたはモニタリングポスト、もしくは山口県が設置しているモニタリングポストの空間ガンマ線量率が0.15 $\mu$ Sv/hを超えたとき。
2	原子炉停止機能の異常のおそれ (AL11) 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないとき。
3	原子炉冷却材の漏えい (AL21) 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないとき。
4	蒸気発生器給水機能喪失のおそれ (AL24) 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失したとき。
5	全交流電源喪失のおそれ (3号機) (AL25) 全交流電源喪失のおそれ (1, 2号機) (AL26) 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続したとき。
6	停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 (AL29) 原子炉の停止中に1つの残留熱除去系ポンプの機能が喪失したとき。
7	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ (AL30) 使用済燃料貯蔵槽が一定の水位まで低下したとき。
8	単一障壁の喪失または喪失可能性 (AL42) 燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失したおそれがあるとき、又は、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失したとき。
9	原子炉制御室他の機能喪失のおそれ (AL51) 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じたとき。
10	所内外通信連絡機能の一部喪失 (AL52) 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失したとき。
11	重要区域 <sup>※</sup> での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ (AL53) 重要区域 <sup>※</sup> において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失したおそれがあるとき。
12	原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置を判断した場合 (1) 大地震の発生 県内において、震度6弱以上の地震が観測した場合 (2) 大津波警報の発令 県内において大津波警報が発令された場合 (3) オンサイト統括補佐が警戒事象と認める事象 オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等が発生したとき。 (4) 外的事象の発生 (自然災害) 原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外的事象が発生したとき (竜巻、洪水、台風、火山等)。 (5) その他外的事象の発生のおそれ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響をおよぼすおそれがあることを認知したとき。

各項目中の ( ) 内に記載している番号 (AL01等) は、四国電力株式会社「伊方発電所原子力事業者防災業務計画」に示すEAL No. である。

※重要区域は、四国電力株式会社「伊方発電所原子力事業者防災業務計画」に示す区域である。

別表2 施設敷地緊急事態

施設敷地緊急事態を判断するEAL	
1	<p><b>敷地境界付近の放射線量率の上昇 (SE01)</b>                      四国電力株式会社が設置しているモニタリングステーション又はモニタリングポストが、以下の状態に至ったとき。                      ただし、落雷の影響による場合又は格納容器排気筒ガスモニタ、補助建屋(家)排気筒ガスモニタ及び原子炉又は使用済燃料貯蔵槽に係るすべてのエリアモニタリング設備により、検知された数値に異常が認められない場合は除く。                      (1) 1又は2地点以上において、5<math>\mu</math>Sv/h以上を検出したとき。                      (2) 1または2地点以上において、1<math>\mu</math>Sv/h以上を検出した場合、中性子測定用可搬式測定器によって1<math>\mu</math>Sv/h以上を検出した放射線測定設備の周辺の中性子線量率を測定し、両者の合計が5<math>\mu</math>Sv/h以上となったとき。                      または、愛媛県が設置しているモニタリングステーションまたはモニタリングポスト、もしくは山口県が設置しているモニタリングポストが、発電所の異常に起因して上記の状態に至ったとき。</p>
2	<p><b>通常放出経路での気体放射性物質の放出 (SE02)</b>                      以下に示す排気筒において「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則」(以下、「通報事象等規則(原子炉施設)」という。)第5条第1項で定める基準以上の放射性物質を検出したとき。                      (1) 1号機補助建家排気筒                      (2) 1号機格納容器排気筒                      (3) 2号機補助建家排気筒                      (4) 2号機格納容器排気筒                      (5) 3号機補助建家排気筒                      (6) 3号機格納容器排気筒</p>
3	<p><b>通常放出経路での液体放射性物質の放出 (SE03)</b>                      放水口において、「通報事象等規則(原子炉施設)」第5条第1項で定める基準以上の放射性物質を検出したとき。</p>
4	<p><b>火災、爆発による放射性物質の放出</b>                      火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」第2条第2項第4号に規定する管理区域の外の場所において、50<math>\mu</math>Sv/h以上の放射線量率を検出したとき。                      または、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により、放射線又は放射能の測定が困難な場合であって、その状況に鑑み上記の事象が発生する蓋然性が高くなったとき。</p>
5	<p><b>火災、爆発等による放射性物質の放出 (SE05)</b>                      火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」第2条第2項第4号に規定する管理区域の外の場所において、放射能水準が5<math>\mu</math>Sv/hの放射線量率に相当するものとして、「通報事象等規則(原子炉施設)」第6条第2項に定める基準以上の放射性物質が検出されたとき。                      または、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により、放射線または放射能の測定が困難な場合であって、その状況に鑑み上記の事象が発生する蓋然性が高くなったとき。</p>
6	<p><b>原子炉外での臨界事故のおそれ (SE06)</b>                      原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の内部を除く。)において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態になったとき。</p>
7	<p><b>原子炉冷却材漏えいによる非常用炉心冷却装置作動 (SE21)</b>                      原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生したとき。</p>
8	<p><b>蒸気発生器給水機能の喪失 (SE24)</b>                      原子炉の運転中に蒸気発生器へのすべての給水機能が喪失したとき。</p>
9	<p><b>全交流電源の30分以上喪失(3号機) (SE25)</b>                      全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続したとき。                      ※ただし、新規制基準審査に係る五号使用前検査合格までは「SE26」を適用する。</p>
10	<p><b>全交流電源の5分以上喪失(1, 2号機) (SE26)</b>                      全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続したとき。</p>
11	<p><b>直流電源の部分喪失 (SE27)</b>                      非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続したとき。</p>

12	<b>停止中の原子炉冷却機能の喪失 (SE29)</b> 原子炉の停止中に全ての残留熱除去系ポンプの機能が喪失したとき。
13	<b>使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失 (SE30)</b> 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないとき。
14	<b>格納容器健全性喪失のおそれ (SE41)</b> 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えたとき。
15	<b>2つの障壁の喪失または喪失可能性 (SE42)</b> 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失したおそれがあるとき、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失したおそれがあるとき、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失したおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失したとき。 原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失したとき。
16	<b>原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用 (SE43)</b> 炉心の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用したとき。
17	<b>原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失 (SE51)</b> 原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失したとき。
18	<b>所内外通信連絡機能の全ての喪失 (SE52)</b> 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失したとき。
19	<b>火災・溢水による安全機能の一部喪失 (SE53)</b> 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失したとき。
20	<b>防護措置の準備および一部実施が必要な事象発生 (SE55)</b> その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生したとき。
21	<b>特定事象にかかる緊急事態事象の発生 (SE54)</b>

各項目中の ( ) 内に記載している番号 (SE01等) は、四国電力株式会社「伊方発電所原子力事業者防災業務計画」に示すEAL No.である。

別表3 全面緊急事態

全面緊急事態を判断するEAL	
1	<b>敷地境界付近の放射線量の上昇 (GE01)</b> 四国電力株式会社が設置しているモニタリングステーションまたはモニタリングポストが、以下の状態に至ったとき。 ただし、落雷の影響による場合または格納容器排気筒ガスモニタ、補助建屋(家)排気筒ガスモニタおよび原子炉または使用済燃料貯蔵槽に係るすべてのエリアモニタリング設備により、検知された数値に異常が認められない場合は除く。 (1) 1または2地点以上において、5 μSv/h以上を検出したとき。 (2) 1または2地点以上において、1 μSv/h以上を検出した場合、中性子測定用可搬式測定器によって1 μSv/h以上を検出した放射線測定設備の周辺の中性子線量率を測定し、両者の合計が5 μSv/h以上となったとき。 または、愛媛県が設置しているモニタリングステーションまたはモニタリングポスト、もしくは山口県が設置しているモニタリングポストが、発電所の異常に起因して上記の状態に至ったとき。 ただし、これらの放射線量のいずれかが、2地点以上においてまたは10分間以上継続して検出した場合に限る。
2	<b>通常放出経路での気体放射性物質の放出 (GE02)</b> 以下に示す排気筒において「通報事象等規則(原子炉施設)」第12条第1項で定める基準以上の放射性物質を検出したとき。 (1) 1号機補助建家排気筒 (2) 1号機格納容器排気筒 (3) 2号機補助建家排気筒

<p>(4) 2号機格納容器排気筒 (5) 3号機補助建屋排気筒 (6) 3号機格納容器排気筒</p>
<p><b>3 通常放出経路での液体放射性物質の放出 (GE03)</b> 放水口において、「通報事象等規則(原子炉施設)」第12条第1項で定める基準以上の放射性物質が検出される放射性液体廃棄物を放出したとき。</p>
<p><b>4 火災、爆発等による放射線の異常放出 (GE04)</b> 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」第2条第2項第4号に規定する管理区域の外の場所において5mSv/h以上の放射線量率を検出したとき。 または、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により、放射線または放射能の測定が困難な場合であって、その状況に鑑み上記の事象が発生する蓋然性が高くなったとき。</p>
<p><b>5 火災、爆発等による放射性物質の異常放出 (GE05)</b> 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」第2条第2項第4号に規定する管理区域の外の場所において、放射能水準が500<math>\mu</math>Sv/hの放射線量率に相当するものとして、「通報事象等規則(原子炉施設)」第6条第2項に定める基準の100倍以上の放射性物質を検出したとき。 または、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により、放射線または放射能の測定が困難な場合であって、その状況に鑑み上記の事象が発生する蓋然性が高くなったとき。</p>
<p><b>6 原子炉外での臨界事故 (GE06)</b> 原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉本体の内部を除く。)において、核燃料物質が臨界状態(原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。)になったとき。</p>
<p><b>7 原子炉停止の失敗または停止確認不能 (GE11)</b> 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないとき。</p>
<p><b>8 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注入不能 (GE21)</b> 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、すべての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないとき。</p>
<p><b>9 蒸気発生器給水機能喪失後の非常用炉心冷却装置注入不能 (GE24)</b> 原子炉の運転中に蒸気発生器へのすべての給水機能が喪失した場合において、すべての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないとき。</p>
<p><b>10 全交流電源の1時間以上喪失(3号機) (GE25)</b> 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続したとき。 ※ただし、新規制基準審査に係る五号使用前検査合格までは「GE26」を適用する。</p>
<p><b>11 全交流電源の30分以上喪失(1, 2号機) (GE26)</b> 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続したとき。</p>
<p><b>12 全直流電源の5分以上喪失 (GE27)</b> 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続したとき。</p>
<p><b>13 炉心損傷の検出 (GE28)</b> 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知したとき。</p>
<p><b>14 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失 (GE29)</b> 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないとき。</p>
<p><b>15 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 (GE30)</b> 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下したとき、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないとき。</p>
<p><b>16 格納容器圧力の異常上昇 (GE41)</b> 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達したとき。</p>
<p><b>17 2つの障壁喪失、1つの障壁の喪失可能性 (GE42)</b> 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあるとき。</p>
<p><b>18 原子炉制御室の機能喪失・警報喪失 (GE51)</b> 原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失したとき又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失したとき。</p>



**19 住民の避難を開始する必要がある事象発生 (GE55)**

その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生したとき。

各項目中の ( ) 内に記載している番号 (GE01等) は、四国電力株式会社「伊方発電所原子力事業者防災業務計画」に示すEAL No. である。

**2 原子力災害発生時の配備体制及び動員計画****(1) 配備体制**

町は、原子力災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、応急対策を迅速かつ的確に実施するため、状況に応じて次の配備体制をとるものとする。

配備区分	配備時期	配備内容	配備要員
災害警戒本部設置	Aレベル	情報通信活動、防災資機材の準備、立入調査、発電所周辺の平常時モニタリングの強化等の環境調査を実施する体制	総務課防災担当職員
災害対策本部設置第1配備	Bレベル	情報通信活動、緊急時モニタリングの協力、避難所・救護所の設営準備、住民広報等の強化その他必要な緊急事態応急対策を実施する体制	あらかじめ指定された職員
災害対策本部設置第2配備	Cレベル	住民避難、緊急時モニタリング、緊急被ばく医療その他必要な緊急事態応急対策を実施する体制	全職員

**(2) 職員動員計画**

ア 災害対策本部を設置した場合の職員の動員は、「(1) 配備体制」に定める配備基準に基づいて本部長が決定する。

## イ 本部職員の動員方法

(ア) 本部長の配備体制の決定に基づき本部総合調整室は総務部庶務班を通じて各部長にその旨を通知し、各部長は部員に連絡し動員する。

(イ) 招集は、庁内放送、電話、防災行政無線、電子メール、連絡員などの方法により速やかに通知する。

消防団員の動員は、総務部庶務班から電話、サイレン、防災行政無線等により招集する。

(ウ) 伝達の際には、次の事項を明確に伝える。

a 配備体制の種類

b 災害対策本部開設又は招集の時間

(エ) 各部長は、配備状況について、本部総合調整室を通じて本部長に報告する。

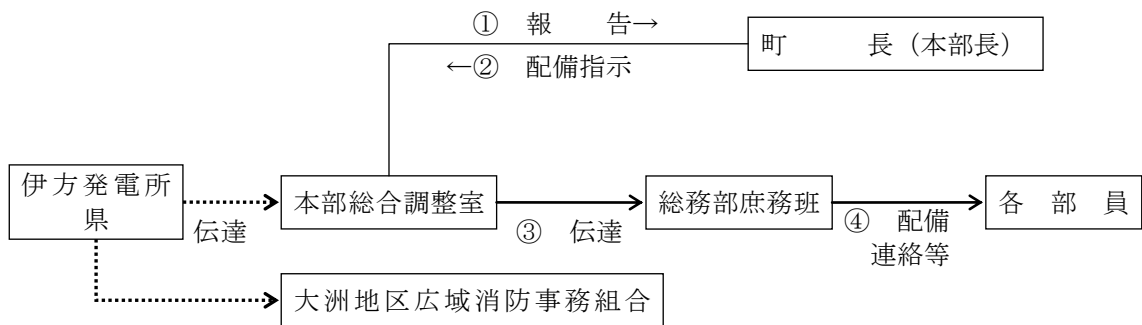
## ウ 動員の伝達系統

職員の動員は、町長の配備体制の決定に基づき次の系統で伝達し、動員する。

(ア) 勤務時間内における伝達

- a 災害発生が予想され、又は災害が発生した場合、本部総合調整室は総務部庶務班を通じて町長の決定した配備体制について各部長に伝達するとともに、庁内放送等によりこれを徹底する。
- b 各部長は、直ちに関係職員に連絡し、関係職員を所定の場所に配備し、事務又は業務に従事させる。

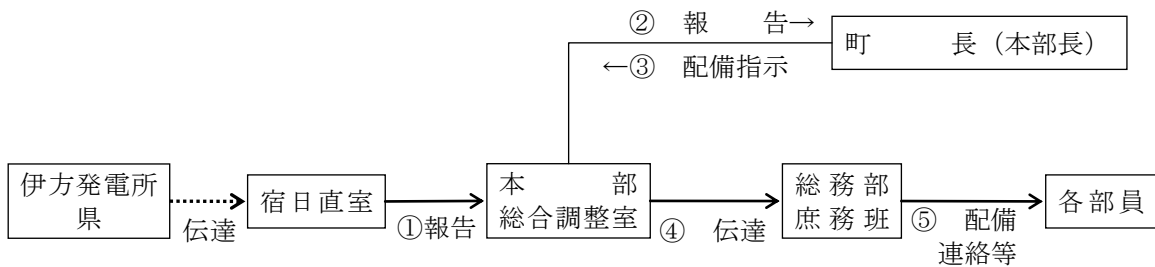
勤務時間内における伝達系統



(イ) 勤務時間外、休日における伝達及び配備

- a 宿日直者は、非常配備に該当する気象情報が防災関係機関から通知され、又は災害発生が予想されるときは、直ちに本部総合調整室に連絡する。本部総合調整室は、町長（本部長）にその旨を報告し、配備体制の指示を受けた場合には各部長等に、各部長等は各部門に伝達する。
- b 各部長等は、各部に非常連絡員を置き勤務時間外の指令の伝達に当たらせ、所属職員への周知徹底を図る。
- c 連絡を受けた職員は、以後の状況の推移に注意し、登庁する。
- d 職員は、動員命令がない場合であっても、ラジオ、テレビ等により災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあることを覚知したときは、直ちに登庁し、所属長の指示を受ける。
- e 交通の途絶により所属機関への参集が不可能な場合には、最寄りの町の機関へ参集する。

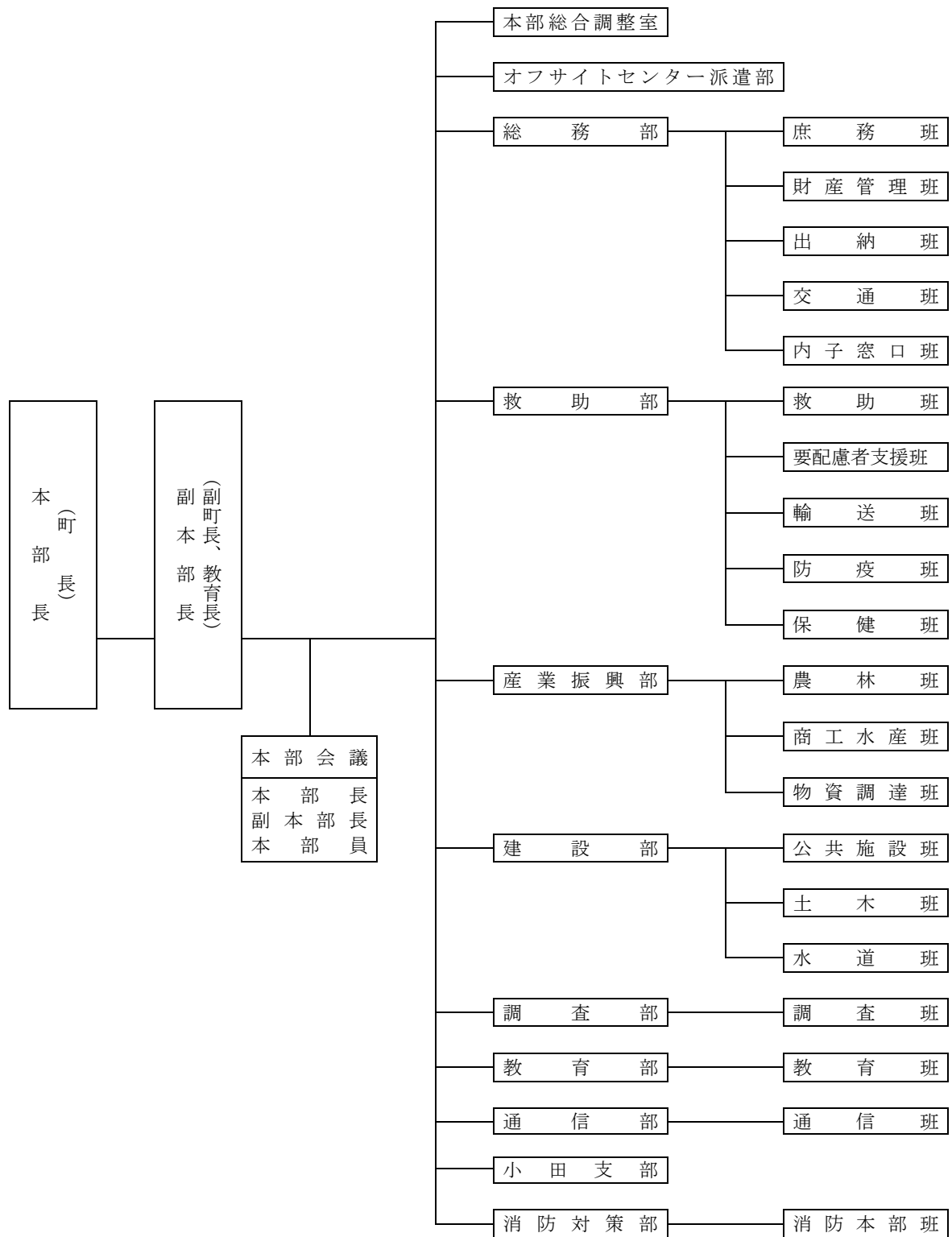
勤務時間外、休日における伝達系統



別表

内子町災害対策本部組織図及び事務分掌

1 組織図



2 事務分掌

部(班)名	班名	事務分掌
本部総合調整室 (室長) 副町長 (副室長) 教育長		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害対策本部の設置に関すること。</li> <li>2 災害対策本部等の総括に関すること。</li> <li>3 オフサイトセンターとの連絡調整に関すること。</li> <li>4 国、県及び関係機関に対する連絡、要請に関すること。</li> <li>5 町防災行政無線、衛星携帯電話の利用に関すること。</li> <li>6 退避及び避難の指示伝達に関すること。</li> <li>7 国及び県から指示された警戒区域の設定に関すること。</li> <li>8 県及び周辺市町に対する応援要請に関すること。</li> <li>9 他の地方公共団体からの応援受付に関すること。</li> <li>10 災害対策全般の企画及び総合調整に関すること。</li> <li>11 災害情報の収集及び伝達に関すること。</li> </ol>
オフサイトセンター派遣部		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 合同対策協議会の運営事務局に関すること。</li> <li>2 屋内退避、避難の勧告の検討及び緊急事態宣言解除に関する情報の集約に関すること。</li> <li>3 合同対策協議会における決定事項の関係機関への伝達に関すること。</li> <li>4 国本部、県、重点市町本部等との連絡調整に関すること。</li> <li>5 放射線状況の整理と報告に関すること。</li> <li>6 被ばく線量の予測に関すること。</li> <li>7 緊急時モニタリングデータの収集に関すること。</li> </ol>
総務部 (部長) 総務課長 (副部長) 会計課長 危機管理班長 内子総合窓口センター 所長	庶務班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害関係職員の動員派遣に関すること。</li> <li>2 協力機関、各区及び関係事業所等の連絡調整に関すること。</li> <li>3 災害経費の予算、措置に関すること。</li> </ol>
	財産管理班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 庁舎、その他町有財産の緊急事態応急対策に関すること。</li> <li>2 公用車等の配車に関すること。</li> </ol>
	出納班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 金銭、物品の出納に関すること(災害義援金を含む。)</li> </ol>
	交通班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 交通機関との連絡調整に関すること。</li> <li>2 交通状況の調査に関すること。</li> </ol>
	内子窓口班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害対策本部との連絡調整に関すること。</li> </ol>
救助部 (部長) 保健福祉課長 (副部長) 住民課長 税務課長	救助班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害救助法の運用及び計画実施に関すること。</li> <li>2 救助活動に必要な情報等の収集に関すること。</li> <li>3 避難所の開設、運営等に関すること。</li> <li>4 負傷者の救出、収容に関すること。</li> <li>5 遺体捜索及び処理に関すること。</li> <li>6 炊き出しに関すること。</li> <li>7 医師会、医療機関等との連絡に関すること。</li> </ol>
	要配慮者支援班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 要配慮者の安否、避難に関すること。</li> </ol>
	輸送班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害救助物資の輸送に関すること。</li> </ol>
	防疫班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 感染症予防に関すること。</li> <li>2 食品衛生及び飲料水の確保に関すること。</li> <li>3 汚物処理に関すること。</li> <li>4 防疫用薬品の整備補給に関すること。</li> <li>5 医薬品の整備補給に関すること。</li> </ol>

		6 日赤その他医療機関との連絡調整に関すること。
	保健班	1 住民の健康保持に関すること。 2 疾病及び精神保健の活動に関すること。
産業振興部 (部長) 産業振興課長 (副部長) 農村支援センター所長	農林班	1 農林産物の被害状況調査に関すること。 2 農林産物の採取及び出荷制限に関すること。 3 農協・林業組合との連絡調査に関すること。 4 農林業被害者に対する融資斡旋に関すること。
	商工水産班	1 商工関係被害状況調査に関すること。 2 水産物の被害状況調査に関すること。 3 水産業関係被害状況調査に関すること。 4 水産物の採取及び出荷制限に関すること。
	物資調達班	1 被害応急対策物品の購入に関すること。 2 食料、飲料、生活必需物資等の確保に関すること。 3 物資の仕分け、配分に関すること。
建設部 (部長) 建設デザイン課長 (副部長) 上下水道対策班長 環境政策室長	公共施設班	1 公共施設の応急処理に関すること。 2 地区内、飲料等の確保に関すること。
	土木班	1 土木施設の応急処理及び被害状況調査に関すること。 2 交通機関との連絡調査に関すること。 3 避難道路の確保に関すること。 4 緊急事態応急対策に関すること。 7 応急仮設住宅の建設に関すること。 10 その他土木に関すること。
	水道班	1 簡易水道、上下水道施設の被害状況調査及び応急処理に関すること。 2 水道水の採取、供給の制限に関すること。
調査部 (部長) 町並・地域振興課長 (副部長) 町並・地域振興課長補佐	調査班	1 人的及び住家等一般被害状況調査に関すること。 2 文化財保護に関すること。
教育部 (部長) 学校教育課長 (副部長) 自治・学習課長	教育班	1 学校教育施設の被害状況調査に関すること。 2 社会教育施設の被害状況調査に関すること。 3 学校、自治センター等の避難所の開設の協力に関すること。 4 被害対策に協力する婦人会、青年団、生徒会等の連絡調査に関すること。 5 学校用品、教科書等の調達に関すること。 6 ボランティアに関すること。
通信部 (部長) 議会事務局長	通信班	1 情報等の連絡調査に関すること。 2 被害状況等報告の通信機関確保に関すること。
小田支部 (部長) 小田支所長 (副部長) 小田支所課長補佐		1 災害対策本部との連絡調整に関すること。

消防対策部班長 (消防団長)	消防本部班 (消防団副団 長)	1 関係機関等の連絡調整に関する事 2 消防団員の非常招集に関する事 3 消防関係機関への応援要請に関する事
		1 消防団員の非常招集及び解除に関する事 2 消防関係機関の応援要請に関する事 3 消防、水防に関する事 5 災害警戒の広報及び指導に関する事 6 災害警戒の広報及び指導に関する事 7 危険物の保安に関する事 8 防災、人命救助活動に関する事 9 行方不明者の捜索及び遺体の収容に関する事 10 災害の警戒通報及び連絡に関する事 11 人員、機材の輸送に関する事

### 第3節 各機関の活動体制

原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、町、国、県、防災関係機関及び原子力事業者は、速やかにそれぞれの災害対策本部等組織の編成、要員の確保を行い、初動体制を確立するとともに、緊密な連携を図りつつ災害の発生を防御し、又は応急的救助を行うなど災害の拡大を防止するための活動体制を整備するものとする。

#### 1 Aレベル（警戒事態発生）時の活動体制

##### (1) 原子力事業者の活動体制

原子力事業者は、警戒事象発生の通報を行った場合、速やかに職員の非常参集、非常体制の確立、災害対策本部の設置や応急対策の実施に必要な体制をとるものとする。

##### (2) 県の活動体制

###### ア 県災害警戒本部の設置

県民環境部長は、警戒事象発生などAレベルに至ったと判断された場合、県災害警戒本部を県庁に設置するほか、必要に応じて現地災害警戒本部をオフサイトセンターに設置し、県（現地）災害警戒本部会議を開催し、重要な応急対策について協議するものとする。

###### イ 関係課長会議の開催

危機管理課長は、Aレベルに至った場合速やかに職員の非常参集を行うとともに、直ちに関係課長会議を開催し、当面の応急対策活動等について協議するものとする。

###### ウ 現地関係課長会議の開催

南予地方局八幡浜支局総務県民室長は、速やかに職員の非常参集を行うとともに、直ちに南予地方局八幡浜支局において現地関係課長会議を開催し、当面の応急対策活動等について協議するものとする。

###### エ オフサイトセンターの設営準備への協力

県は、Aレベルに至った場合、直ちにオフサイトセンターの設営準備への協力を行うものとする。

##### (3) 町の活動体制

町は、警戒事象の通報がなされた場合、速やかに職員の非常参集を行うとともに、情報収集連絡体制や当面の応急対策活動の実施に必要な体制を整備するものとする。

#### 2 Bレベル（施設敷地緊急事態発生）時の活動体制

##### (1) 原子力事業者の活動体制

ア 原子力事業者は、施設敷地緊急事態発生の通報を行った場合、速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、事故対策本部の設置、緊急時対策所及び原子力施設事態即応センターの立ち上げ等必要な体制をとるものとする。

イ 原子力事業者は、県の災害対策本部等に職員を派遣するなどにより、県、関係機関等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

ウ 原子力事業者は、施設敷地緊急事態発生の通報を行った場合、緊急事態応急対策のための原子力レスキュー部隊の招集を行うものとする。

エ 原子力事業者は、事態に応じ、後方支援拠点を設置し、また、原子力レスキュー部隊を派遣しオンサイト対応に当たらせるものとする。

さらに、必要に応じてプラントメーカー、建設業者等と連携し、オンサイト対応を行うものとする。

## (2) 国の活動体制

### ア 原子力防災専門官の対応

施設敷地緊急事態発生の通報がなされた場合、原子力防災専門官は、国の専門職員が到着するまでの間、実質的な現地における国の責任者として、必要な情報の収集、県、重点市町等の応急対策に対する助言、その他原子力災害の発生又は拡大の防止に必要な業務を行う。

### イ 関係省庁事故対策連絡会議の開催

施設敷地緊急事態発生の通報がなされた場合、国は当該施設敷地緊急事態に関する情報の確認、共有化、応急対策の準備の調整等を行うため、関係省庁事故対策連絡会議を開催する。

### ウ 現地事故対策連絡会議の開催

国は、原子力規制委員会原子力事故現地対策本部を設置し、現地に派遣した職員相互の連絡調整を行うため、必要に応じ、職員をオフサイトセンターに集合させ、現地事故対策連絡会議を開催する。

現地事故対策連絡会議の運営については、国が定める「オフサイトセンター運営要領」によるものとする。

## (3) 県の活動体制

### ア 災害対策本部の設置

施設敷地緊急事態発生などBレベルに至ったと判断された場合、知事は、国と密接な連携を図りつつ、必要な応急対策活動等を実施するため、災害対策本部を設置し、国に連絡するものとする。

### イ 災害対策本部会議の開催

災害対策本部長は、必要に応じて、災害対策本部会議を開催し、当面の応急対策活動等について協議するものとする。

### ウ 現地災害対策本部の設置

Bレベルに至った場合、災害の現地において緊急に統一的な防災活動を実施するため、災害対策本部長の命により、現地災害対策本部を、オフサイトセンター（状況により南予地方局八幡浜支局）に設置する。

現地災害対策本部長は、本部長が指名する。

### エ 現地災害対策本部の応援体制

南予地方局は、現地災害対策本部の応援にあたるものとする。

### オ 国との連携

原子力防災専門官との連携を密にし、県等の行う応急対策に対する助言、指導を求めるとともに、必要に応じて国に対し専門家等の派遣を要請する。

また、国が現地事故対策連絡会議を設置した場合には、「オフサイトセンター運営要領」に定める職員を派遣し、緊急事態応急対策等の連絡調整を行うものとする。



#### カ 原子力事業者等に対する応援要請

必要に応じて、原子力事業者及び他の原子力発電所立地等道府県に対し、装備、資機材、人員等の応援を求めるものとする。また、要請を受けた原子力事業者、原子力発電所立地等道府県は、速やかに応援体制を整えるものとする。

#### (4) 町の活動体制

町は、施設敷地緊急事象の通報がなされた場合、対策本部等を設置し、警戒体制又は応急対策等の実施に必要な体制をとるものとする。

#### (5) 防災関係機関の活動体制

防災関係機関の長は、施設敷地緊急事態の通報がなされた場合、必要な応急対策を実施するため、速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立等必要な体制をとるものとする。

### 3 Cレベル(全面緊急事態発生)時の活動体制

#### (1) 国の活動体制

##### ア 原子力災害対策本部の設置

国は、全面緊急事態に至ったことにより、原災法第15条に基づき、原子力緊急事態が発生していると認める場合、速やかに原子力緊急事態宣言を発出するとともに、内閣総理大臣を本部長とする原子力災害対策本部を設置し、県及び重点市町に対し、避難又は屋内退避及び安定ヨウ素剤の服用又はその準備に関する指示又は勧告などの緊急事態応急対策に関する事項を指示する。

##### イ 原子力災害現地対策本部の設置

国は、原子力災害対策本部の事務の一部を行う組織として、原子力災害対策本部長の定めるところにより、オフサイトセンターに環境副大臣(又は環境大臣政務官)を長とする原子力現地対策本部を置く。

#### (2) 原子力災害合同対策協議会の設置

ア 国の現地対策本部並びに県及び重点市町の災害対策本部(又は現地災害対策本部)は、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、オフサイトセンターにおいて原子力災害合同対策協議会を組織するものとする。

イ 原子力災害合同対策協議会が組織された場合、町は職員を指定し、協議会に派遣する。派遣された職員は、町災害対策本部と連携を取りながら、職務の遂行に努める。

ウ 原子力災害合同対策協議会は、住民避難等の最重要事項の調整と、関係者の情報共有を目的とする「全体会議」により運営されるものとする。

エ 全体会議は、国の現地対策本部長、県及び重点市町の災害対策本部長、関係機関の代表者及び原子力事業者の代表者又はこれらの者から委任を受けた者等により構成されるものとし、国の現地対策本部長が主導的に運営するものとする。

オ 原子力災害合同対策協議会の構成員、運営方法、緊急事態応急対策を実施する際の役割分担等については、あらかじめ、国、県、重点市町、関係機関及び原子力事業者が協議して「オフサイトセンター運営要領」に定めておくものとする。

カ 原子力災害合同対策協議会の会合においては、必要に応じ、原子力規制委員会、放射線医学総合研究所、独立行政法人日本原子力研究開発機構等の専門家を出席させ、その知見を十分に

活用するよう努める。

キ 原子力緊急事態宣言発出後における現地の情報の収集は、情報収集ルートが錯綜することを避ける観点から、原則として原子力災害合同対策協議会に一元化するものとし、現地における報道機関への発表についても、対策拠点とは区切られた現地のプレスセンターにおいて原子力災害合同対策協議会が一元的に行うものとする。

(3) オフサイトセンターにおける機能班活動

国の現地対策本部は、オフサイトセンターにおいて、県現地災害対策本部、重点市町の災害対策本部、原子力事業者等とともに、情報収集等のため、機能別に分けたグループにそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、原子力災害合同対策協議会への報告及び決定事項の関係機関への連絡、実施等を行うこととする。

なお、機能グループの役割については以下のとおりとし、構成員等その運営については、国が定める「オフサイトセンター運営要領」によるものとする。

オフサイトセンターにおける機能班の役割

班	機能	役割
総括班	総合調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ オフサイトセンターの運営・管理</li> <li>・ 協議会の運営</li> <li>・ 班間連絡・調整</li> <li>・ 国本部、県、重点市町本部等との連絡調整</li> </ul>
広報班	住民への広報 報道機関対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民からの問い合わせの等への対応</li> <li>・ 国本部、県、市町本部等への情報共有</li> <li>・ 報道機関への対応 等</li> </ul>
プラントチーム	事故状況把握 進展予測	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ プラント状況に関する情報収集</li> <li>・ 事故情報の把握および進展予測 等</li> </ul>
放射線班	緊急時モニタリング結果の 収集・整理、放射線影響予測	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国本部及び緊急時モニタリングセンター等との情報共有、調整</li> <li>・ 除染及び汚染廃棄物処理等の調整 等</li> </ul>
医療班	被災者の医療活動の 把握・調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被災者の医療活動の調整</li> <li>・ スクリーニング、除染、緊急被ばく医療に関する情報収集</li> <li>・ 緊急被ばく医療に係る基準の策定、実施に係る調査 等</li> </ul>
住民安全班	被災者の援助及び社会秩序 の維持活動の把握・調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難指示、区域設定・管理に係る調整</li> <li>・ 住民避難状況に係る情報収集</li> <li>・ 輸送に係る調整 等</li> </ul>
実動対処班	省庁、官邸との連絡調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実動省庁又は官邸実動対処班等との連絡・調整 等</li> </ul>
運営支援班	オフサイトセンターの管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 参集者の食料等の確保</li> <li>・ オフサイトセンターの環境整備</li> <li>・ 各種通信回線の確保 等</li> </ul>

## 第4節 情報活動

関係各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、緊急事態応急対策活動を実施するために必要な情報及び被害状況等の情報を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行うものとする。

### 1 Aレベル（警戒事態発生）時の情報連絡

#### (1) 警戒事態発生情報の連絡

ア 原子力防災管理者は、異常事象発生後又は発生の通報を受けた場合、直ちに、国（内閣府、原子力規制委員会、松山・宇和島海上保安部）、県、重点市町、警察本部、重点市町を管轄する八幡浜警察署、大洲警察署、西予警察署、伊予警察署、宇和島警察署（以下、関係警察署という。）、重点市町を管轄する西予市消防本部、伊予市消防等事務組合消防本部、八幡浜地区施設事務組合消防本部、宇和島地区広域事務組合消防本部、大洲地区広域消防事務組合消防本部（以下、関係消防機関という。）、原子力防災専門官等に同時に文書を送信する。

さらに主要な機関等に対しては、その着信を確認する。

イ 県は、原子力事業者から通報がない状態において、県が設置しているモニタリングポストにおいて異常事象発生の通報を行うべき数値を検出した場合は、原子力事業者に施設の状況の確認を行うよう指示し、原子力事業者はその結果を県等に連絡するものとする。ただし、降水による自然放射線の上昇及び落雷の影響による場合を除く。

ウ 原子力事業者から通報を受けた県は、直ちに原子力規制委員会、消防庁、松山・宇和島海上保安部、自衛隊、警察本部、重点市町及び原子力防災専門官等に連絡し、通報連絡内容を相互確認する。

エ 国（原子力規制委員会）は、警戒事態に該当する自然災害を認知したとき又は原子力事業者等により報告された事象が警戒事態に該当すると判断した場合には、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体に対して情報提供を行う。

また、県及び伊方町に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう要請するほか、その他の市町に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう要請する。

オ 県は、事故の影響が発電所周辺に及び、又は及ぶおそれがあると判断した場合には、その他の市町及び関係機関等に通報連絡することとする。

#### (2) 異常事象発生後の被害情報等の連絡

ア 原子力事業者は、国（内閣府、原子力規制委員会、松山・宇和島海上保安部）、県、重点市町、警察本部、関係警察署、関係消防機関、原子力防災専門官等に、施設の状況、原子力事業者の応急対策活動の状況及び被害の状況等を定期的に文書により連絡するものとする。

イ 県は、重点市町、関係機関との間において、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。

ウ 町は、当面とるべき措置等について県の指示を受けるとともに、必要に応じ大洲警察署、大洲地区広域消防事務組合消防本部に対し、通報連絡をするものとする。

## 2 Bレベル(施設敷地緊急事態発生)時の情報連絡

### (1) 施設敷地緊急事態発生情報の連絡

ア 原子力防災管理者は、特定事象発生後又は発見の通報を受けた場合、直ちに、国(内閣官房、原子力規制委員会、内閣府、松山・宇和島海上保安部等)、県、重点市町、警察本部、関係警察署、関係消防機関、原子力防災専門官等に同時に文書を送信する。さらに、主要な機関等に対しては、その着信を確認するものとする。

イ 県は、原子力防災管理者から通報がない状態において、県が設置しているモニタリングポストにおいて施設敷地緊急事態発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合は、原子力防災専門官に連絡するものとする。ただし、落雷の影響による場合を除く。

連絡を受けた原子力防災専門官は、直ちに原子力保安検査官と連携を図りつつ、原子力事業者者に施設の状況を確認するよう指示し、その結果を国、県、重点市町に連絡するものとする。

ウ 国(原子力規制委員会)は、県及び伊方町に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難実施、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)を行うよう、伊方町以外の重点市町に対しては、屋内退避の準備を行うよう、その他の市町に対しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)に協力するよう、要請する。

エ 国は、通報を受けた事象について、原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報について県、県警察本部、重点市町に連絡するとともに公衆に周知する。

オ 原子力保安検査官は、施設敷地緊急事態発生後、直ちに現場の状況等を確認して、その結果について速やかに原子力防災専門官へ連絡し、また原子力防災専門官は、収集した情報を整理して国、県、重点市町に連絡する。

カ 県は、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項について、重点市町、その他の市町及び関係機関に連絡するものとする。

### (2) 特定事象発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

ア 原子力事業者は、国(内閣官房、原子力規制委員会、内閣府、松山・宇和島海上保安部)、県、重点市町、警察本部、関係警察署、関係消防機関、原子力防災専門官等に、施設の状況、原子力事業者の応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的に文書をもって連絡するものとする。さらに、国の関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡するものとする。

イ 国は、原子力防災専門官に対し、現地における情報の収集、原子力事業者、県、重点市町、現地事故対策連絡会議等との間において、連絡・調整等を行うよう指示するなど現地との緊密な連携の確保に努めるとともに、県及び重点市町等との間において、原子力事業者から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡する。

ウ 県は、重点市町、関係機関との間において、原子力事業者及び国から通報連絡を受けた事項、各々が行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にするものとする。

エ 県、重点市町、関係機関、原子力事業者等は、国の関係省庁事故対策連絡会議、現地事故対

策連絡会議との連携を密にするものとする。

### 3 Cレベル(全面緊急事態発生)時の情報連絡

#### (1) 緊急事態宣言発出情報の連絡

国は、全面緊急事態が発生していると認める場合、原子力緊急事態宣言を発出し、県、緊急事態応急対策実施区域に係る市町等に対し、屋内退避又は避難に関する指示などの緊急事態応急対策に関する事項を指示する。

#### (2) 原子力緊急事態宣言発出後の応急対策活動情報、災害情報の連絡

ア 国の現地対策本部、県及び重点市町の災害対策本部、関係機関、原子力事業者等は、オフサイトセンターにおいて、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等の機能別に分けたグループにそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、各々が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うものとする。

イ 各機関は、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、各々が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡するものとする。

ウ 原子力防災専門官は、オフサイトセンターにおいて、必要な情報の収集を行うとともに、県、重点市町、関係機関、原子力事業者等との間の連絡調整等を引き続き行う。

## 第5節 通信連絡

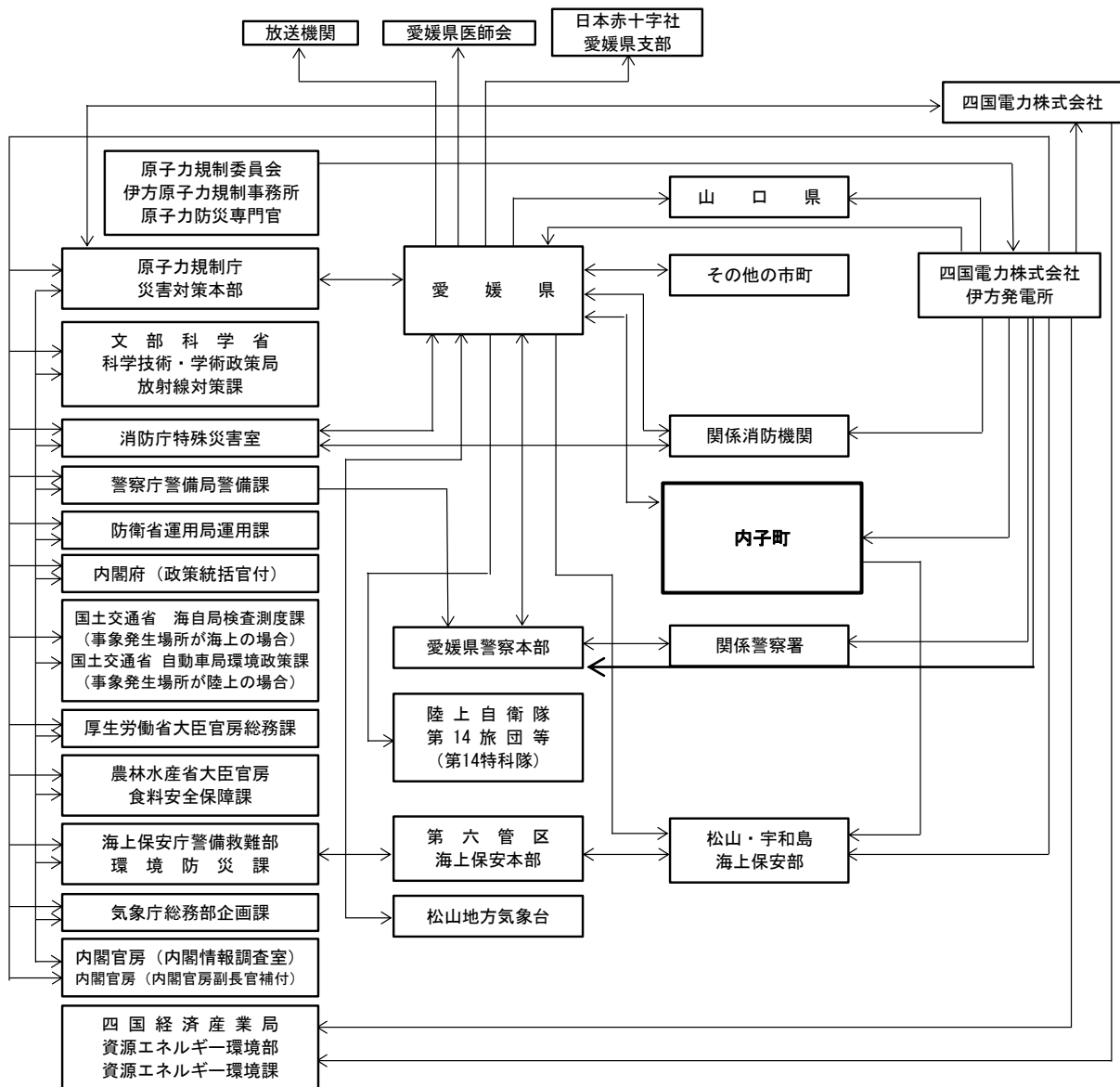
原子力災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、原子力発電所における事故情報、町と国、県、関係機関相互及び住民との間における情報、その他緊急事態応急対策に必要な指示、命令等の受伝達を迅速かつ的確に実施するとともに、通信施設を適切に利用して通信連絡体制の万全を図るものとする。

### 1 原子力災害時における関係機関相互間の通信連絡

#### (1) 通信連絡系統

原子力災害時における国、県、重点市町、その他の市町、関係機関、原子力事業者の相互間の通信連絡系統は次の系統図によるものとする。

災害時における通信連絡系統図



## (2) 通信連絡手段

## ア 専用通信設備・専用通信回線の使用

災害情報の伝達、報告等原子力災害時における通信連絡については、一般加入電話の輻輳を考慮し、専用通信設備・専用通信回線を有する機関相互の通信連絡において、専用通信設備・専用通信回線を優先して使用するものとする。

## イ 衛星通信回線・衛星携帯電話の利用

一般加入電話の輻輳を考慮し、あらかじめ配備している衛星通信回線・衛星携帯電話の活用を図るものとする。

## ウ 公衆通信設備の優先利用

災害対策関係機関は、原子力災害時において一般加入電話の輻輳を考慮し、あらかじめ指定している災害時優先電話の活用を図るものとする。

## 2 原子力災害時における住民等への指示

## (1) 通信連絡系統

原子力災害時における緊急事態応急対策において住民等が実施すべき事項の住民等に対する指示系統は、次の指示系統図によるものとする。

指示にあたっては、県災害対策本部又は原子力災害合同対策協議会において指示内容の統一徹底を図り、住民が心理的動揺、混乱を起こさないよう十分留意するとともに、要配慮者及び一時滞在者に配慮した方法で実施するものとする。

## (2) 住民等への指示手段

各機関は、緊急事態応急対策等のための必要な措置の指示、命令等について、住民等に対し指示する必要がある場合には、次の方法等あらゆる通報手段をもって、的確かつ迅速に指示するものとする。

## ア 町

(ア) 防災行政無線（同報系）

(イ) 広報車

(ウ) 町ホームページ

(エ) 拡声器

(オ) 緊急速報メールサービス

(カ) その他

## イ 県

(ア) 広報車、消防防災ヘリコプター

(イ) ラジオ、テレビ、CATV、インターネット、県防災メール、コミュニティFM、ソーシャルメディア、ワンセグ放送

(ウ) その他

## ウ 県警察

(ア) 広報車、ヘリコプター

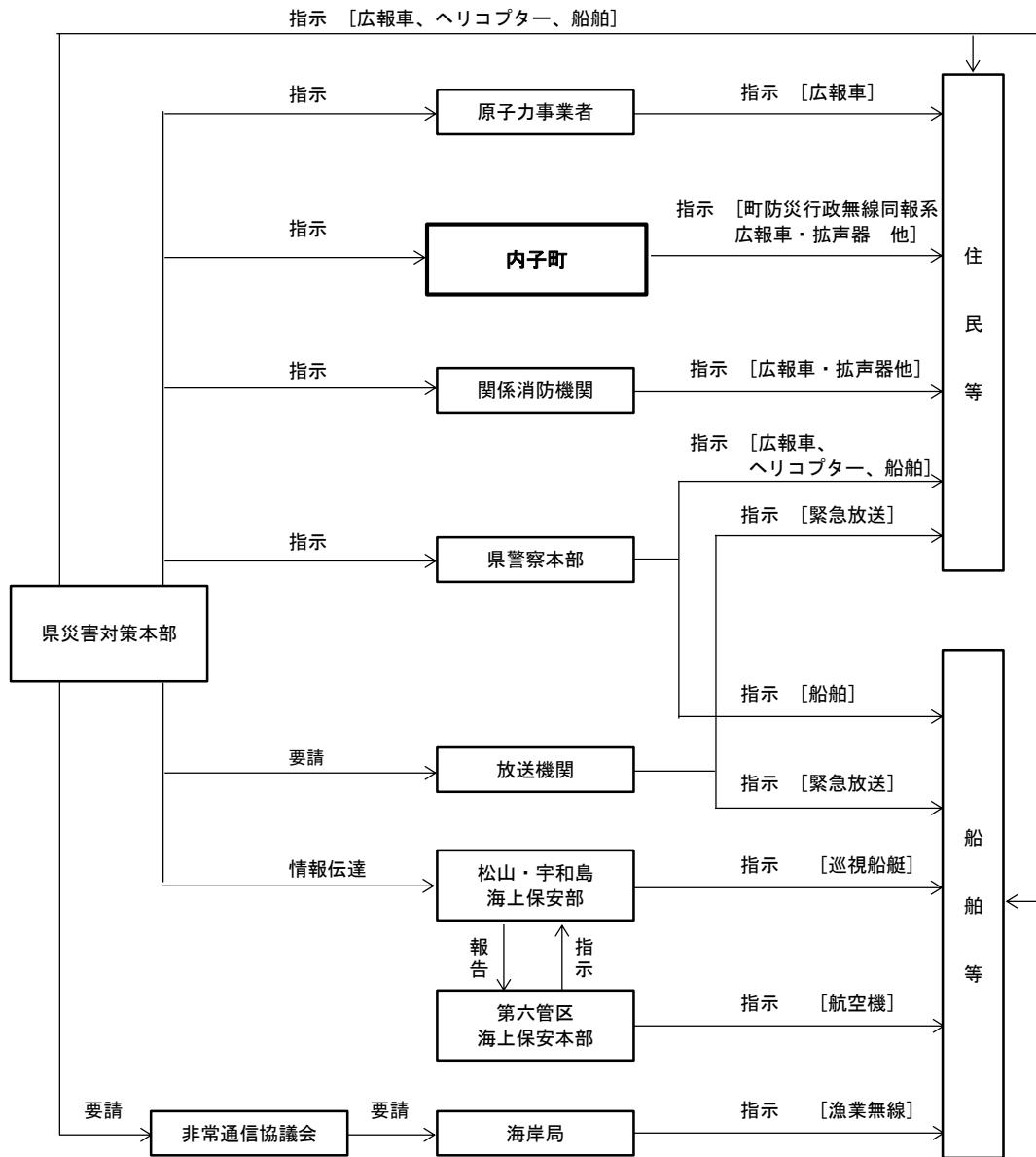
(イ) その他

## エ 関係消防機関

[内子町防災]

- (ア) 広報車
- (イ) 拡声器
- (ウ) その他
- オ 原子力事業者
  - (ア) 広報車
  - (イ) その他

原子力災害時における住民等に対する指示系統図





## 第6節 広報・広聴活動

町、県、関係機関及び原子力事業者等は、相互の連携を密にして住民等のニーズに応じた適切かつ迅速な広報を行う。

広報活動は、原則として原子力災害合同対策協議会又は県災害対策本部の場を通じて十分に内容を確認した上で広報責任者が実施するものとする。

また、流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達に努め、住民等から、問合せ、要望、意見などに、適切に対応するものとする。

### 1 町の活動

#### (1) 広報事項

町は、県災害対策本部及び原子力災害合同対策協議会と連携して、住民生活に密接に関係ある事項について、広報文の短文化や広報マニュアルを作成するなどの確かつ分かりやすい情報を中心に迅速な広報を行う。

主な広報事項は、次のとおりである。

- ア 災害対策本部の設置
- イ 事故・災害等の概況
- ウ 緊急事態応急対策の実施状況
- エ 緊急事態応急対策において住民等が実施すべき事項
- オ 避難・退避等の指示、避難場所・避難所の指示
- カ 食料及び生活必需品の供給に関する事項
- キ 医療救護所の開設状況
- ク 被災者等の安否情報
- ケ 安解消のための住民等に対する呼びかけ
- コ 自主防災組織に対する活動実施要請
- サ その他必要な事項

#### (2) 広報実施方法

町は、保有する広報媒体を利用して有効、適切と認められる方法により広報を行う。

なお、その際、民心の安定、要配慮者及び一時滞在者に配慮した伝達を行うものとする。

- ア 防災行政無線（同報系）
- イ 広報車による広報
- ウ 報道機関を通しての広報
- エ 広報紙の掲示、配布
- オ 避難所への広報班の派遣
- カ 自主防災組織を通じた連絡
- キ 総合案内所、相談所の開設
- ク 緊急速報メールサービス

ケ 町ホームページへの掲載

(3) 報道機関等への広報要請

町は、報道機関等への協力が必要と判断した場合、県を通じて広報要請を行う。

2 県の活動

(1) 広報事項

災害の規模、態様に応じて、次の事項を主として広報を実施する。

- ア 災害対策本部の設置
- イ 事故・災害・モニタリング等の概況
- ウ 緊急事態応急対策の実施状況
- エ 緊急事態応急対策において住民等が実施すべき事項
- オ 流言飛語防止等の県民等への呼びかけ
- カ 自主防災組織に対する活動実施要請
- キ 不足物資やボランティア募集情報等の受援情報の県外発信
- ク その他必要な事項

(2) 広報実施方法

広報の実施にあたっては、情報の出所を明確にして次の方法によるものとするが、災害の規模、態様に応じて最も有効な方法による。なお、その際、民心の安定や、要配慮者及び一時滞在者に配慮した伝達を行うものとする。

ア 報道機関による広報

ラジオ、テレビ、新聞等の報道機関に対し、情報及び資料を提供し、広報について協力を要請する。

なお、災害の状況にかかわらず、必要に応じ記者発表を行うなど、積極的な広報に努める。

イ 一般広報

- (ア) 広報紙（臨時を含む）等による広報
  - (イ) 県提供のテレビ及びラジオの広報番組を活用した広報
  - (ウ) 広報車、ヘリコプター、船舶による広報
  - (エ) 市町等の広報体制を活用した広報
  - (オ) 相談窓口等の設置
  - (カ) 県のホームページ等を活用した広報
- ウ その他適当な方法

その他活用できるあらゆる媒体を通じて広報活動を行う。

(3) 重点市町からの広報要請の処理

県は、重点市町から広報の要請を受けた場合には、報道機関等の協力を得てこれを実施するものとする。

(4) 放送機関との連携

県は、災害に関する情報及び住民がとるべき措置等についての指示等のため緊急を要する場合で特に必要と認めるときは、あらかじめ放送機関との間で締結している災害時における放送要請に関する協定に基づき、緊急放送を要請するものとする。

### 3 関係機関の活動

#### (1) 広報事項

県警察及び関係機関は、住民等に対し、住民生活に密接に関係ある事項についての確かかつ分かりやすい情報を中心に迅速な広報を行う。

主な広報事項は、次のとおりである。

- ア 災害対策本部等の設置
- イ 事故・災害等の概況
- ウ 緊急事態応急対策の実施状況
- エ 緊急事態応急対策において住民等が実施すべき事項
- オ 避難・退避等の勧告、避難場所・避難所の指示
- カ 不安解消のための住民等に対する呼びかけ

#### (2) 広報実施方法

県警察及び関係機関は、あらゆる広報媒体（広報車、ヘリコプター、船舶等）を利用して有効、適切と認められる方法により広報を行う。

### 4 原子力事業者の活動

#### (1) 広報事項

原子力事業者は、県災害対策本部又は原子力災害合同対策協議会から指示があった場合において、県等が実施する緊急事態応急対策等についての確かかつ分かりやすい情報を中心に迅速な広報を実施する。

主な広報事項は、次のとおりである。

- ア 災害対策本部の設置
- イ 事故・災害等の概況
- ウ 緊急事態応急対策の実施状況
- エ 緊急事態応急対策において住民等が実施すべき事項
- オ 避難・退避等の勧告、避難場所・避難所の指示
- カ 不安解消のための住民等に対する呼びかけ

#### (2) 広報実施方法

原子力事業者は、広報車等を利用して有効、適切と認められる方法により広報を行う。

### 5 住民等が必要な情報を入手する方法

住民等は、各人がそれぞれ正しい情報を正確に把握し、適切な行動及び防災活動を行うよう努める。

#### (1) ラジオ、テレビ、インターネット、県防災メール

災害対策本部長の放送要請事項、災害情報、交通機関運行状況等

#### (2) 町防災行政無線（同報系）、広報車、ヘリコプター、緊急速報メールサービス

町災害対策本部からの指示、指導、救助措置等

#### (3) 自主防災組織を通じた連絡

町災害対策本部からの指示、指導、救助措置等

## 6 広聴活動

町、県、その他の市町及び各防災関係機関は、被災住民、関係者等からの問合せ、相談、要望、苦情等に対応し、適切な応急対策を推進するため、相談窓口等を開設する。

また、町及び県は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、町及び県は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、市町、関係周辺都道府県、消防機関、都道府県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがあるもの等が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

## 第7節 緊急時モニタリング等の実施

県は、放射性物質の放出による影響が発電所周辺に及び、又は及ぶおそれのある場合に、適切な緊急事態応急対策を行うため、原子力災害による環境放射線の状況に関する情報収集とOILに基づく防護措置の実施の判断材料の提供及び原子力災害による住民と環境への放射線影響の評価材料の提供などを目的として、国の統括の下、緊急時モニタリング等を実施するものとする。

なお、この計画に定めるもののほか、緊急時モニタリング等の具体的な実施内容については、県が別に定める緊急時モニタリング計画に基づき実施するものとする。

### 1 緊急時モニタリングセンターの設置と任務

#### (1) 町の活動

町は、緊急時モニタリング要員を派遣し、緊急時モニタリングに参画するものとする。

#### (2) 県の活動

##### ア 緊急時モニタリングセンターの設置

県は、警戒事態においては緊急時モニタリングセンターの立上げ準備を行い、原子力規制委員会との連絡手段等を確認する。原子力事業者から施設敷地緊急事態通報を受けた場合、国による緊急時モニタリングセンターの立ち上げに協力するものとする。

また、原子力センター所長は、緊急時モニタリングセンターにおいて、緊急時モニタリングセンター長を補佐し、国の緊急時モニタリングセンター長が着任するまで代行するものとする。

##### イ 緊急時モニタリング等の実施

県は、警戒事態においては、緊急時モニタリングの準備を開始する。

施設敷地緊急事態以降においては、緊急時モニタリングセンターの指揮の下、緊急時モニタリングを実施する。緊急時モニタリングは、緊急時モニタリング実施計画が策定されるまでの間は県が定めた計画に基づき、緊急時モニタリング実施計画策定後は緊急時モニタリング実施計画に基づき実施するものとし、国が事態の進展に応じて行う緊急時モニタリング実施計画の改訂に、緊急時モニタリングセンターを通じて協力するものとする。

#### (3) 原子力事業者の活動

原子力事業者は、自ら放射線や放射性物質の放出源を中心とした緊急時モニタリング等を実施し、データを提供するとともに、要員及び資機材を緊急時モニタリングセンターに派遣・提供し、同傘下でモニタリング活動を行う。

#### (4) 国の活動

国は、県及び重点市町の協力を得て、緊急時モニタリングセンターを立ち上げ、緊急時モニタリングを開始する等の初動対応及び必要な動員の指示を行うものとする。

国は、専門家及び緊急時モニタリングセンター長を含む緊急時モニタリング要員を現地に派遣するとともに、緊急時モニタリングセンター長は、必要に応じて、原子力災害対策本部放射線班に対し、モニタリング要員の派遣を要請するものとする。

現地に派遣された専門家及び緊急時モニタリング要員は、緊急時モニタリングセンターの要員

としてモニタリング活動を行う。

国は、緊急時モニタリングを統括し、実施方針の策定、緊急時モニタリング実施計画の作成、実施の指示、関係者による緊急時モニタリング実施の総合調整を行うものとし、原子力施設の状況、放射線状況及び防護措置の実施状況など事態の進展に応じて実施計画の改訂等を行うものとする。

国は、緊急時モニタリングセンターで妥当性を判断した緊急時モニタリングの結果を集約し、一元的に解析・評価した結果を、指定行政機関、関係省庁、県、重点市町、指定地方公共機関、原子力事業者等と共有するものとする。

また、結果の公表は、国が一元的に行うものとする。

## 2 緊急時モニタリング等の実施方法

緊急時モニタリング等は、次の応急対策区分で行い、その結果等を逐次、緊急時モニタリングセンターに報告するものとする。

### (1) 警戒事態のモニタリング

#### ア 実施概要

警戒事態のモニタリングは、警戒事態の情報及び気象情報の収集並びに平常時モニタリングの強化等を実施し、効果的な防災対策を行うための資料を得ることを目的とする。また、固定観測局の稼働状況を確認し、異常がある場合には、代替機の設置や修理等を行うものとする。

#### イ 測定項目

(ア) 空間放射線量率

(イ) 大気中の放射性ヨウ素濃度

#### ウ 測定、採取の地点

原子力発電所に近接した地域を主体とした地域で、緊急時モニタリングセンター長が適当と認める地域

### (2) 初期モニタリング

#### ア 実施概要

初期モニタリングは、O I Lに照らし合わせて防護措置に関する判断に用いることを目的とする。

#### イ 測定項目

(ア) 空間放射線量率

(イ) 大気中の放射性物質（放射性希ガス、放射性ヨウ素等）の濃度

(ウ) 環境試料（飲料水、葉菜、牛乳等）中の放射性物質（放射性ヨウ素、放射性セシウム、ウラン、プルトニウム、超ウラン元素のアルファ核種等）濃度

#### ウ 測定、採取の地点

原子力発電所周辺地域を主体とした地域で、緊急時モニタリングセンター長が適当と認める地域

### (3) 中期のモニタリング

#### ア 実施概要

中期モニタリングは、放射性物質又は放射線の周辺環境に対する全般的影響の評価・確認、人体への被ばく評価、各種防護措置の実施・解除の判断、風評対策等に用いることを目的とし、初期モニタリング項目のモニタリングを充実させるとともに、住民等の線量を推定するものとする。

#### イ 測定項目

(ア) 空間放射線量率

(イ) 積算線量

(ウ) 大気中の放射性物質（放射性希ガス、放射性ヨウ素等）の濃度

(エ) 環境試料（飲料水、葉菜、牛乳等）中の放射性物質（放射性ヨウ素、放射性セシウム、ウラン、プルトニウム、超ウラン元素のアルファ核種等）の濃度

#### ウ 測定、採取の地点

初期モニタリングと同一の地域のほか、緊急時モニタリングセンター長が適当と認める地域

### 3 上空におけるモニタリングの実施

緊急時モニタリングセンター長は、緊急時モニタリング等を実施するにあたり、特に必要と認めるときは、上空におけるモニタリングを実施するものとする。

#### (1) 使用する航空機

陸上自衛隊第14旅団等の航空機

#### (2) 要員及び資機材

上空におけるモニタリングは、原則として国から派遣された緊急時モニタリング要員及び資機材により実施するものとする。

#### (3) 陸上自衛隊による支援

陸上自衛隊第14旅団等は、対応可能な範囲で必要に応じて上空におけるモニタリングに関して、支援するものとする。

### 4 緊急時予測

国（原子力規制委員会）は、施設敷地緊急事態発生通報を受けた段階で実施すべき防護策を検討する際の参考とするため直ちに単位量放出を仮定した大気中放射性物質拡散計算を行い、予測結果を官邸、オフサイトセンター及び県に転送するものとする。

国（原子力規制委員会）は、大気中放射性物質拡散計算等の結果が得られ次第速やかに記者会見等において公表するとともに、ホームページ等において公開するものとする。

県は、原子力規制委員会が単位量放出を仮定した大気中放射性物質拡散計算を開始したときは、直ちに大気中放射性物質拡散計算等の計算結果を受信できる体制を確保するとともに、大気中放射性物質拡散計算結果の配信があった場合には、関係機関で情報を共有し、住民等の避難の参考情報に活用するものとする。

### 5 モニタリング結果等の共有

緊急時モニタリングセンター長は、モニタリング結果の妥当性を確認して、緊急時モニタリングセンター内で結果を共有するとともに、速やかに原子力災害対策本部及びオフサイトセンター放射線班に送るものとする。

また、緊急時モニタリングセンターは、原子力災害対策本部が行ったモニタリング結果の評価を

共有するものとする。

緊急時モニタリングの結果等について、緊急時モニタリングセンターから県、関係県及び重点市町に連絡するとともに、必要に応じてその他の市町等に連絡するものとする。



## 第8節 住民避難等の実施

町、県、近隣市町及び関係機関等は、相互の連携を密にして住民避難等の措置を迅速かつ的確に実施するものとする。

### 1 防護対策の決定

#### (1) 防護対策及び防護対策区域の決定

ア 県災害対策本部長は、内閣総理大臣がPAZ内の避難を指示した場合は、PAZ内の避難を行うこととし、伊方町に対し、避難指示の連絡、確認等必要な対策を実施するものとする。

イ 県災害対策本部長は、原子力発電所からの事故の情報、国から提供を受けた緊急時モニタリングの結果及び大気中放射性物質拡散計算結果等の分析内容から、次表のOIL値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合には、国の指導・助言又は指示に基づき、住民の防護対策及び防護対策を講ずべき地域（以下「防護対策区域」という。）を決定するものとする。

防護対策区域の決定にあたっては、集落等の単位によるものとし、緊急事態応急対策において実効性のあるものとする。

#### OILと防護措置について

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 <sup>※1</sup>	防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 $\mu$ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む。)
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 <sup>※3</sup> の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 $\mu$ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。

※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

※3 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

#### (2) 警戒区域の設定

町災害対策本部長は、住民の防護対策及び防護対策区域が決定された場合には、県災害対策本部長の指導・助言を得て、災害対策基本法第63条第1項の規定に基づき、必要に応じ、警戒区域を設定するものとする。

なお、警戒区域を設定した場合は、住民等に対し、周知徹底を図るとともに、立入制限の実効性を担保するため、道路にバリケードを設置する等の物理的な措置を原則として講じ、県警察等

との綿密な調整を行うものとする。

## 2 避難等の指示

### (1) 町のとるべき措置

町災害対策本部長は、県災害対策本部長等から避難措置の指示があった場合には、あらかじめ定める避難計画に基づいて住民等に避難措置の指示を行うものとする。

避難措置の指示を行う場合は、次の事項を住民に徹底させるものとする。

- ア 事故の概要
- イ 災害の状況と今後の予測
- ウ 講じている措置と住民等が今後とるべき措置
- エ 屋内退避避難又は一時移転の別及びその理由
- オ 避難等の措置を実施する防護対策区域
- カ 避難経路、避難先及びスクリーニング等の場所
- キ その他必要な事項

### (2) 県のとるべき措置

ア 県災害対策本部長は、警戒事態発生時には、国の指示又は独自の判断により、P A Z内の施設敷地緊急事態要避難者に係る予防的防護措置（避難）の準備を行うものとする。

イ 県災害対策本部長は、施設敷地緊急事態（原災法第10条事象）発生時には、国の指示又は独自の判断により、P A Z内における予防的防護措置（避難）の準備を行うとともに、P A Z内の施設敷地緊急事態要避難者に係る予防的防護措置（避難）を行うこととし、伊方町にその旨を伝達することとする。また、県は、国の指示又は独自の判断により、U P Z内における予防的防護措置（屋内退避）の準備を行うこととする。

なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での退避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。

ウ 県災害対策本部長は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言（原災法第15条事象）を発出し、P A Z内の避難を指示した場合は、P A Z内の予防的防護措置（避難）を行うこととし、伊方町に対し、住民等に対する避難のための立退きの指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には伊方町と連携し国に要請するものとする。また、県は、P A Z内の予防的防護措置（避難）の実施に併せ、国の指示又は独自の判断により、原則としてU P Z内における予防的防護措置（屋内退避）を行うこととし、重点市町にその旨を伝達するとともに、その他の市町に対し、必要に応じて、予防的防護措置（屋内退避）を行う可能性がある旨の注意喚起を行うものとする。

また、県災害対策本部長は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、緊急時モニタリング結果や、原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針に基づいたO I Lの値を超え、又は超える恐れがあると認められる場合は、重点市町等に対し、住民等に対する屋内退避又は避難のための立退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には重点市町等と連携し国に要請するものとする。

なお、県災害対策本部長は、指示案を伝達された場合には当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。

エ 県災害対策本部長は、住民等の避難誘導にあたっては、避難対象区域を含む重点市町等に協力し、住民等に向けて、避難やスクリーニング等の場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や予測を含めた気象情報及び大気中拡散計算その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。また、県はこれらの情報について、原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供するものとする。

オ 県災害対策本部長は、避難のための立退きの勧告又は指示等を行った場合は、避難対象区域を含む重点市町等に協力し、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認するものとする。また、避難状況の確認結果については、原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供するものとする。

このとき、県災害対策本部長は、関係機関に対し、避難措置を迅速かつ的確に実施するため、協力を要請するものとする。

また、各放送機関に対し、緊急放送を要請し、住民等に周知徹底を図るものとする。

緊急放送の実施にあたっては、次の事項を住民に徹底させ、心理的動揺、混乱を起こさないよう十分留意するものとする。

- (ア) 事故の概要
- (イ) 災害の状況と今後の予測
- (ウ) 講じている措置と住民等が今後とるべき措置
- (エ) 屋内退避、コンクリート屋内退避又は避難の別及びその理由
- (オ) 避難等の措置を実施する防護対策区域
- (カ) 避難経路、避難先及びスクリーニング等の場所
- (キ) その他必要な事項

カ 県災害対策本部長は、国の協力のもと、市町の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、受入先の市町に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示するものとする。また、この場合、県は受入先の市町と協議のうえ、要避難区域の市町に対し避難所となる施設を示すものとする。

なお、県域を越える広域的な避難等を要する事態となる場合は、受入先の自治体に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施を要請するものとする。また、広域避難収容に関する国の支援が必要であると判断した場合には、原子力災害対策本部等に対して要請を行うものとする。

### 3 避難等の方法

#### (1) 屋内退避

屋内退避は、放射性物質の吸入抑制やガンマ線及び中性子線を遮へいすることにより被ばくの低減を図る防護措置である。

町災害対策本部長は、避難の指示等が行われるまで放射線被ばくのリスクを低減しながら待機する場合や、避難又は一時移転を実施すべきであるがその実施が困難な場合には、国及び県の指示を受けて、関係機関の協力のもと、防護対策区域内の屋外にいる住民等に対し、速やかに自宅

に戻るか、又は近くの公共施設等に退避するよう指示するものとする。なお、一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効である。

町、消防機関、県警察等関係機関は、住民等の屋内退避の実施にあたり、避難誘導にあたるものとする。

また、町災害対策本部長は、住民等が避難すべき区域においてやむを得ず屋内退避をしている場合、医療品等も含めた支援物資の提供や住民等の放射線防護について留意するとともに、必要な情報を絶えず提供するものとする。

ア UPZにおいては、段階的な避難やOILに基づく防護措置を実施するまでは屋内退避を原則実施するものとする。

イ UPZ外においては、全面緊急事態に至った時点で、必要に応じて住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行うほか、事態の進展等に応じて、UPZ内と同様に屋内退避を行うものとする。

## (2) 避難及び一時移転

避難及び一時移転は、いずれも住民等が一定量以上の被ばくを受ける可能性がある場合に、放射性物質又は放射線の放出源から離れることにより、被ばくの低減を図る防護措置である。

原子力災害対策本部長は、緊急時モニタリング結果を踏まえ、予測を含めた気象情報や大気中拡散計算の結果等を参考にしつつ実施の判断を行った上で、輸送手段、経路、避難所の確保等の要素を考慮し、県及び重点市町等に避難及び一時移転を指示するものとする。

町災害対策本部長は、緊急時モニタリングにより、数時間以内を目途にOIL1を超える区域が特定された場合、国及び県の指示を受けて、関係機関の協力のもと、避難を指示するものとする。

また、町災害対策本部長は、緊急時モニタリングにより、1日以内を目途にOIL2を超える区域が特定された場合、国及び県の指示を受けて、関係機関の協力のもと、一時移転を指示するものとする。

町、消防機関、県警察等関係機関は、住民等の避難の実施にあたり、避難誘導を行うものとする。

町災害対策本部長は、災害の実態に応じて、家庭動物との同行避難を呼びかけるものとする。また、避難所に職員を派遣して避難住民等の保護にあたるものとする。

避難誘導者は、避難住民等に対し、避難にあたっての携行品を必要最小限に制限し、円滑な避難が行われるよう適宜指導するものとする。

ア UPZにおいては、緊急時モニタリングを行い、数時間以内を目途にOIL1を超える区域を特定し避難を実施するものとする。その後も継続的に緊急時モニタリングを行い、1日以内を目途にOIL2を超える区域を特定し一時移転を実施するものとする。

イ UPZ外においては、UPZにおける対応と同様、OIL1及びOIL2を超える地域を特定し、避難や一時移転を実施するものとする。

## 4 避難ルートの確保

道路管理者及び警察機関は、協力して道路啓開による障害物の除去や応急復旧等を行い、道路機能の確保に努めるものとする。

## 5 避難所の設置

### (1) 町の活動

町は、県と連携し、緊急時に必要に応じ避難及びスクリーニング等の場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難場所、避難所として開設するものとする。

町は、県と連携し、それぞれの避難所に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うものとする。

### (2) 県の活動

県は、必要に応じ、避難及びスクリーニング等の場所の開設、住民等に対する周知徹底について、避難者を受け入れる自治体を支援するものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難場所、避難所として開設することを支援するものとする。

県は災害救助法の適用について、必要に応じ、厚生労働省と協議するものとする。

## 6 避難所等の運営

町は、国、県及び関係機関と連携し、避難場所におけるおける生活環境が、常に良好なものであるよう努めるものとする。

(1) 町は、それぞれの避難場所に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、県及び県警察へ情報を提供し、県は、国等へ報告を行うものとする。

(2) 町は、避難所における食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、県と協力して、必要な対策を講じるものとする。

(3) 町は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営に努めるものとする。

(4) 民生児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否確認に努め、把握した情報について県及び町に提供するものとする。

(5) 県は、厚生労働省と連携し、避難場所における被災者は、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。

特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

また、県は町と連携し、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。

## 7 要配慮者の避難誘導

### (1) 町の活動

ア 町は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿

[内子町防災]

を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努めるものとする。

イ 町は、要配慮者の避難誘導について、輸送手段等に特に配慮するものとする。

なお避難所へ移動した要配慮者については、その状況を把握し、適切な福祉サービスの提供に努めるものとする。

## (2) 県の活動

県は、要配慮者及び社会福祉施設等の状況を的確に把握し、各種の情報の提供、応援要員の派遣、国、他の都道府県、他市町への応援要請等、広域的な観点から支援に努めるものとする。

## (3) 社会福祉施設の活動

社会福祉施設は、避難の勧告・指示等があった場合は、避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、利用者等を避難させるものとする。利用者等を避難させた場合は、町及び県に対し速やかにその旨連絡するものとする。

## (4) 病院等医療機関の活動

病院等医療機関は、避難の勧告・指示等があった場合は、避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させるものとする。入院患者、外来患者、見舞客等を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨連絡するものとする。

## (5) 応援依頼

町は、救助活動の状況や要配慮者の状況を把握し、適宜、県、重点市町以外の市町等へ応援を要請するものとする。

## 8 防災上重要な施設の避難誘導

### (1) 学校等施設の活動

学校等施設において、児童生徒等の在校時に避難の勧告・指示等があった場合は、避難計画等に基づき、教職員引率のもと、迅速かつ安全に児童生徒等を避難させるものとする。

また、保護者等への引渡しは、原則として防護対策区域外に設けた避難所において行うものとする。その場合は、町又は県に対し速やかにその旨を連絡するものとする。

### (2) 不特定多数の者が利用する施設の活動

駅、伝統文化施設等、その他の不特定多数の者が利用する施設において、避難の勧告・指示等があった場合は、避難計画等に基づき、避難させるものとする。

## 9 広域避難

### (1) 県のとるべき措置

ア 県災害対策本部長は、災害の状況により、住民等の避難が必要であると判断した場合は、風向、予測被ばく地域等を考慮したうえで、広域避難計画に基づき、住民の避難先市町を決定し、当該市町長に対し、被災者の受入れ及び避難所の設置を要請するものとする。なお、県域を越える広域的な避難等を要する事態となり、広域避難収容に関する国の支援が必要であると判断した場合には、原子力災害対策本部等に対して要請を行うものとする。

イ 県災害対策本部長は、広域避難計画に基づく避難者の輸送に必要な車両、船舶、航空機等、輸送用機材の関係機関に対し、重点市町と連携して、避難者の避難に協力するよう要請する。

- ウ 県災害対策本部長は、広域避難に必要な経路の情報把握に努め、避難経路を指示するものとする。
- エ 県災害対策本部長は、住民の安全な広域避難や緊急車両の通行を確保するため、県警察に、交通規制に関して必要な措置を要請するとともに、指定地方行政機関及び自衛隊に、応援を要請するものとする。
- オ 県は、重点市町から協議要求があった場合、当該都道府県と協議を行うものとする。また、重点市町の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、重点市町から要請を待っていないときは、要請をまたないで、広域避難のための要請を重点市町に代わって行うものとする。
- カ 県は、国から、受入先の候補となる地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を受けるものとする。また、県は、重点市町の要請に基づき同様の助言を行うものとする。
- キ 県は必要に応じ、原子力災害対策本部に広域的避難収容実施計画の作成を要請するものとし、原子力災害対策本部は、広域的観点から計画を作成し、県に計画の内容を示すものとする。
- ク 県は、国と連携し、計画にも基づき適切な広域的避難収容活動を実施するものとする。
- (2) 要請を受けた場合にとるべき措置
- ア 町長は、県災害対策本部長から要請を受けた場合、町地域防災計画に定める指定施設を提供し、必要な協力活動を実施するものとする。
- イ 町は、避難を行う重点市町と連携して、避難者把握や秩序の保持に努めるものとする。
- (3) 町内に防護対策区域が決定された場合の措置
- ア 町災害対策本部長は、県災害対策本部長から町内に防護対策区域が決定され、当該地域の住民に対しての避難指示が出された場合には、住民等に対しその旨の指示を行い、関係機関の協力を得て、避難住民等の輸送に努めるとともに、避難所に職員を派遣して、受入市町との連絡調整及び避難住民等の保護にあたらせるものとする。
- イ 町災害対策本部長は、広域避難計画に基づく避難を行うときは、原子力防災資機材についても、避難所に輸送するよう努めなければならない。
- ウ 町は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、広域避難が必要であると判断した場合において、重点市町以外の市町と直接協議又は、県に要請し調整するものとし、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対して当該都道府県との協議を求めるものとする。

## 10 避難の長期化への対応

- (1) 町は、国及び県と連携し、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、薬剤師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、慢性疾患用医薬品等の服薬状況、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。

- (2) 町は、県及び国と連携し、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難場所の早期解消に努めることを基本とする。
- (3) 県は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国と協議の上建設するものとする。ただし、建設に当たっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。また、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努めるものとする。なお、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて国に資機材の調達に関して要請するものとする。
- (4) 町は、国及び県と連携し、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。



## 第9節 立入制限、交通規制の実施並びに災害警備の実施

県警察は、関係機関の協力のもと、警戒区域における立入制限、交通規制等必要な措置を講ずることとする。また、防護対策区域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな治安確保に努めるものとする。

### 1 立入制限、交通規制の実施

立入制限、交通規制等の措置は、周辺住民等の避難、防災業務関係者の活動及び応急対策用資機材等の輸送のために経路を確保する等、緊急事態応急対策の円滑な実施のために行うものとする。

#### (1) 町の活動

町災害対策本部長は、住民の防護対策及び防護対策区域が決定された場合には、住民等に対し広報を行い、対策の周知徹底を図るものとする。

また、町災害対策本部長は、警戒区域を設定したときは、住民等に対し、周知徹底を図るとともに、立入規制の実効性を担保するため、道路にバリケードを設置する等の物理的な措置を原則として講じ、県警等と綿密な調整を行うものとする。

#### (2) 県の活動

県災害対策本部長は、町災害対策本部長が設定した警戒区域若しくは避難を勧告又は指示した区域について、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、警戒区域の設定、避難勧告又は指示の実効を上げるために必要な措置をとるよう国の現地対策本部、関係機関等と連携した運用体制を確立するものとする。

#### (3) 県警察の活動

県警察は、町災害対策本部長が警戒区域を設定したときは、町災害対策本部長の要請に基づき、関係機関と協力し、警戒区域への立入制限、立入禁止又は、これらの区域からの退去等の措置を講ずるものとする。

また、交通規制は、町内においては国道56号、国道379号、その他主要道路について実施することとし、その実施にあたっては、必要に応じて、県警備業協会との協定に基づき、同協会に対し、交通誘導の実施等を要請するものとする。

### 2 防護対策区域及び警戒区域における災害警備の実施

県警察は、別に定める災害警備計画に従い、防護対策区域及び警戒区域内並びに避難場所等の警備を実施し、犯罪の予防、不法行為の取締り等治安を確保するものとする。

なお、災害警備の実施にあたっては、必要に応じて、県警備業協会との協定に基づき、同協会に対し、警戒活動の実施等を要請するものとする。

## 第10節 飲料水・飲食物の摂取制限等

町、県及び関係機関等は、住民等に対する防護対策上必要と認められた場合には、相互の連携を密にして、汚染した飲料水・飲食物等の摂取制限措置、地域生産物の採取及び出荷制限及びこれらの解除を実施するものとする。

### 1 飲料水・飲食物の摂取制限措置の決定

県災害対策本部長は、住民等に対する屋内退避又は避難のための立退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施する場合、併せて、当該勧告等の対象地域において、地域生産物の摂取制限及び出荷制限を実施するものとする。

また、原子力災害対策指針に基づいたスクリーニング基準を踏まえ、国からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、又は独自の判断により、飲食物の検査を実施するものとする。

#### O I Lと防護措置について

基準の種類	基準の概要	初期設定値		
飲食物に係るスクリーニング基準	飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域の特定	0.5 $\mu$ Sv/h <sub>※1</sub> (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 <sub>※2</sub> )		
O I L 6	飲食物の摂取制限	核種 <sub>※3</sub>	飲料水、牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他
		放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg <sub>※4</sub>
		放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg
		プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg
		ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg

※1 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用にあたっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

※3 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるO I L 6を参考として数値を設定する。

※4 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

### 2 飲料水の摂取制限

#### (1) 町のとるべき措置

町災害対策本部長は、県災害対策本部長から、飲料水の摂取制限措置の指示があった場合には、防護対策区域内及び当該地区に水源を有する水道供給区域の住民に対し、汚染水源の使用及び汚染飲料水の飲用を禁止し、誤飲なきよう直ちに水道の止栓等給水制限を実施するものとする。

この場合において、町災害対策本部長は、関係機関の協力を得て、住民等に対する給水措置を実施するものとする。

#### (2) 県のとるべき措置

県災害対策本部長は、飲料水の摂取制限措置の実施を決定したときは、直ちに当該市町災害対策本部長に指示するものとする。

また、各放送機関に対し、緊急放送を要請し、住民等に周知徹底を図るものとする。

なお、町災害対策本部長から飲料水の供給・調達について要請があったときは、必要に応じ、県との物資調達協定の締結者から調達した飲料水を供給するとともに、周辺市町、広域応援協定締結県、自衛隊又は国に対し、協力要請する。

### 3 飲食物の摂取制限

#### (1) 町のとるべき措置

町災害対策本部長は、県災害対策本部長から、飲食物の摂取制限措置の指示があった場合には、汚染飲食物の摂取を制限又は禁止するものとする。

この場合において、町災害対策本部長は、関係機関の協力を得て、住民等に対する食料供給を実施するものとする。

#### (2) 県のとるべき措置

県災害対策本部長は、飲食物の摂取制限措置の実施を決定したときは、直ちに当該市町災害対策本部長に指示するものとする。

また、各放送機関に対し、緊急放送を要請し、住民等に周知徹底を図るものとする。

なお、町災害対策本部長から食料の供給・調達について要請があったときは、必要に応じ県の備蓄する緊急援護物資を供給するとともに、協定を締結している大手小売業者等、隣接市町、広域応援協定締結県、自衛隊又は国に対し協力要請する。

### 4 地元生産物の採取及び出荷制限

#### (1) 町のとるべき措置

町災害対策本部長は、県災害対策本部長から、放射性物質による汚染の及ぶ地域の地域生産物等の採取及び出荷制限措置の指示があった場合には、農林水産物の生産者、集荷機関及び市場の責任者に対し、汚染地域生産物の収穫・採取禁止、出荷制限等を行うものとする。

#### (2) 県のとるべき措置

県災害対策本部長は、放射性物質による汚染の及ぶ地域の地域生産物等の採取及び出荷制限措置の実施を決定したときは、直ちに当該市町災害対策本部長に指示するとともに、農林水産物の生産者、集荷機関及び市場の責任者に対し、汚染地域生産物の収穫・採取禁止、出荷制限等に伴う指導を行うものとする。

また、各放送機関に対し、緊急放送を要請し、住民等に周知徹底を図るものとする。

## 第11節 緊急被ばく医療の実施

町、県及び関係機関等は、相互の連携を密にして原子力災害時における汚染・被ばく者、汚染・被ばくのおそれのある者並びに一般傷病者に対し、検査、除染、治療等の緊急被ばく医療活動を実施するものとする。

なお、緊急被ばく医療活動は、この計画に定めるもののほか、別に定める緊急被ばく医療活動実施要領に基づき実施されるものとする。

### 1 緊急被ばく医療の組織とその任務

#### (1) 町の活動

町は、緊急被ばく医療活動を実施するにあたり、県の緊急被ばく医療本部の指示に基づき、住民等に安定ヨウ素剤を配布し、服用を指示するものとする。

また、避難所等における救護所の開設、運営に協力し、一般傷病者に対する医療活動を実施するものとする。

#### (2) 県の活動

##### ア 緊急被ばく医療本部の設置

県は、緊急被ばく医療及び一般医療に対応するため、県災害対策本部を設置した場合は、災害医療対策部長を本部長とする緊急被ばく医療本部を設置するものとする。

また、災害対策本部が設置されない場合で災害医療対策部長が必要と認めた場合は、災害医療対策部長を本部長とする緊急被ばく医療本部を設置するものとする。

##### (ア) 緊急被ばく医療本部の組織及び任務

緊急被ばく医療本部の組織及び任務は次によるものとする。

なお、緊急被ばく医療本部は、必要に応じ緊急被ばく医療アドバイザー及び国から派遣される緊急被ばく医療派遣チームからの指導・助言を受けつつ、緊急被ばく医療活動を実施するものとする。

緊急被ばく医療本部の組織及び任務

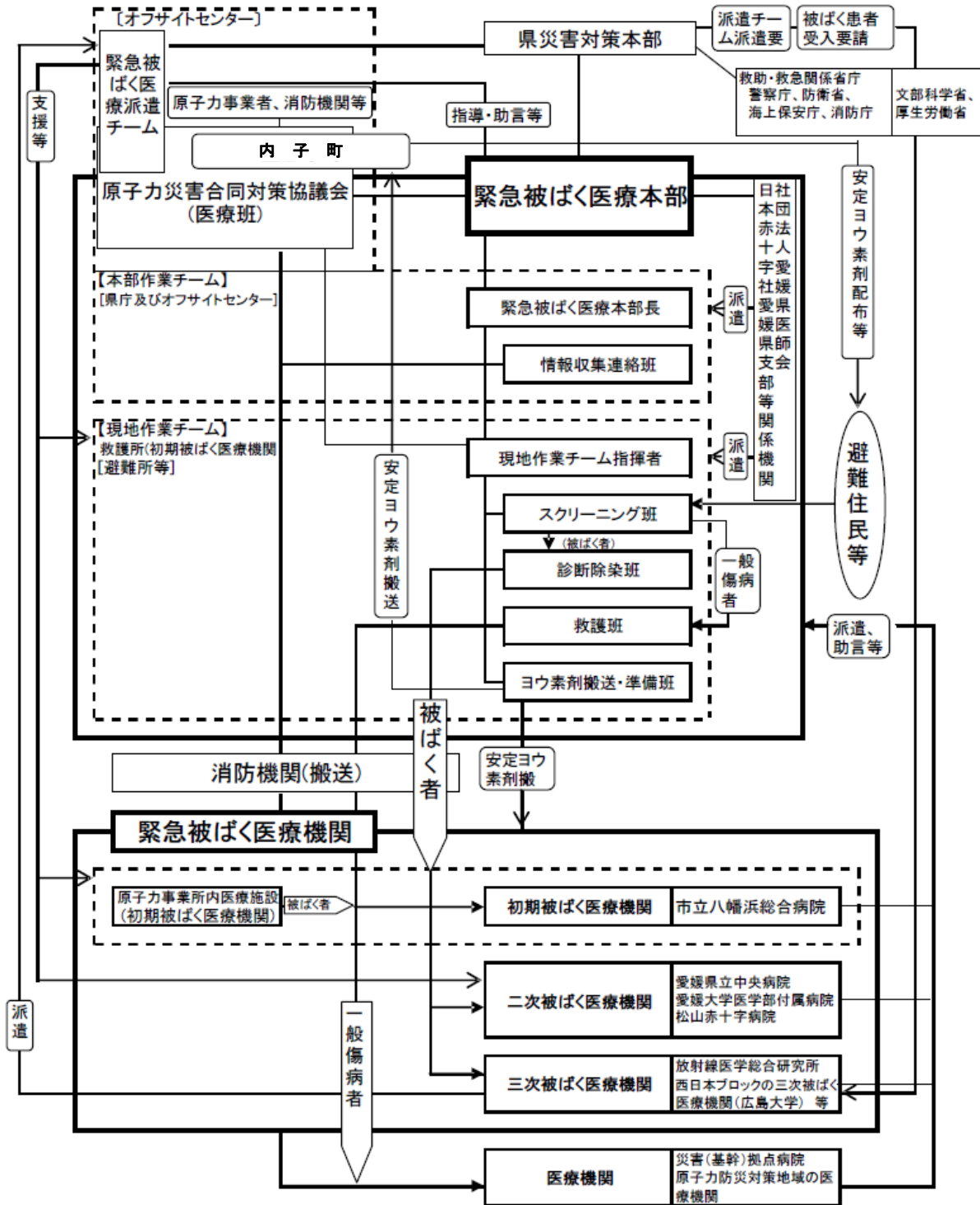
区分	組織	任務	設置箇所
本部作業チーム	緊急被ばく医療本部長	緊急被ばく医療本部の総括、指揮	県庁及び オフサイト センター
	県医師会長	専門的な立場から必要な助言・援助の実施 救護班派遣に係る調整	
	日本赤十字社愛媛県支部長	専門的な立場から必要な助言・援助の実施 救護班派遣に係る調整	
	緊急被ばく医療アドバイザー	専門的な立場から指導・助言及び協力の実施	
	情報収集連絡班	緊急被ばく医療に関する情報収集、提供、分析 関係機関等との連絡調整 緊急被ばく医療活動実施計画の策定	

地 作 業 チ ー ム	現地作業チーム 指揮者	現地における緊急被ばく医療活動の総括、指揮	現 地
	スクリーニング 班	救護所の開設 避難住民等に対するサーベイランス、スクリーニング、 個人線量評価、一般傷病の検査、問診等の実施	
	診断除染班	救護所の開設 被ばく者に対する除染及び除染後の再検査、問診等の実 施 被ばく者の緊急被ばく医療機関への搬送の判断	
	救護班	救護所の開設 一般傷病者に対する医療活動の実施 一般傷病者の医療機関への搬送の判断 避難住民等に対する健康相談等に係る対応	
	ヨウ素剤搬送・ 準備班	安定ヨウ素剤内服液の調製 安定ヨウ素剤の備蓄場所から重点市町、緊急被ばく医療 機関等への搬送 安定ヨウ素剤の避難住民等への服用指導、配布の協力	

※各班等は、その他緊急被ばく医療に係る必要な活動を実施するものとする。

※関係機関との連絡、情報の収集・提供等の実施にあたっては、愛媛県広域災害・救急医療情報システム（えひめ医療情報ネット）など効率的な通信連絡手段の活用を努めるものとする。

緊急被ばく医療組織図



(注1) 被ばく者の初期被ばく医療機関への搬送は原則として消防機関が実施し、原子力事業者は協力する。また、消防機関による搬送が困難な場合は、重点市町、原子力事業者が実施する。

(注2) 被ばく患者の二次被ばく医療機関、三次被ばく医療機関への搬送は、消防機関が実施するほか、緊急を要するなどの場合は県消防防災ヘリコプター等により実施し、原子力事業者は協力する。

(注3) 原子力事業所内医療施設においては、原則として原子力事業所内で発生した被ばく者に対応する。

## イ 国に対する協力要請

県は、国に対し緊急被ばく医療派遣チームの派遣を要請するとともに、必要に応じ、三次被ばく医療機関等に対し、高度専門的な診療が必要とされる重篤な被ばく患者等の受け入れについて要請を行うものとする。

## ウ 関係機関に対する協力要請

県は、一般社団法人愛媛県医師会、日本赤十字社愛媛県支部、一般社団法人愛媛県歯科医師会、一般社団法人愛媛県薬剤師会、公益社団法人愛媛県看護協会、公益社団法人愛媛県診療放射線技師会、緊急被ばく医療機関、災害拠点病院等に対し、緊急被ばく医療に係る協力を要請するものとする。

## (3) 消防機関の活動

消防機関は、緊急被ばく医療活動を実施するにあたり、県の緊急被ばく医療本部の指示のもと、救急搬送を要する被ばく者及び一般傷病者を緊急被ばく医療機関又は医療機関に搬送するものとする。

## (4) 関係機関の活動

緊急被ばく医療アドバイザーは、次に掲げる活動を行うものとする。

ア 平時における県の緊急被ばく医療体制の強化、原子力事故等発生時の緊急被ばく医療本部の設置方針及び運営方針等に関し助言すること。

イ 原子力事故等発生時の災害現場における情報収集及び連絡調整等に関すること。

ウ 緊急被ばく医療本部の活動に関すること。

エ 被ばく医療機関の支援及び指導に関すること。

オ 前4号に掲げるもののほか、緊急被ばく医療本部長が必要と認めること。

一般社団法人愛媛県医師会及び日本赤十字社愛媛県支部は、緊急被ばく医療本部に本部員を派遣するとともに、救護所等に救護班を派遣し、医療救護を実施するものとする。

一般社団法人愛媛県歯科医師会、一般社団法人愛媛県薬剤師会、公益社団法人愛媛県看護協会、公益社団法人愛媛県診療放射線技師会、緊急被ばく医療機関及び災害（基幹）拠点病院は、県の協力要請により、緊急被ばく医療本部に緊急被ばく医療に係る専門家を派遣し助言等を行い、救護所等に医師、歯科医師、薬剤師、看護師、放射線技師等医療従事者を派遣し、医療救護を実施するものとする。

## (5) 原子力事業者の活動

原子力事業者は、緊急被ばく医療活動を実施するために必要な情報を緊急被ばく医療本部に提供するなど協力するとともに、自らも事業所内医療施設において緊急被ばく医療活動を実施するものとする。

## (6) 国の活動

国は、県災害対策本部長から応援協力活動の要請があった場合、あるいは、自らの判断により、三次被ばく医療機関を中心とした医療関係者等からなる被ばく医療に係る医療チームを派遣し、緊急被ばく医療活動に関し、緊急被ばく医療本部長に指導、助言等を行うものとする。

また、被ばく医療に係る医療チームは、汚染・被ばく者（汚染・被ばくしたおそれのある者を含む。）に対する診断及び処置について、初期及び二次被ばく医療機関の医療関係者等を指導す

るとともに、自らもこれに協力して医療活動を行うものとする。

(7) 原子力災害合同対策協議会（医療班）の活動

国、県、重点市町、原子力事業者等により構成され、オフサイトセンターに設置される原子力災害合同対策協議会（医療班）は、緊急被ばく医療活動の把握及び広域的な医療活動の調整を行うとともに、緊急被ばく医療本部、医療機関等と緊密に連絡をとり、必要に応じて助言、指導等を行うものとする。

2 緊急被ばく医療活動の実施

県は、原子力災害時において緊急被ばく医療本部を組織し、関係機関等の協力のもと、緊急被ばく医療活動を実施するものとする。

また、重点市町、原子力事業者、緊急被ばく医療機関、国の被ばく医療に係る医療チームは、県の実施する緊急被ばく医療活動に協力するとともに、自らも緊急被ばく医療活動を実施するものとする。

緊急被ばく医療体制は次表によるが、汚染・被ばく患者の被ばく線量、汚染の程度、全身状態等によって、専門的又は高度専門的な診療が必要とされることが明確である場合は、初期（又は二次）被ばく医療機関を経ずに、二次（又は三次）被ばく医療機関に搬送し、対応を行うものとする。

また、医療処置を必要としない状況、または、救護所を開設するには至らない状況であっても、住民等が健康不安から緊急被ばく医療機関、保健所、避難所等に検査等を求めてきた場合、その対応について配慮するものとする。

緊急被ばく医療体制の概要

区分	初期被ばく医療体制	二次被ばく医療体制	三次被ばく医療体制
基本的役割	汚染の有無にかかわらず救急診療を提供でき、被ばく患者に対する初期診療や二次被ばく医療機関への転送の判断を行う。	初期被ばく医療機関では対応が困難で、被ばく医療に関する専門的な除染や診療を要する患者に対応でき、三次被ばく医療機関への転送の判断を行う。	初期及び二次被ばく医療機関で対応が困難で、被ばく医療に関する高度専門的な除染、線量評価、診療を提供する。
対応医療機関等	初期被ばく医療機関 市立八幡浜総合病院 救護所 原子力事業所内診療施設 (国の緊急被ばく医療派遣チーム) ※施設の機能に応じて下記に挙げられた診療等を実施する。	二次被ばく医療機関 県立中央病院 愛媛大学医学部附属病院 松山赤十字病院 (国の緊急被ばく医療派遣チーム)	三次被ばく医療機関 放射線医学総合研究所、西日本ブロックの三次被ばく医療機関（広島大学） ※診療に当たっては、協力協定を締結した医療機関と連携して対応する。



<p>診療 (除染処 置を含 む)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○救急診療 (創傷又は熱傷等の合併症の初期治療、被ばく・汚染患者の救急診療)</li> <li>○放射性ヨウ素による甲状腺被ばくに対する安定ヨウ素剤の投与を含む初期治療</li> <li>○汚染創傷に対する処置 (除染を含む)</li> <li>○拭き取りや脱衣による頭髮、体表面の簡易な除染</li> <li>○二次又は三次被ばく医療機関への転送の判断</li> </ul>	<p>初期被ばく医療機関による診療に加え、以下の診療を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○局所又は全身に高線量を被ばくした患者の診療開始</li> <li>○内部被ばくの可能性がある者の診療</li> <li>○合併症の根本的な治療の開始</li> <li>○三次被ばく医療機関への転送の判断</li> </ul>	<p>初期及び二次被ばく医療機関による診療に加え、初期及び二次被ばく医療機関では対応困難である以下の診療を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○重篤な外部被ばく患者の診療</li> <li>○長期的かつ専門的治療を要する内部被ばく患者の診療</li> <li>○重篤な合併症の診療</li> <li>○様々な医療分野にまたがる高度の集中治療</li> </ul>
<p>線量測定・評価 (検体採取・管理を含む)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○放射性物質の簡易な測定</li> <li>○体表面及び鼻腔・口角スミア、血液、尿等の検体の採取及び管理</li> </ul>	<p>初期被ばく医療機関によるものに加え、三次被ばく医療機関の協力を得て線量測定・評価を行う。</p>	<p>初期及び二次被ばく医療機関によるものに加え、以下の線量測定・評価を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○物理学的及び生物学的手法による個人線量評価</li> </ul>
<p>資機材等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○体表面汚染のスクリーニング等を行う簡易な放射線測定資機材</li> <li>○救急処置及び合併症の初期治療等に必要な資機材</li> <li>○拭き取り等に必要簡易な除染用資機材及び汚染拡大防止措置に必要な資機材</li> <li>○安定ヨウ素剤等</li> </ul>	<p>初期被ばく医療機関に必要なものに加え、以下の資機材</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○高線量被ばく患者や軽度の内部被ばく患者に対応可能な医療資機材</li> </ul>	<p>初期及び二次被ばく医療機関に必要なものに加え、以下の資機材</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○学際的な高度医療、集中治療、熱傷治療等に必要な設備、資機材</li> <li>○除染、線量評価等に必要高度専門的な資機材</li> </ul>
<p>病診 (病) 連携</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 初期診療で完結</li> <li>2 初期診療→転送</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 専門的な診療</li> <li>2 診療開始→転送</li> </ol>	<p>高度専門的な医療機関間での転送</p>
<p>研修・ 訓練</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 研修、訓練の実施</li> <li>2 緊急被ばく医療マニュアル作成</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 研修、訓練の実施</li> <li>2 緊急被ばく医療マニュアル作成</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 研修、訓練の実施</li> <li>2 緊急被ばく医療マニュアル作成</li> <li>3 被ばく医療の指導者の育成</li> </ol>
<p>支援機能</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 医療機関と原子力事業者の連携</li> <li>2 原子力事業者間の相互連携・支援等</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 初期被ばく医療及び二次被ばく医療機関相互への技術的支援、専門家派遣</li> <li>2 原子力緊急事態用救急医療機材の貸出し等</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ブロック内の調整</li> <li>2 他の緊急被ばく医療機関への技術支援、専門家派遣</li> <li>3 原子力緊急事態用救急医療機材の貸出し等</li> </ol>
<p>搬送機関</p>	<p>初期被ばく医療機関への搬送は、原子力事業者の協力を得て、消防機関が行う。 消防機関による搬送が困難な場合は、重点市町、原子力事業者等が実施する。</p>	<p>二次被ばく医療機関への搬送は、原則として消防機関が行うが、消防機関による搬送が困難な場合は、重点市町、医療機関が行い、緊急を要する場合で代替輸送手段がない場合は、県消防防災ヘリコプター等により行う。 原子力事業者は搬送に協力する。</p>	<p>三次被ばく医療機関への搬送は、陸路は消防機関、空路は県消防防災ヘリコプター、自衛隊ヘリコプター、あるいは消防庁の調整による他県等の消防防災ヘリコプター等により行う。 原子力事業者は搬送に協力する。</p>

(1) 避難所における住民等への対応

ア 救護所の開設・運営

現地作業チーム指揮者は、住民等に対する避難又は一時移転が決定され、県災害対策本部から救護所開設の指示があった場合、避難所等に救護所を開設し、運営するものとする。

イ スクリーニング等の実施

スクリーニング班は、救護所等において住民等に対し、サーベイランス、スクリーニング、個人線量評価、一般的な傷病の有無の検査、問診等を実施するものとする。

ウ 除染等の実施

診断除染班は、スクリーニングの結果、除染が必要と認められる場合は、放射能除染室、救護所等において、被ばく者の除染を実施するものとする。また、除染の実施後、再度汚染検査、問診等を実施するものとする。

エ 一般医療活動の実施

救護班は救護所において、原子力防災対策地域の医療機関はその所在地において、一般傷病者に対する医療活動を実施するものとする。

オ 医療機関への搬送

現地作業チーム指揮者は、専門的な医療が必要と認められる者については、被ばく線量、汚染の程度、全身状態等に応じ、適切な緊急被ばく医療機関（又は医療機関）への搬送について指示し、必要な連絡・調整を行うものとする。

カ 健康相談の実施

救護班は、救護所等において、健康に不安をもつ住民等に対し、健康相談を実施するものとする。

また、住民等の身体的健康不安のみならず、精神的負担及び心理変化についても配慮するものとする。

なお、救護所を開設するに至らない状況においても、住民等が健康不安等から相談や検査等を求めてきた場合、保健所、市町保健センター等は、適切な対応をするものとする。

キ 安定ヨウ素剤の搬送・配布準備

ヨウ素剤搬送・準備班は、安定ヨウ素剤の備蓄場所から重点市町、緊急被ばく医療機関等への搬送、安定ヨウ素剤内服液の調製など予め配布のための準備を行い、配布の指示があった場合、重点市町が行う住民等に対する安定ヨウ素剤の配布に協力するものとする。

3 緊急被ばく医療体制

(1) 緊急被ばく医療の基本的体制

緊急被ばく医療体制は、汚染の有無にかかわらず初期診療や救急診療を行う「初期被ばく医療体制」、専門的な診療を行う「二次被ばく医療体制」、高度専門的な診療を行う「三次被ばく医療体制」からなるものとし、各医療体制の役割に応じ、サーベイランス、スクリーニング、線量評価、除染、診療等を行う。

なお、国の被ばく医療に係る医療チームは、被ばく者に対する診断及び処置について、初期及び二次被ばく医療機関の医療関係者等を指導するとともに、自らもこれに協力して医療活動を行うものとする。

## ア 初期被ばく医療体制

(ア) 救護所、原子力事業所内医療施設は、前述の避難所等における住民等への対応、原子力事業所内で被ばく者が発生した場合の対応により、初期被ばく医療機関として適切な対応を行うものとする。

## (イ) 医療機関における初期被ばく医療

初期被ばく医療機関は、原則として原子力事業所、救護所等から搬送されてくる患者に対して、一般の救急診療の対象となる傷病への対応を含む初期診療（拭き取りや脱衣等の簡易な除染や救急処置等）を行うものとする。

また、専門的又は高度専門的な医療を要する汚染・被ばく患者の選別を行い、必要に応じて二次又は三次被ばく医療機関への搬送について判断するものとする。

市立八幡浜総合病院は、初期被ばく医療機関として適切な対応を行うものとする。

## イ 二次被ばく医療体制

二次被ばく医療機関は、初期被ばく医療機関で対応が困難な汚染・被ばく患者に対し除染措置及び専門的な医療対応を行うものとする。

また、初期被ばく医療機関による診療に加え、必要に応じて入院診療により、局所又は全身に高線量を被ばくした患者、内部被ばくの可能性がある者の診療の開始、合併症の根本的な治療の開始等を行うものとする。

なお、臨床的な処置に必要な線量評価は、三次被ばく医療機関の協力を得ながら行うものとする。

さらに、高度専門的な医療を要する汚染・被ばく患者の選別を行い、必要に応じて三次被ばく医療機関への搬送について判断するものとする。

愛媛県立中央病院、国立大学法人愛媛大学医学部附属病院及び松山赤十字病院は、二次被ばく医療機関として適切な対応を行うものとする。

## ウ 三次被ばく医療体制

初期及び二次被ばく医療機関では対応が困難な重篤な外部被ばくや内部被ばくの患者及び重篤な合併症を持つ患者等については、三次被ばく医療機関に搬送する。

三次被ばく医療機関は、ブロック（東日本、西日本）ごとに国が選定した放射性物質や放射線による被ばくに対する高度専門医療を担う機関であり、線量評価、放射線防護、診療等に係る関係機関の協力により詳細な線量評価等を行うとともに、初期及び二次被ばく医療機関とも連携し、三次被ばく医療を担う。（西日本ブロックの三次被ばく医療機関は広島大学）

なお、放射線医学総合研究所は、緊急被ばく医療体制の中心的機関であり、全国レベルの三次被ばく医療機関として、関連する機関に対し、必要な支援及び助言を行うとともに、高度な医療機関と相互に連携を図り、高度専門的な除染及び治療を行う。

## (2) 緊急被ばく医療機関等の汚染の有無の確認及び情報提供

県は、汚染・被ばく患者の処置を行った医療機関や原子力事業者等の協力を得て、速やかに放射性物質による汚染の有無の確認及び情報の集約や管理を行うものとする。また、県はその結果を公表するなど、周辺住民、報道機関等に情報の提供に努めるものとする。

## (3) メンタルヘルス対策の実施

原子力災害時には、医療対応を必要としない場合であっても住民等に健康不安が生じることが考えられるため、町、県及び重点市町は国、医師会等関係団体と協力し、メンタルヘルス対策を実施するものとする。

メンタルヘルス対策の実施にあたっては、原子力規制委員会が定めた指針を踏まえ、情報提供、専門家による対応、保健所、町保健センター等での対策拠点の設置など、原子力災害の経過に応じた適切な対応を行うものとする。

#### 4 安定ヨウ素剤の予防服用

町及び県は、原子力規制委員会が定めた指針を踏まえ、医療機関等と連携して、住民等が適正に安定ヨウ素剤を服用できるよう、必要な措置を講じるものとする。

##### (1) 安定ヨウ素剤服用のための準備

県は、放射性ヨウ素の放出、又は放出の恐れがある場合、直ちに服用対象者が安定ヨウ素剤を服用できるための準備を行うものとする。重点市町は、県の指示により安定ヨウ素剤を避難所等に搬送するものとする。

また、町に備蓄している安定ヨウ素剤のみでは不足する場合、県は、八幡浜保健所、原子力センター、本庁に備蓄する安定ヨウ素剤を現地に搬送するものとする。この場合において、特に緊急を要する場合は、県消防防災ヘリコプター、県警察ヘリコプター、陸上自衛隊ヘリコプター等により搬送を行うものとする。

##### (2) 安定ヨウ素剤服用の決定

安定ヨウ素剤の服用については、原則として、国（原子力規制委員会）が安定ヨウ素剤服用の必要性を判断し、原子力災害対策本部長又は県災害対策本部長は、住民等及び防災業務従事者に対する安定ヨウ素剤の服用を決定し、重点市町に指示するとともに関係機関に連絡するものとする。なお、緊急の場合は、医師の指導に基づき服用を指示するものとする。

なお、安定ヨウ素剤の服用は、その防護効果のみに過度に依存せず、避難、屋内退避、飲食物摂取制限等の防護措置とともに講ずる。

また、県災害対策本部長は、各放送機関及び地元CATVに対し緊急放送を要請し、住民等に周知徹底させるものとする。

なお、緊急放送の実施にあたっては、次の事項を住民等に徹底させ、心理的動揺、混乱を起こさないよう、十分に留意するものとする。

ア 安定ヨウ素剤服用の決定及びその理由

イ 安定ヨウ素剤の配布・服用方法、服用対象者、服用回数及び服用量

ウ 安定ヨウ素剤服用に際しての注意事項

##### (3) 安定ヨウ素剤の配布

町災害対策本部長は、県災害対策本部長から安定ヨウ素剤服用の指示があった場合、住民等（事前配布により服用済みの者を除く。）に避難所等集合した場所において、原則として医師の関与の下で、安定ヨウ素剤を配布し、その服用を指示するものとする。

県災害対策本部長は、関係機関等の防災業務従事者に安定ヨウ素剤を配布し、服用を指示するものとする。

なお、安定ヨウ素剤の配布にあたっては、服用対象者に対し服用の方法、注意事項等を記載し

た説明書等を添付のうえ説明を行うなどし、次の事項を徹底させ、心理的動揺、混乱等を起こさないよう留意するものとする。

- ア 安定ヨウ素剤服用の決定及びその理由
- イ 安定ヨウ素剤の服用方法、服用対象者、服用回数及び服用量
- ウ 安定ヨウ素剤服用に際しての注意事項

#### (4) 安定ヨウ素剤の服用

本町はP A Z外であるため、全面緊急事態に至った後に、原子力施設の状況や空間放射線量率等に応じて、避難や屋内退避等と併せて安定ヨウ素剤の配布・服用について指示を出すため、原則として、その指示に従い服用するものとする。

服用対象者等については、次のとおりとする。

##### ア 服用対象者

原則として全ての者を対象とし、特に新生児、乳幼児や妊婦の服用を優先する。

ただし、ヨウ素摂取により重い副作用が発生する恐れのある者は服用対象者から除外する。

##### イ 服用回数

服用回数は、原則1回とする。

連続服用は、原則として原子力規制委員会が再度の服用の必要を判断した場合のみであり、24時間の間隔を空けて服用するようしなければならない。

なお、新生児や妊婦は、原則として複数回の服用を避けなければならない。

##### ウ 服用量及び服用方法

服用量及び服用方法は、次のとおりとする。

対象者	ヨウ素量	ヨウ化カリウム	服用方法
新生児	12.5mg	16.3mg	内服液 1ml
生後1ヶ月以上3歳未満	25mg	32.5mg	内服液 2ml
3歳以上13歳未満	38mg	50mg	丸薬 1丸
13歳以上	76mg	100mg	丸薬 2丸

(注1) 内服液は、医薬品ヨウ化カリウムの原薬を水に溶解したものをを用いる。

(16.3mg/mlヨウ化カリウム[12.5mg/mlヨウ素含有])

(注2) 丸薬は、医薬品ヨウ化カリウムの丸薬(1丸:ヨウ素量38mg、ヨウ化カリウム量50mg)を用いる。

## 第12節 防災業務関係者の防護対策

町、国、県、関係機関及び原子力事業者等は、緊急時モニタリング活動、避難者の誘導、救出、緊急被ばく医療措置、広報等各種緊急事態応急対策に従事する者（以下「防災業務関係者」という。）の放射線防護について万全の対策を講ずるものとする。

### 1 防災業務関係者に対する防護資機材の配布

#### (1) 防災業務関係者に対する防護資機材の配布

防災業務関係者のうち、被ばくが予想される者については、次の防護資機材等のうち必要な資機材を配布するとともに、無線機等の通信機器を携帯させ、連絡体制を確保するものとする。

- ア デジタル式警報線量計、蛍光ガラス線量計等の個人被ばく測定器
- イ サーベイメータ等の環境測定器
- ウ 防護服、防護マスク、防護靴等
- エ その他、放射線防護に必要な資機材

#### (2) 県のとるべき措置

防災業務関係者に資機材を配布するにあたり、県は、重点市町、関係機関等の防災業務関係者が携帯する放射線測定機器、防護服等について、必要に応じ県が保有する資機材を貸与又は支給するものとする。

また、県が保有する資機材のみで不足する場合には、原子力事業者、国、他の原子力発電所等立地県、その他関係機関等に対し、資機材等の応援を要請するものとする。

#### (3) 原子力事業者のとるべき措置

原子力事業者は、緊急時において、防災要員に対し、汚染防護服、防護マスク、除染設備等放射線防護用器具の適切な配備を行うものとする。

### 2 防災業務関係者の被ばく管理

原子力災害時における防災業務関係者の放射線被ばくは、事故の態様、応急対策の実情に応じつつ、できるだけその低減を図り、町、県、関係機関及び原子力事業者等は、その被ばく状況を管理し、防災業務関係者の安全を確保するものとする。

なお、緊急事態応急対策活動及び災害復旧活動を実施する防災業務関係者の被ばく線量は、実効線量で1回の災害につき10mSv、繰り返し作業を行う場合には、決められた5年間の線量が100mSv（ただし、任意の1年間に50mSvを超えるべきでない。）を上限とするものとする。

ただし、防災業務関係者のうち、事故現場において緊急作業を実施する者が、災害の拡大の防止及び人命救助等緊急かつやむを得ない作業を実施する場合の被ばく線量は、実効線量で100mSvを上限とするものとする。また、作業内容に応じて、必要があれば、眼の水晶体については等価線量で300mSv、皮膚については等価線量で1Svをあわせて上限として用いるものとする。

## 第13節 緊急輸送

町、県及び防災関係機関は、相互に連携し、緊急事態応急対策を円滑かつ確実に実施するため、緊急輸送車両等を確保するものとする。

### 1 町の活動

町は、緊急事態応急対策が円滑かつ確実に行われるよう、緊急輸送車両の確保に努めるものとする。

町のみでは調達が不可能な場合には、県災害対策本部に対し、調達を要請するものとする。

### 2 県の活動

#### (1) 緊急輸送の順位

県は、重点市町及び防災関係機関が行う緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として調整するものとする。

第1順位 人命救助、救急活動に必要な輸送、対応方針を定める少人数のグループのメンバー

第2順位 避難者の輸送（PAZなど緊急性の高い区域から優先的な避難）、災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送

第3順位 緊急事態応急対策を実施するための要員・資機材の輸送

第4順位 住民の生活を確保するために必要な物資の輸送

第5順位 その他災害対応対策のために必要な輸送

#### (2) 緊急輸送の範囲

ア 緊急事態応急対策要員及び必要とされる資機材

イ 救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員、及び資機材

ウ 避難者、負傷者等

エ コンクリート屋内退避所、避難所を維持・管理するために必要な人員及び資機材

オ 食料・飲料水等生命の維持に必要な物資

カ その他緊急に輸送を必要とするもの

#### (3) 緊急輸送体制の確立

ア 県は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施するものとする。

イ 県は、重点市町から要請があった場合、緊急事態応急対策活動が円滑かつ確実に行われるよう緊急輸送車両、船舶及び航空機を確保するとともに、自衛隊及び公共輸送機関等に対して緊急輸送の応援を要請するものとする。

## 第14節 消火活動

原子力事業者その他関係機関は、原子力発電所に係る火災に関し、相互に連携し、消火活動を実施するものとする。

### 1 原子力事業者の活動

原子力事業者は、原子力発電所において火災が発生した場合において、速やかに火災の発生状況を把握し、安全を確保しつつ、国、県、伊方町、八幡浜地区施設事務組合消防本部等に対し、直ちに通報を行い、迅速に自衛消防隊による初期消火活動を行うとともに、八幡浜地区施設事務組合消防本部とも連携して消火活動を行うものとする。

また、原子力事業者は、国、県、伊方町、八幡浜地区施設事務組合消防本部等への通報に当たって、不要な放射線被ばくを防止するための適切な通報を行うものとする。

### 2 消防機関の活動

八幡浜地区施設事務組合消防本部は、原子力防災管理者等からの情報、原子炉工学や放射線防護に関する専門家等の意見を踏まえ、消火活動方法の決定及び活動を行う消防職員の安全確保を図りつつ、原子力事業者等と協力して迅速に消火活動を実施するものとする。

また、必要に応じ、消防機関等に対して応援を要請するものとする。

### 3 県の活動

県は、原子力施設における火災に対して消防機関等の行う消火活動が円滑に行われるよう必要な措置を講じるとともに、県内の消防力では対処できないと判断した場合又は消防機関から要請があった場合には、次の事項を明らかにして緊急消防援助隊の出動等を消防庁に要請するものとする。

ア 火災の状況、応援要請の理由及び応援の必要期間

イ 応援要請を行う消防機関の種別と人員

ウ 市町への進入経路及び集結（待機）場所



## 第15節 救助・救急活動

原子力事業者その他関係機関は、職員の安全確保を図りつつ、相互に連携して効率的な救助・救急活動を行うものとする。

### 1 原子力事業者の活動

原子力事業者は、発災現場における救助・救急活動を自ら行うとともに、消防機関等が行う救助・救急活動に対し、防災資機材の貸与等必要な協力を行うものとする。

また、原子力事業者は、汚染・被ばく患者を医療機関に搬送する際、汚染の状況を確認し、傷病の状態を勘案して、できる限り汚染の拡大防止措置を講じた上で、放射線管理要員（放射性物質や放射線に対する知識を有し、線量評価や汚染の拡大防止措置が行える者）を随行させるものとする。ただし、放射線管理要員がやむを得ず、患者に随行できない場合には、事故の状況、患者の被ばく・汚染状況を説明し、汚染の拡大防止措置が行える者を随行させるものとする。

### 2 消防機関の活動

関係消防機関は、救急自動車等応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努め、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、その他の県内他消防機関等に対して応援を要請するものとする。

### 3 県の活動

県は、関係消防機関から救助・救急活動について応援要請があったとき、又は災害の状況等から必要と認めるときは、その他の消防機関、原子力事業者等に対し、応援を要請するものとする。この場合、必要とされる資機材は、応援側が携行するものとする。

また、県は市町から他都道府県の応援要請を求められた場合又は周囲の状況から県内の消防力では対処できないと判断した場合には、次の事項を明らかにして、緊急消防援助隊の出動等を消防庁に要請するものとする。

- ア 救助・救急の状況、応援要請の理由及び応援の必要期間
- イ 応援要請を行う消防機関の種別と人員
- ウ 市町への進入経路及び集結（待機）場所

## 第16節 ボランティアの受入れ

町、県及び関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう努める。また、ボランティアの受入れに際しては、被ばくに留意し、高齢者介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、ボランティアの円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

## 第17節 応援協力活動

町、国、県、関係機関等は、原子力災害の特殊性を考慮し、平素から相互に十分に協議し、原子力災害時にあっては相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施するものとする。

### 1 町の活動

#### (1) 県災害対策本部長等に対する応援要請等

町災害対策本部長は、原子力災害時において緊急事態応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県に対し次の事項を示して応援を求め、又は緊急事態応急対策の実施を要請する。

- ア 応援を必要とする理由
- イ 応援を必要とする人員、物資、資機材等
- ウ 応援を必要とする場所
- エ 応援を必要とする期間
- オ その他応援に関し必要な事項

#### (2) 他の市町長等に対する応援要求

町災害対策本部長は、原子力災害時において町域にかかる緊急事態応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、その他の市町長等に対し応援を求めるものとする。

### 2 県の活動

#### (1) 国等に対する緊急事態応急対策の実施の要請

県災害対策本部長は、原子力災害時における緊急事態応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、次の事項を明らかにして、国に対し応援協力活動の実施を要請する。

- ア 援助を必要とする理由
- イ 援助を必要とする人員、航空機、装備、資機材等
- ウ 援助を必要とする場所
- エ 県内経路
- オ 応援を必要とする期間
- カ その他応援に関し必要な事項

#### (2) 他県に対する広域応援要請

県災害対策本部長は、原子力災害時において、緊急事態応急対策を実施するため必要があると認めるときは、「原子力災害時の相互応援に関する協定」に基づき、他の原子力発電所立地等道府県に対し、応援を要請する。

#### (3) 重点市町に対する応援

ア 県災害対策本部長は、重点市町から緊急事態応急対策を実施するために応援を求められた場合は、県の緊急事態応急対策の実施との調整を図りながら、必要と認められる事項について支援・協力を行う。

イ 県災害対策本部長は、重点市町の行う緊急事態応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、特に必要があると認めるときは、市町相互間の応援について必要な指示又は調整を行う。

### 3 県警察の活動

## (1) 警察災害派遣隊の運用

県警察は、原子力災害時において、警察庁及び四国管区警察局長の指導、調整に基づき、警察災害派遣隊の派遣要請等広域的な運用を図るものとする。

## (2) 都道府県警察に対する援助要請

公安委員会は、県内警備力をもって原子力災害に対処することができない場合、次の事項を明らかにして警察庁又は他の都道府県警察に対し、警察法60条に基づく援助要請を行う。

ア 援助を必要とする理由

イ 援助を必要とする人員、航空機、装備、資機材、服装、携行品及び期間

ウ 援助を必要とする場所

エ 県内経路（特に道路の損壊がある場合）

オ その他必要事項

## 4 国の活動

国は、原子力災害時における緊急事態応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、県災害対策本部等の実施する緊急事態応急対策に対し、技術的事項に関する指示、指導、助言を行うとともに、県災害対策本部長から応援協力活動の要請があった場合、あるいは、自らの判断により、専門家等の派遣を行う。

国の派遣する専門家等の現地への輸送にあたっては、国が自衛隊に依頼する。

また、県も必要に応じ、県消防防災ヘリコプターの活用などにより、国の派遣する専門家等の輸送に協力するものとする。

## 5 自衛隊の災害派遣要請

知事は、自衛隊の派遣要請の必要性を原子力災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要があると認めるときは、原子力災害対策本部設置前においては、直ちに要請するものとし、原子力災害対策本部長は必要があると認めるときは、防衛大臣に対して、自衛隊の部隊等の派遣を要請するものとする。

また、知事又は原子力災害対策本部長は、自衛隊による支援の必要がなくなったと認めるときには、速やかに自衛隊の部隊等の撤収を要請するものとする。

自衛隊が災害派遣時に実施する救援活動の内容は、次のとおりである。

- (1) 緊急時モニタリング支援
- (2) 被害状況の把握
- (3) 避難の援助
- (4) 行方不明者等の捜索救助
- (5) 消防活動
- (6) 応急医療・救護
- (7) 人員及び物資の緊急輸送
- (8) 緊急時のスクリーニング及び除染
- (9) 炊飯及び給水の支援
- (10) 宿泊支援
- (11) その他知事が必要と認める事項

## 6 原子力被災者生活支援チームとの連携

- (1) 原子力災害対策本部長は、原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたこと及び初期対応段階における避難区域の住民避難が概ね終了したことを一つの目途として、必要に応じて、原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置する。
- (2) 県は、初期対応段階における避難区域の住民避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、避難区域の設定・見直し（計画的避難の実施や一時立入業務を含む）、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下汚染廃棄物の処理や除染等を推進するものとする。

## 第18節 県消防防災ヘリコプターの活動

県は、原子力災害及び複合災害時に際し、所有する消防防災ヘリコプターを有効かつ迅速に活用し、緊急事態応急対策を実施するものとする。

### 1 飛行における安全確保

県消防防災ヘリコプターは、原子力災害時において自衛隊、海上保安本部、県警察等のヘリコプターと連絡を取り合い、飛行における安全確保に努めるものとする。

### 2 関係機関等による活動支援

- (1) 町は、原子力災害時におけるヘリコプターの離着陸場の確保にあたり県に全面的に協力するとともに、関係消防機関と協力して、ヘリコプターの離着陸場における散水、緊急離着陸場・吹き流し設置等を行い、立入禁止措置等、離着陸場における安全確保に努めるものとする。
- (2) 県警察は、ヘリコプター離着陸時における付近道路の交通規制を実施するものとする。

## 第19節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する迅速かつ円滑な応急対策

核燃料物質等の運搬中の事故に係る防災対策について、原子力事業者並びに運搬を委託された者、国、県及び海上保安部は、相互に連携して、危険時の措置等を迅速かつ円滑に行うものとする。

### 1 原子力事業者等の活動

(1) 原子力防災管理者は、核燃料物質等の運搬中の事故による（別表通報基準）特定事象（原災法第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象をいう。以下同じ。）発見後又は発見の通知を受けた場合、直ちに、国（内閣官房、原子力規制委員会、内閣府、国土交通省、海上保安部）、県など関係機関に文書で送信する。

さらに、主要な機関等に対しては、その着信を確認するものとし、以後、応急対策の活動状況等を随時連絡するものとする。

(2) 原子力事業者及び運搬者は、直ちに携行した防災資機材を用いて立入制限区域の設定、汚染・漏えいの拡大防止対策、遮へい対策、緊急時モニタリング、消火・延焼の防止、救出、避難等の危険時の措置を的確かつ迅速に行うことにより、原子力災害の発生の防止を図るものとし、さらに直ちに必要な要員を現場に派遣するとともに、必要に応じ、他の原子力事業者に要員及び資機材の派遣要請を行うものとする。

### 2 国の活動

(1) 国（原子力規制委員会、国土交通省）は、核燃料物質等の運搬中の事故による特定事象が発生した場合には、直ちに関係省庁、関係地方公共団体及び関係指定公共機関に連絡するとともに、その後の情報を随時連絡するものとする。また、速やかに関係省庁事故対策連絡会議を開催するとともに、国の職員及びあらかじめ登録された独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人日本原子力研究開発機構等の専門家を現地へ派遣し、必要な資機材を現地へ動員する。

(2) 原子力緊急事態に至った場合には、国は、原災法に基づき直ちに原子力緊急事態宣言を発出するとともに、原子力災害対策本部及び現地対策本部を設置し、原子力施設における原子力災害に準じた緊急事態応急対策を原子力事業者及び運搬者とともに主体的に講じる。

### 3 県の活動

県は、国と連携して事故の状況把握に努め、必要に応じて災害対策本部を設置するとともに、国の主体的な指導のもとに、市町、県警察、消防等関係機関と連携して、事故現場周辺の住民避難の指示など、必要な措置を講じるものとする。

別表 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故における通報基準

原災法第10条第1項に基づき通報すべき事象
<p>○事業所外運搬での放射線量率の上昇または放射性物質の漏えい (X S E 61、62)</p> <p>火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して以下の事象が発生したとき</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 事業所外運搬中に使用する容器から1 m離れた場所において、100 <math>\mu</math> Sv/h以上の放射線量率が検出されたとき。</li> <li>(2) 放射線または放射能の測定が困難な場合であって、その状況に鑑み(1)の事象が発生する蓋然性が高い状態になったとき。</li> <li>(3) 事業所外運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいしたとき又は漏えいの蓋然性が高い状態になったとき。</li> </ol>
<p>○事業所外運搬での特定事象にかかる原子力緊急事象の発生 (X S E 63)</p>

原災法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準
<p>○事業所外運搬での放射線量率の異常上昇または放射性物質の異常漏えい (X G E 61、62)</p> <p>火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して以下の事象が発生したとき</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 事業所外運搬中に使用する容器から1 m離れた場所において、10mSv/h以上の放射線量率が検出されたとき。</li> <li>(2) 放射線又は放射能の測定が困難な場合であって、その状況に鑑み(1)の事象が発生する蓋然性が高い状態になったとき。</li> <li>(3) 「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令」第4条に規定する量の放射性物質が事業所外運搬に使用する容器から漏えいしたとき又は漏えいの蓋然性が高い状態になったとき。</li> </ol>

## 第20節 複合災害時における応急対策

町及び県は、原子力災害に係る防護対策に支障を生じないように、原子力災害と自然災害という複数の事象に同時に対処できる体制を整備するものとする。

### 1 情報収集・連絡、緊急時連絡体制及び通信の確保

町及び県は、複合災害時においても、専用回線及び衛星回線等により、十分な情報の収集・連絡手段を確保する。

### 2 緊急時モニタリング

(1) 県は、自動観測局が被災した場合、県の巡回監視車や可搬型モニタリングポスト等の設備・機器等により対応し、状況に応じてこれらをモニタリング実施地点に展開する。

(2) 国は、道路の被災状況や要員の参集状況を勘案し、緊急時モニタリング実施計画を作成する。

### 3 住民への情報伝達活動

(1) 町及び県は、複合災害時の初動期においては、発電所に異常がない場合においても、その旨を広報する。

(2) 町は、大規模自然災害等により、情報伝達手段の機能喪失や、広報車の走行に支障をきたすことなどが想定されるため、代替手段を確保するとともに広報マニュアルを作成し、伝達の徹底を図る。

(3) 県は、上空から広報のためヘリコプター等の確保に努めることとする。

(4) 町及び県は、住民の不安解消や混乱防止のため、問い合わせ窓口を増設するなどの体制を強化する。

### 4 屋内退避、避難等

#### (1) 屋内退避、避難等の対応方針

ア 町及び県は、大規模自然災害等が発生した場合の屋内退避、避難等の防護措置は、本章第8節「住民避難等の実施」を基本にした上で、大規模自然災害等による道路や避難施設等の被災状況に応じて、適切に対処する。

イ 町及び県は、大規模自然災害等が発生した場合は、屋内退避、避難等に時間を要するなど避難の困難性が増すことなどが予想されるため、予防的措置としての避難等を初期段階で検討する。

#### (2) 避難誘導時の配慮

ア 町は、大規模自然災害等による家屋の倒壊や転倒による事故等の危険性が想定されるときは、避難誘導にあたり十分注意する。

イ 町は、大規模自然災害等による被災者や広域応援者の避難誘導に際しては、自主防災組織、消防団、警察及び防災行政機関等の協力を得ながら、避難等が確実に実行されるよう対応する。

#### (3) 退避・避難所等の運営

ア 町及び県は、大規模自然災害等による避難所等の被害が予想されるときは、その状況を迅速に把握し、県本部へ連絡する。

イ 県は、避難所等の被災により広域避難が必要となった場合、重点市町の区域を越えた対応を

行う。

ウ 町及び県は、防災関係機関と協力し、退避・避難の長期化等による物資の確保、衛生環境の維持、愛玩動物の保護場所の確保及び心のケア等について、対策を実施する。

#### 5 緊急被ばく医療

- (1) 県は、大規模自然災害等への対応による医師及び機器等の不足が生じた場合又は生じるおそれがある場合は、広域的な医師や機器等の応援により、医療体制の維持に努める。
- (2) 県は、複合災害時の救護所運営について、混乱が生じないように対応する。
- (3) 県は、道路や搬送手段の被災状況を勘案し、安定ヨウ素剤の搬送計画を策定する。

#### 6 緊急輸送活動

- (1) 県は、大規模自然災害等による道路の遮断や障害物による道路幅の減少等が想定されるときは、重点市町、その他の市町、指定地方行政機関、自衛隊、県警察と協力し、輸送路となりうる道路の通行の状況等について迅速に情報を収集するとともに、必要に応じて代替輸送路を確保する。
- (2) 町及び県は、大規模自然災害等によるバス等を保有する機関の被災が想定されるときは、その状況を迅速に把握するとともに、県は、災害の状況を勘案し、ヘリ輸送等も含めた搬送手段の調整を行う。  
また、状況の進展に備えて臨機応変に対応できるよう、車両等を確保・待機させるなどの対応を行う。

#### 7 救助・救急活動及び消火活動

町及び県は、大規模自然災害等の被災による救助・救急活動及び消火活動により、要員や資機材が不足する場合は、広域的な応援を要請する。



## 第4章 原子力災害中長期対策

### 第1節 緊急事態解除宣言後の対応

町は、内閣総理大臣が緊急時モニタリングの結果等を勘案し、原子力災害の拡大の防止を図るための応急対策を実施する必要がなくなったと認め、原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携し、原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする。

### 第2節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

町は、状況に応じて避難区域を見直し、原子力災害事後対策を実施すべき区域を設定するものとする。避難区域等の設定を見直した場合には、県に報告するものとする。

### 第3節 汚染の除去等

町は、国の指導・助言のもと、国、県、原子力事業者及び関係機関と連携し、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行うものとする。

### 第4節 復旧期モニタリングの実施と結果の公表

原子力緊急事態解除宣言後、国（原子力規制委員会）は、緊急時モニタリングセンターを廃止することとなるが、引き続き、県は、国の統括の下、関係機関及び原子力事業者と協力して、発災後の復旧に向けて以下の判断等を行うため、復旧期モニタリングを行い、放射線量及び放射性物質濃度の経時的な変化を継続的に把握し、その結果を速やかに公表するものとする。

- ・避難区域見直し等の判断を行うこと。
- ・被ばく線量を管理し低減するための方策を決定すること。
- ・現在及び将来の被ばく線量を推定すること（個人線量推定）。

その後、平常時における環境放射線モニタリング体制に移行するものとする。

## 第5節 各種指示、制限措置の解除

### 1 県による各種指示の解除

県は、環境モニタリングの結果等から、原子力災害に伴って講じられた退避等の指示を解除することが適当であると判断した場合には、国及び国の派遣専門家等の指導・助言及び指示に基づき、各種制限措置の解除を決定し、重点市町並びに関係機関等に指示するものとする。

また、各放送機関に対し、緊急放送を要請し、住民等に周知徹底を図るものとする。

### 2 県による各種制限措置の解除

県は、環境モニタリングの結果、原子力災害対策指針に基づいたO I Lの値や食品衛生法上の基準値を踏まえた国の指導・助言及び指示等に基づき、原子力災害に伴って講じられた立入制限、飲食物及び地域生産物の摂取及び出荷制限等の各種制限措置の解除を決定し、重点市町並びに関係機関等に指示するものとする。

また、各放送機関及び地元C A T Vに対し、緊急放送を要請し、住民等に周知徹底を図るものとする。

### 3 町による広報活動

町は、県が各種指示・制限の解除を行った場合、その内容を住民等に広報し、周知徹底を図るものとする。

## 第6節 災害地域住民に係る記録等の作成

### 1 災害地域住民の記録

町は、避難及び屋内退避の措置をとった住民等に対し、災害時に当該地域に所在した旨の証明、また、避難所等においてとった措置等を、被災地住民登録票により記録するものとする。

### 2 被害状況調査の実施

町は、災害時における制限措置等により物的損害を受けた住民等の損害賠償等に資するため、必要に応じ農林水産業等の受けた被害について調査し、資料等を整備する。

### 3 健康調査の実施及び心身の健康相談体制の整備

町は、県及び国と協力して、原子力災害時において防護対策を講じた地区の住民等に対し、健康調査を実施し、住民の心身の健康維持を図るものとする。

### 4 災害状況の記録

町は、県が作成する災害の状況、緊急時モニタリング調査結果に基づく被災地の汚染状況図、緊急事態応急対策として措置した諸記録、原子力災害中長期対策として措置した諸記録等原子力災害の全般にわたる記録に協力し、町内及び県内の災害状況の記録を保存しておくものとする。

被災地住民登録票

第 号  被災地住民登録票       平成 年 月 日  〇 〇 町	ふりがな		性 別	男 ・ 女								
	氏 名		生 年 月 日	明・大・昭・平 年 月 日								
	職 業		年 齢									
	本 籍											
	現 住 所											
	事 故 発 生 時 に い た 場 所	TEL										
		市 町 郡	村 大字 字	番 地								
		屋 内 (木造・鉄筋コンクリート・石造)		屋 外								
	事 故 発 生 直 後 の 動 向	事故現場からの距離(km)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
		0～10分	10～20分		20分～30分		30分～1時間					
	事 直 後 の 動 向	屋 内 ・ 屋 外	屋 内 ・ 屋 外	屋 内 ・ 屋 外		屋 内 ・ 屋 外						
		1時間～1時間30分	1時間30分～2時間		2時間～2時間30分		2時間30分～3時間					
	被 ば く 度 程 度			未 処 置				処 置 済				
		皮 膚										
衣 服												
除 染	衣 服		A		B		(携 行 支 給)					
	そ の 他		A		B		C		D			
措 置 状 況	医 療 措 置		A		B		C		D		E	
〇 〇 町	被ばく当時の急性病状											
避難場所名			この登録票について 1 この登録票は、将来医療措置や損害補償の際に参考とするものですから、大切に保存して下さい。 2 住所や氏名が変わったときは、すぐにその旨を届け出て下さい。 3 この登録票をなくしたり、使用できないときは、再交付を申し出下さい。 4 この登録票は、他人に譲ったり貸したりしてはいけません。									
避難期間												
その他												
参考事項												
発行年月日	平成 年 月 日											
発行者	〇 〇 町 長 〇 〇 〇 〇 印											

(記載上の注意)

- |       |        |          |           |             |
|-------|--------|----------|-----------|-------------|
| 衣服の欄  | A 更衣せず | B 更衣     |           |             |
| 身体の欄  | A 無処理  | B 水による洗浄 | C 洗剤により洗う | D 特殊洗剤により洗う |
| 医療措置欄 | A 要せず  | B 薬品投与   | C 一般検査    | D 精密検査 E 治療 |

## 第7節 風評被害等の影響の軽減

### 1 風評被害等の影響の軽減

町は、県及び国と連携し、原子力災害による風評被害等の防止や影響を軽減するために、検査体制を整備し、農林漁業、地場産業の商品等の適正な流通の促進及び観光地の安全性アピールのための広報活動を行うものとする。

また、県は、国、原子力事業者等と協力し、汚染・被ばく患者の処置を行った医療機関の求めに応じて、速やかに放射性物質による汚染の有無を確認し、その結果を公表するものとする。

## 第8節 被災者等の生活再建の支援

### 1 被災者等の生活再建

(1) 町は、県及び国と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じるものとする。

(2) 町は、県及び国と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。町外に避難した被災者に対しても、町及び避難先の市町が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。

(3) 町は、県及び国と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

### 2 被災中小企業等に対する支援

町は、県及び国と連携し、必要に応じ中小企業高度化資金貸付及び中小企業向け県制度融資等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行うものとする。

また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置するものとする。

## 第9節 物価の監視

県は、国と連携し、生活必需品の物価の監視を行うとともに、速やかにその結果を公表するものとする。

## 第10節 復旧・復興事業からの暴力団排除

愛媛県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、県、重点市町、関係市町、関係機関、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業から暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

## 第11節 原子力事業者の災害復旧対策

### 1 災害復旧対策計画の作成

原子力事業者は、災害復旧対策についての計画を作成して、国、県及び重点市町に提出するとともに、計画に基づき速やかに災害復旧活動を実施するものとする。

### 2 損害賠償請求等への対応

原子力事業者は、相談窓口を設置する等、速やかに被災者の損害賠償請求等への対応のため、必要な体制を整備するものとする。

### 3 県等の行う災害復旧対策への協力

原子力事業者は、環境モニタリング、除染等に必要となる防災資機材の貸与及び防災要員の派遣を行い、国、県、重点市町に全面的に協力するものとする。

### 4 仮設住宅等の提供

原子力事業者は、復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援するものとする。

## 第12節 災害対策本部等の解散

### 1 国の原子力災害対策本部の廃止

国の原子力災害対策本部は、原災法第21条第1項に基づき、その設置期間が満了した時に、廃止されるものとする。

### 2 県災害対策本部の解散

県災害対策本部長は、原子力緊急事態解除宣言がなされたとき、原子力災害に係る応急対策が概ね完了したと認めるとき、又は原子力災害の危険性が解消されたと認めるときは、国及び国派遣専門家等の指導・助言を得て、災害対策本部を解散するとともに、重点市町、関係市町、関係機関等にその旨を通知する。

### 3 町災害対策本部の解散

町災害対策本部長は、国の原子力災害対策本部の廃止及び県災害対策本部の解散がされたとき、原子力災害に係る応急対策が概ね完了したと認めるとき、又は原子力災害の危険性が解消されたと認めるときは、災害対策本部を解散する。

# 資 料 編





## 〔防災関係機関等〕

## ○防災関係機関連絡先一覧

## 1 町

名 称	所 在 地	電話番号
内子町役場 本庁	内子町平岡甲168	(0893) 44—2111
内子町役場 内子分庁	内子町内子1515	(0893) 44—2112
内子町役場 小田支所	内子町小田82	(0892) 52—3111

## 2 県

名 称	所 在 地	電話番号
愛媛県県民環境部防災局 危機管理課	松山市一番町4—4—2	(089) 912—2335
愛媛県南予地方局総務企画部 総務県民課	宇和島市天神町7—1	(0895) 22—1704
愛媛県南予地方局総務企画部 八幡浜支局 総務県民室	八幡浜市北浜1—3—37	(0894) 24—5288
愛媛県南予地方局八幡浜支局 八幡浜保健所	八幡浜市北浜1—3—37	(0894) 22—0600
愛媛県南予地方局 大洲土木事務所	大洲市田口甲425—1 (八幡浜地方局大洲庁舎)	(0893) 24—5121

## 3 消防

名 称	所 在 地	電話番号
大洲地区広域消防事務組合 消防本部 (大洲消防署)	大洲市大洲1034—4	(0893) 24—0119
内子消防署	内子町内子1433	(0893) 43—0119
内子消防署 小田出張所	内子町小田42—1	(0892) 52—3292

## 4 警察

名 称	所 在 地	電話番号
大洲警察署	大洲市東大洲1686—1	(0893) 25—1111
大洲警察署 内子交番	内子町内子1432	(0893) 43—0110
大洲警察署 大瀬駐在所	内子町大瀬中央4475	(0893) 47—0201
大洲警察署 城廻駐在所	内子町五百木177—5	(0893) 43—1000
大洲警察署 立山駐在所	内子町立山5398—2	(0893) 45—0101
大洲警察署 平岡駐在所	内子町平岡甲115—1	(0893) 43—1357
大洲警察署 小田駐在所	内子町小田364—1	(0892) 52—2027
大洲警察署 田渡駐在所	内子町上田渡811	(089) 969—2300

## 5 自衛隊

名 称	所 在 地	電話番号
陸上自衛隊第14特科隊	松山市南梅本町乙115	(089) 975—0911
航空自衛隊西部航空方面隊司令部	福岡県春日市原町3—1—1	(092) 581—4031

## 6 指定地方行政機関

名 称	所 在 地	電話番号
中国四国農政局 松山地域センター	松山市宮田町188番地 松山地方合同庁舎	(089) 932—6989
四国地方整備局 大洲河川国道事務所	大洲市中村210	(0893) 24—5185
四国森林管理局 愛媛森林管理署	松山市朝美2—6—32	(089) 924—0550
四国運輸局 愛媛運輸支局総務企画課	松山市森松町1070	(089) 956—9957
愛媛労働局 大洲公共職業安定所	大洲市中村長畑210—6	(0893) 24—3191
松山地方气象台 防災業務課	松山市北持田町102	(089) 933—3610

## 7 指定公共機関

名 称	所 在 地	電話番号
内子郵便局	内子町内子1527	(0893) 44—2310
五十崎郵便局	内子町五十崎甲1118	(0893) 44—3425
小田郵便局	内子町小田255	(0892) 52—2300
日本赤十字社 愛媛県支部	松山市一番町4—4—2 (愛媛県庁内)	(089) 921—8603
日本放送協会 松山放送局	松山市堀之内5	(089) 921—1111
西日本高速道路(株) 四国支社	香川県高松市朝日町4—1—3	(087) 823—2111
四国旅客鉄道(株) 八幡浜駅(内子駅管轄)	八幡浜市江戸岡1—11—5	(0894) 22—0495
四国旅客鉄道(株) 内子駅	内子町内子300	(0893) 44—2233
西日本電信電話(株) 愛媛支店 (災害対策室)	松山市一番町4—3	(089) 936—3570
四国電力(株) 大洲営業所	大洲市若宮535—2	(0893) 24—1960 休日、夜間 (0893) 24—2135
日本通運(株) 西予支店	大洲市北只1503—7	(0893) 59—1755
(株) エヌ・ティ・ティ・ドコモ 四国支社(ネットワーク部災害対策室)	高松市天神前9—1 ドコモ四国ビル	(087) 832—2143
KDDI(株) 愛媛支店	松山市本町3—2—1 ブレッサ松山4階	(089) 941—0077

## 8 指定地方公共機関

名 称	所 在 地	電話番号
(一社) 愛媛県医師会	松山市三番町4丁目5—3	(089) 943—7582

(一社) 愛媛県歯科医師会	松山市柳井町2—6—2	(089) 933—4371
(一社) 愛媛県薬剤師会	松山市三番町7—67丁目6番地9	(089) 941—4165
(公社) 愛媛県看護協会	松山市道後町2丁目11—14	(089) 923—1287
南海放送(株)	松山市本町1—1—1	(089) 915—3333
(株) テレビ愛媛	松山市真砂町119	(089) 943—1111
(株) あいテレビ	松山市竹原町1—5—25	(089) 921—2121
(株) 愛媛朝日テレビ	松山市和泉北1丁目141111	(089) 946—4600
(株) エフエム愛媛	松山市竹原町1—10—7	(089) 945—1111
(株) ケーブルネットワーク西瀬戸	愛媛県大洲市徳森248	(0893) 25—0212

## 9 公共的団体

名 称	所 在 地	電話番号
内子町社会福祉協議会 内子本所	内子町内子1515	(0893) 44—2112
内子町社会福祉協議会 小田支所	内子町小田149—2	(0892) 52—2627
(社) 喜多医師会 事務局	大洲市徳森2632—3	(0893) 25—3090
内子町商工会 内子本所	内子町内子1502	(0893) 44—2166
内子町商工会 五十崎支所	内子町五十崎甲1198	(0893) 43—1500
内子町商工会 小田支所	内子町小田81	(0892) 52—2144
J A 愛媛たいき農協 内子支所	内子町内子1553	(0893) 44—4111
J A 愛媛たいき農協 大瀬支所	内子町大瀬中央5825	(0893) 47—0111
J A 愛媛たいき農協 立川出張所	内子町立山1439	(0893) 45—0211
J A 愛媛たいき農協 五十崎支所	内子町平岡甲76—1	(0893) 44—2188
J A えひめ中央 小田支所	内子町寺村1018	(0892) 52—3121
内子町森林組合 本所	内子町五百木186—2	(0893) 44—3118
内子町森林組合 小田支所	内子町小田81	(0892) 52—3135
伊予鉄南予バス(株) 内子営業所	内子町内子1529—1	(0893) 44—2803

## 〔救援物資・施設関係〕

## ○食料、生活必需品等備蓄状況

平成27年1月21日現在

	非常食セット (食分)	非常食用食器 (セット)	飲料水(本) 【0.5~2.0ℓ】	毛布(枚)
五十崎小学校	824	200	288	126
大瀬(米蔵)	1,662	400	600	220
小田支所	2,656	400	912	100
内子東自治センター他	1,272	0	768	260
合計	6,414	1,000	2,568	706

## ○指定緊急避難場所一覧(平成26年10月28日指定)

(注1) 緊急避難場所は、各施設のグラウンド・広場等とする。

(注2) 災害種別ごと適否の凡例「○」: 適

## 1 広域避難場所

地区名	緊急避難場所	地震	洪水	土砂災害	大火事	原子力
全 町	内子運動公園	○	○	○	○	○
	龍王公園	○	○	○	○	○
	城の台公園	○	○		○	○

## 2 内子地区

地区名	緊急避難場所	地震	洪水	土砂災害	大火事	原子力
内子	内子小学校	○	○	○	○	○
	内子中学校	○	○		○	○
	内子高等学校	○	○	○	○	○
	内子幼稚園	○	○	○	○	○
	内の子広場	○	○	○	○	○
五城	内子東自治センター	○		○	○	○
	五城保育園	○	○	○	○	○
	和田自治会館	○	○		○	○
	長田体育広場	○	○	○	○	○
	うちこ福祉館駐車場	○	○	○	○	○
大瀬	大瀬小学校	○	○		○	○
	大瀬中学校	○	○		○	○
	元程内小学校	○	○		○	○
	川登自治会館	○	○		○	○

	池田コミュニティ広場	○	○		○	○
	村前自治会館	○	○		○	○
立川	立川小学校	○			○	○
	立川自治会館	○			○	○
地区名	緊急避難場所	地 震	洪 水	土砂災害	大火事	原子力
満穂	石畳小学校	○	○		○	○
	河内自治会館	○			○	○
	論田自治会館	○	○		○	○

## 3 五十崎地区

地区名	緊急避難場所	地 震	洪 水	土砂災害	大火事	原子力
五十崎	五十崎小学校	○	○	○	○	○
	五十崎幼稚園	○	○	○	○	○
	こばと保育園	○	○	○	○	○
	妙見公園	○	○	○	○	○
天 神	天神小学校	○	○	○	○	○
	五十崎中学校	○	○	○	○	○
	五十崎自治センター	○	○	○	○	○
	町民広場	○	○	○	○	○
	平岡児童公園	○	○	○	○	○
御 祓	元御祓小学校	○	○		○	○

## 4 小田地区

地区名	緊急避難場所	地 震	洪 水	土砂災害	大火事	原子力
参 川	元参川小学校	○		○	○	○
	上川自治会館	○			○	○
	参川地区体育館	○		○	○	○
小 田	小田小学校	○		○	○	○
	小田中学校	○		○	○	○
	小田高等学校	○	○	○	○	○
	立石自治会館	○	○		○	○
	南山自治会館	○	○		○	○
	平野自治会館	○			○	○
	小田支所前広場	○	○	○	○	○
	花の木公園	○			○	○
田 渡	元田渡小学校	○	○		○	○
	吉野川自治会館	○	○	○	○	○
	臼杵自治会館	○	○	○	○	○

## ○指定避難所施設等一覧(平成26年10月28日指定)

(注1) 学校の指定避難所は、原則体育館とする。

(注2) 災害種ごとの凡例 「○」: 適

地区名	指定避難所	地震	洪水	土砂災害	大火事	原子力
全 町	内子スポーツセンター	○		○	○	○
	五十崎自治センター	○	○	○	○	○
	小田自治センター	○	○	○	○	○
	内子自治センター	○	○	○	○	

## 1 内子地区

地区名	指定避難所	地震	洪水	土砂災害	大火事	原子力
内 子	内子小学校	○	○	○	○	○
	内子中学校	○	○	○	○	○
	内子高等学校	○	○	○	○	○
	六日市自治会館	○	○	○	○	○
	中央自治会館	○	○	○	○	
	八日市自治会館	○	○	○	○	
	畑中自治会館	○	○	○	○	
	廿日市自治会館		○	○	○	
	第五自治会館	○	○	○	○	
五 城	内子東自治センター			○	○	○
	和田自治会館				○	
	長田自治会館	○	○	○	○	
	うちこ福祉館	○	○	○	○	○
大 瀬	大瀬小学校	○	○		○	
	大瀬中学校	○	○		○	○
	元程内小学校	○	○		○	○
	大瀬自治センター		○		○	○
	程内自治会館		○		○	○
	川登自治会館	○	○		○	
	池田自治会館		○		○	
村前自治会館	○	○		○		
立 川	立川小学校	○			○	○
	立川自治会館				○	○
満 穂	石畳小学校	○	○		○	○
	論田自治会館	○	○			
	河内自治会館	○		○	○	
	石畳自治会館					

## 2 五十崎地区

地区名	指定避難所	地 震	洪 水	土砂災害	大火事	原子力
五十崎	五十崎小学校	○	○	○	○	○
	五十崎龍王自治会館		○	○	○	
	五十崎新町自治会館	○	○	○	○	
	五十崎中央自治会館		○	○	○	
	神南自治会館	○	○		○	
天 神	天神小学校	○	○	○	○	○
	五十崎中学校	○	○	○	○	○
	五十崎体育館	○	○	○	○	○
	平岡自治会館	○	○	○	○	
	東沖自治会館		○	○	○	
	西沖自治会館		○	○	○	
	柿原自治会館		○	○	○	
	重松自治会館	○	○		○	
宿福自治会館	○		○	○		
御 祓	元御祓小学校		○		○	○
	御祓自治会館				○	

## 3 小田地区

地区名	指定避難所	地 震	洪 水	土砂災害	大火事	原子力
参 川	元参川小学校			○	○	○
	参川地区体育館	○		○	○	○
	上川交流センター	○	○		○	
	本川自治会館		○		○	
	中川自治会館	○	○		○	
	上川自治会館				○	
小 田	小田小学校	○		○	○	
	小田中学校	○		○	○	
	小田高等学校		○	○	○	○
	城の台公園体育館	○	○		○	○
	立石自治会館		○		○	
	南山自治会館		○		○	
	寺村自治会館	○	○	○	○	
	小田自治会館	○	○	○	○	
	平野自治会館				○	
立石交流施設	○	○		○		
田 渡	元田渡小学校		○		○	
	吉野川自治会館		○	○	○	
	中田渡自治会館	○	○		○	
	上田渡自治会館	○	○	○	○	
	臼杵自治会館	○	○		○	

## ○指定福祉施設避難所一覧（平成26年10月28日指定）

地区名	指定福祉施設避難所	地震	洪水	土砂災害	大火灾	原子力
内子	特老ホーム「みどり苑」	○	○		○	○
五十崎	特老ホーム「神南荘」	○	○	○	○	○
小田	特老ホーム「緑風荘」	○	○		○	○

## ○指定緊急避難場所所在地等一覧（平成26年10月28日指定）

## 1 広域避難場所

0893

地区名	緊急避難場所	所在地	電話番号	可能人員	夜間照明
全 町	内子運動公園	内子179番地	43-0353	7,500人	
	龍王公園	五十崎甲1524番地1	44-4057	2,500	
	城の台公園	小田420番地	52-2020	4,500	

## 2 内子地区

地区名	緊急避難場所	所在地	電話番号	可能人員	夜間照明
内子	内子小学校	内子3147番地	44-2849	1400人	有
	内子中学校	内子2789番地	44-3155	1900	有
	内子高等学校	内子3397番地	44-2105	2600	有
	内子幼稚園	内子2405番地	44-2400	300	
	内の子広場	内子3459番地1	—	1500	
五城	内子東自治センター	五百木187番地	43-0136	2000	
	五城保育園	城廻275番地1	44-4700	300	
	和田自治会館	五百木2263番地1	47-0854	280	有
	長田体育広場	五百木4071番地2	—	870	
	うちこ福祉館駐車場	城廻301番地1	44-3410	230	
大瀬	大瀬小学校	大瀬中央4567番地	47-0002	1400	有
	大瀬中学校	大瀬中央5880番地	47-1141	3300	有
	元程内小学校	大瀬北990番地	—	630	有
	川登自治会館	大瀬東3581番地	47-0858	320	有
	池田コミュニティ広場	大瀬南4636番地	—	400	有
	村前自治会館	大瀬南590番地1	—	530	有
立川	立川小学校	立山1272番地	45-0301	1100	有
	立川自治会館	川中1913番地	45-0851	270	有
満穂	石畳小学校	石畳4631番地	43-1679	750人	有
	河内自治会館	河内778番地1	—	840	有
	論田自治会館	河内2545番地1	43-0347	510	



## 3 五十崎地区

地区名	緊急避難場所	所在地	電話番号	可能人員	夜間照明
五十崎	五十崎小学校	五十崎甲1485番地	44-2024	1800人	有
	五十崎幼稚園	五十崎甲945番地1	44-3158	400	
	こばと保育園	五十崎甲945番地5	44-2083		
	妙見公園	五十崎乙357番地1	—	90	
天神	天神小学校	平岡甲455番地	44-2219	1700	
	五十崎中学校	平岡甲1569番地	43-2329	2200	有
	五十崎自治センター	平岡甲185番地1	43-1221	1300	
	町民広場	平岡甲141番地1	44-2111	480	
	平岡児童公園	平岡甲38番地	—	120	
御 祓	元御祓小学校	只海甲456	—	650	

## 4 小田地区

0892

地区名	緊急避難場所	所在地	電話番号	可能人員	夜間照明
参 川	元参川小学校	本川3984番地	52-2307	1400	有
	上川自治会館	上川4070番地	52-2987	540	
	参川地区体育館	中川3356番地	52-2169	450	
小 田	小田小学校	寺村557番地	52-2318	1200	
	小田中学校	寺村2814番地	52-2979	2900	有
	小田高等学校	寺村978番地	52-3111	2100	
	立石自治会館	立石936番地	52-2977	790	
	南山自治会館	南山1199番地	52-2985	100	
	平野自治会館	日野川544番地	—	130	
	小田支所前広場	小田支所前広場	52-3111	480	
	花の木公園	寺村1443番地	—	280	
田 渡	元田渡小学校	上田渡294番地	—	1000	有
	吉野川自治会館	吉野川59番地	52-2981	290	
	臼杵自治会館	臼杵3685番地	969-2052	420	089

## ○指定避難所施設所在地等一覧(平成26年10月28日指定)

0893

地区名	指定避難所	所 在 地	電話番号	可能人員	耐震可否
全 町	内子スポーツセンター	五百木192番地	43-0136	670	
	五十崎自治センター	平岡甲185番地1	43-1221	330	
	小田自治センター	寺村251番地3	52-3117	180	
	内子自治センター	内子3427番地	44-3073	840	

## 1 内子地区

地区名	指定避難所	所 在 地	電話番号	可能人員	耐震可否
内 子	内子小学校	内子3147番地	44-2849	300	否
	内子中学校	内子2789番地	44-3155	670	
	内子高等学校	内子3397番地	44-2105	520	
	六日市自治会館	内子1500番地	43-0174	140	
	中央自治会館	内子2395番地	—	60	
	八日市自治会館	内子2601番地	—	70	
	畑中自治会館	内子3359番地	43-1125	100	
	廿日市自治会館	内子316番地	43-0325	60	否
	第五自治会館	内子316番地	43-0325	70	
五 城	内子東自治センター	五百木187番地	43-0136	650	否
	和田自治会館	五百木2263番地1	47-0854	80	否
	長田自治会館	五百木4192番地	—	260	
	うちこ福祉館	城廻301番地1	44-3410	170	
大 瀬	大瀬小学校	大瀬中央4567番地	47-0002	280	
	大瀬中学校	大瀬中央5880番地	47-1141	380	否
	元程内小学校	大瀬北990番地	—	820	
	大瀬自治センター	大瀬中央4607番地	47-0102	310	
	程内自治会館	大瀬北3107番地 1	—	110	否
	川登自治会館	大瀬東3581番地	47-0858	150	
	池田自治会館	大瀬南4584番地	—	50	否
	村前自治会館	大瀬南590番地 1	—	250	
立 川	立川小学校	立山1272番地	45-0301	260	
	立川自治会館	川中1913番地	45-0851	240	否
満 穂	石畳小学校	石畳4631番地	43-1679	260	
	論田自治会館	河内2545番地1	43-0347	70	
	河内自治会館	河内778番地 1	—	160	
	石畳自治会館	石畳4626番地	43-0337	70	否

## 2 五十崎地区

地区名	指定避難所	所 在 地	電話番号	可能人員	耐震可否
五十崎	五十崎小学校	五十崎甲1485番地	44-2024	260	否
	五十崎龍王自治会館	五十崎甲1350番地 1	—	40	否
	五十崎新町自治会館	五十崎甲1303番地14	—	40	
	五十崎中央自治会館	五十崎甲923番地2	—	20	否
	神南自治会館	五十崎甲297番地2	—	40	

天 神	天神小学校	平岡甲455番地	44-2219	460	
	五十崎中学校	平岡甲1569番地 9	44-2329	0	
	五十崎体育館	平岡甲682番地 1	—	860	
	平岡自治会館	平岡甲1186番地 4	—	50	
	東沖自治会館	平岡甲1895番地 5	—	30	否
	西沖自治会館	平岡甲37番地 1	—	60	否
	柿原自治会館	平岡甲2133番地 1	—	40	否
	重松自治会館	重松甲836番地3	—	30	
	宿福自治会館	宿間甲297番地 1	—	50	
御 祓	元御祓小学校	只海甲456番地	—	210	否
	御祓自治会館	北表甲973番地7	—	60	否

## 3 小田地区

0892 (臼杵自治会館089)

地区名	指定避難所	所 在 地	電話番号	可能人員	耐震可否
参 川	元参川小学校	本川3984番地	—	250	否
	参川地区体育館	中川3356番地	52-2169	300	
	上川交流センター	上川2875番地	52-2302	50	
	本川自治会館	本川570番地 1	52-2978	110	否
	中川自治会館	中川1651番地	52-2982	80	
	上川自治会館	上川4070番地	52-2987	70	否
小 田	小田小学校	寺村557番地	52-2318	320	
	小田中学校	寺村557番地	52-2979		
	小田高等学校	寺村978番地	52-2042	360	否
	城の台公園体育館	小田420番地	52-2020	1090	
	立石自治会館	立石936番地	52-2977	90	否
	南山自治会館	南山1199番地	52-2985	50	否
	寺村自治会館	寺村1077番地	52-2983	110	
	小田自治会館	小田343番地	—	130	
	平野自治会館	日野川544番地	—	110	否
立石交流施設	立石1862番地	—	90		
田 渡	元田渡小学校	上田渡294番地	—	270	否
	吉野川自治会館	吉野川59番地	52-2981	60	否
	中田渡自治会館	中田渡278番地	—	160	
	上田渡自治会館	上田渡805番地	—	70	
	臼杵自治会館	臼杵3685番地	969-2052	40	

※ 学校の避難場所は、原則体育館です。

※ 学校関係の収納可能人員、耐震可否、構造については、体育館が対象です。

※ 「耐震可否」の欄で、「否の施設」は、地震の規模(震度5強以上)によっては、使用できません。

※ 「コンクリート構造」の欄で、「○印の施設」は、原子力災害時にコンクリート屋内退避が発令された時、優先的に使用する施設です。

## ○指定福祉施設避難所所在地等一覧（平成26年10月28日指定）

地区名	指定福祉施設避難所	所在地	電話番号	可能人員	耐震可否
内子	特老ホーム「みどり苑」	立山4740	45-0141	50	可
五十崎	特老ホーム「神南荘」	五十崎甲881	43-1901	50	可
小田	特老ホーム「緑風荘」	小田149-1	52-3101	30	可

## ○医療機関一覧

## 1 町内医療機関

区分	医療機関名	所在地	電話番号	病床数 (うち一般 又は療養)	救護 班数
病院	加戸病院	内子町内子771	(0893) 44-5500	88 (88)	
救護診療所	済生会小田診療所	内子町小田130	(0892) 52-3151	10 (10)	—
—	土居内科外科医院	内子町平岡甲135-1	(0893) 44-5521	19 (19)	1

## 2 県内拠点病院

区分	医療機関名	所在地	電話番号
災害基幹拠点病院	県立中央病院	松山市春日町83	(089) 947-1111
災害拠点病院	市立八幡浜総合病院	八幡浜市大平1-638	(0894) 22-3211

## ○町内飛行場外臨時離着陸場一覧

名称	所在地	区分	駐機数	位置(緯度)	(経度)
内子運動公園	内子町内子172	申請可能	2	北緯33度32分42秒	東経132度38分36秒
大瀬中学校	内子町大瀬中央5880	緊急	1	北緯33度34分12秒	東経132度43分1秒
内子運動公園野球場	内子町内子172	申請可能	2	北緯33度32分45秒	東経132度38分35秒
立川小学校	内子町立山1272	緊急	1	北緯33度35分37秒	東経132度40分38秒
河内グラウンド	内子町河内甲376	緊急	1	北緯33度35分42秒	東経132度38分30秒
あけぼの橋下流小田川河川敷	内子町平岡柿原	申請済	5	北緯33度31分32秒	東経132度39分37秒
龍王球場グラウンド	内子町五十崎上村	申請可能	2	北緯33度32分17秒	東経132度39分19秒
天神小学校	内子町平岡455	緊急	1	北緯33度31分52秒	東経132度39分58秒

参川小学校	内子町本川3984	申請可能	1	北緯33度34分18秒	東経132度49分50秒
小田小学校	内子町寺村557	緊急	1	北緯33度33分56秒	東経132度47分54秒
城の台公園第2グラウンド	内子町小田	申請済	1	北緯33度33分36秒	東経132度48分15秒
小田深山スキー場第2駐車場	内子町中川小田深山	申請可能	2	北緯33度32分27秒	東経132度50分8秒
田渡小学校	内子町上田渡294	緊急	1	北緯33度36分37秒	東経132度47分29秒

## ○緊急輸送道路一覧

指定区分	管理区分	路線名	区間
第一次緊急輸送道路	西日本高速道路(株)	四国縦貫自動車道	徳島県境～川之江JCT～大洲IC
	国	一般国道 56号	高知県境～松山市二番町4丁目
	県	一般国道 379号	砥部町大南～内子町吉野川
	県	一般国道 380号	内子町寺村～久万高原町露峰
	県	主要地方道 肱川公園線	内子町平岡～内子町知清
第二次緊急輸送道路	県	一般国道 379号	内子町吉野川～内子町内子
	県	主要地方道 内子河辺野村線	内子町五十崎～大洲市河辺町植松
	県	一般県道 鳥首五十崎線	大洲市成能～内子町五十崎

### 注1 第一次緊急輸送道路

- ・ 主要な都市間及び他県と連絡する広域的な幹線道路
- ・ 諸活動の拠点と上記の道路を結ぶ道路及び拠点を相互に連絡する道路

### 注2 第二次緊急輸送道路

- ・ 第一次緊急輸送道路を補完する道路

## ○町道路線名称一覧（避難路）

## 1 内子地区

番号	路線名称	番号	路線名称	番号	路線名称	番号	路線名称
<b>【一級町道】</b>		<b>【その他町道】</b>		<b>【その他町道】</b>		<b>【その他町道】</b>	
1001	鳥越龍王線	3101	裏木戸線	3149	鳥越2号線	3201	榎谷東谷線
1001	鳥越龍王線	3102	八日市脇道線	3150	鳥越1号線	3202	向河内中央線
1002	中町線	3103	古町線	3151	黒内坊線	3203	此河内線
1003	内子喜多山線	3104	鶯線	3152	知清今岡線	3204	日の地張木線
1004	宮の下線	3105	青屋古町線	3153	知清川端線	3205	長田日の地線
1005	田中水戸森線	3106	岡青屋線	3154	知清高森線	3206	張木線
1006	本町線	3107	青屋線	3155	高森線	3207	長田大岡線
1007	本町田中線	3108	正木線	3156	清正川上線	3208	長田松尾線
		3109	朝日町東線	3157	古町支線	3209	長田第二線
		3110	坂町庄屋線	3158	植松支線	3210	高屋線
		3111	高岡線	3159	上沖線	3211	宿茂本村線
		3112	中町正木線	3160	晒場線	3212	平山線
<b>【二級町道】</b>		3113	東町線	3161	城の端線	3213	千部支線
2007	護国論田線	3114	清正川下線	3162	知清下線	3214	千部線
2008	宮の成線	3115	桑の木線	3163	畑中鳥越線	3215	禁団地3号線
2009	西横の地線	3116	坂町八日市線	3164	岸の上2号線	3216	禁団地1号線
2011	立川日の地線	3117	福山線	3165	岸の上3号線	3217	禁団地2号線
2012	横山線	3118	権現前線	3166	片山線	3218	禁常久寺線
2013	石浦宿茂線	3119	中町畑中線	3167	裏木戸団地線	3219	ゴルフ場線
2014	長田小学校線	3120	畑中権現前線	3168	郷の谷工業団地1号線	3220	田中線
2015	上和田榎谷線	3121	田中町線	3169	郷の谷工業団地2号線	3221	田中護国線
2016	深谷上和田線	3122	新町線	3170	I C 1号線	3222	岡・護国線
2018	中野河口線	3123	南東線	3171	I C 2号線	3223	高昌寺線
2019	鶺鴒川大久保線	3124	六日市線	3172	I C 3号線	3224	護国線
2020	御調神社線	3125	肱川町線	3173	I C 4号線	3225	田中岡線
2022	喜田村本村線	3126	下町沖線	3174	片山本線	3226	岡線
2023	喜田村江子線	3127	南町線	3175	藤の木線	3227	岡町黒瀬線
2024	徳積上日の地線	3128	伊勢屋町線	3176	第五自治会線	3228	耳戸線
2025	宮の下無量線	3129	広町線	3177	鳥越3号線	3229	松尾線
		3130	本町禅昌寺線	3178	さつき団地1号線	3230	水戸森富浦線
		3131	下町線	3179	さつき団地2号線	3231	水戸森線
		3132	郷の谷川北線	3180	さつき団地3号線	3232	塵埃処理場線
		3133	役場裏線	3181	さつき団地4号線	3233	黒瀬線
		3134	郷の谷川東線	3182	さつき団地5号線	3234	富浦線
		3135	植松畑中線	3183	さつき団地6号線	3235	富浦支線
		3136	植松線	3184	さつき団地7号線	3236	小貝谷線
		3137	植松廿日市線	3185	立石内子1号線	3237	掛木線
		3138	堺谷植松線	3186	郷の谷工業団地3号線	3238	宇都宮神社線
		3139	栄・駄場線	3187	本町旭線	3239	徳林寺線
		3140	栄・廿日市線	3188	権現住宅線	3240	上和田線
		3141	上久保鳥越線	3189	下町沖支線	3241	中和田線
		3142	天理教横線	3190	郷の谷川南2号線	3242	下和田線
		3143	郷の谷川南線	3191	内子上久保線	3243	長前線
		3144	願成寺前線	3192	上植松線	3244	長前支線
		3145	岸の上線			3245	中土線
		3146	野中1号線			3246	田代深谷線
		3147	野中2号線			3247	村前線
		3148	変電所横線			3248	清正線









## 3 小田地区

番号	路線名称	番号	路線名称	番号	路線名称	番号	路線名称
<b>【一級町道】</b>		<b>【その他町道】</b>		<b>【その他町道】</b>		<b>【その他町道】</b>	
5046	日野北田藤井線	5002	久保野河野線	5053	船戸久保線	5101	大平高山畑谷線
5122	町村豊谷線	5003	中畦城本線	5054	船戸才太郎線	5102	大平除線
5182	三畝町峠の峰線	5004	中畦面谷線	5055	本川船戸線	5103	大平岡田線
5183	町村松の沖線	5005	中畦クボノ線	5056	船戸泉線	5104	平野道徳線
5185	堂村花の木線	5006	中畦大森線	5057	船戸線	5105	道徳熊之藪線
5188	堂村恩地線	5007	田窪久保成山 神坊線	5058	船戸安部線	5106	掛橋窪田線
5190	町村線	5008	くるみ谷田窪線	5059	中畦嘉野線	5107	白ヶ滝掛橋線
		5009	田の窪山本線	5060	岡つづら谷線	5108	北田日野線
		5011	上川本田線	5061	祝谷福泉線	5109	日野大野線
		5012	久保成岡線	5062	中の谷線	5110	日野上野線
		5013	宮の下竜蔵寺線	5063	北田線	5111	上沖新宮線
<b>【二級町道】</b>		5014	藤の木宮の下線	5064	用の山線	5112	町村樽の奥線
5001	小田深山久万線	5015	今生薬師堂線	5065	寺成線	5113	町村富永線
5039	寺成野村線	5017	薬師堂竜蔵寺線	5066	蔵谷線	5114	町村病院線
5068	小田深山久万線	5018	薬師堂今生坂線	5067	森北田線	5115	町村尾形線
5073	北地久万線	5019	中川亀ヶ谷線	5069	田窪亀内線	5116	町村山口線
5134	寺村林慶掛橋線	5020	亀本線	5070	田窪福本線	5117	町村松の沖線
5147	南山中組程ノ森線	5021	鎌土日浦峯線	5071	北地鶴崎線	5118	町村藤原線
5165	天神上成線	5022	鎌土日浦線	5072	北地高岡線	5119	町村遊園地線
5225	倉谷倉頭線	5023	鎌土祝谷線	5074	打木正岡線	5120	町村成田線
		5024	祝谷山田線	5075	蔵ヶ谷影内線	5121	町村上線
		5025	中川藤井団地線	5076	中川藤井線	5123	京之森豊栄線
		5026	藤井谷線	5077	船戸大西線	5124	京ノ森南山線
		5027	藤井谷藤沢線	5076	中川藤井線	5125	京の森矢野線
		5028	新田宝蔵寺線	5077	船戸大西線	5126	京の森中学校線
		5029	新田藤井線	5078	新田宝蔵寺祝谷線	5127	京の森大中線
		5030	落元桑原線	5079	祝谷久保永線	5128	京の森豊谷線
		5031	落元蔵ヶ谷六郎線	5080	打木藤村線	5129	恩地亀の上線
		5032	宮原桑原線	5081	蔵ヶ谷竹内線	5130	恩地京之森線
		5033	打木西岡線	5082	北地線	5131	新田三畝町線
		5034	宮原寺成線	5083	森宮原線	5132	林慶掛橋線
		5035	岡本片岡線	5084	くるみ谷音無線	5135	林慶成田線
		5036	宮原安平線	5085	御嶽線	5136	札の辻新田恩地線
		5037	寺成本川村橋線			5137	新田堂村線
		5038	新田本川公民館線			5138	吉木武田線
		5040	寺成野村近道線			5140	小田小前宇和田線
		5041	野村上組線			5141	花の木中組線
		5042	野村下組線			5142	寺泉新田線
		5043	野村永田線			5144	観音湧水地線
		5044	野村北地線			5145	水元配の京線
		5045	日野野村線			5146	水元線
		5047	森船戸線			5148	源台河本線
		5048	森青木線			5149	源台幸田線
		5049	森坂本線			5150	源台長尾線
		5050	森中岡線			5151	源台松永線
		5051	船戸北田線			5152	宮の首南山神社線
		5052	北田北沖線			5154	八ツ松内子線
						5155	立石上組森山線



## ○町道橋一覧

## 1 橋長15m以上

番号	橋梁名	路線名
1	寺成橋	新田本川公民館線
2	祝谷橋	鎌土祝谷線
3	中畦橋	中畦クボノ線
4	薬師堂橋	薬師堂竜蔵寺線
5	藤井橋	新田藤井線
6	天羽ヶ橋	落元桑原線
7	桑原橋	宮原桑原線
8	安平橋	宮原安平線
9	本川橋	寺成本川村橋線
10	北田橋	船戸北田線
11	中畝橋	恩地京之森線
12	水都橋	水元配の京線
13	へんろ橋	吉野川突合線
14	早の瀬橋	早の瀬栄線
15	成組橋	中田渡成組線
16	青山橋	青山東泉線
17	堂の浦橋	上田渡堂の浦桜原線
18	鈴ノ子橋	新田宝蔵時祝谷線
19	龍王橋	祝谷久保永線
20	中田渡橋	中田渡線
21	久保成橋	田窪久保成山神坊線
22	南山橋	堂村花の木線
23	新海橋	三畝町峠の峰線
24	権現橋	打木正岡線
25	落合橋	白杵落合線
26	白杵橋	白杵学校線
27	小田町橋	町村線
28	小田町橋（側道橋）	町村線
29	妙見橋	森宮原線
30	吉野川跨道橋	吉野川山田線
31	吉野川橋	吉野川内子線
32	城廻橋	石浦宿茂線
33	護国橋	岡護国線
34	緑ヶ丘橋	緑ヶ岡線
35	松本橋	深谷上和田線
36	中屋敷橋	村前線

番号	橋梁名	路線名
37	路木橋	路木線
38	今岡橋	今岡線
39	茶谷橋	茶谷福岡線
40	井上橋	桮常久寺線
41	長前橋	長前線
42	笹橋	宮の下線
43	西橋	西横の地線
44	日之地橋	立川日の地線
45	田中橋	田中水戸森線
46	河口橋	中野河口線
47	耳戸橋	耳戸線
48	郷の谷4号線	新町線
49	五城橋	水戸森富浦線
50	水戸森橋	黒瀬線
51	富中橋	中土線
52	田代橋	田代深谷線
53	鶉の子橋	鶉の子線
54	清田橋	河内清田線
55	松木橋	松の木線
56	成屋橋	河口本町線
57	麓橋	田中線
58	宿茂橋	大城高屋谷線
59	藤の郷橋	藤の郷線
60	知清跨道橋	知清高森線
61	山王橋	三王上宿間線
62	瑞穂橋	みづほ橋線
63	下東ノ藪橋	東ノ藪線
64	棒ノ端橋	上宿間堤防線
65	長通橋	長通線
66	曙橋	古田黒内坊線
67	大登橋	大登橋
68	希望の橋	谷成内線
69	無名橋（藤の木橋）	藤の木宮の下線
70	無名橋	森北田線
71	日野川橋	町村線

## 2 橋長5m~15m

番号	橋梁名	路線名
1	田ノ口橋	柿原本線
2	新川橋	本町神社線
3	奈良野橋	奈良野線
4	郷之谷橋	中町線
5	町北橋	黒内坊内子線
6	新川第一橋	下町新川線
7	平成橋	下沖線
8	平尾橋	平尾線
9	古田団地橋	西川団地線
10	西川橋	古田平尾線
11	宮ノ前橋	古田女体川線
12	山ノ尾橋	古田沖線
13	上山王橋	山王中線
14	古田地蔵橋	山王古田線
15	共生橋	八代中町線
16	横之地橋	西横の地線
17	麓1号橋	麓線
18	麓2号橋	麓線
19	麓3号橋	麓線
20	小貝谷橋	上和田榎谷線
21	勘太郎橋	深谷上和田線
22	御調神社橋	御調神社線
23	上本村橋	喜田村本村線
24	ヨケ橋	天地ヨケ線
25	山田橋	横城線
26	堂の元橋	堂ノ元線
27	東谷橋	東谷橋
28	岩本橋	上宿間中線
29	無名橋	ヨケ平野団地1号線
30	川上橋	川上小藪線
31	清正橋	岡青屋線
32	久保田橋	植松畑中線
33	小城橋	城の端線
34	谷橋	谷線
35	耳取橋	谷線
36	坂本橋	坂本線
37	親和橋	ゴルフ場線
38	美知木谷橋	小貝谷線
39	上和田線	上和田線
40	下成橋	村前線
41	新田橋	新田橋線
42	大内滝橋	大内滝別府線
43	影浦橋	影浦線
44	鶉川橋	鶉川230耕地線
45	乙上橋	上日の地本村線
46	東子橋	東子線
47	上鶉川橋	上鶉川線
48	河口橋	河口本町線
49	常盤橋	常盤橋線
50	藤の瀬橋	赤ハゲ線

番号	橋梁名	路線名
51	小挾橋	小挾線
52	東橋	東線
53	竹の成橋	竹の成線
54	樋口橋	樋口橋線
55	栄橋	本町旭線
56	朝日橋	本町旭線
57	白美3号橋	西横の地線
58	上久保線	内子上久保線
59	無名橋	平野西沖線
60	一ノ瀬橋	中畦クボノ線
61	無名橋	中畦大森線
62	無名橋	鎌土祝谷線
63	岡橋	久保成岡線
64	宮の下橋	宮の下竜蔵寺線
65	無名橋	今生薬師堂線
66	無名橋	日野北田藤井線
67	無名橋	船戸才太郎線
68	福扇橋	本川船戸線
69	義ノ橋	船戸泉線
70	空戸橋	小田深山久万線
71	無名橋	小田深山久万線
72	桶小屋橋	小田深山久万線
73	無名橋	北地高岡線
74	無名橋	北地高岡線
75	無名橋	打木藤村線
76	平野橋	平野道德線
77	大芝橋	道德熊の藪線
78	白ヶ滝橋	白ヶ滝掛橋線
79	京の森橋	町村豊谷線
80	石ヶ橋	町村豊谷線
81	豊谷橋	町村豊谷線
82	豊栄橋	京の森豊栄線
83	堂村線	三畝町峠の峰線
84	分財子橋	中組ナバイ線
85	瀬戸ノ湊橋	天神向山線
86	桜原橋	中田渡桜原線
87	土居前橋	中田渡線
88	倉谷橋	倉谷倉頭線
89	浮舟橋	浮船水田線
90	室屋谷橋	大込室屋谷線
91	畑谷橋	本成畑谷線
92	河原橋	本成畑谷線
93	無名橋	打越詰デヒケ谷線
94	倉谷橋	倉谷入口線
95	赤坂橋	高市高松線
96	八幡橋	中田渡線
97	無名橋	浮船折谷線
98	上田渡橋	上田渡線

## 〔通信関係〕

## ○防災行政用無線局設置場所一覧

## 1 防災行政用無線局（移動系）

無線局の種別 (空中線電力)	呼出名称	設置(常設)場所
基地局(10W)	ぼうさいうちこちょう (総務)	内子町平岡甲168番地 内子町役場 本庁内
陸上移動局 (10W)	ぼうさいうちこちょう 1	
陸上移動局 (10W)	ぼうさいうちこちょう 2	
基地局 (10W)	ぼうさいうちこぶんちょう (総務 建設 車庫)	内子町内子1515番地 内子町役場 内子分庁内
陸上移動局 (10W)	ぼうさいうちこぶんちょう 1	
陸上移動局 (10W)	ぼうさいうちこぶんちょう 2	
陸上移動局 (10W)	ぼうさいうちこぶんちょう 3	
陸上移動局 (10W)	ぼうさいうちこぶんちょう 4	
陸上移動局 (10W)	ぼうさいうちこぶんちょう 5	
陸上移動局 (10W)	ぼうさいうちこぶんちょう 6	
陸上移動局 (10W)	ぼうさいうちこぶんちょう 7	
陸上移動局 (10W)	ぼうさいうちこぶんちょう 8	
陸上移動局 (10W)	ぼうさいうちこぶんちょう 9	
陸上移動局 (10W)	ぼうさいうちこぶんちょう 10	
陸上移動局 (1W)	ぼうさいうちこぶんちょう 11	
陸上移動局 (1W)	ぼうさいうちこぶんちょう 12	
陸上移動局 (1W)	ぼうさいうちこぶんちょう 13	
陸上移動局 (1W)	ぼうさいうちこぶんちょう 14	
陸上移動局 (5W)	ぼうさいうちこぶんちょう 15	
陸上移動局 (5W)	ぼうさいうちこぶんちょう 16	
陸上移動局 (10W)	ぼうさいうちこぶんちょう 17	
陸上移動局 (10W)	ぼうさいうちこぶんちょう 18	
陸上移動局 (5W)	ぼうさいうちこぶんちょう 19	

陸上移動局 (10W)	ぼうさいうちこぶんちょう 20	内子町小田82番地 内子町役場 小田支所内
基地局 (10W)	ぼうさい おだししよ (総務)	
陸上移動局 (10W)	ぼうさい おだししよ 1	
陸上移動局 (10W)	ぼうさい おだししよ 2	
陸上移動局 (10W)	ぼうさい おだししよ 901	
陸上移動局 (10W)	ぼうさい おだししよ 902	
陸上移動局 (10W)	ぼうさい おだししよ 903	
陸上移動局 (10W)	ぼうさい おだししよ 904	
陸上移動局 (10W)	ぼうさい おだししよ 905	
陸上移動局 (10W)	ぼうさい おだししよ 906	
陸上移動局 (10W)	ぼうさい おだししよ 907	
陸上移動局 (10W)	ぼうさい おだししよ 908	
陸上移動局 (5W)	ぼうさい おだししよ 12	
陸上移動局 (5W)	ぼうさい おだししよ 13	
陸上移動局 (5W)	ぼうさい おだししよ 14	
陸上移動局 (5W)	ぼうさい おだししよ 15	
陸上移動局 (5W)	ぼうさい おだししよ 16	
陸上移動局 (5W)	ぼうさい おだししよ 17	
陸上移動局 (5W)	ぼうさい おだししよ 101	
陸上移動局 (5W)	ぼうさい おだししよ 102	
陸上移動局 (5W)	ぼうさい おだししよ 103	
陸上移動局 (5W)	ぼうさい おだししよ 104	
陸上移動局 (5W)	ぼうさい おだししよ 105	
陸上移動局 (5W)	ぼうさい おだししよ 106	
陸上移動局 (5W)	ぼうさい おだししよ 107	

## 2 防災行政用無線局（固定系）

〔固定局〕 内子町役場本庁 内子町役場内子分庁 内子町役場小田支所	内子町平岡甲168番地 内子町内子1515番地 内子小田82番地
〔遠隔制御機〕 内子町役場本庁	内子町平岡甲168番地
〔中継局〕	内子町立石1147番地
〔第2通信所〕 大州地区広域消防事務組合 大州消防署	大洲市大洲1034番地の4
〔通信所〕 愛媛たいき農業共同組合 内子支所	内子町内子1553番地

## 3 屋外受信設備

屋 外 子 局	受 信 設 備 設 置 場 所
廿日市	内子町内子692番地
内子消防署	内子町内子1433番地
隅川団地	内子町内子295番地
土居	内子町内子3599番地
元天理交通公園	内子町内子1029番地
栄橋	内子町内子3501番地
片山	内子町内子3263番地
畑中分館	内子町内子3359番地 2
内子保育園	内子町内子2202番地
内子町役場内子分庁	内子町内子1515番地
J A 愛媛たいき内子支所	内子町内子1553番地
本町	内子町内子1967番地
本町 2	内子町内子1690番地
高岡団地	内子町内子2602番地
青屋町	内子町内子2735番地
内子幼稚園	内子町内子2405番地
内子中学校	内子町内子2789番地
さつき団地	内子町内子4203番地
大岡	内子町城廻402番地
内子東自治センター	内子町五百木187番地
松尾	内子町五百木110番地
三島神社	内子町城廻610番地
耳戸	内子町城廻947番地
常久寺	内子町城廻722番地
下宿茂	内子町城廻1496番地
宿茂	内子町城廻1619番地 1
平山	内子町城廻2582番地先
千部	内子町城廻1260番地
七反第 1	内子町五百木348番地 1
七反第 2	内子町五百木470番地
富中	内子町五百木345番地
石浦	内子町五百木942番地
長崎	内子町村前643番地
田代	内子町五百木1803番地 1
中屋敷	内子町五百木1409番地
中和田	内子町五百木1999番地
上和田	内子町五百木2280番地
小貝谷	内子町五百木2385番地



掛木	内子町五百木2806番地
北浦	内子町村前1158番地
深谷	内子町村前2266番地
長田大岡	内子町五百木5221番地
張木	内子町五百木4985番地
上横峰	内子町五百木4677番地
日の地	内子町五百木4418番地
向河内	内子町五百木3758番地
榎谷	内子町五百木3549番地
和田村前	内子町村前2859番地
田中	内子町城廻275番地 1
成屋第 1	内子町大瀬中央5826番地
大瀬公民館	内子町大瀬中央4607番地
成屋第 2	内子町大瀬中央5945番地
高中	内子町大瀬中央5245番地
中野	内子町大瀬中央5506番地
萬福寺	内子町大瀬中央6192番地
青葉台	内子町大瀬中央5648番地3
河口	内子町大瀬中央6457番地
乙成	内子町大瀬中央4246番地
230高地	内子町大瀬中央4000番地
鶴川第 1	内子町大瀬中央2295番地
鶴川第 2	内子町大瀬中央2988番地
下大久保	内子町大瀬中央247番地
大久保集会所	内子町大瀬中央607番地
上大久保	内子町大瀬中央631番地
杖窪	内子町大瀬中央1821番地
熊ノ滝	内子町大瀬北4846番地
宮の成	内子町大瀬北4444番地
甲影第 1	内子町大瀬北3796番地
甲影第 2	内子町大瀬北3309番地
田高	内子町大瀬北2953番地
別府	内子町大瀬北1289番地
程内	内子町大瀬北930番地
景浦	内子町大瀬北382番地
石積	内子町大瀬東1523番地
川登	内子町大瀬東2056番地
路木	内子町大瀬東2148番地
梅津	内子町大瀬東2477番地
上今岡	内子町大瀬東202番地
下今岡	内子町大瀬東869番地
下江子	内子町大瀬南7553番地 1
江子	内子町大瀬南6582番地
喜田村第 1	内子町大瀬南3731番地
喜田村第 2	内子町大瀬南3645番地
喜田村第 3	内子町大瀬南3219番地
本村第 1	内子町大瀬南2886番地
本村第 2	内子町大瀬南2756番地
上日ノ地第 1	内子町大瀬南835番地
上日ノ地第 2	内子町大瀬南1696番地
仏谷	内子町大瀬南4198番地
池田中央	内子町大瀬南4507番地
竹中寺藪	内子町大瀬南5650番地
東子	内子町大瀬南4945番地
願者第 1	内子町立山3547番地
願者第 2	内子町立山4117番地

庄屋第1	内子町立山3639番地
庄屋第2	内子町立山2667番地
小藪	内子町立山4826番地 1
横山	内子町立山5483番地
茶谷第1	内子町立山1168番地
茶谷第2	内子町立山598番地
中組・無量	内子町立山2021番地
峰土	内子町立山1518番地
福岡	内子町立山695番地
鈴木	内子町袋口1535番地
程野	内子町袋口2358番地
上横平	内子町袋口229番地
下横平	内子町袋口899番地
日之地第1	内子町川中203番地
日之地第2	内子町川中440番地
幟立	内子町川中1911番地
川中中組	内子町川中2068番地
大野地	内子町川中2305番地
黒岩	内子町川中1660番地
三島神社	内子町川中608番地
境	内子町川中780番地
高谷第1	内子町川中1359番地
高谷第2	内子町川中1182番地
菖蒲	内子町論田195番地
稲月	内子町論田671番地
論田2	内子町論田1171番地
本郷	内子町論田840番地
松ノ木	内子町論田1084番地
論田3	内子町論田1506番地
本村	内子町河内2326番地
宮の成	内子町河内190番地
清田	内子町河内294番地
峰	内子町河内788番地
河内第1	内子町河内1358番地 1
河内第2	内子町河内650番地
西	内子町袋口3882番地
霜戸	内子町袋口3882番地
富岡	内子町石畳5134番地
谷	内子町袋口3317番地
竹の成	内子町石畳77番地
落合	内子町石畳2717番地 1
小狭	内子町石畳2773番地
岡の成	内子町石畳2980番地
古橋	内子町石畳2111番地
東	内子町石畳4901番地
峰の成	内子町石畳792番地
麓本村	内子町石畳1115番地
黒内坊1	内子町五十崎甲2093番地13
黒内坊2	内子町五十崎乙708番地 1
黒内坊3	内子町五十崎乙722番地 1
鳥越	内子町五十崎乙543番地 2
上町	内子町五十崎甲1350番地 1
上村	内子町五十崎甲1562番地 1
新川	内子町五十崎甲1288番地
妙見	内子町五十崎甲923番地 2
八代	内子町五十崎甲823番地 2

昭和	内子町五十崎甲553番地 5
神南	内子町五十崎乙881番地20
大久喜	内子町大久喜甲737番地 1
奈良野	内子町福岡甲35番地 2
福岡	内子町福岡丙155番地 2
下宿間	内子町宿間甲617番地 3
上宿間 1	内子町宿間甲40番地 3
上宿間 2	内子町宿間甲1058番地
新田	内子町北表甲280番地
北浦	内子町北表甲838番地
大成	内子町北表甲893番地 2
泉谷	内子町北表甲1167番地
山鳥坂	内子町山鳥坂已757番地 3
オヤブ	内子町山鳥坂已611番地 1
上川上	内子町只海甲160番地
下川上	内子町北表甲1860番地 2
下藤社	内子町只海甲1002番地
上藤社	内子町只海甲1459番地
池窪	内子町重松甲2164番地
亀井	内子町重松甲2528番地 3
上重松 1	内子町重松甲1419番地 1
上重松 2	内子町重松甲1424番地 1
駄馬	内子町重松甲836番地 3
下重松 1	内子町重松甲280番地 3
下重松 2	内子町重松乙474番地 1
大久保	内子町重松甲574番地 2
柿原 1	内子町平岡甲2133番地
柿原 2	内子町平岡甲1076番地 3
平野	内子町平岡甲1943番地 2
岡	内子町平岡甲1569番地
西沖 1	内子町平岡甲38番地
西沖 2	内子町平岡甲168番地
古田 1	内子町五十崎甲339番地 5
古田 2	内子町五十崎甲316番地 1
山王	内子町大久喜甲468番地 1
安瀬部	内子町北表甲598番地 1
谷・成内	内子町北表甲973番地 7
畦々	内子町白杵2874番地
本成	内子町白杵3286番地
大込	内子町白杵3685番地
上田渡	内子町上田渡737番地
中田渡	内子町中田渡1589番地
七津	内子町中田渡2219番地
吉野川	内子町吉野川2027番地
突合	内子町吉野川26番地第 2
尾首	内子町立石1147番地
中組	内子町立石1298番地
天神	内子町立石936番地
南山	内子町南山1199番地
水元	内子町寺村2245番地
水地	内子町寺村53— 1 番地
中通り	内子町寺村1073番地
中学校	内子町寺村2835— 2 番地
町上	内子町小田376番地
掛橋	内子町日野川1985番地先
日の泉	内子町日野川839番地先

大平	内子町大平1111番地
舟戸	内子町本川1955番地
寺成	内子町本川570-1番地
野村	内子町本川1306番地
宮原	内子町本川4013番地
中川西	内子町中川670番地
祝谷	内子町中川2822番地
温水	内子町中川小田深山国有林地内
湊首	内子町中川小田深山国有林地内
今生	内子町上川4165番地
久保成	内子町上川4070番地
北地	内子町上川2890番地

## ○災害時優先電話登録回線一覧

### 1 内子地区

地区名	施設名	電話番号	設置場所
内子	内子分庁	(0893) 44-2113	内子町内子1515
	内子分庁	(0893) 44-2114	内子町内子1515
	内子保育園	(0893) 44-3031	内子町内子2262
	内子幼稚園	(0893) 44-2400	内子町内子2405
	内子小学校	(0893) 44-2849	内子町内子3147
	内子中学校	(0893) 44-3155	内子町内子2789
	内子自治センター	(0893) 44-3073	内子町内子3427
	上水道第1水源地	(0893) 44-2454	内子町知清1
五城	五城保育園	(0893) 44-4700	内子町城廻275-1
	内子東自治センター	(0893) 43-0136	内子町五百木187
	長田自治会館	(0893) 45-0232	内子町五百木4192
大瀬	大瀬保育園	(0893) 47-0202	内子町大瀬中央4570
	大瀬小学校	(0893) 47-0002	内子町大瀬中央4567
	大瀬中学校	(0893) 47-1142	内子町大瀬中央5880
	大瀬自治センター	(0893) 47-0102	内子町大瀬中央4607
立川	立川幼稚園	(0893) 45-0134	内子町立山1272
	立川小学校	(0893) 45-0301	内子町立山1272
満徳	石畳へき地保育園	(0893) 43-1810	内子町石畳2604-2

	石畳小学校	(0893) 43—1679	内子町石畳4631
--	-------	----------------	-----------

## 2 五十崎地区

地区名	施設名	電話番号	設置場所
五十崎	こばと保育園	(0893) 44—2083	内子町五十崎甲945- 5
	五十崎幼稚園	(0893) 44—3158	内子町五十崎甲945- 1
	五十崎小学校	(0893) 44—2024	内子町五十崎甲1485
天神	役場本庁	(0893) 44—2123	内子町平岡甲168
	役場本庁	(0893) 44—2124	内子町平岡甲168
	くろみ保育園	(0893) 44—2281	内子町平岡甲416
	天神小学校	(0893) 44—2219	内子町平岡甲455
	五十崎中学校	(0893) 44—2329	内子町平岡甲38
	五十崎自治センター	(0893) 43—1303	内子町平岡甲185- 1
御祓	宿福自治会館	(0893) 44—4065	内子町宿間甲297- 1
	御祓小学校	(0893) 43—0620	内子町只海甲458- 2

## 3 小田地区

地区名	施設名	電話番号	設置場所
小田	役場小田支所	(089) 52—3114	内子町小田81
	役場小田支所（地震計）	(089) 50—1005	内子町小田81
	小田小学校	(089) 52—2318	内子町寺村557
	小田中学校	(089) 52—2317	内子町寺村2814
	小田学校給食センター	(089) 52—2153	内子町寺村42- 1
	小田町文化交流センター	(089) 52—3117	内子町寺村260
	小田歯科診療所	(089) 52—3067	内子町小田82
	小田保健センター	(089) 52—3115	内子町小田82
参川	参川小学校	(089) 52—2307	内子町本川3984

〔消防関係〕

○大洲地区広域消防事務組合保有救助資機材一覧

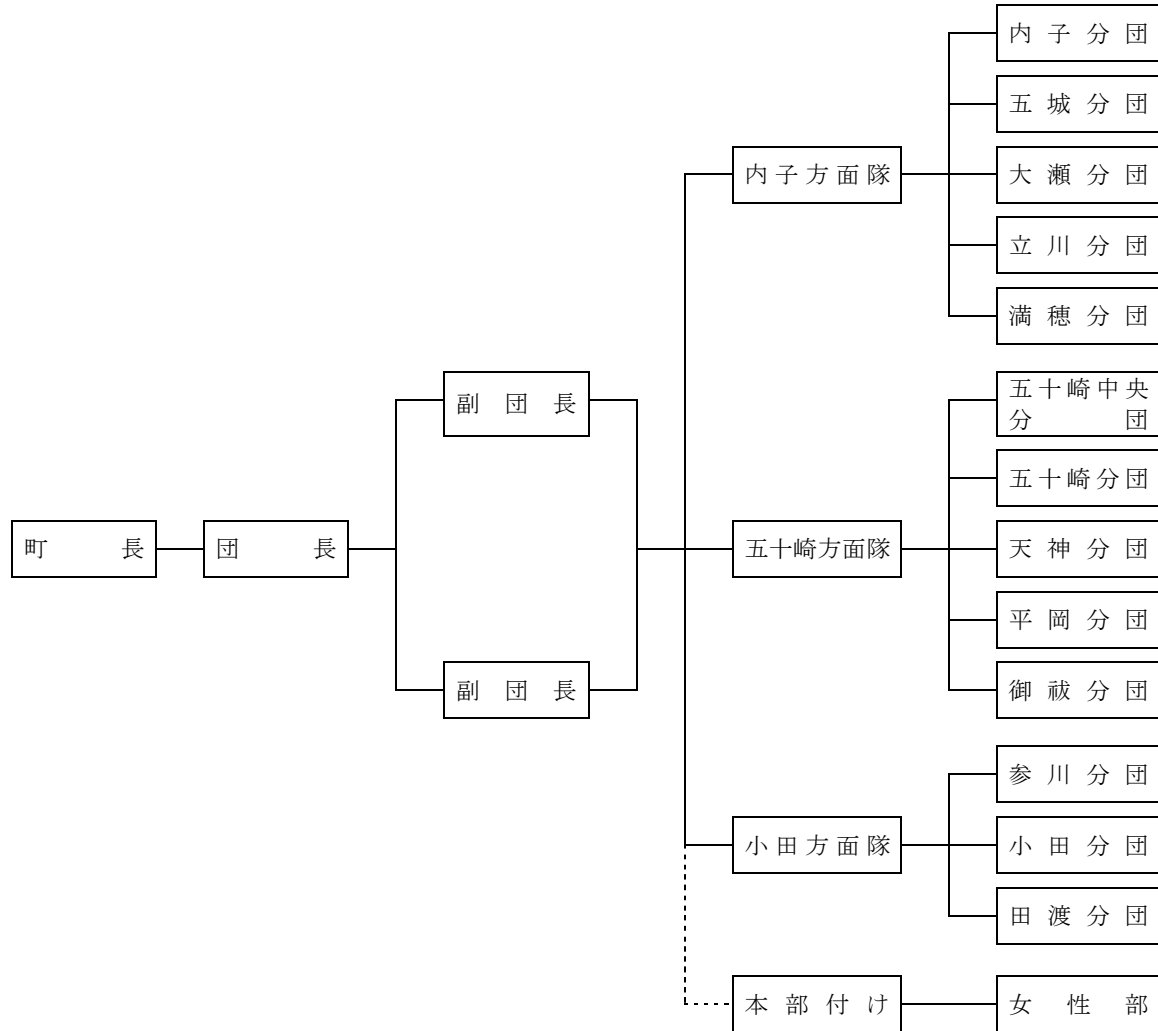
平成24年4月1日現在

品 名		配置	大洲消防署		内子消防署		備 考
			本 署	本 署	小 田 出張所		
一般救助用具	かぎ付はしご		3	1			
	二連はしご		1				
	三連はしご		4	2			
	金属折りたたみはしご		1	1	1		
	空気式救助マット		1				
	救命索発射銃		1	1			
	サバイバースリング又は救命用縛帯		4	1	1		
	平坦架		3				
重量物排除用具	油圧ジャッキ		3	2			
	油圧スプレッダー		1	1			
	可搬式ウインチ		2	1	1		
	マンホール救助器具		1	1			
	マット型空気ジャッキ		1	1			
	大型油圧スプレッター		2	1			
	チェーンブロック		1				
切断用具	油圧切断機				1		
	エンジンカッター		3	1	1		
	ガス溶断器		1	1			
	チェーンソー		2	1	1		
	鉄線カッター		8	1	1		
	空気鋸		1	1	1		
	空気切断機		1	1	1		
	大型油圧切断機		2	1			
破壊用具	万能斧		7	3	1		
	ハンマー		2	1			
	携帯用コンクリート破壊器具		1	1			
	ハンマドリル		1	1			
検知・測定用具	可燃性ガス測定器		2	1	1		
	有毒ガス測定器		1				
	酸素濃度測定器		2	1	1		
	放射線測定器		3				
	隊員用ポケット線量計		5				
呼吸保護用具	空気呼吸器		19	6	3		
	空気補充用ボンベ		57	22	6		
	簡易呼吸器			1			
	防塵マスク		41	19	9		
	送排風機		2				
隊員保護用具	耐電手袋		9	4	2		
	耐電衣		5				
	耐電ズボン		5				
	耐電長靴		8				

	活線警報器	3			
	防塵メガネ	10			
	携帯警報機	13			
	防毒マスク	17			
	陽圧式化学防護服	4			
	化学防護服	6			
	耐熱服	4			
	特殊ヘルメット	8			
水難救助用具	救命胴衣	41	10	5	
	潜水器具	3			
	ウエットスーツ	9			
	水中投光器	3			
	救命浮環	8	1	1	
	救命ボート	3	1		ゴムボート3
	船外機	2			
高度救助資器材	画像伝送探索機（Ⅰ型）	1			
	画像伝送探索機（Ⅱ型）	1			
	地中音響探知機	1			
	熱画像直視装置	1			
	夜間用暗視装置	1			
その他	投光器	8	2		
	携帯拡声器	8	3	1	
	携帯無線機	19	6	2	
	ナビゲーション	3	1		
	車両携帯電話	5	2	2	
	応急処置用セット	2		1	
	救助用降下機（レスキュー8環）	8	1	1	
	ロープ登降機	2	1		
	携帯投光器	7	12	4	
	緩降機	2			
	携帯用発電機	6	2		
	救助用バケツ	1	1		

## ○消防団の現勢

### 1 消防団の機構



### 2 消防団員数調

平成26年4月1日現在

階級別 分団名	団 長	副団長	副団長格		分団長	副分団長	部 長	班 長	団 員	計
			方面隊長	副隊長						
団 本 部	1	2					1	2	12	18
内子方面隊			1	1	5	5	22	70	282	386
五十崎方面隊			1	1	5	4	16	36	142	205
小田方面隊			1	1	3	3	10	34	150	202
合 計	1	2	3	3	13	12	49	142	586	811



## ○消防団保有機械

平成26年4月1日現在

方面隊	種別	ポンプ車	小型ポンプ付積載車	小型ポンプ積載車	小型ポンプ
	内子方面隊		2		23
五十崎方面隊		1		15	18
小田方面隊		1		12	11
小計		4		50	52

## ○消防水利の現況

平成24年4月1日現在

種別		地区別		内子	五十崎	小田	合計
消 火 栓	管    径	300mm以上					
		250mm			1		1
		200mm		12	9		21
		150mm		55	25	4	84
		125mm					
		100mm		76 (34)	26 (8)	19 (1)	121 (43)
	75mm		98 (13)	106 (12)	33	237 (25)	
小計			241 (47)	167 (20)	56 (1)	464 (68)	
防 火 水 槽	容 量	40m <sup>3</sup> 以上	有蓋	23	1	74	98
			無蓋	9		1	10
	20m <sup>3</sup> 以上 40m <sup>3</sup> 未満	有蓋	19	8	6	33	
		無蓋	26	7	3	36	
	小計			77	15	84	176
指 定 水 利			2		8	10	
合 計			329 (60)	164 (23)	148 (1)	641 (84)	

※ 消火栓欄 125～75mm ( ) は、消防水利の基準に適合しているものを再掲

## ○危険物施設一覧

平成24年4月1日現在

種別 地区	貯 蔵 所							取 扱 所			計
	屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	小計	給油取扱所	一般取扱所	小計	
内 子	5	2		8	1	3	19	15 (3)	2	17 (3)	36 (3)
五 十 崎	1	1	1	6	2	4	15	6 (1)	3	9 (1)	24 (1)
小 田	5	1		3	2	2	13	6	2	8	21
合 計	11	4	1	17	5	9	47	27 (4)	7	34 (4)	81 (4)

(注) ( ) 内の数は、完全セルフ給油取扱所を再掲したもの

## ○町内液化石油ガス販売事業者一覧

ガス販売事業者	所在地	電話番号
石丸燃料店	内子町五十崎甲1298—1	(0893) 44—2076
黒田商店	内子町平岡甲89—1	(0893) 44—2480
曾根プロパン(有)	内子町内子2058	(0893) 44—0200
富永電機ガス	内子町小田376—1	(0892) 52—2062
(有)中川ガス	内子町城廻584—1	(0893) 44—2346
平石商店	内子町平岡甲1096	(0893) 44—2305
(有)福岡ガス	内子町内子1095	(0893) 44—2225
吉田石油(株)	内子町平岡甲1—3	(0893) 44—3131
J A えひめ中央小田支所	内子町寺村1018	(0892) 52—3121

## 〔水防関係〕

## ○水防資器材保有状況一覧

平成25年1月1日現在

資材名	倉庫名				計	資材名	倉庫名				
	内子	五十崎	小田				内子	五十崎	小田		
トレリット	1,000	2,000			3,000	ペンチ	6	4			10
網・PTロープ	3	1			4	クリッパ	2	2			4
鉄線 (kg)	20	90			110	ハンマー	5	3			8
釘 (kg)		3			3	手箕	10	80			30
杭 1.0m	80	50			130	ザルカゴ	15	10			35
鉄杭 1.2・1.5m			147		147	担棒		3			3
スコップ	10	49			59	ロープ	10				10
鋸	3	11			14	防水シート	10	30			40
掛 矢	5	15			20	一輪車		3			3
おの	3	4			7	木材	69				69
鎌	5	32			37	空俵		230			230
ツルハシ	6	25			31	麻袋	250				250
山 鋏	6	14			20	シノ	5				5
鋤 簾		20			20	救命胴衣		30			30
雁 爪	3	3			6						

## ○水防資材調達業者名一覧

品 名	業 者 名	住 所	電 話
土 の う ・ 麻 袋	伊予金物合同	内子町内子	(0893) 44—2175
	内山建材	〃	(0893) 44—2195
	ダイキ内子店	内子町内子	(0893) 44—6411
な わ ・ ロ ー プ 類	伊予金物合同	内子町内子	(0893) 44—2175
	内山建材	〃	(0893) 44—2195
	武田商店	〃	(0893) 44—2044
	田中百貨店	内子町平岡	(0893) 44—2503
	ダイキ内子店	内子町内子	(0893) 44—6411
金 物 ・ 工 具 類	伊予金物合同	内子町内子	(0893) 44—2175
	内山建材	〃	(0893) 44—2195
	和田金物	〃	(0893) 44—2878
	鍛冶金物	〃	(0893) 44—2750
	川本金物	〃	(0893) 44—3029
	谷近金物	内子町平岡	(0893) 44—2633
	ダイキ内子店	内子町内子	(0893) 44—6411
杭 ・ 丸 太 類	(株)岡崎工務店内子支店	内子町内子	(0893) 44—4534
	(株)ジョ・コーポレーション内子支店	〃	(0893) 44—4141
	(株)西沢工務店	〃	(0893) 44—3392
	松本建設(有)	〃	(0893) 43—1410
	(株)森本	〃	(0893) 44—3105
	(株)山本建設	〃	(0893) 44—2638
	森田製材	〃	(0893) 44—2246
	下岡工務店(有)	内子町知清	(0893) 44—3568
	坂井建設(株)	内子町城廻	(0893) 44—4833
	(株)ブリッジカンパニー	〃	(0893) 44—4175
	内子町森林組合	〃	(0893) 44—3118
	(有)中塚鉄工所	内子町五百木	(0893) 44—6148
	(有)慎栄建設	〃	(0893) 47—1513
	(株)宮野組	〃	(0893) 47—0131
	石岡建設(株)	内子町大瀬中央	(0893) 47—0321
	高池建設(有)	〃	(0893) 47—0524
	中田建設(株)	〃	(0893) 47—0106
宮田建設(株)	〃	(0893) 47—1211	

品 名	業 者 名	住 所	電 話
杭・丸太類	大瀬木材(有)	〃	(0893) 47—0416
	(有)篠原建設	内子町大瀬北	(0893) 47—1222
	(有)二宮建設	内子町大瀬東	(0893) 47—0031
	久保興業(株)	内子町五十崎	(0893) 44—3125
	(株)土居鉄工所五十崎支店	〃	(0893) 44—3006
	(株)堀川建設内子営業所	〃	(0893) 43—0355
	井口工務店	内子町平岡	(0893) 44—2784
	(株)上田組	〃	(0893) 44—4826
	(有)西野組	〃	(0893) 44—5222
	(株)りくう	〃	(0893) 44—3579
	平野製材所	内子町宿間	(0893) 44—2437
	中川建設(株)	内子町中川	(0892) 52—2209
	西岡建設(株)	〃	(0892) 52—2258
	坂本材木店(有)	〃	(0892) 52—2064
	(株)泉索道建設	内子町本川	(0892) 52—2789
	(有)上野組	内子町小田	(0892) 52—2221
	(株)小田森林ログハウジング	内子町寺村	(0892) 52—2122
	河野開発(株)	内子町立石	(0892) 52—3385
大久保建設(株)	内子町上田渡	(0899) 69—2222	

## ○水防危険箇所一覧

河川 海岸名	水防区域		特に危険な箇所及び対策					関係区域			避難場所	備考	
	左右岸	延長 (m)	左右岸	延長 (m)	危険な 状態	水防対策 工法	必要資材 及び数量	担当消防団 及び人数	集落名	戸数 (戸)			人口 (人)
麓川	左	40	右	40	溢水 決壊	積み 土のう工	土のう袋 1,000枚	五城分団 87名	田中区	30	95	内子東自治センター	橋2
	右	40											
小田川	左	30							上川	8	18	上川自治会館	
	右	50											
小田川	右	50							寺村	3	10	寺村自治会館	

## ○ため池一覧表

番号	施設コード	名 称	所 在 地
1	383850001	尾首池	内子町立石
2	383850002	竹崎池	内子町立石八ツ松
3	383850003	林池	内子町立石八ツ松
4	383850004	山内池	内子町立石八ツ松
5	383850005	山内池	内子町立石八ツ松
6	383850006	高橋池	内子町立石八ツ松
7	383850007	向井池	内子町立石尾首
8	383850008	向井池	内子町立石尾首
9	383850009	丸岡池	内子町立石尾首
10	383850010	石村池	内子町立石尾首
11	383850011	亀岡池	内子町立石尾首
12	383850012	第1丸本池	内子町立石尾首
13	383850013	第2丸本池	内子町立石尾首
14	383850014	丸岡池	内子町立石尾首
15	383850015	曾根池	内子町立石日浦
16	383850016	曾根池	内子町立石日浦
17	383850017	本田池	内子町立石日浦
18	383850018	太田池	内子町立石日浦
19	383850019	泉池	内子町立石日浦
20	383850021	梅本池	内子町立石日浦
21	383850022	山本池	内子町立石天神下
22	383850023	宮本池	内子町立石天神下
23	383850024	水地池	内子町寺村
24	383850025	田中池	内子町寺村庚申松
25	383850026	石山池	内子町寺村日野川掛橋
26	383850027	亀田池	内子町寺村日野川掛橋
27	383850028	亀田池	内子町寺村日野川掛橋
28	383850030	高橋池	内子町立石
29	383850031	上池	内子町立石
30	383850032	第3丸本池	内子町立石尾首
31	383850033	庚申松池	内子町寺村庚申松
32	384220001	堺谷池	内子町内子字堺谷
33	384220002	稲月大池	内子町論田

34	384220003	菖蒲大池	内子町論田
35	384220004	弓削池	内子町石畳
36	384220005	幸床池	内子町立山
37	384220006	宮前池	内子町立山
38	384220007	平山新池	内子町城廻
39	384220008	宮ノ奥池	内子町城廻
40	384220009	長又池	内子町五百木
41	384220010	黒岩池	内子町大瀬乙成
42	384220011	喜田村池	内子町大瀬喜田村
43	384220012	江子大池	内子町大瀬天ガ内
44	384220013	熊ノ滝池	内子町大瀬熊ノ滝
45	384220014	宮ノ成池	内子町大瀬熊の滝
46	384220015	山岡池	内子町大瀬北
47	384220016	駄場池	内子町内子甲 310-4
48	384220017	清正池	内子町城廻
49	384220018	滝ノ奥池	内子町内子滝ノ奥
50	384220019	カナンボ池	内子町五百木
51	384220020	高中池	内子町大瀬高中
52	384220021	新池(知清)	内子町知清
53	384220022	水越池	内子町大瀬江子
54	384220023	ゴマジリ池	内子町大瀬乙成
55	384220024	コブの谷池	内子町大瀬江子
56	384220025	ショケ池	内子町石畳東
57	384220026	堂外地池	内子町大瀬南喜田村
58	384220027	荻池	内子町大瀬豊後
59	384230001	肥田池	内子町五十崎甲 1729
60	384230002	ひょうたん池	内子町五十崎甲 1883-1
61	384230003	平尾池	内子町五十崎甲 181-2
62	384230004	亀岡池	内子町平岡甲 1600
63	384230005	上池の上池	内子町平岡甲 1634
64	384230006	上池	内子町平岡甲 1253
65	384230007	山竹池	内子町重松甲 755-1
66	384230008	日の浦池	内子町重松甲 971
67	384230009	東中池	内子町只海甲 677
68	384230010	大野上池	内子町只海甲 1207-1
69	384230011	徳田東池	内子町只海甲 1405
70	384230012	小西上池	内子町只海甲 1438-1

71	384230013	要池	内子町只海甲 1037
72	384230014	宮久保池	内子町只海甲 1496-2
73	384230015	大松池	内子町只海甲 1477-2
74	384230016	大野東池	内子町只海甲 1417-4
75	384230017	山上池	内子町只海甲 971
76	384230018	藤中池	内子町只海甲 647
77	384230019	北表池	内子町北表甲 803
78	384230020	西永池	内子町北表甲 1428-1
79	384230021	清水池	内子町北表甲 1392
80	384230022	亀ヶ淵池	内子町重松甲 147-1
81	384230023	つるか池	内子町五十崎甲 1769-1
82	384230024	包谷池	内子町五十崎甲 1071-1
83	384230025	大成池	内子町重松甲 65
84	384230026	井上池	内子町重松甲 767
85	384230027	古池	内子町重松甲 690
86	384230028	新池	内子町重松甲 679
87	384230029	久保池	内子町重松甲 2312-3
88	384230030	季羽池	内子町只海甲 700
89	384230031	大野西池	内子町只海甲 681
90	384230032	大野下池	内子町只海甲 1194-1
91	384230033	徳田西池	内子町只海甲 1329-1
92	384230034	小西下池	内子町只海甲 1408
93	384230035	山本池	内子町福岡乙 144
94	384230036	松原池	内子町重松甲 2386
95	384230037	平池	内子町只海甲 768-1
96	384230038	森石池	内子町重松甲 2698
97	384230039	亀岡池	内子町重松甲 1151-1
98	384230040	宮内池	内子町重松甲 1506-4
99	384230041	森石池	内子町重松甲 2710
100	384230042	山岡池	内子町五十崎甲 481
101	384230043	坂本池	内子町重松甲 1190-2



## ○町内雨量、水位観測所

## 1 一般雨量観測所

区 分	河 川 名	観 測 所 名	位 置	観 測 者	種 別
県	肱川 (小田川)	大瀬北	内子町大瀬 中央	大洲土木事務所長	テレメーター
松山地方 気象台	小田川	獅子超峠	内子町本川	—	アメダス
国土交通 省	肱川 (小田川)	大瀬	内子町大瀬 中央	大洲河川国道事務 所長	テレメーター
〃	仁淀川 (黒川)	獅子越	内子町中川	大渡ダム管理事務 所長	テレメーター

## 2 特定水位観測所

区 分	河 川 名	観 測 所 名	位 置	種 別	通報水位	警戒水位	観 測 者
県	小田川	大瀬	内子町大瀬	テレメー ター	4.00m	4.80m	大洲土木事務所長

## 3 一般水位観測所

区 分	河 川 名	観測所名	位 置	観 測	種 別	通 報 水 位	警 戒 水 位	観 測 者
県	田渡川	上田渡	内小町上田渡	洪水時	普通	2.30m	3.00m	大洲土木 事務所長
県	肱川 (小田川)	小田	内子町小田	洪水時	普通	2.00m	2.50m	〃
国土交 通省	肱川 (河辺川)	内子	内子町内子	常時	自記 テレメーター	2.00m	—	大洲河川 国道事務 所長

## 〔災害危険箇所〕

## ○地すべり防止区域指定箇所一覧

平成25年1月1日現在

(農林水産省所管：農政局)

番号	地区番号	区域名
1	9	丙成
2	10	川登
3	12	八ツ松
4	15	尾首
5	16	西泉
6	18	東
7	31	小田日浦
8	42	野村
9	46	倉頭
10	48	江子
11	50	上成
12	52	掛橋
13	63	峰
14	64	蔵ヶ谷
15	65	北浦
16	72	新田
17	75	つづら谷
18	81	池田
19	91	亀ヶ谷
20	97	庚申松
21	107	小田大平
22	110	下成
23	111	富岡
24	124	吉野川
25	126	本郷
26	137	白石
27	147	宮ノ谷
28	150	池窪
29	154	重松
30	155	泉谷
31	159	室屋谷
32	160	源台
33	164	川中
34	180	宮ノ首
35	186	藤社

(農林省所管：林野庁)

番号	地区番号	区域名
1	30	風穴
2	33	石畳
3	41	上川

(国土交通省所管)

番号	危険箇所 番号	箇所名
1	140	イナヤ
2	143	亀の上
3	146	今生
4	148	久保野
5	149	白水
6	152	大平
7	154	日野川
8	155	立石
9	159	上田渡
10	161	桜原
11	163	宮の谷
12	239	池田
13	235	喜田村
14	236	徳積
15	242	上大久保
16	241	杖窪
17	238	本村
18	243	麓
19	233	下立山

## ○地すべり危険箇所一覧表

(国土交通省所管)

平成25年1月1日現在

番号	危険箇所番号	区域名	番号	危険箇所番号	区域名
1	139	水地	21	160	植木
2	140	イナヤ	22	161	桜原
3	142	恩地	23	163	宮の谷
4	143	亀の上	24	164	蔭
5	144	宮原	25	232	岡の成
6	145	蔵ヶ谷	26	233	下立山
7	146	今生	27	234	茶屋
8	147	久保成	28	235	喜田村
9	148	久保野	29	236	徳積
10	149	白水	30	237	上日の地
11	150	猪之谷	31	238	本村
12	151	打木	32	239	池田
13	152	大平	33	240	鈴木
14	153	泉	34	241	杖窪
15	154	日野川	35	242	上大久保
16	155	立石	36	243	麓
17	156	柚平	37	503	ヒエジリ
18	157	倉谷	38	509	田高
19	158	臼杵	39	511	高谷
20	159	上田渡			

## ○土砂災害（特別）警戒区域 指定箇所一覧

【内子地区】

平成25年1月1日現在

番号	区域名	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	箇所・溪流番号	自然災害の種類
1	路木	○	○	422-I-1352 (1)	急傾斜地の崩壊
2	下今岡	○	○	422-I-1359 (1)	急傾斜地の崩壊
3	別府	○	○	422-I-1360 (1)	急傾斜地の崩壊
4	乙成	○	○	422-I-1370 (1)	急傾斜地の崩壊
5	河口B	○	○	422-I-1373 (1)	急傾斜地の崩壊
6	成屋C	○	○	422-I-1376 (1)	急傾斜地の崩壊
7	掛木	○	○	422-I-1379 (1)	急傾斜地の崩壊
8	高中	○	○	422-I-1380 (1)	急傾斜地の崩壊
9	境B	○	○	422-I-1390 (1)	急傾斜地の崩壊
10	鳥居元	○	○	422-I-1391 (1)	急傾斜地の崩壊
11	幟立	○	○	422-I-1397 (1)	急傾斜地の崩壊
12	中組A	○	○	422-I-1398 (1)	急傾斜地の崩壊
13	鈴木A	○	○	422-I-1402 (1)	急傾斜地の崩壊
14	茶谷	○	○	422-I-1405 (1)	急傾斜地の崩壊
15	大城	○	○	422-I-1409 (1)	急傾斜地の崩壊
16	本村B	○	○	422-I-1411 (1)	急傾斜地の崩壊
17	中土	○	○	422-I-1417 (1)	急傾斜地の崩壊
18	水戸森	○	○	422-I-1419 (1)	急傾斜地の崩壊
19	麓A	○	○	422-I-1420 (1)	急傾斜地の崩壊
20	岡町	○	○	422-I-1421 (1)	急傾斜地の崩壊
21	八日市	○	○	422-I-1423 (1)	急傾斜地の崩壊
22	廿日市	○	○	422-I-1425 (1)	急傾斜地の崩壊
23	中組B	○	○	422-I-1430 (1)	急傾斜地の崩壊
24	程野	○	○	422-I-1434 (1)	急傾斜地の崩壊
25	落合	○	○	422-I-1436 (1)	急傾斜地の崩壊
26	小狭	○	○	422-I-1439 (1)	急傾斜地の崩壊
27	程内B	○	○	422-I-2712 (1)	急傾斜地の崩壊
28	藤の瀬	○	○	422-I-2718 (1)	急傾斜地の崩壊
29	護国	○	○	422-II-117 (1)	急傾斜地の崩壊
30	堤川	○	○	422-1267-1	土石流
31	堤川	○	○	422-1267-2	土石流
32	清正川	○	○	422-1268	土石流
33	椿谷川	○	○	422-1270-2	土石流
34	御子神川	○	○	422-1273	土石流
35	中組川	○	○	422-1277	土石流
36	小菽川	○	○	422-1279	土石流
37	七反川	○	○	422-1281	土石流
38	瘤谷川	○	○	422-1286	土石流
39	向河内川	○	○	422-1287	土石流
40	寺谷川	○	○	422-1290	土石流
41	程内北川	○	○	422-1295	土石流
42	田高川	○	○	422-1296-1	土石流
43	田高川	○	○	422-1296-2	土石流
44	田高川	○	○	422-1296-3	土石流
45	田高川	○	○	422-1296-4	土石流
46	西の谷川	○	○	422-1298-1	土石流
47	西の谷川	○	○	422-1298-2	土石流

48	十郎谷川	○	○	422—1299	土石流
49	畑谷川	○	○	422—1300	土石流
50	谷合川	○	○	422—1303	土石流
51	松葉谷川	○	○	422—1304	土石流
52	からり川	○	○	422—1305—1	土石流
53	からり川	○	○	422—1305—2	土石流
54	からり川	○	○	422—1305—3	土石流
55	地谷川	○	○	422—1306	土石流
56	ウスヌワ川	○	○	422—1307	土石流
57	駄場川	○		422—1265	土石流
58	高昌寺川	○		422—1269	土石流
59	椿谷川	○		422—1270—1	土石流

## 【五十崎地区】

1	萱が谷川	○	○	423—1308—1	土石流
2	萱が谷川	○	○	423—1308—2	土石流
3	萱が谷川	○	○	423—1308—3	土石流
4	ヒョウタン川	○	○	423—1317	土石流
5	門松南川	○	○	423—1319	土石流
6	川上西川	○	○	423—1328	土石流
7	門松川	○		423—1320	土石流

## 【小田地区】

1	峰	○	○	385—I—877 (1)	急傾斜地の崩壊
2	徳谷	○	○	385—I—879 (1)	急傾斜地の崩壊
3	薬師堂	○	○	385—I—894 (1)	急傾斜地の崩壊
4	京の森	○	○	385—I—897 (1)	急傾斜地の崩壊
5	上源台	○	○	385—I—901 (1)	急傾斜地の崩壊
6	中組	○	○	385—I—902 (1)	急傾斜地の崩壊
7	宮ノ首	○	○	385—I—903 (1)	急傾斜地の崩壊
8	天神下	○	○	385—I—2603 (1)	急傾斜地の崩壊
9	畑谷川	○	○	385—1119	土石流
10	桜原川	○	○	385—1123	土石流
11	イナヤ谷川	○	○	385—1125	土石流
12	林慶川	○	○	385—1126	土石流
13	七瀬谷川	○	○	385—1127	土石流
14	ウマジ谷川	○	○	385—1128	土石流
15	西左大平谷川	○	○	385—1129	土石流
16	大平川	○	○	385—1130	土石流
17	モチユ谷川	○	○	385—1132	土石流
18	オカン谷川	○	○	385—1135	土石流
19	フロノオク谷川	○	○	385—1137	土石流
20	亀ヶ谷川	○	○	385—1139	土石流
21	猪谷川	○	○	385—1140	土石流
22	今生谷川	○	○	385—1141	土石流
23	岩岡谷川	○	○	385—1142	土石流
24	祝谷川	○	○	385—1146	土石流
25	クロケ谷川	○	○	385—1149	土石流
26	タイフ谷川	○	○	385—1150	土石流
27	矢が谷川	○	○	385—1153	土石流
28	樽奥谷川	○	○	385—1154	土石流
29	豊谷川	○	○	385—1155	土石流
30	相ノ木川	○	○	385—1158	土石流
31	下中組谷川	○	○	385—1159	土石流
32	日浦谷川	○	○	385—1160	土石流

## ○急傾斜地崩壊危険箇所一覧表

平成25年1月1日現在

## 1 ランク I

番号	箇所番号	箇所名
1	865	滝上
2	866	大込
3	867	栄
4	868	七津下
5	869	中田渡
6	871	桜原A
7	872	除ヶ
8	875	突合
9	876	谷B
10	877	谷A
11	879	徳谷
12	880	泉
13	881	立石中組
14	882	花の木
15	883	林慶
16	884	恩地
17	885	亀の上
18	886	町村
19	888	北田B
20	889	桑原
21	890	藤井
22	891	鎌土B
23	892	鎌土A
24	893	亀谷
25	894	薬師堂
26	895	久保成
27	896	北地
28	897	京の森
29	898	町下B
30	900	打木
31	901	上源台
32	902	中組
33	903	宮ノ首
34	2603	天神下
35	1351	梅津
36	1352	路木
37	1353	東路木
38	1354	川登
39	1355	川登B
40	1356	今岡口
41	1357	石積
42	1358	上今岡
43	1359	下今岡
44	1360	別府
45	1361	駄馬
46	1362	日浦

番号	箇所番号	箇所名
47	1363	田高A
48	1365	程内
49	1367	森山
50	1368	杖窪
51	1369	上大久保
52	1370	乙成
53	1371	鶴川
54	1372	河口A
55	1373	河口B
56	1374	成屋A
57	1375	成屋B
58	1376	成屋C
59	1377	成屋D
60	1378	田代
61	1379	掛木
62	1380	高中
63	1381	上和田A
64	1382	上和田B
65	1383	上和田C
66	1384	中屋敷
67	1386	向河内B
68	1387	榎谷
69	1388	高谷
70	1389	境A
71	1390	境B
72	1391	鳥居元
73	1392	上日野地
74	1394	下日野地B
75	1396	下横平
76	1397	職立
77	1398	中組A
78	1400	大野地
79	1402	鈴木A
80	1403	鈴木B
81	1404	無量
82	1405	茶屋
83	1406	横山
84	1407	庄屋
85	1408	西組
86	1409	大城
87	1410	本村A
88	1411	本村B
89	1412	下の前
90	1414	石浦
91	1415	富浦
92	1416	長野

番号	箇所番号	箇所名
93	1417	中土
94	1418	七反
95	1419	水戸森
96	1420	麓A
97	1421	岡町
98	1422	黒瀬
99	1423	八日市
100	1424	福山
101	1425	廿日市
102	1426	稲月
103	1430	中組B
104	1431	上組
105	1432	西
106	1433	霜戸
107	1434	程野
108	1435	富岡
109	1436	落合
110	1439	小狭
111	1440	麓B
112	2712	程内B
113	2713	麓C
114	2714	立山中組
115	2715	城廻A
116	2716	城廻B
117	2717	岡の成
118	2718	藤の瀬
119	2719	茶屋B
120	1441	門松
121	1442	上村
122	1443	妙見
123	1444	古田(上)
124	1445	古田A
125	1446	古田(中)
126	1447	山王
127	1448	上宿間A
128	1449	上宿間B
129	1450	張木
130	1451	亀井
131	1452	成内
132	1453	川上(中)
133	1454	だらり
134	2612	古田B
135	2720	上重松
136	2721	亀井1
137	117	護国

## 2 ランクⅡ

## 【内子地区】

箇所番号	箇所名
1	竹の瀬A
2	岡の成B
3	福岡A
4	藤の瀬B
5	大岡A
7	白石
9	無量
10	上横平
11	程野A
12	上組A
13	峯
15	高谷B
16	高谷C
21	西組
22	無量A
23	福岡
24	富岡
25	論田
26	菖蒲A
27	菖蒲B
29	桧A
31	宿茂A
36	宿茂F
37	平山A
38	平山B
39	江子E
40	張木
44	竹の瀬B
45	北浦A
47	上成
50	甲景山C
51	甲景山D
52	熊の滝B
53	長野A
55	乙成C
56	中野

箇所番号	箇所名
57	成屋
61	川登C
63	東路木B
64	佛谷
65	徳積B
66	徳積C
67	徳積D
68	徳積E
69	東子
70	本村A
72	本村C
73	本村D
74	上日の地A
75	上日の地B
76	江子A
77	江子B
78	江子C
79	知清
82	竹の成A
83	本村A
84	藤の瀬C
85	落合A
86	落合B
87	藤の瀬D
88	藤の瀬E
89	西C
90	東A
91	本村B
92	桧B
93	桧C
94	桧D
95	袖藪A
96	袖藪B
97	袖藪C
98	水戸森A
99	水戸森B

箇所番号	箇所名
100	水戸森C
101	耳戸A
102	耳戸B
103	千部A
104	千部B
105	千部C
106	江子F
107	長田A
108	長田B
109	長田C
110	大岡B
111	甲景山E
112	甲景山F
113	池田
114	江子D
115	河内A
116	河内B
117	河内C
118	河内D
119	河内E
120	竹の成B
121	中横平
122	日野地
123	大野地
124	熊の滝A
125	甲景山G
126	峯土
127	東B
128	上和田B
129	日野地C
130	上大久保A
131	上大久保A
132	竹中A
133	佛谷B
134	徳積F

## 【五十崎地区】

箇所番号	箇所名
2	鳥越B
3	鳥越C
4	鳥越D
5	上村
6	中町
7	桜谷
8	妙見
10	古田B
11	大久喜A
12	大久喜B
13	大久喜C
14	大久喜D
15	平野A
16	平野B
17	平野C
18	岡
19	駄場A
20	駄馬B
21	駄馬C
22	駄馬D
23	駄馬E
24	駄馬F
27	上竹A
28	上竹B
29	上竹C
30	上竹D
31	上竹E
32	上竹F
33	上竹G
34	上竹H
35	上竹I

箇所番号	箇所名
36	上竹J
37	上竹K
40	亀井A
43	亀井D
44	池窪A
46	池窪C
47	棒ノ端
48	ハセバ
49	寺ノ下
50	新開A
51	新開B
52	新開C
53	亀ノ甲
54	倉津和
55	弦巻A
56	弦巻B
57	弦巻C
58	弦巻D
59	白岩A
61	奈良野A
62	奈良野B
63	奈良野C
65	猪場
66	下藤社
67	上藤社A
68	上藤社B
69	上藤社C
70	赤場谷
71	成内
72	川上A
73	川上B

箇所番号	箇所名
74	川上C
75	川上D
76	谷A
77	谷B
78	谷C
79	谷D
80	谷E
81	谷F
82	谷G
83	新田A
84	新田B
85	新田C
86	新田D
87	新田E
88	新田F
92	北浦C
93	南谷
94	オヤブA
95	オヤブB
96	オヤブC
97	鳥後E
98	鳥越F
99	鳥越G
100	池窪D
101	池窪E
102	上藤社D
103	川上E
104	谷H
105	谷I
106	谷J
107	成内B



## 【小田地区】

箇所番号	箇所名
1	中畦
2	田窪A
3	田窪B
4	北地
5	久保成
6	宮下
7	鈴の子
8	祝谷A
9	祝谷B
10	祝谷B
11	桑原A
12	桑原B
13	蔵ヶ谷A
14	蔵ヶ谷B
15	蔵ヶ谷C
16	宮原A
17	宮原B
18	打木A
19	打木B
20	寺成A
21	寺成B
22	野村A
23	野村B
24	北田
25	日野川

箇所番号	箇所名
26	掛橋A
27	掛橋B
28	日野
29	宮の谷
30	町村
31	豊谷
32	林慶
33	早の瀬
34	堂村
35	水地A
36	水地B
37	水地C
38	水元
39	室谷谷A
40	大込
41	配の京
42	天神中
43	天神上
44	中組
45	峰
46	上成
47	桜原
48	宮の首
49	下源台
50	吉野川A

箇所番号	箇所名
51	吉野川B
52	本村A
53	本村B
54	早の瀬
55	中田渡
56	桜原B
57	桜原C
58	栄
59	七津
60	柚ノ平
61	ヌタントA
62	ヌタントB
63	上田渡
64	倉頭A
65	倉頭B
66	折谷
67	室屋谷
68	本成A
69	本成B
70	本成C
71	後谷A
72	後谷B
73	後谷C
74	畦々A
75	畦々B

## ○土石流危険溪流

平成25年1月1日現在

番号	溪流番号	河川名	溪流名
1	K385-1117	田渡川	七津川
2	K385-1118	大込川	室屋谷川
3	K385-1119	畑谷川	畑谷川
4	K385-1120	倉頭川	倉頭川
5	K385-1121	田渡川	堂ノ浦川
6	K385-1122	桜原川	桜原左谷川
7	K385-1123	桜原川	桜原川
8	K385-1124	小田川	水地谷川
9	K385-1125	小田川	イナヤ谷川
10	K385-1126	小田川	林慶川
11	K385-1127	大平川	七瀬谷川
12	K385-1128	大平川	ウマジ谷川
13	K385-1129	大平川	西左大平谷川
14	K385-1130	大平川	大平川
15	K385-1131	小田川	ナノ谷川
16	K385-1132	小田川	モチユ谷川
17	K385-1133	小田川	ハイジロ谷川
18	K385-1134	小田川	犬養谷川
19	K385-1135	小田川	オサン谷川
20	K385-1136	小田川	藤井谷川
21	K385-1137	小田川	フロノオク谷川
22	K385-1138	小田川	相谷川
23	K385-1139	小田川	亀ヶ谷川
24	K385-1140	小田川	猪谷川
25	K385-1141	小田川	合生谷川
26	K385-1142	小田川	岩岡谷川
27	K385-1143	小田川	柚子谷川
28	K385-1144	小田川	左白水川
29	K385-1145	小田川	面谷川
30	K385-1146	小田川	祝谷川
31	K385-1147	小田川	蔵谷川
32	K385-1148	打木川	打木川
33	K385-1149	小田川	クロケ谷川
34	K385-1150	小田川	タイフ谷川
35	K385-1151	小田川	森谷川
36	K385-1152	船戸川	舟戸川
37	K385-1153	小田川	矢が谷川
38	K385-1154	小田川	樽奥谷川
39	K385-1155	豊谷川	豊谷川
40	K385-1156	小田子川	中ヒダ川
41	K385-1157	小田子川	小田子川
42	K385-1158	立石川	相ノ木川
43	K385-1159	立石川	下中組谷川
44	K385-1160	立石川	日浦谷川
45	OZ422-1265	小田川	駄馬川
46	OZ422-1266	郷之谷川	郷之谷川
47	OZ422-1267	清正川	堤川

48	OZ422—1268	清正川	清正川
49	OZ422—1269	清正川	高昌寺川
50	OZ422—1270	麓川	椿谷川
51	OZ422—1271	麓川	下河内川
52	OZ422—1272	麓川	横の地川
53	OZ422—1273	麓川	御子神川
54	OZ422—1274	麓川	千部山川
55	OZ422—1275	中山川	紫の瀬川
56	OZ422—1276	中山川	本村川
57	OZ422—1277	中山川	中組川
58	OZ422—1278	中山川	淡嶋川
59	OZ422—1279	中山川	小藪川
60	OZ422—1280	小田川	蛇頭川
61	OZ422—1281	小田川	七反川
62	OZ422—1282	小田川	富浦川
63	OZ422—1283	小田川	堂の沖川
64	OZ422—1284	小田川	石浦川
65	OZ422—1285	小田川	長畦川
66	OZ422—1286	小田川	瘤谷川
67	OZ422—1287	小田川	向河内川
68	OZ422—1288	小田川	豊後谷川
69	OZ422—1289	小田川	宮の谷川
70	OZ422—1290	小田川	寺谷川
71	OZ422—1291	小田川	権現川
72	OZ422—1292	小田川	神宮谷川
73	OZ422—1293	鶺鴒川	方積保川
74	OZ422—1294	小田川	程内西川
75	OZ422—1295	小田川	程内北川
76	OZ422—1296	鶺鴒川	田高川
77	OZ422—1297	小田川	程内東川
78	OZ422—1298	鶺鴒川	西の谷川
79	OZ422—1299	小田川	十郎谷川
80	OZ422—1300	小田川	畑谷川
81	OZ422—1301	小田川	西路木川
82	OZ422—1302	小田川	百合ヶ谷川
83	OZ422—1303	小田川	谷合川
84	OZ422—1304	村前川	松葉谷川
85	OZ422—1305	小田川	からり川
86	OZ422—1306	小田川	地谷川
87	OZ422—1307	小田川	ウスヌワ川
88	OZ423—1308	小田川	萱が谷川
89	OZ423—1309	小田川	モウズコ谷川
90	OZ423—1310	小田川	中組川
91	OZ423—1311	小田川	赤ヒゲ川
92	OZ423—1312	小田川	しゅうこ谷川
93	OZ423—1313	小田川	山王川
94	OZ423—1314	小田川	ヨソリ谷川
95	OZ423—1315	小田川	カジャ谷川
96	OZ423—1316	小田川	古田川
97	OZ423—1317	小田川	ヒョウタン川
98	OZ423—1318	矢落川	中の谷川
99	OZ423—1319	小田川	門松南川
100	OZ423—1320	小田川	門松川
101	OZ423—1321	小田川	中町川

102	0Z423—1322	新川	上町川
103	0Z423—1323	小田川	ヨケ川
104	0Z423—1324	小田川	牛の谷川
105	0Z423—1325	小田川	谷の奥川
106	0Z423—1326	小田川	大登中川
107	0Z423—1327	御祓川	豊田川
108	0Z423—1328	御祓川	川上西川
109	0Z423—1329	御祓川	川上東川
110	0Z423—1330	小田川	竹ノ谷川

## ○山地災害危険地区一覧表（崩壊土砂流出）

平成25年1月1日現在

番号	地区番号	区域名
1	小一1	大込
2	内一1	230高地
3	小一2	豊谷
4	小一3	クロウネヤジ
5	小一4	根ヶ城
6	小一5	中畦
7	小一6	宮ノ下
8	小一7	東祝谷
9	小一8	西祝谷
10	小一9	蔵ヶ谷
11	小一10	打木谷（1）
12	小一11	下組（口）
13	小一12	上源台
14	小一13	岡沖
15	小一14	畑谷
16	小一15	道房
17	小一16	大平（1）
18	小一17	道徳
19	小一18	藤井
20	小一19	川上
21	小一20	田ノ窪
22	小一21	野村
23	小一22	倉成
24	小一23	くづれ谷
25	小一24	室尾谷
26	小一25	浮船
27	小一26	モチイ谷
28	小一27	上成
29	小一28	倉成
30	小一29	大平（2）
31	小一30	泉
32	小一31	吉野川
33	小一32	安平
34	小一33	藤井
35	小一34	鎌土
36	小一35	薬師堂
37	小一36	岡
38	小一37	エツ
39	小一38	中畦
40	小一39	上立石（1）
41	小一40	上立石（2）
42	小一41	下立石
43	小一42	下組
44	小一43	町村
45	小一44	タイプ谷
46	小一45	寺成
47	小一46	風呂谷
48	小一47	打木谷（2）
49	小一48	鎌土

番号	地区番号	区域名
69	内一19	知清（1）
70	内一20	知清（2）
71	内一21	知清（3）
72	内一22	富浦
73	内一23	中土
74	内一24	勘太郎
75	内一25	畑子谷
76	内一26	上横峰
77	内一27	上和田
78	内一28	掛木
79	内一29	本町（1）
80	内一30	本町（3）
81	内一31	成星
82	内一32	上大久保（1）
83	内一33	杖窪
84	内一34	森山
85	内一35	田高（1）
86	内一36	田高
87	内一37	乙影
88	内一38	大内滝
89	内一39	影浦
90	内一40	乙成
91	内一41	石積（1）
92	内一42	石積（2）
93	内一43	川登
94	内一44	梅津
95	内一45	名荷
96	内一46	上日の地（乙）
97	内一47	寺藪
98	内一48	鳥越
99	内一49	大久保
100	内一50	路木
101	内一51	上日の地
102	内一52	古橋（3）
103	内一53	石畳（1）
104	内一54	石畳（2）
105	内一55	石畳（3）
106	内一56	富岡
107	内一57	上大久保（2）
108	内一58	本町（2）
109	内一59	本村
110	内一60	長田
111	内一61	小藪
112	五一1	下の谷
113	五一2	中の谷
114	五一3	ナマズ滝
115	五一4	ヨソリ谷
116	五一5	赤ヒゲ
117	五一6	萱ヶ谷

50	小—49	浮船
51	内—1	論田 (1)
52	内—2	論田 (2)
53	内—3	峰
54	内—4	中組
55	内—5	白首
56	内—6	上組
57	内—7	富岡
58	内—8	落合
59	内—9	霜戸
60	内—10	フモト
61	内—11	古橋 (1)
62	内—12	古橋 (2)
63	内—13	岡の成
64	内—14	程野
65	内—15	願者
66	内—16	高屋
67	内—17	横山
68	内—18	大野地

118	五—7	下宿間
119	五—8	上宿間 (1)
120	五—9	上宿間 (2)
121	五—10	上宿間 (3)
122	五—11	柿原
123	五—12	松地谷
124	五—13	豊田川
125	五—14	オビゲ谷 (1)
126	五—15	オビゲ谷 (2)
127	五—16	谷
128	五—17	安瀬部
129	五—18	福岡
130	五—19	北表
131	五—20	大久喜
132	五—21	上宿間 (4)
133	五—22	鎧掛
134	五—23	宮ノ下A
135	五—24	寺村A
136	五—25	北表・川上A

## ○山地災害危険地区一覧表（山腹崩壊）

平成25年1月1日現在

番号	地区番号	区域名
1	内一1	川登
2	小一1	水地
3	内一2	立山
4	小一2	中畦
5	小一3	田ノ窪
6	小一4	宮ノ下
7	小一5	打木（1）
8	小一6	打木（2）
9	小一7	打木（3）
10	小一8	豊谷
11	小一9	中組
12	小一10	宮ノ首
13	小一11	上源台
14	小一12	日浦（1）
15	小一13	上組（1）
16	小一14	上立石（2）
17	小一15	吉野川
18	小一16	上田渡
19	小一17	桜原
20	小一18	桜原（2）
21	小一19	本成（1）
22	小一20	本成（2）
23	小一21	徳谷
24	小一22	泉
25	小一23	道徳
26	小一24	宮原（1）
27	小一25	宮原（2）
28	小一26	今生
29	小一27	中田渡（2）
30	小一28	上立石
31	小一29	中田渡
32	小一30	突合
33	小一31	田渡
34	小一32	鎌土
35	小一33	町村
36	小一34	中田渡（3）
37	小一35	大一込
38	小一36	大平（1）
39	小一37	大平（2）
40	小一38	大紺（1）
41	小一39	大紺（2）
42	小一40	水元（1）
43	小一41	水元（2）
44	小一42	水地
45	小一43	恩地
46	小一44	亀上（1）
47	小一45	亀上（2）

番号	地区番号	区域名
54	小一52	鈴ノ子
55	小一53	亀ヶ谷
56	小一54	参川
57	小一55	上組（2）
58	小一56	日浦（2）
59	小一57	下立石
60	小一58	下立石（2）
61	小一59	京森（1）
62	小一60	京森（2）
63	小一61	道徳
64	小一62	寺村
65	内一3	河内中組（1）
66	内一4	河内中組（2）
67	内一5	河内上組
68	内一6	谷
69	内一7	富浦
70	内一8	上和田
71	内一9	河口
72	内一10	川登
73	内一11	日浦
74	内一12	駄馬
75	内一13	七反
76	内一14	古橋
77	内一15	竹の成
78	内一16	川中
79	内一17	程内
80	内一18	上和田
81	内一19	下江子
82	内一20	石積（1）
83	内一21	石積（2）
84	内一22	長野
85	内一23	本町
86	内一24	成屋（1）
87	内一25	成屋（2）
88	内一26	村前
89	内一27	和田
90	内一28	五城
91	内一29	石畳
92	五一1	オヤブ
93	五一2	川上
94	五一3	只海（1）
95	五一4	只海（2）
96	五一5	成内（1）
97	五一6	北浦
98	五一7	柿原
99	五一8	北部
100	五一9	北表

48	小—46	町村（1）
49	小—47	町村（2）
50	小—48	宮原（3）
51	小—49	宮原（4）
52	小—50	蔵谷
53	小—51	祝谷

101	五—10	上宿間
102	五—11	上重松
103	五—12	成内（2）
104	五—13	只海（3）
105	五—14	下和田A



## 〔協 定 等〕

## ○災害時の医療救護に関する協定（（社）愛媛県医師会）

愛媛県（以下「甲」という。）と市町村（以下「乙」という。）と社団法人愛媛県医師会（以下「丙」という。）とは、災害時において被災者の救助として行う医療及び助産（以下「医療救護」という。）の実施について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

**第1条** この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条第1項の規定による愛媛県地域防災計画及び同法第42条第1項の規定による市町村地域防災計画に基づき甲又は乙が行う医療救護に対する丙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（救護班の派遣）

**第2条** 甲又は乙は、医療救護を実施する必要がある場合は、丙に対し医療救護のための救護班（以下「救護班」という。）の派遣を要請するものとし、丙は、甲又は乙の要請に応じ救護班を派遣するものとする。

（医療救護計画）

**第3条** 丙は、甲又は乙の救護班の要請に対し、迅速かつ的確に対応するため、医療救護の計画（以下「医療救護計画」という。）を策定し、これを、甲が指定する期日までに、甲に提出するものとする。

2 医療救護計画には、次の事項を定めるものとする。

- (1) 救護班の編成計画
- (2) 救護班の医療救護活動計画
- (3) 郡市医師会その他関係機関との連絡体制
- (4) 医療救護訓練の計画
- (5) その他必要な事項

3 甲は、第1項の規定により提出された医療救護計画を乙に送付するものとする。

**第4条** 甲又は乙は、第2条の規定に基づき救護班の派遣を丙に要請しようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を、乙にあっては甲を経由して、丙に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法により行うことができる。

- (1) 災害発生の日時及び場所
- (2) 災害の原因及び状況
- (3) 救護班の派遣先の場所
- (4) 派遣を要する班数
- (5) 救護班の派遣期間
- (6) その他必要な事項

2 事項の規定にかかわらず、乙は、緊急やむを得ない事情により、甲を経由しないで救護班の派遣を要請したときは、速やかに、その旨を甲に報告するものとする。

(救護班の派遣の方法)

**第5条** 第2条の規定に基づく救護班の派遣は、医療救護計画に基づいて行うものとする。

(要請によらない救護班の派遣)

**第6条** 丙は、緊急やむを得ない事情により、甲又は乙の要請によらないで救護班を派遣したときは、速やかに、その旨を甲に報告するものとする。

(救護班に対する指揮)

**第7条** 医療救護活動の総合調整を図るため、救護班に対する指揮は、甲がその派遣を要請した場合にあっては甲が指定する者が、乙がその派遣を要請した場合にあっては乙が指定する者が行うものとする。

(救護班の業務)

**第8条** 救護班は、原則として、甲又は乙が避難所、災害現場等に設置する救護所（以下「救護所」という。）において、医療救護活動を行うものとする。

2 救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者の傷病の程度判断
- (2) 重症者の応急手当及び中等症者に対する処置
- (3) 後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (4) 転送困難な傷病者及び避難所等における軽症者に対する医療
- (5) 助産活動
- (6) 死体の検案
- (7) 医療救護活動の記録及び市町村災害対策本部への収容状況等の報告

(薬剤等の供給)

**第9条** 救護班が使用する薬剤、治療材料及び医療器具は、当該救護班が携行するもののほか、甲又は乙が供給するものとする。

(救護班の輸送)

**第10条** 甲及び乙は、医療救護が円滑に実施できるよう、救護班の輸送について、必要な措置を講ずるものとする。

(医療費)

**第11条** 救護所における医療費は、無料とする。

(費用の弁償)

**第12条** 法令に定めがあるもののほか、甲又は乙の要請に基づき丙が救護班を派遣した場合（第6条の規定による報告があった場合を含む。）における次の費用は、別に定める基準に従い、甲又は乙が負担するものとする。

- (1) 救護班が携行した薬剤及び治療材料で使用したもの並びに医療器具の破損等に係る費用
- (2) 救護班の編成及び派遣に要する費用
- (3) 前2号に掲げる費用以外の費用で、この協定の実施のために要するもの

(医療救護に従事した者に対する損害補償)

**第13条** 甲又は乙の要請に基づき丙が派遣した救護班（第6条の規定による報告に係るものを含む。）の班員として医療救護活動に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかか

り、又は障害の状態となったときは、甲又は乙は、別に定める基準に従いその者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

(細則)

**第14条** この協定に別に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(協議)

**第15条** この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

**第16条** この協定の有効期間は、平成8年2月1日から同年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月までに、甲、乙又は丙のいずれからも何らの意思表示がないときは、当該有効期間満了の日の翌日から起算して1年延長するものとし、以後もまた同様とする。

(雑則)

**第17条** 市町村と郡市医師会との間において、別に医療救護に関する協定を締結している場合は、当該協定は、この協定に優先するものとする。

この協定の締結を証するため、本書72通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成8年2月1日

## ○災害時の医療救護に関する協定（（社）愛媛県歯科医師会）

愛媛県（以下「甲」という。）と市町村（以下「乙」という。）と社団法人愛媛県歯科医師会（以下「丙」という。）とは、災害時において被災者の救助として行う医療（以下「医療救護」という。）の実施について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

**第1条** この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条第1項の規定による愛媛県地域防災計画及び同法第42条第1項の規定による市町村地域防災計画に基づき、甲又は乙が行う医療救護に対する丙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（救護班の派遣）

**第2条** 甲又は乙は、医療救護を実施する必要がある場合は、丙に対し医療救護のための救護班（以下「救護班」という。）の派遣を要請するものとし、丙は、甲又は乙の要請に応じ救護班を派遣するものとする。

（医療救護計画）

**第3条** 丙は、甲又は乙の救護班派遣要請に対し、迅速かつ的確に対応するため、医療救護の計画（以下「医療救護計画」という。）を策定し、これを、甲が指定する期日までに、甲に提出するものとする。

2 医療救護計画には、次の事項を定めるものとする。

- (1) 救護班の編成計画
- (2) 救護班の医療救護活動計画
- (3) 郡市歯科医師会その他関係機関との連絡体制
- (4) 医療救護訓練の計画
- (5) その他必要な事項

3 甲は、第1項の規定により提出された医療救護計画を乙に送付するものとする。

（救護班の派遣要請の手続）

**第4条** 甲又は乙は、第2条の規定に基づき救護班の派遣を丙に要請しようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を、乙にあっては甲を経由して、丙に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法により行うことができる。

- (1) 災害発生の日時及び場所
- (2) 災害の原因及び状況
- (3) 救護班の派遣先の場所
- (4) 派遣を要する班数
- (5) 救護班の派遣期間
- (6) その他必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、乙は、緊急やむを得ない事情により、甲を経由しないで救護班の派遣を要請したときは、速やかに、その旨を甲に報告するものとする。

（救護班の派遣の方法）

**第5条** 第2条の規定に基づく救護班の派遣は、医療救護計画に基づいて行うものとする。

(要請によらない救護班の派遣)

**第6条** 丙は、緊急やむを得ない事情により、甲又は乙の要請によらないで救護班を派遣したときは、速やかに、その旨を甲に報告するものとする。

(救護班に対する指揮)

**第7条** 医療救護活動の総合調整を図るため、救護班に対する指揮は、甲がその派遣を要請した場合にあっては甲が指定する者が、乙がその派遣を要請した場合にあっては乙が指定する者が行うものとする。

(救護班の業務)

**第8条** 救護班は、原則として、甲又は乙が避難所、災害現場等に設置する救護所（以下「救護所」という。）において、医療救護活動を行うものとする。

2 救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 歯科医療を必要とする傷病者に対する応急処置及び医療
- (2) 歯科医療を必要とする傷病者の受入医療機関への移送の要否及び移送順位の決定
- (3) 災害時における死体の個別判別、検案等への協力
- (4) その他状況に応じた必要な措置

(薬剤等の供給)

**第9条** 救護班が使用する薬剤、治療材料及び医療器具は、当該救護班が携行するもののほか、甲又は乙が供給するものとする。

(救護班の輸送)

**第10条** 甲及び乙は、医療救護が円滑に実施できるよう、救護班の輸送について、必要な措置を講ずるものとする。

(医療費)

**第11条** 救護所における医療費は、無料とする。

(費用の弁償)

**第12条** 法令に定めがあるもののほか、甲又は乙の要請に基づき丙が救護班を派遣した場合（第6条の規定による報告があった場合を含む。）における次の費用は、別に定める基準に従い、甲又は乙が負担するものとする。

- (1) 救護班が携行した薬剤及び治療材料で使用したもの並びに医療器具の破損等に係る費用
- (2) 救護班の編成及び派遣に要する費用
- (3) 前2号に掲げる費用以外の費用で、この協定の実施のために要するもの

(医療救護に従事した者に対する損害補償)

**第13条** 甲又は乙の要請に基づき丙が派遣した救護班（第6条の規定による報告に係るものを含む。）の班員として医療救護に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、甲又は乙は、別に定める基準に従い、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

(細則)

**第14条** この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(協議)

**第15条** この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

**第16条** この協定の有効期間は、平成15年4月9日から平成16年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも何らの意思表示がないときは、当該有効期間満了の日の翌日から起算して1年延長するものとし、以後もまた同様とする。

(雑則)

**第17条** 乙と丙又は郡市歯科医師会との間において、別に医療救護に関する協定を締結した場合、当該協定は、この協定に優先するものとする。

この協定の締結を証するため、本書71通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成15年4月9日

## ○災害時の医療救護に関する協定（（社）愛媛県薬剤師会）

愛媛県（以下「甲」という。）と市町村（以下「乙」という。）と社団法人愛媛県薬剤師会（以下「丙」という。）とは、災害時において被災者の救助として行う医療及び助産（以下「医療救護」という。）の実施について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

**第1条** この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条第1項の規定による愛媛県地域防災計画及び同法第42条第1項の規定による市町村地域防災計画に基づき、甲又は乙が行う医療救護に対する丙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（医療従事者の派遣）

**第2条** 甲又は乙は、医療救護を実施する必要が生じた場合は、丙に対し医療救護のための薬剤師等（以下「医療従事者」という。）の派遣を要請するものとし、丙は、甲又は乙の要請に応じ医療従事者を派遣するものとする。

（医療救護計画）

**第3条** 丙は、甲又は乙の医療従事者派遣要請に対し、迅速かつ的確に対応するため、医療救護の計画（以下「医療救護計画」という。）を策定し、これを、甲が指定する期日までに、甲に提出するものとする。

2 医療救護計画には、次の事項を定めるものとする。

- (1) 医療従事者の編成計画
- (2) 医療従事者の医療救護活動計画
- (3) 関係機関との連絡体制
- (4) 医療救護訓練の計画
- (5) その他必要な事項

3 甲は、第1項の規定により提出された医療救護計画を乙に送付するものとする。

（医療従事者の派遣要請の手続）

**第4条** 甲又は乙は、第2条の規定に基づき医療従事者の派遣を丙に要請しようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を、乙にあっては甲を経由して、丙に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法により行うことができる。

- (1) 災害発生の日時及び場所
- (2) 災害の原因及び状況
- (3) 医療従事者の派遣先の場所
- (4) 派遣を要する医療従事者数
- (5) 医療従事者の派遣期間
- (6) その他必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、乙は、緊急やむを得ない事情により、甲を経由しないで医療従事者の派遣を要請したときは、速やかに、その旨を甲に報告するものとする。

（医療従事者の派遣の方法）

〔内子町防災〕

**第5条** 第2条の規定に基づく医療従事者の派遣は、医療救護計画に基づいて行うものとする。

(要請によらない医療従事者の派遣)

**第6条** 丙は、緊急やむを得ない事情により、甲又は乙の要請によらないで医療従事者を派遣したときは、速やかに、その旨を甲に報告するものとする。

(医療従事者に対する指揮)

**第7条** 医療救護活動の総合調整を図るため、医療従事者に対する指揮は、甲がその派遣を要請した場合にあっては甲が指定する者が、乙がその派遣を要請した場合にあっては乙が指定する者が行うものとする。

(医療従事者の業務)

**第8条** 医療従事者は、原則として、甲又は乙が避難所、災害現場等に設置する救護所（以下「救護所」という。）において、医療救護活動を行うものとする。

2 医療従事者の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する調剤業務
- (2) 救護所における医薬品等の管理
- (3) その他状況に応じた必要な措置

(薬剤等の供給)

**第9条** 医療従事者が使用する薬剤、治療材料及び医療器具は、当該医療従事者が携行するもののほか、甲又は乙が供給するものとする。

(医療従事者の輸送)

**第10条** 甲及び乙は、医療救護が円滑に実施できるよう、医療従事者の輸送について、必要な措置を講ずるものとする。

(調剤費)

**第11条** 救護所における調剤費は、無料とする。

(費用の弁償)

**第12条** 法令に定めがあるもののほか、甲又は乙の要請に基づき丙が医療従事者を派遣した場合（第6条の規定による報告があった場合を含む。）における次の費用は、別に定める基準に従い、甲又は乙が負担するものとする。

- (1) 医療従事者が携行した薬剤及び治療材料で使用したもの並びに医療器具の破損等に係る費用
- (2) 医療従事者の編成及び派遣に要する費用
- (3) 前2号に掲げる費用以外の費用で、この協定の実施のために要するもの

(医療救護に従事した者に対する損害補償)

**第13条** 甲又は乙の要請に基づき丙が派遣した医療従事者（第6条の規定による報告に係るものを含む。）として医療救護に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、甲又は乙は、別に定める基準に従い、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

(細則)

**第14条** この協定に別に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(協議)



**第15条** この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

**第16条** この協定の有効期間は、平成15年4月9日から平成16年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも何らの意思表示がないときは、当該有効期間満了の日の翌日から起算して1年延長するものとし、以後もまた同様とする。

(雑則)

**第17条** 乙と丙との間において、別に医療救護に関する協定を締結した場合、当該協定は、この協定に優先するものとする。

この協定の締結を証するため、本書71通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成15年4月9日

## ○災害時の医療救護に関する協定（（社）愛媛県看護協会）

愛媛県（以下「甲」という。）と市町村（以下「乙」という。）と社団法人愛媛看護協会（以下「丙」という。）とは、災害時において被災者の救助として行う医療及び助産（以下「医療救護」という。）の実施について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

**第1条** この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条第1項の規定による愛媛県地域防災計画及び同法第42条第1項の規定による市町村地域防災計画に基づき、甲又は乙が行う医療救護に対する丙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（医療従事者の派遣）

**第2条** 甲又は乙は、医療救護を実施する必要が生じた場合は、丙に対し医療救護のための看護師等（以下「医療従事者」という。）の派遣を要請するものとし、丙は、甲又は乙の要請に応じ医療従事者を派遣するものとする。

（医療救護計画）

**第3条** 丙は、甲又は乙の医療従事者派遣要請に対し、迅速かつ的確に対応するため、医療救護の計画（以下「医療救護計画」という。）を策定し、これを、甲が指定する期日までに、甲に提出するものとする。

2 医療救護計画には、次の事項を定めるものとする。

- (1) 医療従事者の編成計画
- (2) 医療従事者の医療救護活動計画
- (3) 関係機関との連絡体制
- (4) 医療救護訓練の計画
- (5) その他必要な事項

3 甲は、第1項の規定により提出された医療救護計画を乙に送付するものとする。

（医療従事者の派遣要請の手続）

**第4条** 甲又は乙は、第2条の規定に基づき医療従事者の派遣を丙に要請しようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を、乙にあっては甲を経由して、丙に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法により行うことができる。

- (1) 災害発生の日時及び場所
- (2) 災害の原因及び状況
- (3) 医療従事者の派遣先の場所
- (4) 派遣を要する医療従事者数
- (5) 医療従事者の派遣期間
- (6) その他必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、乙は、緊急やむを得ない事情により、甲を経由しないで医療従事者の派遣を要請したときは、速やかに、その旨を甲に報告するものとする。

（医療従事者の派遣の方法）

**第5条** 第2条の規定に基づく医療従事者の派遣は、医療救護計画に基づいて行うものとする。

(要請によらない医療従事者の派遣)

**第6条** 丙は、緊急やむを得ない事情により、甲又は乙の要請によらないで医療従事者を派遣したときは、速やかに、その旨を甲に報告するものとする。

(医療従事者に対する指揮)

**第7条** 医療救護活動の総合調整を図るため、医療従事者に対する指揮は、甲がその派遣を要請した場合にあっては甲が指定する者が、乙がその派遣を要請した場合にあっては乙が指定する者が行うものとする。

(医療従事者の業務)

**第8条** 医療従事者は、原則として、甲又は乙が避難所、災害現場等に設置する救護所（以下「救護所」という。）において、医療救護活動を行うものとする。

2 医療従事者の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急看護及び看護
- (2) 傷病者の救護所、救護病院等への収容
- (3) その他状況に応じた必要な措置

(薬剤等の供給)

**第9条** 医療従事者が使用する薬剤、治療材料及び医療器具は、当該医療従事者が携行するもののほか、甲又は乙が供給するものとする。

(医療従事者の輸送)

**第10条** 甲及び乙は、医療救護が円滑に実施できるよう、医療従事者の輸送について、必要な措置を講ずるものとする。

(医療費)

**第11条** 救護所における医療費は、無料とする。

(費用の弁償)

**第12条** 法令に定めがあるもののほか、甲又は乙の要請に基づき丙が医療従事者を派遣した場合（第6条の規定による報告があった場合を含む。）における次の費用は、別に定める基準に従い、甲又は乙が負担するものとする。

- (1) 医療従事者が携行した薬剤及び治療材料で使用したもの並びに医療器具の破損等に係る費用
- (2) 医療従事者の編成及び派遣に要する費用
- (3) 前2号に掲げる費用以外の費用で、この協定の実施のために要するもの

(医療救護に従事した者に対する損害補償)

**第13条** 甲又は乙の要請に基づき丙が派遣した医療従事者（第6条の規定による報告に係るものを含む。）として医療救護に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、甲又は乙は、別に定める基準に従い、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

(細則)

**第14条** この協定に別に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(協議)

**第15条** この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

**第16条** この協定の有効期間は、平成15年4月9日から平成16年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも何らの意思表示がないときは、当該有効期間満了の日の翌日から起算して1年延長するものとし、以後もまた同様とする。

(雑則)

**第17条** 乙と丙との間において、別に医療救護に関する協定を締結した場合、当該協定は、この協定に優先するものとする。

この協定の締結を証するため、本書71通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成15年4月9日

## ○愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定

(目的)

**第1条** この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第18条の3第2号の規定に基づき、愛媛県がその区域内の市町（消防の一部事務組合を含む。以下同じ。）の要請に応じ、愛媛県が所有する消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）を用いて当該市町の消防を支援（以下「支援」という。）する場合に必要な事項を定めることを目的とする。

(支援の範囲)

**第2条** 愛媛県知事（以下「知事」という。）が行う支援の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 災害応急対策活動
- (2) 救急活動
- (3) 救助活動
- (4) 火災防御活動
- (5) 広域航空消防防災応援活動
- (6) 災害予防対策活動
- (7) 消防防災訓練活動

(支援の要請)

**第3条** 支援を必要とする市町長（市町長の委任を受けた消防長を含む。以下同じ。）は、愛媛県防災航空事務所に対し、電話等により、次の事項を明らかにして要請を行うものとする。

- (1) 災害等の発生日時、場所
- (2) 活動種別、状況
- (3) 発生現場の気象状況
- (4) 航空機が離着陸できる場所の所在地及び地上支援体制
- (5) 現場最高指揮者の職氏名及び連絡手段
- (6) 支援に要する資機材の種別・数量
- (7) その他必要な事項

(支援の実施)

**第4条** 知事は、市町長の要請に基づき、航空機が活動可能な場合で、航空機の特性を十分に活用することができ、かつ、航空機を活用する必要があると認められる場合には、消防防災航空隊を派遣する。

2 市町長の要請に応じることができない場合は、知事は、その旨を速やかに要請市町長に連絡するものとする。

(支援の始期及び終期並びに消防防災航空隊員の指揮)

**第5条** 支援は、市町長の要請により、航空機が定置場を出発したときに始まり、定置場に帰着したときに終わるものとする。ただし、航空機が定置場以外の場所にある場合に、市町長の要請により活動目的を変更すべき命令があったときは、そのときから支援が始まり、支援活動中に愛媛県の業務に復帰する命令があったときは、そのときをもって支援が終わるものとする。

2 前条第1項の規定により支援する場合において、被災地における消防防災航空隊員の指揮は、要請市町長の定める現場最高指揮者が行うものとする。

この場合において、航空機に搭乗している消防防災航空隊長（消防防災航空隊長が航空機に搭乗していないときにあつては、当該航空機に搭乗する消防防災航空隊の副隊長又は隊員のうちから選任された者）が、航空機の活動に重大な支障があると認めたときは、その旨現場最高指揮者に通告するものとする。

（経費負担）

**第6条** この協定に基づく航空機の運航経費は、愛媛県が負担するものとする。

（市町の職員派遣）

**第7条** 消防防災航空隊を編成するため、市町は、別に定める職員派遣計画に基づき、市町の消防職員を県に派遣するものとする。

2 派遣職員に係る人件費（航空手当、件日給及び超過勤務手当を除く。）については、別に定める職員派遣に関する協定書に基づき、派遣元の市町が負担するものとする。

（活動補助要員の確保等）

**第8条** 知事に支援要請を行った市町長は、消防防災航空隊と緊密な連携をとるとともに、次の事項を処理するものとする。

- (1) 離着陸場所の確保及び安全対策
- (2) 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院への搬送手段の確保
- (3) 空中消火用資機材、空中消火基地の確保
- (4) その他航空機の活動に必要な事項

2 航空機の活動が長期間にわたり、また、長期間にわたることが予想される場合には、消防防災航空隊員の疲労を軽減するため、知事は、支援要請を行った市町長に対し、活動補助要員の確保を要請することができる。

3 知事からの要請を受けた市町長は、愛媛県消防広域相互応援協定（以下「応援協定」という。）に基づき、他の市町長に対し、消防防災航空隊員の経験を有する職員等の派遣を要請することができる。

4 派遣要請を受けた市町長は、業務に特段の支障がない限り、職員を派遣しなければならない。

5 前項の派遣に要する経費の負担については、応援協定の定めるところによる。

（協定市町の変更に伴う取扱い）

**第9条** 市町の合併、消防体制の変更等により協定市町に変更が生じた場合においても、特段の申し出がない限り、変更後の市町がこの協定を継承するものとする。

（協定の改廃及び疑義）

**第10条** この協定の改廃、あるいは協定に関する疑義については、その都度、愛媛県及び市町が協議のうえ決定するものとする。

#### 附 則

1 この協定は、平成18年4月1日から施行する。

2 平成8年10月1日付けで締結した「愛媛県消防防災ヘリコプター応援協定」は、平成18年3月31日をもって廃止する。

3 この協定の締結を証するため、本書25通を作成し、知事及び市町長が記名押印のうえ、各自その1通を保持する。

平成18年3月1日

愛媛県

愛媛県知事 加 戸 守 行

松山市

松山市長 中 村 時 広

今治市

今治市長 越 智 忍

宇和島市

宇和島市長 石 橋 寛 久

八幡浜市

八幡浜市長 高 橋 英 吾

新居浜市

新居浜市長 佐々木 龍

西条市

西条市長 伊 藤 宏太郎

大洲市

大洲市長 大 森 隆 雄

伊予市

伊予市長 中 村 佑

四国中央市

四国中央市長 井 原 巧

西予市

西予市長 三 好 幹 二

東温市

東温市長 高須賀 功

上島町

上島町長 上 村 俊 之

久万高原町

久万高原町長 玉 水 寿 清

松前町

松前町長 白 石 勝 也

砥部町

砥部町長 中 村 剛 志

内子町

内子町長 河 内 紘 一

伊方町

伊方町長職務代理者 助役 清 水 博 義

松野町

松野町長 岡 武 男

鬼北町

鬼北町長 松 浦 甚 一

愛南町

愛南町長 谷 口 長 治

宇和島地区広域事務組合

組合長 石 橋 寛 久

八幡浜地区施設事務組合

組合長 高 橋 英 吾

大洲地区広域消防事務組合

組合長 大 森 隆 雄

伊予消防等事務組合

組合長 中 村 佑



## ○愛媛県消防広域相互応援協定

消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、愛媛県下の市町及び消防一部事務組合（以下「市町等」という。）が、消防広域相互応援について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

**第1条** この協定は、災害の発生に際し、これの鎮圧並びに被害の軽減を図るため、市町等における消防の相互応援体制を確立し、もって不測の事態に対処することを目的とする。

（協定区域及び対象）

**第2条** この協定の実施区域は、愛媛県全域とする。

（災害の種別及び規模）

**第3条** この協定の対象とする災害は、被災地の市町等の消防力のみでは災害の防御が困難又は困難が予想される規模で、次に掲げる災害とする。

- (1) 大規模な地震、風水害等の自然災害
- (2) 林野火災、高層建築物火災又は危険物施設火災等の大規模な火災
- (3) 航空機災害又は列車事故等の集団救急救助事故
- (4) 前各号に掲げるもののほか、応援を必要とする特殊な災害事故等

（応援要請）

**第4条** この協定に定める前条各号の災害が発生した場合、被災地の市町等の長（以下「受援側の長」という。）は、他の市町等の長（以下「応援側の長」という。）に応援消火隊、救助隊、救急隊、化学隊その他必要な部隊（以下「応援隊」という。）の派遣を要請することができる。

2 応援要請を受けた応援側の長は、その管轄する地域の消防業務に支障のない範囲内において、要請に基づき必要な応援を迅速にしなければならない。

3 市町等の長が、近隣市町等の境界付近に発生した火災又は救急救助事故等（以下「近隣火災等」という。）を覚知し、応援隊を派遣した場合は、これを要請に基づく応援とみなす。この場合は、原則として応援隊は1隊（消防ポンプ自動車等1台及び必要な資機材）とする。ただし、近隣火災等の規模により適宜応援隊を増強することができるものとする。

（応援要請方法等）

**第5条** 応援要請方法等は、愛媛県消防広域相互応援計画に基づくものとする。

（応援の体制）

**第6条** 応援の体制は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 第1次広域応援体制

第3条各号の災害が発生した場合に、応援隊がおおむね30分以内に被災地に到着できるもの。

(2) 第2次広域応援体制

第3条各号の災害が発生した場合に、応援隊がおおむね60分以内に被災地に到着できるもの。

(3) その他の広域応援体制

その他前各号に掲げるもののほか、被害の状況に応じ、その都度要請に基づき派遣するもの。

（応援隊の派遣）

**第7条** 応援側の長は、受援側の長から第1次広域応援又は第2次広域応援等の要請を受けたときは、第13条に定める消防力に基づき直ちに必要な応援隊を派遣しなければならない。この場合、次の各号の事項を明確にして受援側の長に通報するものとする。

- (1) 応援隊の長（職・氏名）
- (2) 応援隊の出発日時及び到着（予定）日時
- (3) 応援隊の出動場所
- (4) 応援隊の人員、車両及び資機材の種別・数量
- (5) その他必要な事項

2 応援隊を派遣した応援側の長は、事後、速やかに前項各号の事項を明記した文書（別記様式1）を受援側の長に提出しなければならない。

（応援隊の指揮）

**第8条** 応援隊の指揮は、被災地の現場最高指揮者が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は直接指揮することができるものとする。

（報告）

**第9条** 応援隊の長は、現場到着、引揚げ及び応援活動の状況を現場最高指揮者又は現場指揮本部に報告するものとする。

（経費の負担）

**第10条** 応援に要する経費の負担は、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 応援に要した人件費（応援隊員の手当・旅費・日当・宿泊費等）、車両・資機材の燃料費及び機械器具の破損修理費及び被服の補修等の経費は、応援側の長の負担とする。ただし、資機材等（消火薬剤を含む）で、要請により調達又は立替えたもの及び応援活動中の食料又は燃料補給等の経費は、受援側の長の負担とする。
- (2) 応援隊員の公務災害補償費又は事故により生じた経費は、応援側の長の負担とする。ただし、被災地において行った救急治療費は、受援側の長の負担とする。
- (3) 応援隊員が応援活動中に第三者又は土地・建物等に損害を与えた場合においては、受援側の長が、その賠償の責に任ずる。ただし、被災地への出動若しくは帰路途上において発生したものについては、この限りではない。
- (4) 応援隊員の重大な過失により発生した事故に要する損害は、応援側の長の負担とする。
- (5) 前各号以外の経費については、その都度当事者間において協議のうえ、負担区分を決定するものとする。

（情報等の交換）

**第11条** 市町等は、この協定の効率的な運用を図るため、毎年4月1日現在の消防力に関する必要な情報等（別に定める様式）を取りまとめ、同年4月20日までに相互に交換するものとする。

（改廃）

**第12条** この協定を改正し、又は廃止する場合は、協定者が協議のうえ行うものとする。

（運用）

**第13条** この協定に定めるもののほか、応援隊の消防力等必要な事項については、愛媛県消防長会

において協議のうえ決定する。

#### 付 則

- 1 この協定は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成7年10月1日付けで締結した「愛媛県消防広域相互応援協定書」は平成18年3月31日をもって廃止する。
- 3 この協定の締結を証するため、本書24通を作成し、市町等の長が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成18年3月1日

松山市

松山市長 中 村 時 広

今治市

今治市長 越 智 忍

宇和島市

宇和島市長 石 橋 寛 久

八幡浜市

八幡浜市長 高 橋 英 吾

新居浜市

新居浜市長 佐々木 龍

西条市

西条市長 伊 藤 宏太郎

大洲市

大洲市長 大 森 隆 雄

伊予市

伊予市長 中 村 佑

四国中央市

四国中央市長 井 原 巧

西予市

西予市長 三 好 幹 二

東温市

東温市長 高須賀 功

上島町

上島町長 上 村 俊 之

久万高原町

久万高原町長 玉 水 寿 清

松前町

松前町長 白 石 勝 也

〔内子町防災〕

砥部町

砥部町長 中 村 剛 志

内子町

内子町長 河 内 紘 一

伊方町

伊方町長職務代理者 助役 清 水 博 義

松野町

松野町長 岡 武 男

鬼北町

鬼北町長 松 浦 甚 一

愛南町

愛南町長 谷 口 長 治

宇和島地区広域事務組合

組合長 石 橋 寛 久

八幡浜地区施設事務組合

組合長 高 橋 英 吾

大洲地区広域消防事務組合

組合長 大 森 隆 雄

伊予消防等事務組合

組合長 中 村 佑

## 別記様式 1 号

平成 年 月 日

様

印

## 愛媛県消防広域応援活動報告書について

次のとおり報告します。

## 記

災害の種別			
災害の発生日時	平成	年	月 日 時 分
災害の発生場所			
要 請 者 名			
応援要請受信日時	平成	年	月 日 時 分
応援隊の出動種別			
応援隊の出発日時	平成	年	月 日 時 分
応援隊の到着（予定）日時	平成	年	月 日 時 分
応援隊の出動場所			
応援隊の長（職・氏名）			
応援隊の人員、車両及び資機材の種別・数量	応援隊数、隊員名		
	車両の種別台数		
	資機材の種別数量		
	活動開始時刻	引揚げ時刻	
	時 分	時 分	
	帰着時刻	走行距離	
時 分	km		
応援隊の活動状況			
そ の 他 必 要 な 事 項			

## ○南予地区広域消防相互応援協定書

(目的)

**第1条** この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、愛媛県南予地区における大規模火災、その他の特殊災害（以下「災害」という。）の発生に際し、市町村及び消防にかかわる一部事務組合（以下「市町村等」という。）の消防相互応援について定めるものとする。

(応援の区分)

**第2条** 前条の目的を達成するため、市町村等は、次に掲げる区分により消防隊、救急隊その他必要な人員、資機材（以下「応援隊等」という。）を相互に出動させるものとする。

(1) 普通応援

隣接市町村の境界周辺部で火災が発生した場合に発災地の市町村等の要請をまたずに行う応援

(2) 特別応援

市町村等の区域内に災害が発生した場合に発災地の市町村等の長の要請に基づいて行う応援

(応援要請の方法)

**第3条** 特別応援の要請は、発災地の市町村等の長から応援を求める市町村等の長に付し、電話またはその他の方法により、次の事項を明らかにして要請を行うものとし、事後すみやかに文書を提出するものとする。

(1) 災害の種別及び概況

(2) 災害発生の場所

(3) 応援を要請する応援隊等の種類及び数量

(4) 応援隊等の集結場所及び誘導方法

(5) その他の必要事項

(応援隊等の派遣)

**第4条** 応援隊等の派遣は、次の各号により当該市町村等の災害対応に支障のない範囲において行うものとする。

(1) 普通応援は、原則として1隊（消防ポンプ車等1台）とする。ただし、火災の規模により適宜応援隊を増強する。

(2) 特別応援は、発災地の市町村等の長からの要請内容、保有消防力等を検討のうえ応援隊等の規模を決定するものとする。

2 応援市町村等の長は、次の事項を受援市町村等の長に通報するものとする。

(1) 応援隊の長

(2) 応援隊等の規模

(3) 出発時刻及び到着予定時刻

(応援隊の指揮)

**第5条** 応援隊の指揮は、受援市町村等の現場最高指揮者が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は直接指揮することができるものとする。

(報告)

**第6条** 応援隊の長は、現場到着、活動の状況及び引揚げを現場最高責任者に報告するものとする。  
(経費の負担)

**第7条** 応援に要する経費の負担は、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか次のとおりとする。ただし、重要事案が生じた場合は、関係市町村等の間においてその都度協議するものとする。

(1) 応援に要した人件費、燃料費、機械器具の破損修理費及び被服の補修費等の経費は、応援市町村等の負担とする。

ただし、資機材等(化学消火薬剤を含む。)で、要請により調達又は立替えたもの及び応援活動中の補食又は燃料補給等の経費は、受援市町村等が負担するものとする。

(2) 応援隊員の公務災害補償費又は事故により生じた経費は、応援市町村等の負担とする。ただし、災害地において行った救急治療費は、受援市町村等の負担とする。

(3) 応援隊員が応援業務遂行中に第三者に損害を与えた場合は、受援市町村等がその賠償の責に任ずる。ただし、災害地への出勤若しくは帰路途中において発生したものについては、この限りではない。

(4) 前各号以外の経費については、関係市町村等の間においてその都度協議のうえ、負担区分を決定するものとする。

(資料の交換)

**第8条** 市町村等は、毎年4月1日現在の消防力に関する資料(別添様式)を交換するものとする。  
(協議)

**第9条** この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度関係者協議のうえ決定するものとする。

#### 附 則

この協定は、平成7年6月1日から施行する。

宇和島市長	瀬戸町長	松野町長
八幡浜市長	三崎町長	日吉村長
大洲市長	三瓶町長	津島町長
長浜町長	明浜町長	内海村長
内子町長	宇和町長	御荘町長
五十崎町長	野村町長	城辺町長
肱川町長	城川町長	一本松町長
河辺村長	吉田町長	西海町長
	保内町長	三間町長
	伊方町長	広見町長
大洲地区広域消防事務組合長	東宇和事務組合長	
	宇和島地区広域事務組合長	
	南宇和消防事務組合長	
	八幡浜地区施設事務組合長職務代理者副組合長	

## ○大洲市・内子町における消防相互応援協定書

(協定の目的)

**第1条** この協定は、大規模災害発生に際し、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条第2項の規定に基づき、大洲市・内子町における市町の消防相互応援について定めるものとする。

(応援要請の手続)

**第2条** 応援要請は、当該市町長または消防長（以下「市町長」という。）から応援を求める市町長に対し、電話その他の方法により、つぎの事項を明らかにして要請するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援を要する人員・車両・機械器具等の数量
- (3) 応援を要する場所および応援隊到着場所・日時
- (4) その他必要な事項

(応援隊の派遣)

**第3条** 応援要請を受けた市町（以下「応援市町」という。）の長はすみやかに応援隊を派遣するものとする。ただし、状況により応援隊員を減じ、または派遣しないことができる。

2 応援市町は、応援隊を派遣するときは、その出発時刻、人員・機械・員数・到着予定時刻等を派遣しないときは、その事由を当該市町長に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

**第4条** 応援隊は、応援を要請した市町（以下「受援市町」という。）の消防団長の所轄の下に行動するものとし、大綱の指揮は、消防長がとるものとする。

(応援に要した費用の負担)

**第5条** 応援に要した費用は、つぎの方法によって処理するものとする。

- (1) 応援に要した応援隊員の出動手当および被服の損料ならびに機械器具の小破損の修理費は、応援市町の負担とする。ただし、特別の事情があるときは、関係当事者が協議して負担者を定めることができる。
- (2) 受援市町において使用した建築物、工作物または土地に対する補償ならびに使用消火薬剤は、受援市町の負担とする。
- (3) 応援が長時間にわたり食糧の支給および燃料の補給を必要とするときは、これに伴う費用は受援市町の負担とする。
- (4) 前各号に定めるもののほか、応援隊員の死傷にかかる災害補償および機械器具の大破損の修繕費等重要な事項については、その都度関係当事者間において協議のうえ決定するものとする。ただし、応援隊が交通事故等を発生し、これが重大な過失に基づくときの補償は応援市町の負担とする。

### 附 則

(施行期日)

1 この協定は、平成17年9月1日から施行する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、市町の長が記名押印のうえ、各自1通を保管



するものとする。

- 2 「大洲市・喜多郡内における消防相互応援協定書」（昭和55年11月1日施行）は廃止する。

平成17年9月1日

大洲市長  印

内子町長  印

## ○伊予、大洲、久万高原広域消防相互応援協定書

(目的)

**第1条** この協定は、大規模災害及び産業災害等の予防、鎮圧に万全を期し、あわせて民心の安定を図るため、市町（消防事務組合を含む。以下同じ。）相互の協力体制を確立し、不測の事態に対処することを目的とする。

(区域及び対象)

**第2条** この協定の実施区域は、大洲市、伊予市、砥部町、内子町及び久万高原町とする。

(災害の範囲)

**第3条** この協定において、災害とは、大規模又は特殊火災及び突発的災害で応援活動を必要とするものをいう。

(応援の種別)

**第4条** この協定による応援は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 普通応援 協定市町に接する地域及び当該地域周辺部で災害が発生した場合に、発生地 of 消防管理者（以下「市町長」という。）の要請をまたずに出動する応援
- (2) 特別応援 協定市町の区域内に災害が発生した場合に、発生地 of 市町長の要請に基づいて出動する応援

(応援要請の方法)

**第5条** 応援の要請は、災害発生地市町長から電話その他の方法により、次の事項を明確にして応援市町長に対し行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の場所
- (3) 所要人員及び機械器具、消火薬剤等の種別員数
- (4) 応援隊受領（誘導員配置）場所
- (5) その他必要事項

2 普通応援で出動した場合、応援側は直ちに受援側に連絡するものとする。

(応援隊の派遣)

**第6条** 前条の規定により応援要請を受けた市町長は、管轄区域内の警備に支障のない範囲において応援隊を派遣するものとする。

2 応援市町長は、応援隊を派遣したときは、出発時刻、出動人員、機械器具、消火薬剤等の員数、到着予定時刻を受援市町長に通報し、派遣しがたいときは、その旨を遅滞なく受援市町長に通報するものとする。

(応援隊の誘導)

**第7条** 受援市町の消防長及び消防団長は、受領場所に誘導員を待機させ応援隊の誘導に努めるものとする。

(応援隊の指揮)

**第8条** 応援隊の指揮は、消防組織法第24条の4の規定に基づき、受援市町の消防長又は消防団長が

応援隊の長にこれを行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、直接応援隊の隊員に対して行うことができる。

(費用の負担)

**第9条** 応援に要した費用については、次の区分により負担するものとする。

- (1) 機械器具の小破損の修理、燃料、消防職（団）員の手当等に関する費用は、応援側の負担とする。
- (2) 機械器具の大破損の修理及び応援隊員の死傷による災害補償等重要事項については、当事者間において協議のうえ決定する。
- (3) 前各号以外の経費については、原則として受援市町の負担とする。

(改廃)

**第10条** この協定の改廃は、協定者協議のうえ行うものとする。

(委任)

**第11条** この協定に定めるもののほか、必要な事項は、関係市町の消防長及び消防団長が協議のうえ定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この協定は、平成17年11月1日から施行する。

この協定の締結を証するため、本7通を作成し、市町の長が記名押印のうえ、各自1通を保管するものとする。

2 「伊予、大洲、上浮穴広域消防相互応援協定書」(昭和60年4月1日締結)は廃止する。

平成17年11月1日

伊予消防等事務組合長  印

大洲地区広域消防事務組合長  印

大洲市長  印

伊予市長  印

砥部町長  印

内子町長  印

久万高原町長  印

## ○大洲市、西予市、内子町広域消防相互応援協定書

(目的)

**第1条** この協定は、大規模災害および産業災害等の予防、鎮圧に万全を期し、あわせて民心の安定を図るため、市町（消防事務組合を含む。以下同じ。）相互の協力体制を確立し、不測の事態に対処することを目的とする。

(区域および対象)

**第2条** この協定の実施区域は、大洲市、西予市および内子町とする。

(災害の範囲)

**第3条** この協定において、災害とは、大規模または特殊火災および突発的災害で応援活動を必要とするものをいう。

(応援の種別)

**第4条** この協定による応援は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 普通応援 協定市町に接する地域および当該地域周辺部で災害が発生した場合に、発生地の消防管理者（以下「市町長」という。）の要請をまたずに出動する応援
- (2) 特別応援 協定市町の区域内に災害が発生した場合に、発生地の市町長の要請に基づいて出動する応援

(応援要請の方法)

**第5条** 応援の要請は、災害発生地市町長から電話その他の方法により、次の事項を明確にして応援市町長に対し行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の場所
- (3) 所要人員および機械器具、消火薬剤等の種別員数
- (4) 応援隊受領（誘導員配置）場所
- (5) その他必要事項

2 普通応援で出動した場合、応援側は直ちに受援側に連絡するものとする。

(応援隊の派遣)

**第6条** 前条の規定により応援要請を受けた市町長は、管轄区域内の警備に支障のない範囲において応援隊を派遣するものとする。

2 応援市町長は、応援隊を派遣したときは、出発時刻、出動人員、機械器具、消火薬剤等の員数、到着予定時刻を受援市町長に通報し、派遣しがたいときは、その旨を遅滞なく受援市町長に通報するものとする。

(応援隊の誘導)

**第7条** 受援市町の消防長および消防団長は、受領場所に誘導員を待機させ応援隊の誘導に努めるものとする。

(応援隊の指揮)

**第8条** 応援隊の指揮は、消防組織法第24条の4に基づき、受援市町の消防長または消防団長が応援

隊の長にこれを行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、直接応援隊の隊員に対して行うことができる。

(費用の負担)

**第9条** 応援に要した費用については、次の区分により負担するものとする。

- (1) 機械器具の小破損の修理、燃料、消防職（団）員の手当等に関する費用は、応援側の負担とする。
- (2) 機械器具の大破損の修理および応援隊員の死傷による災害補償等重要事項については、当事者間において協議のうえ決定する。
- (3) 前各号以外の経費については、原則として受援市町の負担とする。

(改廃)

**第10条** この協定の改廃は、協定者協議のうえ行うものとする。

(委任)

**第11条** この協定に定めるもののほか、必要な事項は、関係市町の消防長及び消防団長が協議のうえ定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この協定は、平成17年11月1日から施行する。

この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、市町の長が記名押印のうえ、各自1通を保管するものとする。

- 2 「大洲市喜多東宇和郡広域消防相互応援協定書」（昭和58年7月1日締結）は廃止する。

平成17年11月1日

大洲市長  印

西予市長  印

内子町長  印

大洲地区広域消防事務組合長  印

## ○真弓トンネル内における消防活動に関する覚書

**第1条** 真弓トンネル内の火災その他の災害に際し、伊予、大洲、久万高原広域消防相互応援協定書第11条の規定に基づく協議事項について、次のとおり覚書を交換する。

**第2条** 真弓トンネル内で発生した災害については、次の各号により処理するものとする。

(1) 出動する消防隊の数は、次のとおりとする。

ア 第1次出動

大洲地区広域消防事務組合	救急隊	1
久万高原町消防本部	消防隊	1

イ 第2次出動

内子町	消防隊	1
大洲地区広域消防事務組合	消防隊	1
	救急隊	1
久万高原町	消防隊	1
久万高原町消防本部	消防隊	1
	救急隊	1

ウ 特命出動

消防長又は消防団長がそれぞれ指示する隊数

(2) 非常警報装置（モニター）により災害の発生を覚知したときは、第1次出動とする。

(3) 電話により災害の発生を覚知したとき又は第1次出動隊からの現場速報により、事故の種別及び規模等が判明したときは、消防長は直ちに関係者に連絡を取り対応処置を講ずるものとする。

**第3条** 救急出動は、原則として要請を受けた機関が出動し、その区域の如何にかかわらず救急業務を行うものとする。

**第4条** 応援隊の指揮は災害発生地消防長又は消防署長が指揮するものとする。

**第5条** この覚書に定めるもののほか、必要な事項は関係者協議のうえ決定する。

平成17年11月1日

内子町消防団長  印

大洲地区広域消防事務組合消防長  印

久万高原町消防団長  印

久万高原町消防本部消防長  印

## ○松山自動車道消防相互応援協定書

消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、伊予市、内子町、大洲市、伊予消防等事務組合及び大洲地区広域消防事務組合（以下「協定市町等」という。）は、協定市町等の行政区域のうち、松山自動車道及びその施設（以下「協定区域」という。）における消防に関する相互応援について、次のとおり協定する。

（目的）

**第1条** この協定は、協定区域において火災、救急その他災害（以下「災害等」という。）が発生したとき、協定市町等の消防力を相互に活用して、その被害を最小限度に防止することを目的とする。

（応援）

**第2条** 前条の目的を達成するため、協定市町等は出動区域を定め、その属する消防隊、救急隊その他必要な人員（以下「消防隊等」という。）を出動させ、又は資機材を調達して応援を行うものとする。

（出動・応援区域）

**第3条** 協定市町等は、協定区域内の災害等について、別表に掲げる出動区域に基づき応援を行うものとする。ただし、災害等発生場所及び内容等が不明確な場合は、別表の規定にかかわらず協定消防機関の消防隊等が同時出動するものとする。

（特別応援）

**第4条** 協定区域内において大規模災害等が発生した場合の対応及び取扱要領は、愛媛県消防広域相互応援協定によるものとする。

（経費の負担）

**第5条** 応援に要する経費の負担は、法令その他に定めがあるものを除き、次のとおりとする。

- (1) 応援のため要した経常的経費は、応援を行った協定市町等の負担とする。ただし、機器資材等（化学消火剤を含む。）で要請により調達し、又は立替えたものについては、現物又はその経費を受援協定市町等が負担するものとする。
- (2) 応援出動した消防隊等の活動が長時間にわたり、燃料、機器資材の補給又は給食等を必要とする場合は、受援協定市町等において現物により、又は経費を負担してこれを行うものとする。
- (3) 応援隊員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援を行った協定市町等の負担とする。ただし、災害地において受けた救急治療の経費は、受援協定市町等の負担とする。
- (4) 応援隊員が、応援業務を遂行中に第三者に損害を与えた場合においては、受援協定市町等がその賠償責任を負うものとする。ただし、災害地への出動又は帰路途上において発生したもののについては、この限りでない。
- (5) 前各号以外の経費については、協定市町等の間において、その都度協議の上負担区分を決定するものとする。

（情報交換等）

〔内子町防災〕

第6条 協定市町等は、この協定の適正な運用を期するために必要な各種消防情報を相互に交換するものとする。

(応援の実施及び委任)

第7条 この協定による応援は、当該消防機関の長が実施するものとし、この協定実施のために必要な事項は、協定市町等の消防機関の長が協議の上決定するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度協定者が協議の上決定するものとする。

(効力の発生)

第9条 この協定は、平成17年11月1日から効力を発生するものとする。この協定を証するため、本書5通を作成し、記名押印の上各自1通を保有するものとする。

2 「松山自動車道消防相互応援協定書」(平成12年7月20日締結)は廃止する。

平成17年11月1日

伊予市長  印

内子町長  印

大洲市長  印

伊予消防等事務組合長  印

大洲地区広域消防事務組合長  印

(別表)

出動 消防機関 応援	上下 線別	出 動 区 域	応 援 区 域	受 援 消 防 機 関
伊 予 消 防 等 事 務 組 合 消 防 本 部	下り	伊 予 I . C か ら 内 子 ・ 五 十 崎 I . C の 間	伊 予 I . C か ら 内 子 ・ 五 十 崎 I . C の 間 の 内 子 町 の 区 域	大 洲 地 区 広 域 消 防 事 務 組 合 消 防 本 部
大 洲 地 区 広 域 消 防 事 務 組 合 消 防 本 部	上り	伊 予 I . C か ら 内 子 ・ 五 十 崎 I . C の 間	伊 予 I . C か ら 内 子 ・ 五 十 崎 I . C の 間 の 伊 予 市 の 区 域	伊 予 消 防 等 事 務 組 合 消 防 本 部
	上り 下り	内 子 ・ 五 十 崎 I . C か ら 大 洲 I . C の 間		

I . C : インターチェンジ



## 〇ヘリテレ映像の提供に関する協定

災害発生時における迅速かつ的確な災害応急対策に資するため、愛媛県（以下「甲」という。）と愛媛県内の市町及び消防一部事務組合（以下「乙」という。）との間で、愛媛県警察ヘリコプターテレビ伝送システム映像（以下「ヘリテレ映像」という。）の提供に関し、次のとおり協定する。

（映像の提供）

**第1条** 甲は、災害発生時に、愛媛県警察本部からヘリテレ映像の提供を受けている場合において、乙のいずれかの機関から当該ヘリテレ映像の提供の要請があり、かつ、これを甲が愛媛県警察本部の承認を得たうえで必要と認めたときは、提供の要請があった機関（以下「要請機関」という。）に対し、当該ヘリテレ映像を提供するものとする。

2 甲は、前項の規定により、要請機関に対し、ヘリテレ映像を提供する場合において、配信手段のシステム仕様上の制約等により要請機関のみへの配信が困難なとき、又は災害が広域にわたるときには、乙の要請機関以外の機関に対しても、当該ヘリテレ映像を提供するものとする。

3 甲は、ヘリテレ映像を提供する施設、設備、機器等に異常を認めたときは、前2項の規定による映像の提供を停止し、又は中断することができるものとする。

（映像の取扱い要件）

**第2条** 乙は、前条の規定により、甲より提供を受けたヘリテレ映像（ビデオテープその他の映像記録媒体によるものも含む。）を報道機関その他の機関に提供してはならない。

2 乙は、前項の規定に反した場合、そのことにより発生する一切の責任を負うものとする。

（協議）

**第3条** この協定の運用について疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議して決定するものとする。

この協定を証するため、本書25通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成23年3月1日

甲 愛媛県 知事 中村時広

乙 （愛媛県内の市町及び消防一部事務組合）

## ○四国西南サミット災害時相互応援協定

(趣旨)

**第1条** この協定は、地震等の大規模な災害時において、防災対策特に応急対策の一層の充実・強化を図ることを目的として、四国西南サミット加盟市町村（以下「協定市町村」という。）が協力して物資・労力等の相互応援を行うことについて定めるものとする。

(応援の種類)

**第2条** 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援活動に必要な車両及び舟艇等の提供
- (4) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (5) 被災児童、生徒等の一時受入
- (6) 第1号から第4号までに規定する物資等の提供に係る職員及び災害対策本部の運営に必要な職員の派遣
- (7) 前各号に定めるもののほか特に要請があった事項

(応援要請の手続き)

**第3条** 応援を要する市町村（以下「被災市町村」という。）は、原則として次の事項を明らかにし、電話等による要請を行い、後日、速やかに当該事項を記載した文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあつては、物資等の品名、規格、数量等
- (3) 前条第4号及び第5号に掲げる応援を要請する場合にあつては、収容等の人数、被災児童、生徒等の学年等
- (4) 前条第6号に掲げる応援を要請する場合にあつては、派遣職員の事務職、医療職、技術職、技能職等の職種別及び人員
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援を必要とする期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援の実施)

**第4条** 応援を要請された市町村は、極力これに応じ救援に努めるものとする。

2 被災市町村以外の協定市町村は、通信の途絶等により被災市町村と連絡が不可能である場合において、災害の事態に照らし特に緊急を要し、被災市町村が応援の要請を行ういとまがないと認められるときは、被災市町村からの応援要請を待たないで、必要な応援を行うことができるものとする。この場合には、前条の要請があったものとみなす。

(経費の負担)

**第5条** 応援に要した経費は、協定市町村が協議して別に定める。

(連絡責任者)

**第6条** 本協定に定める事項の連絡調整の確実及び円滑を図るため、協定市町村の防災担当課長等を連絡責任者としてあらかじめ定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡するものとする。

(協議)

**第7条** この協定の実施に関し必要な事項及び協定に定めのない事項は、協定市町村が協議して定めるものとする。

(適用)

**第8条** この協定は、締結の日から適用する。

(継承)

**第9条** 市町村合併等に伴い構成する協定市町村に再編成があった場合は、改めて協定を締結するまでの期間は、新市町村においてこの協定を引き継ぐものとする。

この協定を証するため、本書14通を作成し、各協定市町村は記名押印のうえ各1通を保有する。

平成24年5月21日

宇和島市	代表者	宇和島市長	石橋寛久
八幡浜市	代表者	八幡浜市長	大城一郎
大洲市	代表者	大洲市長	清水裕
西予市	代表者	西予市長	三宅幹二
内子町	代表者	内子町長	稲本隆壽
松野町	代表者	松野町長	阪本壽明
鬼北町	代表者	鬼北町長	甲岡秀文
愛南町	代表者	愛南町長	清水雅文
宿毛市	代表者	宿毛市長	沖本年男
土佐清水市	代表者	土佐清水市長	杉村章生
四万十市	代表者	四万十市長	田中全
大月町	代表者	大月町長	柴岡邦男
三原村	代表者	三原村長	杉本嘉宏
黒潮町	代表者	黒潮町長	大西勝也

## ○環境自治体会議を構成する市区町村の災害等における相互支援に関する協定

(略称 環境自治体会議災害支援協定)

環境自治体会議の会員市区町村は、全国に会員が所在するその特性を活かし、市区町村単独で対処することが困難な災害等が発生した場合において、被災市区町村の要請に応え、応援対策及び復旧対策が円滑に遂行されるよう、相互の支援体制について次のとおり協定を締結する。

協定は全10条で構成され、①支援の対象となる災害、②支援の種類、③支援の手続き、④支援の実施、⑤支援経費の負担、⑥連絡責任者、⑦体制の整備、⑧協定の離脱、⑨その他市区町村相互の協議、⑩適用について定める。

平成24年6月6日

代表幹事

北海道士幌町長 小林康雄

副代表幹事

福井県勝山市長 山岸正裕

副代表幹事

山口県宇部市長 久保田后子

## ○環境自治体会議災害支援協定締結宣言

### 1. 背景

環境自治体会議では、平成23年5月の「にいはま会議」における首長意見交換会・総会の場で、東日本大震災をはじめ今後も自然災害が懸念されることから、会員が全国に所在する環境自治体会議のネットワークを活かし災害支援協定を締結することで、相互支援が円滑に実施できるのではないかとのご意見を頂きました。これを受けて、平成23年6月の市長会、11月の町村長大会、平成24年4月の共通目標首長委員会など複数の機会に、会員自治体首長の皆様の意見をお伺いし、さらに会員自治体を回り個別のご意見も伺いながら、共同代表と事務局で検討を重ねた結果、添付のように「環境自治体会議災害支援協定」を取りまとめました。

この環境自治体会議災害支援協定が、5月25日の総会で採択されました。

### 2. 協定の概要

前文：環境自治体会議の会員市区町村は、全国に会員が所在するその特性を活かし、市区町村単独で対処することが困難な災害等が発生した場合において、被災市区町村の要請に応え、応援対策及び復旧対策が円滑に遂行されるよう、相互の支援体制について次のとおり協定を締結する。

協定は全10条で構成され、①支援の対象となる災害、②支援の種類、③支援の手続き、④支援の実施、⑤支援経費の負担、⑥連絡責任者、⑦体制の整備、⑧協定の離脱、⑨その他市区町村相互の協議、⑩適用について定めている。

### 3. 災害支援協定参加自治体リスト（6月6日までに参加の意思表示があったところ）計30市町

北海道ニセコ町	北海道斜里町	北海道士幌町
山形県高島町	茨城県古河市	茨城県那珂市
東京都足立区	東京都日野市	東京都福生市
新潟県湯沢町	福井県敦賀市	福井県勝山市
福井県若狭町	長野県飯田市	岐阜県多治見市
静岡県三島市	三重県松阪市	大阪府豊中市
大阪府枚方市	大阪府交野市	奈良県生駒市
山口県宇部市	愛媛県新居浜市	愛媛県内子町
高知県梶原町	福岡県筑後市	福岡県古賀市
熊本県天草市	宮崎県綾町	鹿児島県日置市

## ○環境自治体会議を構成する市区町村の災害等における相互支援に関する協定（略称 環境自治体会議災害支援協定）

環境自治体会議の会員市区町村は、全国に会員が所在するその特性を活かし、市区町村単独で対処することが困難な災害等が発生した場合において、被災市区町村の要請に応え、応援対策及び復旧対策が円滑に遂行されるよう、相互の支援体制について次のとおり協定を締結する。

協定は全10条で構成され、①支援の対象となる災害、②支援の種類、③支援の手続き、④支援の実施、⑤支援経費の負担、⑥連絡責任者、⑦体制の整備、⑧協定の離脱、⑨その他市区町村相互の協議、⑩適用について定めている。

（支援の対象となる災害）

**第1条** 支援の対象となる災害は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 災害対策基本法第2条第1号に規定する災害
- (2) 原子力災害対策特別措置法第2条第1号に規定する災害
- (3) 前2号に準じる市区町村単独で対処することが困難な事態が生じた場合

（支援の種類）

**第2条** 支援の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材及び物資の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救援活動に必要な車両の提供
- (4) 救援、医療、防疫、応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- (5) ボランティアの呼びかけ・斡旋
- (6) 児童生徒の受入れ
- (7) 被災者に対する住宅の斡旋
- (8) 地元企業、団体等への被災地支援の呼びかけ・斡旋
- (9) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（支援の手続き）

**第3条** 支援を要請する環境自治体会議市区町村は、次の各号に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし緊急の場合には、電話又はその他の通信手段をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる支援を要請する場合にあつては、物資の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあつては、職員の職種及び人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路ならびに移動手段
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（支援の実施）

**第4条** 支援を要請された環境自治体会議市区町村は、可能な限りこれに応ずるように努めるものとする。

(支援経費の負担)

**第5条** 支援に要した経費は、原則として支援を要請した環境自治体会議市区町村の負担とする。ただし環境自治体会議市区町村間の協議によっては、この限りではない。

2 支援を要請した環境自治体会議市区町村が、前項に規定する経費を支出するいとまがなく、かつ支援を要請した環境自治体会議市区町村から申し出があった場合には、支援を要請された環境自治体会議市区町村は、一時立替支出するものとする。

(連絡責任者)

**第6条** 環境自治体会議市区町村は、第3条に掲げる要請に関する事項の連絡を確実、かつ円滑に行うために、防災担当部課長等をもって、連絡責任者に充てるものとする。

(体制の整備)

**第7条** 環境自治体会議市区町村は、この協定に基づく支援が円滑に行われるよう、必要な体制の整備に努めるものとする。ただし当面の間、環境自治体会議市区町村相互間における訓練・行事等は実施しない。協定運営に関する定常組織・会計等は設けず参加負担金等は設定しない。

(協定の離脱)

**第8条** 環境自治体会議市区町村は、次の各号に掲げる場合に協定を離脱する。

- (1) 環境自治体会議を退会したとき
- (2) 環境自治体会議市区町村から申出のあったとき

(その他)

**第9条** この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、環境自治体会議市区町村相互で協議して定めるものとする。

(適用)

**第10条** この協定は、平成24年5月25日より適用する。

附則 本協定は環境自治体会議自治体が参加することを原則とするが、参加を強制するものではなく各自自治体の実情と判断に応じ参加は任意とする。また協定への参加の有無にかかわらず環境自治体会議市区町村間において相互支援が必要になったときは協力するように努める。

この協定への参加を証するため、当事者記名押印のうえ、正本1部を環境自治体会議事務局に、副本1部を環境自治体会議市区町村に保管するものとする。

以上

## ○災害時における情報交換及び支援に関する協定書

国土交通省四国地方整備局長（以下「甲」という。）と内子町長（以下「乙」という。）は、内子町の区域において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害発生時等」という。）の情報交換及び支援について、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

**第1条** この協定は、災害発生時等において、甲及び乙が連携を図り、内子町民の生命、身体及び財産の安全並びに生活を確保するための迅速かつ円滑な対応を図ることを目的とする。

（協力体制）

**第2条** 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、災害発生時等の初動段階から緊密な情報交換が行えるように、相互に協力して必要な体制を整えるものとする。

（支援内容）

**第3条** 災害初動時に甲が実施する支援内容は、次のとおりとする。

- (1) 被害状況の把握及び提供
- (2) 情報連絡網の構築
- (3) 災害応急措置
- (4) その他必要と認められる事項

（現地情報連絡員の派遣）

**第4条** 甲は、災害発生時等の状況により、甲及び乙が行う応急対策並びに甲が行う支援の円滑な実施に資するため必要と認めるときは、内子町災害対策本部等に職員を現地情報連絡員として派遣し、情報交換にあたらせるものとする。

（支援の要請）

**第5条** 内子町の区域における国土交通省所管施設等に災害が発生し、又は発生の恐れがある場合は、必要に応じて、乙は甲に支援要請を行うものとする。なお、乙は、現地情報連絡員を經由して甲に支援要請が行えるものとする。

（支援の実施）

**第6条** 甲は乙からの支援要請に対し、災害対策用資機材及び人員の配備状況等を勘案し調整した上で、乙にその内容を伝え、可能な支援を行うものとする。なお、甲は、現地情報連絡員を通じて調整内容を乙に伝える場合がある。

（平常時の連携）

**第7条** 甲及び乙は、この協定の実施に関して必要となる連絡体制の整備その他必要と認められる事項について、訓練及び会議の開催等を通じて平常時からの連携に努めるものとする。

（その他）

**第8条** この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。



上記のとおり協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲、乙押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年10月26日

甲 香川県高松市サンポート高松 3 番33号  
国土交通省 四国地方整備局長 川崎 正彦

乙 愛媛県喜多郡内子町平岡甲168番地  
内子町長 稲本 隆壽

## ○災害時における応急対策業務に関する協定

内子町（以下「甲」という。）と内子町商工会建設部会（以下「乙」という。）は、災害時における応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

**第1条** この協定は、地震、風水害等による災害（以下「災害」という。）が内子町内において発生し、又は発生しようとしている場合に、甲が、乙の協力を得て応急対策業務（災害予防措置を含む。）を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

**第2条** 甲は、災害発生時又は発生しようとしている場合に応急対策業務を実施する必要があると認めるときは、乙に協力を要請することができるものとする。

2 ②前項の要請があった場合は、乙は、特別の理由がない限り協力するものとする。また、乙は、国及び県からの要請と甲からの要請が同時にあった場合には、その要請との調整を行い、協力するものとする。

3 要請は文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請し、その後速やかに文書により行うものとする。

（応急対策業務）

**第3条** 甲が乙に対し協力を要請する応急対策業務は、次のとおりとする。

- (1) 道路、橋りょう等公共土木施設の被災、浸水対応及びがけ崩れ等の応急対応並びに土砂及び流木等の撤去及び搬送
- (2) 前号の業務の実施に必要な資機材及び物資の搬送
- (3) 林野火災等消火用の水の搬送
- (4) その他甲が必要とする業務

（応急対策業務施工者）

**第4条** 乙は、応急対策業務を実施する必要がある区域について、あらかじめ地区（内子・五十崎・小田）代表者、応急対策業務施工者を選定し、甲に提出するものとする。

（応急対策業務の指示）

**第5条** 応急対策業務施工者は、内子町災害対策本部長の指示を受けた地区代表者からの連絡により、応急対策業務を行うものとする。

（応急対策業務の報告）

**第6条** 乙は、応急対策業務施工者が応急対策業務を実施したときは、当該業務の完了後速やかに業務内容等を記載した報告書を内子町災害対策本部長に提出するものとする。

（費用負担）

**第7条** 第3条に規定する応急対策業務に要する費用は、甲、乙が協議の上、定めるものとする。

2 乙は前項の規定により算出した額を、甲に請求するものとする。

（災害補償）

**第8条** 第3条に規定する応急対策業務に従事した者が、その業務により死亡し、負傷し、若しくは

疾病にかかり、又は障害の状態となった場合の補償は、その状況を調査し、適用を受ける法令等の規定により補償を行うものとする。

(細目)

**第9条** この協定に基づく応急対応業務を行うために必要な細部の事項については、別に細目を定めるものとする。

(有効期間)

**第10条** この協定は、協定契約締結の日からその効力を有するものとし、甲、乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

(協議)

**第11条** この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲、乙が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成22年10月6日

愛媛県喜多郡内子町平岡甲168番地

甲 内子町

内子町長 稲本 隆壽

愛媛県喜多郡内子町内子1502番地

乙 内子町商工会建設部会

部 会 長 佐藤 史信

## ○災害時における支援協力に関する協定

内子町（以下「甲」という。）と内子町商工会商業部会（以下「乙」という。）は、災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

**第1条** この協定は、地震、風水害等による災害（以下「災害」という。）が内子町内において発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲のみでは十分な対応を実施することができないときに、災害時応急食料確保の一環として、乙の協力を得ることにより、町民に対する応急食料等の確保を図る。

（提供要請）

**第2条** 甲は、乙に協力を要請する場合は、業務の内容、日時、場所、その他必要な事項を明確にして要請するものとする。

2 前項の要請があった場合は、乙は特別な理由がない限りこれに協力するものとする。

3 要請は、文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、その後速やかに文書により行うものとする。

（協力の内容）

**第3条** 甲が乙に要請する協力の範囲は、次のとおりとする。

（1）町民への飲料・食料品、日用品の提供。

（2）その他甲が必要とするものの提供。

（費用経費の負担）

**第4条** 支援協力に要する経費は、災害救助法が適用される場合にあつては、同法に定めるところにより、それ以外の場合にあつては、原則として実費相当額を甲が負担する。

（費用経費の決定）

**第5条** 前条の規定による費用については、甲、乙協議して決定する。

（必要経費の支払い）

**第6条** 甲は、第4条に要した費用については、乙の請求に基づいて支払うものとする。

（協定期間及び自動更新）

**第7条** この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙のいずれかから特段の申し出がないときは、前項の期間が満了した後においても、この協定を同一条件で更新したものとし、その後においても同一の内容をもって継続するものとする。

（協議）

**第8条** この協定の実施について、必要な事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲と乙が協議のうえ、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上各1通を保有する。

平成24年7月23日

甲 愛媛県喜多郡内子町平岡甲168番地  
内子町長 稲本 隆壽

乙 愛媛県喜多郡内子町内子1502番地  
内子町商工会商業部会  
部 会 長 山田 榮

## ○災害時の減災活動に関する協力協定書

内子町（以下「甲」という。）と内子町森林組合（以下「乙」という。）は、災害時における減災活動について次のとおり協定する。

（目的）

**第1条** この協定は、山林火災等災害時における減災活動に関する乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

**第2条** 甲の対策本部が設置され、その対策本部から減災活動について要請があった時、乙は以下の内容により協力するものとする。

2 乙は、第1項の要請があった時は、無償にて労務職員、資機材の提供するものとする。

3 乙は、第1項の要請があった時は、速やかに活動体制を整えるなど万全を期するものとする。ただし、活動体制に支障が生じた場合は、甲との協議により対策を練るものとする。

（申請の手続き）

**第3条** 甲は、この協定による申請を行う時は、減災活動協力要請書を持って行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請ができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

（期間）

**第4条** この協定の有効期間は、協定締結の日から5年間とし、甲乙いずれから協定解消の申し出がない限り、同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申し出は、一ヶ月前までに相手方に申し出るものとする。

（協議）

**第5条** この協定に定めるものの他、この協定の実施に関して必要な事項、その他この協定にない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上各1通を保有する。

平成22年1月7日

甲 愛媛県喜多郡内子町平岡甲168番地  
内子町  
町 長 稲本 隆壽

乙 内子町五百木186番地2  
内子町森林組合  
代表理事組合長 岡田 志朗

## ○災害時における応急対策業務の協力に関する協定

内子町（以下「甲」という。）と、えひめ中央農業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時において甲が行う応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関する乙との協定について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

**第1条** この協定は、災害時における応急対策業務について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（要請）

**第2条** 甲は、災害対策本部を設置した場合その他応急対策業務を実施する必要があると認めるときは、乙に対し、協力を要請することができる。

2 前項の規定による要請があった場合において、乙は特別の理由がない限り協力するものとする。

3 甲は、第1項の規定により協力を要請するときは、災害支援協力要請書（様式1）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに災害支援協力要請書を提出するものとする。

（応急対策業務の内容）

**第3条** 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、次に掲げる事項に関し、乙が可能な範囲内において協力するものとする。

- (1) 避難所への食料品、日用品等の供給に関すること。
- (2) ガソリン、灯油等の供給に関すること。
- (3) その他甲が必要とする業務で乙が協力可能な業務に関すること。

（要請に基づく措置）

**第4条** 乙は、第2条の規定による要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を措置状況報告書（様式2）により甲に報告するものとする。

（費用負担）

**第5条** 乙が供給した物資等の対価については、甲が負担するものとし、価格は災害発生時直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

2 乙が行った運搬に係る費用は、乙による通常の配送業務と同様とみなし、原則として乙が負担するものとする。ただし、乙の通常業務から著しく逸脱すると認められる場合は、甲が負担するものとする。

（費用の支払い）

**第6条** 甲は、乙からの請求に基づき、前条の規定により定められた費用を速やかに支払うものとする。

（協議）

**第7条** この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して決定するものとする。

（有効期間）

**第8条** この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1月前までに双方いずれからも協定解消の申し出がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成21年9月5日

甲 愛媛県喜多郡内子町平岡甲168番地  
内子町長 稲本 隆壽

乙 愛媛県松山市千舟町8丁目128番地1  
えひめ中央農業協同組合  
代表理事理事長 三好 功



## ○災害時における応急対策業務の協力に関する協定書

内子町（以下「甲」という。）と社団法人愛媛県エルピーガス協会大洲支部（以下「乙」という。）とは、内子町内で災害による重大な被害が発生した場合又は発生のおそれがある場合（以下「緊急事態」という。）に、被災者が避難所生活を送るために必要な物資等（以下「応急物資」という。）の支援を図るために、早急な生活復旧支援を行うこと（以下「支援活動」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

**第1条** 甲は、緊急事態に応急物資を調達する必要があると認められるときは、乙に対し支援活動を要請することができる。

2 要請があった場合、乙は、特別の理由がない限り協力するものとする。

（要請の方法）

**第2条** 甲は、前条の要請を行うときは、災害協力支援要請書（様式1）をもって行うものとする。

ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、事後速やかに災害協力支援要請書を提出するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

**第3条** 第1条の要請に基づき、乙は、その要請事項を実施するための措置をとるとともに、措置をとった協会員は、その措置の状況を措置状況報告書（様式2）により甲に報告するものとする。

（支援活動の内容）

**第4条** 乙は、第1条の要請を受けたときは、次の各号に関し、協力するものとする。ただし、数量の上限については、乙が定めるものとする。

- (1) 避難所等に対する必要なLPガスボンベ等関係資器材の供給
- (2) 乙が所有する炊き出し用資器材の貸出し
- (3) LPガスボンベ等関係資器材の撤去、移転及び点検等の支援活動
- (4) その他甲が必要とする業務で、乙が可能な支援協力

（応急物資の運搬及び引渡し）

**第5条** 応急物資の運搬及び引渡し場所は、甲が状況に応じて指定するものとし、引渡し場所までの応急物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。

2 甲は、応急物資の引渡し場所に職員を派遣し、応急物資の種類及び数量を確認のうえ引き取るものとする。

（費用負担）

**第6条** 第4条の規定により乙が提供した応急物資の対価については、甲が負担するものとし、価格は甲乙協議のうえ決定するものとする。ただし貸出し資材は無償とする。

2 乙が行った運搬に係る費用は、原則として乙が負担するものとする。ただし、乙の通常業務の範囲を著しく超えると認められる場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（費用の支払い）

**第7条** 甲は、乙からの請求に基づき、第6条の規定により定められた費用を速やかに支払うものと

する。

(担当者等の報告)

**第8条** 乙は、この協定に係る災害時の連絡先及び担当者を担当者連絡先報告書（様式3）により協定締結後速やかに甲に報告するものとし、変更があった場合にも同様とする。

(地区別緊急体制実施要綱の作成)

**第9条** 乙は、この協定に基づく支援活動を行うために必要な細部の事項については、各地区別の緊急体制実施要綱を定めるものとする。

(協議)

**第10条** この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

**第11条** この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1月前までに、甲乙いずれからも協定解消の申し出がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後もまた同一内容をもって継続するものとする。

本協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙両者が記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成22年9月21日

甲 愛媛県喜多郡内子町平岡甲168  
内子町  
町 長 稲本 隆壽

乙 愛媛県大洲市若宮501  
社団法人愛媛県エルピーガス協会大洲支部  
支部長 濱田 耕造

## ○災害時における救援物資提供に関する協定書

内子町（以下「甲」という。）と四国コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資提供について次のとおり協定する。

（目的）

**第1条** この協定は、災害時における物資の提供に関する乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

**第2条** 甲の対策本部が設置され、その対策本部から物資の提供について要請があった時、乙は以下の内容により協力するものとする。

2 乙は、第1項の要請があった時は、地域貢献型自動販売機（メッセージボード搭載型など）の機内在庫の製品を甲に無償提供するものとする。

3 乙は、第1項の要請があった時は、速やかにフォロー体制を整えるなど万全を期すものとする。ただし、道路不通及び停電等により供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対策を練るものとする。

（申請の手続き）

**第3条** 甲は、この協定による要請を行う時は、救援物資提供要請書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請ができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

（期間）

**第4条** この協定の有効期間は、協定締結の日から5年間とし、甲乙いずれかから協定解消の申し出がないかぎり同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申し出は、1ヶ月前までに相手方に申し出るものとする。

（協議）

**第5条** この協定に定めるものの他、この協定の実施に関して必要な事項、その他この協定に定めない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上各1通を保有する。

平成21年2月2日

甲 愛媛県喜多郡内子町平岡甲168番地  
内子町  
町 長 河内 紘一

乙 香川県高松市春日町1378番地  
四国コカ・コーラボトリング株式会社  
常務取締役営業本部長 三谷 久士

## ○災害支援協力に関する協定

内子町（以下「甲」という。）と愛媛ゴルフ株式会社（以下「乙」という。）とは、町内に大規模な風水害、地震その他の甚大な災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合において、災害支援協力をを行うことについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

**第1条** この協定は、災害が発生した場合に、愛媛ゴルフ倶楽部の施設を緊急災害支援として利用し、町民の安全の確保を図ることを目的とする。

（対象となる災害）

**第2条** 甲は、次に掲げる災害の発生に際して、乙に対し支援協力を要請することができるものとする。

- （1）町内に避難を要する災害が発生し、または発生するおそれがあるとき。
- （2）隣接市町における災害救助等のため、当該市町から甲に対して応援要請があったとき。
- （3）その他町長が特に必要と認めたとき。

（支援協力の要請）

**第3条** 甲は前条に基づき、施設の利用を必要とするときは、乙に施設の利用を文書により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに要請文書を提出するものとする。

2 乙は、甲から支援協力の要請があったときは、支援協力が円滑に行われるよう努めるものとする。

（支援協力施設と内容）

**第4条** 施設については、愛媛ゴルフ倶楽部のクラブハウス、宿泊施設等とし、甲が乙に要請する支援協力の内容は、次に掲げるものとする。

- （1）被災者のクラブハウス、宿泊施設への収容
- （2）飲料水、食事場所の提供等
- （3）臨時ヘリポートの設置

（費用経費の負担）

**第5条** 支援協力を要する経費は、災害救助法が適用される場合にあつては、同法に定めるところにより、それ以外の場合にあつては、原則として実費相当額を甲が負担する。

（費用経費の決定）

**第6条** 前条の規定による費用については、甲、乙協議して決定する。

（費用経費の支払い）

**第7条** 甲は、第5条に要した費用については、乙の請求に基づき支払うものとする。

（協定の有効期間及び更新）

**第8条** この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙のいずれかから特段の申し出がないときは、前項の期間が満了した後においても、この協定を同一条件で更新したものとし、その後

においても同様とする。

(疑義の処理)

**第9条** この協定の実施について、必要な事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲と乙が協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成23年7月21日

甲 愛媛県喜多郡内子町平岡甲168番地  
内子町  
町 長 稲本 隆壽

乙 松山市一番町2丁目5-22  
愛媛ゴルフ株式会社  
代表取締役社長 弓崎 憲明

## ○災害時等における物資供給協力に関する協定書

内子町（以下「甲」という。）と生活協同組合コープえひめ（以下「乙」という。）は、内子町の区域内に地震、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）の食料品及び生活必需品（以下「生活物資」という。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

**第1条** この協定は、災害時等に相互に協力して生活物資の安定供給を行うことにより、町民生活の早期安定を図ることを目的とする。

（協力要請）

**第2条** 甲は、災害時等において生活物資を必要とするときは、乙に対して乙の保有する生活物資の供給について、協力を要請することができる。

（協力実施）

**第3条** 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有する生活物資の優先供給に積極的に協力するものとする。

（生活物資の範囲）

**第4条** 甲が乙に要請する生活物資は、乙が保有又は調達可能な生活物資とする。

（要請手続き等）

**第5条** 第2条の要請は、供給協力要請書（別記様式）によるものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 要請については、甲乙それぞれ連絡責任者を定めて行うものとする。

（運搬及び引渡し）

**第6条** 生活物資の引渡し場所は甲が指定するものとし、引渡し場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙による運搬が困難なときは、甲の指定するものに行わせることができる。

（費用負担）

**第7条** 乙が生活物資の供給に要した費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が物資の供給及び運搬終了後、乙の提出する納品書等に基づき、災害発生時直前における適正価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（代金の支払い）

**第8条** 甲が引き取った物資の代金は、乙から請求の後、速やかに支払うものとする。

（報告）

**第9条** 甲は、乙が保有する生活物資の在庫品目及び数量等について、報告を求めることができる。

（支援体制の整備）

**第10条** 乙は、災害時等における円滑な協力を図るため、社内及び各店舗間との広域応援体制並びに情報連絡体制の整備に努めるものとする。

(有効期間)

**第11条** この協定の有効期間は、平成25年3月31日までとする。ただし、協定期間が満了する1月前までに、甲乙いずれからも相手方に対し文書による終了の意思表示がないときは、協定期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

**第12条** この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、必要に応じて甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成24年11月2日

甲 愛媛県喜多郡内子町平岡甲168番地  
内子町長 稲本隆壽

乙 愛媛県松山市朝生田町3丁目1番12号  
生活協同組合コープえひめ  
理事長 松本 等

(別紙様式)

平成 年 月 日

様

内子町長

災害時等における生活物資の供給協力要請書

次のとおり、生活物資の供給協力を要請します。

品 目	数 量	場 所	納 期

担当 内子町  
担当者氏名

印



## ○災害時における家屋被害認定調査に関する協定書

内子町（以下「甲」という。）と愛媛県土地家屋調査士会（以下「乙」という。）は、災害時における家屋被害認定調査（以下「認定調査」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（認定調査への協力）

**第1条** 甲は、内子町内に災害が発生した場合において、乙の協力が必要と認めるときは、乙に対し、認定調査の実施について協力を要請することができる。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、乙の会員を甲に派遣し、甲と協力して認定調査を実施する。

（認定調査の内容）

**第2条** 認定調査の内容は、次に掲げるものとする。

(1) 災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）に基づき、甲の職員と連携して、内子町内の家屋を調査すること。

(2) 甲が発行したり災証明について、町民からの相談の補助をすること。

（費用の負担）

**第3条** 甲は、第1条第2項の規定により派遣された会員の人件費を負担しない。

2 甲は、認定調査に必要な資機材の費用を負担するものとする。

（研修会への参加）

**第4条** 甲又は乙は、認定調査に必要な知識を提供するため、必要に応じて研修会を開催するものとし、甲の職員又は乙の会員は、当該研修会に参加することができる。

（秘密の保持）

**第5条** 乙及び乙の会員は、認定調査の実施により知り得た甲又は第三者の秘密を第三者に漏らしてはならない。認定調査の終了後も、また同様とする。

（従事者の災害補償）

**第6条** 乙は、認定調査に従事した乙の会員が当該調査のために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙が別途加入する災害補償保険等により対応する。

（有効期間）

**第7条** この協定の有効期限は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日までに甲又は乙から何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

2 甲又は乙は、この協定の有効期間満了前にこの協定を解除しようとするときは、30日前までに解

除の申入れをしなければならない。

(定めのない事項等の処理)

**第8条** この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、法令（内子町の条例、規則等を含む。）の定めるもののほか、甲、乙協議の上処理するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲、乙双方記名押印の上各自1通を保有する。

平成25年2月27日

喜多郡内子町平岡甲168番地  
甲 内子町  
町 長 稲本 隆壽

松山市南江戸1丁目4番14号  
乙 愛媛県土地家屋調査士会  
会 長 末光 健二

## ○内子町と豊島区との非常災害時における相互応援に関する協定

(趣 旨)

**第1条** 内子町及び豊島区は、相互協力の友愛的精神に基づき、いずれかの自治体の地域において災害が発生し、被災した自治体独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、被災した自治体の要請により、災害を受けていない自治体が協力・応援を行い、もって、被災した自治体が応急対策や復旧対策を円滑に遂行できるようにするため、この協定を締結する。

(応援の種類)

**第2条** 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水、生活必需品等の救助救援用物資の提供
- (2) 医療、防疫資器材、発電機、車両等の資器材の提供又は貸与
- (3) 医療職、技術職、技能職、その他行政事務に従事する職員（以下「応援職員」という。）の派遣
- (4) 被災者の一時収容のために施設の提供
- (5) 被災した児童、生徒等の一時的な受入れ
- (6) 住民・地元企業・団体等への被災地支援の呼びかけ
- (7) その他、特に要請のあった事項

(応援の手続)

**第3条** 応援を要請する自治体は、次の事項を明らかにし、第5条に定める連絡担当部局を通じて、ファクシミリ、電話又は電信により応援を要請し、後日、速やかに公文書を送付するものとする。

- (1) 災害の内容及び被害の状況
- (2) 前条第1号及び第2号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 前条第3号に掲げるものの職種別人員
- (4) 前条第4号及び第5号に掲げるものの人数及び期間
- (5) 応援の場所及び応援場所への経路
- (6) 応援の期間
- (7) その他必要な事項

(緊急援助活動の実施)

**第4条** 内子町及び豊島区のいずれかにおいて大規模な災害が発生したことが明らかな場合は、前条に規定する援助の要請を受けないときであっても、被災していない自治体は、直ちに自主的な判断により緊急援助活動を実施することができるものとする。

(連絡の窓口)

**第5条** 内子町及び豊島区は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当の部局を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

(物資の輸送等)

**第6条** 救援物資、資器材、人員等の輸送は、原則として、応援を要請した自治体が実施するものとする。ただし、応援を要請した自治体による輸送が困難な場合には、応援を行う自治体にこれを依頼することができる。

(経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、応援を受けた自治体の負担とする。

2 応援を受けた自治体が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた自治体から要請があった場合には応援を行う自治体が、当該費用を一時繰替え支弁するものとする。

(災害補償等)

第8条 応援職員の災害補償等については、次のとおりとする。

(1) 応援職員が被災した自治体への出勤、帰路途中及び応援活動中において、負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、応援を行った自治体はその災害補償をする。

ただし、被災した自治体において行った救急治療の費用は、被災した自治体の負担とする。

(2) 応援職員が応援活動中に第三者に損害を与えた場合は、被災した自治体はその損害を補償する。

(資料・情報の交換)

第9条 内子町及び豊島区は、この協定による応援が円滑に行われるよう、毎年、一定の時期に、地域防災計画をはじめ災害に関する情報・資料を相互に交換するものとする。

(指揮権)

第10条 応援活動に従事する応援職員は、被災した自治体の災害対策本部長の指揮のもとに行動するものとする。

(協 議)

第11条 この協定に定めのない事項は、各自治体が協議して決定するものとする。

(効力の発生)

第12条 この協定は、締結した日から効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、署名押印の上、各1通を保有する。

平成25年12月10日

愛媛県内子町

内子町長 稲本 隆壽

東京都豊島区

豊島区長 高野 之夫

## ○災害時における救援物資提供に関する協定書

内子町(以下「甲」という。)と四国キャンティーン株式会社 (以下「乙」という。)とは災害時における救援物資提供に関する協定を次のとおり締結する。

### (目的)

第1条 この協定は、災害時における救援物資の提供に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (協力の要請)

第2条 震度5弱以上の地震又は、同等以上の災害が発生若しくは発生する恐れがある場合において、甲から乙に対し救援物資の提供を要請したときは、乙は次条に規定する内容により協力するものとする。

### (協力の実施)

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、災害時救援型自販機の機内在庫製品を甲に無償提供するものとし、甲からの連絡を受け、乙が所有し管理する災害時救援型自販機を緊急用飲料として無料開放するものとする。乙は甲に対し速やかにフォロー態勢を調えるなど万全を期するものとし、道路不通及び停電等により供給に支障が生じた場合は、甲と乙との協議により対策を講ずるものとする。

### (期間)

第4条 この協定期間は、協定締結の日から5年間とし、甲乙いずれかから協定解消の申し出がない限り、同一内容をもって継続するものとする。

### (協議)

第5条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関して必要な事項その他この協定に定めなき事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するために本協定書2通を作成し、甲乙の代表者が押印の上、甲乙で各1通を保有するものとする。

平成26年10月30日

甲 愛媛県喜多郡内子町平岡甲168番地

内子町長 稲本隆壽

乙 愛媛県西予市宇和町永長字鶴刺488番地

四国キャンティーン株式会社宇和営業所

所長 山内要

## ○災害時の協力に関する協定書

内子町（以下、「甲」という。）と四国電力株式会社（以下、「乙」という。）とは、災害時の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 甲、乙は、大規模地震及び台風等の災害発生に伴い、大規模な停電等が発生した場合において、双方が緊密な連携を保ち、住民の生活の維持と安全を確保するために電力供給設備の迅速かつ円滑な復旧をはかるものとする。

（災害情報の提供）

第2条 甲、乙は、相互に、迅速に大規模地震および台風等による災害情報を提供するものとする。

（電力供給設備の復旧）

第3条 災害により大規模な停電が発生した場合、乙は、乙の救急管轄区域内の被害状況を総合的に判断したうえで、優先順位を見極めながら医療機関（総合病院など）、災害復旧対策の中核となる官公署、避難所等への電力供給設備の復旧を可能な限り優先して実施するものとする。

2 前項の電力供給設備復旧における電源車等の使用は、乙の判断によるものとする。

（復旧作業に対する協力）

第4条 災害により甲が管理する道路が使用不能となり、乙の電力復旧作業に支障をきたした場合、甲は当該区間の迅速な道路復旧作業に努めるものとする。

2 甲は、乙が電力復旧のために、甲の管理する土地、道路等に、仮設電柱、配電線等の電力供給設備（以下「仮設電柱等」という。）を設置することを承諾する。この場合、復旧の進捗により仮設電柱等が不要となった時は、乙の負担により原状に服するものとする。

3 災害により緊急に電力復旧作業を要する場合において、甲の許認可が必要なとき、甲は、申請書類の提出に先立ち、乙が口頭などの簡易な方法により許認可申請を行うことを認める。この場合、乙は事後、可能な限り速やかに申請書類を提出するものとする。

（復旧拠点・資材置場等の確保に対する協力）

第5条 災害時において、乙の電力復旧作業に必要な復旧拠点、資材置場、駐車場およびヘリポート等の確保にあたっては、甲は乙の要請に協力するよう努める。

（協 議）

第6条 本協定に定めのない事項および本協定の定めについて疑義が生じた場合、甲、乙は誠意をもって協議のうえ解決するものとする。

本協定締結の証として、本書を2通作成し、甲・乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成26年11月12日

甲 愛媛県喜多郡内子町平岡甲168番地  
内子町長 稲本隆壽

乙 愛媛県宇和島市鶴島町1番28号  
四国電力株式会社宇和島支店長 井上 徑一郎

## 〔様式〕

## ○災害情報報告様式

## 様式 1

## 災 害 発 生 報 告

市(町村)

発信時刻 月 日 時 分

発 信 者

受 信 者

1	災害発生の日時						年	月	日	時	分
2	災害発生場所										
3	災害発生原因										
4 災害の概況	(1) 状 況										
	(2) 死 傷 者	氏 名	年 齢	職 業	住 所	備 考					
	(3) 被 害 家 屋	世 帯 主	年 齢	職 業	所 在 地	被 害 状 況					
5 災害に対し取られた措置	(1) 主な措置										
	(2) 避 難 状 況	地 区 名	世 帯 数	人 員	避 難 先	命令、勧告、自主の別、その他					
(3) 消防機関の活動状況											
ア 出動人員 消防職員 名、消防団員 名、計 名											
イ 主な活動内容 (使用した機材を含む)											

様式2の1

中間報告・最終報告(共用)

発信機関				区分		被害	区分		被害				
報告第 報				11	(1) 流失、埋没	ha	34	公立文教施設	千円				
番号( 月 日 時現在)					田	(2) 冠水	ha	35	農林水産業施設	千円			
報告者名				12		(1) 流失、埋没	ha	36	公共土木施設	千円			
受領者名					畑	(2) 冠水	ha	37	その他の公共施設	千円			
区分			被害	13		文教施設	箇所	38	小 計	千円			
人的被害	1	死者	人	そ	14	病院	箇所	39	公共施設被害市町村数	団体			
	2	行方不明者	人		15	道路	箇所		そ	40	農産被害	千円	
	3	負傷者	(1)重症		人	16	橋りょう			箇所	41	林産被害	千円
(2)軽症			人	17	河川	箇所	42	畜産被害		千円			
住家被害	4		棟	他	18	港湾	箇所	の	43	水産被害	千円		
			世帯		19	砂防	箇所		44	商工被害	千円		
			人		20	清掃施設	箇所						
	5		棟		21	崖くずれ	箇所						
			世帯		22	鉄道不通	箇所		45	その他	千円		
			人		23	被害船舶	隻		46	被害総額	千円		
	6		棟		24	水道戸			人的被害者の住所氏名等				
			世帯		25	電話	回線						
			人		26	電気戸							
	7		棟		27	ガス戸							
世帯			28	ブロック塀等	箇所								
人						今後の見とおし							
8		棟	29	り災世帯数	世帯								
		世帯	30	り災者数	人	消防機関の活動状況							
		人											
非住家	9	公共建物	棟	火災発生	31	建物	件						
	10	その他	棟		32	危険物	件						
					33	その他	件						



災 害 名							
発 生 年 月 日							
発 生 場 所							
災害の概況							
47 市町村災害対策本部の設置状況							
48 災害救助法の適用状況							
避難状況							
応急措置及び救助活動の状況							
出動状況	49 消防団	人	51 警察官	人	53 自衛隊	人	
	50 消防吏員	人	52 その他の応援者	人	計	人	
文教施設・公共建物の名称、被害程度				不 通 道 路 橋 り よ う 名			

様式2の2

被 害 状 況 内 訳 表

区 分		符号	被 害 量	被害額 (千円)	備 考	
一 般 被 害	人 的 被 害	死 者	1	人		
		行 方 不 明	2	人		
		負 傷 者	重 症	3	人	
			軽 症	4	人	
			小 計	5	人	
	住 家 被 害	全 壊	棟 数	6	棟	
			世 帯	7	世帯	
			人 員	8	人	
		半 壊	棟 数	9	棟	
			世 帯	10	世帯	
			人 員	11	人	
		一 部 破 損	棟 数	12	棟	
			世 帯	13	世帯	
			人 員	14	人	
		床 上 浸 水	棟 数	15	棟	
			世 帯	16	世帯	
			人 員	17	人	
	床 下 浸 水	棟 数	18	棟		
		世 帯	19	世帯		
		人 員	20	人		
非被 住害 家	全 壊 及 び 半 壊	21	棟			
り 災 世 帯	り 災 世 帯	22	世帯			
	り 災 者	23	人			
県 有 施 設	他 の 項 目 に 掲 げ る も の を 除 く	庁 舎 等	24	箇所		
		そ の 他 の 行 政 財 産	25	箇所		
		普 通 財 産	26	箇所		
		県 立 大 学	27	箇所		
		そ の 他	28	箇所		
		小 計	29	箇所		
市 町 村 有 施 設	他 の 項 目 に 掲 げ る も の を 除 く	庁 舎 等	30	箇所		
		そ の 他 の 行 政 財 産	31	箇所		
		普 通 財 産	32	箇所		
		そ の 他	33	箇所		
		小 計	34	箇所		
計		35	箇所			

区 分		符号	被 害 量	被害額 (千円)	備 考	
厚 生 関 係 被 害 商 工 業 労 働 関 係 被 害	社 会 福 祉 施 設	生 活 保 護 施 設	36	箇所		
		身 障 更 生 保 護 施 設	37	箇所		
		老 人 福 祉 施 設	38	箇所		
		児 童 福 祉 施 設	39	箇所		
		婦 人 保 護 施 設	40	箇所		
		そ の 他	41	箇所		
		小 計	42	箇所		
	医 療 施 設	感 染 病 棟	43	棟		
		感 染 病 舎	44	棟		
		公 的 病 院	45	箇所		
		私 的 病 院	46	箇所		
		そ の 他	47	箇所		
		小 計	48			
	環 境 衛 生 施 設	水 道 施 設	49	箇所		
		下 水 道 施 設	50	箇所		
		清 掃 施 設	51	箇所		
		そ の 他	52	箇所		
		小 計	53	箇所		
	計		54			
	中 小 企 業	建 物 ( 住 宅 部 分 除 く )	55	棟		
		機 械 設 備	56	箇所		
商 品、原 材 料、仕 掛 品		57	箇所			
そ の 他		58	箇所			
小 計		59				
工 業	建 物	60	箇所			
	機 械 設 備	61	箇所			
	商 品、原 材 料、仕 掛 品	62	箇所			
	そ の 他	63	箇所			
	小 計	64	箇所			
観 光 施 設	ホ テ ル ・ 旅 館	65	箇所			
	観 光 施 設	66	箇所			
	そ の 他	67	箇所			
	小 計	68	箇所			
	計		69			

区 分		符号	被 害 量	被害額 (千円)	備 考
農 林 関 係 被 害	施 設	畜 産 関 係	70	箇所	
		蚕 糸 関 係	71	箇所	
		園 芸 関 係	72	箇所	
		入 植 関 係	73	箇所	
		そ の 他	74	箇所	
		小 計	75	箇所	
	施 設	畜 産 関 係	76	箇所	
		蚕 糸 関 係	77	箇所	
		園 芸 関 係	78	箇所	
		入 植 関 係	79	箇所	
		そ の 他	80	箇所	
		小 計	81	箇所	
	関 係	牧 野 地	82	ha	
		牧 野 施 設	83		
		果樹、桑樹、茶樹の樹体被害	84	ha	
	地方公共団体等の施設	畜 産 関 係	85	箇所	
		蚕 糸 関 係	86	箇所	
		園 芸 関 係	87	箇所	
		入 植 関 係	88	箇所	
		そ の 他	89	箇所	
		小 計	90	箇所	
計		91			
農 畜 産 物 関 係 等	農 畜 産 物 関 係 等	水 陸 稲	92	ha t	
		麦 類	93	ha t	
		野 菜	94	ha t	
		果 樹	95	ha t	
		園 芸 作 物	96	ha t	
		茶	97	ha t	
		桑	98	ha t	
		飼 料 作 物	99	ha t	
		そ の 他	100	ha t	
		小 計	101	ha t	

区 分			符号	被 害 量	被害額 (千円)	備 考	
農 林 関 係 被 害	農 畜 産 物 等	家 畜	102				
		畜 産 物	103				
		繭	104				
		そ の 他	105				
		小 計	106				
		貯 蔵 物 、 加 工 品	107				
	計			108			
	水 産 関 係	漁 港	109		箇所		
		漁 船	110		隻		
		船 具	111		件		
		共 同 利 用 施 設	112		箇所		
		非 共 同 利 用 施 設	113		箇所		
		養 殖 施 設	114		箇所		
		養 殖 物	115		箇所		
漁 協 ( 連 合 会 ) 在 庫 物		116					
そ の 他		117					
計			118				
農 田 畑	農 田	流 失 埋 没	119		ha		
		冠 水	120		ha		
		小 計	121		ha		
	地 畑	流 失 埋 没	122		ha		
		冠 水	123		ha		
		小 計	124		ha		
地 関 係	農 業 用 施 設	た め 池	125		箇所		
		頭 首 工	126		箇所		
		水 路	127		箇所		
		堤 と う	128		箇所		
		道 路	129		箇所		
		橋 り よ う	130		箇所		
		揚 水 機	131		箇所		
		そ の 他	132		箇所		
		小 計	133		箇所		
		計			134		

区 分		符号	被 害 量	被害額 (千円)	備 考
農 林 関 係 被 害	山 地 崩 壊		135	ha	
		林 道 路	136	箇所	
	道 橋 架		137	箇所	
		小 計	138	m <sup>2</sup>	
	業 林 産 物	木 材	139	m <sup>2</sup>	
		立 木	140	ha	
		木 炭	141	kg	
		薪	142	kg	
		そ の 他	143		
		小 計	144		
	一 般 林 道 施 設		145	箇所	
		木 炭 施 設	146	箇所	
		そ の 他	147		
		計	148		
合 計		149			
土 木 関 係 被 害	国 庫 負 担	河 川	150	箇所	
		砂 防	151	箇所	
		道 路	152	箇所	
		橋 り よ う	153	箇所	
		港 湾	154	箇所	
		漁 港	155	箇所	
		小 計	156	箇所	
	市 町 村 工 事	河 川	157	箇所	
		砂 防	158	箇所	
		道 路	159	箇所	
		橋 り よ う	160	箇所	
		港 湾	161	箇所	
		漁 港	162	箇所	
	小 計	163	箇所		
	単 独 工 事	河 川	164	箇所	
		砂 防	165	箇所	
道 路		166	箇所		

区 分			符号	被 害 量	被害額 (千円)	備 考	
土 木 関 係 被 害	単 独 工 事	橋 り よ う	167	箇所			
		港 湾	168	箇所			
		漁 港	169	箇所			
		小 計	170	箇所			
	一 般 都 市 施 設		171	箇所			
	そ の 他		172	箇所			
	計		173	箇所			
文 教 関 係 被 害	学 校 関 係	幼 稚 園	174	件			
		小 学 校	175	校			
		中 学 校	176	校			
		高 等 学 校	177	校			
		そ の 他 の 学 校	178	校			
		小 計	179				
	社 会 教 育 施 設	公 民 館	180	箇所			
		そ の 他	181	箇所			
		小 計	182	箇所			
	文 化 財 関 係	国 宝	183	件			
		重 文	184	件			
		県 指 定 文 化 財	185	件			
		史 跡 名 勝	186	箇所			
		天 然 記 念 物	187	箇所			
		小 計	188				
	計		189				
	総 合 計			190			

## ○災害情報受発信記録表

発信記録表

発信者氏名	発信先機関名	受信者氏名	本部長確認
氏名		氏名	
TEL		所属	
<p>内子町災害対策本部（送）第 号</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日 時 分</p> <p>（通知・要請・指示・報告・その他）</p>			
件名			
<p>本文</p>			



## 受信記録表

発信先機関名	発信者氏名	受信者氏名	本部長確認	統括部の協議
	氏名 TEL	氏名 所属		要 否
<p>内子町災害対策本部（送）第 号</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日 時 分</p> <p>（通知・要請・指示・報告・その他）</p>				
件名				
本文				
措置の内容				

○水防情報受付（処理）票

No.

受付日時	平成 年 月 日	午前 午後	時 分
発信者	住所 内子町 氏名	TEL	—
発信内容			
付近見取図 (目標等)	別添のとおり		
被害状況	死者 人 行方不明者 人 負傷者 人 家屋 全壊 戸 半壊 戸 一部破損 戸 床上浸水 戸 床下浸水 戸	道路 箇所 橋 梁 箇所 河 川 箇所 崖崩れ 箇所 溜 池 箇所 農 道 箇所	田 流出、埋没 ha 冠水 ha 畑 流出、埋没 ha 冠水 ha その他
処理状況 (資材等)	出動人員（消防団 名、消防吏員 名、その他 名） 土のう 袋 杭 本		

受信者	現場調査 担当	未処理票 保管担当	資材担当	輸送担当	現場担当	処理済票 保管担当	本部長

未  
処  
理

## ○自衛隊派遣要請依頼様式

### 1 災害派遣要請依頼

年 月 日
災害派遣要請者あて
発信者名
自衛隊の災害派遣要請依頼について
災害を防除するため、下記のとおり自衛隊の派遣要請を依頼します。
記
1 災害の情况及び派遣要請を依頼する理由
2 派遣を希望する期間
3 派遣を希望する区域及び活動内容
4 その他参考となるべき事項
(1) 連絡場所
(2) 連絡責任者
(3) 気象状況等
(4) その他

2 救急患者空輸要請依頼

年 月 日
災害派遣要請者あて
発信者名
自衛隊航空機の派遣要請依頼について
救急患者空輸のため、下記のとおり自衛隊航空機の派遣を要請します。
記
1 派遣要請の理由
2 派遣を要する日時
3 派遣を要する場所及び輸送場所
4 空輸を必要とする救急患者
氏名                      血液型                      生年月日
5 同乗者（医師、親族）
氏名                      血液型                      生年月日
"                      "                      "
6 その他
医療機材、特記事項等

## ○自衛隊撤収要請依頼様式

## 1 撤収要請依頼

	年	月	日
災害派遣要請者あて			
発信者名			
自衛隊の撤収要請依頼について			
自衛隊の災害派遣をうけましたが、災害の復旧も概ね終了しましたから、下記のとおり撤収要請を依頼します。			
記			
1	撤収要請依頼日時		
	年	月	日
2	派遣要請依頼日時		
	年	月	日
3	撤収作業場所		
4	撤収作業内容		

2 救急患者空輸撤収要請依頼

年 月 日
災害派遣要請者あて
発信者名
自衛隊航空機の撤収要請依頼について
平成 年 月 日 時 分要請した航空機等の出動については、目的地 ( ) へ空輸できましたので、下記のとおり撤収要請を依頼します。
記
1 撤収要請依頼日時
年 月 日

## ○消防防災ヘリコプター緊急運航要請書

受信時間	時 分		
1 要請機関名	内子町	Tel 0893—44—2111	発信者 <span style="font-size: 2em;">}</span> <span style="font-size: 2em;">(</span> 職名： 氏名：
2 活動の種別	(1) 災害応急（偵察・広報・物資輸送等） (2) 救急 (3) 救助 (4) 火災防御 (5) その他（ ）		
3 活動内容	偵察、広報、物資輸送（品名数量 ）、人員搬送 救急、救助、空中消火、その他（ ）		
4 発生場所及び 発生日時	内子 市 <sup>○</sup> 村	地内	
	(発生日時)	平成 年 月 日	
		午前・午後 時 分	
	(目標)		
	(離着陸場所)		
5 現地の気象条件	天候	風向	風速
	視界	m	気象予警報（
			警報・注意報）
6 現場指揮者	所属・職名・氏名	今治市	
7 現場との 連絡手段	無線種別（全国波、県内共通波、その他） 現場指揮本部（車） 呼出名（コールサイン）		
8 要 請 を 必 要 と す る 理 由	※ 災害状況、要請する活動の内容、受入体制を記述すること。 (救助の場合には、事故の原因、事故の状況、人員等も記述のこと。)		
目 標	別添地図のとおり	* 目標が明確となる大きめの図面を添付のうえ、ゼンリン住宅地図のページ数を明記	
愛媛県防災航空事務所（消防防災航空隊）		Tel 089—965—1119	受信者
ファクシミリ		Tel 089—972—3655	

9 傷 病 者 の 搬 送 場 合	傷病者	氏名 氏名		年齢 年齢	歳 歳	男・女 男・女
	症状					
	着陸場所 の目標等	出動先 所在地 及び目標		搬送先 所在地 及び目標		
	同乗者	医師及び 看護婦の 氏名		関係者の 氏名		
	病院への 搬送方法	救急車の 手配		病院の 手配		
	受入病院	所在地 名称		連絡先	Tel	
	搬送先の消防本部の 担当者 職・氏名	消防本部（局） 職・氏名		課 Tel		

10 必要資機材	
11 他航空機への要請	(有・無) 機関名 要請機数 機
12 その他必要事項	

\* 以下の項目は消防防災航空隊で、出動の可否を決定後、連絡します。

1 運航指揮者	
2 使用無線等	無線種別（全国波、県内共通波、その他） 呼出名（コールサイン）
3 到着予定日時	平成 年 月 日（ 曜日） 午前・午後 時 分
4 活動予定時間	時間 分
5 燃料の確保	要手配・手配不要 リットル（ドラム缶 本）



## 〔 条 例 等 〕

## ○内子町防災会議条例

(平成17年1月1日)  
( 条 例 第 15 号 )

(趣旨)

**第1条** この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、内子町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

**第2条** 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 内子町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

**第3条** 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が委嘱する者
  - (2) 愛媛県の知事の部内の職員のうちから町長が委嘱する者
  - (3) 愛媛県警察の警察官のうちから町長が委嘱する者
  - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
  - (5) 教育長
  - (6) 消防団長
  - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が委嘱する者
  - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が委嘱する者
- 6 前項の委員の定数は、22人以内とする。
- 7 第5項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

**第4条** 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

〔内子町防災〕

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、愛媛県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

**第5条** この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

**附 則**

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

**附 則**(平成18年9月27日条例第73号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**(平成23年3月25日条例第5号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

**附 則**(平成24年9月27日条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

## ○内子町災害対策本部条例

(平成17年1月1日)  
(条例第16号)

(趣旨)

**第1条** この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、内子町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

**第2条** 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

**第3条** 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

**第4条** 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

**第5条** この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

**附 則**

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

**附 則**(平成24年9月27日条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 〔そ の 他〕

## ○過去の災害履歴

## 1 主な風水害履歴

年 月 日	原 因	被害地域	被 害 概 要
昭和60年 6月21日 ～7月12日	梅雨前線 豪雨	東予・中予 地 方	住家一部破損9棟、床上浸水17棟、床下浸水232棟、田畑流没0.32ha、学校被害4か所、道路損壊617か所、橋梁損壊4か所、河川損壊319か所、砂防18か所、山腹崩壊52か所、海岸被害6か所、急傾斜地1か所、被害総額5,141,647千円
昭和60年 9月7～8日	寒冷前線 豪雨	東予・中予 地 方	道路損壊14か所、被害総額1,648,093千円
昭和61年 1月1～31日	低 温	県下全域	道路損壊505か所、被害総額8,384,240千円
昭和61年 7月4～13日	梅雨前線 豪雨	県下全域	重傷1人、住家全壊2棟、半壊1棟、床下浸水7棟、非住家4棟、道路損壊223か所、河川損壊68か所、砂防4か所、被害総額1,328,342千円
昭和62年 8月30～31日	台風12号	県下全域 (特に東予・中予)	軽傷1人、住家全壊1棟、半壊1棟、一部破損5棟、道路損壊6か所、河川損壊10か所、漁港施設被害11か所、漁港海岸被害5か所、被害総額1,754,188千円
昭和62年 10月15～17日	台風19号	県下全域	軽傷1人、住家一部破損12棟、床上浸水92棟、床下浸水2,411棟、非住家21棟、田畑流没46.45ha、道路損壊453か所、橋梁損壊10か所、河川損壊447か所、港湾5か所、砂防55か所、水道3,796戸、漁港施設被害12か所、漁港海岸被害5か所、海岸被害11か所、地すべり1か所、被害総額9,796,146千円
平成1年 8月26～27日	台風17号	県下全域 (特に東予)	重傷1人、軽傷2人、住家全壊1棟、一部破損4棟、床上浸水67棟、床下浸水1,422棟、非住家5棟、田畑流没39.33ha、学校被害1か所、道路損壊504か所、橋梁損壊2か所、河川損壊483か所、港湾2か所、砂防58か所、海岸施設被害5か所、漁港施設被害13か所、治山施設被害34か所、被害総額7,532,214千円
平成1年 9月18～19日	台風22号	県下全域	死者1人、住家全壊1棟、半壊6棟、一部破損12棟、床上浸水29棟、床下浸水451棟、非住家12棟、田畑流没28.53ha、学校被害1か所、道路損壊461か所、橋梁損壊2か所、河川損壊279か所、砂防15か所、水道80戸、治山施設被害37か所、被害総額4,124,652千円
平成3年 9月27～28日	台風19号	県下全域	死者1人、重傷2人、軽傷47人、住家全壊64棟、半壊158棟、一部破損4,452棟、床上浸水1,251棟、床下浸水4,424棟、非住家1,495棟、学校被害233か所、病院被害10か所、道路損壊97か所、河川損壊51か所、港湾26か所、砂防1か所、清掃施設被害5か所、水道3,002戸、電気116,698戸、漁港施設被害154か所、公園被害1か所、海岸被害67か所、被害総額51,654,392千円

平成4年 8月7～9日	台風10号	県下全域	重傷3人、軽傷2人、住家一部破損17棟、床下浸水2棟、非住家9棟、田畑流没3.16ha、学校被害20か所、病院被害2か所、道路損壊186か所、河川損壊137か所、港湾6か所、砂防6か所、水道206戸、電気44,353戸、漁港施設被害41か所、海岸被害2か所、防波堤損壊2か所、被害総額5,867,759千円
平成5年 6月28日 ～7月5日	梅雨前線 豪雨	県下全域	死者1人、住家全壊1棟、半壊1棟、一部破損9棟、床下浸水16棟、非住家5棟、田畑流没15.35ha、道路損壊385か所、橋梁損壊1か所、河川損壊202か所、砂防14か所、崖くずれ25か所、被害総額4,824,276千円
平成5年 9月3～4日	台風13号	県下全域	死者1人、行方不明者1人、軽傷5人、住家全壊2棟、一部破損11棟、床上浸水129棟、床下浸水1,108棟、非住家3棟、田畑流没56.63ha、学校被害25か所、病院被害3か所、道路損壊521か所、橋梁損壊2か所、河川損壊563か所、港湾11か所、砂防30か所、崖くずれ28か所、水道540戸、漁港施設被害73か所、被害総額12,840,790千円
平成8年 8月13～15日	台風12号	県下全域	死者2人、重傷2人、軽傷4人、一部破損5棟、非住家その他建物被害8棟、田畑流出・埋没4.9ha、道路被害18か所、河川被害13か所、港湾被害1か所、停電54,939戸、海岸被害2か所、林道被害5か所、被害総額3,687,472千円
平成9年 9月14～17日	台風19号	県下全域	軽傷2人、一部破損4棟、床上浸水45棟、床下浸水1,305棟、田畑流出・埋没23.66ha、道路被害208か所、河川被害349か所、砂防被害28か所、水道断水2戸、停電5,965戸、ブロック塀被害1か所、海岸被害2か所、被害総額5,661,498千円
平成10年 10月17～18日	台風10号	県下全域	死者2人、重傷1人、軽傷1人、全壊5棟、半壊2棟、一部破損16棟、床上浸水163棟、床下浸水2,227棟、非住家その他建物被害27棟、田畑流出・埋没54.03ha、学校被害1か所、道路被害326か所、橋りょう3か所、河川被害323か所、砂防被害59か所、断水17戸、停電7,085戸、漁港被害10か所、公園被害1か所、被害総額11,296,505千円
平成11年 6月24日 ～7月3日	梅雨前線 豪雨	県下全域	一部破損1棟、床上浸水6棟、床下浸水43棟、非住家その他建物被害11棟、田畑流出・埋没6.99ha、道路被害85か所、橋りょう被害1か所、河川被害61か所、砂防被害13か所、治水施設被害1か所、頭首工被害13か所、ため池被害10か所、水路被害50か所、農道被害102か所、林道被害3か所、被害総額2,612,924千円
平成11年 7月26～29日	台風5号	県下全域	床下浸水19棟、田畑流出・埋没4.92ha、道路被害52か所、河川被害36か所、砂防被害4か所、停電1,700戸、頭首工被害3か所、ため池被害1か所、水路被害9か所、農道被害19か所、林道被害18か所、被害総額1,292,075千円
平成11年 8月1～3日	台風第7号	県下全域	床上浸水1棟、床下浸水6棟、農道被害15か所、被害総額1,207,226千円
平成11年 9月14～15日	台風16号	県下全域	軽傷1人、半壊2棟、一部破損15棟、床上浸水100棟、床下浸水917棟、非住家その他建物被害14棟、田畑流失・埋没60.62ha、橋りょう被害20か所、道路被害177か所、河川被害217か所、砂防被害51か所、断水652戸、電話不通207回線、停電2,430戸、公園被害5か所、治山被害1か所、揚水機被害2か所、頭首工被害85か所、ため池被害36か所、水路被害

			345か所、農道被害257か所、林道被害185か所、被害総額22,291,227千円
平成11年 9月23～24日	台風18号	県下全域	重傷2人、軽傷7人、床上浸水2棟、床下浸水7棟、非住家その他建物被害2棟、田畑流失・埋没0.42ha、学校被害1か所、道路被害23か所、河川被害4か所、港湾被害1か所、停電42,138戸、漁港被害4か所、水路被害1か所、被害総額4,772,748千円
平成13年 6月18日 ～7月1日	梅雨前線 豪雨	県下全域	死者1人、軽傷8人、全壊1棟、半壊3棟、一部破損2棟、床上浸水125棟、床下浸水795棟、非住家その他建物被害1棟、田畑流失・埋没18.63ha、道路被害152か所、橋りょう被害1か所、河川被害117か所、港湾被害1か所、砂防被害57か所、公園被害5か所、鉄道不通1か所、停電2,407戸、頭首工被害11か所、ため池被害39か所、水路被害86か所、農道被害220か所、治山被害28か所、林道被害22か所、農地保全被害1か所、被害総額5,006,528千円

## 2 主な地震災害履歴

発生年月日	概 況
明治38年6月2日	芸予地震 松山震度5、震源地は安芸灘 主な被害地方は松山市、温泉、越智、伊予の各郡 負傷者16名、家屋全壊7戸、半壊58戸、破損231戸、非住家被害16戸、煙突倒壊7本、橋梁破損2か所、堤防破損153か所
昭和21年12月21日	南海地震 宇和島・波止浜で震度4、震源地は紀伊半島南方沖 死者26人、負傷者32人、住家全壊155棟、非住家全壊147棟、県下海岸線は地盤沈下のため平均40～50cm沈下
昭和43年4月1日	松山・宇和島で震度4、震源地は日向灘 負傷者3人、建物の損壊2,986棟
昭和51年2月2日	松山・宇和島で震度2、震源地は安芸灘 港湾被害2か所
昭和52年3月13日	宇和島で震度3、震源地は愛媛県南西部
昭和62年3月18日	宇和島で震度3、松山で震度2、震源地は日向灘 漁港施設被害1か所
平成12年10月6日	鳥取県西部地震 吉海町で震度5弱、弓削町・生名村・岩城村・魚島村等で震度4を記録。震源地は鳥取県西部 県内での被害は特になし。
平成13年3月24日	芸予地震 弓削町・生名村・岩城村等2市15町2村で震度5強、魚島村は震度4を記録。震源地は安芸灘 死者1人、重傷7人、軽傷68人、全壊2棟、半壊40棟、一部破損11,196棟、非住家その他建物被害3棟、田畑埋没5.36ha、学校被害273か所、病院被害28か所、道路被害56か所、河川被害8か所、港湾被害13か所、海岸被害2か所、漁港施設被害14か所、公園被害9か所、鉄道不通1か所、断水190戸、停電6,836戸、ため池被害53か所、水路被害6か所、農道被害35か所、揚水機被害8か所、治山被害2か所、林道被害2か所

## ○災害救助法による救助の程度、方法及び期間

最近改正 平成24年4月6日現在

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考				
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 300円以内 (加算費) 冬季 別に定める額を加算  高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上				
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格 1戸当たり平均29.7㎡(9坪)を基準とする。 2 限度額 1戸当たり2,401,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる。)	災害発生の日から20日以内着工	1 平均1戸当たり29.7㎡、2,401,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これらに収容することができる。 4 供与期間 最高2年以内				
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者	1人1日当たり 1,010円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)				
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上				
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること				
		区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算
		全壊	夏 17,200	22,200	32,700	39,200	49,700	7,300
		全流出	冬 28,500	36,900	51,400	60,200	75,700	10,400
		半壊	夏 5,600	7,600	11,400	13,800	17,400	2,400
		半壊床上浸水	冬 9,100	12,000	16,800	19,900	25,300	3,300

医 療	医療の途を失った者（応急的処置）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費</li> <li>2 病院又は診療所…国民健康保険診察報酬の額以内</li> <li>3 施術者…協定料金の額以内</li> </ol>	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費</li> <li>2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額</li> </ol>	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
災 害 に か かった者の救出	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 現に生命、身体が危険な状態にある者</li> <li>2 生死不明な状態にある者</li> </ol>	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。</li> <li>2 輸送費、人件費は、別途計上</li> </ol>
災 害 に か かった住宅の応急修理	住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当たり 520,000円以内	災害発生の日から1か月以内	
学用品の給与	（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費</li> <li>2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 1人当たり 4,100円 中学校生徒 1人当たり 4,400円 高等学校等生徒 1人当たり 4,800円</li> </ol>	災害発生の日から （教科書） 1か月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 備蓄物資は評価額</li> <li>2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。</li> </ol>
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 体当たり 大人(12歳以上) 201,000円以内 小人(12歳未満) 160,800円以内</li> </ol>	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 輸送費、人件費は、別途計上</li> <li>2 災害発生後3日を経過した</li> </ol>



	亡していると推定される者			ものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 洗浄、消毒等 1体当たり 3,300円以内</li> <li>2 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,000円以内</li> <li>3 検案 救護班以外は慣行料金</li> </ol>	災害発生の日から10日以内	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 検案は原則として救護班</li> <li>2 輸送費、人件費は、別途計上</li> <li>3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。</li> </ol>
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯当たり 134,200円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災者の避難</li> <li>2 医療及び助産</li> <li>3 被災者の救出</li> <li>4 飲料水の供給</li> <li>5 死体の捜索</li> <li>6 死体の処理</li> <li>7 救済用物資の整理配分</li> </ol>	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第24条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の統括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める額	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

## ○災害の被害認定基準

分類	用語	被害程度の判定基準	
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体を確認することができないが、死亡したことが確実な者	
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者	
	負傷者	重傷者	当該災害により負傷し、1月以上の治療を要する見込みの者
		軽傷者	当該災害により負傷し、1月未満で治療できる見込みの者
住家の被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。	
	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位をいうが、同一家屋内の親子夫婦であっても生活の実態が別々であれば当然2世帯となる。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては原則としてその宿泊者等を1世帯として取扱う。	
	全壊、全焼又は流失	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。	
	半壊又は半焼	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。	
	床上浸水	床上浸水	浸水がその住家の床上に達した程度のもので、具体的には床上に達したとき、浸水が畳をこえた程度のものをいう。又は全壊あるいは半壊には該当しないが、土砂、竹木等の堆積により一時的に居住することができないものをいう。
		床下浸水	床上浸水にいたらぬ程度に浸水したものをいう。
		一部破損	損壊の程度が半壊焼にいたらぬ程度の住家の破損で、修理を必要とする程度のものとする。ただし、窓ガラス2～3枚が割れた程度のものを除く。
非住家の被害	非住家	住家以外の建物で、この報告中、他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。	
	公共建物	例えば、役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。	
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	
	非住家被害	全壊又は半壊の被害を受けたもの	
田畑被害	流失・埋没	耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能となったもの	
	冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもの	
その他	道路決壊	高速自動車道、一般国道、県及び市町村道（道路法第2条第1項に規定する道路。以下同じ）の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。ただし、橋りょうを除いたものとする。	
	橋りょう流失	市町村道以上の道路に架設した橋が一部又は全部流失、一般の渡橋が不能となった程度の被害をいう。	

他 被 害	河 川 決 壊	河川法にいう1級河川及び2級河川（河川法の適用若しくは準用される河川）の堤防あるいは溜池、かんがい用水路の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。
	鉄 道 不 通	汽車、電車の運行が不能となった程度の被害をいう。
	被 害 船 舶	ろ、かいのみをもって運航する舟以外の船で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。
	電 話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電 気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	水 道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	ガ ス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
被 害 世 帯 数	ブ ロ ッ ク 塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	り 災 世 帯	災害により被害を受けて通常の生活を維持できなくなった世帯で全壊、半壊、床上浸水により被害を受けた世帯をいう。
火 災 発 生	り 災 者	被災世帯の構成員をいう。
	火 災	地震又は火山噴火の場合のみとすること。
	建 物	土地に定着する工作物のうち屋根及び柱若しくは壁を有するもの、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物に設けた事務所、店舗、倉庫その他これらに類する施設をいい、貯蔵所その他これに類する施設を除く。
	危 険 物 そ の 他	消防法第11条に起因する市町村長等が許可した製造所等 建物及び危険物以外のもの
そ の 他 用 語 の 解 説	文 教 施 設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	港 湾 被 害	港湾法第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	砂 防 被 害	砂防法第1条の規定による砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	清 掃 施 設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	公 立 文 教 施 設	公立の文教施設とする。
	農 林 水 産 業 施 設	農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公 共 土 木 施 設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路及び漁港とする。
	そ の 他 の 公 共 施 設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	農 産 被 害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林 産 被 害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
畜 産 被 害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。	
商 工 被 害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。	

(注)

(1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に

区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。

- (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

## ○町内指定文化財一覧

## 1 国指定

区分	名称	所在地	所有者(管理者・管理団体)
建造物	上芳我家住宅	内子町内子	芳我喜美子、松久美音子、武智美智子
建造物	本芳我家住宅	内子町内子	芳我大輔、梅澤博子
建造物	大村家住宅	内子町内子	大村博
有形民俗文化財	内子及び周辺地域の製蠶用具	内子町	内子町
重要伝統的建造物群保存地区	内子町八日市護国伝統的建造物群保存地区	内子町	

## 2 県指定

区分	名称	所在地	所有者(管理者・管理団体)
彫刻	木造阿弥陀如来及び両脇侍立像	内子町五十崎古田	宗光寺
無形民俗文化財	大風合戦	内子町	内子町
天然記念物	乳出の大イチョウ	内子町中川	三島神社
天然記念物	イチイガシ	内子町本川	広瀬神社
天然記念物	ケヤキ	内子町本川	広瀬神社
天然記念物	世善桜	内子町上川	上川部落
天然記念物	石畳東のシダレザクラ	内子町石畳	

## 3 町指定

平成18年1月1日現在

区分	名称	所在地	所有者(管理者・管理団体)
有形文化財	彫刻	萬福寺の阿弥陀如来像	内子町大瀬中央 中野地区
有形文化財	考古資料	萬福寺の寺号額	内子町大瀬中央 中野地区
記念物	名勝	弓削神社境内	内子町石畳 弓削神社
記念物	天然記念物	御調神社社叢	内子町大瀬北 御調神社
記念物	天然記念物	八幡神社のイチョウ	内子町内子 八幡神社
有形文化財	彫刻	願成寺の阿弥陀三尊像	内子町内子 願成寺
有形文化財	石造美術	願成寺の宝篋印塔	内子町内子 願成寺
有形文化財	建造物	高昌寺の寺院構造一式	内子町城廻 高昌寺
有形文化財	彫刻	竹の花活	内子町内子 歴史民俗資料館
記念物	天然記念物	和泉のヒイラギ	内子町石畳 和泉茂孝

記念物	天然記念物	中岡のナツメ	内子町大瀬北	中岡キミエ
記念物	天然記念物	鈴木のコガノキ	内子町袋口	鈴木地区
有形文化財	工芸品	とぼしが森三島神社の鎧	内子町大瀬中央	三島神社
有形文化財	考古資料	とぼしが森三島神社の御系図 (巻物)	内子町大瀬中央	三島神社
有形文化財	考古資料	御調神社の神号額	内子町大瀬北	御調神社
記念物	天然記念物	土井のクロガネモチ	内子町内子	土井孫三郎
有形文化財	建造物	内子座建物構造一式	内子町内子	内子町
民俗文化財	無形民俗文化財	立川神楽	内子町立山	立川神楽部
民俗文化財	無形民俗文化財	喜多郡一宮三島神社祭礼行事 社切り	内子町川中	日之地地区
民俗文化財	無形民俗文化財	喜多郡一宮三島神社祭礼行事 獅子舞	内子町立山	立山獅子舞芸術 保存会
民俗文化財	無形民俗文化財	喜多郡一宮三島神社祭礼行事 御供相撲	内子町川中	川中地区
記念物	天然記念物	天神宮の社叢	内子町大瀬南	寺藪組
民俗文化財	有形民俗文化財	河内の屋根付き橋	内子町河内	田丸橋保存会
民俗文化財	有形民俗文化財	一本松の大師堂	内子町論田	惣郷地区
民俗文化財	有形民俗文化財	西光寺の大師堂	内子町五百木	富浦地区
民俗文化財	有形民俗文化財	滝の花の大師堂	内子町石畳	竹ノ成・共栄更 正組
民俗文化財	有形民俗文化財	元袋口の大師堂	内子町袋口	西地区
民俗文化財	有形民俗文化財	慈雲山観音寺	内子町大瀬北	甲景山地区
有形文化財	彫刻	満穂神社の御神像群	内子町河内	満穂神社
有形文化財	彫刻	三島神社の御神像と狛犬	内子町川中	三島神社
有形文化財	絵画	三島神社佐藤秀文の絵馬4点	内子町川中	三島神社
有形文化財	考古資料	船戸神社神号額	内子町論田	船戸神社
有形文化財	考古資料	高昌寺大雄殿扁額	内子町城廻	高昌寺
有形文化財	彫刻	吞水聖観音菩薩	内子町立山	本村・西・富岡 組
有形文化財	彫刻	栄恵美寿神御姿御版木	内子町内子	恵美寿神社
有形文化財	彫刻	阿弥陀如来坐像、観世音坐像	内子町大瀬東	川登地区
記念物	天然記念物	清田のムクの木	内子町河内	中野浪子
記念物	天然記念物	峰ノ成のイチョウ	内子町石畳	中田石五郎
記念物	天然記念物	河内砦のヤブツバキ	内子町五百木	信高安雄

記念物	天然記念物	水戸森のイヌマキ	内子町五百木	河内紘一
記念物	天然記念物	東のムクロジ	内子町石畳	山本弘
記念物	天然記念物	高屋のハゼの木群	内子町五百木	金高モミエ
				ブリッジカンパニー
記念物	天然記念物	深谷のヤマモミジ	内子町村前	上岡楠生
記念物	天然記念物	知清の大スギ	内子町知清	林充哉
記念物	史跡	曾根城跡	内子町城廻	関係地主
有形文化財	絵画	八幡神社佐藤秀文の絵馬2点	内子町内子	八幡神社
有形文化財	考古資料	八幡神社の算額	内子町内子	八幡神社
記念物	天然記念物	五葉のマツ	内子町石畳	高藤清重
民俗文化財	有形民俗文化財	籠松堂	内子町河内	河内4区
記念物	天然記念物	河内のヒイラギ	内子町論田	河内輝吉
記念物	天然記念物	イスの木群生	内子町五百木	長野地区
記念物	天然記念物	横山のウラジロ樫	内子町立山	横山地区
記念物	天然記念物	子レノ宮のイヌマキ1対	内子町立山	子レノ宮神社
記念物	天然記念物	九賑峠の大クヌギ	内子町村前	有友茂男
有形文化財	建造物	とぼしが森三島神社構造一式	内子町大瀬中央	三島神社
有形文化財	書跡・典籍・古文書	古文書「内ノ子騒動仰書」	内子町内子	願成寺
記念物	天然記念物	大久保のカゴノキ	内子町大瀬中央	宮本昌明 他
記念物	天然記念物	川中中組のムクノキ	内子町川中	船原槌栄
記念物	天然記念物	上立山のハゼの木群	内子町立山	神山虎雄
				宇田ツヤコ
有形文化財	工芸品	古壺	内子町平岡（五十崎）	天地地蔵堂
有形文化財	建造物	河内駿河守吉行の墓	内子町五十崎	河内久雄
有形文化財	彫刻	観世音菩薩	内子町大久喜	大久喜区
記念物	天然記念物	棕の木	内子町北表	大野利根夫
記念物	天然記念物	三島神社々叢	内子町北表	三島神社
記念物	天然記念物	このてがしわ	内子町重松	田中芳秋
記念物	天然記念物	臚の木	内子町山鳥坂	山下長平
有形文化財	絵画	郷土風景画	内子町五十崎	宇都宮神社
有形文化財	絵画	郷土風景画	内子町平岡	岡森神社
有形文化財	絵画	神仏降臨曼荼羅図	内子町平岡	岡田悦子
民俗文化財	有形民俗文化財	算額	内子町北表（五十崎）	三島神社
無形文化財	0	大洲和紙	内子町平岡	大洲手すき和紙保存会

記念物	史跡	龍王城跡	内子町五十崎	内子町
記念物	史跡	四兵衛の墓	内子町大久喜	大久喜区
記念物	史跡	岡崎治郎左衛門の墓	内子町五十崎	岡崎花子
記念物	史跡	宗昌禅定門の墓	内子町平岡	香林寺
記念物	天然記念物	榎	内子町平岡	愛媛県
記念物	天然記念物	椿	内子町大久喜	大久喜区
記念物	天然記念物	銀杏	内子町大久喜	大久喜区
記念物	天然記念物	椿	内子町福岡	弦巻組
記念物	天然記念物	椿	内子町福岡	入船和夫
記念物	天然記念物	ネズミサシ	内子町五十崎	宇都宮神社
記念物	天然記念物	棕の木	内子町平岡	岡野頭哉
有形文化財	建造物	三島神社本殿及び拝殿	内子町北表	三島神社
有形文化財	彫刻	釈迦如来立像	内子町小田	阿弥陀堂
有形文化財	工芸品	懸仏	内子町立石（寺村）	立石神社
有形文化財	彫刻	地藏菩薩立像	内子町上田渡	薬師堂
有形文化財	絵画	涅槃図	内子町上川（寺村）	大野直樹
記念物	史跡	登貴姫の墓と八房の梅	内子町寺村	清盛寺
無形文化財	0	山の神火祭り	内子町寺村	火祭り保存会
記念物	天然記念物	天満神社のいちいがし	内子町吉野川	天満神社
記念物	天然記念物	愛宕の大檜	内子町小田	八坂神社
記念物	天然記念物	宝蔵寺の天狗もみ	内子町中川	宝蔵寺
記念物	天然記念物	三島神社の兄弟かや	内子町中川	三島神社
記念物	天然記念物	薬師の大いちょう	内子町上川	薬師堂
記念物	天然記念物	八幡河原の夫婦やなぎ	内子町上川	国土交通省
無形文化財	0	中川万歳	内子町中川	中川万歳保存会



---

内子町地域防災計画

平成27年3月

編 集 内子町防災会議

発 行 内 子 町

---